

# 広島県健康福祉局行政概要

令和元年度

広島県健康福祉局



# 目 次

I	組 織	
1	健康福祉局の行政組織及び職員数	1
2	行政組織別分掌事務	8
3	地方機関所在地	19
II	予 算	
1	令和元年度当初予算総括表	20
2	令和元年度当初予算主要施策一覧	21
	「創造的復興による新たな広島県づくり」	22
	「希望をかなえるための後押し」	26
	「ゆとりの創出」	37
III	事業概要	
	健康福祉局の事業体系	50
1	地域保健福祉推進対策	59
2	大規模社会福祉施設等の整備	60
3	全ての子どもたちの未来を応援（「ひろしまファミリー夢プラン」の推進）	61
4	婦人保護対策	82
5	適正な医療の確保	85
6	がん対策	88
7	原爆被爆者支援	92
8	毒ガス障害者支援	98
9	感染症対策	100
10	精神保健福祉対策	106
11	難病対策	112
12	栄養改善対策	122
13	歯科保健等	125
14	生活衛生対策	127
15	食品衛生対策	134
16	薬事衛生対策	141
17	肝炎対策	152
18	医療提供体制の確保	155
19	医療人材の確保・育成	165
20	福祉・介護人材の確保・育成	170
21	高齢者が活躍できる社会づくり	174
22	地域支援対策	176
23	健康増進対策	181
24	食育推進対策	186
25	医療保険制度の安定的な運営	187
26	介護保険制度の安定的な運営	195
27	災害救助対策	199
28	地域福祉活動の振興	202
29	社会福祉法人等の指導援助	206
30	生活援護	211
31	戦傷病者戦没者遺族等援護	218
32	障害者福祉（「広島県障害者プラン」の推進）	223
	参考資料	
1	県の主な健康・福祉指標	244
2	健康福祉局の計画・構想等	246
3	健康福祉局関係の各種相談員等一覧表	249
4	健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表	251
5	健康福祉局関係の基金一覧表	254
6	民間社会福祉施設整備助成（貸付）制度一覧表	255
7	保健医療圏の概要	256
8	障害保健福祉圏域図・老人福祉圏域図	259
9	社会福祉施設等の状況	260
10	人材養成施設の状況	315





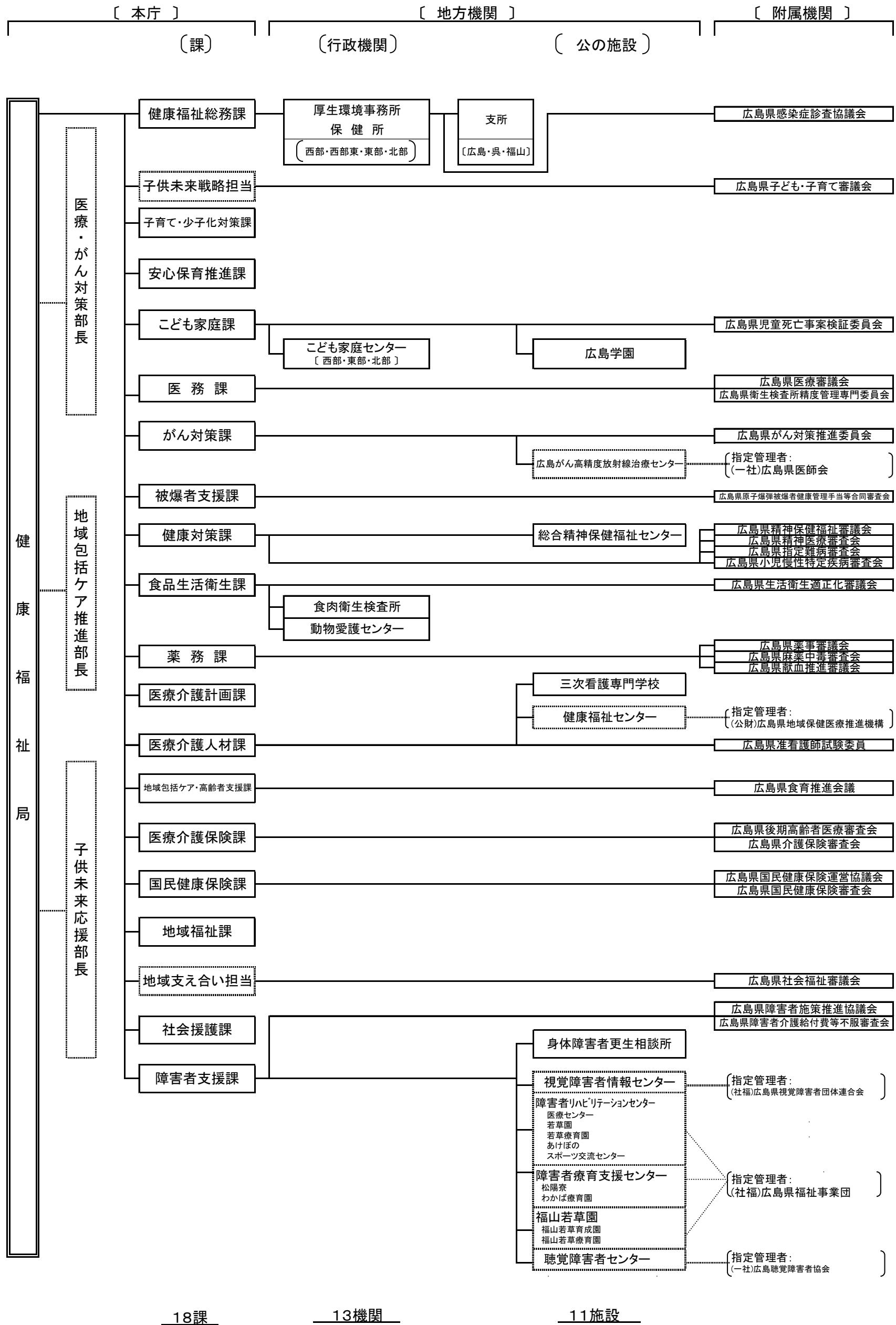
I 組

織

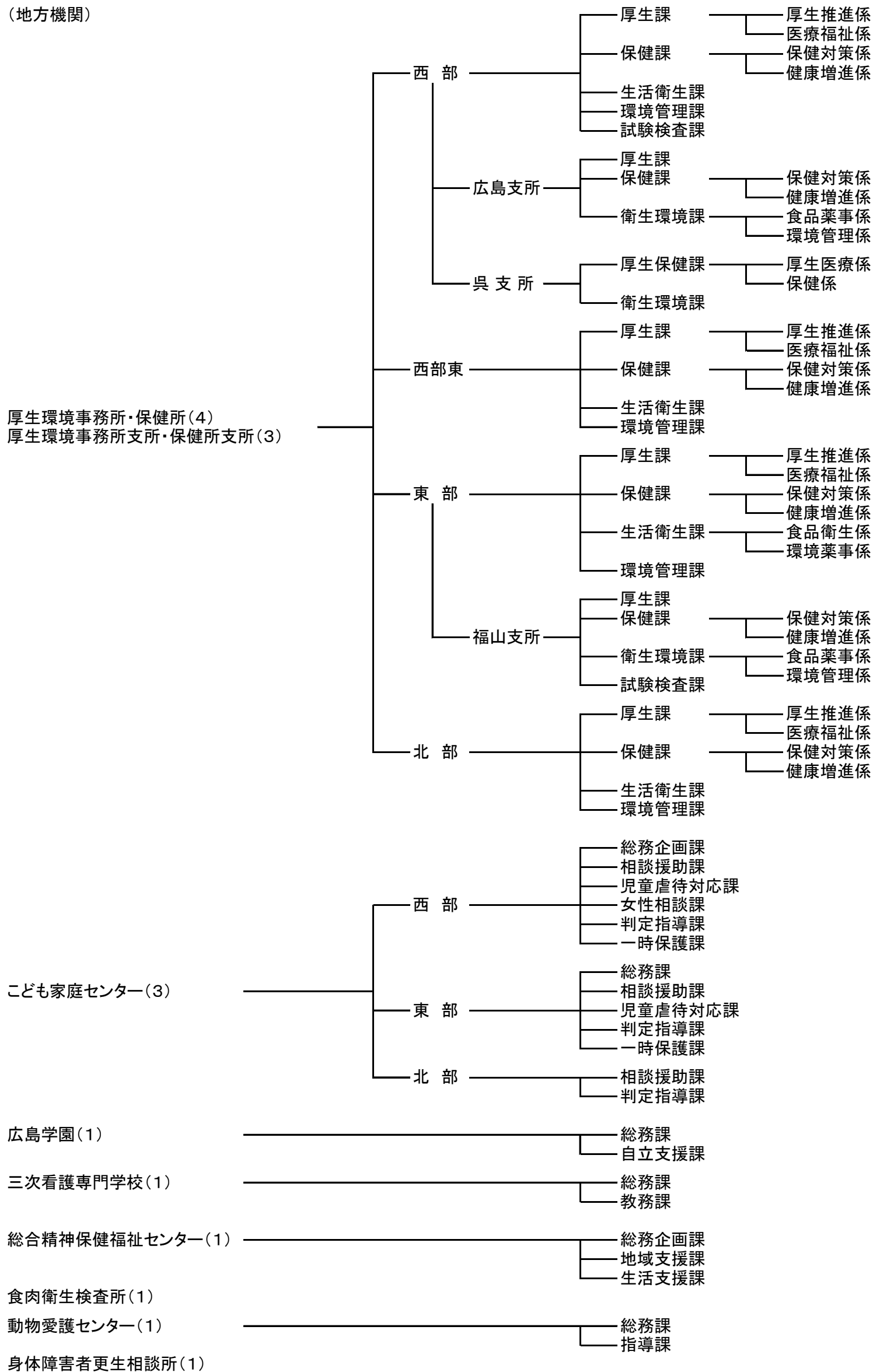


1 健康福祉局の行政組織

(1) 行政機構図 (平成31年4月1日)



(地方機関)



## (2) 令和元年度健康福祉局組織別職員数

(平成31年4月1日現在)

課 (所) 名		職員数(人)	
本 庁	健康福祉総務課	28	
	子供未来戦略担当	5	
	子育て・少子化対策課	12	
	安心保育推進課	8	
	こども家庭課	10	
	医務課	9	
	がん対策課	10	
	被爆者支援課	18	
	健康対策課	23	
	食品生活衛生課	21	
	薬務課	15	
	医療介護計画課	13	
	医療介護人材課	15	
	地域包括ケア・高齢者支援課	17	
	医療介護保険課	9	
	国民健康保険課	9	
	地域福祉課	12	
	地域支え合い担当	8	
	社会援護課	12	
	障害者支援課	31	
本庁小計		285	
地 方 機 関	厚生環境事務所・保健所	西部厚生環境事務所・西部保健所	52
		広島支所	39
		呉支所	19
		西部東厚生事務所・西部東保健所	42
		東部厚生環境事務所・東部保健所	54
		福山支所	36
		北部厚生環境事務所・北部保健所	34
		小計	276
	西部こども家庭センター	50	
	東部こども家庭センター	40	
	北部こども家庭センター	9	
	広島学園	24	
	三次看護専門学校	28	
	総合精神保健福祉センター	19	
食肉衛生検査所	4		
動物愛護センター	10		
身体障害者更生相談所	7		
小計	191		
地方機関小計		467	
合計		752	

(注) 休職中及び育児休業中の者を除く。

(3) 附属機関

機 関 名	審 議 事 項	根 拠 法 規	委 員 構 成	委 員 数	任 期
広島県子ども・子育て審議会	子ども・子育て支援法の規定に基づき、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定又は変更について意見を述べ、並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園に関し、その権限に属させられた事項について調査審議する。	子ども・子育て支援法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 広島県子ども・子育て審議会条例	子どもの保護者 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 優れた識見を有する者	25 人以内	2 年
広島県児童死亡事案検証委員会	知事の諮問に応じ、虐待による児童の死亡事案を検証するために必要な事項について調査審議する。	広島県附属機関設置条例	児童死亡事案の検証に必要な識見を有する者	9 人以内	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
広島県医療審議会	医療法の規定により、その権限に属された事項を調査審議するほか、広島県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議する。	医療法	県職員 関係官公庁職員、医師等医療担当者、医療を受ける立場にある者、学識経験者	30 人以内	2 年
広島県衛生検査所精度管理専門委員会	臨床検査技師等に関する法律（昭和三十二年法律第七十六号）第二十条の三第一項の登録を受けた衛生検査所における検査業務の管理及び精度の確保に関する事項について調査審議する。	広島県附属機関設置条例	衛生検査所の精度管理に関し識見を有する者	5 人以内	2 年
広島県がん対策推進委員会	広島県がん対策推進条例（平成二十七年広島県条例第二号）の規定に基づき、がん対策推進計画の策定又は変更に関する事項並びにがん対策の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議する。	広島県がん対策推進条例	がん患者等、患者団体その他の関係団体を代表する者 保健医療福祉関係者 学識経験のある者 関係行政機関の職員	15 人以内	2 年
広島県原子爆弾被爆者健康管理手当等合同審査会	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）に基づく医療特別手当及び健康管理手当の支給の認定について審査する。	広島県附属機関設置条例	医師 学識経験を有する者	10 人以内	2 年

機関名	審議事項	根拠法規	委員構成	委員数	任期
広島県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 広島県精神保健福祉審議会条例	精神保健福祉に関し学識経験を有する者 精神障害者の医療に関する事業に従事する者 精神障害者の社会復帰の促進を図るための事業等に従事する者	10人以内	3年
広島県精神医療審査会	措置入院者及び医療保護入院者の定期報告に係る入院の可否審査を行う。 医療保護入院届出に係る入院の可否審査を行う。 入院中の者の退院等の請求に係る審査を行う。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者の医療に関し学識経験を有する者 法律に関し学識経験を有する者 その他の学識経験を有する者	25人以内	2年
広島県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）の規定に基づき、特定医療費の支給認定をしないことに関し審査する。	難病の患者に対する医療等に関する法律	医師 指定難病に関し識見を有する者	20人以内	2年
広島県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法の規定に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給認定をしないことに関し審査する。	児童福祉法	医師 小児慢性特定疾病に関し識見を有する者	4人以内	2年
広島県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する重要事項を調査審議する。	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 広島県生活衛生適正化審議会条例	学識経験者 生活衛生関係営業者の意見を代表する者 利用者又は消費者の意見を代表する者	20人以内 (営業者及び消費者は、同数)	2年
広島県薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び広島県薬事審議会条例の規定に基づき、薬事に関する事項について調査審議する。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 広島県薬事審議会条例	県及び関係行政機関の職員 学識経験者 薬事に関する業務に従事する者 消費者の意見代表者	20人以内 (薬事に関する業務に従事する者並びに消費者の代表者から任命する委員は、同数)	県及び関係行政機関の職員なし その他2年
広島県麻薬中毒審査会	麻薬中毒者の入院の継続に係る審査を行う。(入院期間延長への準用を含む。)	麻薬及び向精神薬取締法 広島県麻薬中毒審査会条例	法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者	5人	知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認める時から、措置入院者が退院した時まで
広島県献血推進審議会	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第十条第四項の規定による広島県献血推進計画の策定及び献血推進に関する重要事項について調査審議する。	広島県附属機関設置条例	関係団体の職員 関係行政機関の職員 献血推進に関し識見を有する者	30人以内	2年

機関名	審議事項	根拠法規	委員構成	委員数	任期
広島県准看護師試験委員	准看護師の試験の実施に関する事務のほか、准看護師免許の取り消し又は業務停止の処分について調査審議する。	保健師助産師看護師法 広島県准看護師試験委員条例	県職員 医師 看護師 学識経験者	10人以内	県職員なし その他2年
広島県食育推進会議	広島県食育推進計画の策定及びその推進に関する事項を審議する。	食育基本法 広島県食育基本条例	食育に関して知識と経験を有する者	20人以内	2年
広島県国民健康保険審査会	保険給付に関する処分又は保険料その他国民健康保険法の規定による徴収金に関する処分に対する審査請求について審査を行う。	国民健康保険法	被保険者を代表する者 保険者を代表する者 公益を代表する者	9人	3年
広島県後期高齢者医療審査会	後期高齢者医療給付に関する処分又は保険料その他高齢者の医療の確保に関する法律の規定による徴収金に関する処分に対する審査請求について審査を行う。	高齢者の医療の確保に関する法律	被保険者を代表する者 後期高齢者医療広域連合を代表する者 公益を代表する者	9人	3年
広島県介護保険審査会	保険給付に関する処分又は保険料その他介護保険法の規定による徴収金に関する処分に対する審査請求を審査する。	介護保険法	市町を代表する者 被保険者を代表する者 公益を代表する者	市町代表3人 被保険者代表3人 公益代表39人以内	3年
広島県国民健康保険運営協議会	国民健康保険事業の運営に関する事項を審議する。	国民健康保険法 広島県国民健康保険運営協議会条例	被保険者を代表する者 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 公益を代表する者 被用者保険等保険者を代表する者	被保険者代表4人 保険医又は保険薬剤師代表4人 公益代表4人 被用者保険等保険者代表2人	3年
広島県社会福祉審議会	社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議する。	社会福祉法 広島県社会福祉審議会条例	住民代表（県議会の議員等） 社会福祉事業に従事する者 学識経験者	35人以内	3年
広島県障害者施策推進協議会	障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視するほか、関係行政機関相互の連絡調整を要する事項について調査審議する。	障害者基本法 広島県障害者施策推進協議会条例	関係行政機関の職員 学識経験者 障害者 障害者福祉従事者	21人以内	行政機関の職員なし その他2年



機関名	審議事項	根拠法規	委員構成	委員数	任期
広島県障害者介護給付費等不服審査会	障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、介護給付費等に係る処分に対する不服を調査審議する。	障害者総合支援法 児童福祉法 広島県障害者介護給付費等不服審査会条例	障害者等の保健又は福祉に関する学識経験者	15人以内	3年
広島県感染症診査協議会	感染症患者等に対する就業制限の通知、入院の勧告、入院の期間の延長及び結核患者が結核指定医療機関の医療を受けるために必要な費用の公費負担に関する必要な事項を審議する。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 広島県感染症診査協議会条例	感染症指定医療機関の医師 学識経験者（医療・法律・医療及び法律以外） ※行政関係者は委員に任命できない。	10人以内	2年

## 2 行政組織別分掌事務

### 健康福祉総務課

- (1) 健康福祉局の庶務及び経理に関すること。
- (2) 健康福祉局内の連絡調整に関すること。
- (3) 保健福祉関係職員に対する研修の総合調整に関すること。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (4) 社会福祉統計, 保健統計及び人口動態統計に関すること。
- (5) 厚生環境事務所に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (6) 保健所に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (7) 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)に基づく避難所の運営及び備蓄物資に関すること。
- (8) 健康福祉局中他課の所掌に属しないこと。

### 子供未来戦略担当

- (1) ひろしまファミリー夢プランの推進に関すること。(子育て・少子化対策課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (3) 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (4) 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (5) 広島県子ども・子育て審議会に関すること。

### 子育て・少子化対策課

- (1) ひろしまファミリー夢プランの推進に関すること。
- (2) 少子化対策に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (3) 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に基づく療育及び子育て支援(放課後児童健全育成事業を除く。)に関すること。
- (4) 母子保健に関すること。
- (5) 母体保護に関すること。
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく自立支援医療(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号。以下「障害者総合支援法施行令」という。)第一条の二第一号に規定する医療に係るものに限る。)に関すること。
- (7) 子ども・子育て支援法に基づく地域子育て支援拠点等に関すること。
- (8) 公益財団法人ひろしまこども夢財団に関すること。

### 安心保育推進課

- (1) 児童福祉法に基づく保育及び放課後児童健全育成事業に関すること。

- (2) 子ども・子育て支援法に基づく保育事業に関すること。
- (3) 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に関すること。（他局の所掌に属するものを除く。）

#### こども家庭課

- (1) 児童福祉法に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）に関すること。
- (3) 児童福祉の理念に関する普及啓発に関すること。
- (4) 児童の健全育成に関すること。
- (5) 児童に関する調査統計に関すること。
- (6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に関すること。
- (7) 母子家庭の福祉の向上に関すること。
- (8) 寡婦の福祉の向上に関すること。
- (9) 父子家庭の福祉の向上に関すること。
- (10) 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に関すること。
- (11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）に関すること。
- (12) 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に関すること。
- (13) 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）に関すること。
- (14) 子ども手当に関すること。
- (15) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）に関すること。
- (16) こども家庭センターに関すること。
- (17) 広島県立広島学園に関すること。
- (18) 広島県児童死亡事案検証委員会に関すること。
- (19) 他局及び健康福祉局中他課の所掌に属しない児童に関すること。

#### 医務課

- (1) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に関すること。
- (2) 医師及び歯科医師に関すること。
- (3) 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）に関すること。
- (4) 診療放射線技師及び診療エックス線技師に関すること。
- (5) 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十二年法律第七十六号）に関すること。
- (6) 理学療法士，作業療法士及び言語聴覚士に関すること。
- (7) 視能訓練士に関すること。
- (8) あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師等に関すること。
- (9) 死因究明の施策に関すること。
- (10) 医療金融に関すること。
- (11) 地域保健対策協議会に関すること。
- (12) 広島県医療審議会に関すること。

(13) 広島県衛生検査所精度管理専門委員会に関すること。

#### がん対策課

- (1) がん対策に関すること。
- (2) 広島県立広島がん高精度放射線治療センターに関すること。
- (3) 広島県がん対策推進委員会に関すること。

#### 被爆者支援課

- (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）に関すること。
- (2) 原爆被爆者援護団体の指導及び原爆被爆者対策の調整に関すること。
- (3) 毒ガス障害者の援護に関すること。
- (4) 在外被爆者の援護に関すること。
- (5) 放射線被曝者医療国際協力推進協議会に関すること。
- (6) 広島県原子爆弾被爆者健康管理手当等合同審査会に関すること。
- (7) その他原子爆弾被爆者等の援護に関すること。

#### 健康対策課

- (1) 難病に関すること。
- (2) 特定疾患に関すること。
- (3) 小児慢性特定疾病に関すること。
- (4) 感染症予防に関すること。
- (5) 予防接種に関すること。
- (6) 検疫に関すること。
- (7) 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- (8) 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
- (9) 歯科保健に関すること。
- (10) 栄養士及び調理師に関すること。
- (11) 栄養改善に関すること。
- (12) 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）に基づく栄養成分の量及び熱量その他の健康の増進を図るために必要な食品の表示に関すること。
- (13) 石綿健康被害の救済に関すること。
- (14) 広島県感染症・疾病管理センターに関すること。
- (15) 広島県立総合精神保健福祉センターに関すること。
- (16) 広島県感染症診査協議会の総括に関すること。
- (17) 広島県精神保健福祉審議会に関すること。
- (18) 広島県精神医療審査会に関すること。
- (19) 広島県指定難病審査会に関すること。
- (20) 広島県小児慢性特定疾病審査会に関すること。

(21) その他予防衛生に関すること。

#### 食品生活衛生課

- (1) 理容師及び理容所に関すること。
- (2) 美容師及び美容所に関すること。
- (3) 興行場，旅館業及び公衆浴場に関すること。
- (4) 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）に係る届出，指導監督及び報告に関すること。
- (5) 公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関すること。
- (6) クリーニング業に関すること。
- (7) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。
- (8) 墓地，埋葬，火葬等に関すること。
- (9) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- (10) 生活衛生調査に関すること。
- (11) 水道に関すること。（企業局の所掌に属するものを除く。）
- (12) 食品衛生に関すること。
- (13) 食品表示法に基づくアレルギー，消費期限その他の健康の保護を図るために必要な食品の表示に関すること。
- (14) 製菓衛生師に関すること。
- (15) と畜場及びと畜に関すること。
- (16) 食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。
- (17) 狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関すること。
- (18) 広島県食肉衛生検査所に関すること。
- (19) 広島県動物愛護センターに関すること。
- (20) 広島県生活衛生適正化審議会に関すること。

#### 薬務課

- (1) 医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）に関すること。（農林水産局畜産課の所掌に属するものを除く。）
- (2) 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百四十六号）に関すること。
- (3) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に関すること。
- (4) あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）に関すること。
- (5) 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）に関すること。
- (6) 温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）に関すること。
- (7) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）に関すること。
- (8) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百十二号）に関すること。
- (9) 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）に関すること。
- (10) 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に関すること。
- (11) 医薬品の適正使用に関すること。
- (12) 献血の推進に関すること。
- (13) 生物学的製剤の管理及び医薬品その他の衛生用物資の需給調整に関すること。

- (14) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品等の情報処理及び生産指導に関すること。
- (15) 薬用植物に関すること。
- (16) 薬事工業生産動態等統計調査に関すること。
- (17) 肝炎対策に関すること。
- (18) 広島県薬事審議会に関すること。
- (19) 広島県麻薬中毒審査会に関すること。
- (20) 広島県献血推進審議会に関すること。
- (21) 他局及び健康福祉局中他課の所掌に属しない薬事に関すること。

#### 医療介護計画課

- (1) 保健医療計画の推進に関すること。
- (2) 医療介護総合確保推進法に基づく広島県計画の推進に関すること。
- (3) 高齢者プランの推進に関すること。
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に基づく病床転換助成事業に関すること。
- (5) 救急医療体制の確保に関すること。
- (6) 災害医療に関すること。
- (7) 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に基づく介護支援専門員に関すること。

#### 医療介護人材課

- (1) 医師確保対策に関すること。
- (2) 保健師、助産師、看護師等に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- (3) 介護保険法に基づく介護員養成研修及び福祉用具専門相談員指定講習に関すること。
- (4) 介護福祉人材の就業支援に関すること。
- (5) 小児医療に関すること。
- (6) 周産期医療に関すること。
- (7) へき地医療に関すること。
- (8) 角膜、臓器及び骨髄移植に関すること。
- (9) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に関すること。
- (10) 広島県立三次看護専門学校に関すること。
- (11) 広島県健康福祉センターに関すること。
- (12) 広島県准看護師試験委員に関すること。
- (13) 公益財団法人広島県地域保健医療推進機構に関すること。

#### 地域包括ケア・高齢者支援課

- (1) 地域包括ケア体制の構築に関すること。
- (2) 在宅医療に関すること。
- (3) 保健師に対する研修の総合調整に関すること。
- (4) 保健師業務の総合調整に関すること。

- (5) 認知症施策に関する事。 (健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (6) 健康増進に関する事。
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関する事。 (国民健康保険課の所掌に属するものを除く。)
- (8) 食育に関する事。 (健康対策課及び農林水産局販売・連携推進課の所掌に属するものを除く。)
- (9) 老人福祉法 (昭和三十八年法律第百三十三号) に関する事。 (医療介護計画課及び地域福祉課の所掌に属するものを除く。)
- (10) 民生委員法 (昭和三十二年法律第百九十八号) に関する事。
- (11) 広島県食育推進会議に関する事。

#### 医療介護保険課

- (1) 国民健康保険法 (昭和三十二年法律第百九十二号) に基づく保健医療機関等の指導監査に関する事。
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律に関する事。 (健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (3) 介護保険法に関する事。 (健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (4) 広島県後期高齢者医療審査会に関する事。
- (5) 広島県介護保険審査会に関する事。

#### 国民健康保険課

- (1) 国民健康保険法に関する事。 (医療介護保険課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関する事。
- (3) 広島県国民健康保険運営協議会に関する事。
- (4) 広島県国民健康保険審査会に関する事。

#### 地域福祉課

- (1) 老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業, 老人福祉施設及び有料老人ホームに関する事。
- (2) 高齢者虐待の防止, 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成十七年法律第百二十四号) に関する事。
- (3) 介護保険法に基づく事業者及び施設に関する事。
- (4) 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に関する事。

#### 地域支え合い担当

- (1) 地域共生社会の基盤づくりに関する事。
- (2) 社会福祉法 (昭和三十六年法律第四十五号) に関する事。
- (3) 生活福祉資金に関する事。
- (4) 地域福祉活動の推進に関する事。
- (5) 災害救助法 (昭和三十二年法律第百十八号) に関する事。 (健康福祉総務課の所掌に属するものを除く。)
- (6) 災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和三十八年法律第八十二号) に関する事。

- (7) 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）に関する事。
- (8) 広島県社会福祉審議会に関する事。

#### 社会援護課

- (1) 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に関する事。
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）に関する事。
- (3) 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に関する事。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- (4) 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）に関する事。
- (5) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）に関する事。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- (6) 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）に関する事。
- (7) 引揚者給付金等支給法（昭和三十三年法律第百九号）に関する事。
- (8) 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）に関する事。
- (9) 未帰還者に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）に関する事。
- (10) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）に関する事。
- (11) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）に関する事。
- (12) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）に関する事。
- (13) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）に関する事。
- (14) 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）に関する事。
- (15) 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）に関する事。
- (16) 在外公館等借入金の確認に関する法律（昭和二十四年法律第百七十三号）に関する事。
- (17) 旧軍人、軍属等の身上の取扱い及び未帰還邦人の調査に関する事。
- (18) 旧軍人及び軍属の恩給に関する事。
- (19) 旧軍人、軍属等の叙位及び叙勲に関する事。

#### 障害者支援課

- (1) 障害者総合支援法に関する事。（子育て・少子化対策課の所掌に属するものを除く。）
- (2) 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に関する事。
- (3) 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に関する事。
- (4) 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）に関する事。
- (5) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）に関する事。
- (6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）に関する事。
- (7) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）に関する事。
- (8) 児童福祉法に基づく障害児の福祉に関する事。
- (9) 福祉のまちづくりに関する普及啓発に関する事。
- (10) 心身障害者の扶養共済に関する事。



- (11) 広島県立身体障害者更生相談所に関する事。
- (12) 広島県立視覚障害者情報センターに関する事。
- (13) 広島県立障害者リハビリテーションセンターに関する事。
- (14) 広島県立障害者療育支援センターに関する事。
- (15) 広島県立福山若草園に関する事。
- (16) 広島県聴覚障害者センターに関する事。
- (17) 広島県障害者施策推進協議会に関する事。
- (18) 広島県障害者介護給付費等不服審査会に関する事。
- (19) 社会福祉法人広島県福祉事業団に関する事。
- (20) 健康福祉局中他課の所掌に属しない身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事。

#### 厚生環境事務所

- (1) 地域支援方策の総合的企画調整に関する事。(総務局総務課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 保健・医療・福祉の総合相談に関する事。
- (3) 保健・医療・福祉に係る計画に関する事。
- (4) 社会福祉法及び民生委員法に関する事。
- (5) 災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する法律に関する事。
- (6) 介護保険法に関する事。
- (7) 老人福祉法に関する事。
- (8) 保健福祉関係情報サービスに関する事。
- (9) 老人福祉施設に関する事。
- (10) 地域保健に関する思想の普及に係る福祉関係団体等との調整に関する事。
- (11) 児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者総合支援法に関する事。
- (12) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事。
- (13) 生活保護法に関する事。
- (14) 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関する事。
- (15) 売春防止法に関する事。
- (16) 児童扶養手当法に関する事。
- (17) 児童の健全育成に関する事。
- (18) 母子家庭の福祉の向上に関する事。
- (19) 寡婦の福祉の向上に関する事。
- (20) 父子家庭の福祉の向上に関する事。

#### 保健所

- (1) 医療及び医薬品に関する事。
- (2) 歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師および臨床検査技師等に関する事。
- (3) 角膜、臓器及び骨髄移植に関する事。
- (4) 救急医療に関する事。

- (5) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。
- (6) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。
- (7) 歯科保健に関すること。
- (8) 感染症の予防に関すること。
- (9) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関すること。
- (10) 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
- (11) 地域包括ケア体制の構築に関すること。
- (12) 母子及び乳幼児並びに老人の保健に関すること。
- (13) 栄養の改善及び食品衛生に関すること。
- (14) 水道及び生活環境の向上に関すること。
- (15) エイズ，結核，性病，伝染病その他の疾病の予防に関すること。
- (16) 小児特定疾患に関すること。
- (17) 衛生上の試験及び検査に関すること。
- (18) その他地域住民の健康の保持及び増進に関すること。

#### こども家庭センター

- (1) 児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に関すること。
- (2) 児童に関する相談に関すること。
- (3) 児童及びその家庭に関する調査及び判定に関すること。
- (4) 児童及びその保護者の指導に関すること。
- (5) 児童福祉法による児童等に対する措置に関すること。
- (6) 児童の一時保護に関すること。(広島県北部こども家庭センターを除く。)
- (7) 児童福祉法による障害児施設給付費，特定入所障害児食費等給付費及び障害児施設医療費の支給決定並びに障害児施設等の利用に係る情報の提供，相談及び助言，あっせん，調整並びに要請に関すること。
- (8) 市町の知的障害者の更生援護の実施に関し，市町相互間の連絡及び調整，市町に対する情報の提供その他必要な援助に関すること。
- (9) 知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること。
- (10) 18歳以上の知的障害者の医学的，心理学的及び職能的判定に関すること。
- (11) 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。
- (12) 売春防止法に基づく要保護女子等問題を抱えた女性に関する相談，医学的，心理学的及び職能的判定，自立支援等に関すること。
- (13) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく配偶者暴力相談支援センターとして，配偶者又は生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力被害者支援に関する相談，医学的又は心理学的な指導，関係機関との調整，自立支援等に関すること。
- (14) 売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく一時保護に関すること。(広島県西部こども家庭センターに限る。)

- (15) 広島県西部子ども家庭センターは、前各号に規定する事務のほか、次に掲げる事務を分掌する。
- ①他の子ども家庭センターの援助及び連絡に関すること。
  - ②児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四条に規定する中央児童相談所としての業務に関すること。
  - ③児童相談業務に関する県及び広島市の連携推進に関すること。

#### 広島学園

不良行為をし、又はするおそれのある児童その他家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入園させるなど、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。

#### 三次看護専門学校

保健師助産師看護師法に基づく看護師養成所として、看護師になろうとする者に対し、必要な知識及び技術を教授し、社会に貢献できる人材を育成する。

#### 総合精神保健福祉センター

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。
- (3) 精神医療審査会の事務を行うこと。
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付申請に対する決定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- (5) 回復途上にある精神障害者に、生活指導及び作業指導を行うこと。
- (6) 2号及び5号の業務に付随する診療を行うこと。
- (7) 障害者総合支援法に基づく自立支援医療（障害者総合支援法施行令第一条の二第三号に規定する医療に限る。）に係る支給認定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- (8) 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。
- (9) その他精神保健及び精神障害者の福祉対策の推進を図るために必要な業務を行うこと。

#### 食肉衛生検査所

- (1) 食鳥検査に関すること。
- (2) 食鳥処理業者の指導及び監督に関すること。
- (3) 前二号のほか、食鳥処理及び食鳥処理場に関すること。

#### 動物愛護センター

- (1) 動物の愛護指導に関すること。
- (2) 犬の拘留に関すること。
- (3) 犬及びねこの引取りに関すること。
- (4) 疾病・負傷動物の収容に関すること。
- (5) 前各号のほか、動物の愛護及び狂犬病予防に関すること。（保健所の所掌に属するものを除く。）

#### 身体障害者更生相談所

- (1) 市町の行う身体障害者の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- (2) 身体障害者に関する相談及び指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- (3) 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。
- (4) 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。
- (5) 障害者総合支援法に基づく自立支援医療（障害者総合支援法施行令第一条の二第二号に規定する医療に限る。）に係る市町に対する援助に関すること。
- (6) 障害者総合支援法による補装具費に係る市町に対する援助に関すること。
- (7) 必要に応じ、障害者総合支援法に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。

### 3 地方機関所在地

名 称		所 在 地		電話番号
厚生環境事務所・保健所	西部厚生環境事務所 西部保健所	〒738-0004	廿日市市桜尾二丁目 2-68	(0829) 32-1181
	広島支所	〒730-0011	広島市中区基町 10-52	(082) 228-2111
	呉支所	〒737-0811	呉市西中央一丁目 3-25	(0823) 22-5400
	西部東厚生環境事務所 西部東保健所	〒739-0014	東広島市西条昭和町 13-10	(082) 422-6911
	東部厚生環境事務所 東部保健所	〒722-0002	尾道市古浜町 26-12	(0848) 25-2011
	福山支所	〒720-8511	福山市三吉町一丁目 1-1	(084) 921-1311
北部厚生環境事務所 北部保健所	〒728-0013	三次市十日市東四丁目 6-1	(0824) 63-5181	
子ども家庭センター	広島県西部子ども家庭センター	〒734-0003	広島市南区宇品東四丁目 1-26	(082) 254-0381
	広島県東部子ども家庭センター	〒720-0838	福山市瀬戸町山北 291-1	(084) 951-2340
	広島県北部子ども家庭センター	〒728-0013	三次市十日市東四丁目 6-1	(0824) 63-5181
広島県立広島学園		〒739-0151	東広島市八本松町原 10844	(082) 429-0351
広島県立三次看護専門学校		〒728-0023	三次市東酒屋町 10518-1	(0824) 62-5141
広島県立総合精神保健福祉センター		〒731-4311	安芸郡坂町北新地二丁目 3-77	(082) 884-1051
広島県食肉衛生検査所		〒728-0013	三次市十日市東四丁目 6-1	(0824) 63-1305
広島県動物愛護センター		〒729-0413	三原市本郷町南方 8915-2	(0848) 86-6511
広島県立身体障害者更生相談所		〒739-0036	東広島市西条町田口 295-3	(082) 425-1455



# Ⅱ 予 算





令和元年度

当初予算の概要

健康福祉局

## 令和元年度当初予算総括表

### 1 一般会計

(単位:千円)

区分	令和元年度当初予算額				平成30年度 当初予算額 B	比較		
	A	国庫 支出金	その他	一般財源		A-B	A/B %	
健康 福祉 局 関 係	民生費	129,526,196	5,964,457	5,653,331	117,908,408	122,361,135	7,165,061	105.9
	衛生費	73,678,312	19,547,679	2,672,726	51,457,907	73,784,728	△106,416	99.9
	公債費	491	0	739	△248	486	5	101.0
	計	203,204,999	25,512,136	8,326,796	169,366,067	196,146,349	7,058,650	103.6
県総額	1,055,100,000				953,890,000	101,210,000	110.6	

※ 県総額に対する健康福祉局関係予算の構成比 19.3%

### 2 特別会計

(1) 母子・父子・寡婦福祉資金特別会計

(単位:千円)

区分	令和元年度当初予算額					平成30年度 当初予算額 B	比較	
	A	繰入金	繰越金	諸収入	県債		A-B	A/B %
母子・父子 ・寡婦 福祉資金	544,406	2,823	342,562	199,021	0	423,130	121,276	128.7

(2) 国民健康保険事業費特別会計

(単位:千円)

区分	令和元年度当初予算額					平成30年度 当初予算額 B	比較	
	A	分担金 ・負担金	国庫 支出金	その他	繰入金		A-B	A/B %
国民健康保険 事業費	244,258,286	76,586, 792	66,568, 657	86,430, 660	14,672, 177	254,877,617	△10,619,331	95.8

# 令和元年度当初予算主要施策一覧

事業名等		事業費(千円)	ページ
<b>■ 創造的復興による新たな広島県づくり</b>			
□安心を共に支え合う暮らしの創生			
1	地域共生社会推進事業	203,575	22
2	被災者支援こころのケアチーム運営事業	32,345	24
□将来に向けた強靱なインフラの創生			
3	災害医療体制確保事業	17,520	25
<b>■ 希望をかなえるための後押し</b>			
□すべての子供が夢を育むことのできる社会づくり			
4	子供の未来応援事業	72,003	26
5	ひろしま版ネウボラ構築事業	100,397	28
6	未来をはぐくむ「ひろしま安心保育」推進事業	2,793,389	30
7	東部こども家庭センター一時保護所増改築検討事業	5,620	32
□結婚から子育て期の切れ目ない支援			
8	出会い・結婚支援こいのわ事業	31,481	33
9	不妊治療支援事業	199,937	35
	ひろしま版ネウボラ構築事業(再掲)	—	—
	未来をはぐくむ「ひろしま安心保育」推進事業(再掲)	—	—
<b>■ ゆとりの創出</b>			
□「健康寿命の延伸」に向けた取組の推進			
10	高齢者の健康づくり「通いの場」推進事業	19,313	37
□持続可能な医療・介護提供体制の構築			
11	地域医療介護総合確保事業 ※基金積立を除く	4,013,205	39
12	医療型短期入所施設補助事業	3,092	42
13	発達障害地域支援体制推進事業	52,749	43
□がん対策日本一に向けた取組の推進			
14	「がん対策日本一」推進事業(がん予防・がん検診)	59,757	45
□こころの健康づくり			
15	いのち支える広島プラン推進事業	51,154	47

**創造的復興による  
新たな広島県づくり**

# 1 地域共生社会推進事業【一部新規】

203,575千円 (H30 9,254千円)

## 1 ねらい

平成30年7月豪雨災害における被災者支援対策を通じて、地域コミュニティの大切さについて再認識し、地域住民と行政、社会福祉法人、専門機関等が一体となって、地域課題を把握し、解決に導くことができる包括的支援体制を構築する。

## 2 現状・課題

- 人口減少、少子高齢化により、支え手の減少、あらゆる世代の単身化・孤立化、地域のコミュニティの希薄化が進行している。
- 高齢者、障害者、子供・子育て家庭など、領域別の福祉制度では、解決が困難な課題や地域社会にうまくつながらない人の問題が顕在化している。

## 3 成果目標

地域福祉支援計画の策定

(地域共生社会の実現に向けた進捗を管理する指標については、計画策定の中で整理する。)

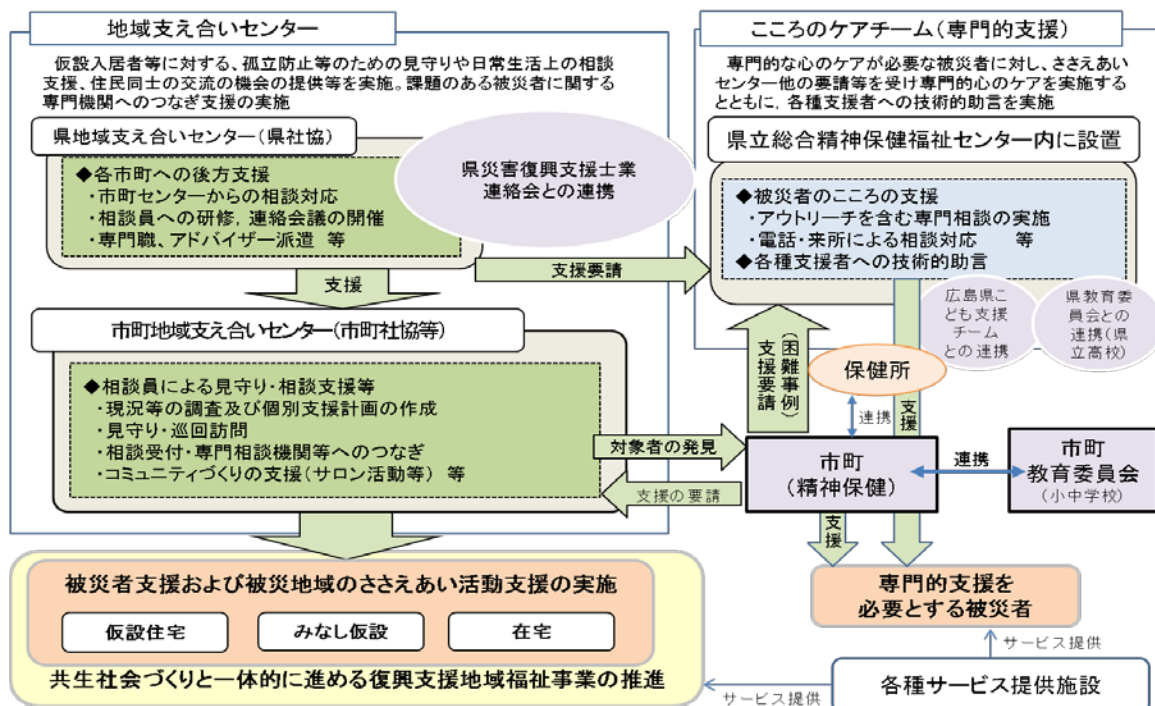
## 4 事業内容

被災者の早期の生活再建を支援する地域支え合いセンターを運営するとともに、地域共生社会の実現に向けた取組を推進する。

### <被災者の生活支援・再建>

#### (1) 被災者支援地域支え合いセンター運営事業 (198,151千円)

被災者の早期の生活再建を支援するため、地域支え合いセンターにおいて、被災者に対する見守りや、日常生活上の相談支援、住民同士の交流機会の提供などを実施





## 2 被災者支援こころのケアチーム運営事業

32,345千円（H30 0千円）

### 1 ねらい

平成30年7月豪雨の被災者の孤立死や自殺の発生防止並びに生活再建に向けた市町及び市町地域支え合いセンターの活動を支援するため、「広島こころのケアチーム」を運営する。

### 2 現状・課題

#### 【現状】

- ▶ 発災後の取組（切れ目のない被災者支援）

「広島こころのケアチーム」を設置し、こころのケアが必要な被災者に対する医師、保健師等による専門的なケアを行うとともに、中・長期的な視点に立ち、支援者及び医療関係者等への技術的支援を実施している。（H30.9.7～）

#### 【課題】

- ▶ 要介護度の上昇や生活困窮、孤立死や自殺リスクの増大など、様々なリスクに対応するため、行政や専門機関、NPO、地域住民等が連携し、被災者一人ひとりに寄り添いながら、包括的な支援を中長期的に実施する必要がある。

### 3 成果目標

平成30年7月豪雨の被災者一人ひとりに寄り添ったこころのケアを継続的かつ包括的に実施することで、孤立死や自殺リスクの増大等様々なリスクを軽減

### 4 事業内容

被災市町等（地域支え合いセンターを含む）が行う仮設住宅等への訪問や出張相談会の開催等、被災者への個別相談に対する専門的な支援を実施

#### **(1) 被災者こころのケアの実施体制の整備**

- ・ 県内の精神医療・保健・福祉関係機関との連携

#### **(2) 市町等が行うこころのケアに関する後方支援、技術的助言、支援者の支援**

- ・ 生徒、児童、社員等こころのケアに関する後方支援、技術的助言
- ・ 事業所、行政機関、医療・福祉施設、支援団体等の職員に対する相談支援

#### **(3) 市町等が行う仮設住宅等での出張相談に対する支援**

- ・ 仮設住宅等への訪問による相談支援（アウトリーチ）
- ・ 被災者向けの出張相談会等の開催
- ・ 電話・来所による相談支援
- ・ 被災者の状況に応じた専門機関（精神科医療機関、こども家庭センター等）への繋ぎ

#### **(4) こころのケアに関するデータの集積等**

### 3 災害医療体制確保事業【一部新規】

17,520千円（H30 15,057千円）

#### 1 ねらい

平成30年7月豪雨災害の検証を踏まえて、大規模災害等が発生した場合に対応する体制を計画的に整備する。

#### 2 現状・課題

- 現在、県内18施設に32チームのDMAT（災害派遣医療チーム）が配置されているが、最新の災害医療に係る技能・知識の習得機会が少なく、本県の地域特性や災害医療体制を踏まえた研修など、大規模災害に備えた研修・訓練の質・量の充実が必要である。
- DMATインストラクター数が少なく（3名）、医師のインストラクターがいない。
- EMIS（広域災害救急医療情報システム）の活用が不十分で、医療機関の被災・応需可能情報収集に時間を要していることや、関係機関とDMATや災害拠点病院の活動内容の相互理解が十分ではないなど、より迅速で効果的な活動が求められている。

#### 3 成果目標

成果指標	現状値（H29）	目標値（R1）
DMATインストラクター数	3名	7名

##### <DMATインストラクター>

- 最新の知識と技能を得て、県内での研修・訓練を企画するDMAT隊員。災害時には、その能力をもって、本部運営の中心的役割を果たす。
- インストラクターに登録するには、厚生労働省が東西2か所で開催する日本DMAT養成研修（各4日間）に各々運営側として参画し、他のインストラクターの推薦を得た上で試験に合格する必要がある。

#### 4 事業内容

DMATの災害対応能力強化や、災害拠点病院等の医療機関、行政、医師会・消防・警察・自衛隊等との連携強化に向けた各種訓練・研修・検討会等を実施し、又はその実施を支援する。

##### **(1) DMATの災害対応能力強化（7,948千円）～スキルアップ～**

- ・県内DMATの技能の向上を目的としたセミナーの開催【新規】
- ・大規模地震時医療活動訓練へのDMAT等の参加
- ・消防機関等と連携した集団災害医療救護訓練の実施
- ・DMATインストラクターの養成【新規】

##### **(2) 災害医療体制の確保及び関係機関との連携強化（9,572千円）～相互理解,効率的な情報収集～**

- ・災害拠点病院の医療従事者災害対応研修の実施【新規】
- ・広島県DMAT連絡会議等の開催
- ・災害医療コーディネート検討会の開催【新規】
- ・医療従事者、保健師、警察職員、消防職員等を対象とした研修の開催
- ・EMIS（広域災害救急医療情報システム）による情報連携強化研修・訓練の実施【新規】



**希望をかなえるための後押し**

## 4 子供の未来応援事業【一部新規】

72,003千円 (H30 70,806千円)

### 1 ねらい

成育環境の違いに関わらず、全ての子供たちが健やかに成長し、夢や希望を育むことができる環境を整備する。

### 2 現状・課題

#### (子育て家庭の状況)

- 近年の社会情勢の変化や家族形態の多様化などを背景として、待機児童の発生、児童虐待相談件数の増加、不登校児童生徒の増加、朝食欠食率の増加等の生活習慣の悪化など、子供たちが生まれ育つ環境によって様々なリスクが顕在化している。
- 「広島県子供の生活に関する実態調査」(H29年度県実施)の結果、生活が困難になるほど、子供たちが厳しい環境に置かれていることが改めて確認された。

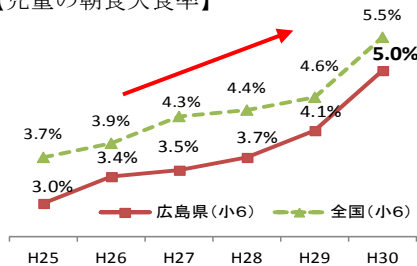
#### (対象者の特定が難しい)

- 家庭での養育の状況が見えない中では、支援が必要な子供の情報が欠如するため、支援対象者の特定が難しい。このため、的外れな支援や顕在化した現象の悪化といった悪循環や、解決の難しい手遅れの状況が生じている可能性がある。

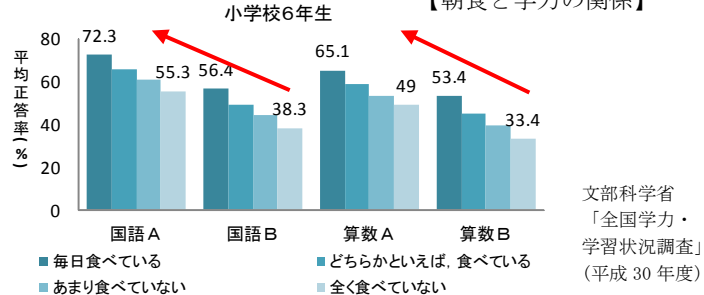
#### (生活習慣づくりに重要な“朝食”の欠食率が増加)

- 今年度から「学びのセーフティネットの構築」に向けた取組を進めており、それらの下支えとなる生活習慣づくりが重要となる中、学力と強い相関がある朝食について、欠食率が平成25年度から毎年増加している。

【児童の朝食欠食率】



【朝食と学力の関係】



### 3 成果目標

成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R1)
様々なリスクを抱える子供たちを多面的・継続的に把握し、見守り支援する仕組みについてモデル市町と共同で検討・構築		
県内児童(小学6年生)の朝食欠食率	5.0%	4.9%

### 4 事業内容

～どのような家庭環境であっても、子供たちに必要な支援を確実に届け、さらには、支援の効果を検証することで、より有効な支援を届けるために取り組む事業～

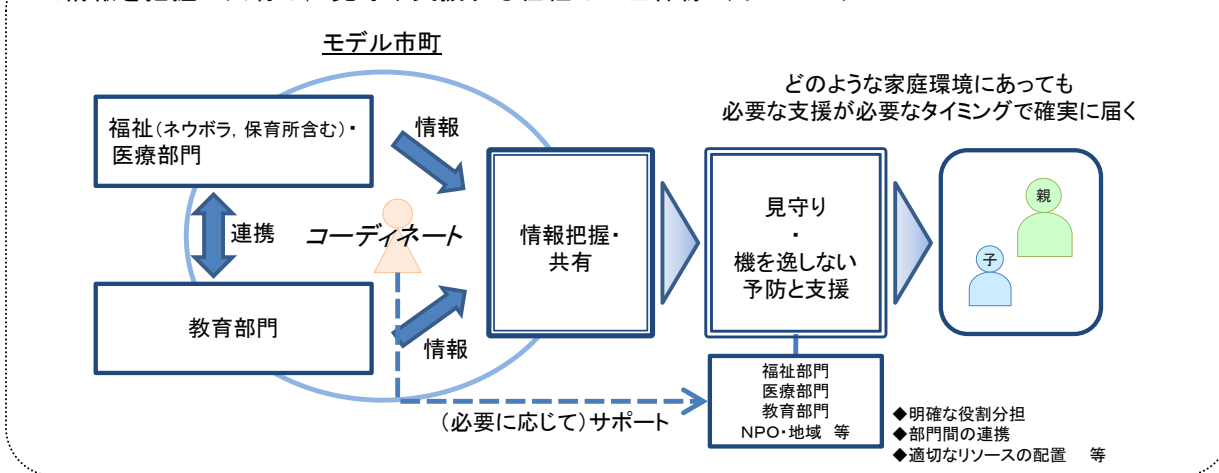
#### (1) 子供見守り支援サポート事業 (22,909千円)【新規】

様々なリスクを抱える子供たちを多面的・継続的に把握し、見守り支援する仕組みについて、モデル市町(府中町)と共同で検討・構築

##### <取組内容>

- ・モデル市町と共同で研究会を設置し、実現可能性などを検討
- ・検討結果を踏まえ、情報把握・共有の仕組み構築に必要な経費の補助などを実施

<情報を把握・共有し、見守り支援する仕組みの全体像（イメージ）>



～全ての子どもたちが朝食を食べられる環境を整え、「確かな学力」と「学力に必要な生活習慣」を身につけられるよう取り組む2つの事業～

## (2) 朝ごはん推進モデル事業 (25,543千円)

学校敷地内において朝食を提供する取組をモデル的に実施し、運営面や成果を検証

<事業の概要>

- ・対象：モデル校の全ての児童
- ・実施場所：学校敷地内（児童館、家庭科室等）
- ・実施主体：地域のボランティア団体等
- ・実施箇所数：8か所程度
- ・食材：企業からの無償提供（H31.1.15時点：協力企業13社）
- ・県補助金：備品整備や施設設備整備などのイニシャルコスト（上限：3,000千円/団体）

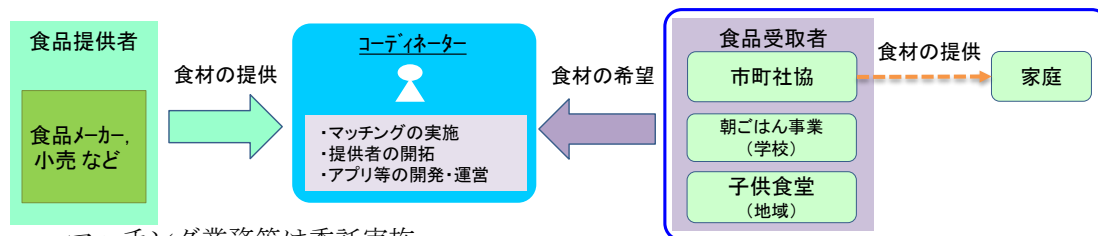


(モデル事業の様子)

## (3) フード・マッチング事業 (18,617千円)【新規】

安定的かつ継続的に企業などから食材が提供され、希望する家庭や地域でも食材が受け取れる仕組みの構築

<仕組みのイメージ>



- ・マッチング業務等は委託実施
- ・仕組みの構築後、業務効率化などのためアプリなどを開発

～子供・子育て支援施策の総合的な推進計画の策定～

## (4) 次期「ひろしまファミリー夢プラン」の策定 (4,934千円)【新規】

現在の「ひろしまファミリー夢プラン」の計画期間が令和元年度で終了するため、次期計画を策定

## 5 ひろしま版ネウボラ構築事業【一部新規】

100,397千円 (H30 165,112千円)

### 1 ねらい

核家族化や地域のつながりの希薄化等により子育てへの不安が高まっていることから、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子保健と子育て支援が一体となったワンストップサービスによる切れ目ないサポート体制（ひろしま版ネウボラ）の構築に向けた取組を行う。

### 2 現状・課題

- 核家族化の進行等により、身近に相談ができる人がいない等、子育ての孤立化が進行
  - 母子保健，子育て支援，保育担当課等相談窓口が別々であるため，一元的な支援や，産後うつや虐待等のリスクの情報共有が不十分で，リスクの早期発見・対応が困難な状況  
《子育てに不安や負担感を感じている人：14%》（H30.3 県調査）  
《子育てに悩んだ時の相談先として市町や県の相談窓口を挙げた人：2.1%》（H30.3 県調査）  
《児童虐待相談対応件数 H24：1,524件 → H29：2,053件》（H29年度 福祉行政報告例）
- ☛ 身近な地域に，母子保健と子育て支援が一体となった，切れ目のない支援が必要

#### ➤ モデル事業の実施状況

- ・ 6市町において「ひろしま版ネウボラ」の拠点をモデル的に設置し，効果や課題を検証中  
【 H29～尾道市，福山市，海田町  
H30～三次市，府中町，北広島町 】
- ・ 専門職種の掘り起しと，ネウボラ従事者の資質向上を図る研修を実施  
【 ネウボラセミナー（人材の発掘）：通算参加者数 214名  
ネウボラ相談員研修（資質向上）：通算参加者数 389名 】

#### 【成果】

- ・ 定期面談（妊娠期～3歳まで7回程度設定）の実施率の向上（9割以上。新設した面談時期は6割，平成29年度より上昇。）
- ・ 自発的な来所，相談件数が増加（平成29年度の約1.5倍）
- ・ 産後うつや経済的課題等のリスクを抱える家庭の把握件数の増加 等



- ☛ ネウボラと地域の関係機関との連携体制の構築や，必要とされる人材の確保・育成が必要

### 3 成果目標

成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R1)
ひろしま版ネウボラの基本型の形成	6市町 30か所	基本型の形成

## 4 事業内容

### (1) ひろしま版ネウボラ構築モデル事業 (86,000 千円) 【一部新規】

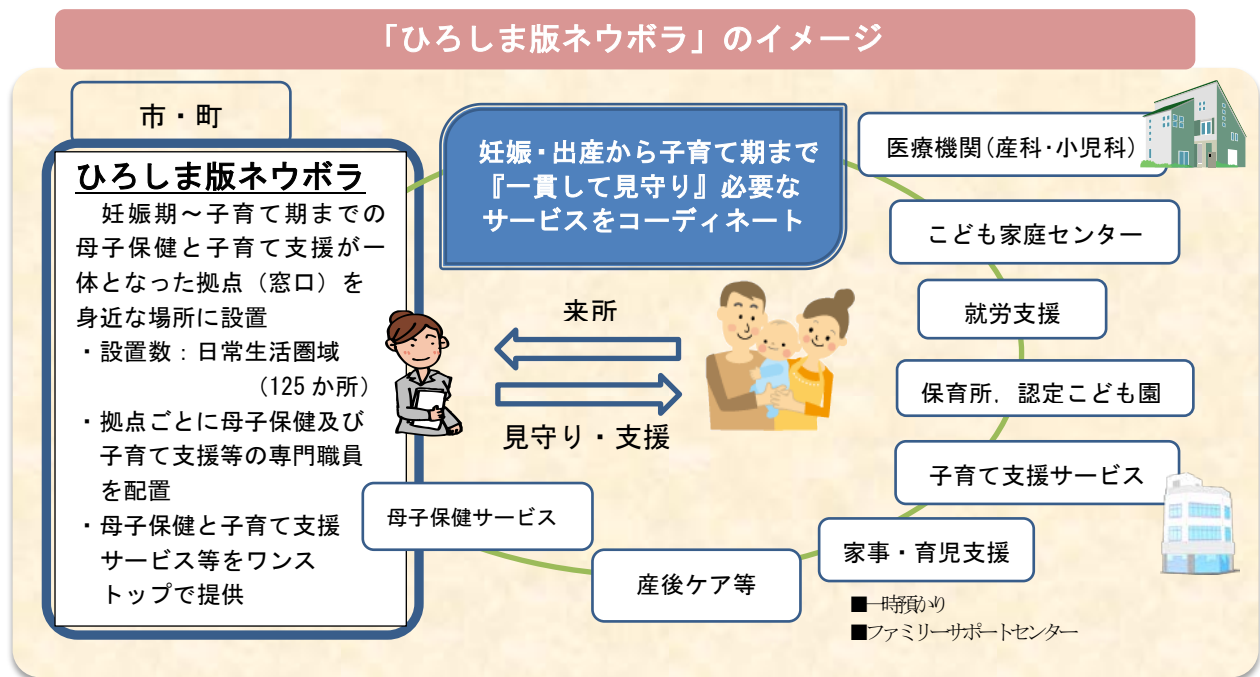
- ・妊娠期から子育て期までの切れ目のないサービスをワンストップで提供し、妊娠、出産、子育て中の家庭の子育て・見守り拠点等をモデル的に設置する市町を支援  
【継続モデル市町】尾道市，福山市，海田町，三次市，府中町，北広島町
- ・全県展開に向けて，地域特性や課題に応じた試験的な取組を府中市，熊野町で実施【新規】

### (2) モデル事業推進会議 (8,776 千円) 【一部新規】

- ・モデル事業の効果的な推進や，全県への設置促進に向けた効果及び課題を検証するため「モデル事業推進会議」を設置
- ・モデル市町の取組や成果の周知と，更なる来所促進を図るためのフォーラムの開催【新規】
- ・事業の評価検証のためのアンケート調査

### (3) ひろしま版ネウボラ人材育成事業 (5,621 千円) 【一部新規】

- ・保健師，助産師，保育士等の人材を確保するため，人材の掘り起しや資質向上に向けた研修を実施
- ・ネウボラで必要とされる人材の専門性やスキル等を整理するとともに，体系的な人材育成カリキュラムを作成【新規】



- ・全ての子育て家庭との頻繁な双方向のコンタクトにより，信頼関係が構築され，子育ての安心感を醸成
- ・子育て家庭が抱える課題やリスクを確実に把握し，早期に適切な支援に結び付ける。

## 6 未来をはぐくむ「ひろしま安心保育」推進事業【一部新規】

2,793,389千円 (H30 212,684千円)

### 1 ねらい

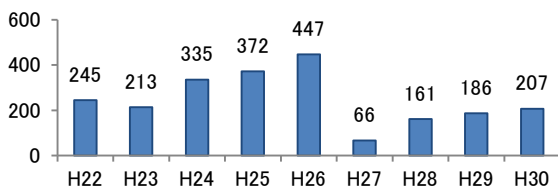
令和元(2019)年10月から実施が予定されている幼児教育・保育の無償化により急増することが予想される保育ニーズに対応するため、保育の受け皿の核となる保育士の確保に重点的に取り組む。

### 2 現状・課題

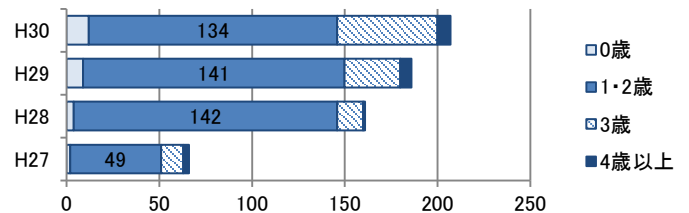
#### (保育ニーズの急増)

- 保育所の整備促進など、保育受入枠の拡充により、入所児童数は増加  
《H22年：54,062人 → H30年：62,142人》「福祉行政報告例」各年4月1日現在
- 待機児童は解消できていない  
《H27.4：66人 → H30.4：207人》
- ☛ 働く女性の増加などの理由で、保育ニーズが急増しており、待機児童の解消には至っていない。また、待機児童の約8割を1・2歳児が占めている。

<待機児童数の推移～4月1日現在>



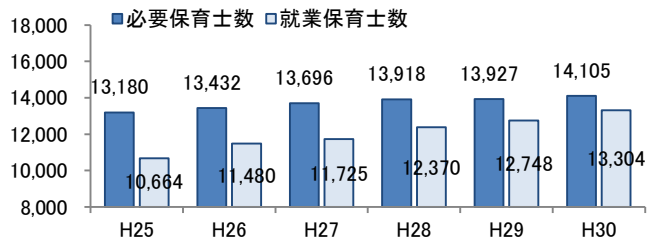
<年齢別の待機児童数の推移～4月1日現在>



#### (保育士の不足)

- 本県の保育士不足は深刻な状況  
《広島県保育士人材バンクのH29求人倍率：2.38(求人814件/求職342件)》
- ☛ 保育の受け皿の核となる保育士の確保を重点的に取り組むことが必要

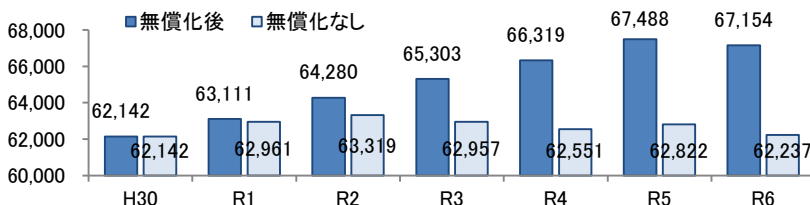
<保育士の不足状況～社会福祉施設等調査から推計>



#### (幼児教育・保育の無償化)

- 幼児教育・保育の無償化により、更なる保育ニーズが掘り起こされ、待機児童問題に拍車がかかるとともに、供給拡大のため、保育の質の低下をもたらしかねない。
- ☛ 保育の量と質の確保に早急に取り組むことが必要

<無償化による入所児童数の推計>



<無償化による影響予測>

入所児童数は1・2歳児を中心に5千人程度の増加となり、保育に必要な保育士数は今後も更に増加する。

### 3 成果目標

成果指標	現状値 (H29)	目標値 (R1)
いつでも安心して子供を預けて働くことができる環境が整っていると思う人の割合 (就学前保育)	57.6%	70.0%

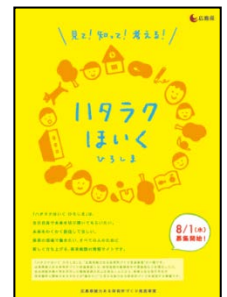


## 4 事業内容

### (1) 保育の量と質の確保

- 保育士早期復職サポート事業（89,640千円）【新規】
  - ・離職中の保育士の早期復職を促すため、待機児童発生市町において、私立保育施設に勤務している保育士の保育料の負担軽減を実施するための経費の一部を補助
- 保育コンシェルジュ配置事業（34,500千円）【拡充】
  - ・保育所への入所調整と保育士の復職支援を同時に行う保育コンシェルジュを配置する市町に対して経費の一部を補助
- 保育士離職時届出制度構築事業（21,000千円）【新規】
  - ・保育士の離職時に将来保育士として復帰する場合の届出制度を創設し、有効な潜在保育士名簿を確保できる仕組みを構築
- 1・2歳児受入促進事業（60,694千円）
  - ・待機児童の大部分を占める1・2歳児の受け入れを促進するため、待機児童発生市町において、積極的に1・2歳児の受け入れに取り組む保育施設に対して、保育士雇用に係る人件費を補助
- 魅力ある保育所づくり推進事業（14,000千円）
  - ・保育所の「見える化」を更に推し進めるコンテンツの充実を図るとともに、レーダーチャートを活用した保育所の質の向上の仕組みを構築
- 保育士キャリアアップ研修事業（32,158千円）
  - ・保育関係団体の専門研修のノウハウを取り入れ、保育士キャリアアップ研修の質の強化を図るとともに、勤務経験が浅い若手保育士や復職を希望する潜在保育士に対する保育実技・現場実習を実施
- 保育士人材確保事業（26,424千円）
  - ・保育士人材バンクの運営による潜在保育士等と保育所のマッチング
  - ・離職時届出制度システムとの連携【新規】
  - ・合同就職説明会や職場体験等の実施による潜在保育士の再就職等の支援
  - ・保育教諭確保のための保育士資格・幼稚園教諭免許取得の支援

<保育士就職ナビの様子>



### (2) 保育料の負担軽減

- いつでも安心保育支援事業（14,348千円）
  - ・無償化の実施に伴う保育ニーズの急増による待機児童の発生に対応するため、やむを得ず認可外保育施設を利用した方への経済的負担軽減を実施
- 無償化に係る保育料等の県負担（2,500,625千円）【新規】
  - ・無償化に係る保育料の公費負担の1/4の県負担分及び市町において無償化に当たり発生する事務経費の市町への補助等

## 7 東部こども家庭センター一時保護所増改築検討事業【新規】

5,620千円（H30 0千円）

### 1 ねらい

狭隘化している東部こども家庭センター一時保護所について、適切に被虐待児童等を保護できる体制を整えるとともに、一時保護の環境改善を図る。

### 2 現状・課題

（児童虐待相談の増加に伴う一時保護件数の増）

- こども家庭センターで対応する児童虐待相談件数は年々増加しており、保護を要する児童も増えている。

特に東部こども家庭センターは、児童虐待相談件数の増加が著しく、県内3か所のこども家庭センターで最も多くなっている。

《児童虐待相談対応件数の推移》

年度 区分	H25	H26	H27	H28	H29
西部C	692件	708件	708件	777件	700件
東部C	759件	1,035件	1,088件	1,185件	1,232件
北部C	108件	107件	94件	104件	121件
県計	1,559件	1,850件	1,890件	2,066件	2,053件

（東部こども家庭センター一時保護所の狭隘化）

- 東部こども家庭センター一時保護所は、平成9年の福山児童相談所（当時）の移転改築に伴い開設したが、その後の児童虐待相談の急増により、これまで2回（H14, H22）にわたる増築を行った。（現在：居室8室、定員16人）

しかしながら増築後も共有スペース等は狭隘なままで、個室化も図られていない等の課題があり、保護児童の生活の安定のためにも、適切な環境の確保が必要となっている。

《一時保護所における保護実人員の推移》

年度 区分	H25	H26	H27	H28	H29
西部C（定員20人）	125人	101人	124人	152人	166人
東部C（定員16人）	212人	255人	207人	196人	216人

### 3 成果目標

特別な支援が必要な子供と家庭の相談支援機能の強化

### 4 事業内容

東部こども家庭センターについて、一時保護件数の増加に伴い一時保護所が狭隘化していることから、保護児童の適切な環境の確保のため、有識者を含め、増改築に向けた検討を行う。



## 8 出会い・結婚支援このわ事業【一部新規】 31,481千円 (H30 31,494千円)

### 1 ねらい

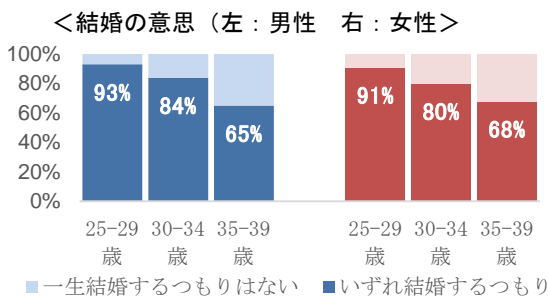
少子化という危機的な課題を克服するため、結婚を希望する男女の夢を叶えるべく、出会いの場の創出を進めるとともに、県民全体で結婚を応援する機運を醸成する。

### 2 現状・課題

➤ 未婚化・晩婚化の進行により晩産化も進行している。

項目		H12	H17	H22	直近
25～39歳の有配偶者率 [総務省国勢調査]	男性	53.3%	50.9%	51.0%	H27：49.8%
	女性	64.6%	60.4%	59.5%	H27：59.0%
平均初婚年齢 [厚生労働省人口動態統計]	男性	28.3歳	29.3歳	30.0歳	H29：30.5歳
	女性	26.7歳	27.6歳	28.4歳	H29：28.9歳
第1子出産年齢（母親） [厚生労働省人口動態統計]	母親	27.7歳	28.8歳	29.5歳	H29：30.1歳

➤ 結婚への意思は若い世代ほど高く[県アンケート調査(H30.12)]、独身でいる理由は「適当な相手にめぐり会えない」が最多である。[県アンケート調査(H30.1)]

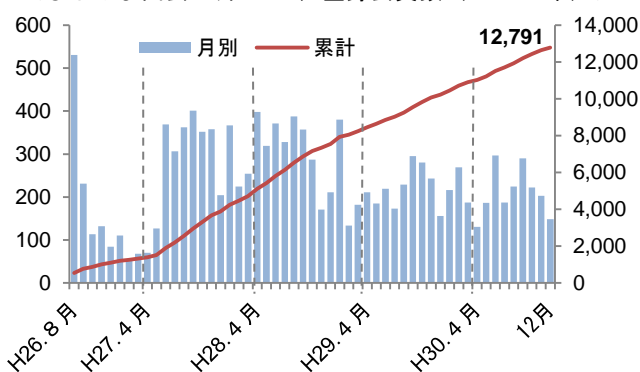


＜結婚したいが交際していない理由（25-39歳）複数回答＞

項目	男性	女性
適当な相手にめぐり会えない	① 40.6%	① 61.0%
異性とうまく付き合えない	② 21.8%	③ 22.6%
もう少し経済的にやっていける自信がついてから結婚したい	③ 20.6%	10.1%
自由や気楽さを失いたくない	18.2%	② 24.5%

➤ これまでの取組により、ひろしま出会いサポートセンターの会員数や成婚報告は増加している一方で、登録後の状況把握が困難であることや結婚に対する考え方が異なる会員が混在していることにより、ミスマッチが生じているなどの課題がある。

＜ひろしま出会いサポートセンター登録会員数（H30.12末）＞



＜センター登録会員の成婚報告実績（H31.1.25時点）＞

H27	H28	H29	H30	合計
15組	75組	90組	101組	281組

＜出会いの場の開催実績（H30.12末時点）＞

回数	参加者数	マッチング数
438回	16,156人	2,307組

＜イベントでのマッチング率の推移＞

H27	H28	H29	H30
22.3%	29.2%	30.5%	33.8%

＜マッチングカップルの継続率＞

マッチング成立	2カ月	4カ月
100.0%	58.1%	20.8%

### 3 成果目標

成果指標	現状値 (H27)	目標値 (R1)
女性（25歳～39歳）の有配偶者率	59.0%	63.2%
男性（25歳～39歳）の有配偶者率	49.8%	53.5%

## 4 事業内容

県が行う出会い・結婚支援施策の認知度を高め、社員の結婚を応援する企業・団体やブライダル事業者等とのパートナーシップを強化し、県全体で結婚を応援する機運を高めるとともに出会いの場の創出等を行う。

### (1) みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェクト事業 (26,057千円)【一部新規】

- 企業・団体との協働による機運醸成  
企業・団体とのパートナーシップを強化するとともに、共催形式により若者が参加しやすいインパクトのあるイベントを開催
- ひろしま出会いサポートセンターの機能強化【新規】  
会員の結婚希望時期や生活スタイル（共働き）など希望に沿った出会いの提供を可能にするとともに、出会いから交際・結婚までの各ステージに応じたサポート体制を充実

### (2) みんなでおせっかい「こいのわ」イベント事業 (592千円)

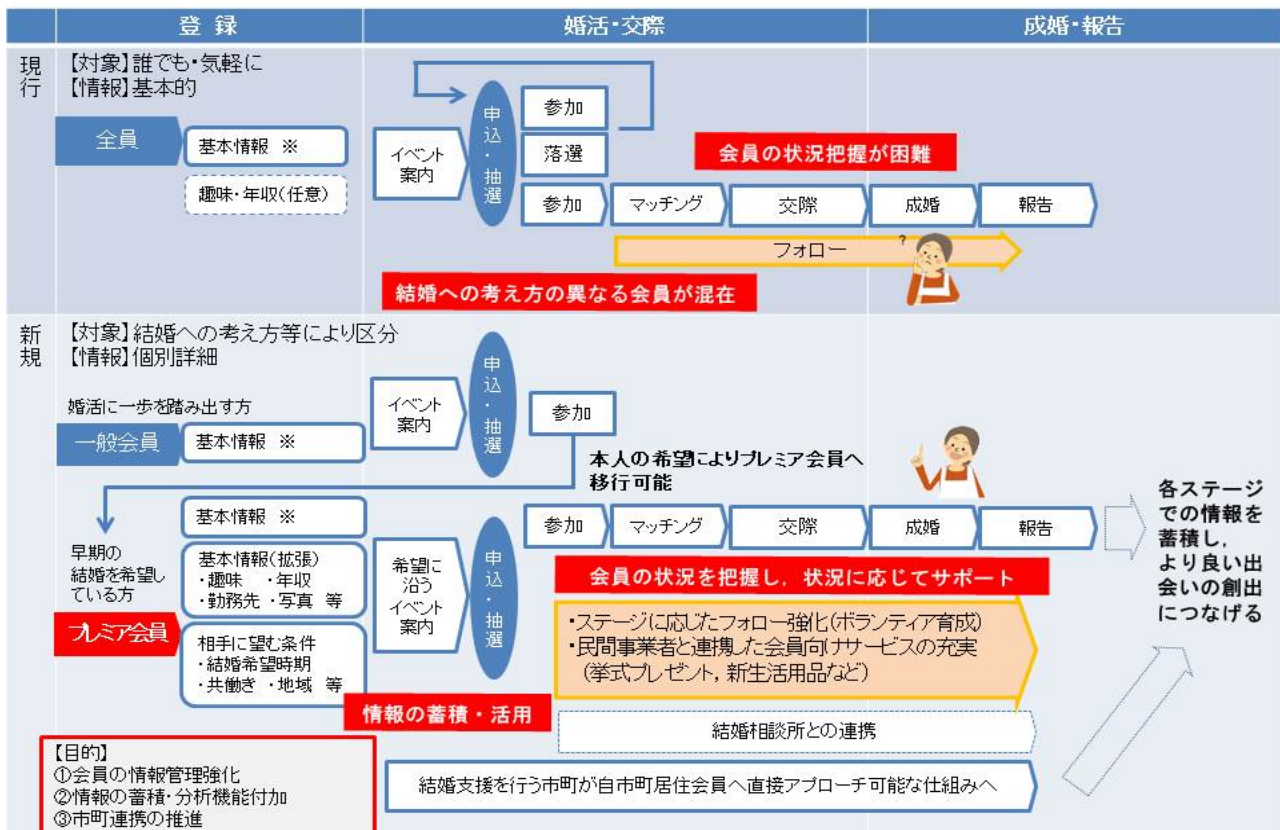
- より多くの出会いの場を創出し、県民全体の出会い・結婚の機運を高めるため民間のレストランやカフェ等主催の「こいのわカフェ」を実施

### (3) ひろしま出会いサポーターズ構築事業 (4,832千円)

- 「ひろしま出会いサポーターズ（団体ボランティア）」の任命
- 「こいのわボランティア（個人ボランティア）」の育成



## 新しいセンターのイメージ



※基本情報 住所、氏名、電話番号、生年月日など

## 9 不妊治療支援事業【一部新規】

199,937千円（H30） 200,353千円

### 1 ねらい

子供を持ちたいと願う夫婦が妊娠・出産の希望をかなえるため、早期に適切な治療を開始することを支援するとともに、不妊治療に係る経済的・精神的な負担を軽減し、もって、妊娠・出産しやすい環境づくりに取り組む。

### 2 現状・課題

#### （不妊に悩む夫婦の増加）

- 晩婚化等の影響により、不妊治療を受ける人は年々増加しているとともに、特定不妊治療を受ける人の年齢は高い状況である。

〔広島県内（広島市・呉市・福山市を除く）の特定不妊治療費助成実績者数〕

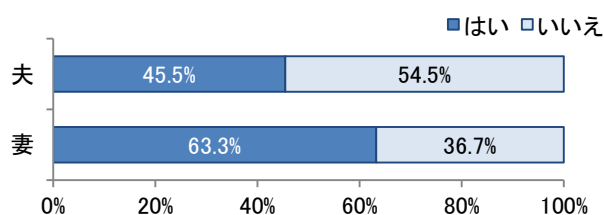
区分	総数	30歳未満	30～34歳	35～39歳	40～42歳
H28年度	467人	48人 (10.3%)	141人 (30.2%)	186人 (39.8%)	92人 (19.7%)
H29年度	484人	45人 (9.3%)	155人 (32.0%)	208人 (39.8%)	76人 (15.7%)

- ☛ 不妊を心配する夫婦が、早期に適切な治療を開始するための支援が必要。

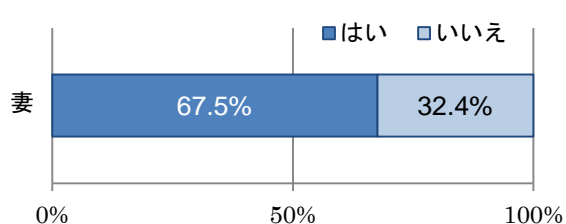
#### （男性の当事者意識の不足・職場等周囲の理解不足）

- 不妊の原因のおよ半数は男性側にあるというデータがあるが、調査の結果では、男性の当事者意識は低い。
- 検査・治療は体調等の影響を受けることから、職場など周囲の理解・協力や、相談しやすい環境が求められている。

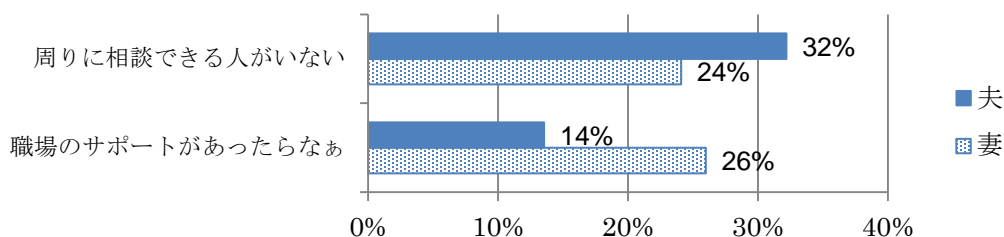
＜自分またはパートナーが不妊症かもしれないと考えたことがある割合＞（H30.9県調査）



＜夫に不妊検査に行つて欲しいと思っている妻の回答割合＞（H30.9県調査）



＜妊活・不妊治療で特に共感するフレーズに回答した割合＞（H30.9県調査）



- ☛ 男性の当事者意識や職場など周囲の理解促進に向けた普及啓発が必要。

**(妊娠・出産に関する知識の不足)**

- 加齢に伴って妊娠率が低下することを知らない若者が一定数おり、妊娠・出産に関する知識が不十分となっている。

[加齢に伴って妊娠率が低下することについて：H29.11 県調査]

区分	知らない・詳しく知らない	知っている
全体	64.3%	35.8%
20代	63.0%	37.0%
30代	65.5%	34.5%

- ☛ ライフデザインに関する啓発ツール等を活用し、若い世代に対する妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及が必要。

**3 成果目標**

成果指標	現状値	目標値
特定不妊治療による出生数（推計値）	189 人 (H30)	253 人 (R2)
夫婦で共に不妊検査を受けた人（申請者数）	553 組 (H29)	1,216 組 (R1)

**4 事業内容**

不妊を心配する夫婦に対する経済的支援や、妊娠・出産・不妊に関する相談対応を行う。また、若者にライフデザインの啓発を行う。

**(1) 不妊検査・一般不妊治療費助成事業 (50,083 千円) 【一部新規】**

- ・夫婦で共に不妊検査を受けた場合の、不妊検査・一般不妊治療に係る費用の一部を助成
  - 対象：検査開始時の妻の年齢 35 歳未満
  - 助成額：検査等に係る自己負担額の 1/2 (上限 5 万円)
- ・職場など周囲の理解促進に向けた普及啓発を実施【新規】

**(2) 不妊治療助成事業 (141,009 千円) 【一部新規】**

- ・指定医療機関で受けた特定不妊治療費に係る費用の一部を助成
  - 対象：治療開始時の妻の年齢 43 歳未満
  - 助成額：治療 1 回当たり上限 15 万円 (採卵を伴わない場合上限 7.5 万円)
  - ⇒H31.4～男性不妊治療初回加算が新設 (上限 15 万円) 【新規】

**(3) 妊娠・出産・不妊に関する相談対応 (4,881 千円)**

- ・不妊に悩む方に対する面談、電話、メール相談などを行う不妊専門相談センターの運営
- ・不妊に悩む方を対象とした妊活セミナーの開催

**(4) ライフデザイン啓発事業 (3,964 千円)**

- ・若い世代に対する妊娠・出産等の正しい知識の普及啓発と、結婚や子育て支援も含めたライフプランの形成支援



ゆとりの創出



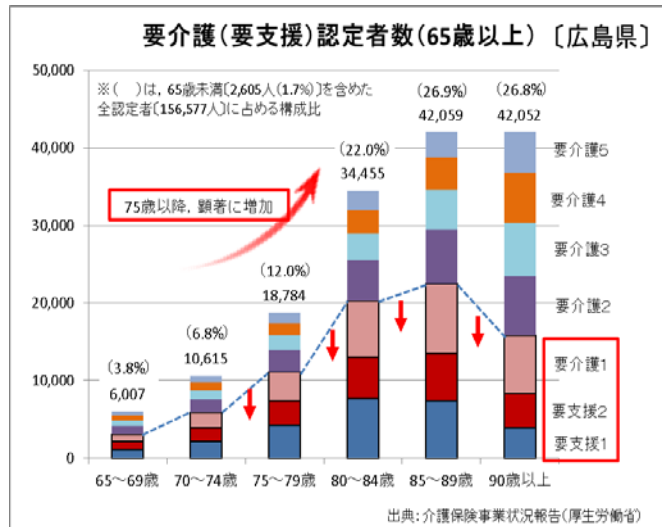
# 10 高齢者の健康づくり「通いの場」推進事業【一部新規】19,313千円 (H30 1,968千円)

## 1 ねらい

健康寿命と相関性が認められる「要支援1・2, 要介護1」の認定を受けている高齢者の割合を低減するため、住民が主体となって運営する「通いの場」の設置を加速させ、介護予防の推進を図る。

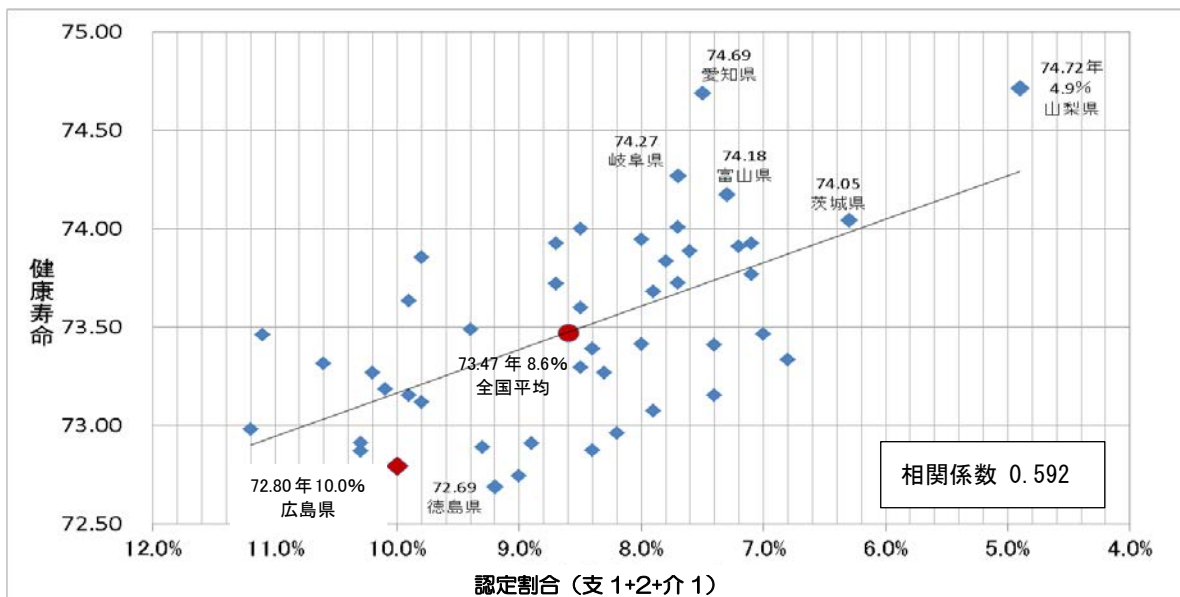
## 2 現状・課題

- 本県の健康寿命（日常生活に制限のない期間の平均）は、平成28年で男性は71.97年で全国27位、女性は73.62年で全国46位と低位となっている。
- 要介護（要支援）認定者は、75歳以降の増加が顕著であり、「要支援1・2, 要介護1」の認定を受けている高齢者の割合を低減するためには、介護予防の推進を図ることが必要である。
- 本県の健康寿命の延伸に影響を与える要因分析の結果、「運動」と「人の社会的つながり」が有効であることが改めて確認された。
- 両機能を併せ持つ「通いの場」の設置を加速させ、介護予防を推進していくには、専門職派遣の仕組みなど関係機関のネットワーク構築等の取組が必要である。



- ・設置数 1,206箇所
- ・参加者数 26,314人 (平成30年9月末)

健康寿命と要介護度（要支援1・2, 要介護1の認定を受けている高齢者の割合）の相関関係



出典 健康寿命:厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会第11回健康日本21(第二次)推進専門委員会(平成30年3月9日開催)資料により作成  
認定割合:厚生労働省「介護保険事業状況報告(平成29年3月)」

### 3 成果目標

成果指標	現状値 (H29)	目標値 (R5)
要支援1・2, 要介護1の認定を受けている高齢者割合の低減	9.8%	8.6%

### 4 事業内容

「通いの場」の設置加速に向けて、関係機関のネットワーク構築と人材育成の充実を図る。加えて、体操の改善効果を「見える化」し、設置数・参加者数の増加につなげる。

#### (1) ネットワーク構築 (7,355千円)【新規】

- ・広島県地域リハビリテーション広域支援センターを核とした連絡会議の設置
- ・地域リハビリテーション専門職の派遣調整

#### (2) 人材育成の充実 (5,941千円)

- ・地域リハビリテーション専門職に対する実践的研修
- ・県アドバイザー（作業療法士等）派遣【拡充】

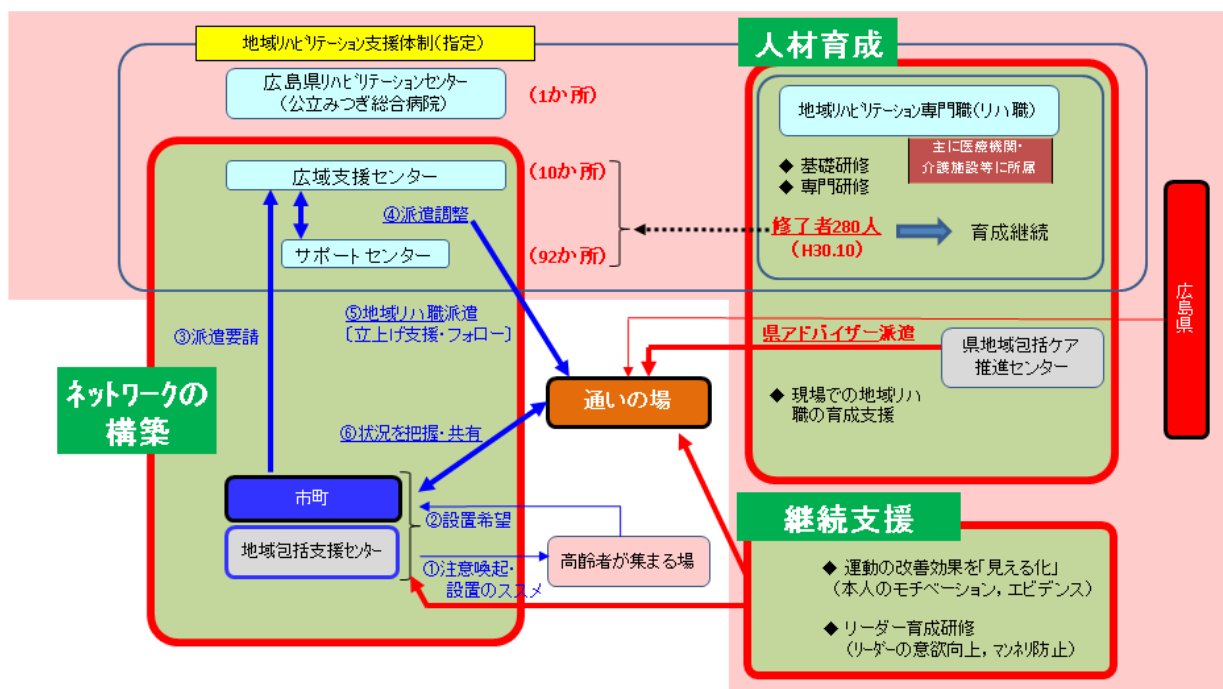
#### (3) 「通いの場」リーダーの育成 (3,017千円)【新規】

- ・「通いの場」リーダーに対する先進事例の共有やスキル向上等の研修

#### (4) 「改善効果の見える化」推進 (3,000千円)【新規】

- ・体力測定結果の継続的な調査・分析による、改善効果の「見える化」の推進

### 「通いの場」の設置加速に向けた全体スキーム



# 1 1 地域医療介護総合確保事業【一部新規】 債務 [288,000 千円]

4,013,205 千円 (H30) 3,546,648 千円

## 1 ねらい

効率的かつ質の高い安心できる医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を一体的に推進するとともに、健康寿命の延伸に向け「重症化予防、再発予防」や「介護予防」等の取組を進める。

## 2 現状・課題

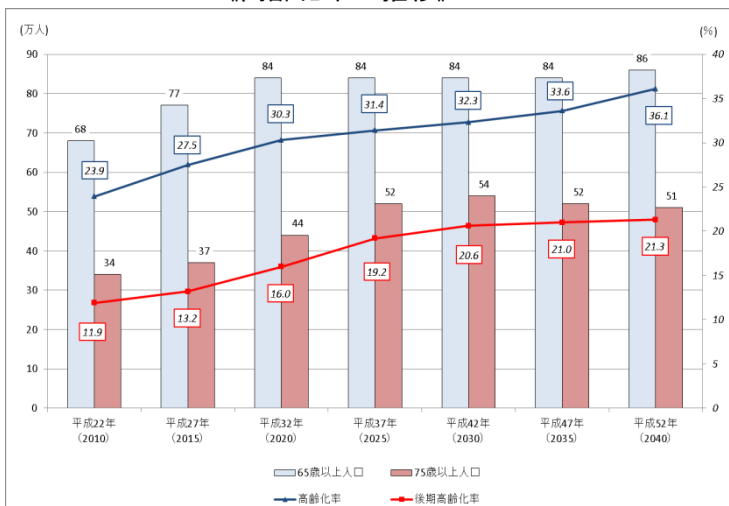
### (医療・介護ニーズの増加と多様化)

- 令和 7 (2025) 年には団塊の世代が 75 歳以上に、人口の 3 割以上が 65 歳以上となるほか、医療的管理下で介護サービスを受けながら、居宅等で生活をする高齢者等の増加が見込まれる。
- 「治る見込みがない病気になった場合に最期を迎えたい場所」は、半数以上が「自宅」を希望しているが、医療機関での看取りが 8 割近くを占め、自宅死亡者の割合は 1 割程度である。
- ☛ 急性期から回復期、慢性期まで地域の医療機関が果たす役割を明確にし、限られた資源を効率的・効果的に活用していく必要がある。
- ☛ 生涯にわたっていきいきと自分らしく暮らすことができるよう、急変時や看取りまで、適切な在宅医療と介護サービス基盤の整備を一体的かつ着実に推進し、地域包括ケアシステムを強化していく必要がある。

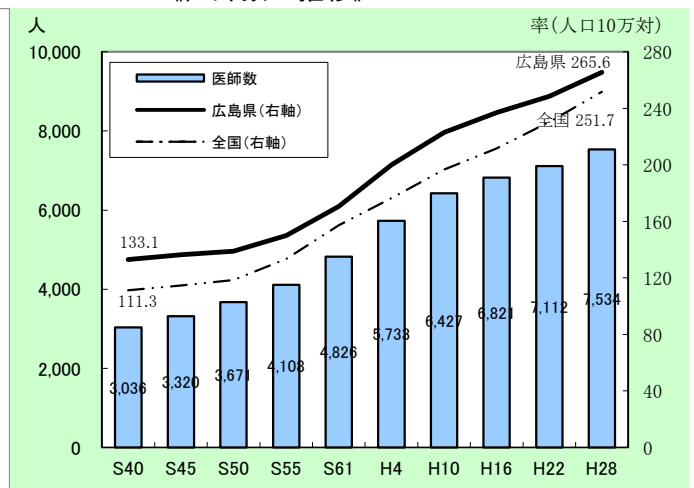
### (医療・介護提供体制を支える人材の確保・育成)

- 医師数全体は増加傾向にあるが、医師の地域偏在や診療科の偏在は解消されていない。
- 今後も生産年齢人口の減少が続くことから、看護職員や介護職員等の不足が見込まれる。
- ☛ 中山間地域等への医師配置など偏在解消に向けた取組や、就業環境や職場環境の改善など医療従事者や介護従事者の確保・育成に継続的に取り組む必要がある。

《高齢化率の推移》



《医師数の推移》



出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」(各年)



### 3 成果目標

区分	成果指標	現状値	目標値
医療資源の 効果的な活用	地域医療連携情報ネットワーク (HM ネット) 参加施設数	698 施設 (H29)	2,800 施設 (R2)
在宅医療連携 体制の確保	地域包括ケアシステム構築日常生活圏域数 (評価指標による評価が基準を満たす圏域)	125 圏域 (H29)	125 圏域 (継続) (R2)
介護サービス 基盤の整備	介護サービス整備量	居宅 185,842 人 地域密着 18,800 人 施設 21,542 人 (H28)	居宅 225,816 人 地域密着 26,848 人 施設 25,894 人 (R7)
介護サービスの 質向上と適正化	多職種協働による自立支援型の介護予防 ケアマネジメントに取り組む市町数	2 市町 (H29)	23 市町 (R2)
認知症サポート 体制の充実	認知症患者の入院後 1 年時点の退院率	39.2% (H28)	71.3% (R7)
医師の確保	県内医療に携わる医師数 (人口 10 万対の医療施設従事医師数)	254.6 人 (H28)	264.6 人以上 (R4)
看護師等の確保	県内医療施設従事看護職員数	42,904 人 (H28)	45,276 人 (R5)
介護人材の 確保・育成・定着	介護職員数	47,375 人 (H28)	54,762 人 (R5)

### 4 事業内容

#### (1) 医療資源の効果的な活用 (736,739 千円) 【一部新規】

- 病床機能分化・連携促進基盤整備事業 (629,796 千円)
  - ・急性期・慢性期病床から「回復期病床」へ転換する際に必要となる施設・設備の整備
- ひろしま医療情報ネットワーク整備事業 (100,146 千円)
  - ・医療機関の連携を促進する地域医療連携情報ネットワーク「ひろしま医療情報ネットワーク (HM ネット)」の整備を推進
- ひろしま DM ステーション構築事業 (6,797 千円) 【新規】
  - ・糖尿病 (Diabetes Mellitus) 診療拠点・中核病院が存在しない地域において、糖尿病専門医等が患者への指導内容をかかりつけ医に助言する遠隔医療のモデル実施

#### (2) 在宅医療連携体制の確保 (105,314 千円) 【一部新規】 ※以下の内訳は主なもの

##### ①地域包括ケアシステムの強化

- 広島県地域包括ケアシステム強化推進事業 (61,743 千円)
  - ・市町の地域包括ケア体制の強化に向けた人材育成・アドバイザー派遣等、重点的な市町支援

##### ②在宅医療等の充実

- 在宅歯科医療推進のための歯科医師・歯科衛生士の資質向上事業 (8,950 千円)
  - ・在宅歯科医療の質向上を図るため、要介護者等への専門的な歯科治療や口腔ケアに対応できる歯科医師・歯科衛生士を養成
- 薬局・薬剤師による在宅医療推進事業 (4,868 千円)
  - ・在宅医療の質向上を図るため、薬局・薬剤師と地域多職種との連携を推進
- 要介護高齢者の在宅リハビリ支援事業 (1,345 千円) 【新規】
  - ・要介護高齢者に対する在宅リハビリの強化について検討

### **(3) 介護サービス基盤の整備 (1,563,644 千円)**

#### ○介護施設等整備事業

- ・市町の第7期介護保険事業計画（H30～R2）に基づき、介護施設等の整備を支援

### **(4) 介護サービスの質向上と適正化 (22,794 千円)**

#### ○ケアマネジメント機能強化事業

- ・介護支援専門員研修向上委員会において研修効果等の評価・分析を行い、研修事業の充実を推進

### **(5) 認知症サポート体制の充実 (44,718 千円) ※以下の内訳は主なもの**

#### ○権利擁護人材の担い手養成・確保事業 (20,052 千円)

- ・認知症高齢者等が安心して在宅で生活するための成年後見制度等の普及・促進

#### ○認知症医療・介護研修事業 (14,421 千円)

- ・認知症高齢者への対応能力の向上のため、医療・介護関係者への研修を実施

### **(6) 医療従事者の確保 (1,409,308 千円) 【一部新規】 ※以下の内訳は主なもの**

#### ①医師の確保・偏在解消

##### ○広島県医師育成奨学金貸付金 (321,600 千円) 債務[288,000 千円]

- ・医学生に広島県医師育成奨学金を貸し付け、将来地域医療を担う医師を育成

##### ○地域医療支援センター運営事業 (119,604 千円)

- ・若手医師，女性医師，県外医師などターゲットを絞った医師確保対策を実施

##### ○女性医師等就労環境整備事業 (62,403 千円) 【一部新規】

- ・女性医師等の離職防止・復職支援のための保育サポーターバンク制度の導入を支援

#### ②看護職員等の確保

##### ○看護師等養成所運営費補助金 (299,120 千円)

- ・看護師等養成所の運営を支援

##### ○ナースセンター事業 (49,754 千円) 【一部新規】

- ・看護職員を確保するため、無料職業紹介事業を拡大し、ナースセンターのサテライト（支所）を設置

### **(7) 介護人材の確保・育成・定着 (130,688 千円) 【一部新規】 ※以下の内訳は主なもの**

#### ○福祉・介護人材のマッチング・基盤整備事業 (25,540 千円) 【一部新規】

- ・都市部における就職フェアの開催や、中高齢者などの介護未経験者の介護に関する様々な不安を払拭させ、介護業務の入門的な知識・技術に係る研修を実施
- ・外国人介護人材の確保・定着のため、事業所向け研修会の実施や日本語習得に対する支援

#### ○福祉・介護の職場改善事業 (42,391 千円)

- ・職場環境を改善するための自己点検ツールの提供や、「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」の認証を拡充するとともに、介護従事者の負担軽減のため、介護事業者が導入する介護ロボットの購入費用の一部を助成

#### ○福祉・介護職のイメージ改善・理解促進事業 (26,208 千円)

- ・福祉・介護職の仕事に対する理解を促進するため、「介護の日フェスタ」や、小・中・高校、大学への訪問啓発事業等を実施

## 1 2 医療型短期入所施設補助事業【新規】

3,092千円（H30 0千円）

### 1 ねらい

医療的ケアの必要な障害児(者)(医療的ケア児(者))を在宅で介護する家族等を支援するため、障害福祉サービス医療型短期入所定員の拡充を図る。

### 2 現状・課題

(医療的ケア児(者)の状況)

➤ 医療技術の進歩等を背景として、NICU(Neonatal Intensive Care Unit新生児集中治療室)等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児(者)が全国的に増加している。

【平成29年 厚生労働科学研究 田村班報告[医療的ケア児(20歳未満)のみ推計]】  
 全国:18,272人(直近10年でほぼ倍増) 広島県:422人

(県内の医療的ケア児(者)に対応可能な医療型短期入所施設の状況)

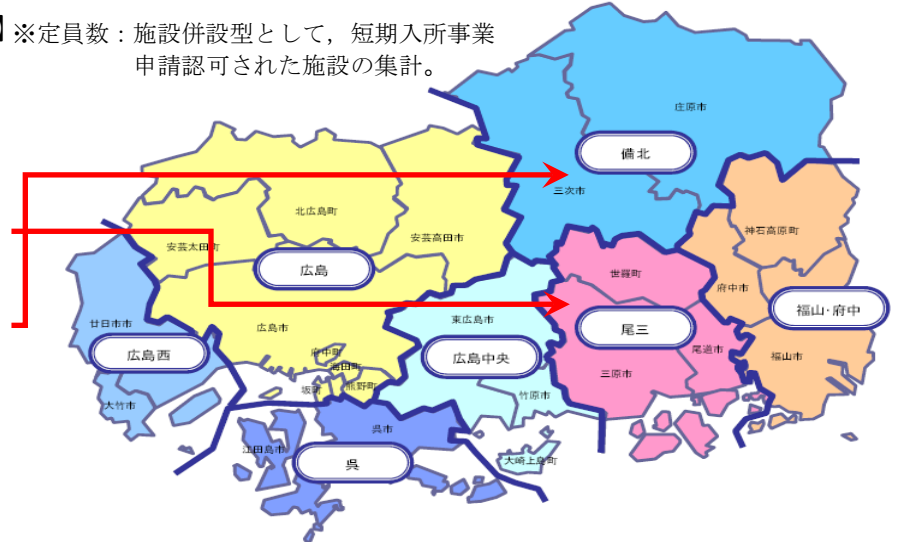
【尾三圏域】医療型短期入所施設がない。

【備北圏域】未就学児，人工呼吸器に対応していない。

(参考) 広島県障害者プランにおける障害保健福祉圏域

【医療型短期入所施設数(定員)】※定員数：施設併設型として，短期入所事業申請認可された施設の集計。

広島	3 ( 1 2 )
広島西	3 ( 3 )
呉	1 ( 8 )
広島中央	3 ( 1 0 )
尾三	0 ( 0 )
福山・府中	1 ( 6 )
備北	1 ( 4 )



### 3 成果目標

成果指標	現状値(H29)	目標値(R3)
県内の医療型短期入所定員数	43名	88名

### 4 事業内容

受入施設が不足している尾三圏域及び備北圏域において，病床を活用した医療型短期入所事業を実施する医療機関に対して，未利用日数に対する収入相当額を補助し，短期入所の定員を確保する。(令和元(2019)年10月開始予定)

- ・尾道市立市民病院：定員1名（利用市町：尾道市，三原市，世羅町，府中市）
- ・市立三次中央病院：定員2名（利用市町：三次市，庄原市，安芸高田市，世羅町，尾道市）

## 1.3 発達障害地域支援体制推進事業【一部新規】 52,749千円 (H30 30,378千円)

### 1 ねらい

発達障害児（者）とその家族が、身近な地域・市町において、個々の発達障害の特性に応じた適切な支援を受け、発達障害児（者）の自立と社会参加が促進されるよう、地域における重層的な発達障害支援体制を推進する。

### 2 現状・課題

#### （一部の専門医で初診待機期間が長期化）

- 発達障害の診療医 158 人のうち約 6 割が、初診待機 2 か月以上～12 か月以上となっている。
- かかりつけ医と専門医の役割分担・連携体制が整備されていないため、一部の専門医に患者が集中している。
- 診断、支援には客観的に状態を把握する必要があるため、アセスメントの強化が必要。

#### （発達障害を診療できる医師や検査・療育を行う医療従事者が少ない）

- 発達障害の診療を行うことができる医師を確保するため、診療医養成研修等に取り組み、医療機関数、医師数とも増加しているが、小児科医、精神科医全体の約 2 割にとどまっている。

〔発達障害の診療ができる医療機関（県ホームページ掲載のみ）〕

項目	平成 21 年度	平成 24 年度	平成 27 年度	平成 29 年度
医療機関数	68 機関	75 機関	107 機関	97 機関
医師数	91 人	103 人	147 人	158 人

#### （発達障害の子供、保護者への地域支援体制の充実が必要）

- 発達障害は生まれつきの特性で、子供は生きづらさ、保護者は育てにくさを感じることもあり、保護者等が子供の特性を早期に把握し、早期に適切な支援につなげることが重要であるが、適切な対応ができるように支援する体制が十分整備されていない。

- ☛ 支援ニーズに気付いた段階から、必要な支援が開始される早期支援体制の整備が必要
- ☛ 発達障害児（者）が身近な地域において、個々の特性に応じて柔軟な個別支援が受けられる体制整備が必要

### 3 成果目標

成果指標	現状値	目標値
1 ヶ月以上の初診待機者数（発達障害の診療に係るもの）（推計値）	2,728 人 (H29)	0 人 (R4)
発達障害の診療を行う医師数	158 人 (H29)	214 人 (R3)

### 4 事業内容

#### （1）発達障害地域支援体制推進事業

##### ①地域支援体制の整備

##### ○発達障害地域支援体制マネジメント事業（10,985千円）

- ・市町、事業所、医療機関等が、発達障害児(者)の特性に沿った適切な支援ができるよう、専門的な知識や経験を有する地域支援マネージャーが個々の実情に応じて総合的な支援を実施

## ②人材育成

### ○発達障害支援スキルアップ研修事業等（3,959千円）

- ・市町、保育所、事業所、学校等において、発達障害児（者）の特性に配慮した相談、支援が適切に行われるよう、基礎・応用研修や教職員支援研修を実施
- ・地域のかかりつけ医を対象とした発達障害の初期の診療ができる診療医養成研修を実施

## ③家族支援体制の整備

### ○ペアレント・トレーニング実施者養成研修事業等（3,529千円）

- ・保護者が子供の特性を理解し、子供の育ちを支える力を向上させることを目的にペアレント・トレーニング(※)を行う市町等を対象に実施者養成研修等を実施

※ ペアレント・トレーニング：発達障害者の保護者が自分の子供の行動を理解したり、発達障害の特性を踏まえた褒め方やしかり方を学ぶための支援。

## ④発達障害の医療体制整備

### ○発達障害医療機関ネットワーク構築事業（10,996千円）

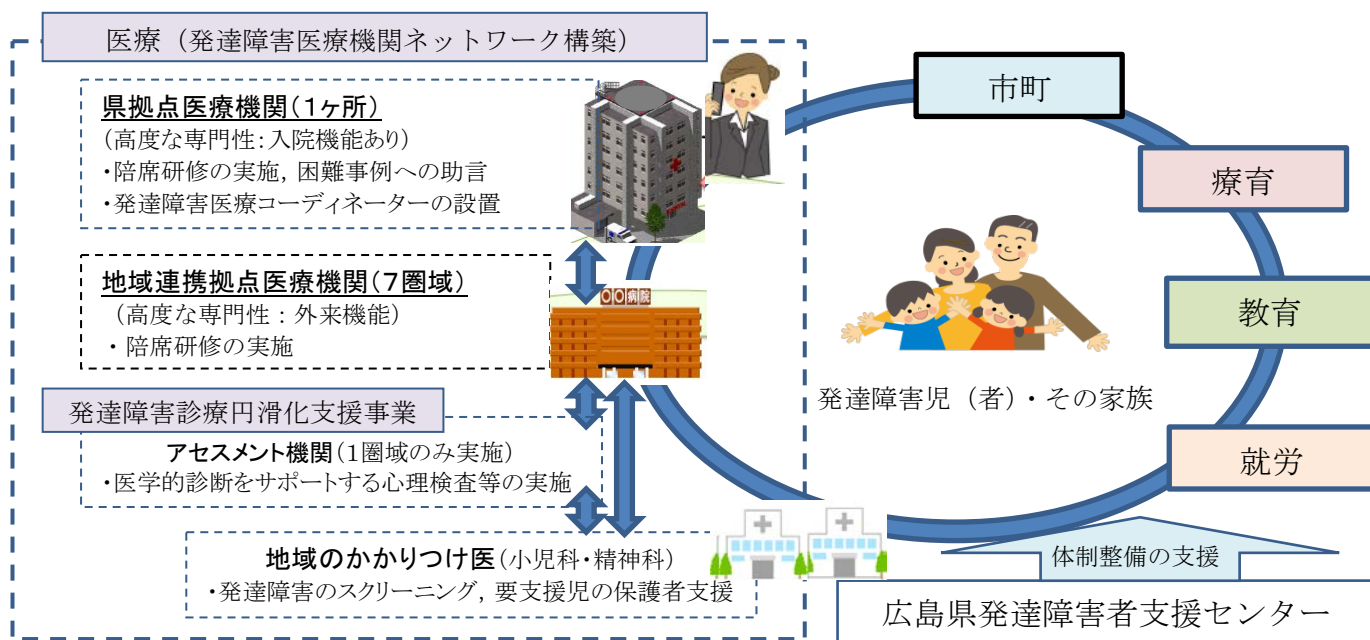
- ・発達障害の診療ができる医師の養成等を行うため、拠点医療機関において陪席研修の実施や専門医とかかりつけ医の連携体制構築に向けた研修等を実施

### ○発達障害診療円滑化支援事業（3,040千円）【新規】

- ・専門医療機関における診療の円滑化を図るため、診療に必要なアセスメント等を事前に社会福祉法人等の支援機関で実施

## (2) 児童発達支援センター等機能強化事業（20,240千円）【新規】

- ・地域療育の拠点である児童発達支援センター等において、障害のある子供や障害の疑いのある子供への支援内容を検討し、医療機関等への適切な支援につなぐコーディネート体制を確保
- ・保育士等地域の子育て支援機関に対し、障害特性に応じた支援技術等に関する研修等を実施



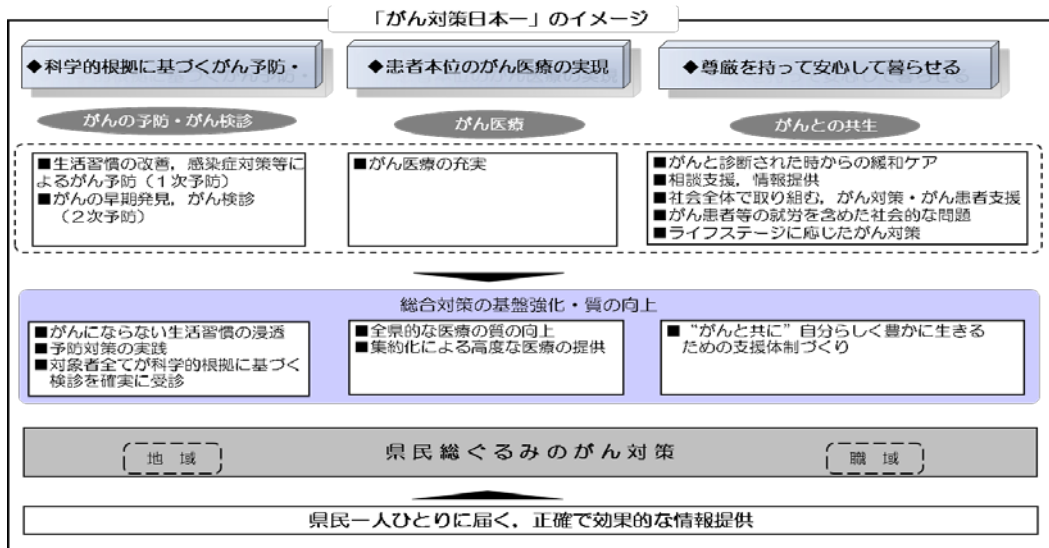


# 1 4 「がん対策日本一」推進事業（がん予防・がん検診）【一部新規】

59,757千円（H30 63,123千円）

## 1 ねらい

「がん対策日本一」の実現を目指した総合対策の加速化を図るため、行政、県民、保健医療関係者、事業者等の関係者が相互に連携協力し、県民総ぐるみとなったがん対策を推進する。

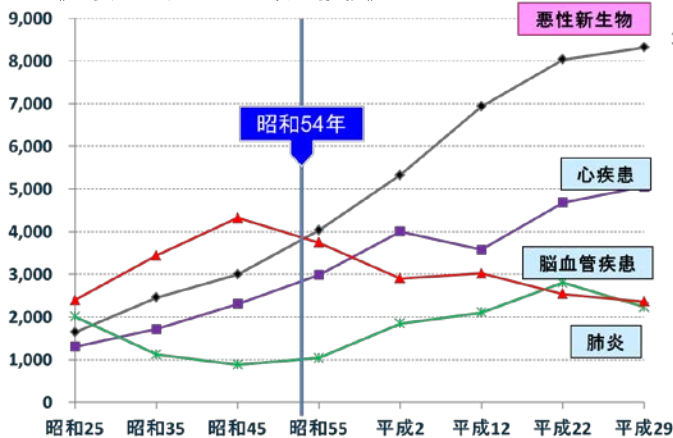


## 2 現状・課題

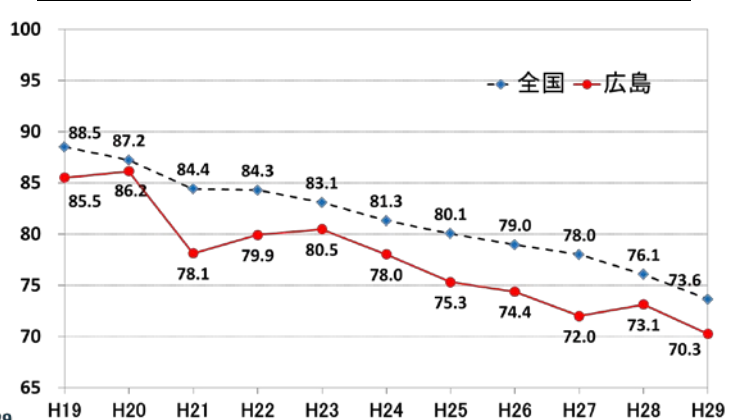
### 【現状】

- がんは、昭和54年から死亡原因の第1位
- がんで死亡する者は全死亡者の約3割で、高齢化の影響等により罹患数、死亡数ともに増加傾向
- 本県の平成29年の「がんの75歳未満年齢調整死亡率（人口10万対）」は70.3人で、全国平均を下回っており、減少率は全国トップクラス

《主要死因別の死亡数の推移》



悪性新生物 75歳未満年齢調整死亡率（男女計、単位：人）



### 【課題】

- がん検診受診率は40%前後と伸び悩んでおり、たばこ等の生活習慣を含め、対策が県民一人ひとりの行動変容につながっていない。

### 3 成果目標

成果指標	現状値 (H28)	目標値 (R4)	
がん検診受診率	胃がん	40.5%	50%以上
	肺がん	42.1%	
	大腸がん	38.8%	
	子宮頸がん	40.2%	
	乳がん	40.3%	

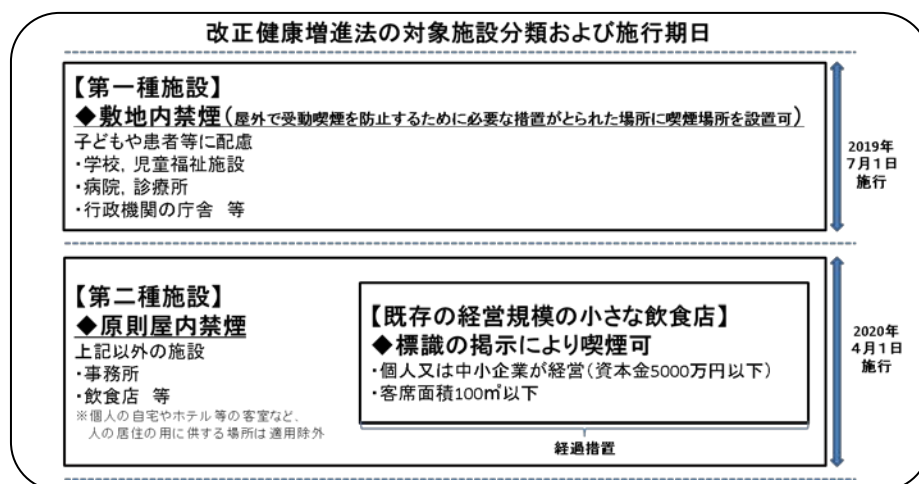
### 4 事業内容

がんになるリスクを減らすための「がん予防」と、早期発見・早期治療で死亡率の減少につなげる「がん検診」を強化する。

#### (1) がん予防

##### ○たばこ対策推進事業 (1,738 千円)【新規】

- 令和2(2020)年4月に全面施行される予定の改正健康増進法による新たな受動喫煙防止対策の県民への普及啓発と飲食店事業者等の施設管理者への周知



##### ○ウイルス性肝炎対策 (11,457 千円)

- 市町の保健師・企業の健康管理担当者等を「肝疾患コーディネーター」として養成し、肝炎ウイルス検査の受検勧奨や陽性者に対する受診勧奨を実施
- 肝がんになるリスクが高い肝炎ウイルス陽性患者に対する「肝疾患患者フォローアップシステム」を活用した継続的な受診勧奨及び定期検査費用の助成等により、肝炎の重症化・肝がんへの進行を予防

#### (2) がん検診

##### ○がん検診受診率向上対策事業 (41,524 千円)

- がん検診未実施の協会けんぽ加入企業への訪問による検診実施の働きかけ
- 「がん検診一斉受診月間」を設定し、職域の女性が受診しやすい環境を整えるなど短期集中型の受診強化事業を実施
- 市町が実施する受診勧奨・再勧奨の手法等の改善への支援

##### ○がん検診精度管理推進事業 (5,038 千円)

- 市町が実施するがん検診の精度向上のため、専門家による評価・助言、研修等を実施

## 15 いのち支える広島プラン推進事業【一部新規】 51,154千円 (H30 37,493千円)

### 1 ねらい

いのち支える広島プランの施策体系に沿って、早期対応のための人材育成、県民への普及啓発、各種の要因に働きかける相談体制の整備及び地域支援活動強化等の取組を他機関と連携して行い、自殺死亡率を低下させるための総合的な取組の推進を図る。

### 2 現状・課題

#### (広島県の自殺の現状)

- 県内の自殺者数は、平成22年以降減少傾向にあるが、現在でも年間400人を上回る県民の尊い命が自殺により失われており、見過ごすことのできない高い水準で推移している。

[県内の自殺者数及び自殺死亡率の推移]

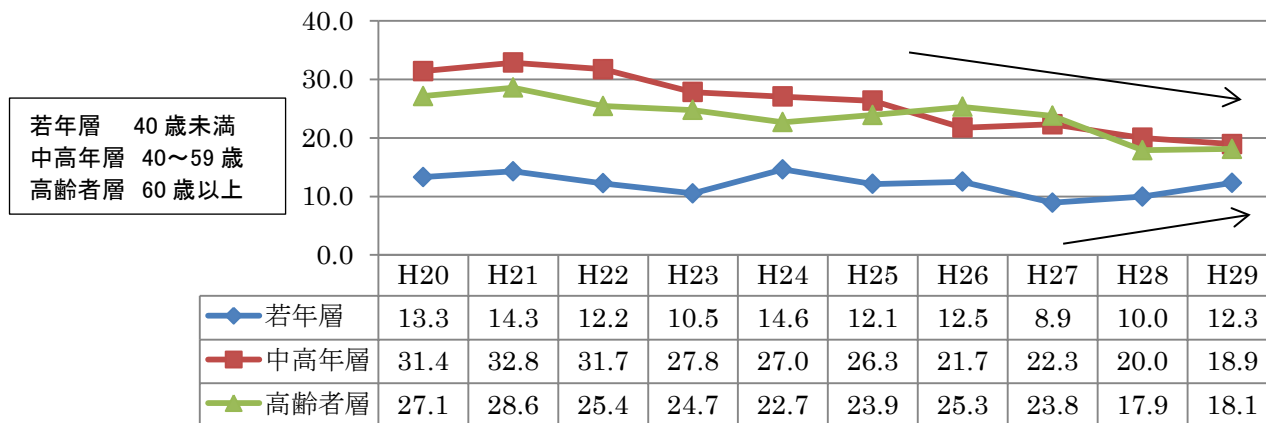
区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
自殺者数	632	668	607	553	579	556	543	492	431	451
自殺死亡率	22.3	23.6	21.5	19.6	20.6	19.8	19.4	17.5	15.4	16.2

- ☛ 関係機関と連携し、自殺死亡率を低下させるための総合的な取組の推進が必要

#### (若年層の自殺が増加傾向にある)

- 電話相談事業やゲートキーパーの養成、精神科医療の充実等に取り組んできた結果、中高年層・高齢者層の自殺が減少してきた一方で、若年層の自殺が増加傾向にあり、支援が若者に届いていない。

[県内の年齢層ごとの自殺死亡率の推移]



- ☛ 若者が相談しやすい支援体制を整備することが必要

### 3 成果目標

成果指標	現状値 (H29)	目標値 (R4)
自殺死亡率 (人口10万人当たり)	16.2	14.2以下

### 4 事業内容

#### (1) 普及啓発及び人材育成

○9月の自殺予防週間に合わせた重点的な広報の実施 (31千円)

- ・自殺予防週間に合わせた新聞広告の掲載や、ポスター・チラシ等による支援情報の周知



○地域で声掛けを行うゲートキーパーの活用（506 千円）

- ・地域の関係者を対象にしたゲートキーパー研修の開催及び、各種相談機関の職員等に向けた研修による心のケアとの連携促進

○地域うつ病対策医療連携研修の開催（3,000 千円）

- ・各圏域に設置した地域保健対策協議会を活用し、かかりつけ医から精神科医への連携のための研修会等を開催

**(2) 相談支援**

○電話相談窓口の設置（1,930 千円）

- ・社会福祉法人広島いのちの電話が 24 時間年中無休で実施する電話相談事業に対し、月 1 回、フリーダイヤルで相談できる日を設置

○若者が相談しやすい体制づくりのための SNS 相談窓口を開設（4,400 千円）【新規】

- ・若者が相談しやすい体制づくりのため、広く普及しているコミュニケーションツールである SNS を使った相談窓口を設置（概要は下図のとおり）

**(3) 地域活動支援**

○広島県自殺対策推進センターの運営（6,162 千円）

- ・自殺に関する情報収集・整理、市町の自殺対策活動支援、支援者の人材育成等を実施（県立総合精神保健福祉センターにおいて実施）

○自殺未遂者に対する支援体制の整備（9,741 千円）

- ・広島大学に委託し、自殺未遂者に対する入院中及び退院後の相談体制を整備
- ・広島弁護士会との連携により、自殺ハイリスク者のケア会議等の場に弁護士を派遣し、法的な支援を実施

**(4) 関係機関との連携・協働**

○市町の自殺対策事業に係る費用の一部を助成（25,000 千円）

- ・広島県自殺対策強化事業補助金による、市町の実施する自殺対策事業への補助

○自殺対策連絡協議会の開催（384 千円）

- ・広島県自殺対策連絡協議会及び広島県自殺対策企画評価委員会を開催し、いのち支える広島プラン（広島県自殺対策推進計画）に係る PDCA を推進

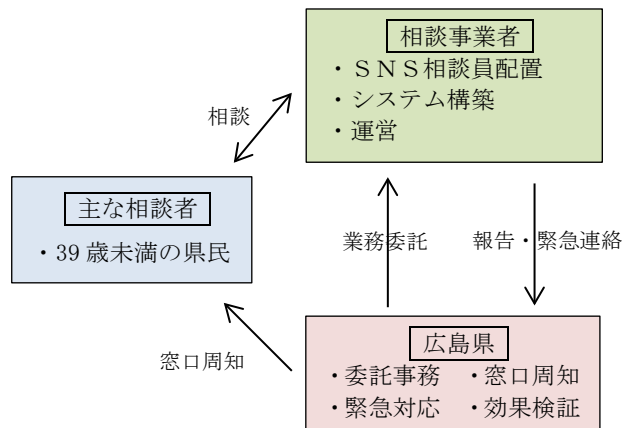
SNS 相談窓口の開設について

**事業概要（予定）**

- 自殺を考える若者が誰でも相談できる SNS アカウントを作成し、相談員 2 名体制で、一定期間相談を受け付ける。
- SNS 相談対応業務のノウハウを持ち、他県からの委託実績のある相談事業者へ業務委託し実施する。

開設時期：自殺予防週間等（予定）

開設期間：計 1 か月間（4 時間／日）毎日 17 時～21 時



## 令和元年度当初予算の増減の主なもの（健康福祉局）

（単位：百万円）

	事業名	平成30年度 当初予算額	令和元年度 当初予算額	差引増減	主な増減理由
増	保育所等施設型給付費等 県費負担金	9,639	13,253	3,614	保育の無償化の実施及び 施設数の増加に伴う増
	災害応急救助費	106	1,568	1,462	平成30年7月豪雨の被災者 に対する応急救助費用の増
	後期高齢者医療県負担金	33,089	33,986	897	一人あたり医療費及び被保険 者数の増
	被災者生活再建支援基金 拠出金	0	895	895	被災者生活再建支援基金への 拠出に伴う増
	障害者介護サービス等給 付事業	16,265	16,810	545	介護サービス利用者の増
減	小規模保育事業等整備事 業	1,369	699	△670	整備予定数の減
	特定医療費（指定難病） 支給認定事業	2,865	2,209	△656	支給対象者数見込の減
	被爆者援護法等関係援護 事業費	9,023	8,573	△450	支給対象者数見込の減
	国民健康保険高額医療費 負担金	1,779	1,490	△288	診療費総額の減
	児童福祉施設整備費補助 金	242	1	△241	整備予定数の減

※端数処理の関係で、「平成30年度当初予算額」と「令和元年度当初予算額」の単純な差引と「差引増減」欄の数値が異なる場合がある。

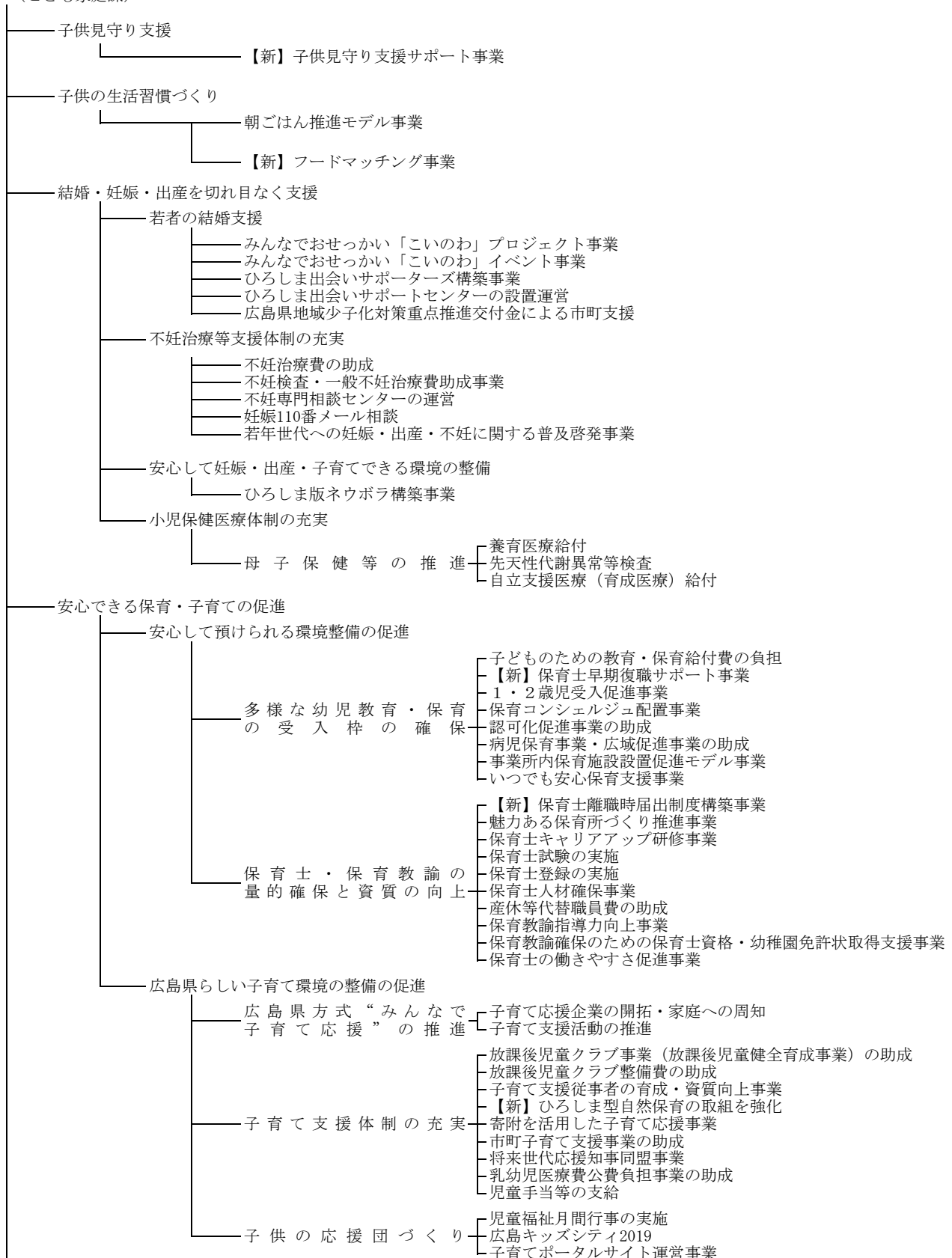
# Ⅲ 事業体系

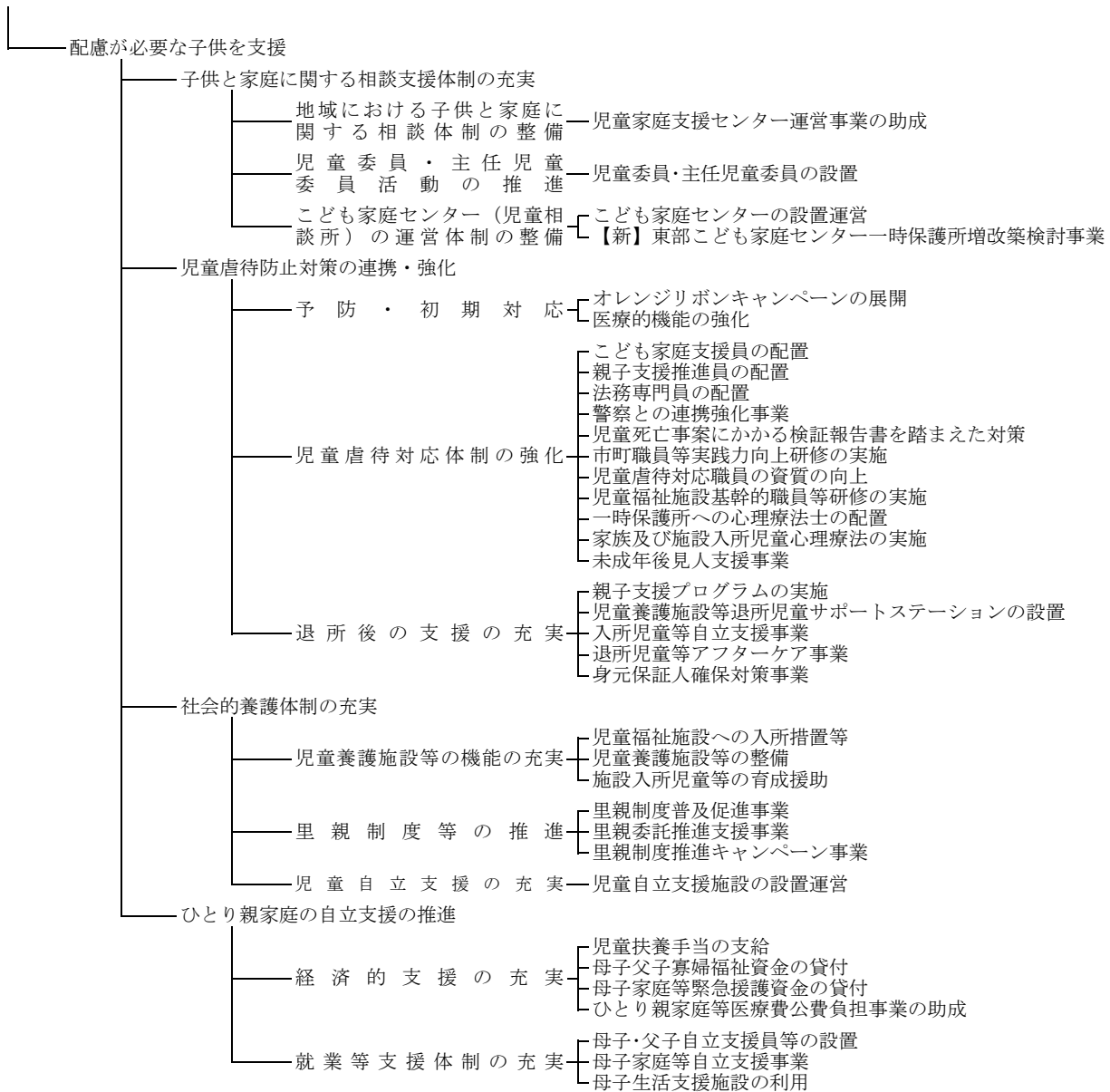
## 健康福祉局の事業体系

- 1 地域保健福祉推進対策 (健康福祉総務課)
  - 地域保健福祉調査研究事業
  - 被災者の心身のケア
- 2 大規模社会福祉施設等の整備 (健康福祉総務課)

全ての子どもたちの未来を応援（「ひろしまファミリー夢プラン」の推進）  
 （子供未来戦略担当）

- 3 (子育て・少子化対策課)  
 (安心保育推進課)  
 (こども家庭課)





- 4 婦 人 保 護 対 策 (こども家庭課)
- 広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定及び推進
  - 相談体制の整備
  - 婦人保護施設への保護委託
  - 暴力被害者女性支援体制整備事業

- 5 適 正 な 医 療 の 確 保 (医務課)
- 医療施設への立入検査
  - 衛生検査所への立入検査
  - 医療機能情報提供事業
  - 広島県医療安全支援センターの運営
  - 広島都市圏の医療機能強化事業
  - 広島県地域保健対策協議会活動の推進
  - 広島県医療勤務環境改善支援センターの運営

- 6 が ん 対 策 (がん対策課)
- がんの予防・がん検診 — たばこ対策推進事業  
— がん検診受診率向上対策事業  
— がん検診精度管理推進事業
  - が ん 医 療 — 広島がん高精度放射線治療センター管理運営費  
— がん医療連携強化事業
  - が ん と の 共 生 — 緩和ケア推進事業  
— がん患者・家族相談支援事業  
— Teamがん対策ひろしま推進事業

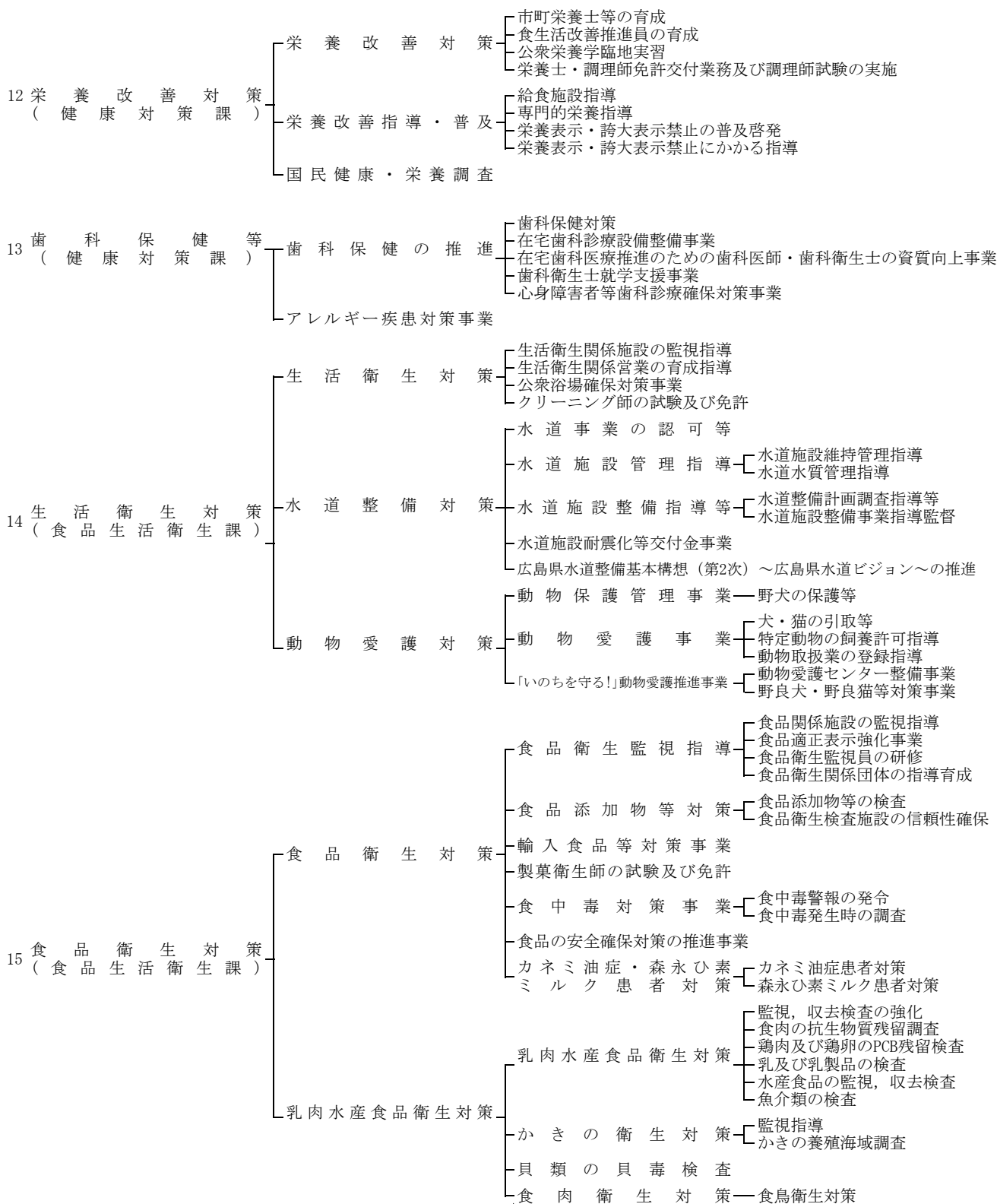
- 7 原爆被爆者支援  
(被爆者支援課)
  - 原爆被爆者健康管理の推進
    - 原爆被爆者健康手帳交付事務
    - 原爆被爆者健康診断
    - 原爆被爆者健康管理推進特別事業
    - 原爆体験者等健康意識相談等事業
  - 原爆被爆者援護の推進
    - 法に基づく手当等の支給
    - 県独自の援護事業
    - 原爆死没者慰霊式典等助成事業
  - 広島原爆養護ホームの運営・整備
  - 原爆被爆者関係施設整備
    - 広島赤十字・原爆病院への助成
    - その他関係団体への助成等
  - 在外被爆者援護の推進
    - 法に基づく事業
    - 在外被爆者支援事業実施要綱に基づく事業
  - 放射線被曝者医療  
国際協力の推進
    - 医師等受入研修・派遣事業
    - 放射線被ばく者医療普及啓発事業
    - 調査検討事業
    - 人材育成事業
    - 共同研究事業
    - 福島支援事業

- 8 毒ガス障害者支援  
(被爆者支援課)
  - 健康診断及び相談事業
  - 医療費及び各種手当の支給
  - 県独自の援護事業

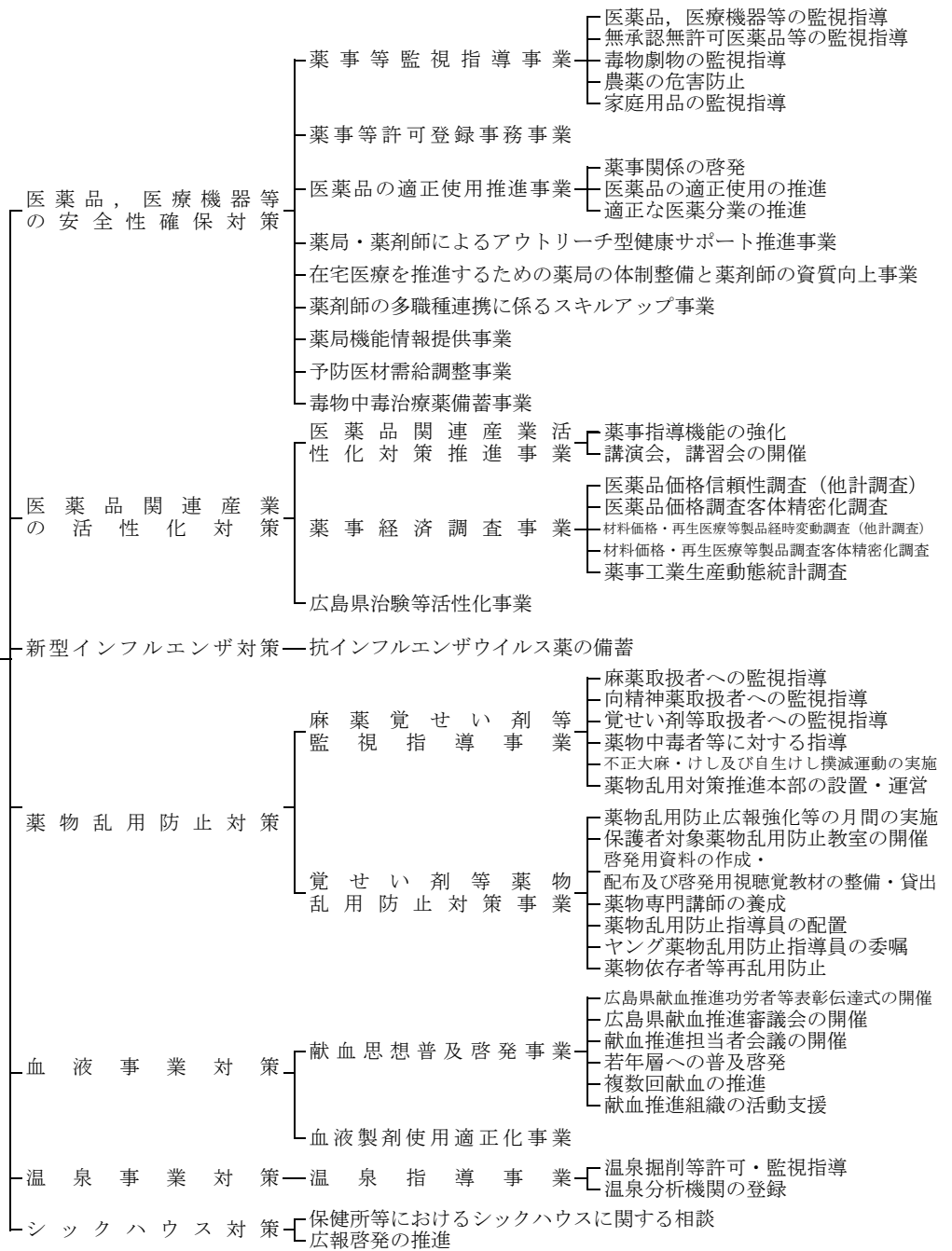
- 9 感染症対策  
(健康対策課)
  - 感染症予防対策
    - 感染症・疾病管理センター事業
    - 感染症予防対策事業
      - 感染症対策事業
      - 感染症発生动向調査事業
      - 防疫体制整備事業
    - 新型インフルエンザ対策事業
    - 予防接種の推進
    - 風しんの流行対策
    - ハンセン病対策
  - 結核予防対策
    - 予防活動
    - 結核患者医療費の給付
    - 結核対策特別促進等事業
  - エイズ予防対策
    - 推進体制等の整備
    - 相談体制の充実
    - 検査体制の充実
    - 医療体制の充実

- 10 精神保健福祉対策  
(健康対策課)
  - 医療対策
    - 医療費公費負担事業
    - 入院者処遇向上対策事業
    - 精神科救急医療システム運営事業
  - 保健対策
    - 精神保健福祉相談指導事業
    - こころの電話相談事業
    - ひきこもり地域支援センターの設置
    - いのちを支える広島プラン推進事業
    - 高次脳機能障害支援体制整備事業
    - 認知症医療・介護連携強化事業
    - アルコール健康障害対策推進事業
    - 精神障害者地域生活支援事業
    - 被災者支援こころのケアチーム運営事業
  - 地域福祉対策
    - 地域精神保健福祉対策事業
  - 技術支援活動
    - 地域支援活動
    - リハビリテーション事業

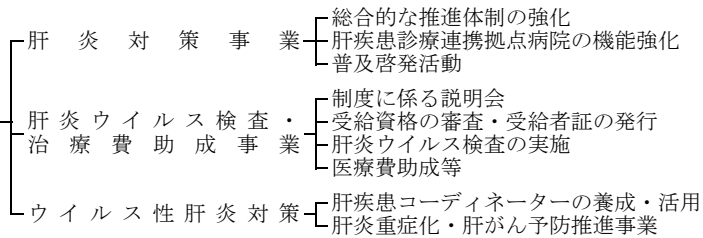
- 11 難病対策  
(健康対策課)
  - 医療費の給付
    - 小児慢性特定疾病医療支援事業
    - 特定医療費(指定難病)支給認定事業
    - スモン患者に対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業
    - 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業
  - 普及啓発
    - 広島難病団体連絡協議会の育成指導
    - 普及啓発
  - 相談機能の充実
    - 難病相談・支援センターの運営
    - 難病ピアサポート事業
    - 小児難病相談事業
    - 難病相談会の開催
  - 在宅ケアの推進
    - 難病患者地域支援事業
    - 難病医療ネットワーク事業
    - 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業



16 薬事衛生対策  
(薬務課)

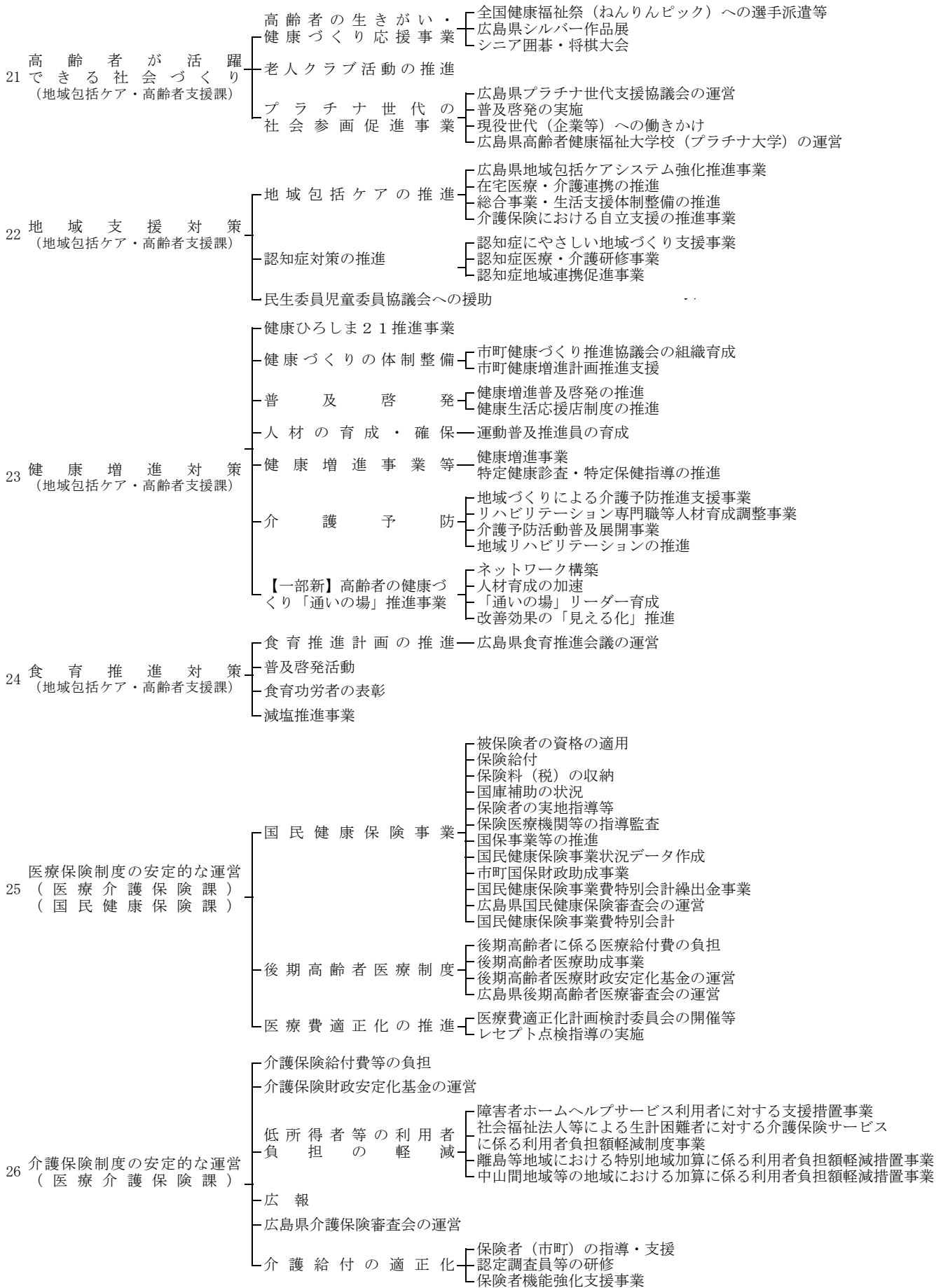


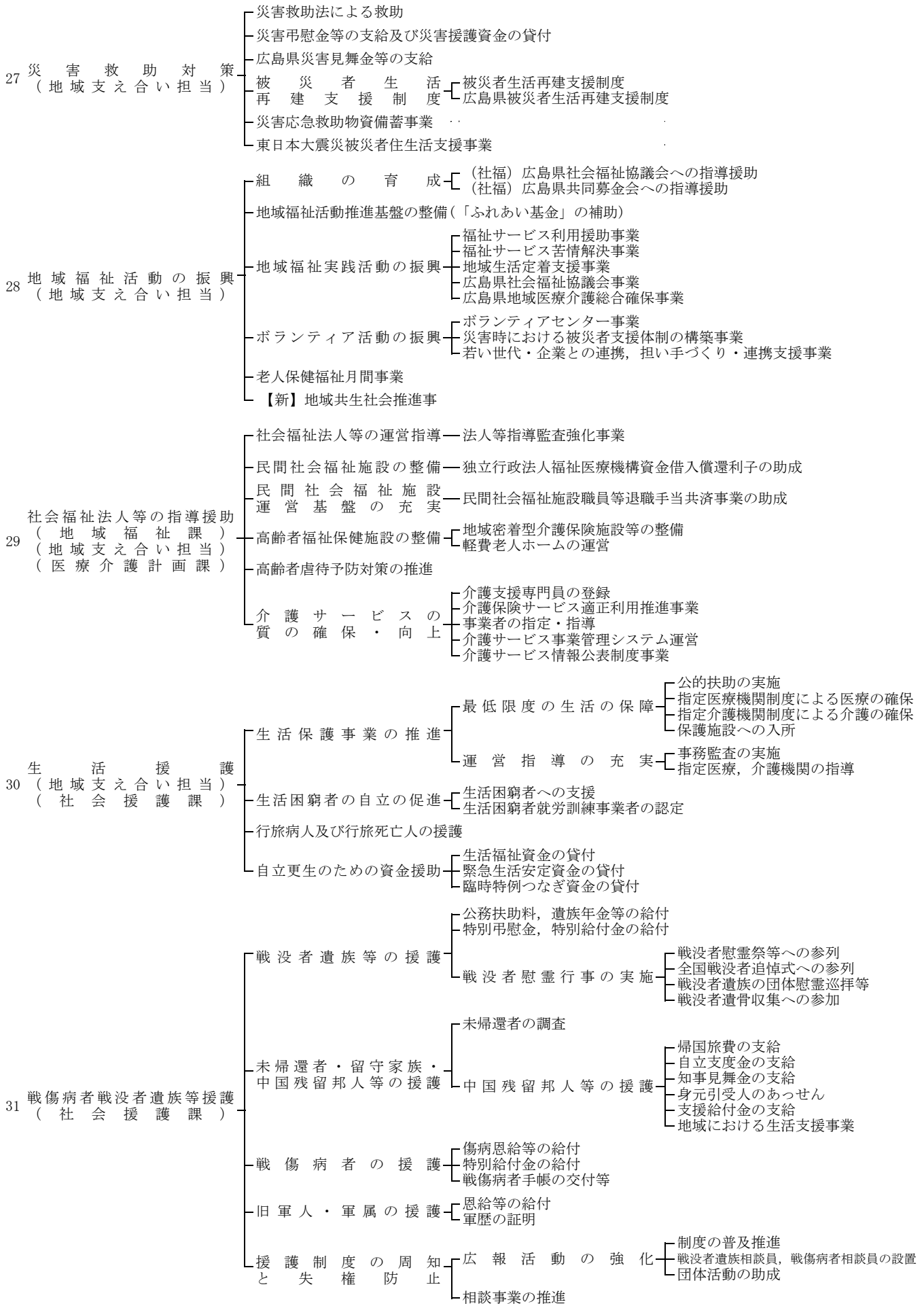
17 肝炎対策  
(薬務課)



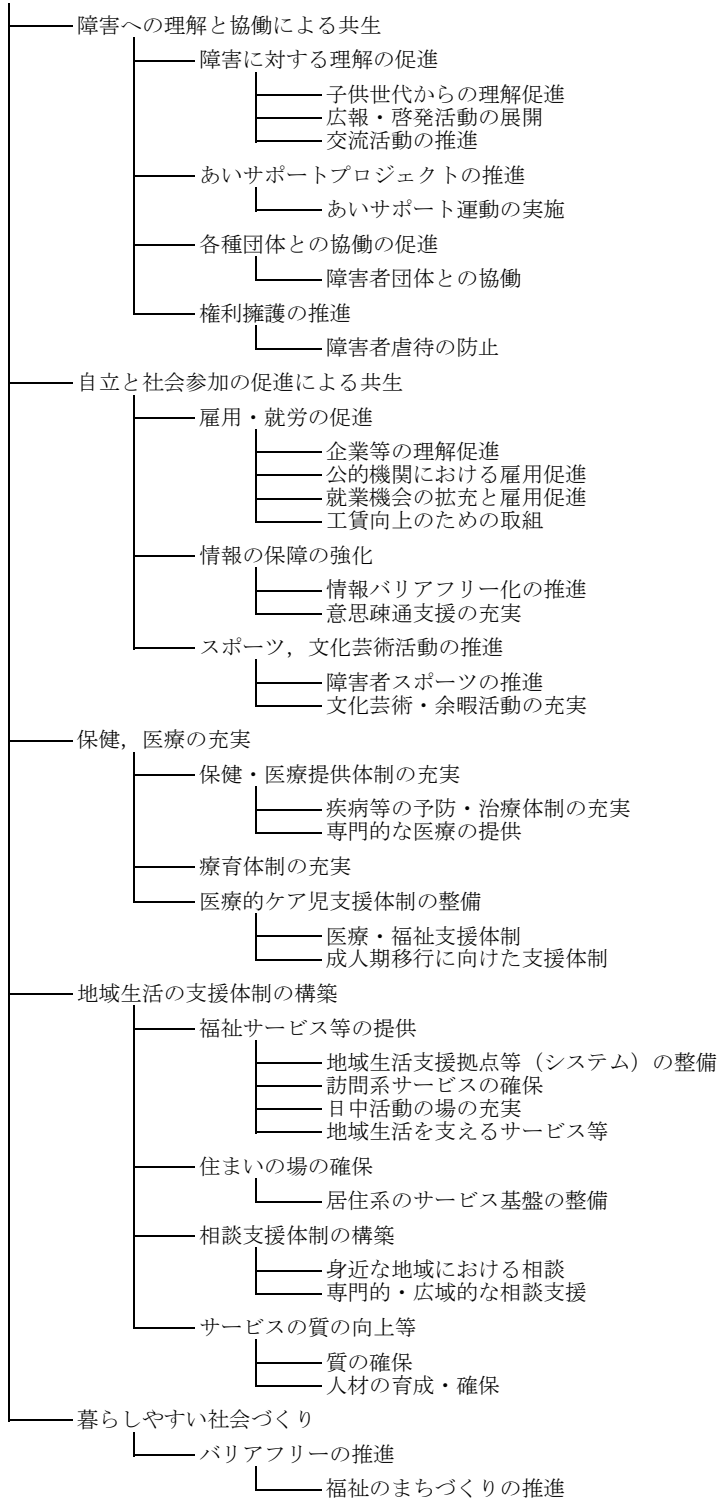








32 障害者福祉（「広島県障害者プラン」の推進）  
（障害者支援課）



## 1 地域保健福祉推進対策

### 〔現況及び施策の方向〕

合併により県内の市町村は 23 市町に再編されるとともに、地方分権の推進により住民に身近な保健福祉サービスの市町への権限移譲がより一層進められるなど、地域保健福祉を巡る情勢は大きく変化している。

こうした保健福祉サービス提供システムや行政システムの変革の動きに対応し、地域保健福祉業務の活性化と効果的かつ効率的な推進を図るとともに、職員のスキルアップを図るため、広域的・専門的な技術拠点である厚生環境事務所・保健所等において、調査研究を行う。

また、災害により避難所等に避難している被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な支援を行う。

### 〔事業の内容〕

#### 1 地域保健福祉調査研究事業

厚生環境事務所・保健所等において、地域保健福祉に関する調査研究を実施するとともに、その成果を発表することにより、地域保健福祉業務の活性化と効果的かつ効率的な推進を図るとともに、職員のスキルアップを図る。(平成 14 年度創設)

#### 2 被災者の心身のケア

災害が発生した場合に、被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な調査や心身のケアを行うため、被災地に災害時公衆衛生チームを派遣する。(平成 24 年度創設)

## 2 大規模社会福祉施設等の整備

### 〔現況及び施策の方向〕

昭和 49 年 3 月に策定した「広島県社会福祉計画」において、社会福祉施設の中核的・指導的役割を担う施設となる「老人福祉団地（ふれあいの里）」、「身体障害者リハビリテーションセンター」及び「心身障害者コロニー」などの大規模社会福祉施設建設構想を策定し、昭和 50 年度から行っている法人県民税の超過課税収入を大規模社会福祉施設等建設基金に積み立て、これを財源として計画的な施設整備を進めている。

また、少子・高齢化の進行に伴い、保健・医療・福祉の一体的・効果的な施策を推進する必要があることから、社会福祉施設をはじめ医療施設、保健休養施設についても、この基金で整備することとしている。

これらの大規模社会福祉施設については、(社福)広島県福祉事業団等を指定管理者として運営委託し、効果的な運営に努めている。

### 〔事業の内容〕

#### 大規模社会福祉施設等の整備

「大規模社会福祉施設等建設基金」の運用

大規模社会福祉施設等の建設資金を確保するため、大規模社会福祉施設等建設基金を設置し、法人県民税の超過課税による県税収入、大規模社会福祉施設等の建設資金として受納した寄附金及びこの基金の運用益金を積み立て、計画的かつ効率的な活用を図ることとしている。

第 1 表 建設事業の概要（健康福祉局所管）

区 分	わかば療育園	若草療育園	若草園
令和元年度	新築工事	改築工事	改築工事
平成 30 年度	新築工事	改築工事	改築工事
平成 29 年度	—	—	—

第 2 表 大規模社会福祉施設等建設基金額の状況

(単位 千円)

区 分	積立額	取崩額	年度末基金額
令和元年度（予定）	1,934,390	1,416,036	8,225,133
平成 30 年度	1,861,438	1,409,543	7,706,779
平成 29 年度	1,769,314	1,437,034	7,254,884
平成 28 年度	1,953,134	1,400,000	6,922,604

### 3 全ての子供たちの未来を応援（「ひろしまファミリー夢プラン」の推進）

#### 〔現況及び施策の方向〕

近年の少子化の急速な進行により、すでに人口減少社会は始まっており、令和 22（2040）年の広島県の総人口は約 239 万人となり、現在の総人口の約 83%となる見込みである。また、15 歳未満人口については、現在の約 66%となる見込みであり、将来の生産年齢人口の減少により、社会基盤の衰退など、様々な分野で影響が生じると言われている。

また、未婚化や晩婚化、核家族化の進行や地域社会の希薄化、女性の社会進出など、社会環境が大きく変化する中で、子供や子育て家庭における課題も変化している状況である。

こうした中、平成 27 年 3 月に「ひろしまファミリー夢プラン」を策定し、少子化対策としての結婚・妊娠・出産支援や保育・子育て環境の整備、仕事と家庭の両立支援、社会的養護が必要な児童・家庭の支援、乳幼児期の教育・保育などの施策を切れ目なく総合的に推進するとともに、プラン最終年次として検証を行い、新たな計画を作成する。

○【新】次期「ひろしまファミリー夢プラン」の策定（予算額 4,934 千円）

#### ひろしまファミリー夢プラン



#### 【めざす姿】

「家族で住むならこのまちで！」と選ばれるファミリーフレンドリーな魅力あふれる広島県  
～具体的な姿～

- ◆ 結婚を希望する人が出会い・結婚できる広島県
- ◆ 子供を希望する人が安心して、妊娠・出産できる広島県
- ◆ 希望する時にいつでも安心して子供を預けて働くことができる広島県
- ◆ すべての県民が子供と子育て家庭を支える広島県
- ◆ すべての子供たちが健やかに育つ広島県

#### 【めざす姿を実現するための姿勢】

- 広島で結婚・妊娠・出産し、子育てしたいと思える環境整備
- 女性の働きやすさ日本一への環境整備
- すべての県民が子育てを支える環境整備
- たくましく健やかに生きる力をもつ子供たちを育成する環境整備



広島県の子ども元気  
いっぱいキャラクター  
イクちゃん

#### 【施策体系】

- 第 1 節 結婚・妊娠・出産を切れ目なく支援
  - 1 若者の結婚支援
  - 2 若者の経済的・社会的自立への支援
  - 3 不妊治療等支援体制の充実
  - 4 安心して妊娠・出産できる体制の充実
  - 5 小児保健医療体制の充実
- 第 2 節 安心できる保育・子育ての促進
  - 1 安心して預けられる環境整備の促進
  - 2 待機児童解消の強化
  - 3 広島県らしい子育て環境の整備の促進
- 第 3 節 女性の働きやすさ日本一への挑戦
  - 1 女性の活躍促進
  - 2 女性の就業継続への支援
  - 3 女性の就業支援の強化
  - 4 男性の育児参画の推進
  - 5 子育てしながら働き続けることができる職場環境の整備
- 第 4 節 配慮が必要な子供を支援
  - 1 子供と家庭に関する相談支援体制の充実
  - 2 児童虐待防止対策の充実
  - 3 社会的養護体制の充実
  - 4 ひとり親家庭の自立支援の推進
  - 5 障害のある子供への支援
- 第 5 節 たくましく健やかに生きる力をもつ子供たちの育成
  - 1 乳幼児期の教育の充実
  - 2 「知・徳・体」のバランスのとれた子供の育成
  - 3 非行防止と立直り支援

## 〔事業の内容〕

### 1 子供見守り支援

【新】子供見守り支援サポート事業（予算額 22,909 千円）

様々なリスクを抱える子供たちを多面的・継続的に把握し、見守り支援する仕組みについて、モデル市町と共同で検討を進め、仕組みを構築する。（令和元年度創設）

### 2 子供の生活習慣づくり

(1) 朝ごはん推進モデル事業（予算額 25,543 千円）

全ての子供が朝食を食べられる環境を整備し、子供の資質や能力を高めるために必要な生活習慣を身に着けるため、学校の敷地内で子供たちに朝ごはんを提供するモデル事業を実施するとともに、モデル事業の運営面や成果について検証を行う。（平成 30 年度創設）

第 1 表 朝ごはん推進モデル事業実施状況

(単位 箇所)

区 分	実施市町	モデル箇所数
平成 30 年 度	廿日市市	1
	府中町	1

(2) 【新】フード・マッチング事業（予算額 18,617 千円）

全ての子供が朝食を食べられる環境を整備するため、安定的かつ継続的に企業などから食品が提供され、希望する家庭や地域でも食材が受け取れる仕組みを構築する。（令和元年度創設）

### 3 結婚・妊娠・出産を切れ目なく支援

(1) 若者の結婚支援

少子化のひとつの要因である未婚化・晩婚化に対する施策として、若者の出会い・結婚支援を行うこととし、若者が結婚しやすい環境を整備する必要がある。

ア みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェクト事業（予算額 26,057 千円）

企業・団体との協働による県民全体の結婚に対する機運醸成を図るとともに、ひろしま出会いサポートセンターに登録している会員の希望に沿った出会いの提供を可能にするための機能強化を行う。（平成 27 年度創設）

イ みんなでおせっかい「こいのわ」イベント事業（予算額 592 千円）

地域で気軽に参加できる小規模イベント「こいのわカフェ」を県内各地で実施する。（平成 28 年度創設）

ウ ひろしま出会いサポーターズ構築事業（予算額 4,832 千円）

地域で結婚支援活動をしている団体を「ひろしま出会いサポーターズ」として任命し、地域での取組を広く発信するとともに、立ち上げや活動を支援する。（平成 27 年度創設）

また、結婚のおせっかいをしたい個人を「こいのわボランティア」として登録し、「こいのわカフェ」で活用する。（平成 28 年度創設）

エ ひろしま出会いサポートセンターの設置運営（予算額 15,329 千円）

未婚者の会員登録や社員の結婚を応援する企業の登録により、結婚・婚活に関する情報のマッチ



ングを図り、若者の行動を支援する。(平成 26 年度創設)

オ 広島県地域少子化対策重点推進交付金による市町支援 (予算額 5,000 千円)

内閣府地域少子化対策重点推進交付金を活用し、少子化対策のため地域の实情に応じて結婚、妊娠、出産、子育て支援に取り組む市町を支援する。(平成 26 年度創設)

(2) 不妊治療等支援体制の充実

ア 不妊治療費の助成 (予算額 141,009 千円)

特定不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成する。(平成 16 年度創設)

第 2 表 特定不妊治療費助成状況

(単位 人,件)

区 分	実人員	延件数
平成 30 年度	485	820
平成 29 年度 (注 2)	484	818
平成 28 年度 (注 1)	467	789

(注 1) 広島市, 福山市を除く。(注 2) 広島市, 呉市, 福山市を除く。

イ 不妊検査費等助成事業 (予算額 50,083 千円)

不妊を心配する夫婦に対して、早い段階での不妊検査・治療の開始を促進するため、夫婦が共に不妊検査を受けた場合の検査・一般不妊治療の費用の一部を助成する。(平成 27 年度創設)

また、妊活や不妊に関する県民の意識や現状を把握するアンケート調査を実施し、不妊治療に関する理解の促進と普及啓発を図る。

第 3 表 不妊検査費・一般不妊治療費助成状況

(単位 件)

区 分	件 数
平成 30 年度	721
平成 29 年度	553
平成 28 年度	436

(注) 平成 28 年 10 月から助成対象を不妊検査のみから一般不妊治療まで拡大

ウ 不妊専門相談センターの運営 (予算額 4,881 千円)

不妊・不育に悩む夫婦等が気軽に不妊治療に関する適切な情報提供を受け、不妊・不育に関する様々な悩みを相談できるよう、不妊・不育の専門相談等を実施する。(平成 16 年度創設)

第 4 表 不妊専門相談センター利用状況

(単位 件)

区 分	相談方法別利用状況					計
	電話	F A X	電子メール	面接 (医師)	面接 (助産師)	
平成 30 年度	126	0	56	2	9	193
平成 29 年度	195	0	33	1	8	237
平成 28 年度	169	0	51	2	36	258

(注) 電子メール相談は、平成 20 年 12 月 22 日から開始。

エ 妊娠 110 番メール相談

妊娠に関する相談支援体制の充実のため、望まない妊娠に悩む妊婦等に対し、メールによる相談を実施する。(平成 24 年度創設)

第5表 妊娠110番メール相談実施状況  
(単位 件)

区 分	相談件数
平成30年度	100
平成29年度	53
平成28年度	39

オ 若年世代への妊娠・出産・不妊に関する普及啓発（予算額 3,964千円）

大学生等が妊娠，出産等に関する正しい理解を習得した上で，自身のライフイベントをポジティブに選択し，実現できるようなセミナーを開催する。

また，高校の養護教諭等を対象に，共通教材（DVD）を活用し，妊娠・出産・子育て，不妊，性感染症・子宮頸がん予防等に関する研修を実施する。

第6表 若年世代への普及啓発事業実施状況

区 分	実施校		受講者数
	高校	大学等	
(※2)平成30年度	- (※1)	3校	266人
平成29年度	- (※1)	5校	727人
平成28年度	- (※1)	6校	217人

※1 高校の養護教諭等を対象にした資質向上の研修会を実施

※2 平成30年度から，ライフデザイン啓発事業として実施

(3) 安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備

ひろしま版ネウボラ構築事業（予算額 100,397千円）

妊娠期から子育て期まで母子保健と子育て支援が一体となったワンストップによる切れ目のないサポート体制「ひろしま版ネウボラ」をモデル的に構築し，保健師等の専門職が全ての家庭を継続的に把握し，必要な支援を確実に提供できる体制を整備し，効果や課題の検証を行うとともに，専門職確保のための研修等を実施する。

(4) 小児保健医療体制の充実

母子保健等の推進

妊娠，出産，育児の切れ目のない支援をめざし，平成27年3月に策定した「ひろしまファミリー夢プラン」に基づき，母子保健対策の推進のため，一次的保健サービスを実施する市町の連絡調整・支援・助言に努める。

ア 養育医療給付（予算額 46,119千円）

医療機関での治療を必要とする未熟児に対し，養育に必要な医療の給付を行うとともに，保護者の育児不安等を解消するため，訪問指導を実施した。

平成25年4月から市町が実施主体となり，市町が実施する医療の公費負担に対し費用の一部を負担する。（負担割合 国1/2，県1/4，市町1/4）（昭和33年度創設）

第7表 未熟児養育医療の給付状況  
(単位 件)

区 分	未熟児養育医療
平成30年度	1,925
平成29年度	1,967
平成28年度	1,927

イ 先天性代謝異常等検査（予算額 47,385 千円）

フェニールケトン尿症等による心身障害の発生を予防し、早期に適切な治療を開始するため、新生児に血液検査を実施する。平成 25 年 2 月からタンデムマス法を導入した。（昭和 52 年度創設）

第 8 表 先天性代謝異常等検査実施状況

（単位 件）

区 分	初回検査件数	備 考
平成 30 年度	12,881	検査項目：フェニールケトン尿症，メープルシロップ尿症，ガラクトース血症，ホモシスチン尿症，クレチン症，先天性副腎過形成症他 14 疾患（計 20 疾患）
平成 29 年度	13,713	
平成 28 年度	14,035	

（注）広島市を除く。

ウ 自立支援医療（育成医療）給付（予算額 16,629 千円）

身体上の障害を有する児童で、入院等により確実な治療効果が期待できる児童に対し、必要な医療の給付を行った。

平成 25 年 4 月から市町が実施主体となり、市町が実施する医療の公費負担に対し費用の一部を負担する。（負担割合 国 1/2，県 1/4，市町 1/4）（昭和 49 年度創設・平成 18 年度自立支援医療に移行）

第 9 表 自立支援医療（育成医療）の給付状況

（単位 件，千円）

区 分	延 件 数	金 額
平成 30 年度	822	10,567
平成 29 年度	914	16,083
平成 28 年度	1,074	18,119

4 安心できる保育・子育ての促進

〔広島県安心こども基金の活用〕

子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、国から交付された子育て支援対策特別交付金を原資に、平成 20 年度に「広島県安心こども基金」を設置し、平成 26 年度まで（一部は平成 28 年度まで）の間、待機児童の解消等に向けた保育所等の緊急整備や全ての子ども・家庭への支援などを実施する。

○ 基金の状況

（単位 円）

区 分	積立額	取崩額	基金残高
平成 30 年度	175,781	636,582,000	1,193,287,280
平成 29 年度	219,276	313,686,000	1,829,693,499
平成 28 年度	8,800,526	152,341,000	2,143,160,173

第 10 表 安心こども基金事業一覧（健康福祉局）

区 分	事 業 名
保育サービスの充実	保育所緊急整備事業
	小規模保育整備事業
	賃貸物件による保育所整備事業
	認定こども園整備事業
	小規模保育設置促進事業

(1) 安心して預けられる環境整備の促進

ア 多様な幼児教育・保育の受入枠の確保

(ア) 子どものための教育・保育給付費の負担（予算額 10,752,271 千円）

子ども・子育て支援法第 67 条第 1 項に基づき、市町が支弁した特定教育・保育施設に係る給付費の一部を負担する。（平成 27 年度創設）

(イ) 1・2 歳児受入促進事業（予算額 60,694 千円）

待機児童が発生している市町の保育施設に対して、新たな 1・2 歳児の受け入れによる公定価格が人件費相当に達しない場合にその差額を補助する。（平成 30 年度創設）

(ウ) 保育コンシェルジュ等配置事業（予算額 34,500 千円）

保護者の働き方等に合った保育サービスを紹介するコンシェルジュ（子育て経験者等）を配置する市町への補助を行う。また、コンシェルジュに就業支援員の機能を追加することで、子どもを預けて働く保育士への就業支援を行う。（平成 25 年度創設）

(エ) 認可化促進事業の助成（予算額 3,163 千円）

認可外保育施設の認可移行に必要な支援・指導のための経費を負担する市町に対して助成する。（平成 24 年度創設）

(オ) 病児保育事業・広域促進事業の助成（予算額 182,059 千円）

地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等において看護師等が預かる事業及び保育所において通園児の体調不良に対応する保育を行う費用を負担する市町に対し助成する。（平成 19 年度創設）

病児保育室の創設等の費用を負担する市町に対して助成する（平成 29 年度創設）

県境を越えた病児保育相互利用のため、他県を利用した場合に発生する市町への補助金のうち県負担分の県間調整を行う。（平成 29 年度創設）

第 11 表 病児保育事業の状況

（単位 市町、所、千円）

区分	市町数	箇所数	補助金額
平成 30 年度	18	54	182,059
平成 29 年度	18	51	156,918
平成 28 年度	18	50	145,669

（注）広島市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/3、県 1/3、市町 1/3〕

(カ) 事業所内保育施設設置促進モデル事業（予算額 3,320 千円）

子ども・子育て支援新制度において新たな受入枠となる事業所内保育所について、近隣企業との共同設置モデルを県庁自らが実施・例示することにより、県内企業等の設置を促進する。（平成 27 年度創設）

(キ) いつでも安心保育支援事業（予算額 14,348 千円）

認可保育所等を入所待ちとなったことにより、認可外保育施設等を利用することに伴う経済的負担を軽減するため、支援金を支給する。（平成 27 年度創設）

イ 保育士・保育教諭の量的確保と資質の向上

(ア) 魅力ある保育所づくり推進事業（予算額 14,000 千円）

保育施設の勤務労働条件や職員間の雰囲気などを開示することや社会保険労務士等を活用し

た職務環境の向上を図ることにより、保育士を目指す学生等が働きたいと思える魅力ある保育所づくりを推進する。(平成 30 年度創設)

(イ) 保育士キャリアアップ研修事業 (予算額 32,158 千円)

保育士は専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門職であり、その専門性の向上に目標を持って取り組めるよう、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修を構築し、保育の質の向上や新規採用者の人材確保及び保育士の離職防止等を図ることを目的とする。(平成 29 年度創設)

(ウ) 【新】 保育士離職時届制度構築事業 (予算額 21,000 千円)

離職する保育士に対して届出制度を構築することにより、保育士として就業していない保育士を把握し、求人情報の提供や保育士人材バンクでの求職活動支援により、保育士の就職を支援する。(令和元年度創設)

(エ) 【新】 保育士早期復職サポート事業 (予算額 89,640 千円)

保育料無償化の対象とならない3歳未満児を育児中の保育士を対象に保育料の負担を軽減し、早期復職を後押しする。(令和元年度創設)

(オ) 保育士試験の実施

保育士養成施設(学校)を卒業する者以外の者に保育士となる資格を与えるため、平成 28 年度から年 2 回保育士試験を実施する。(昭和 23 年度創設)平成 17 年度から、県が指定した試験機関が実施。

第 12 表 保育士試験の実施状況

(単位 人, %)

区 分	受験者実数	合格者数	合 格 率
平成 30 年度	1,105	333	30.1
平成 29 年度	1,128	365	32.4
平成 28 年度	1,329	465	35.0

(カ) 保育士登録の実施 (予算額 9,304 千円)

保育士として業務を行う者の県知事への登録を実施する。(平成 15 年度創設)

登録手数料 申請 4,200 円, 書換交付 1,600 円, 再交付 1,100 円

第 13 表 保育士登録数

(単位 人)

区 分	新規登録	書換交付	再 交 付
平成 30 年度	1,367	698	42
平成 29 年度	1,436	558	36
平成 28 年度	1,605	516	27

(キ) 保育士人材確保事業 (予算額 26,424 千円)

保育士人材バンクを運用し、求職者と求人者のマッチングを行うとともに、合同就職説明会や就職支援セミナー、実地研修を実施する。(平成 24 年度創設)

(ク) 産休等代替職員費の助成 (予算額 17,561 千円)

児童福祉施設等の職員の産休又は病休に際して、児童の処遇の確保を図るため代替の保育士等を任用した施設設置者に、その任用に要する費用を助成する。(産休：昭和 37 年度創設, 病休：昭和 49 年度創設)

(ケ) 保育教諭指導力向上事業（予算額 2,513 千円）

公立幼保連携型認定こども園に配置される保育教諭に対し、職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施する。（平成 27 年度創設）

(コ) 保育教諭確保のための保育士資格・幼稚園免許状取得支援事業（予算額 359 千円）

認定こども園に配置する「保育教諭（幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有している者）」において、片方のみを有している者の資格及び免許状取得を支援する。（平成 27 年度創設）

(サ) 保育士の働きやすさ促進事業（予算額 13,351 千円）

保育士の離職防止を図るため、雇用管理改善や勤務環境改善に積極的に取り組む保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の配置に必要な費用等を支援することにより、保育所等における保育士の負担を軽減する。（平成 28 年度創設）

<参考 認定こども園>

幼稚園や保育所等における就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するため、「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成 18 年 10 月 1 日施行）が制定され、都道府県知事による認定制度である認定こども園制度が設けられた。（平成 18 年度創設）

さらに、平成 27 年 4 月から本格施行された子ども・子育て支援新制度において、学校及び児童福祉施設としての位置付けを持つ単一の施設として新たな幼保連携型認定こども園が制度化された。

認定こども園の概要

機能等	認定こども園とは、都道府県知事が定める基準のもと、次の(1)及び(2)の機能を果たすことを目的として設置された施設、又は、幼稚園・保育所等のうち、これらの要件を満たすとして認定を受けた施設である。 (1) 保護者の就労の有無にかかわらず、就学前の子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能 (2) 地域における子育て支援を行う機能
類型	認定こども園には、地域の実情に応じて次のような多様なタイプが認められている。 (1) 幼保連携型 学校及び児童福祉施設としての位置付けを持つ単一の施設 (2) 幼稚園型 認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ (3) 保育所型 認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ (4) 地方裁量型 幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ
認可又は認定基準	就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、県条例（平成 18 年 10 月 16 日条例第 46 号，平成 26 年 10 月 9 日条例第 41 号）で定めている。

第 14 表 認定こども園の状況

区 分	市町数	施設数
平成 31 年度 (4/1 現在)	20	169 (129)
平成 30 年度	17	134 (109)
平成 29 年度	14	111 ( 87)

(注) 施設数欄の ( ) 書きは、幼保連携型認定こども園の再掲である。

(2) 広島県らしい子育て環境の整備の促進

ア 広島県方式“みんなで子育て応援”の推進

(ア) 子育て応援企業の開拓・家庭への周知

企業の子育て応援の取組を引き出すとともに、その取組を積極的に広報することにより、親子で出かけやすい環境づくりを推進する。(平成 21 年度創設)

(イ) 子育て支援活動の推進

外に出て来ない親・出て来られない親を対象として、地域で子育て支援を実施しようとしている団体等に対し、コーディネーターを派遣するなどして後方支援を行う。

イ 子育て支援体制の充実

(ア) 放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の助成（予算額 1,678,832 千円）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(平成 3 年度創設)

第 15 表 放課後児童クラブ事業の状況

(単位 市町, クラブ, 千円)

区 分	市町数	クラブ数	補助金額
平成 30 年度	22	763	1,460,382
平成 29 年度	22	704	1,293,859
平成 28 年度	22	664	1,029,814

(注) [負担割合 国 1/3, 県 1/3, 市町 1/3]

(イ) 放課後児童クラブ整備費の助成（予算額 178,600 千円）

放課後児童クラブの設置を促進するため、市町が行う施設の整備に対して助成する。(平成 13 年度創設)

第 16 表 放課後児童クラブ整備費助成の状況

(単位 所)

区 分	創 設 等
令和元年度(予定)	34
平成 30 年度	31
平成 29 年度	23

(ウ) 子育て支援従事者の育成・資質向上事業

a 子育て支援員研修事業（予算額 9,237 千円）

子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子供が健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保するため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従

事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度が創設され、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図るための研修を実施する。（平成 27 年度創設）

b 放課後児童支援員の認定研修事業（予算額 10,732 千円）

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）に基づき、放課後児童支援員として必要な基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得し、有資格者となるための研修を実施する。（平成27年度創設）

(エ) ひろしま型自然保育の取組を強化（予算額 8,767 千円）

ひろしま自然保育認証制度に基づく認証団体を支援するとともに、都市と自然が融合した本県の子育て環境の魅力をPRする。（平成 29 年度創設）

第 17 表 ひろしま自然保育認証団体

認証区分	認証団体数（平成 30.4 現在）
I 型 （地域の資源を活用した教育・保育を週 10 時間以上実施している団体）	26
II 型 （地域の資源を活用した教育・保育を週 5 時間以上実施している団体）	7
合計	33

(オ) 寄附を活用した子育て応援事業（予算額 3,033 千円）

ふるさと納税やイオンリテール株式会社、マックスバリュ西日本株式会社及び株式会社山陽マルナカからの寄付金を活用して、子育て中のパパ・ママや子供、子育て支援活動に携わる支援者を対象に、子育ての不安解消や子供の育ちをテーマに全国的にも先進的に取り組んでいる講師を招き、講演会を開催する。（平成 22 年度創設）

(カ) 市町子育て支援事業の助成（予算額 774,326 千円）

全ての家庭を対象とした地域子育て支援の充実を図るため、市町が行う事業に対し助成する。（平成 25 年度創設）

（平成 30 年度）

事業名	市町数	事業名	市町数
利用者支援事業	15	地域子育て支援拠点事業	23
子育て短期支援事業	6	一時預かり事業	20
乳児家庭全戸訪問事業	23	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	17
養育支援訪問事業	13		
子どもを守る地域ネットワーク強化事業	16		

- (注) 1 平成 27 年度は子ども・子育て支援交付金で対応。  
 2 平成 26 年度は保育緊急確保対策事業で対応。  
 3 平成 25 年度は安心こども基金で対応。  
 4 平成 24 年度以前は国から市町への交付金事業により実施。

(キ) 将来世代応援知事同盟事業（予算額 938 千円）

子育て支援や女性若者支援に積極的な取組を行う 13 県で構成する「日本創生のための将来世代応援知事同盟」において、情報発信や共同事業、国への政策提言に取り組む。同盟県と協働して「将来世代応援知事同盟サミット」を開催。（平成 25 年度創設）



(ク) 乳幼児医療費公費負担事業の助成（予算額 1,797,790 千円）

乳幼児の健康管理と保護者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児の医療費を負担する市町（広島市、呉市及び福山市を含む。）に対し助成する。（昭和 48 年度創設）

区 分	内 容
対象年齢	入院・通院とも就学前児まで対象
対象世帯	旧児童手当特例給付の所得制限未満の世帯
助成範囲	医療保険各法の規定による療養の給付が行われた場合における保険適用総医療費と保険給付額との差額から、乳幼児医療費における一部負担を控除した額。 【一部負担金】 ・入院：1 医療機関あたり 1 日 500 円（月 14 日を限度） ・通院：1 医療機関あたり 1 日 500 円（月 4 日を限度）

[負担割合 県 1/2, 市町 1/2]

(ケ) 児童手当等の支給（予算額 6,940,062 千円）

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、市町が行う児童手当の支給に要する経費に対し、負担金を交付する。（昭和 46 年度創設）

児童手当の概要	
支給要件	1 次の全てを満たす場合 (1) 中学校修了までの国内に住所を有する児童（留学中の場合を除く。）を養育していること。 (2) 養育者が国内に住所を有すること。 (3) 父、母の場合は児童と生計が同一。それ以外の養育者の場合は、その児童が父母に養育されず、かつ当該養育者がその児童の生計を維持していること。 2 その他 児童養護施設等に入所している児童についても支給する。
手 当 額	①所得制限額未満である者 3 歳未満 月額 15,000 円 3 歳以上小学校修了前（第 1 子・第 2 子） 月額 10,000 円 3 歳以上小学校修了前（第 3 子以降） 月額 15,000 円 中学生 月額 10,000 円 ②所得制限以上である者 月額 5,000 円（特例給付）
支給月	6 月, 10 月, 2 月（各前月までの分を支給）

ウ 子供の応援団づくり

(ア) 児童福祉月間行事の実施

毎年 5 月を児童福祉月間と定め、この期間に各種行事を実施し、児童福祉の理念の普及啓発を図っている。（昭和 53 年度創設）

平成 31 年度においては、次の事業を実施。

a 児童福祉月間の懸垂幕

- 標 語 「その気持ち 誰かを笑顔にさせる種」
- 掲示場所 県庁（懸垂幕）

b 広報誌等による広報

c 文化施設等の無料開放

5 月 5 日のこどもの日を中心に、県立施設の無料開放を行うとともに、関係市町等にも協力を要請。

d 「子育て応援団すこやか 2019」への参加

個人、地域、団体、企業等が、それぞれの立場で子育てを応援できるネットワークづくりを目指し、家族で参加できる 4 万人規模のイベントを開催。（平成 18 年度から参加）

(イ) 広島キッズシティ 2019 (予算額 1,000 千円)

次代を担う自信に満ち溢れた広島県人を育成するために実施する「広島キッズシティ 2019」へ補助する。(平成 23 年度創設)

(ウ) 子育てポータルサイト運営事業 (予算額 4,692 千円)

子育て当事者や支援者等への的確な情報提供のため、子育て関連情報を集約したホームページ「イクちゃんネット」を運営する。(平成 22 年度創設)

## 5 配慮が必要な子供を支援

(1) 子供と家庭に関する相談支援体制の充実

ア 地域における子供と家庭に関する相談体制の整備

児童家庭支援センター運営事業の助成 (予算額 41,808 千円)

地域の相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの運営費を助成する。(平成 23 年度創設)

イ 児童委員・主任児童委員活動の推進

児童委員・主任児童委員の設置

近年の出生率の継続的な低下等に伴い、「健やかに子供を生み育てる環境づくり」が社会全体の課題となっている中で、地域において児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助活動を行う児童委員への期待が高まっている。

このため、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員を設置し、区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開することにより児童委員活動の一層の推進を図る。

(児童委員：昭和 23 年度創設，主任児童委員：平成 5 年度創設)

主任児童委員：199 名 (広島市及び呉市・福山市を除く。)(平成 31 年 3 月末日現在)

ウ こども家庭センター (児童相談所) の運営体制の整備

こども家庭センターの設置運営 (予算額 166,571 千円)

県内 3 か所 (西部，東部，北部) にこども家庭センターを設置し，子供と家庭に関する諸問題の相談に応じ，必要な調査・判定を行い，その結果に基づいて児童や保護者を支援する。(昭和 22 年度創設)

なお，平成 17 年 7 月に児童相談所，県立知的障害者更生相談所，県立婦人相談所の機能を統合した，子供と家庭に関する総合的な相談支援機関として「こども家庭センター」を開設した。

第 18 表 こども家庭センターの相談対応の状況

(単位 件)

区 分	養 護 (うち虐待)	保 健	障 害	非 行	育 成	そ の 他	計
平成 30 年度	2,730 (2,243)	0	1,796	227	196	31	4,980
平成 29 年度	2,493 (2,053)	2	1,789	283	210	38	4,815
平成 28 年度	2,596 (2,066)	6	1,944	258	224	37	5,065

(注) 広島市を除く。

(2) 児童虐待防止対策の連携・強化

児童虐待防止対策事業（予算額 212,158 千円）

児童虐待の防止等に関する法律の施行に伴い、児童虐待の早期発見や早期対応、発生予防及び事後ケアまで一貫して施策の推進を図るとともに、こども家庭センターの体制整備、関係機関との連携強化を図る。（平成 13 年度創設）

区 分		事 業 概 要
予 防	オレンジリボンキャンペーンの展開	・児童虐待防止及び里親等，社会的養護についての広報啓発を行い，虐待通告及び被害児童への支援についての県民の理解促進を図る。
初 期 対 応	医療的機能の強化	・児童の怪我について診察できる法医学医師を配置するほか，広島県協力基幹病院との連携体制の構築を図る。
体 制 強 化	こども家庭支援員の配置	・児童福祉司とともに保護者支援等の対応にあたるこども家庭支援員を配置する。
	親子支援推進員の配置	・児童虐待の初期対応等強化及び児童虐待防止啓発のためのスタッフを配置する。
	法務専門員の配置	・常勤弁護士を配置し，法的判断や対応をより迅速・的確に行う。
	警察との連携強化事業	・児童虐待の相談件数の増大，内容の複雑化に伴い，警察とのより一層緊密な連携体制を構築するとともに，困難ケース等へ対応するため，西部こども家庭センターに現職警察官，警察 OB を，東部こども家庭センターに警察 OB を配置する。
	児童死亡事案にかかる検証報告書を踏まえた対策	・様々な職域で共通して使用できるリスクアセスメントシートを作成し，要保護児童対策地域協議会の実務者会議等に外部の有識者等を派遣する。
	市町職員等実践力向上研修の実施	・市町職員等の専門性強化のための研修を実施し，市町職員等の実践力の向上を図ることにより，地域での対応能力を向上する。
	児童虐待対応職員の資質の向上	・こども家庭センター等の職員の資質の向上と専門性を高めるための研修を開催するとともに各種研修会に参加する。
	児童福祉施設基幹的職員等研修の実施	・児童福祉施設における中核職員に対して専門研修を実施することにより基幹的職員などを養成し，施設内虐待の防止及び入所児童への支援の向上を図る。
	一時保護所への心理療法士の配置	・西部及び東部こども家庭センターに心理療法士を配置し，一時保護した被虐待児童の行動観察や心のケアを実施する。
	家族及び施設入所児童心理療法の実施	・児童虐待等の問題が発生している家庭に対し，西部こども家庭センター医監の指導の下，保護者及び児童へのグループワーク等を実施し，家族再統合を図る。また，児童養護施設に入所している被虐待児や発達障害児に心理療法を実施し，心のケアや行動改善を図る。
未成年後見人支援事業	・親権を行う者がいない児童の日常生活における権利を守るために選任する後見人に対し費用を助成する。	
退 所 後 の 支 援 の 充 実	親子支援プログラムの実施	・虐待歴のある親に対し，措置解除等により児童が家庭復帰する際に，より専門的な育児指導や研修等を実施する。
	児童養護施設等退所児童サポートステーションの設置	・乳児院及び児童養護施設等を退所して家庭復帰する被虐待児童等について，退所から退所後の一定期間において，適切な援助等を行い児童虐待の再発を防止するとともに，児童を取り巻くリスクの変化や虐待再発の兆候等を早期に把握することにより，こども家庭センターと連携し虐待防止のための迅速な対応を行う。
	入所児童等自立支援事業	・義務教育終了後，児童養護施設等を退所し就職等する児童等に対し共同生活を営む住居において日常生活上の援助及び生活指導並びに就業支援を行うための施設開設を支援する。
	退所児童等アフターケア事業	・児童養護施設等退所後の生活上の問題への相談に応じ，地域社会における社会的自立の促進を図る。
	身元保証人確保対策事業	・児童養護施設の長等が身元保証人となった場合の損害保険会社に支払う保険料を補助する。

(3) 社会的養護体制の充実

ア 児童養護施設等の機能の充実

(ア) 児童福祉施設への入所措置等（予算額 2,924,178 千円）

家庭での養育が困難な児童について、その児童の健全な育成を図るため、乳児院又は児童養護施設への入所措置や里親への養護委託を行う。（昭和 22 年度創設）

また、入所児童の社会性の涵養等を目的に、正月・盆等に一時的に地域の家庭で預かる「ふれあい里親制度」を実施している。（平成 20 年度創設）

第 19 表 乳児院への入所措置の状況

（単位 所，人）

区 分	施 設 数			措 置 人 員			
	公 立	私 立	計	県 分	広島市分	計	
平成 31 年	県 所 管	0	1	1	14	3	17
	広 島 市 所 管	0	1	1	10	13	23
	そ の 他 の 所 管	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	2	24	16	40
平成 30 年	県 所 管	0	1	1	13	0	13
	広 島 市 所 管	0	1	1	13	13	26
	そ の 他 の 所 管	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	2	26	13	39
平成 29 年	県 所 管	0	1	1	13	0	13
	広 島 市 所 管	0	1	1	8	15	23
	そ の 他 の 所 管	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	2	21	15	36

（注）各年とも 3 月末日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/2，県 1/2〕

第 20 表 児童養護施設への入所措置の状況

（単位 所，人）

区 分	施 設 数			措 置 人 員			
	公 立	私 立	計	県 分	広島市分	計	
平成 31 年	県 所 管	0	9	9	292	59	351
	広 島 市 所 管	0	4	4	74	153	227
	そ の 他 の 所 管	0	0	0	0	1	1
	計	0	13	13	366	213	579
平成 30 年	県 所 管	0	9	9	328	66	394
	広 島 市 所 管	0	4	4	67	149	216
	そ の 他 の 所 管	0	0	0	2	0	2
	計	0	13	13	397	215	612
平成 29 年	県 所 管	0	9	9	321	78	399
	広 島 市 所 管	0	4	4	51	162	213
	そ の 他 の 所 管	0	0	0	1	0	1
	計	0	13	13	373	240	613

（注）各年とも 3 月末日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/2，県 1/2〕

第21表 里親委託の状況

(単位 世帯, 人)

区分	登録里親世帯数	児童が委託されている里親世帯数		委託児童数	新規登録里親世帯数	登録解除した里親世帯数		
		(再掲) 専門里親世帯数	(再掲) 専門里親世帯数					
平成31年	県分	136	2	53	0	56	16	17
	広島市分	73	8	37	2	43	12	6
	計	209	10	90	2	99	28	23
平成30年	県分	137	2	51	0	59	13	18
	広島市分	67	8	37	3	40	7	10
	計	204	10	88	3	99	20	28
平成29年	県分	142	2	42	0	47	18	10
	広島市分	70	7	34	3	39	7	7
	計	212	9	76	3	86	25	17

(注) 各年とも3月末日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。 [負担割合 国1/2, 県1/2]  
 [備考] 里親とは、虐待や親の病気、離婚などの様々な事情を抱える児童を一定期間、家庭的な環境の中で養育するため、県知事又は広島市長が登録した者をいう。  
 専門里親とは、児童虐待などにより心身に影響を受けた児童を養育する里親をいう。

第22表 小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）への委託の状況

(単位 所, 人)

区分	施設数			措置人員			
	公立	私立	計	県分	広島市分	計	
平成31年	県所管	0	2	2	10	2	12
	広島市所管	0	2	2	0	11	11
	その他の所管	0	0	0	0	0	0
	計	0	4	4	10	13	23
平成30年	県所管	0	2	2	10	2	12
	広島市所管	0	2	2	0	11	11
	その他の所管	0	0	0	0	0	0
	計	0	4	4	10	13	23
平成29年	県所管	0	2	2	9	2	11
	広島市所管	0	2	2	1	11	12
	その他の所管	0	0	0	0	0	0
	計	0	4	4	10	13	23

(注) 各年とも3月末日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。 [負担割合 国1/2, 県1/2]

(イ) 児童養護施設等の整備

児童養護施設等入所児童の安全・安心の確保を図るため、計画的な整備を推進する。

第23表 令和元年度児童養護施設等整備の計画

(単位 千円)

施設種別	施設名	設置主体	整備場所	整備区分	予算額
児童養護施設	仁風園	(社福) 呉同済義会	呉市	防犯対策強化	1,350

(注) 次世代育成支援対策施設整備交付金で対応。 [負担割合: 国1/2, 県1/4, 設置主体1/4]

(ウ) 施設入所児童等の育成援助

児童福祉施設入所児童の処遇改善及び健全育成を図るため、次の援助を行う。

児童福祉施設等親善事業への支援

施設入所児童の相互の理解と親善を深めるため、「なかよし運動会」等の各種行事を後援する。

(昭和35年度創設)

イ 里親制度等の推進

(ア) 里親制度普及促進事業（予算額 914 千円）

里親制度の充実・強化を図るため、里親に対する養育技術向上を図る研修を行うとともに、被虐待児の自立を支援する専門里親を育成する研修を行う。（昭和 63 年度創設）

(イ) 里親委託推進支援事業（予算額 10,450 千円）

「里親委託推進員」を各子ども家庭センターに配置し、里親委託の一層の推進と里親及び委託児童の支援充実を図る。（平成 21 年度創設）

(ウ) 里親制度推進キャンペーン事業（予算額 1,816 千円）

里親制度の推進に係るキャンペーンを実施し、里親登録者の拡大及び里親制度への県民の理解を図る。（平成 20 年度創設）

ウ 児童自立支援の充実

児童自立支援施設の設置運営

非行や不良行為を行い、又は行うおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童について、児童自立支援施設（県立広島学園）において、生活指導・学習指導及び職業指導等必要な自立支援を行う。（昭和 23 年度創設）

第 24 表 児童自立支援施設（県立広島学園）入所児童の状況

（単位 人）

区 分	定員 (暫定)	小 学 校						中 学 校			その他	計	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年			
平成 31 年	県 分	19	0	0	0	0	0	0	1	4	2	2	9
	広島市分	3	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	3
	県外分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	計	22	0	0	0	0	0	0	1	5	5	2	13
平成 30 年	県 分	15	0	0	0	0	0	0	3	2	8	2	15
	広島市分	13	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
	県外分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	28	0	0	0	0	0	0	4	3	8	2	17
平成 29 年	県 分	11	0	0	0	0	0	0	1	2	6	1	10
	広島市分	18	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	4
	県外分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	29	0	0	0	0	0	0	2	4	7	1	14

(注) 各年とも 4 月 1 日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/2, 県 1/2〕  
暫定定員については、各年とも 3 月末日現在の数値である。

(4) ひとり親家庭の自立支援の推進

平成 27 年 3 月に策定した「広島県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、就業支援機関との連携強化や施策・制度に関する情報提供を充実するとともに、ひとり親家庭に対する支援を更に拡充する。

ア 経済的支援の充実

(ア) 児童扶養手当の支給

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給する。

なお、昭和 60 年 8 月の新規認定分からは国に代わり県が、平成 14 年 8 月からは、市及び福祉事務所を設置する町（以下「市等」という。）の区域については県に代わり市等が手当の認定及び支給を行うこととなった。平成 26 年 4 月から、全ての市町が手当を支給しており、県は平成 26

年3月分までの手当の支給のみを行う。(昭和36年度創設)

(イ) 母子父子寡婦福祉資金の貸付(予算額 356,337千円)

母子家庭等に対し、その経済的自立の促進と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを行う。

また、母子父子寡婦福祉資金の償還については、借受者に対し、償還計画の樹立や償還準備の指導を行い、その償還促進に努める。(昭和28年度創設)

第25表 母子父子寡婦福祉資金貸付一覧表(平成31年4月1日現在)

貸付金の種類	貸付対象	貸付金額の限度	継続資金の貸付期間	据置期間	償還期間(据置期間経過後)	利率	違約金
事業開始資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 母子・父子福祉団体等	1回につき 2,870,000円 1回につき 4,320,000円	—	貸付の日から1年	7年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.0%	※納期限から納入の日まで延滞元利金額につき年五・〇パーセント 平成二十七年三月三十一日までの期間については一〇・七五パーセント
事業継続資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 母子・父子福祉団体	1回につき 1,440,000円	—	貸付の日から6か月	7年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.0%	
修学資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の子	学校種別・学校別に貸付限度額が異なる。 高等学校、高等専門学校又は専修学校に修学している児童が、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより、児童扶養手当などの給付を受けられなくなった場合は、当該修学期間中、当該額を加算した額	修学期間中	修学終了後6か月	10年以内	無利子	
技能習得資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	月額 68,000円 必要に応じて、一括して貸付けることもできる。(81万6千円が限度) (自動車運転免許取得 1回につき 460,000円)	習得期間中の5年以内	習得期間終了後1年	20年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.0%	
修業資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の子	月額 68,000円 修業中、児童について18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより、児童扶養手当などの給付を受けられなくなった場合は、当該修学期間中、当該額を加算した額 (自動車運転免許取得 1回につき 460,000円)	習得期間中の5年以内	習得期間終了後1年	20年以内	無利子	
就職支度資金	母子家庭の母又は児童・父子家庭の父又は児童・父母のない児童・寡婦	1回につき 100,000円 (自動車購入 1回につき 330,000円)	—	貸付けの日から1年	6年以内		
医療介護資金	母子家庭の母又は児童・父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く)・寡婦	医療 340,000円 (所得税非課税 480,000円) 介護 500,000円	—	医療又は介護期間終了後6か月	5年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.0%	

貸付金の種類	貸付対象	貸付金額の限度	継続資金の貸付期間	据置期間	償還期間(据置期間経過後)	利率	違約金
生活資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	(技能習得) 月額 141,000 円 (その他) 月額 105,000 円	知識・技能習得期間中の3年以内又は医療介護期間中の1年以内又は離職した日の翌日から1年以内	知識・技能習得期間又は医療・介護を受ける期間又は失業貸付期間終了後6か月	20年以内(技能習得) 5年以内(医療介護)(失業中)	保証人有 無利子 保証人無 年1.0%	一※納期限から納入の日まで延滞元利金額につき年五〇パーセント 平成二十七年三月三十一日までの期間については
生活資金	母子家庭の母・父子家庭の父となつて7年未満の者	月額 105,000 円 (貸付合計 252 万円以下)	貸付けを受け始めて概ね3か月以内	貸付け期間終了後6か月	8年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.0%	
住宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	1回につき 1,500,000 円 (災害、老朽等による増改築等の場合 2,000,000 円)	—	貸付けの日から6か月	6年以内 特別7年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.0%	
転宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	1回につき 260,000 円	—	貸付けの日から6か月	3年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.0%	
就学支度資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の子	自宅 自宅外 小学校 63,100 円 63,100 円 中学校 79,500 円 79,500 円 小・中学校の就学支度資金については所得税非課税世帯の場合に限る。 高等学校等 150,000 円 160,000 円 私立の高等学校等 410,000 円 420,000 円 修業施設(高校卒業後) 272,000 円 282,000 円 国公立の大学等 370,000 円 380,000 円 私立の大学等 580,000 円 590,000 円 国公立の大学院 380,000 円 380,000 円 私立の大学院 590,000 円 590,000 円	—	小学校・中学校・児童が満15歳に達した日の属する学年を終了後6か月を経過するまで その他…就学又は修業の終了後6か月を終了するまで	10年以内(就学) 5年以内(修業)	無利子	
結婚資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦の子	婚姻する者一人につき 300,000 円	—	貸付けの日から6か月	5年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.0%	

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。

(ウ) 母子家庭等緊急援護資金の貸付(予算額 12,500 千円)

母子家庭、父子家庭、寡婦及び父母のない児童に対して、生活の安定を図るため緊急に必要とする資金を貸し付ける。(昭和53年度創設)

○ 委託先 (一財) 広島県ひとり親家庭等福祉連合会

第26表 母子家庭等緊急援護資金の概要

資金の種類	貸付理由	貸付限度額	償還期間	
生活安定資金	一般	経済的に困難な状態にある母子家庭等が緊急の理由で出費を必要とする場合	30,000 円	3か月以内
	特別	特に経済的に困難な状態にある母子家庭等が緊急の理由で出費を必要とする場合	50,000 円	6か月以内
療養資金	母子家庭等の世帯に属する者が負傷し、又は疾病にかかり療養を必要とする場合	50,000 円	3か月以内 (特に必要と認められる場合は、6か月以内)	
結婚資金	母子家庭等の世帯に属する者が結婚する場合	100,000 円	1年以内	

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。



(エ) ひとり親家庭等医療費公費負担事業の助成（予算額 535,455 千円）

ひとり親家庭等の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等の医療費を負担する市町（広島市、呉市及び福山市を含む。）に助成する。（昭和 54 年度創設）

区 分	内 容
対象者（児）	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（以下「対象児童」という。）を扶養するひとり親家庭の父又は母及び対象児童並びに父母のない対象児童
対 象 世 帯	前年の所得税が非課税の世帯
助 成 範 囲	医療保険の自己負担相当額。ただし、法令又は他の制度によって医療費の給付があるときは、その額を控除した額。 【一部負担金】 ・入院：1 医療機関あたり 1 日 500 円（月 14 日を限度） ・通院：1 医療機関あたり 1 日 500 円（月 4 日を限度）

〔負担割合 県 1/2（広島市は 40/100）、市町 1/2（広島市は 60/100）〕

イ 就業等支援体制の充実

(ア) 母子・父子自立支援員等の設置（予算額 15,814 千円）

母子・父子自立支援員をこども家庭課に配置し、ひとり親家庭及び寡婦に対する相談及び自立に必要な情報提供、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、福祉の充実を図る。

また、母子父子寡婦福祉資金（昭和 28 年度創設）等の償還指導を行う福祉債権管理協力員（4 人）を配置し、福祉債権の適正な管理及び確保を図る。（平成 17 年度創設）

第 27 表 母子・父子自立支援員の相談受付状況

（単位 件）

区 分	生活一般	児 童	生活援護	そ の 他	計
平成 30 年度	17	3	20	1	41
平成 29 年度	12	10	13	0	35
平成 28 年度	82	15	27	1	125

（注）平成 15 年 4 月から「母子相談員」から「母子自立支援員」に名称変更し、市及び福祉事務所を設置する町村も設置主体となり、また平成 26 年 10 月から「母子・父子自立支援員」に名称変更された。

(イ) 母子家庭等自立支援事業

a 就業・自立支援センター事業（予算額 10,683 千円）

母子家庭の母等に対して、就業相談、就業支援講習会の実施から雇用先の開拓など、一貫した就業支援サービスを提供する。（平成 15 年度創設）

母子家庭等における養育費確保促進のため、ひとり親家庭等就業自立支援センターに専任相談員を配置してケース対応による支援や支援者を対象とした講習会を実施する。また、各市町による自立支援プログラム策定などの支援が促進されるよう、市町の母子・父子自立支援員に対する研修などを実施する。（平成 27 年度創設）

○ 委託先 （一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会

b 日常生活支援事業等の助成（予算額 4,740 千円）

自立促進に必要な事由（技能習得のための通学等）又は疾病等により一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な母子家庭等の世帯に対して家庭生活支援員を派遣し、必要な生活援助・保育等の事業を行う市町（広島市、呉市及び福山市を除く。）に助成する。（昭和 50 年度～平成 15 年度は（一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会に委託して実施していたものを平成 16 年度から市町への補助事業として再編。）

c ひとり親家庭等生活向上事業（予算額 7,467 千円）

母子家庭等の比較的時間の余裕のある土日祝日に電話相談員を配置し、母子家庭等の相談に対して、適切な助言・指導を実施する。（平成 18 年度創設）

学生等の学習支援ボランティアを募り、ひとり親家庭の児童の学習指導をする。（平成 26 年度創設）

各地域でしつけや育児に関する講習等の生活支援会を開催し、これに合わせて、ひとり親家庭が集い、相互に情報交換や悩みを相談し支え合える場を提供する。（平成 27 年度創設）

ひとり親家庭の児童に、悩み相談を行いつつ、食事の提供や基本的な生活習慣の習得支援を行う。（平成 28 年度創設）

- 委託先 （一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会等

〈参考 各種自立援助対策〉

(1) 製造たばこ小売販売業許可の促進

母子家庭の経済的自立を図るため、母子家庭の母に製造たばこの小売販売業制度を周知させるとともに、その者が優先的に許可されるよう関係機関に対して働きかけを行う。（昭和 28 年度創設）

(2) 公共的施設内への売店等の設置許可の促進

母子家庭の母に適当な職場を確保するため、公共的施設内へ売店等の設置が許可されるよう関係機関に対して働きかけを行う。（昭和 28 年度創設）

(3) 特定者資格証明書等の交付

母子家庭の経済的負担を軽減するため、児童扶養手当を受給している母子家庭の世帯主又は世帯員に対して、JR の通勤定期券が割引される特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を交付する。（昭和 43 年度創設）

(4) 母子世帯等の公営住宅への入居促進

経済的な理由で住宅に困っている母子家庭に対する公営住宅の入居について、優先的措置が図られるよう関係者に働きかける。（昭和 28 年度創設）

(ウ) 母子生活支援施設の利用

生活上の諸問題を抱えている母と子に対して、その自立と福祉の増進を図るため、母子生活支援施設において、生活、住宅、教育及び就職についての援助指導を行う。（昭和 22 年度創設）

第 28 表 母子生活支援施設の利用の状況

(単位 所, 世帯)

区 分		施 設 数			入 所 世 帯 数		
		公 立	私 立	計	県 分	広島市, 呉市, 福山市及び県外	計
平成 31 年	県 所 管	0	4	4	30	37	67
	広島市所管	0	4	4	0	67	67
	呉 市 所 管	0	1	1	1	6	7
	福山市所管	1	0	1	0	2	2
	計	1	9	10	31	112	143
平成 30 年	県 所 管	0	4	4	24	38	62
	広島市所管	0	4	4	1	70	71
	呉 市 所 管	0	1	1	1	8	9
	福山市所管	1	0	1	2	0	2
	計	1	9	10	28	116	144
平成 29 年	県 所 管	0	4	4	24	30	54
	広島市所管	0	4	4	1	69	70
	呉 市 所 管	0	1	1	1	7	8
	福山市所管	1	0	1	0	5	5
	計	1	9	10	26	111	137

(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

負担割合 国 1/2, 県・広島市・呉市・福山市 1/2  
(広島市・呉市・福山市を除く市町分については, 国 1/2, 県 1/4,  
市町 1/4)

## 4 婦人保護対策

### 〔現況及び施策の方向〕

婦人保護事業は、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）に基づき、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある要保護女子について、その転落未然防止と保護更生を図ることを目的とした事業であった。

しかし、その後、社会・経済情勢の変化により、女性を取り巻く環境も大きく変化し、対象者を、社会生活を営む上で、困難な問題を抱えた女性へと拡大してきた。

特に近年では、配偶者等からの女性に対する暴力が顕在化し、婦人相談所においても暴力逃避に係る相談件数及び一時保護件数が増加している。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）に基づき、県は平成 14 年 4 月から婦人相談所（現西部こども家庭センター）に配偶者暴力相談支援センターとしての機能を付与することとし、暴力被害者への相談・保護・支援体制の充実を図った。

平成 17 年 7 月には、福山こども家庭センター（現東部こども家庭センター）及び備北こども家庭センター（現北部こども家庭センター）で新たに女性相談を開始するとともに、配偶者暴力相談支援センターの機能を付与した。

配偶者等からの暴力は、家庭などプライベートな状況で生じるため、外部からの発見が困難で潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい特性があり、平成 29 年度の内閣府調査では、結婚したことのある人の 26.2%がDVの被害経験があると答えているなど、表面化していないDV事案も推定されるほか、「交際相手がいた（いる）」という女性のうち、21.4%が交際相手からの暴力（デートDV）を受けたことがあると答えており、県民の安心・安全な暮らしづくりを進める上で、依然としてDV対策が大きな課題となっている。

これらを踏まえ、より一層、効果的な取組を推進するため、発生予防や被害の顕在化の推進などの新たな視点を盛り込み、若年層を中心とした予防教育の実施、相談しやすい環境づくりの推進、相談・保護機関の対応力強化及び被害者の経済的自立の促進に重点的に取り組む「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）」を平成 28 年 8 月に策定し、毎年度、施策の実施状況を把握するとともに、計画に設定する目標の達成状況を検証し、状況の変化に応じて必要な見直しを図ることとしている。

### 〔事業の内容〕

#### 1 広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定及び推進

平成 18 年 6 月に策定、平成 28 年 8 月に 3 次改定した「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、配偶者からの暴力におびえることなく心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現を目指し取組を推進する。

第3次計画の重点項目と数値目標

(平成31年4月1日現在)

重点項目	指 標	現況値	目標値
(1) 若年層を中心とした予防教育の実施	若年層における交際相手からの暴力(デートDV)の認識	12項目の設問全てで50%以上を達成	50%以上
(2) 相談しやすい環境づくりの推進	「相談窓口を知らない」と答えた人の割合	14.9%	8.4%以下
	被害にあった人のうち、被害を相談した人の割合	男性:35.7% 女性:55.0%	男性:30% 女性:70%
(3) 相談・保護機関の対応力強化	被害を相談した人のうち、公的機関に相談した人の割合	16.2%	9.2%以上
	相談員向け研修で学んだ知識と相談技術の発揮度	94.5%	95%以上
(4) 被害者の経済的自立の促進	要保護児童対策地域協議会と連携したDV防止ネットワーク設置市町数	17市町	全市町
	就業希望者に占める就業者の割合	48.0%	85%以上

2 相談体制の整備 (予算額 26,323 千円)

売春防止法並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、社会生活を営む上で何らかの問題を抱えた女性や暴力被害者などからの相談に応じるため、3か所のこども家庭センターに婦人相談員計8人を配置し、必要な相談及び指導を行うとともに、婦人相談所機能を有する西部こども家庭センターでは一時保護を行っている。(昭和31年度創設)

第1表 こども家庭センター及び市婦人相談員の相談受付状況

(単位 件)

区 分	こども家庭センター		市婦人相談員		計	
		うち暴力逃避		うち暴力逃避		うち暴力逃避
平成30年度	2,350	597	4,260	2,422	6,610	3,019
平成29年度	2,188	644	3,948	2,174	6,136	2,818
平成28年度	2,093	642	3,549	1,791	5,642	2,433

(注) 市婦人相談員欄の件数は、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、三次市及び庄原市に配置されている市婦人相談員(計15人)が扱った件数合計 [一部1/2の国庫補助あり]

3 婦人保護施設への保護委託 (予算額 71,625 千円)

施設入所による更生指導又は保護が必要な者は、婦人保護施設にその保護を委託し、生活指導及び職業指導を行う。(昭和32年度創設)

第2表 婦人保護施設への保護委託状況

(単位 人)

区 分	入 所 実 人 員		入 所 延 人 員		年度末現在入所人員	
	要保護女子	同伴乳幼児	要保護女子	同伴乳幼児	要保護女子	同伴乳幼児
平成30年度	12	3	3,078	477	9	1
平成29年度	17	7	2,460	892	5	2
平成28年度	12	3	2,068	994	5	2

(注) 広島市及び福山市を含む。

[負担割合 国1/2, 県1/2]

4 暴力被害者女性支援体制整備事業 (予算額 18,455 千円)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく「配偶者暴力相談支援センター」としてのこども家庭センターの相談・保護・支援体制のより一層の充実を図る。(平成13年度創設)

区 分	事 業 内 容
発生予防・早期対応	○DV・デートDVに関する意識啓発
発生後の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○休日・夜間電話相談員の配置</li> <li>○通訳の確保</li> <li>○職員研修等の充実</li> <li>○同伴児童対応職員の配置</li> <li>○一時保護の実施等</li> <li>○被害者移送交通費等</li> <li>○人身取引被害者医療費</li> </ul>
アフターフォロー	<ul style="list-style-type: none"> <li>○カウンセリングの実施</li> <li>○関係機関連絡会議の開催</li> <li>○民間活動団体への補助</li> </ul>
DV計画	○DV基本計画の進行管理

[一部 1/2 の国庫補助あり]

## 5 適正な医療の確保

### 〔現況及び施策の方向〕

県内の医療施設及び衛生検査所（医療施設等以外で衛生検査を業として行う場所）の状況は、第1表のとおりであるが、これらの施設において適正な医療や良質な検査の実施を確保するため、医療法に基づく立入検査を実施している。

また、県民に対し、医療機関の機能等に関する情報提供や医療に関する相談事業を実施している。

第1表 医療施設及び衛生検査所の状況

(単位 施設, 床)

区 分		平成30年度	平成29年度	平成28年度
施設数	病 院	240	241	244
	一 般 診 療 所	2,620	2,620	2,619
	うち有床診療所	198	208	217
	歯 科 診 療 所	1,566	1,575	1,580
	衛 生 検 査 所	29	30	30
病床数	病 院	39,326	40,235	40,296
	一 般 診 療 所	2,931	3,067	3,174
	歯 科 診 療 所	0	0	0

(注) 広島市, 呉市, 福山市を含む。

### 〔事業の内容〕

#### 1 医療施設への立入検査

医療施設における適正な医療の確保を図るため、保健所の所長（医師）、保健師、薬剤師、放射線技師、栄養士等でチームを編成し、医療施設への立入検査を実施する。

第2表 医療施設立入検査実施状況

(単位 施設, 件)

区 分	病 院		一 般 診 療 所		歯 科 診 療 所	
	施 設 数	立入検査延件数	施 設 数	立入検査延件数	施 設 数	立入検査延件数
平成30年度	240	267	2,620	159	1,566	40
平成29年度	241	265	2,620	181	1,575	58
平成28年度	244	246	2,619	158	1,580	55

(注) 広島市, 呉市, 福山市実施分を含む。

#### 2 衛生検査所への立入検査

衛生検査所における良質な検査を確保し、医療の向上に資するため、保健所の職員等による衛生検査所への立入検査を実施する。

第3表 衛生検査所立入検査実施状況

(単位 施設)

区 分	施設数	立 入 検 査 実 施 施 設 数	
			うち同行検査
平成30年度	29	18	6
平成29年度	30	20	7
平成28年度	30	20	6

(注) 1 「同行検査」とは、衛生検査所精度管理専門委員が同行して行った検査をいう。  
2 広島市, 呉市, 福山市実施分を含む。

### 3 医療機能情報提供事業（予算額 1,355 千円）

患者・家族等が医療に関する情報を入手し、適切な医療を選択できるよう支援するため、法に基づいて医療機関から報告された医療機能情報を集約し、インターネットでわかりやすく公表する。（平成 19 年度創設）

### 4 広島県医療安全支援センターの運営（予算額 3,219 千円）

医療に関する患者・家族等と医療従事者・医療機関との信頼関係の構築の支援と患者サービスの向上を目的として、患者・家族等からの相談に専門の相談員が応じるとともに、医療安全推進方策の検討等を行う「広島県医療安全支援センター」を運営する。（平成 15 年度創設）

第 4 表 広島県医療安全支援センター相談窓口対応状況

（単位 件）

大項目	小項目	平成 30 年度		平成 29 年度		平成 28 年度	
		件数	比率	件数	比率	件数	比率
1 医療行為・医療内容に関すること	(1) 治療、看護の内容や技術	50	8.5%	84	11.9%	55	9.5%
	(2) (1)のうち特に医療過誤を疑っているもの	45	7.6%	64	9.1%	61	10.5%
	(3) 転院、退院	23	3.9%	34	4.8%	15	2.6%
	(4) 医療関連法規等に関すること	11	1.9%	22	3.1%	18	3.1%
	(5) その他医療行為・医療内容	58	9.8%	78	11.1%	73	12.6%
2 コミュニケーションに関すること	(1) 説明等に関すること	37	6.3%	37	5.3%	32	5.5%
	(2) 基本的マナーに関すること	33	5.6%	45	6.4%	37	6.4%
	(3) その他コミュニケーションに関すること	31	5.2%	23	3.3%	15	2.6%
3 医療機関の施設・設備・衛生環境	(1) 衛生環境	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%
	(2) その他医療機関の施設に関すること	1	0.2%	2	0.3%	8	1.4%
4 医療情報の取扱い	(1) カルテ開示	4	0.7%	6	0.9%	2	0.3%
	(2) セカンドオピニオン	4	0.7%	6	0.9%	1	0.2%
	(3) 広告	0	0.0%	0	0.0%	2	0.3%
	(4) 個人情報・プライバシー	1	0.2%	2	0.3%	1	0.2%
	(5) 診断書等の文書	21	3.6%	32	4.5%	12	2.1%
	(6) その他医療情報の取扱いに関すること	4	0.7%	2	0.3%	2	0.3%
5 医療機関の紹介、案内		18	3.0%	15	2.1%	11	1.9%
6 医療費（診療報酬等）、自費診療	(1) 診療報酬等	29	4.9%	17	2.4%	21	3.6%
	(2) 自費診療に関すること	3	0.5%	0	0.0%	4	0.7%
	(3) その他医療費に関すること	12	2.0%	8	1.1%	14	2.4%
7 医療知識等	(1) 健康や病気に関すること	26	4.4%	36	5.1%	34	5.9%
	(2) 薬（品）に関すること	14	2.4%	14	2.0%	16	2.8%
	(3) 制度について尋ねるもの	6	1.0%	8	1.1%	9	1.6%
	(4) その他医療知識を問うもの	6	1.0%	4	0.6%	7	1.2%
8 主訴不明、気持ちの受止め	(1) 主訴不明	1	0.2%	2	0.3%	6	1.0%
	(2) 気持ちの受止め	113	19.1%	91	12.9%	97	16.7%
	(3) その他	40	6.8%	71	10.1%	27	4.7%
	計	591	100.0%	704	100.0%	580	100.0%

### 5 広島都市圏の医療機能強化事業（予算額 2,696 千円）

今後の医療需要の増大に対応するため、医療資源が集中する広島都市圏における医療提供体制の効率化と若手医師を惹きつける医療環境の魅力アップを図ることで、県内全域に波及する医療機能の高度化と医師の安定的確保を実現し、地域包括ケアシステムの中核となる医療提供体制の強化を図る。（平成 26 年度創設）

### 6 広島県地域保健対策協議会活動の推進（予算額 10,000 千円）

本県の医療及び公衆衛生の向上を期して、地域保健に関する総合的な調査を行うため、県、広島市、広島大学及び（一社）広島県医師会の四者を基本的メンバーとしている広島県地域保健対策協議会の活



動を積極的に推進する。(昭和 44 年度創設)

#### 7 広島県医療勤務環境改善支援センターの運営(予算額 1,596 千円)

医療従事者の勤務環境改善に向けた各医療機関の取組を促進し、医療従事者の離職防止や医療安全の確保等を図るため、改正医療法(平成 26 年 10 月施行)に基づき、医療機関のニーズに応じた総合的・専門的な支援を行う「医療勤務環境改善支援センター」を設置し、運営する。(平成 27 年度創設)

## 6 がん対策

### 〔現況及び施策の方向〕

第3次「がん対策推進計画」（平成30～令和5年度）の、がん対策の3つの柱（がんの予防・がん検診、がん医療、がんとの共生）による「がん対策日本一」の実現に向けた総合的な施策を推進する。

### 〔事業の内容〕

#### 1 がんの予防・がん検診

- (1) 生活習慣の改善, 感染症対策等によるがん予防（1次予防）（平成23年度創設）

【新】たばこ対策推進事業（予算額 1,738千円）

がん対策推進条例に規定する受動喫煙防止対策を推進するとともに、「健康増進法の一部を改正する法律」の普及・啓発を通じ、望まない受動喫煙が生じないように、対策の徹底を図る。

第1表 県・市町の公共施設の受動喫煙防止対策の状況（平成30年12月1日現在）

（単位 施設）

区分	施設数	敷地内禁煙	施設内禁煙	施設内分煙	未実施
公共機関	2,784	35.0%	62.5%	2.2%	0.3%
学校	901	99.0%	0.9%	0.1%	0.0%
病院	50	78.0%	20.0%	2.0%	0.0%
全体	3,735	51.0%	47.1%	1.7	0.2%

（注）「公共機関」：全対象施設から、病院、学校を除いたもの  
「学校」：県・市・町立の幼稚園、小・中・高等学校  
「病院」：県・市・町立病院  
広島県健康福祉局がん対策課調べ

- (2) がんの早期発見, がん検診（2次予防）

ア がん検診受診率向上対策事業（予算額 41,524千円）

(ア) 職域がん検診推進事業（予算額 18,492千円）

がん検診を実施していない協会けんぽ加入企業の事業主に対して、企業訪問を行い、検診の実施を促進する。（平成30年度創設）

(イ) 市町がん検診個別受診勧奨支援事業（予算額 10,825千円）

5がん綴り受診券を活用した勧奨や職域の被扶養者への勧奨支援など、実際の受診行動につながる取組を推進する。（平成23年度創設）

(ウ) 「がん検診一斉受診月間」の実施（予算額 12,207千円）

短期間に限定した休日検診やレディース検診の実施など、職域の女性が受診しやすい環境を整備し、短期集中型の受診強化事業を実施する。（平成30年度創設）

第2表 がん検診の受診率

（単位 %）

年	区分	胃	肺	大腸	子宮頸	乳
平成28年	広島県	40.5	42.1	38.8	40.2	40.3
	全国	40.9	46.2	41.4	42.4	44.9
平成25年	広島県	40.5	41.3	37.2	43.9	43.0
	全国	39.6	42.3	37.9	42.1	43.4

（注）1 対象年齢は40～69歳（子宮頸がんは20～69歳）

2 胃・肺・大腸がんは過去1年以内・子宮・乳がんは過去2年以内の受診状況）

【出典】国民生活基礎調査〔厚生労働省〕（3年に1度のサンプル調査）

イ がん検診精度管理推進事業（予算額 5,038 千円）

市町が実施するがん検診の精度向上のため、専門家による評価・助言，研修等を実施するほか，平成 28 年度から導入された内視鏡による胃がん検診に対応するため研修等を実施する。（平成 23 年度創設）

第 3 表 県内市町が実施するがん検診の精度管理の状況（平成 28 年度）

（単位 %）

部位		胃	肺	大腸	子宮頸	乳
精密検査 受診率	全国	81.0	78.3	69.5	75.4	87.6
	広島県	76.8	67.8	69.7	74.4	86.7
精密検査 未把握率	全国	11.8	15.4	17.3	17.7	9.0
	広島県	18.6	28.6	19.9	21.8	11.2

【出典】厚生労働省「平成 29 年度地域保健・健康増進事業報告」

## 2 がん医療

(1) 広島がん高精度放射線治療センター管理運営費（予算額 215,546 千円）

平成 27 年 10 月に運営を開始した，広島がん高精度放射線治療センターについて，指定管理者による管理運営を実施する。（平成 22 年度創設）

第 4 表 施設利用状況

（単位 人）

利用 状況	年度	目標値(事業計画)	新規患者数	対前年度増減
	平成 30 年度		610	577
平成 29 年度		602	556	27
平成 28 年度		588	529	357
平成 27 年度		259	172	—

（注）平成 27 年度は平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月末までの利用状況

(2) がん医療連携強化事業（予算額 99,738 千円）

ア がん診療連携拠点病院機能強化事業（予算額 96,000 千円）

がんの専門的医療の実施，地域のかかりつけ医等に対する研修，がん医療に関する情報提供などを行うがん診療連携拠点病院の機能強化を図るため，相談支援，研修に要する経費等について支援する。（平成 18 年度創設）

第 5 表 がん診療連携拠点病院機能強化事業の補助状況

（単位 か所，千円）

年 度	施 設 数	補助額(予算額)
令和元年度	12	96,000
平成 30 年度	13	100,000
平成 29 年度	13	100,000
平成 28 年度	13	100,000
平成 27 年度	13	100,000

〔負担割合：国 1/2，県 1/2〕

第6表 がん診療連携拠点病院の指定状況

(平成31年4月1日現在)

指定区分		圏域名	病院名	指定年月日
国指定	県がん診療連携拠点病院	広島	広島大学病院	平成18年8月24日
			県立広島病院	
	広島市立広島市民病院			
	広島赤十字・原爆病院			
	地域がん診療連携拠点病院	広島西	広島市立安佐市民病院	平成22年4月1日
			呉	厚生連広島総合病院
		広島中央	呉医療センター	
		尾三	東広島医療センター	
		福山・府中	厚生連尾道総合病院	
		備北	福山市民病院	
備北	市立三次中央病院			
県指定	がん診療連携拠点病院	呉	中国労災病院	平成24年3月1日
			呉共済病院	平成22年11月16日
		福山・府中	福山医療センター	
			中国中央病院	

イ がん医療ネットワーク機能強化事業（予算額 3,738千円）

県民に最適ながん医療を提供するため、がん診療連携拠点病院を中心とした医療ネットワークの普及及び機能強化を図る。（平成23年度創設）

3 がんとの共生

(1) 緩和ケア推進事業（予算額 13,479千円）

がんと診断された時からの緩和ケア，住み慣れた地域における緩和ケアを受けることができる体制づくりを支援する。（平成16年度創設）

第7表 緩和ケア研修参加状況

(単位 人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
医療者派遣研修	2	3	3	3	6
看護師研修	290	301	305	352	146
薬剤師研修	27	37	50	44	42
介護・福祉関係者研修	214	131	146	122	1,334

(2) がん患者・家族相談支援事業（予算額 4,652千円）（平成20年度創設）

がん患者等と同じ立場で相談支援を行う人材としてがん経験者等をがんピアサポーターとして養成し，がん診療連携拠点病院等と連携した相談支援を実施していくとともに，「広島がんネット」や「地域の療養情報サポートブック」により，がんに関する様々な情報を提供する。

また，企業及び医療機関における就労支援体制の構築に向けた検討や，がん患者の妊孕性（妊娠できる能力）温存治療の治療費助成や普及啓発を行う。

第8表 がんピアサポーター養成状況

(単位 人)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
研修修了者数	15	10	6	—	8	—
( )内は累計数	(15)	(25)	(31)	(31)	(39)	(39)

第9表 がん患者の妊孕性温存治療費助成状況

(単位 人)

年度	女性	男性	合計
平成30年度	21	7	28

(3) Teamがん対策ひろしま推進事業 (予算額 4,704 千円)

がん予防, 検診, 患者団体支援, 就労支援等に取り組む「Teamがん対策ひろしま」登録企業の拡大を図るとともに, その取組を支援し, 地域全体でのがん対策を推進する。(平成25年度創設)

第10表 Teamがん対策ひろしま登録状況

(単位 社)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録企業数	14	11	12	14	31	18
( )内は累計数	(14)	(25)	(37)	(51)	(82)	(100)

## 7 原爆被爆者支援

### 〔現況及び施策の方向〕

原子爆弾の特異性により、今なお社会的・医学的・精神的後遺症に苦しむ被爆者に対し、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（平成6年法律第117号）及び県独自の施策により、健康の保持と福祉の向上を図るため、事業を実施する。

また、原爆養護ホームの運営・整備を行うとともに、在外被爆者援護対策の推進などに努める。

その他、被爆者医療の長年の実績及び研究成果を活用して、放射線被曝（爆）者医療に関する国際協力の推進を図る。

第1表 原子爆弾被爆者数

(単位 人)

区 分	平成30年度	平成29年度	平成28年度
県 分	18,393	19,836	21,286
広島市分	47,632	50,384	53,340
計	66,025	70,220	74,626

- (注) 1 被爆者とは、被爆者健康手帳の交付を受けた者をいう。  
 2 被爆者数は、各年度末の人数をいう。  
 3 県分とは広島県の手帳交付者数、広島市分とは広島市の手帳交付者数である。

### 〔事業の内容〕

#### 1 原爆被爆者健康管理の推進（予算額 228,046千円）

##### (1) 原爆被爆者健康手帳交付事務（予算額 61,824千円）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者に対し、被爆者健康手帳を交付し、同手帳認定に伴う医療費償還払いを行うほか現物給付対象外の医療費等を支給する。(昭和32年度創設)

また、被爆二世の健康管理に資するため、国からの委託により被爆二世健康診断を実施している。(昭和54年度創設、平成13年度以降県実施)

##### (2) 原爆被爆者健康診断（予算額 153,293千円）

被爆者の健康管理に資するため、毎年定期2回、希望2回を限度とする健康診断（一般検査）を行い、その結果、必要な者に対しては、精密検査を実施している。また、必要に応じて特別検査も行っている。

なお、希望者に対しては、胃がん、肺がん、乳がん、子宮がん、大腸がん及び多発性骨髄腫のがん検査を、希望による健康診断の振替分として年1回実施している。(昭和32年度創設、順次拡充)

第2表 原子爆弾被爆者健康診断等実施状況及び実施計画

(単位 件)

区 分		令和元年度 (計画)	平成30年度	平成29年度
健康診断受診者証交付者数	県 分	59	60	60
一般健康診断受診者数	県 分	14,579	13,232	14,841
一般健康診断がん検査受診者数	県 分	10,145	5,922	6,316
精密健康診断受診者数	県 分	703	674	677
特別（入院精密）検査受診者数	県 分	93	75	78
交 通 手 当	県 分	2,708	2,044	2,416

(3) 原爆被爆者健康管理推進特別事業（予算額 1,346 千円）

被爆者の様々な不安を払拭するため、健康相談、医療機関との連携、施設入所相談、各種手当・原爆症認定申請の支援等、保健、医療、福祉にわたる総合的な相談を実施する。（平成 8 年度創設）

(4) 原爆体験者等健康意識相談等事業（予算額 11,583 千円）

原爆による黒い雨を体験した影響で健康不安を持つ者に対して、医師等の専門家による保健指導・健康教育を実施することにより、その症状の改善を図る。（平成 25 年度創設）

2 原爆被爆者援護の推進（予算額 9,406,975 千円）

(1) 法に基づく手当等の支給（予算額 8,572,826 千円）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた被爆者に対して医療特別手当又は特別手当を、原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に対して原子爆弾小頭症手当を、特定の疾病にかかっている被爆者に対して健康管理手当を、爆心地から 2 キロメートル以内の直接被爆者に対して保健手当（身体上に一定の障害や傷痕等のある者又は 70 歳以上の身寄りのない高齢者には手当額を増額）を、一定の障害を有し、介護を受けている被爆者に対して介護手当を支給するほか、被爆者が死亡した場合には、その葬祭を行う者に対して葬祭料を支給する。（昭和 43 年度創設）

第 3 表 法定諸手当支給状況

（単位 円、人）

区分	医療特別手当	特別手当	原子爆弾小頭症手当	健康管理手当	保健手当		介護手当	葬祭料		
					一般分	高額分				
支給額	令和元年度	141,360	52,200	48,650	34,770	17,440	34,770	費用介護 重度 限度月額 105,460 中度 限度月額 70,300 家族介護 22,190	206,000	
	平成 30 年度	140,000	51,700	48,180	34,430	17,270	34,430	費用介護 重度 限度月額 105,290 中度 限度月額 70,190 家族介護 21,980	206,000	
	平成 29 年度	139,330	51,450	47,950	34,270	17,180	34,270	費用介護 重度 限度月額 105,130 中度 限度月額 70,080 家族介護 21,870	206,000	
支給状況 (県分)	平成 30 年度	実人員	719	341	3	15,336	457	148	67	1,409
		延人員	8,903	4,184	32	188,703	5,630	1,865	1,009	—
	平成 29 年度	実人員	742	329	2	16,957	487	164	89	1,392
		延人員	9,536	3,932	24	210,299	5,915	2,021	1,000	—
	平成 28 年度	実人員	809	297	2	18,264	507	175	106	1,477
		延人員	10,228	3,571	24	226,579	6,242	2,178	1,474	—

(2) 県独自の援護事業（予算額 833,774 千円）

県独自事業として、広島県原子爆弾被爆者援護要綱等に基づき、各種手当の支給等の事業を実施している。（昭和 42 年度創設）

また、平成 12 年度から、介護保険制度の実施に伴い、居宅で介護保険の訪問介護や通所介護などのサービスを利用している被爆者や介護老人福祉施設に入所している被爆者に対する利用料等の助成事業を実施している。（平成 12 年度創設）

第4表 県独自諸手当等支給状況

(単位 人)

区 分	令和元年度		平成30年度		平成29年度
	支 給 額	広 島 県 分			支給延人員
		支 給 額	支給延人員		
被爆者特別検査促進手当	1日500円	1日500円	25	23	
認定被爆者通院交通費	実費	実費	305	365	
被爆身体障害者福祉手当	17,440円	17,270円	36	36	
被爆者特別福祉手当	4,000円	4,000円	70	73	
介護手当付加金	月額43,800円以内	月額43,730円以内	45	45	
認定被爆者死亡弔慰金	10,000円	10,000円	89	85	
被爆者訪問介護利用助成事業	介護保険給付の対象となる(介護予防)訪問介護サービス等に要した費用の1割, 2割又は3割	同 左	10,573	11,386	
被爆者通所介護利用助成事業	介護保険給付の対象となる(介護予防)通所介護,(介護予防)認知症対応型通所介護サービスに要した費用の1割, 2割又は3割	同 左	31,792	34,249	
被爆者短期入所生活介護等利用助成事業	介護保険給付の対象となる(介護予防)短期入所生活介護サービスに要した費用の1割, 2割又は3割	同 左	7,820	7,573	
被爆者小規模多機能型居宅介護等利用助成事業	介護保険給付の対象となる(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスに要した費用の1割, 2割又は3割	同 左	3,079	3,228	
被爆者定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用助成事業	介護保険給付の対象となる定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスに要した費用の1割, 2割又は3割	同 左	285	251	
被爆者複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)利用助成事業	介護保険給付の対象となる複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)に要した費用の1割, 2割又は3割	同 左	201	154	
被爆者介護老人福祉施設等利用助成事業	介護保険給付の対象となる(地域密着型)介護老人福祉施設の入所に要した費用の1割, 2割又は3割	同 左	9,806	9,365	
	養護老人ホーム等に入所した場合の費用徴収額	同 左	780	768	
被爆者療養 保養事業	神田山荘	利用料250円助成	同 左	1,795	2,207
	指定施設	休憩1人1回250円以内 宿泊1人1泊500円以内 (1人年1,500円を限度)	同 左	200	381

(3) 原爆死没者慰霊式典等助成事業(予算額 375千円)

原爆死没者を慰霊し、永遠の平和を祈念するため、慰霊式典、追悼出版などを実施する地域・職域の団体に対し助成する。(平成3年度創設)

3 広島原爆養護ホームの運営・整備(予算額 401,521千円)

県と広島市が共同で開設した広島原爆養護ホーム(舟入むつみ園・神田山やすらぎ園・倉掛のぞみ園)に、居宅で日常生活の世話や必要な介護を受けることが困難な被爆者を入所させ、必要な養護を行う。

なお、養護等は、(公財)広島原爆被爆者援護事業団に委託して実施している。(昭和45年度創設)



第5表 広島原爆養護ホーム入所状況（平成31年3月31日現在）

（単位 人）

区 分	一般養護	特 別 養 護			合 計
	舟入むつみ園	神田山やすらぎ園	倉掛のぞみ園	小 計	
県分入所者数（全体入所者数）	19（100）	18（96）	57（291）	75（387）	94（487）
県分定員（全体定員）	19（100）	20（100）	60（300）	80（400）	99（500）

4 原爆被爆者関係施設整備（予算額 17,330千円）

(1) 広島赤十字・原爆病院への助成（予算額 16,000千円）

広島赤十字・原爆病院（原爆医療部門）の医療の近代化を図るための医療機器の整備等に対して補助する。（昭和43年度創設）

第6表 広島赤十字・原爆病院に対する助成状況

（単位 千円）

年 度	医療機器整備補助		施設整備補助	
	補助額	対象機器	補助額	対象工事
令和元年度	16,000	内視鏡システム, 人工呼吸器	0	—
平成30年度	16,000	ハイスピードドリル電気システム, 超音波診断装置	0	—
平成29年度	16,000	眼科診察台, 耳鼻科ユニット	0	—

(2) その他関係団体への助成等（予算額 1,330千円）

ア 一般財団法人広島市原爆被爆者協議会

（一財）広島市原爆被爆者協議会が設置している広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）の施設整備事業に対して補助する。（昭和54年度創設）

イ その他

広島市、長崎県、長崎市とともに被爆者の援護対策の強化促進を図るため設置している「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協議会）」の費用を負担する。（昭和42年度創設）

また、(公財)広島平和文化センターに被爆資料の展示運営を委託し、被爆の実相を幅広く伝承する。（昭和57年度創設）

5 在外被爆者援護の推進（予算額 243,438千円）

在外の被爆者の健康の保持及び増進を図ることを目的として、各種事業を実施する。

第7表 在外における被爆者健康手帳所持者数

（厚生労働省 平成31年3月現在）

国・地域等	所持者数（人）
韓 国	2,119
ア メ リ カ	640
ブ ラ ジ ル	93
そ の 他	114
計	2,966

(1) 法に基づく事業

ア 医療費の支給（予算額 32,211千円）

韓国を除く国・地域に在住の被爆者の医療費を法に基づき支給する。（平成27年度創設）

イ 手帳交付事務（予算額 4,679 千円）

在外からの手帳交付申請に対し、申請者の居住地（地域）へ職員を派遣し、面接調査を行う。（平成 14 年度創設）

(2) 在外被爆者支援事業実施要綱に基づく事業

ア 手帳交付渡日支援事業（予算額 4,333 千円）

新たに手帳の交付を受けようとする者に対し、渡日に必要な旅費等を支給するとともに、渡日できない者には、被爆確認証を交付する。（平成 14 年度創設）

イ 健康相談等事業（予算額 59,800 千円）

在外被爆者の居住する北米又は南米へ隔年で専門医等を派遣し、現地で健康相談等を行う。令和元年度は、北米へ派遣する。（平成 14 年度創設）

ウ 現地健康診断事業（予算額 13,583 千円）

令和元年度に健康相談等事業を実施しない南米で健康診断を行う。（平成 25 年度創設）

エ 渡日治療支援事業（予算額 3,508 千円）

渡日して治療を受けようとする在外被爆者に対し、渡日に必要な旅費等を支給するとともに、医療機関のあっせん等を行う。（平成 14 年度創設）

オ 保健医療助成事業（予算額 125,324 千円）

韓国を除く国・地域に在住の被爆者の医療費を助成する。（平成 16 年度創設）

## 6 放射線被曝者医療国際協力の推進（予算額 15,797 千円）

広島が有する被爆者医療や放射線障害の研究成果を活用して、世界の放射線被ばく者への医療に貢献することにより、広島の世界への貢献と国際協力の推進に資する放射線被曝者医療国際協力推進協議会（H I C A R E：ハイケア）が実施する次の事業に対し負担金（広島県 1/2，広島市 1/2）を交付する。

平成 26 年 5 月に IAEA の協働センターに指定，平成 29 年に協働センターの指定が更新され，国際医療研修，共同研究等の協働事業を実施している。（平成 3 年度創設）

(1) 医師等受入研修・派遣事業

(2) 放射線被ばく者医療普及啓発事業

(3) 調査検討事業

(4) 人材育成事業

(5) 共同研究事業

(6) 福島支援事業

第8表 医師等受入研修・派遣状況

(単位 件, 人)

区 分		件数	人数	内 容	
平成 30 年度	受入研修	単独受入 (※1)	8	38	韓国 20人 ラトビア 1人 アメリカ 7人 ブラジル 4人 ベトナム 3人 モンゴル 2人 マレーシア 1人
		協働事業受入 (※2)	1	34	インド 3人 インドネシア 3人 モンゴル 3人 ネパール 3人 シンガポール 3人 韓国 2人 マレーシア 2人 パキスタン 2人 スリランカ 2人 タイ 2人 ベトナム 2人 バングラデシュ 1人 カンボジア 1人 国内 5人 (※2-1)
		他団体受入 (※3)	2	16	フィリピン 12人 スイス 4人
	計	11	88		
派 遣	1	4	アメリカ 1件4人 (ホノルルでの現地被爆者医療研修)		
平成 29 年度	受入研修	単独受入 (※1)	10	45	韓国 28人 ラトビア 1人 アメリカ 9人 ブラジル 3人 カザフスタン 2人 モンゴル 1人 マレーシア 1人
		協働事業受入 (※2)	0	0	—
		他団体受入 (※3)	2	25	フィリピン 15人 ブルンジ 2人 コロンビア 2人 イラク 2人 スーダン 3人 イエメン 1人
	計	12	70		
派 遣	1	2	アメリカ 2名 (サンフランシスコでの現地被爆者医療研修)		
平成 28 年度	受入研修	単独受入 (※1)	8	40	韓国 23人 ラトビア 1人 アメリカ 5人 ブラジル 3人 ベトナム 3人 マレーシア 1人 モンゴル 1人 台湾 3人
		協働事業受入 (※2)	0	0	—
		他団体受入 (※3)	2	12	ロシア 2人 ウクライナ 1人 ベラルーシ 2人 カザフスタン 1人 ウガンダ 2人 ブラジル 2人 スーダン 2人
	計	10	52		
派 遣	1	3	韓国 3人 (NASHIMと連携した被爆者医療セミナー, 大韓赤十字社・KIRAMS 訪問)		

※1 HICARE 単独で研修を実施するもの

※2 IAEA 等と協働で研修を実施し, IAEA 等の費用負担を伴うもの

※2-1 外務省から IAEA への特別拠出金により, 国内から初めて受け入れたもの

※3 JICA 等の他団体が実施する研修において, HICARE が研修の一部を受け持つもの

## 8 毒ガス障害者支援

### 〔現況及び施策の方向〕

旧大久野島毒ガス工場従事者等は、毒ガスの影響により、いまなお健康上特別の状態にある。これら毒ガス従事者等のうち、旧陸軍共済組合員であった者については財務省が、それ以外の者については厚生労働省が、各々救済制度を設けている。

県は、財務省所管事業に関しては健康診断を、厚生労働省所管事業に関しては事業全般を受託しており、国の事業及び県独自の施策により、毒ガス従事者等の健康の保持・増進を図る。

第1表 健康管理手帳所持者数（財務・厚生労働省）

（単位 人）

区 分	財 務 省			厚 生 労 働 省			財 務 ・ 厚 生 労 働 省 合 計		
	県 内 居住者	県 外 居住者	小 計	県 内 居住者	県 外 居住者	小 計	県 内 居住者	県 外 居住者	合 計
平成 30 年度	194	77	271	834	287	1,121	1,028	364	1,392
平成 29 年度	232	90	322	924	296	1,220	1,156	386	1,542
平成 28 年度	285	103	388	1,097	345	1,442	1,382	448	1,830

（注）各年度末現在の所持者数である。

第2表 厚生労働省所管手帳・手当等受給者数

（単位 人）

区 分	医 療 手 帳			特 別 手 当			健 康 管 理 手 当			保 健 手 当		
	県 内 居住者	県 外 居住者	計	県 内 居住者	県 外 居住者	計	県 内 居住者	県 外 居住者	計	県 内 居住者	県 外 居住者	計
平成 30 年度	789	240	1,029	26	6	32	730	158	888	1	2	3
平成 29 年度	872	247	1,119	27	6	33	799	162	961	1	2	3
平成 28 年度	990	276	1,266	35	5	40	873	178	1,051	1	3	4

（注）各年度末現在の受給者数である。

### 〔事業の内容〕

#### 1 健康診断及び相談事業（予算額 48,754 千円）

毒ガス従事者等に対し、健康管理手帳を交付し、一般検査を行い、更に必要な者に対しては精密検査を実施して毒ガス従事者等の健康の保持・増進を図る。（昭和 49 年度創設）

また、広島県毒ガス障害者相談室（呉共済病院忠海分院敷地内）及び県被爆者支援課に相談員を配置し、毒ガス従事者等の相談に応じる。

第3表 健康診断実施状況

（単位 人）

区 分		平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
一 般 検 査	財 務 省	72	83	63
	厚 生 労 働 省	346	370	361
	計	418	453	424
精 密 検 査	財 務 省	3	5	22
	厚 生 労 働 省	2	5	100
	計	5	10	122

## 2 医療費及び各種手当の支給（予算額 423,979 千円）

厚生労働省所管の毒ガス従事者等のうち、ガス障害に罹患している者に対し、医療手帳を交付し、医療費（自己負担分）、健康管理手当、保健手当及び介護手当を支給している。

平成 13 年度から、財務省所管の者と同様に、ガス障害者のうち当該ガス障害が毒ガス等の影響を強く受け、かつ、重篤である者に特別手当、医療手当を支給している。

第 4 表 厚生労働省所管手当等の種類及び支給月額

(単位 円)

区 分	医療費	特別手当	医療手当	健康管理手当	保健手当	介 護 手 当			
令和元年度	実 費	104,260	37,210 ～ 34,770	34,770	17,440	費用介護	重度 中度	限度月額 限度月額	105,460 70,300
						家族介護			22,190
平成 30 年度	実 費	103,270	36,850 ～ 34,430	34,430	17,270	費用介護	重度 中度	限度月額 限度月額	105,290 70,190
						家族介護			21,980
平成 29 年度	実 費	102,770	36,670 ～ 34,270	34,270	17,180	費用介護	重度 中度	限度月額 限度月額	105,130 70,080
						家族介護			21,870
平成 28 年度	実 費	102,870	36,710 ～ 34,300	34,300	17,200	費用介護	重度 中度	限度月額 限度月額	104,950 69,960
						家族介護			21,900

第 5 表 厚生労働省所管手当等の支給状況

(単位 人, 千円)

区 分		医 療 費	特別手当	医療手当	健康管理手当	保健手当	介護手当
平成 30 年度	延人数	8,354	394	346	11,100	36	0
	金 額	16,686	40,654	12,156	381,278	622	0
平成 29 年度	延人数	9,848	445	357	12,062	47	0
	金 額	18,382	45,733	12,488	413,365	808	0
平成 28 年度	延人数	11,472	503	415	13,143	60	0
	金 額	21,903	51,728	14,534	451,017	1,032	0

## 3 県独自の援護事業（予算額 3,052 千円）

県独自の援護事業として、死亡弔慰金、通院交通費及び介護手当附加金を支給するとともに、毒ガス従事者等療養保養事業を実施し、国の施策を補完する。(昭和 56 年度創設)

また、大久野島毒ガス障害者対策連絡協議会が行う援護事業（大久野島毒ガス障害死没者慰霊式典）に対して助成を行う。(昭和 42 年度創設)

第 6 表 県独自の援護措置による手当等支給状況

(単位 件, 円)

区 分	令和元年度	平成 30 年度		平成 29 年度		平成 28 年度	
	支 給 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
死亡弔慰金	10,000 円	72	720,000	86	860,000	83	830,000
通院交通費	認定額支給	923	1,310,900	1,167	1,619,240	1,417	2,038,480
介護手当附加金	限度月額 43,730 円	0	0	0	0	0	0
毒ガス従事者等療養保養事業	休憩 1 回 250 円, 宿泊 1 日 500 円以内, 年 1,500 円を限度	23	5,750	28	7,000	43	11,250
計		1,018	2,036,650	1,281	2,486,240	1,543	2,879,730

## 9 感染症対策

### 〔現況及び施策の方向〕

#### 1 感染症予防事業

エボラ出血熱，中東呼吸器症候群，鳥インフルエンザ等の新興感染症，ジカウイルス感染症等の蚊媒介感染症及び新型インフルエンザ等が世界的な脅威となっているとともに，2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせ，様々な国から様々な目的での訪日客の増加が見込まれ，感染症発生リスクが増加することが懸念されている。また，本県では，ノロウイルス等の感染性胃腸炎，季節性インフルエンザ，腸管出血性大腸菌による集団感染が発生している。

重大な感染症の疑いがある場合に，的確で迅速な対応により県民の安全安心を確保するため，平成25年4月に「感染症・疾病管理センター（ひろしまCDC）」を開設した。

新型インフルエンザ等の対策としては，平成25年12月に策定した「広島県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき，新型インフルエンザや急速にまん延するおそれのある新感染症に関する的確な対応を行う。

感染症の集団発生時には，平成31年3月に改正した広島県感染症危機管理マニュアルに基づき，患者に対する医療の提供及びまん延防止対策を講じる。

#### 2 結核予防事業

本県では，結核の新登録患者数が着実に減少しているが，平成29年の罹患率（人口10万対）は11.3であり，目標値の9.0を上回っている。平成29年3月に改定した「結核予防推進プラン」に基づき，高齢者に重点を置いた早期発見・早期治療によるまん延防止や，患者の生活環境に応じた医療・支援（DOTS（直接服薬確認療法）等），外国人に対する結核の啓発・支援体制の整備等，重点的かつきめ細やかな結核対策を推進する。

#### 3 エイズ予防事業

本県における新規感染者等の数は減少傾向にあるが，エイズを発症して初めてHIV感染が判明する者が未だ一定の割合を占めている。引き続き，早期治療・感染拡大防止に結びつけるため，早期発見の啓発活動への取り組みや検査体制を強化する。また，抗HIV薬の進歩によりエイズが予後不良の疾患から慢性疾患へと移行しつつあり，エイズ患者の長期療養に対する支援等，効果的なエイズ対策を推進する。

### 〔事業の内容〕

#### 1 感染症予防対策

##### (1) 感染症・疾病管理センター事業（予算額 10,793千円）

平成25年4月1日に設置した広島県感染症・疾病管理センターの各種事業及び運営を行う。（平成25年度創設）

##### (2) 感染症予防対策事業（予算額 66,255千円）

###### ア 感染症対策事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき，感染症に対する正しい知識の普及啓発，感染症診査協議会の設置及び感染症の患者に対する良質かつ適正な医療の提供等を推

進する。(平成 11 年度創設)

イ 感染症発生動向調査事業

コンピューターオンラインを活用して、医療機関・保健所・県による発生動向調査及び病原体検査を実施し、結核発生状況の把握、感染症発生状況の把握、解析と流行予測を行い、効果的な予防対策を推進する。(昭和 61 年度創設)

ウ 防疫体制整備事業

保健所等の防疫にかかる活動体制、検査体制、研修体制の機能強化を図る。(平成 9 年度創設)

(3) 新型インフルエンザ対策事業 (予算額 107,926 千円)

新型インフルエンザの感染拡大を可能な限り抑制するとともに、重症患者への適切な医療を確保し、健康被害を最小限にとどめること等を目的に、新型インフルエンザ対策の更なる推進を図るための諸施策を実施する。(平成 18 年度創設)

(4) 予防接種の推進 (予算額 40,820 千円)

予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)に基づいた適切な予防接種の普及啓発を図るとともに、市町域を超えた広域予防接種を推進する。また、予防接種要注意者に対する定期的な予防接種や地域のかかりつけ医からの医療相談等を実施する「広島県予防接種相談支援センター」の運営や予防接種法に基づく健康被害について救済給付を行う。(平成 18 年度創設)

(5) 【新】風しんの流行対策 (予算額 1,861 千円)

予防接種が必要である風しん感受性者を効率的に抽出するため、妊娠を希望する女性とパートナー等が医療機関で風しん抗体検査を実施する際の費用を補助する。(令和元年度創設)

(6) ハンセン病対策 (予算額 2,489 千円)

ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、専門医による在宅回復者の検診、療養所入所者に対する訪問、里帰り・社会復帰支援、郷土産品の送付を実施する。(昭和 38 年度創設)

第 1 表 一類～三類感染症患者発生状況

(単位 人)

	平成 30 年		平成 29 年		平成 28 年		
	広島県	全国	広島県	全国	広島県	全国	
一類	エボラ出血熱	0	0	0	0	0	
	クリミア・コンゴ出血熱	0	0	0	0	0	
	痘そう	0	0	0	0	0	
	南米出血熱	0	0	0	0	0	
	ペスト	0	0	0	0	0	
	マールブルグ病	0	0	0	0	0	
	ラッサ熱	0	0	0	0	0	
二類 ※1	急性灰白髄炎	0	0	0	0	0	
	ジフテリア	0	0	0	0	0	
	重症急性呼吸器症候群	0	0	0	0	0	
	中東呼吸器症候群	0	0	0	0	0	
	鳥インフルエンザ (H5N1)	0	0	0	0	0	
鳥インフルエンザ (H7N9)	0	0	0	0	0	0	
三類	コレラ	0	4	0	7	0	9
	細菌性赤痢	5	268	1	141	3	121
	腸管出血性大腸菌感染症	38	3,851	63	3,904	48	3,645
	腸チフス	1	35	0	37	0	52
	パラチフス	0	23	0	14	0	20

(注) 1 広島市、呉市、福山市を含む。  
 2 平成 30 年は、速報値である。(無症状病原体保有者を含む。)  
 3 ※1：結核を除く。

## 2 結核予防対策

### (1) 予防活動（予算額 18,301 千円）

患者接触者に対する健康診断を実施することにより患者の早期発見に努めるとともに、結核患者に対する良質かつ適正な医療の提供等を推進する。（昭和 26 年度創設）

第 2 表 結核患者等の登録状況

（単位 人）

区 分	活 動 性 肺 結 核			活 動 性 肺外結核	不活動性 そ の 他	計	
	登録時喀痰 塗 抹 陽 性	登録時その他 の結核菌陽性	登録時菌陰 性・その他				
新登録患者	平成 30 年	115	56	30	89	—	290
	平成 29 年	122	73	37	89	—	321
	平成 28 年	120	89	33	82	—	324
登 録 患 者	平成 30 年	74	41	20	64	469	668
	平成 29 年	93	49	25	59	466	692
	平成 28 年	85	59	25	52	521	742

- (注) 1 広島市，呉市，福山市を含む。  
2 登録患者は，各年末現在の数である。  
3 平成 30 年は，速報値である。

第 3 表 健康診断，管理検診実施状況

（単位 人，％）

区 分	対 象 人 員	実 施 人 員	受 診 率	
平成 30 年度	接 触 者 健 診	961	919	95.6
	集 団 健 診	63	61	96.8
	管 理 検 診	397	353	88.9
平成 29 年度	接 触 者 健 診	1,088	955	87.8
	集 団 健 診	97	97	100.0
	管 理 検 診	416	383	92.1
平成 28 年度	接 触 者 健 診	1,105	1,073	97.1
	集 団 健 診	0	0	—
	管 理 検 診	395	362	91.6

- (注) 1 広島市，呉市，福山市を除く。  
2 平成 30 年度は，速報値である。

### (2) 結核患者医療費の給付（予算額 23,941 千円）

結核患者に対して医療費公費負担を行い，適正医療の確保を図る。（昭和 26 年度創設）

第 4 表 結核医療費公費負担実施状況

（単位 人，千円）

区 分	対 象 人 員	公 費 負 担 額	
平成 30 年度	一般患者（37 条の 2）	1,378	2,134
	入 院 患 者（37 条）	165	15,085
	計	1,543	17,219
平成 29 年度	一般患者（37 条の 2）	1,306	2,814
	入 院 患 者（37 条）	166	14,283
	計	1,472	17,097
平成 28 年度	一般患者（37 条の 2）	1,341	3,433
	入 院 患 者（37 条）	188	19,972
	計	1,529	23,405

- (注) 広島市，呉市，福山市を除く。



(3) 結核対策特別促進等事業（予算額 11,294 千円）

結核予防思想の普及啓発，直接服薬確認療法（DOTS）の推進など地域の実情に配慮したきめ細かな結核対策特別促進事業（昭和 61 年度創設）を実施するとともに，事業者等が実施した健康診断の費用を補助する等，結核予防対策を推進する。（昭和 49 年度創設）

### 3 エイズ予防対策

(1) 推進体制等の整備（予算額 225 千円）

行政機関の連携を強化するとともに，経済界，マスコミ等広く関係団体の協力を得て，県民総ぐるみとなったエイズ対策を推進する。

また，予防の徹底と患者・感染者に対する差別や偏見を生まない状況を醸成するため，各種普及啓発資料を活用するとともに，講演会や研修会を通じて正しい知識の普及を図る。（昭和 62 年度創設）

(2) 相談体制の充実（予算額 123 千円）

患者・感染者をはじめ広く県民を対象として，各保健所において，カウンセリングによる相談支援体制を確立している。（平成 4 年度創設）

また，保健所職員に対する研修会等を実施する。

○ 広島県エイズホットライン

日 時：毎週日曜日（ただし，12 月 28 日から 1 月 4 日を除く。）9：00～16：00

電話番号：(082)227-2355

(3) 検査体制の充実（予算額 3,979 千円）

保健所の他，夜間・休日等，受検者にとって利便性の高い検査窓口を開設し，検査体制の充実を図る。（平成 5 年度創設）

○ HIV 抗体検査（無料）

日 時：平日（実施機関で異なるため事前に問い合わせが必要。）

場 所：各保健所（支所），保健センター

○ 広島県エイズ日曜検査（無料）

日 時：毎月第 3 日曜日，ただし，6・12 月は第 1・3 日曜日（要予約）13：00～16：00

場 所：県立広島病院内（広島市南区宇品神田一丁目 5-54）

予約電話：(082) 227-2355

受付時間：毎週日曜日（ただし，12 月 28 日から 1 月 4 日を除く。）9：00～16：00

○ クリニック検査（要検査料）

ア おだ内科クリニック

場 所：広島市中区鞆町 13-4

予約電話：(082) 502-1051

予約受付時間：9:00～12:00, 14:00～18:00

（ただし，水・土曜日の午後，日曜日・祝日を除く。）

イ 藏本内科

場 所：広島市中区大手町三丁目 13-6

予約電話：(082) 504-7311

予約受付時間：9:00～12:45（ただし、土曜日は～11:45）、15:00～18:45  
（ただし、木・土曜日の午後、日曜日・祝日を除く。）

ウ みやの耳鼻咽喉科

場 所：尾道市高須町 5737

予約電話：(0848)47-3387

予約受付時間：9:00～12:30（ただし、土曜日は～12:00）14:30～18:00  
（ただし、木・土曜日の午後、日曜日・祝日を除く。）

エ いそだ病院

場 所：福山市松浜町 1-13-38

予約電話：(084)922-3346

予約受付時間：9:00～12:00、15:00～18:00  
（ただし、木・土曜日の午後、日曜日・祝日を除く。）

オ セントラル病院

場 所：福山市住吉町 1-26

予約電話：(084)924-4141

予約受付時間：9:00～12:00、14:00～17:30  
（ただし、土曜日の午後、日曜日・祝日を除く。）

カ 藤本皮膚泌尿器科医院

場 所：東広島市西条東 1024-4

予約電話：082-423-3207

予約受付時間：9:00～12:00、14:00～18:00  
（ただし、木・土曜日の午後、日曜日・祝日を除く。）

○ 広島市エイズ夜間検査（無料）

日 時：毎週月曜日（ただし、休日、祝日を除く。要予約）18:00～20:00

場 所：広島市中保健センター（広島市中区大手町四丁目 1-1）

予約電話：(082) 504-2528

受付時間：月～金曜日（ただし、休日、祝日を除く。）8:30～17:15

○ 福山市エイズ夜間検査（無料）

日 時：毎月第3木曜日（ただし、休日、祝日を除く。要予約）17:40～20:30

場 所：福山すこやかセンター（福山市三吉町南二丁目 11-22）

予約電話：(084) 928-1127

受付時間：実施月の1日より予約を受け付け 8:30～17:15

（1日が土曜日や休日、祝日の場合には、実施月の最初の開所日より受け付け）

(4) 医療体制の充実（予算額 50,971 千円）

医療機関との連携を強化し、患者・感染者が安心して適切な医療を受けることができる体制を確立する。（昭和 62 年度創設）

抗 HIV 薬の進歩によりエイズが予後不良の疾患から慢性疾患へと移行しつつあることから、エイズ

患者の長期療養支援及び緩和ケアなどを取り入れた，エイズ治療中核拠点病院，エイズ治療拠点病院及びエイズ受療協力医療機関による連絡協議会及び医師研修会を開催する。また，中国・四国ブロック拠点病院による研修事業，調査研究事業等により中国・四国ブロックのエイズ医療水準の向上・均てん化を図る。

第5表 エイズ患者・HIV感染者数

(単位 人)

区 分		患 者	感 染 者	計
広 島 県	平成30年	11	8	19
	平成29年	7	7	14
	平成28年	2	15	17
	累 計	131	239	370
全国累計 (平成29年)		8,936	19,896	28,832

- (注) 1 血液凝固因子製剤によるものを除く。  
 2 平成30年は速報値。  
 3 広島県累計は昭和60年から平成30年までの合計値。

## 10 精神保健福祉対策

### 〔現況及び施策の方向〕

平成31年3月に策定した「第4次広島県障害者プラン」に基づき、「相談体制の充実」、「精神疾患の早期発見、治療体制の充実」、「社会復帰対策等の充実」を柱に、保健、医療、福祉施策の総合的な取組を行っている。

あわせて、依然深刻な自殺問題に対し、平成31年3月に見直した「いのち支える広島プラン（広島県第2次広島県自殺対策推進計画）見直し版」に基づき、地域自殺対策強化交付金を活用した総合的な自殺対策を展開するほか、外傷性脳損傷、脳血管障害等の後遺症により認知障害等を呈する高次脳機能障害者に対する医療・福祉対策を推進している。

第1表 精神疾患を有する者の県内推計値

(単位 人)

血管性及び 詳細不明の 認知症	精神作用物 質使用によ る精神及び 行動の障害	統合失調 症、統合失 調症型障 害及び妄 想性障害	気分〔感情〕 障害(躁うつ 病を含む。)	神経症性障 害、ストレス 関連障害及 び身体表現 性障害	その他の 精神及び 行動の障 害	アルツハイ マー病	てんかん	合計
2,000	1,000	20,000	35,000	12,000	4,000	9,000	4,000	87,000

(注) 平成26年の厚生労働省患者調査による。

第2表 精神科病床を有する病院及び精神科を標榜する病院・診療所の状況

(単位 床, 人, %)

区 分	精神科病床を有する病院				その他の病院 ・診療所数
	病院数	病床数(床)	入院患者数(人)	病床利用率(%)	
平成30年度	28	6,001	5,165	86.1	82
平成29年度	28	6,013	5,181	86.2	90
平成28年度	28	6,046	5,150	85.2	86

(注) 1 広島市を除く。

2 各年度とも6月30日現在の数である。

3 その他の病院・診療所とは、精神科を標榜する病院・診療所のうち精神科病床を有さない機関。

第3表の1 精神科病院入院患者の状況(疾患別)

(単位 人)

区 分	症状性を含 む器質性精 神障害	精神作用物 質による精 神及び行動 の障害	統合失調症, 統合失調症 型障害及び 妄想性障害	気分(感情) 障害	神経症性障 害、ストレス 関連障害及 び身体表現 性障害	てんかん	その他の 精神及び 行動の障 害	合計
平成30年度	1,417	474	2,447	422	100	57	248	5,165
平成29年度	1,381	493	2,480	417	95	60	255	5,181
平成28年度	1,331	501	2,545	375	73	66	259	5,150

(注) 1 広島市内の精神科病院に入院中の者を除く。

2 6月30日現在の数である。

第3表の2 精神科病院入院患者の状況(入院形態別)

(単位 人)

区 分	措置入院	医療保護入院	任意入院	その他	合計
平成30年度	33	2,276	2,851	5	5,165
平成29年度	27	2,321	2,832	1	5,181
平成28年度	45	2,262	2,843	0	5,150

(注) 1 広島市内の精神科病院に入院中の者を除く。

2 各年度とも6月30日現在の数である。

〔事業の内容〕

1 医療対策

精神障害者の人権に配慮した適正な医療を確保する。

(1) 医療費公費負担事業（予算額 167,174 千円）

精神保健福祉法第 27 条による診察の実施及び措置入院者の医療費の公費負担等を行う。(昭和 25 年度創設)

第 4 表 措置診察及び措置入院実施状況

(単位 件, 人)

区 分	診 察 件 数	入 院 者 数
平成 30 年度	131	112
平成 29 年度	146	118
平成 28 年度	170	145

(注) 1 広島市を除く。(広島市内の精神科病院に入院中の者を含む。)

2 入院者数は各年度中に新規入院となった数である。

(2) 入院者処遇向上対策事業（予算額 13,334 千円）

精神医療審査会において、精神科病院入院者病状報告等を審査するほか、退院及び処遇改善請求の可否を審査することにより、入院患者の処遇向上を図る。(昭和 63 年度創設)

第 5 表 精神医療審査会審査実績

(単位 件)

区 分	医 療 保 護 入 院		措置入院 定期報告	退 院 請 求	処 遇 改 善 請 求
	入 院 届	定 期 報 告			
平成 30 年度	2,436	1,603	75	14	1
平成 29 年度	2,435	1,619	68	14	1
平成 28 年度	2,326	1,646	85	21	1

(注) 広島市を除く。

(3) 精神科救急医療システム運営事業（予算額 36,951 千円）

緊急な医療を必要とする精神障害者に対し、迅速かつ適切な医療を確保するため、365 日 24 時間体制で精神科救急医療システムの運営を行い、精神障害者が安心して地域で生活できる基盤を整備する。(平成 8 年度創設)

第 6 表 精神科救急医療システム運営状況

◇ 精神科救急情報センター

(単位 人)

区 分	相 談	医療機関等紹介	医療相談	救急連絡	合 計
平成 30 年度	1,112	118	3	11	1,244
平成 29 年度	1,237	141	3	13	1,394
平成 28 年度	1,504	370	6	7	1,887

(注) 広島市を含む。

◇ 精神科救急医療施設

(単位 件, 人)

区 分	相談のみ	診 療	診療のうち入院	合 計	うち搬送件数
平成 30 年度	2,280	976	322	3,256	322
平成 29 年度	1,653	863	320	2,516	320
平成 28 年度	1,076	1,107	351	2,183	351

(注) 広島市を含む。

◇ 精神科救急医療センター

区 分	入院件数 (人)
平成 30 年度	122
平成 29 年度	140
平成 28 年度	161

(注) 広島市を含む。

## 2 保健対策

精神障害者の早期治療を促進するとともに、地域住民の精神的健康の保持増進を図る。

### (1) 精神保健福祉相談指導事業（予算額 2,370 千円）

保健所において、専門医や精神保健福祉相談員による一般精神保健や認知症、うつ病等に関する相談・指導のほか、ひきこもりに対する相談・家庭訪問指導等を実施する。

第7表 保健所における精神保健福祉相談支援事業の実施状況

(単位 人)

区 分	来所相談	訪問指導	電話相談等
平成30年度	320	74	3,112
平成29年度	342	96	2,619
平成28年度	394	70	3,185

- (注) 1 相談、訪問指導は実人員である。  
 2 電話相談等は、電話及び電子メールによる相談で延人員である。  
 3 平成30年度は速報値である。

### (2) こころの電話相談事業（予算額 2,500 千円）

一般社団法人広島県精神保健福祉協会に委託して、こころの電話相談事業を実施し、広く県民の心の悩みに対応する。(昭和58年度創設)

- ・電話番号 (082) 892-9090
- ・相談時間 月・水・金曜日(ただし、休日、祝日、12月29日～1月3日を除く。) 9:00～16:30(ただし、12:00～13:00を除く。)
- ・医療相談 第2・4金曜日

第8表 電話相談事業の実施状況

(単位 件)

区 分	こころの電話相談			
	本 人	家 族	そ の 他	合 計
平成30年度	1,268	65	5	1,338
平成29年度	1,147	77	17	1,241
平成28年度	1,051	38	3	1,092

### (3) ひきこもり地域支援センターの設置（予算額 10,000 千円）

ひきこもりに特化した相談窓口を開設。本人や家族の支援を行うとともに、関係機関との連携や情報共有を図り、広域的・専門的なひきこもり支援体制を構築する。(平成24年度創設)

第9表 広島ひきこもり相談支援センター相談事業の実施状況

(単位 件)

区 分	電話相談	メール相談	来所相談	その他(訪問等)	合 計
平成30年度	1,207	1,136	2,065	195	4,603
平成29年度	1,396	1,808	2,124	175	5,503
平成28年度	1,318	988	1,816	119	4,241

(4) いのち支える広島プラン推進事業（予算額 51,154 千円）

平成 31 年 3 月に見直した「いのち支える広島プラン（広島県第 2 次広島県自殺対策推進計画）見直し版」に基づき、地域自殺対策強化交付金を活用して、人材育成、相談支援事業や市町の自殺対策への支援などを実施するほか、自殺リスクの高い自殺未遂者への支援を行う。また、自殺対策推進センターによる情報発信及び関係機関連携の強化等により自殺対策の一層の推進を図る。（平成 19 年度創設）

第 10 表 自殺者数及び自殺死亡率

区 分	自殺者数（人）	自殺死亡率
平成 29 年	451	16.2
平成 28 年	431	15.4
平成 27 年	492	17.5

（注）自殺死亡率は人口 10 万対

【出典】厚生労働省人口動態統計

(5) 高次脳機能障害支援体制整備事業（予算額 8,995 千円）

県立障害者リハビリテーションセンターに、中核的支援機関として高次脳機能センターを設置するとともに、二次医療圏ごとに指定する地域支援センター等と連携することにより、高次脳機能障害に対する医療からリハビリテーション・社会復帰までの一貫した支援を行う体制を整備する。（平成 18 年度創設）

(6) 認知症医療・介護連携強化事業（予算額 32,041 千円）

早期に専門的な医療が提供できるよう、専門医療相談等を行う「認知症疾患医療センター」を設置・運営する。

また、この取組を通じて医療機関が介護関係機関等と連携することにより、認知症の医療と介護の切れ目のない提供体制を構築する。（平成 22 年度創設）

(7) アルコール健康障害対策推進事業（予算額 1,828 千円）

平成 29 年 3 月に策定した「広島県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、人材育成や相談拠点機関の充実（アルコール健康障害に関する相談件数 令和 3 年度目標 2,400 件）、民間団体等の関係機関と連携した支援体制を整備することで、アルコール健康障害及び密接に関連する重大な社会問題の発生の低減を図る。（平成 29 年度創設）

(8) 精神障害者地域生活支援事業（予算額 6,036 千円）

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する。

- ・保健・医療・福祉関係者による協議会開催
- ・精神障害者の家族支援に係る事業
- ・措置障害者の地域生活支援に係る事業
- ・精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
- ・精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
- ・ピアサポートの活用に係る事業
- ・包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業

(9) 広島こころのケアチーム運営事業（予算額 32,345 千円）

平成 30 年 7 月豪雨の被災者に対する中長期的なこころのケアを行うため、保健師、精神保健福祉士等から成る専門職チームである「広島こころのケアチーム」を編成し、被災者への訪問や電話等による相談支援、被災者の支援を行う者（支援者）への支援や技術的助言等を行う。（平成 30 年度創設）

第 11 表 広島こころのケアチームの被災者支援の活動状況

区 分	電話	来所	訪問	相談会	合 計
平成 30 年度 (9 月～)	24	4	27	68	123

(単位 人)

### 3 地域福祉対策

精神障害者は日常生活への援助が必要な福祉の対象者であることから、地域生活に必要な諸施策を推進する。

地域精神保健福祉対策事業（予算額 6,231 千円）

税制上の優遇措置、県立施設使用料の減免、一部公共交通機関の運賃割引等が受けられる精神障害者保健福祉手帳の交付（平成 7 年度創設）、地域における障害者の活動を支える家族会への助成、精神障害に対する県民の理解を深めるための普及啓発を行う。（平成 15 年度創設）

第 12 表 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

(単位 人)

区 分	1 級	2 級	3 級	計
平成 30 年度	1,047	11,125	5,219	17,391
平成 29 年度	1,115	10,814	4,708	16,637
平成 28 年度	1,166	10,568	4,226	15,960

(注) 広島市を除く。

第 13 表 精神障害者保健福祉手帳新規交付数

(単位 人)

区 分	1 級	2 級	3 級	計
平成 30 年度	83	924	944	1,951
平成 29 年度	84	942	851	1,877
平成 28 年度	94	835	799	1,728

(注) 広島市を除く。

### 4 技術支援活動

総合精神保健福祉センターでは、保健所や市町など地域における関係機関と連携しながら、精神保健の向上及び精神障害者福祉の増進を図っている。

(1) 地域支援活動（予算額 37,131 千円）

精神保健福祉施策の動向を踏まえ、精神保健福祉相談事業のほか、思春期精神保健事業、地域依存症対策事業、自殺対策事業などを実施している。

また、県内の保健所や市町など関係機関を対象とした人材育成や事業の企画運営などの技術指導、調査研究、普及啓発を推進している。

(2) リハビリテーション事業（予算額 22,046 千円）



対象を特化した2コースの精神科デイケア（青年期，リカバリー）と併せて，通所者家族への心理教育として家族教室，通所終了者のアフターケアとしてOB会を行っている。

ア 青年期コース（定員35名，週3日：月・木・金曜日に実施）

精神疾患，ひきこもり及び発達障害等により青年期の発達課題達成に困難のある概ね15歳から30歳までの人を対象に，対人関係や社会生活のスキルを伸ばし，社会参加できることを目標にしたリハビリテーションを行っている。

イ リカバリーコース（定員15名，週4日：月・火・木・金曜日に実施）

うつ状態や社会不安症等（統合失調症は除く）で精神科通院治療を受けている概ね25歳から55歳までの人を対象に，心理教育，復職プログラムや認知行動療法など，復職，再就職や自立的生活を目標にしたリハビリテーションを行っている。

第14表 総合精神保健福祉センター相談指導状況

（単位 回，人）

区 分		平成30年度			平成29年度			平成28年度		
事業名		開設回数	実人数	延人数	開設回数	実人数	延人数	開設回数	実人数	延人数
個別	総 数	492	-	5,202	488	-	4,800	486	-	4,611
	面接相談	246	383	3,362	244	363	3,327	243	343	3,050
	電話相談	246	-	1,840	244	-	1,473	243	-	1,561
集団	総 数	127	202	760	140	181	878	125	184	844
	思春期精神保健事業	8	20	73	17	20	116	16	20	110
	地域依存症対策事業	87	116	423	89	98	467	73	89	420
	自殺対策事業 デイケア事業	6 26	11 55	31 233	6 28	7 56	18 277	7 29	9 66	26 288

第15表 総合精神保健福祉センター活動状況

（単位 回，人）

区 分		平成30年度		平成29年度		平成28年度	
		実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数
センター部	技術指導・技術援助	107	2,516	105	1,285	139	2,729
	教 育 研 修	33	1,287	33	987	34	1,402
	広 報 普 及	1	3	0	0	0	0
	調 査 研 究	2	105	18	170	28	75
	相 談 指 導	619	5,962	628	5,678	611	5,455
	組 織 育 成	4	23	6	504	9	2,496
	各 種 委 員 会 等	41	896	54	1,274	56	1,251
リハビリ部	デ イ ケ ア	138	2,019	146	2,638	139	2,039
	家 族 教 室	13	69	15	126	15	119
	O B 会	13	164	13	151	14	169

## 1 1 難病対策

### 〔現況及び施策の方向〕

原因が不明で、治療方法が確立されていない、いわゆる難病は、治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となっている。

また、単に経済的な問題のみならず、介護など家族の負担も重く、患者及び家族は精神的にも不安が大きい。

このため、難病患者・家族の負担の軽減を図るため医療費の公費負担を行うとともに、疾病等に関する知識の普及啓発及び相談機能の充実を図りながら、患者・家族の不安解消を図り、在宅ケアを推進する。

### 〔事業の内容〕

#### 1 医療費の給付（予算額 2,429,529 千円）

##### (1) 小児慢性特定疾病医療支援事業（予算額 227,936 千円）

治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となり、病気を放置することが児童の健全な育成を阻害することとなる疾病（小児慢性特定疾病）に罹患した者に対し、医療費を公費負担することにより患者・家族の負担軽減を図る。（昭和 49 年度創設）

なお、平成 27 年 1 月から、対象疾病が 11 疾患群・514 疾病から 14 疾患群・704 疾病に、平成 30 年 4 月からは 16 疾患群・756 疾病に拡充された。

第 1 表 小児慢性特定疾病医療支援事業承認数

(単位 件)

対象疾患群	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
悪性新生物	115 ( 313)	120 ( 315)	120 ( 294)
慢性腎疾患	52 ( 139)	58 ( 154)	65 ( 145)
慢性呼吸器疾患	18 ( 78)	15 ( 76)	17 ( 62)
慢性心疾患	278 ( 530)	278 ( 532)	283 ( 516)
内分泌疾患	249 ( 737)	275 ( 769)	295 ( 738)
膠原病	36 ( 70)	30 ( 68)	27 ( 62)
糖尿病	56 ( 114)	51 ( 112)	56 ( 109)
先天性代謝異常	25 ( 57)	25 ( 61)	23 ( 59)
血液疾患	35 ( 61)	39 ( 61)	37 ( 56)
免疫疾患	14 ( 23)	12 ( 19)	10 ( 16)
神経・筋疾患	104 ( 206)	100 ( 203)	90 ( 191)
慢性消化器疾患	53 ( 115)	48 ( 104)	45 ( 100)
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	13 ( 44)	9 ( 39)	8 ( 32)
皮膚疾患	5 ( 18)	3 ( 17)	3 ( 14)
骨系統疾患	24 ( 23)	—	—
脈管系疾患	1 ( 5)	—	—
計	1,078 (2,533)	1,063 (2,530)	1,079 (2,394)

(注) 表中の ( ) 内は、広島市及び福山市、呉市承認分で外数である。

##### (2) 特定医療費（指定難病）支給認定事業（予算額 2,167,525 千円）

原因が不明で、治療方法が確立されていない、いわゆる難病のうち、医療費も高額である特定疾患に罹患した者に対し、特定疾患治療研究事業として指定された 56 疾病について、医療費の公費負担を行い負担の軽減を図る。（昭和 47 年度創設）

なお、平成 27 年 1 月から、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行となり、対象となる疾病は、これまでの 56 疾病から、110 疾病に拡充され、さらに、平成 27 年 7 月から 306 疾病が、平成 30 年 4 月から 331 疾病が対象となった。

第2表 特定医療費（指定難病）支給認定承認数

(単位 件)

告示コード	対象疾病	平成30年度	平成29年度	平成28年度
(001)	球脊髄性筋萎縮症	19 (10)	25	24
(002)	筋萎縮性側索硬化症	160 (94)	235	217
(003)	脊髄性筋萎縮症	19 (8)	25	26
(004)	原発性側索硬化症	0 (0)	0	0
(005)	進行性核上性麻痺	146 (67)	202	176
(006)	パーキンソン病	1,927 (1,138)	3,021	2,888
(007)	大脳皮質基底核変性症	52 (22)	64	63
(008)	ハンチントン病	18 (2)	23	20
(009)	神経有棘赤血球症	0 (0)	0	0
(010)	シャルコー・マリー・トゥース病	8 (3)	11	10
(011)	重症筋無力症	302 (202)	478	483
(012)	先天性筋無力症候群	0 (0)	0	0
(013)	多発性硬化症／視神経脊髄炎	242 (178)	406	435
(014)	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	44 (28)	73	92
(015)	封入体筋炎	5 (2)	7	6
(016)	クロウ・深瀬症候群	1 (1)	2	1
(017)	多系統萎縮症	125 (96)	207	205
(018)	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	350 (216)	573	572
(019)	ライソゾーム病	17 (16)	31	28
(020)	副腎白質ジストロフィー	7 (0)	7	7
(021)	ミトコンドリア病	20 (13)	34	35
(022)	もやもや病	210 (156)	385	504
(023)	プリオン病	8 (3)	9	6
(024)	亜急性硬化性全脳炎	0 (1)	1	1
(025)	進行性多巣性白質脳症	0 (0)	0	0
(026)	HTLV-1 関連脊髄症	3 (2)	5	3
(027)	特発性基底核石灰化症	0 (1)	2	1
(028)	全身性アミロイドーシス	38 (36)	83	78
(029)	ウルリッヒ病	1 (0)	1	1
(030)	遠位型ミオパチー	2 (4)	6	6
(031)	ベスレムミオパチー	0 (0)	0	0
(032)	自己貪食空胞性ミオパチー	0 (1)	1	1
(033)	シュワルツ・ヤンベル症候群	0 (0)	0	0
(034)	神経線維腫症	46 (42)	84	89
(035)	天疱瘡	41 (43)	94	158
(036)	表皮水疱症	3 (1)	6	6
(037)	膿疱性乾癬（汎発型）	29 (14)	45	48
(038)	スティーヴンス・ジョンソン症候群	2 (0)	2	2
(039)	中毒性表皮壊死症	0 (0)	0	0
(040)	高安動脈炎	42 (28)	77	106
(041)	巨細胞性動脈炎	13 (7)	16	9
(042)	結節性多発動脈炎	21 (20)	49	69
(043)	顕微鏡的多発血管炎	125 (55)	158	158
(044)	多発血管炎性肉芽腫症	33 (15)	51	54
(045)	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	37 (37)	55	44
(046)	悪性関節リウマチ	84 (53)	152	177
(047)	バージャー病	44 (32)	88	144
(048)	原発性抗リン脂質抗体症候群	2 (8)	7	4
(049)	全身性エリテマトーデス	734 (552)	1,292	1,366
(050)	皮膚筋炎／多発性筋炎	304 (161)	443	450
(051)	全身性強皮症	366 (235)	614	692
(052)	混合性結合組織病	123 (72)	193	228
(053)	シェーグレン症候群	90 (61)	125	106
(054)	成人スチル病	37 (23)	54	38

告示コード	対 象 疾 病	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
(055)	再発性多発軟骨炎	13 (4)	12	9
(056)	ベーチェット病	177 (133)	327	431
(057)	特発性拡張型心筋症	222 (146)	414	594
(058)	肥大型心筋症	41 (21)	51	54
(059)	拘束型心筋症	2 (2)	5	5
(060)	再生不良性貧血	102 (71)	155	244
(061)	自己免疫性溶血性貧血	9 (7)	13	12
(062)	発作性夜間ヘモグロビン尿症	4 (3)	9	5
(063)	特発性血小板減少性紫斑病	204 (121)	344	555
(064)	血栓性血小板減少性紫斑病	6 (4)	12	7
(065)	原発性免疫不全症候群	26 (19)	44	39
(066)	IgA 腎症	139 (149)	264	193
(067)	多発性嚢胞腎	119 (71)	174	132
(068)	黄色靭帯骨化症	82 (42)	116	119
(069)	後縦靭帯骨化症	474 (171)	636	785
(070)	広範脊柱管狭窄症	107 (78)	170	186
(071)	特発性大腿骨頭壊死症	392 (298)	634	619
(072)	下垂体性 ADH 分泌異常症	28 (22)	46	48
(073)	下垂体性 TSH 分泌亢進症	2 (1)	3	4
(074)	下垂体性 PRL 分泌亢進症	32 (25)	69	87
(075)	クッシング病	8 (6)	14	16
(076)	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	0 (0)	1	3
(077)	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	39 (20)	57	60
(078)	下垂体前葉機能低下症	205 (170)	1,066	350
(079)	家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)	4 (4)	6	5
(080)	甲状腺ホルモン不応症	0 (0)	0	0
(081)	先天性副腎皮質酵素欠損症	17 (10)	28	24
(082)	先天性副腎低形成症	0 (0)	0	0
(083)	アジソン病	8 (1)	8	6
(084)	サルコイドーシス	126 (74)	210	326
(085)	特発性間質性肺炎	169 (105)	188	120
(086)	肺動脈性肺高血圧症	56 (45)	100	90
(087)	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	1 (0)	0	1
(088)	慢性血栓性肺高血圧症	64 (38)	89	78
(089)	リンパ脈管筋腫症	8 (9)	16	19
(090)	網膜色素変性症	307 (177)	497	496
(091)	バッド・キアリ症候群	7 (3)	8	8
(092)	特発性門脈圧亢進症	3 (3)	3	3
(093)	原発性胆汁性胆管炎	267 (265)	543	629
(094)	原発性硬化性胆管炎	9 (6)	14	13
(095)	自己免疫性肝炎	77 (68)	129	96
(096)	クローン病	570 (420)	972	1,002
(097)	潰瘍性大腸炎	1,561 (1,158)	2,871	3,824
(098)	好酸球性消化管疾患	15 (9)	22	16
(099)	慢性特発性偽性腸閉塞症	3 (2)	4	2
(100)	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	0 (0)	0	0
(101)	腸管神経節細胞僅少症	0 (0)	0	0
(102)	ルビンシュタイン・テイビ症候群	0 (0)	0	0
(103)	CFC 症候群	0 (0)	0	0
(104)	コステロ症候群	0 (0)	0	0
(105)	チャージ症候群	0 (0)	0	0
(106)	クリオピリン関連周期熱症候群	1 (1)	1	1
(107)	全身型若年性特発性関節炎	6 (5)	6	3
(108)	TNF 受容体関連周期性症候群	0 (1)	1	1
(109)	非典型性溶血性尿毒症症候群	1 (1)	1	1
(110)	ブラウ症候群	0 (0)	0	0

告示コード	対 象 疾 病	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
(111)	先天性ミオパチー	4 (4)	1	5
(112)	マリネスコ・シェーグレン症候群	0 (0)	0	0
(113)	筋ジストロフィー	39 (45)	8	43
(114)	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	0 (0)	0	0
(115)	遺伝性周期性四肢麻痺	0 (2)	61	2
(116)	アトピー性脊髄炎	3 (0)	3	1
(117)	脊髄空洞症	5 (4)	8	7
(118)	脊髄髄膜瘤	0 (1)	1	1
(119)	アイザックス症候群	1 (0)	0	0
(120)	遺伝性ジストニア	0 (0)	0	0
(121)	神経フェリチン症	0 (0)	0	0
(122)	脳表ヘモジデリン沈着症	4 (1)	4	3
(123)	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	0 (0)	0	0
(124)	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	3 (1)	3	1
(125)	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	1 (0)	1	0
(126)	ペリー症候群	0 (0)	0	0
(127)	前頭側頭葉変性症	8 (6)	13	7
(128)	ビッカースタッフ脳幹脳炎	0 (0)	1	0
(129)	痙攣重積型（二相性）急性脳症	1 (0)	1	0
(130)	先天性無痛無汗症	0 (0)	0	0
(131)	アレキサンダー病	0 (0)	0	0
(132)	先天性核上性球麻痺	0 (0)	0	0
(133)	メビウス症候群	1 (1)	2	2
(134)	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群	0 (0)	0	0
(135)	アイカルディ症候群	0 (0)	0	0
(136)	片側巨脳症	0 (0)	0	0
(137)	限局性皮質異形成	1 (0)	1	1
(138)	神経細胞移動異常症	0 (0)	0	0
(139)	先天性大脳白質形成不全症	1 (0)	1	1
(140)	ドラベ症候群	0 (0)	0	0
(141)	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	0 (0)	0	0
(142)	ミオクロニー欠伸てんかん	0 (0)	0	0
(143)	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	0 (0)	0	0
(144)	レノックス・ガストー症候群	4 (5)	5	1
(145)	ウエスト症候群	1 (1)	2	2
(146)	大田原症候群	0 (0)	0	0
(147)	早期ミオクロニー脳症	0 (1)	1	0
(148)	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	0 (0)	0	0
(149)	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	0 (0)	0	0
(150)	環状 20 番染色体症候群	0 (1)	1	0
(151)	ラスムッセン脳炎	0 (0)	0	0
(152)	PCDH19 関連症候群	0 (0)	0	0
(153)	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	0 (0)	0	0
(154)	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	0 (0)	0	0
(155)	ランドウ・クレフナー症候群	0 (0)	0	0
(156)	レット症候群	0 (1)	1	0
(157)	スタージ・ウェーバー症候群	0 (1)	1	2
(158)	結節性硬化症	11 (2)	7	4
(159)	色素性乾皮症	0 (0)	0	0
(160)	先天性魚鱗癬	1 (2)	2	2
(161)	家族性良性慢性天疱瘡	1 (0)	1	1
(162)	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	9 (13)	18	14
(163)	特発性後天性全身性無汗症	2 (2)	2	0
(164)	眼皮膚白皮症	0 (0)	0	0
(165)	肥厚性皮膚骨膜炎	0 (0)	0	0
(166)	弾性線維性仮性黄色腫	1 (2)	2	1

告示コード	対 象 疾 病	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
(167)	マルファン症候群	14 (12)	23	14
(168)	エーラス・ダンロス症候群	1 (2)	2	3
(169)	メンケス病	0 (0)	0	0
(170)	オクシピタル・ホーン症候群	0 (0)	0	0
(171)	ウィルソン病	6 (4)	10	6
(172)	低ホスファターゼ症	0 (1)	1	0
(173)	VATER 症候群	0 (0)	1	1
(174)	那須・ハコラ病	0 (0)	0	0
(175)	ウィーバー症候群	0 (0)	0	0
(176)	コフィン・ローリー症候群	0 (0)	0	0
(177)	有馬症候群	0 (0)	0	0
(178)	モワット・ウィルソン症候群	0 (0)	0	0
(179)	ウィリアムズ症候群	2 (0)	2	2
(180)	ATR-X 症候群	0 (0)	0	0
(181)	クルーゾン症候群	0 (0)	0	0
(182)	アペール症候群	0 (0)	0	0
(183)	ファイファー症候群	0 (0)	0	0
(184)	アントレー・ピクスラー症候群	0 (0)	0	0
(185)	コフィン・シリズ症候群	0 (0)	0	0
(186)	ロスマンド・トムソン症候群	0 (0)	0	0
(187)	歌舞伎症候群	0 (1)	1	0
(188)	多脾症候群	0 (2)	2	1
(189)	無脾症候群	1 (0)	1	1
(190)	鰓耳腎症候群	0 (0)	0	0
(191)	ウェルナー症候群	2 (0)	2	2
(192)	コケイン症候群	0 (0)	0	0
(193)	ブラダー・ウィリ症候群	0 (1)	1	1
(194)	ソトス症候群	0 (1)	0	0
(195)	ヌーナン症候群	0 (0)	0	0
(196)	ヤング・シンプソン症候群	0 (0)	0	0
(197)	1 p36 欠失症候群	0 (0)	0	0
(198)	4p 欠失症候群	0 (0)	0	0
(199)	5p 欠失症候群	0 (0)	0	0
(200)	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	0 (0)	1	0
(201)	アンジェルマン症候群	0 (1)	0	0
(202)	スミス・マギニス症候群	0 (0)	0	0
(203)	22q11.2 欠失症候群	0 (1)	0	1
(204)	エマヌエル症候群	0 (0)	0	0
(205)	脆弱 X 症候群関連疾患	0 (0)	0	0
(206)	脆弱 X 症候群	0 (0)	0	0
(207)	総動脈幹遺残症	0 (0)	0	0
(208)	修正大血管転位症	0 (0)	0	0
(209)	完全大血管転位症	0 (1)	0	0
(210)	単心室症	5 (3)	4	4
(211)	左心低形成症候群	0 (0)	0	0
(212)	三尖弁閉鎖症	1 (0)	1	1
(213)	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	1 (0)	1	0
(214)	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	0 (1)	0	0
(215)	ファロー四徴症	2 (2)	3	1
(216)	両大血管右室起始症	2 (1)	3	1
(217)	エプスタイン病	0 (1)	1	0
(218)	アルポート症候群	3 (2)	5	3
(219)	ギャロウェイ・モワト症候群	0 (0)	0	0
(220)	急速進行性糸球体腎炎	21 (12)	27	10
(221)	抗糸球体基底膜腎炎	3 (4)	4	1
(222)	一次性ネフローゼ症候群	138 (102)	217	152

告示コード	対 象 疾 病	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
(223)	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	3 (2)	5	2
(224)	紫斑病性腎炎	10 (5)	12	5
(225)	先天性腎性尿崩症	1 (0)	1	2
(226)	間質性膀胱炎 (ハンナ型)	7 (8)	7	2
(227)	オスラー病	5 (5)	7	4
(228)	閉塞性細気管支炎	0 (0)	0	0
(229)	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)	1 (0)	1	1
(230)	肺胞低換気症候群	1 (0)	2	1
(231)	α1-アンチトリプシン欠乏症	0 (1)	0	0
(232)	カーニー複合	0 (1)	1	1
(233)	ウォルフラム症候群	0 (0)	0	0
(234)	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)	0 (0)	0	0
(235)	副甲状腺機能低下症	2 (1)	3	3
(236)	偽性副甲状腺機能低下症	2 (0)	3	2
(237)	副腎皮質刺激ホルモン不応症	0 (0)	0	0
(238)	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	5 (4)	7	4
(239)	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	0 (0)	0	0
(240)	フェニルケトン尿症	1 (2)	2	1
(241)	高チロシン血症 1 型	0 (0)	0	0
(242)	高チロシン血症 2 型	0 (0)	0	0
(243)	高チロシン血症 3 型	0 (0)	0	0
(244)	メーブルシロップ尿症	0 (0)	0	0
(245)	プロビオン酸血症	0 (0)	0	0
(246)	メチルマロン酸血症	2 (0)	1	0
(247)	イソ吉草酸血症	0 (0)	0	0
(248)	グルコーストランスポーター1 欠損症	0 (0)	0	0
(249)	グルタル酸血症 1 型	0 (0)	0	0
(250)	グルタル酸血症 2 型	0 (0)	0	0
(251)	尿素サイクル異常症	2 (0)	2	1
(252)	リジン尿性蛋白不耐症	0 (0)	0	0
(253)	先天性葉酸吸収不全	0 (0)	0	0
(254)	ポルフィリン症	0 (1)	1	1
(255)	複合カルボキシラーゼ欠損症	0 (0)	0	0
(256)	筋型糖原病	0 (0)	0	0
(257)	肝型糖原病	0 (1)	2	2
(258)	ガラクトースー1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	0 (0)	0	0
(259)	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	0 (0)	0	0
(260)	シトステロール血症	0 (0)	0	0
(261)	タンジール病	0 (0)	0	0
(262)	原発性高カイロミクロン血症	0 (0)	0	0
(263)	脳腱黄色腫症	1 (0)	1	1
(264)	無βリポタンパク血症	0 (0)	0	0
(265)	脂肪萎縮症	0 (0)	0	0
(266)	家族性地中海熱	0 (2)	1	0
(267)	高IgD症候群	0 (0)	0	0
(268)	中條・西村症候群	0 (0)	0	0
(269)	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	0 (0)	0	0
(270)	慢性再発性多発性骨髄炎	0 (0)	0	0
(271)	強直性脊椎炎	28 (25)	44	33
(272)	進行性骨化性線維異形成症	1 (0)	1	1
(273)	肋骨異常を伴う先天性側弯症	0 (0)	0	0
(274)	骨形成不全症	2 (1)	3	3
(275)	タナトフォリック骨異形成症	0 (0)	0	0
(276)	軟骨無形成症	0 (4)	4	3
(277)	リンパ管腫症/ゴーハム病	0 (0)	0	1
(278)	巨大リンパ管奇形 (頸部顔面病変)	1 (1)	1	0

告示コード	対 象 疾 病	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
(279)	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	0 (0)	0	0
(280)	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	2 (0)	1	0
(281)	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	1 (3)	5	2
(282)	先天性赤血球形成異常性貧血	1 (0)	1	1
(283)	後天性赤芽球癆	5 (6)	10	2
(284)	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	0 (0)	0	0
(285)	ファンconi貧血	0 (0)	0	0
(286)	遺伝性鉄芽球性貧血	0 (0)	0	0
(287)	エプスタイン症候群	0 (0)	0	0
(288)	自己免疫性出血病 XIII	3 (3)	4	0
(289)	クロンカイト・カナダ症候群	1 (0)	0	0
(290)	非特異性多発性小腸潰瘍症	1 (0)	1	0
(291)	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	0 (1)	0	0
(292)	総排泄腔外反症	0 (0)	0	0
(293)	総排泄腔遺残	0 (0)	0	0
(294)	先天性横隔膜ヘルニア	0 (0)	0	0
(295)	乳幼児肝巨大血管腫	0 (0)	0	0
(296)	胆道閉鎖症	8 (4)	9	2
(297)	アラジール症候群	0 (0)	0	0
(298)	遺伝性膵炎	1 (0)	1	0
(299)	嚢胞性線維症	0 (0)	0	0
(300)	IgG4 関連疾患	23 (16)	27	12
(301)	黄斑ジストロフィー	0 (0)	1	0
(302)	レーベル遺伝性視神経症	0 (1)	1	0
(303)	アッシュャー症候群	0 (1)	0	0
(304)	若年発症型両側性感音難聴	0 (0)	0	0
(305)	遅発性内リンパ水腫	0 (0)	0	0
(306)	好酸球性副鼻腔炎	107 (80)	116	81
(307)	カナバン病	0 (0)	—	—
(308)	進行性白質脳症	0 (0)	—	—
(309)	進行性ミオクローヌステんかん	0 (0)	—	—
(310)	先天異常症候群	0 (0)	—	—
(311)	先天性三尖弁狭窄症	0 (0)	—	—
(312)	先天性僧帽弁狭窄症	0 (0)	—	—
(313)	先天性肺静脈狭窄症	0 (0)	—	—
(314)	左肺動脈右肺動脈起始症	0 (0)	—	—
(315)	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/ LMX 1 B 関連腎症	0 (0)	—	—
(316)	カルニチン回路異常症	0 (0)	—	—
(317)	三頭酵素欠損症	0 (0)	—	—
(318)	シトリン欠損症	0 (0)	—	—
(319)	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	0 (0)	—	—
(320)	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GP1）欠乏症	0 (0)	—	—
(321)	非ケトーシス型高グリシン血症	0 (0)	—	—
(322)	β-ケトチオラーゼ欠損症	0 (0)	—	—
(323)	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	0 (0)	—	—
(324)	メチルグルタコン酸尿症	0 (0)	—	—
(325)	遺伝性自己炎症疾患	0 (0)	—	—
(326)	大理石骨病	0 (0)	—	—
(327)	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	2 (2)	3	0
(328)	前眼部形成異常	0 (0)	—	—
(329)	無虹彩症	1 (0)	1	0
(330)	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	0 (0)	—	—
(331)	特発性多中心性キャッスルマン病	7 (4)	—	—
	指定難病計	12, 155 (8, 184)	20, 634	21, 583
	スモン	47	51	50
	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	1	1	2



告示コード	対 象 疾 病	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
	重症急性膵炎	1	1	3
	特定疾患計	49	52	55
	合 計	12,204 (8,184)	20,685	21,638

(注) 表中の ( ) 内は、広島市 (H30 から事務移譲) 承認分で外数である。

- (3) スモン患者に対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業 (予算額 3,512 千円)  
スモン患者に対し、はり、きゅう及びマッサージの施術費用を公費負担し、患者の負担軽減を図る。  
(昭和 53 年度創設)

第 3 表 はり、きゅう及びマッサージ治療研究事業対象者数

(単位 人)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
対象者数	19	19	21

(注) 広島市、福山市を含む。

- (4) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 (予算額 30,556 千円)  
先天性血液凝固因子障害等の患者に対し、医療費の公費負担を行い患者の負担軽減を図る。(平成元年度創設)

第 4 表 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業対象者数

(単位 人)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
対象者数	126	118	122

(注) 広島市、福山市を含む。

## 2 普及啓発 (予算額 510 千円)

- (1) 広島難病団体連絡協議会の育成指導  
県内の難病患者団体が相互支援を目的として設立した団体であり、患者家族の側面的な支援を行う活動が円滑に行われるよう支援する。(平成 4 年度創設)
- (2) 普及啓発  
一般県民を対象に講演会を開催し、疾患の正しい理解の促進を図る。(平成 4 年度創設、広島難病団体連絡協議会へ事業委託)

## 3 相談機能の充実 (予算額 17,295 千円)

- (1) 難病相談・支援センターの運営 (予算額 8,946 千円)  
難病患者及びその家族の抱える保健、医療、福祉等に係る各種の心配ごと、悩みごとに対する相談に応じ、患者及び家族の不安の解消を図る。(平成 16 年度創設)  
また、難病医療関係者の研修を実施することにより、難病患者の在宅医療を推進するための難病医療のネットワークを構築する。

- ・委 託 先 広島大学病院
- ・事 業 内 容 相談事業 (医療、福祉、生活) 重症難病患者入院施設確保事業  
難病に関する情報管理事業 医療従事者対象の研修等
- ・相談電話番号 (082) 252-3777

・相談日時等

区 分		相談日	相談時間	相談員
一般相談		月曜日～金曜日	10時～16時	保健師
難病相談支援員による相談		定例日		難病患者家族会
専門相談 (予約制)	生活相談	一般相談により決定		ケースワーカー
	医療相談	一般相談により決定		医師

第5表 難病相談・支援センターの相談状況

(単位 件)

区 分		平成30年度	平成29年度	平成28年度
一般相談		1,177	1,015	1,049
難病相談支援員による相談		—	—	—
専門相談	生活相談	0	0	0
	医療相談	0	0	0
	小 計	0	0	0
合 計		1,177	1,015	1,049

(2) 難病ピアサポート事業 (予算額 721千円)

難病患者及び家族の抱える悩みに対して、患者や家族の立場で相談に対応し、患者本人や家族の不安の解消を図る。(平成27年度移行)

- ・委 託 先 広島難病団体連絡協議会
- ・相談電話番号 (082) 236-3186
- ・相談日時等

区 分	相談日・相談時間	相談員
難病相談支援員による相談	定例日 (13:00～15:00)	難病患者家族会

第6表 広島難病団体連絡協議会の相談状況

(単位 件)

区 分	平成30年度	平成29年度	平成28年度
難病相談支援員による相談	155	156	127

(3) 小児難病相談事業 (予算額 7,448千円)

小児難病患者及びその家族の総合的な支援を図るため、広島大学病院内に小児難病相談室を設置し、地域で生活する患者等の日常生活における相談支援等を行う。(平成17年度創設)

第7表 小児難病相談室の相談状況

(単位 人)

区 分	平成30年度	平成29年度	平成28年度
相談件数	562	650	779

(4) 難病相談会の開催 (予算額 105千円)

県内各地域における難病患者家族を支援するため、保健所において難病相談会を開催する。(昭和63年度創設)

第8表 難病相談会の実施状況

(単位 回, 人)

区 分	平成30年度	平成29年度	平成28年度
開催回数	14	10	16
相談者数	352	331	286

(注) 県保健所実施分

#### 4 在宅ケアの推進（予算額 8,183 千円）

##### (1) 難病患者地域支援事業（予算額 1,041 千円）

###### ア 在宅難病患者の訪問診療事業

寝たきり等により受療が困難な在宅の難病患者を対象に、難病に関する専門医，理学療法士，保健師，栄養士等による診療班を保健所に設置し，訪問診療により医学的指導等を行い，在宅での安定した療養生活を支援する。（平成 9 年度創設）

###### イ 重症難病患者地域支援事業

在宅の重症難病患者に対し，各種サービスの効果的な提供を行うための計画策定を行い，訪問指導及び訪問看護により安定した療養生活の確保を図る。（平成 10 年度創設）

- ・在宅療養支援計画策定・評価事業
- ・訪問指導事業
- ・在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業

##### (2) 難病医療ネットワーク事業（予算額 442 千円）

入院治療が必要となった在宅の重症難病患者に対し，適時に適切な入院施設の確保が行えるよう，医療機関との連携を図る。

- ・難病対策推進協議会運営事業
- ・神経難病患者在宅医療支援事業

##### (3) 在宅難病患者一時入院事業（予算額 6,193 千円）

在宅の重症難病患者が，家族等介護者の病気治療や冠婚葬祭，休息（レスパイト）等に理由により一時的に在宅での介護等を受けることが困難になった場合に一時的に入院することが可能な病床を確保する。（平成 30 年度創設）

第 9 表 在宅難病患者一時入院事業の実施状況

（単位 人，日）

区 分	平成 30 年度
利用者数	14
利用日数	132

##### (4) 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業（予算額 507 千円）

小児慢性特定疾患児に対し，日常生活用具を給付することにより，日常生活の便宜を図る。（平成 17 年度創設）

## 1 2 栄養改善対策

### 〔現況及び施策の方向〕

近年、高齢化や生活習慣の変化により、広島県においても、疾病全体に占めるがん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加している。

このような状況に対応し、健康寿命の延伸を図るため、県民一人ひとりの主体的な健康づくりを基本とし、望ましい生活習慣の定着に向けた意識啓発や、情報提供・人材育成・市町や関係団体との連携により、県民が健康づくりに取り組みやすい環境整備を行う。

### 〔事業の内容〕

#### 1 栄養改善対策（予算額 7,881 千円）

“食”をめぐる環境が多様化する中で、エネルギーの過剰摂取や栄養バランスの偏りなどにより、肥満、糖尿病、脂質異常症等の生活習慣病が増加している。

このため、給食施設に対する栄養管理の指導や市町の栄養改善事業への支援等を通じて、県民の栄養・食生活の改善や食育の推進を図る。

##### (1) 市町栄養士等の育成（予算額 215 千円）

地域における栄養指導業務を効果的に展開するために、市町栄養士等の資質向上のための支援を行う。(昭和 53 年度創設)

第 1 表 市町栄養士・非常勤栄養士への指導・支援状況  
(単位 回, 人)

区 分	保健所(支所)単位研修会等 (保健所栄養士実施)	
	回 数	延 人 員
平成 30 年度	101	134
平成 29 年度	129	318
平成 28 年度	87	144

(注) 広島市, 呉市, 福山市を除く。

第 2 表 栄養及び食生活改善指導状況

上段：県保健所活動分 下段：市町活動分 (単位 人)

区 分	個 別 指 導											
	指 導 対 象					指 導 内 容						
	妊産婦	乳幼児	20 歳 未 満	20 歳 以 上	計	栄養指導			運動指導		休養指導	禁煙指導
病態別再掲						訪問再掲		病態別再掲				
平成30年度	0	0	0	61	61	11	4	0	0	0	0	50
	1,020	14,477	221	7,164	22,882	22,882	3,164	1,005	0	0	0	0
平成29年度	0	1	0	52	53	22	6	0	0	0	0	31
	707	14,682	93	7,537	23,019	23,019	3,070	1,012	0	0	0	0
平成28年度	0	7	1	51	59	59	10	0	0	0	0	0
	794	14,075	133	9,059	24,061	24,060	2,000	840	0	0	1	0

上段：県保健所活動分 下段：市町活動分 (単位 回, 人)

区分	集 団 指 導									
	指 導 対 象									
	妊産婦		乳幼児		20歳未満		20歳以上		計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成30年度	0	0	0	0	0	0	12	538	12	538
	183	1,150	749	12,927	109	2,900	1,443	25,896	2,484	42,873
平成29年度	0	0	0	0	1	41	18	389	19	430
	132	1,276	740	12,300	94	3,397	1,464	25,756	2,430	42,729
平成28年度	0	0	0	0	0	0	28	656	28	656
	125	1,270	827	13,403	75	2,655	1,669	27,553	2,696	44,881

(単位 回, 人)

区分	集 団 指 導													
	指 導 内 容													
	栄養指導		病態別再掲		運動指導				病態別再掲		休養指導		禁煙指導	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数		
平成30年度	9	481	0	0	0	0	0	0	0	0	3	57		
	2,455	42,311	307	5,473	28	513	0	0	1	49	0	0		
平成29年度	12	231	0	0	0	0	0	0	0	0	7	199		
	2,394	42,053	342	7,657	34	610	3	32	2	66	0	0		
平成28年度	23	531	1	39	0	0	0	0	0	0	5	125		
	2,662	44,369	430	7,517	32	461	0	0	0	0	2	51		

(注) 広島市, 呉市, 福山市を除く。

(2) 食生活改善推進員の育成 (予算額 103 千円)

市町との密接な連携を図り, 望ましい食生活の実践活動を地域において展開する食生活改善推進員の育成を促進するとともに, 市町の推進員組織を構成メンバーとする広島県食生活改善推進員団体連絡協議会が, 自主的に組織活動を展開するための研修活動を支援する。

食生活改善推進員は, 平成 31 年 4 月現在, 15 市町 (1,617 人) で組織化されており, 地区組織活動の推進が図られている。(昭和 51 年度創設)

第 3 表 食生活改善推進員養成講座開設状況及び研修会等実施状況

(単位 回, 人)

区分	県単位研修会		保健所(支所)単位 個別・集団指導		市 養成講座		町 研修会		食生活改善推進員 による地区講習会	
	回数	延人員	回数	延人員	開設数	修了者数	回数	延人員	回数	延人員
	平成 30 年度	2	200	2	19	6	101	273	5,629	20,883
平成 29 年度	2	200	3	101	9	94	299	5,995	25,965	186,799
平成 28 年度	2	238	4	61	6	100	310	6,389	26,697	193,384

(3) 公衆栄養学臨地実習 (予算額 24 千円)

実践活動の場での課題発見, 解決を通して, 栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントの実施に必要な専門的知識及び技術の統合を図るため, 集合実習を取り入れた 2 段階の実習を行う。(平成 14 年度創設)

(4) 栄養士・調理師免許交付業務及び調理師試験の実施 (予算額 7,539 千円)

栄養士・調理師の免許事務, 調理師試験の実施及び栄養士・調理師養成施設の指導を行う。

第4表 免許交付状況

(単位 件)

年 度	栄養士	調理師	管理栄養士
平成30年度	626	480	340
平成29年度	552	572	290
平成28年度	573	579	242

第5表 調理師試験実施状況

(単位 人)

年 度	受験者	合格者	合格率(%)
平成30年度	489	245	50.1
平成29年度	520	253	48.7
平成28年度	548	285	52.0

## 2 栄養改善指導・普及（予算額 314千円）

### (1) 給食施設指導（予算額 149千円）

給食施設における栄養管理の充実及び食育の推進を図るため、個別巡回指導及び研修会等の集団指導を実施するとともに、管理栄養士等の配置促進についても指導する。（昭和27年度創設）

第6表 給食施設の栄養指導状況

(単位 施設, 回)

区 分	特定給食施設			その他の給食施設			集団指導	
	施設数	個別指導		施設数	個別指導		回数	延施設数
		栄養士の いる施設数	栄養士の いない施設数		栄養士の いる施設数	栄養士の いない施設数		
平成30年度	345	145	7	395	86	24	17	505
平成29年度	351	145	2	396	50	22	21	711
平成28年度	368	135	2	369	66	21	18	477

(注) 広島市, 呉市, 福山市を除く。

### (2) 専門的栄養指導

アレルギー疾患, 難病, 小児療育等の対象者に対する保健指導と連携を図り, 専門的栄養指導を実施する。（昭和22年度創設）

### (3) 栄養表示・誇大表示禁止の普及啓発（予算額 15千円）

栄養表示等の望ましい運用を図るため, 消費者及び食品関係業者に対して普及啓発を図る。（平成8年度創設）

### (4) 栄養表示・誇大表示禁止にかかる指導（予算額 150千円）

食品表示を規制する食品表示法, 健康増進法等を所管する関係機関が連携し, 食品関係事業者に対する一斉点検を実施し, 食品表示の適正化を推進する。（平成15年度創設）

## 3 国民健康・栄養調査（予算額 2,398千円）

国が指定する調査地区において, 住民の身体の状態, 栄養摂取量及び生活習慣の状態を調査する。

## 1 3 歯科保健等

### 〔現況及び施策の方向〕

平成 23 年 3 月 14 日施行の「広島県歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、関連分野の施策と連携して、総合的・計画的に歯と口腔の健康づくりを推進するため、「第 2 次広島県歯と口腔の健康づくり推進計画」（以下、「計画」という。）を平成 30 年 3 月に策定した。

この計画の目的である 8020 の実現のため、市町が実施する歯科疾患の予防等各種事業を支援するとともに、広島県歯科衛生連絡協議会など関係機関とも連携しながら、普及啓発事業など地域における歯科保健活動の充実を図る。

また、高齢者や障害のある人の生活の質の向上をめざした口腔ケアの充実が重要であり、このための歯科保健体制の拡充を図る。

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患により医療機関を受診する患者数は、全国的に増加傾向にあり、乳幼児から高齢者まで国民の約 2 人に 1 人が何らかのアレルギー疾患を有していると言われている。

すべての県民が、住居地域にかかわらず適正なアレルギー疾患医療を受けられ、適正なアレルギー疾患情報の入手ができる体制及びアレルギー疾患の発症や重症化に影響する様々な生活環境を維持向上するための支援体制の構築を図る。

### 〔事業の内容〕

#### 1 歯科保健の推進（予算額 43,332 千円）

##### (1) 歯科保健対策（予算額 7,252 千円）

「生涯を通じた歯と口腔の健康づくり」を推進するため、80 歳で 20 本以上の歯を保つことを目標として厚生労働省及び日本歯科医師会が提唱している 8020（ハチマル・ニイマル）運動を推進する。（平成 5 年度創設）

このため、「8020 運動推進事業」（一部広島県歯科衛生連絡協議会委託、平成 15 年度創設）を実施し、8020 運動の積極的な展開を図るとともに、「歯と口の健康週間（6 月 4 日～10 日）」を実施するほか、はつらつ家族表彰等の普及啓発事業を行う。

さらに、歯科口腔保健に関する普及啓発を行うため、広島県口腔保健支援センター（平成 24 年 3 月 1 日設置）を運営する。

##### (2) 在宅歯科診療設備整備事業（予算額 3,907 千円）

「地域医療介護総合確保基金」を活用して、在宅歯科診療に必要な設備整備費を補助する。（平成 26 年度創設）

##### (3) 在宅歯科医療推進のための歯科医師・歯科衛生士の資質向上事業（予算額 8,950 千円）

「地域医療介護総合確保基金」を活用して、認知症高齢者を含む要介護者等への特別な配慮（スペシャルニーズ）に対応できる歯科医師・歯科衛生士の養成研修会の開催経費を補助する。（平成 30 年度創設）

(4) 歯科衛生士修学支援事業（予算額 7,511 千円）

「地域医療介護総合確保基金」を活用して、中山間地域等に就業する歯科衛生士を確保するため、それらの地域に就業を希望する歯科衛生士への奨学金貸与等の経費を補助する。（平成 30 年度創設）

(5) 心身障害者等歯科診療確保対策事業（予算額 15,712 千円）

心身障害者及び休日の歯科医療を確保するため、広島口腔保健センターで行う診療業務に対して助成する。（平成 17 年度創設）

**2 アレルギー疾患対策事業（予算額 999 千円）**

(1) アレルギー疾患医療連絡協議会の開催（予算額 334 千円）

地域の実情に応じたアレルギー疾患対策を推進するため、アレルギー疾患医療拠点病院を中心とした診療連携体制、情報提供及び人材育成等の施策の企画・立案を行う。（平成 30 年度創設）

(2) アレルギー疾患対策研修事業（予算額 665 千円）

医療従事者等の知識や技術の向上に資する人材育成研修を行う。（平成 30 年度創設）



## 1 4 生活衛生対策

### 〔現況及び施策の方向〕

#### 1 生活衛生対策

県民の日常生活に密接な関係がある生活衛生関係施設の衛生環境を確保するため、監視指導を実施するとともに、公益財団法人広島県生活衛生営業指導センターを通じて生活衛生関係営業者の経営の健全化を促進し、併せて、消費者の利益の擁護に努める。

公衆浴場は住民の保健衛生上欠くことのできない施設であるため、設備改善資金などの助成を行うことにより、経営の安定化と公衆浴場の確保に努める。

#### 2 水道整備対策

本県における水道普及率は、平成 29 年度末 94.5%で、全国平均の 98.0%に比べ 3.5 ポイント下回っている。

このため、市町が水道未普及地域解消のために行う水道施設整備については、国庫補助及び交付金制度の活用により促進を図る。

また、水の安全・安心や安定給水を確保するため、地震や渇水など災害に強い水道施設整備の促進を図るとともに、水道施設等の立入検査を実施し、適正な施設管理、水質管理等について指導を行う。

第 1 表 水道普及率の推移

(単位 %)

区 分		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
普及率	県	94.5	94.4	94.3	94.2	94.2
	全 国	98.0	97.9	97.9	97.8	97.7

#### 3 動物愛護対策

動物愛護思想の普及啓発、動物による人身等への危害防止、野犬の保護、動物取扱業の監視指導及び危険な動物（特定動物）の飼養施設の監視指導等を行い、住み良い生活環境づくりを図る。

### 〔事業の内容〕

#### 1 生活衛生対策（予算額 33,561 千円）

##### (1) 生活衛生関係施設の監視指導（予算額 5,638 千円）

理容所、美容所、興行場、旅館、届出住宅、公衆浴場、クリーニング所、特定建築物及び墓地等の監視指導を計画的に実施し、衛生水準の向上を図る。

なかでも、レジオネラ症の発生を防止するため、公衆浴場、旅館業の入浴施設について、重点的に指導することとする。(昭和 22 年度創設)

第 2 表 生活衛生関係施設監視指導状況

(単位 か所, 件)

年度	区 分	理 容 所	美 容 所	興 行 場	旅 館	公 衆 浴 場	ク リ ー ニ ン グ 所	特 建 築 物	墓 所 の 他	地 他
30	施 設 数	146	267	1	42	16	70	38	4,316	
	監視指導延件数	10	25	0	9	9	21	3	8	
29	施 設 数	145	258	1	42	17	73	36	9,277	
	監視指導延件数	3	22	0	10	9	0	1	14	
28	施 設 数	147	253	1	46	18	75	36	9,263	
	監視指導延件数	32	49	1	36	22	98	4	11	

(注) 1 大竹市、府中町、海田町、熊野町、坂町及び安芸太田町が対象。ただし、墓地その他には、大竹市を含まない。  
2 その他とは、火葬場及び納骨堂をいう。

(2) 生活衛生関係営業の育成指導（予算額 23,838 千円）

生活衛生関係営業の経営の健全化，振興等を通じて，その衛生水準の向上を図るとともに，消費者等の利益を擁護するため，（公財）広島県生活衛生営業指導センターが行う事業に対し助成する。（昭和 56 年度創設）

○ 生活衛生営業指導センター補助金

（公財）広島県生活衛生営業指導センターが生活衛生営業相談室を設置し，経営指導員，経営特別相談員による経営，融資，衛生面等の相談指導を行うとともに，講習会の開催，消費者からの苦情処理，広報紙の発行による情報提供等を行う事業に助成する。

第 3 表 生活衛生営業指導センターへの補助金交付状況

（単位 千円）

区 分	平成 31 年度（予定）	平成 30 年度	平成 29 年度
生活衛生営業指導センター補助金	23,838	23,661	22,523

〔負担割合 県 1/2，国 1/2〕

（ただし，補助額のうち 948 千円については，単県補助分である。）

(3) 公衆浴場確保対策事業（予算額 3,919 千円）

公衆浴場の確保を図るため，設備改善補助，施設整備資金利子補給費補助等の措置を講じ，経営の安定化，衛生水準の維持向上に努める。（昭和 48 年度創設）

第 4 表 一般公衆浴場利用者及び入浴料金状況

（単位 施設，人，円）

区 分	施設数	平均入浴 人 員	入 浴 料 金（円）			施行日
			大 人	中 人	小 人	
平成 30 年度	52	110.4	430	150	70	27.9.1
平成 29 年度	54	108.4	430	150	70	27.9.1
平成 28 年度	55	124.6	430	150	70	27.9.1

（注）1 広島市，呉市，福山市を含む。

2 施設数は年度末数を示す。

3 入浴人員は，1 施設 1 日当たりの平均人員（前年度実績）

第 5 表 一般公衆浴場施設整備資金利子補給費補助金交付状況

（単位 件，円）

区 分	件 数	補助金額
令和元年度（予定）	11	900,664
平成 30 年度	4	560,171
平成 29 年度	5	914,607

第 6 表 一般公衆浴場設備改善補助金交付状況

（単位 円）

区 分	件数	補助金額	摘 要
令和元年度 （予定）	13	3,018,000	給湯用ボイラー2件 ろ過機1件 温水器1件 煙突1件 配管設備2件 浴室タイル2件 空調設備3件 バーナー1件
平成 30 年度	14	4,301,057	給湯用ボイラー5件 煙突2件 配管設備1件 浴室タイル1件 空調設備3件 熱交換器2件
平成 29 年度	6	1,135,550	給湯用ボイラー1件 ろ過機1件 配管設備1件 浴室タイル1件 空調設備1件 バーナー1件

（注）広島市，呉市，福山市を含む。

〔負担割合 県 1/4，市町 1/4，設置者 1/2〕

(4) クリーニング師の試験及び免許（予算額 166 千円）

クリーニング師の免許取得に係る試験を実施するとともに，合格者に免許を与える。（昭和 26 年度創設）

第7表 クリーニング師試験結果及び年度別新規免許交付者数

(単位 人, %)

区 分	受 験 者	合 格 者	合 格 率	免許交付者
平成 30 年度	36	33	91.7	33
平成 29 年度	43	35	81.4	34
平成 28 年度	47	40	85.1	35

2 水道整備対策（予算額 1,729,833 千円）

(1) 水道事業の認可等

県内の水道事業（給水人口 5 万人以下に限る。）の創設認可，変更認可及び廃止許可を行う。（昭和 33 年度創設）

また，事業内容の軽微な変更，事業全ての譲り受けに伴う事前届出及び事業の譲り渡しに伴う事業廃止届の受理を行う。（変更認可等に係る手続きの簡素化を図るため，平成 14 年度から制度改正）

第8表 水道事業の認可等の状況

(単位 件)

区 分	上 水 道					簡 易 水 道				
	創設	変 更		廃 止		創設	変 更		廃 止	
		認可	届出	許可	届出		認可	届出	許可	届出
平成 30 年度	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
平成 29 年度	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
平成 28 年度	1	5	0	0	0	0	3	0	4	61

(2) 水道施設管理指導（予算額 4,278 千円）

ア 水道施設維持管理指導

水道施設等の適正な維持管理を行い，安全な水の安定供給を確保するため，立入検査等を計画的に実施し，衛生対策や危機管理対策の強化を図る。

(ア) 水道施設の適正管理指導

水道水の安全性と安定的な供給の確保を図るため，水道施設（専用水道を含む。）に対する立入検査を実施し，適正な施設の維持管理及び水道法の遵守について指導する。

(イ) 簡易専用水道の適正管理指導

適正な維持管理を確保するため，簡易専用水道に対する立入検査及び定期検査の受検指導を実施する。

(ウ) 飲用井戸等の衛生対策指導

飲用に供する井戸及び水道法の規制対象とならない小規模水道施設の衛生確保を図るため，市町と協力して啓発・指導を実施する。

イ 水道水質管理指導

水道水質基準の確保等を図るため，広島県水道水質管理計画（平成 16 年 2 月改定）に基づく水質の監視，県と水道事業者との化学物質情報共有体制の整備など，円滑な水質管理を指導する。

(3) 水道施設整備指導等（予算額 2,101 千円）

ア 水道整備計画調査指導等

水道普及の促進を図るため，水道整備計画等に係る市町への助言・指導を行う。

(ア) 水道整備基本構想及び広域的水道整備計画調査指導等

水道事業者等に対し，水道を整備するための基本計画，施設形態，建設財源等について技術的な助言・指導を行う。

(イ) 水道普及促進指導等

衛生的な飲用水の確保が必要な地域において、水道施設の整備を推進しようとする市町に対し、水道法上の手続きや国庫補助及び交付金制度の活用等について助言・指導を行う。

イ 水道施設整備事業指導監督

市町が実施する国庫補助及び交付金対象施設整備事業の円滑・適切な執行を図るため、指導監督を行う。

(ア) 簡易水道等施設整備事業

a 一般簡易水道等施設整備事業

市町が簡易水道等施設の新設、拡張等を行う事業（昭和 27 年度創設）

対象：1 市 1 町（2 事業）

b 離島簡易水道等施設整備事業

離島市町が簡易水道等施設の新設、拡張等を行う事業（昭和 32 年度創設）

対象：なし

第 9 表 簡易水道等施設整備事業実施状況

(単位 件, 千円)

区 分	一般簡易水道等施設整備事業		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
平成 31 年度	2	152, 500	60, 366
平成 30 年度	4	308, 690	110, 962
平成 29 年度	16	2, 070, 650	757, 811

[負担割合 国 1/4~1/2, 市町 1/2~3/4]  
(平成 31 年 4 月 1 日現在)

(イ) 水道水源開発等施設整備事業

a 水道水源開発施設整備事業（昭和 42 年度創設）

ダム等水道水源開発のための施設及び関連施設の整備事業

対象：なし

b 高度浄水施設等整備事業（平成 3 年度創設，平成 7 年度改正）

対象：なし

c 水道水源開発施設整備事業(緊急対策に限る)(平成 30 年度創設)

(a) 浸水対策事業 対象 1 市 (1 事業)

(b) 土砂対策事業 対象 県 (1 事業)

第 10 表 水道水源開発施設整備事業（緊急対策）

(単位 件, 千円)

区 分	一般簡易水道等施設整備事業		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
平成 31 年度	2	222, 216	74, 071

[負担割合 国 1/3]

(ウ) 水道施設耐震化等交付金事業（平成 28 年度創設）

a 水道事業運営基盤強化推進等事業

(a) 水道広域化施設整備事業

対象：県及び 1 市 (2 事業)

- (b) 遠隔監視システム整備事業  
対象：なし
- b 水道施設等耐震化事業
  - (a) 簡易水道再編推進事業  
対象：なし
  - (b) 生活基盤近代化事業  
対象：3市1町（5事業）
  - (c) 緊急時給水拠点確保等事業  
対象：3市（3事業）
  - (d) 水道管路耐震化等推進事業  
対象：県及び4市（6事業）
- c 官民連携等基盤強化推進事業  
対象：なし
- (4) 水道施設耐震化等交付金事業（予算額 1,723,454千円）  
水道施設の耐震化の取組や老朽化対策，水道事業の広域化の取組を支援するため，国から交付される生活基盤施設耐震化等交付金を地方公共団体等に補助する。（平成28年度から，国から市町等への直接補助から，県を通じた間接補助となった。）

第11表 水道施設耐震化等交付金事業実施状況

（単位 件，千円）

区 分	水道事業運営基盤強化推進等事業			水道施設等耐震化事業		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
令和元年度	2	3,151,394	1,050,464	14	2,102,897	672,990
平成30年度	3	3,812,289	1,270,763	10	1,606,925	514,289
平成29年度	2	285,865	95,288	8	2,836,613	766,049

〔負担割合 国1/4～1/2，市町1/2～3/4〕  
(平成31年4月1日現在)

※平成30年度水道施設耐震化等交付金事業の実施市町数等は，「(3)水道施設整備指導等」イ(ウ)に記載。

- (5) 広島県水道整備基本構想（第2次）～広島県水道ビジョン～＜平成23年3月改定＞の推進  
将来にわたり持続可能な水道を構築するため，広島県水道ビジョンにおいて年次目標を定めてその達成を図る。また，水道事業の広域連携については，平成30年1月，県として水道広域連携案を策定したところであり，平成30年度以降は広島県水道広域連携協議会（事務局：企業局）において，広域連携の具体化に向けた検討・協議を行っている。

### 3 動物愛護対策（予算額 147,190千円）

平成26年3月に改定した「広島県動物愛護管理推進計画」に基づき，人と動物との調和のとれた共生社会の実現に努める。

- (1) 動物保護管理事業（予算額 67,333千円）  
野犬の保護等  
野犬の保護業務により，犬による危害防止に努めるとともに，負傷疾病犬等の収容措置を実施する。

第12表 負傷疾病犬等収容措置の状況

(単位 頭)

区分	犬	猫	計
平成30年度	14	107	121
平成29年度	27	81	108
平成28年度	22	71	93

(注) 広島市, 呉市, 福山市を除く。

(2) 動物愛護事業 (予算額 20,219 千円)

ア 犬・猫の引取等

動物愛護センター (昭和55年度創設) において, 犬・猫の引取りを実施し, 動物の適正な取扱いの徹底を期する。また, 動物愛護思想の普及啓発を図るため, 動物愛護教室を拡充強化する。

第13表 犬・猫引取等実施状況

(単位 頭)

区分	定点	持参	センター動物保護		合計	返還	譲渡	その他※
			保護	引取				
平成30年度	犬	774	211	680	1,665	42	1,479	80
	猫	783	22	22	805	1	746	42
	計	1,557	211	702	2,470	43	2,225	122
平成29年度	犬	766	131	794	1,691	36	1,643	24
	猫	792	106	106	898	2	848	38
	計	1,558	131	900	2,589	38	2,491	62
平成28年度	犬	716	122	732	1,570	36	1,437	95
	猫	704	220	220	924	1	649	291
	計	1,420	122	952	2,494	37	2,086	386

(注) 広島市, 呉市, 福山市を除く。なお, 定時定点引取りについては, 平成27年3月31日で廃止した。

※重度の怪我や病気で治癒見込がなく安楽死した犬猫, 収容中に自然死した犬猫等の計

イ 特定動物の飼養許可指導

動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和48年法律第105号) に基づき, 特定動物の飼養を許可するとともに, 適切な飼養を指導する。(平成18年度創設)

第14表 特定動物飼養状況 (平成31年3月31日現在)

(単位 件, 頭)

区分	おながざる科	かみつきがめ科	ボア科	くさりへび科	アリゲーター科	計
許可件数	4	4	3	1	1	13
飼養頭数	5	5	3	20,000	1	20,014

(注) 広島市, 呉市, 福山市を除く。

ウ 動物取扱業の登録指導

動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和48年法律第105号) に基づき, 動物取扱業者に対し, 動物の適正な取扱いを指導する。(平成12年度創設)

第15表 第一種動物取扱業登録施設数 (平成31年3月31日現在)

(単位 件, 施設)

区分	販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養	実施施設数
平成30年度	164	219	4	33	34	1	338
平成29年度	165	216	2	31	28	1	332
平成28年度	170	217	4	30	26	1	327

(注) 広島市, 呉市, 福山市を除く。

第16表 第二種動物取扱業登録施設数（平成31年3月31日現在）

（単位 件，施設）

区分	譲渡	保管	貸出し	訓練	展示	実施施設数
平成30年度	10	1	1	0	0	11
平成29年度	9	0	1	0	0	10
平成28年度	9	0	1	0	0	10

（注）広島市，呉市，福山市を除く。

(3) 「いのちを守る！」動物愛護強化推進事業（予算額 59,638 千円うち令和2年度債務1,635 千円）

ア 動物愛護センター整備事業

犬猫の収容頭数削減対策及び返還譲渡促進対策の実施に必要な施設機能を新たに整備するために移転新築する動物愛護センターについて，業務委託により，施設整備に係るPFI手法導入詳細検討を実施する。

イ 野良犬・野良猫等対策事業

動物愛護センターに収容される犬猫の削減対策を強化する。定時定点引取を廃止して全ての引取り依頼に動物愛護センターが相談・対応できる体制を確保する（平成27年度創設）とともに，野良犬・野良猫対策に取り組む市町に対する助成（平成27年度創設）及び地域猫活動の不妊支援制度（平成28年度創設）により，地域・自治会単位で行う野良犬・野良猫対策を促進する。

また，返還促進対策のため，個人に譲渡する全ての犬猫に対しマイクロチップ装着（平成30年度開始）を行う。

第17表 野良犬・野良猫対策市町補助金交付状況（平成31年3月31日現在）

（単位 件，千円）

区分	利用市町数	補助金額	補助対象事業			
			野良対策普及啓発	野良猫対策協議会	猫忌避対策道具貸出	その他※
平成30年度	9	1,291	3	1	1	6
平成29年度	11	1,838	3	1	4	4
平成28年度	11	1,776	5	1	3	4

（注）広島市，呉市，福山市を除く。予算額4,000千円（1市町20千円）

※保護機（大型サークル）購入，犬猫譲渡会の開催，地域猫活動補助等

第18表 地域猫活動実施状況（平成31年3月31日現在）

（単位 件，頭）

区分	承認箇所数	手術頭数
平成30年度	27	199
平成29年度	11	113
平成28年度	16	100

（注）広島市，呉市，福山市を除く。

第19表 マイクロチップ装着の状況（平成31年3月31日現在）

（単位 頭）

区分	犬	猫	計
平成30年度	104	89	193

（注）広島市，呉市，福山市を除く。

## 15 食品衛生対策

### 〔現況及び施策の方向〕

#### 1 食品衛生対策

食品の製造加工技術の高度化，多様化，国際化が進む中で，食品衛生対策は，ますますその重要性を増している。

腸管出血性大腸菌 0157，ノロウイルス等による食中毒など，食品による危害を未然に防止するため，食品関係営業施設の監視指導の強化や，食品等の収去検査による不良食品の排除に努めるとともに，食中毒警報による食品関係営業者や消費者に対する注意喚起及び講習会等の開催やマスメディアを介しての食品衛生意識の普及・啓発を行う。

#### 2 乳肉水産食品衛生対策

乳・乳製品，食肉とその加工品及び水産食品による食中毒等の危害防止のため，監視指導及び収去検査の徹底を図るとともに，乳肉水産食品における抗菌性物質，PCB 等の検査を実施し，食品衛生上の安全性の確保に努める。

### 〔事業の内容〕

#### 1 食品衛生対策（予算額 169,192 千円）

##### (1) 食品衛生監視指導（予算額 14,527 千円）

##### ア 食品関係施設の監視指導

食品製造業，仕出し・弁当製造業等の主要な営業施設の監視指導を行うほか，夏期，年末等の時期に集中的な監視を実施し，食品の安全確保に努める。（昭和 22 年度創設）

第 1 表 監視指導の状況

（単位 施設，件）

区 分	食品関係施設数	監視延件数
平成 30 年度	30,243	25,105
平成 29 年度	30,408	25,390
平成 28 年度	30,647	25,650

（注）広島市，呉市，福山市を除く。

第 2 表 行政処分の状況

（単位 件）

区 分	総 数	営業の禁・停止	廃棄命令	改善命令	その他
平成 30 年度	6	6	—	—	—
平成 29 年度	3	3	—	—	—
平成 28 年度	13	13	—	—	—

（注）広島市，呉市，福山市を除く。

##### イ 食品適正表示強化事業

表示に関する各法令を所管する県，国，市町担当者による対策チームを編成し，食品不適正表示事案発生時における立入調査，広域流通食品製造施設に対する合同監視を行うとともに，食品適正表示推進者育成講習会を開催し，食品事業者の自主管理を推進する人材を育成する。（平成 21 年度創設）



ウ 食品衛生監視員の研修

広島県食品衛生監視員等業績発表会，中国地区食品衛生監視員研究発表会，全国食品衛生監視員研修会，HACCP 監視員養成講習会への参加等により食品衛生監視員の資質向上を図る。(昭和 35 年度創設)

エ 食品衛生関係団体の指導育成

食品関係業者の自主的な衛生管理を推進するため，一般社団法人広島県食品衛生協会，広島県健康食品協会の指導育成を図る。(昭和 24 年度創設)

(2) 食品添加物等対策 (予算額 115,701 千円)

ア 食品添加物等の検査

食品添加物の使用基準及び食品の成分規格検査を実施し，違反品の排除に努める。(昭和 22 年度創設)

イ 食品衛生検査施設の信頼性確保

食品衛生検査施設の業務管理基準に基づき，保健所，県立総合技術研究所保健環境センター及び食肉衛生検査所の食品等に係る検査体制及び精度の管理・運営を行う。(平成 10 年度創設)

第 3 表 食品等の収去検査結果

(単位 件)

区 分		収去検査 検 体 数	不 良 検 体 数	不 良 理 由 ( 延 数 )			
				大腸菌 (群)	異 物	添加物使用基準	その他
平成 30 年度	添加物等	3,306	6	5	—	1	—
	残留農薬	139	1	—	—	—	1
平成 29 年度	添加物等	3,288	3	3	—	—	—
	残留農薬	140	0	—	—	—	—
平成 28 年度	添加物等	3,283	11	6	—	2	3
	残留農薬	143	1	—	—	—	—

(注) 広島市，呉市，福山市を除く。

(3) 輸入食品等対策事業 (予算額 1,837 千円)

市場に流通している輸入食品の成分規格検査を実施し，違反品の排除に努める。(昭和 59 年度創設)

第 4 表 輸入食品の収去検査結果 (再掲)

(単位 件)

区 分		収去検査 検 体 数	不 良 検 体 数	不 良 理 由 ( 延 数 )			
				大腸菌 (群)	異 物	添加物使用基準	その他
平成 30 年度	添加物等	217	0	—	—	—	—
	残留農薬	45	1	—	—	—	1
平成 29 年度	添加物等	243	0	—	—	—	—
	残留農薬	48	0	—	—	—	—
平成 28 年度	添加物等	217	0	—	—	—	—
	残留農薬	45	0	—	—	—	—

(注) 広島市，呉市，福山市を除く。

(4) 製菓衛生師の試験及び免許 (予算額 599 千円)

製菓衛生師の試験を実施及び製菓衛生師免許事務を行う。(昭和 42 年度創設)

第5表 製菓衛生師試験結果及び年度別新規免許交付者数

(単位 人, %)

区 分	受 験 者	合 格 者	合 格 率	免許交付者
平成30年度	273	198	72.5	138
平成29年度	281	205	73.0	152
平成28年度	312	234	75.0	170

(5) 食中毒対策事業 (予算額 6,924 千円)

ア 食中毒警報の発令

食中毒の発生予測式により、毎年6月1日から10月末日までの間に、食中毒の発生が予測される気象条件等になった際、食中毒警報を発令し、関係営業者のほか広く県民に対して注意を喚起する。(昭和44年度創設)

第6表 食中毒警報の発令状況

(単位 日)

区 分	発令期間	計
平成30年度	6月18日～9月26日	100
平成29年度	6月21日～9月22日	93
平成28年度	7月4日～10月25日	113

イ 食中毒発生時の調査

食中毒発生時に被害の拡大防止と原因究明のため、疫学調査、微生物学的調査及び理化学的調査等を実施する。(昭和22年度創設)

第7表 食中毒の発生件数

(単位 件, 人)

区 分	発生件数	有症者数	死 亡
平 成 30 年	3	4	0
集団事例	0	0	0
散发事例	3	4	0
平 成 29 年	7	98	0
集団事例	4	93	0
散发事例	3	5	0
平 成 28 年	5	103	0
集団事例	3	158	0
散发事例	2	5	0

(注) 1 有症者数が6人以上の事案を集団事例として計上。  
2 広島市, 呉市, 福山市を除く。

(6) 食品の安全確保対策の推進事業 (予算額 4,346 千円)

「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」に基づき、生産から消費に至る総合的な食品の安全確保に努める。(平成14年度創設)

(7) カネミ油症・森永ひ素ミルク患者対策 (予算額 25,258 千円)

ア カネミ油症患者対策

認定患者及び潜在患者を対象に検診を実施し、油症治療法解明の研究と治療の促進を図るとともに、健康実態調査を実施し、カネミ油症患者への支援を行う。(昭和44年度創設)

油症相談支援員を設置し、認定患者等に対する相談体制の充実を図る。(平成28年度創設)

イ 森永ひ素ミルク患者対策

公益財団法人ひかり協会が実施している患者救済事業等に対し、指導助言等を行うとともに、飲

用申立者の認定促進に努める。(昭和 49 年度創設)

## 2 乳肉水産食品衛生対策 (予算額 32,103 千円)

### (1) 乳肉水産食品衛生対策

#### ア 監視, 収去検査の強化

乳肉水産食品関係施設の監視指導及び収去検査を実施し, 違反食品の排除に努める。(昭和 22 年度創設)

#### イ 食肉の抗生物質残留調査

食肉の抗生物質残留検査により実態を把握し, 食肉の安全確保に努める。

第 8 表 食肉の抗生物質残留調査

(単位 検体)

区 分	抗 生 物 質	
	検 体 数	結 果
平成 30 年度	7	不検出
平成 29 年度	8	不検出
平成 28 年度	7	不検出

(注) 広島市, 福山市を除く。

#### ウ 鶏肉及び鶏卵の PCB 残留検査

鶏肉及び鶏卵の PCB 検査を実施し, その実態を把握するとともに, これらの安全性の確保に努める。(昭和 47 年度創設)

第 9 表 鶏肉及び鶏卵の PCB 検査結果

(単位 検体)

区 分	鶏 肉	鶏 卵	検 査 結 果
平成 30 年度	2	1	いずれも不検出
平成 29 年度	2	1	いずれも不検出
平成 28 年度	2	1	いずれも不検出

(注) 1 暫定的規制は鶏肉 0.5ppm, 鶏卵 0.2ppm

2 広島市, 呉市, 福山市を除く。

#### エ 乳及び乳製品の検査

「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」に基づき, 乳等関係施設を対象に収去検査を実施し, 違反食品の排除に努める。(昭和 26 年度創設)

第 10 表 乳及び乳製品等の検査結果 (学校給食を含む)

(単位 件)

区 分	件 数	違 反 件 数	営 業 禁 ・ 停 止 件 数
平成 30 年度	175	2	2
平成 29 年度	206	4	1
平成 28 年度	203	1	1

(注) 広島市, 呉市, 福山市を除く。

#### オ 魚介類の検査

県内主要魚介類卸売市場に入荷する魚介類について, 水銀, PCB の検査を行い, その実態を継続調査するとともに, 県内に流通する魚類について, 抗生物質, 合成抗菌剤の薬剤残留検査を実施する。(昭和 54 年度創設)

第11表 魚介類の検査結果

(単位 検体)

区 分	総水銀			P C B			抗 生 物 質			合 成 抗 菌 剤		
	検体数	≤0.4	0.4<	検体数	≤0.5	0.5<	検体数	+	-	検体数	+	-
平成30年度	5	5	0	5	5	0	2	0	2	2	0	2
平成29年度	6	6	0	6	6	0	3	0	3	3	0	3
平成28年度	6	6	0	6	6	0	3	0	3	3	0	3

(注) 1 暫定的規制値 総水銀0.4ppm, PCB遠洋沖合魚介類0.5ppm, 内海内湾魚介類3ppm  
2 広島市, 呉市, 福山市を除く。

(2) かきの衛生対策

本県特産のかきは全国生産量の約6割を占めていることから、食品衛生上の安全確保のため、養殖海域の安全と、かきの清浄化対策を強力に推進し、かきの衛生及び品質の向上に努める。(昭和33年度創設)

ア 監視指導

かきによる危害防止のため、かき作業場の監視指導の徹底を図る。

また、かき作業場及び販売店において取去検査を行い、違反品の排除に努める。

第12表 監視指導状況

(単位 件)

区 分	対象施設数	監視延件数	規 格 基 準 違 反 件 数		
			成 分 規 格	加 工 基 準	保 存 基 準
平成30年度	236	1,451	3	—	—
平成29年度	240	1,207	0	—	—
平成28年度	242	1,117	8	—	—

(注) 広島市, 呉市, 福山市を除く。

第13表 かきの取去検査結果

(単位 検体)

区 分	検体数	E. coli 最確数 (/100g)		細菌数 (/g)		腸炎ビブリオ最確数 (/g)		
		≤230	230<	≤50,000	50,000<	≤100	100<	
平成30年度	生食用	93	90	3	93	0	24	0
	加熱調理用	321	300	21	312	7	103	14
平成29年度	生食用	118	118	0	118	0	29	0
	加熱調理用	278	268	10	276	1	91	0
平成28年度	生食用	124	119	5	114	4	37	0
	加熱調理用	272	237	34	269	3	90	1

(注) 1 広島市, 呉市, 福山市を除く。  
2 生食用かき成分規格 E. coli 最確数 230/100g 以下 細菌数 50,000/g 以下 腸炎ビブリオ最確数 100/g 以下

イ かきの養殖海域調査

養殖海域の衛生状態を把握するため、海水等の細菌検査、食中毒起因菌検査を行い、かきの衛生及び品質の向上に資する。

また、かき採取作業を巡視し、適正出荷の指導を行う。

第 14 表 かきの養殖海域調査結果

(単位 日, 検体)

区 分	調査及び 巡視日数	海水の大腸菌群最確数			かきの重金属 (7 項目)	
		検体数	≤70	70<	検体数	検査結果
平成 30 年度	24	409	348	61	11	いずれも通常値
平成 29 年度	23	417	361	56	12	いずれも通常値
平成 28 年度	23	394	360	34	11	いずれも通常値

(3) 貝類の貝毒検査

広島県海域における貝毒による貝類の毒化状況の検査を行い、毒化した貝類の流通を防止するとともに衛生上の危害防止を図る。(平成 2 年度創設)

第 15 表 貝類の貝毒検査結果

(単位 検体, MU/g)

区 分	3 月		4 月		5 月		6 月		10 月		11 月		
	検体	結果	検体	結果	検体	結果	検体	結果	検体	結果	検体	結果	
麻痺性貝毒	カキ	25	ND	36	ND ~ 1.83	12	ND	-	-	11	ND	12	ND
	アサリ	5	ND	12	ND ~ 1.82	4	ND	4	ND ~ 2.03	2	ND	1	ND
	ムラサキイガイ	2	ND	3	ND	1	ND	-	-	1	ND	-	-

- (注) 1 広島市を除く。  
 2 ND は、不検出を示す。- は、欠測を示す。  
 3 下痢性貝毒は全て不検出 (計 15 検体)

(4) 食肉衛生対策

ア と畜衛生対策

管内と畜場の廃止に伴い、平成 30 年度からと畜検査を廃止したため「と畜場内と畜検査」「食肉衛生検査所と畜試験室内検査」「牛海綿状脳症スクリーニング検査」の平成 30 年度の実績はなし。

第 16 表 と畜場内と畜検査頭数

(単位 頭)

区 分	牛	とく	馬	豚	めん羊・山羊	計
平成 30 年度	実績なし					
平成 29 年度	562	-	-	-	-	562
平成 28 年度	630	-	-	-	-	630

- (注) 1 とく 生後 1 年未満の牛。  
 2 広島市、福山市を除く。

第 17 表 食肉衛生検査所と畜試験室内検査結果

(単位 頭)

区 分	試験室内検査 実 頭 数	試 験 室 内 検 査 延 件 数			検査結果に基 づく処分頭数
		細菌学的検査	病理血液学的検査	その他の検査	
平成 30 年度	細菌性疾患	実績なし			
	原虫性疾患				
	その他の疾患				
	計				
平成 29 年度	細菌性疾患	—	—	—	—
	原虫性疾患	—	—	—	—
	その他の疾患	54	15	43	—
	計	54	15	43	—
平成 28 年度	細菌性疾患	—	—	—	—
	原虫性疾患	—	—	—	—
	その他の疾患	163	101	64	—
	計	163	101	64	—

(注) 広島市, 福山市を除く。

第 18 表 牛海綿状脳症スクリーニング検査結果

(単位 頭)

区 分	検査頭数	検 査 結 果	
		陰 性	陽 性
平成 30 年度	実績なし		
平成 29 年度	0		
平成 28 年度	18	18	0

(注) 広島市, 福山市を除く。

平成 29 年度から, 健康牛の海綿状脳症スクリーニング検査廃止。

イ 食鳥衛生対策

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づいて, 食鳥肉による危害防止のため食鳥検査体制の充実を図り, より厳正で最新の科学技術に立脚した食鳥検査を実施するとともに, 食鳥処理場の整備を推進し, 監視, 指導及び収去検査の徹底を図り, 食鳥肉の衛生及び安全確保に努める。(平成 3 年度創設)

第 19 表 食鳥検査羽数及び処分羽数

(単位 羽)

区 分	検 査 羽 数		プロイラー	成 鶏
	平成 30 年度	検 査 羽 数		3,496,155
処 分 実 羽 数		禁 止	0	0
		全 部 廃 棄	44,182	0
		一 部 廃 棄	108,225	0
平成 29 年度	検 査 羽 数		3,567,897	0
	処 分 実 羽 数	禁 止	0	0
		全 部 廃 棄	31,771	0
		一 部 廃 棄	95,192	0
平成 28 年度	検 査 羽 数		3,592,110	0
	処 分 実 羽 数	禁 止	0	0
		全 部 廃 棄	28,004	0
		一 部 廃 棄	90,020	0

(注) あひる及び七面鳥の検査はなかった。

## 16 薬事衛生対策

### 〔現況及び施策の状況〕

#### 1 医薬品、医療機器等の安全性確保対策

医薬品、医療機器等は、医療に不可欠なものである反面、副作用もあるため、その品質、有効性及び安全性の確保が非常に重要である。

県民が安全な医薬品、医療機器等を安心して使用できるように、関係施設等に対する監視指導の徹底を図るとともに、医薬品の適正使用の推進、緊急医薬品の確保及び在宅医療の推進などに努める。

#### 2 医薬品関連産業の活性化対策

医薬品関連産業は、知識集約型、高付加価値型の産業として今後の成長が大いに期待されているところであり、その健全な育成を図ることは、本県の産業振興はもとより、県民医療の面からも極めて重要である。このため、薬事指導体制の充実、講習会の開催などの活性化対策に取り組むとともに、薬事経済調査による医薬品関連産業の実態把握に努める。また、医療関連産業クラスター形成事業の一環として、治験等を県内で活性化させることを目的とし、「広島県治験等活性化事業」を実施する。

#### 3 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ発生時に備え、平成18年度から抗インフルエンザウイルス薬を備蓄している。抗インフルエンザ薬の備蓄については、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」において、全患者（被害想定において全人口の25%が罹患すると想定）の治療その他の医療対応に必要な量が目標とされ、これに基づき国と各都道府県の備蓄目標が設定されている。本県においても、国から示された都道府県別の備蓄薬及び備蓄量を目標として備蓄を進める。

#### 4 薬物乱用防止対策

覚醒剤等の薬物の乱用は、暴力団関係者のみならず、一般県民にまで広がっており、特に大麻の乱用が若者を中心に増加が懸念されるなど、深刻な社会問題となっているため、関係機関と連携して啓発活動や薬物依存者等の相談業務などに取り組む。

#### 5 血液事業対策

輸血用血液製剤は国内自給で賄えるようになったが、血漿分画製剤は一部の製剤を除き未だに輸入に頼っている。また、少子化の進展による献血可能人口の減少を考えると、将来の献血を支える若年層への対策が、これまで以上に重要となっている。このため、若年層への献血思想の普及啓発や献血組織の育成強化など、献血者の確保対策に積極的に取り組むとともに、貴重な血液を大切に使うための適正使用の推進に努める。

#### 6 温泉事業対策

現在、広島県内には360の源泉（平成31年3月31日現在）がある。近年、健康志向の高まりから温泉に対する需要が増大しており、温泉資源の保護と適正利用の推進に努める。

## 7 シックハウス対策

住宅の高気密化や化学物質を放散する建材・内装材の使用などにより、新築・改装後の住宅やビルにおいて、化学物質による室内空気汚染が原因とみられる様々な体調不良が居住者に生じている状態（シックハウス症候群）が報告されている。

症状が多様で、症状発生の仕組みをはじめ、未解明な部分も多く、また様々な複合要因が考えられることから、情報収集に努め、関係機関と連携して県民からの相談に応じるとともに、広報啓発を推進する。

### 〔事業の内容〕

#### 1 医薬品、医療機器等の安全性確保対策（予算額 28,600千円）

##### (1) 薬事等監視指導事業（予算額 2,383千円）

###### ア 医薬品、医療機器等の監視指導

薬局、医薬品販売業、医療機器販売業、再生医療等製品販売業及び医薬品等を業務上取り扱う施設の立入検査、収去検査を実施し、医薬品等の適正な管理、取扱い等を指導する。また、医薬品等製造販売業及び製造業の施設の立入検査、収去検査を実施し、医薬品等の有効性・安全性の確保に努める。

（昭和35年度創設）

第1表 薬事監視指導状況

（単位 施設、件）

区 分	対象施設数	監視延件数
平成30年度	17,263	3,448
平成29年度	19,664	4,570
平成28年度	19,601	4,960

###### イ 無承認無許可医薬品等の監視指導

いわゆる健康食品について、容器包装やチラシ、パンフレット等の監視指導を行うとともに、試買検査を実施し、国及び他都道府県と連携して無承認無許可医薬品に該当するものを排除する。（昭和52年度創設）

また、平成19年から規制対象となった指定薬物についても、販売店等に対して監視指導を行っており、平成24年度には指定薬物が検出されたことから販売中止等の指示を行った。

今後も関係機関と連携して排除に努める。

第2表 無承認無許可医薬品の監視指導状況

（単位 件）

区 分	店 頭 等 調 査		
	監視件数	不適正数	違反件数
平成30年度	2,323	29	2
平成29年度	3,591	10	0
平成28年度	2,734	3	0

###### ウ 毒物劇物の監視指導

毒物劇物の製造業、輸入業、販売業及び業務上取扱施設等の立入検査、収去検査を実施し、毒物劇物による危害の防止等安全確保に努める。（昭和25年度創設）

第3表 毒物劇物監視指導状況

（単位 施設、件）

区 分	対象施設数	監視延件数
平成30年度	2,003	872
平成29年度	2,016	966
平成28年度	2,065	1,132



エ 農薬の危害防止

6月1日から8月31日までを農薬危害防止運動月間とし、農林水産局と連携して広報活動、講習会、立入検査及び現地講習を実施し、農薬に対する正しい知識を普及して、農薬による危害を防止する。  
(昭和44年度創設)

第4表 農薬による事故発生状況

区分	自殺	事故	自殺未遂	その他	計
平成30年度	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0

(単位 件)

オ 家庭用品の監視指導

規制対象家庭用品の試買検査を実施し、不良製品の排除に努める。(昭和45年度創設)

(2) 薬事等許可登録事務事業 (予算額 14,668千円)

薬務課及び各保健所・支所において医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法等に基づく許可及び登録等を行う。(昭和35年度創設)

一般用医薬品の販売制度の改正に伴う登録販売者試験を行うとともに、その合格者の登録を行う。(平成20年度創設)

(3) 医薬品の適正使用推進事業 (予算額 432千円)

ア 薬事関係の啓発

県民に対し、薬の正しい知識の普及を図るため、(公社)広島県薬剤師会が「くすりと健康の週間」の行事の一環として行う「くすりと健康の相談窓口事業」に対し助成する。また、同会が地域の保健衛生の向上を図るための制度として設けている、薬事衛生指導員の資質向上と育成に努める研修会活動に助成する。(昭和48年度創設)

イ 医薬品の適正使用の推進

医薬品の適正使用を普及、推進するため、「かかりつけ薬局」の機能を活用し、県民が安心して医薬品等を使用できる体制を構築する。(平成6年度創設)

また、地域住民全体に医薬品の適正使用の思想を啓発するとともに、地域の実情に即した形で「お薬手帳」を利用した医薬品の適正使用を推進する。(平成8年度創設)

さらに、広島県地域保健対策協議会において、ポリファーマシー改善に向けた取組について検討する。(平成14年度創設)

ウ 適正な医薬分業の推進

近年の医薬分業の進展など薬局を取り巻く環境の変化をふまえ、薬局の地域住民に信頼される「かかりつけ薬局」としての機能を充実するため、平成29年度に改訂した「広島県薬局業務運営ガイドライン」に基づいた指導を行い、良質な医療の提供に寄与する。(平成6年度創設)

(4) 地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業 (予算額 3,006千円)

平成27年度に策定・公表された「患者のための薬局ビジョン」を推進するため、また、平成30年12月25日付け厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」を踏まえた上で、地域の薬剤師・薬局の活用推進を図る。(平成28年度創設)

- (5) 薬剤師の多職種連携に係るスキルアップ事業（予算額 4,868千円）  
 地域包括ケアシステムの深化を図るため、地域医療介護総合確保基金（新基金）を活用し、在宅医療を担う薬剤師の更なる資質向上を図る。（平成30年度創設）
- (6) 薬局機能情報提供事業  
 薬局から報告を受けた薬局機能情報を県ホームページで公表し、県民・患者による薬局の適切な選択を支援する。（平成19年度創設）
- (7) 予防医材需給調整事業（予算額 2,112千円）  
 医療機関に対して感染症の予防に必要なワクチン及び緊急時用の治療血清等の円滑な供給を行う。また、そのための需給量調査を行う。（昭和53年度創設）
- (8) 毒物中毒治療薬備蓄事業（予算額 1,131千円）  
 毒物中毒患者発生時に、速やかに治療薬を医療機関に供給する。（平成10年度創設）

## 2 医薬品関連産業の活性化対策（予算額 9,211千円）

- (1) 医薬品関連産業活性化対策推進事業（予算額 3,867千円）  
 医薬品関連産業の育成振興のため、各種事業を行う。

第5表 医薬品等製造販売（製造）業者施設数（平成30年度末）

（単位 施設）

実 態 \ 業 種	製造販売業	製造業	計
医 薬 品	10	26	36
医 薬 部 外 品	12	17	29
化 粧 品	31	35	66
医療機器（医療機器修理業）	34 (212)	53	87 (212)
体外診断用医薬品	1	1	2
計	88 (212)	132	220 (212)

### ア 薬事指導機能の強化

県内医薬品等製造販売（製造）業者を対象として、保健環境センターの協力を得てバリデーション適合性等の实地指導を実施するとともに、全国薬事指導協議会へ参画する。（昭和39年度創設）

第6表 实地指導実施状況

実施回数	調査品目数	対象施設
2回	2品目	2施設

（注）实地指導：医薬品の製造管理及び品質管理等の方法が適正である旨の検証の正確性に関する指導

### イ 講演会、講習会の開催

医薬品等製造販売（製造）業者を対象に、最新かつ適正な薬事情報を提供するため、講習会を開催する。（昭和61年度創設）

第7表 講習会の開催状況

開催回数	対象者	参加者数
1回	医薬品等製造販売・製造業者	延べ207名

(2) 薬事経済調査事業（予算額 374千円）

医薬品等の適正な生産と健全で円滑な流通を確保するため、厚生労働省の委託を受け、各種調査を実施する。（昭和55年度創設）

ア 医薬品価格信頼性調査（他計調査）

薬価本調査及び経時変動調査の信頼性を確保するため、医薬品を販売している卸売販売業者に対して、実勢価格及び取引数等を調査した。

第8表 医薬品価格信頼性調査の状況

(単位 件)

区 分	調 査 対 象	調 査 品 目 数
平成 30 年度	2	400

イ 医薬品価格調査客体精密化調査

医療用医薬品価格調査の調査客体を的確に把握するため、事業所名称、所在地、電話番号等を調査した。

第9表 医薬品価格調査客体精密化調査の状況

(単位 件)

区 分	調 査 客 体
平成 30 年度	180
平成 29 年度	191

ウ 材料価格・再生医療等製品経時変動調査（他計調査）

市場の実勢価格を的確に材料価格基準に反映させるために、特定保険材料・再生医療等製品の販売業者を対象とし、市場価格の変動を調査した。

第10表 材料価格・再生医療等製品経時変動調査の状況

(単位 件)

区 分	調 査 対 象	調 査 品 目 数
平成 30 年度	2	5

エ 材料価格・再生医療等製品調査客体精密化調査

材料価格本調査の調査客体を的確に把握するため、事業所名称、所在地、電話番号等を調査した。

第11表 材料価格・再生医療等製品調査客体精密化調査の状況

(単位 件)

区 分	調 査 客 体	
	医科向販売業者	歯科向販売業者
平成 30 年度	403	21
平成 29 年度	423	22

オ 薬事工業生産動態統計調査

医薬品等の生産（輸入販売）の実態を明らかにするため、医薬品等製造業者等に対して実施する。

平成31年1月より、調査方法が変更され、厚生労働省の委託が終了した。調査方法の変更に伴い、講習会を開催した（参加者数94名）。

第12表 薬事工業生産の状況

(単位 件, 千円)

区 分	医 薬 品		衛 生 材 料		医 療 機 器		医 薬 部 外 品	
	件数	生産額	件数	生産額	件数	生産額	件数	生産額
平成30年度(4月~12月)	142	17,766,509	0	0	142	5,695,410	24	6,798,328
平成29年度	187	22,795,208	0	0	189	7,778,984	44	12,085,502

(3) 広島県治験等活性化事業 (予算額 4,970千円)

広島市内4基幹病院(広島大学病院, 広島赤十字・原爆病院, 広島市立広島市民病院, 県立広島病院)での症例集積性の向上, 手続きの効率化, 人材育成・臨床研究支援等を通じて, 医薬品・医療機器等の開発を実施しやすい環境を整備し, 地域医療の質の向上及び県内の医療関連産業活性化を目指す。(平成25年度創設)

3 新型インフルエンザ対策 (予算額 101,752千円)

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 (予算額 101,752千円)

新型インフルエンザ発生時に備え, 国の備蓄方針に基づき, 本県においても当該薬を行政備蓄している。

平成30年6月に示された国の備蓄方針(タミフル10.55万人分, タミフルドライシロップ5.08万人分, リレンザ3.91万人分, ラピアクタ1.96万人分, イナビル17.59万人分)に基づき, 既存の備蓄薬の使用期限切れになる時期を勘案しながら順次切換えを進める。

第13表 抗インフルエンザウイルス薬備蓄状況 (年度末数量)

(単位 万人分)

区分	平成18年度	平成19~20年度	平成21年度	平成22年度	平成23~25年度	平成26~27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
タミフル	11.9	23.8	23.8	38.9	53.9	53.9	42.0	30.1	30.1
リレンザ	0	0	2.0	3.0	3.0	12.0	12.0	12.0	12.0
タミフルドライシロップ	-	-	-	-	-	-	1.23	1.23	2.98
ラピアクタ	-	-	-	-	-	-	2.13	2.13	2.13
イナビル	-	-	-	-	-	-	0	0	3.50
計	11.9	23.8	25.8	41.9	56.9	65.9	57.36	45.46	50.71

4 薬物乱用防止対策 (予算額 8,689千円)

(1) 麻薬覚せい剤等監視指導事業 (予算額 3,790千円)

ア 麻薬取扱者への監視指導

家庭麻薬製造業者, 麻薬卸売業者, 麻薬小売業者, 麻薬診療施設等に対する監視指導を行い, 医療用麻薬の適正な保管・管理等の徹底を図る。(昭和28年度創設)

第14表 麻薬取扱者監視指導状況

(単位 施設, 件)

区 分	対象施設数	監視指導延件数
平成30年	3,056	1,130
平成29年	3,065	1,038
平成28年	3,060	922

イ 向精神薬取扱者への監視指導

向精神薬卸売業者, 向精神薬試験研究施設, 医療機関, 薬局等に対する監視指導を行い, 向精神薬の保管・管理等の徹底を図る。(平成2年度創設)

第15表 向精神薬取扱者監視指導状況

(単位 施設, 件)

区 分	対 象 施 設 数	監視指導延件数
平成 30 年	6,774	1,281
平成 29 年	6,792	1,186
平成 28 年	6,755	978

ウ 覚せい剤等取扱者への監視指導

覚せい剤等取扱者への監視指導を行い、覚せい剤等の適正な保管・管理等の徹底を図る。(昭和 26 年度創設)

第16表 覚せい剤等取扱者監視指導状況

(単位 施設, 件)

区 分	対 象 施 設 数	監視指導延件数
平成 30 年	6,320	907
平成 29 年	6,343	898
平成 28 年	6,329	907

エ 薬物中毒者等に対する指導

麻薬中毒者の早期発見と精神保健指定医による診療及び措置入院等、中毒者の医療保護に努める。  
また、広島刑務所における薬物事犯による受刑者に対して、薬物精神衛生講座を実施し、再犯防止に努める。(昭和38年度創設)

オ 不正大麻・けし及び自生けし撲滅運動の実施

大麻及び麻薬成分を含むけしは一般に栽培が禁止されており、不正栽培防止の徹底を図る。特に、鑑賞を目的としたけしの不正栽培を撲滅するため、開花期に合わせて栽培防止に努めるとともに、自生けしの撲滅にも努める。(昭和35年度創設)

自生けし撲滅運動	平成31年4月1日から6月30日まで
不正大麻・けし撲滅運動	令和元年5月1日から6月30日まで

第17表 けし・大麻除去状況

(単位 本)

区 分	不正けし	不正大麻	自生けし	自生大麻
平成 30 年度	0	0	20,657	0
平成 29 年度	0	0	22,745	0
平成 28 年度	0	0	24,450	0

カ 薬物乱用対策推進本部の設置・運営

薬物乱用対策を効果的、効率的に推進するため、県内の関係機関・団体（19機関・2団体）で構成する広島県薬物乱用対策推進本部を設置し、総合的、一体的な広報啓発活動、取締活動等を行う。(昭和28年度創設)

(2) 覚せい剤等薬物乱用防止対策事業（予算額 4,899千円）

ア 薬物乱用防止広報強化等の月間の実施

次の期間を啓発月間等と定め、この期間に各種啓発事業を実施し、薬物乱用による弊害の恐ろしさを広く訴える。(昭和28年度創設)

第18表 啓発月間等の期間

区 分	期 間
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	令和元年6月20日から7月19日まで
麻薬・覚せい剤乱用防止運動	令和元年10月1日から11月30日まで

- ・啓発用ポスターの掲示  
薬物乱用防止を訴えるポスターを掲示し、啓発に努める。
- ・懸垂幕の掲示  
県庁及び関係機関の庁舎に懸垂幕を掲示し、薬物乱用防止を訴える。
- ・ラジオ等の広報媒体を利用した啓発活動  
ラジオ等を利用して、薬物乱用の弊害を広く訴える。
- ・キャンペーン  
県内9箇所で626ヤング街頭キャンペーンを行うとともに、ポスターを掲示する。
- ・注射器取扱者、シンナー販売業者に対する指導  
注射器取扱者及びシンナー販売業者に対して、注射器等の適正な保管管理を指導する。

イ 保護者対象薬物乱用防止教室の開催

中学生の保護者を対象とした薬物乱用防止教室を開催し、家庭における薬物乱用防止機能の強化を図る。(平成14年度創設)

ウ 啓発用資料の作成・配布及び啓発用視聴覚教材の整備・貸出

県内の中学生、高校生等から募集した図案を採用してポスター、チラシを作成し、配布するとともに、ビデオ等を整備し、県民に貸出しを行う等広く啓発に努める。(昭和62年度創設)

エ 薬物専門講師の養成

地域、学校、家庭における薬物乱用防止教育啓発事業の質的向上を図るため、薬物乱用防止指導員、学校薬剤師等から薬物専門講師を養成する。(平成11年度創設)

オ 薬物乱用防止指導員の配置

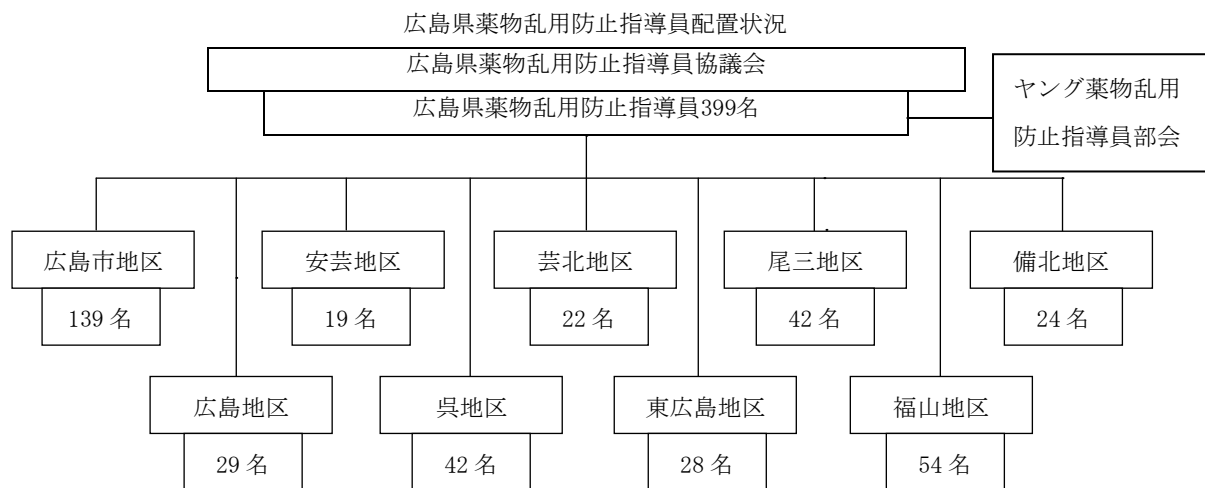
地域で保健衛生や健全な社会環境づくりを推進するため、薬物乱用防止に熱意と理解のある県民に広島県薬物乱用防止指導員を委嘱し、地域に根差した啓発活動の展開を図る。

また、平成元年度に県内5地区に協議会を設置し、その後4地区を加え、地域の実情に応じた啓発活動を展開してきた。

なお、平成11年度から指導員の活動に相談指導を加え、薬物乱用者及びその家族に対する相談指導の充実強化を図っている。(昭和62年度創設)

カ ヤング薬物乱用防止指導員の委嘱

大学からの推薦に基づき、要件を満たす学生をヤング指導員として委嘱し、ライオンズクラブ及び広島県薬物乱用防止指導員と連携し、薬物乱用防止教室の開催をはじめとした種々の薬物乱用防止啓発活動を行う。(平成29年度創設)



キ 薬物依存者等再乱用防止

(ア) 県立総合精神保健福祉センター等における薬物相談

県立総合精神保健福祉センター等において、薬物依存者及びその家族に対する相談指導等を実施する。(平成11年度創設)

・薬物相談事業推進連絡会議の設置

相談窓口を有する関係機関による、相談・指導業務のネットワーク化を図る。(平成11年度創設)

・家族教室の開催

薬物依存者の家族に対して、薬物依存・中毒に対する正しい知識を普及するとともに、依存者の回復を支援するための基本的・具体的な対応方法について指導する。(平成12年度創設)

・個別相談窓口の設置

薬物依存者及びその家族に対し、精神科医等の専門家による継続的な個別指導を行う。(平成11年度創設)

・再乱用防止対策

薬物乱用経験者に対し、再乱用防止プログラムを実施する。(平成21年度創設)

(イ) 保健所等における薬物相談

県保健所・支所に覚せい剤等相談窓口を設置し、地域住民からの薬物乱用に関する相談に応じ、正しい知識の普及に努める。(昭和63年度創設)

なお、広島市、呉市、福山市保健所にも同様に相談窓口が設置されている。

(ウ) 薬物依存症専門医療機関等の選定

薬物依存症に関する治療を行う専門医療機関及び治療機関となる医療機関を選定し、依存症患者が地域で適切な医療を受けられるようにする。(平成29年度創設)

5 血液事業対策 (予算額 4,588千円)

(1) 献血思想普及啓発事業 (予算額 4,326千円)

各種事業を展開し、医療に必要な血液の確保に努める。(昭和40年度創設)

第19表 保健所（支所）及び政令市等献血参加実績

(単位 人)

区分	年度別実績			
	保健所・保健所支所	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
移動 献血	西部	2,716	2,400	2,966
	西部広島支所	5,685	5,723	5,227
	西部呉支所	813	1,082	1,018
	西部	4,863	4,739	4,902
	東部	2,956	3,250	3,873
	東部福山支所	588	532	584
	北部	1,281	1,213	1,354
	広島市	24,838	23,551	25,091
	呉市	4,991	5,660	6,101
	福山市	4,051	4,006	4,281
	計	52,782	52,156	55,397
献血 ルーム	本通出張所（献血ルーム「もみじ」）	30,595	30,512	32,113
	紙屋町出張所（献血ルーム「ピース」）	30,639	30,351	31,979
	福山市出張所（献血ルーム「ばら」）	7,990	8,019	8,881
	計	69,224	68,882	72,973
	合計	122,006	121,038	128,370

ア 広島県献血推進功労者等表彰伝達式の開催

毎年7月の「愛の血液助け合い運動」と1月及び2月の「はたちの献血」キャンペーンに呼応して、市町等の協力を得て、ポスター、チラシ等の作成・配布や広報誌、ホームページ等各種メディアによる献血推進の広報活動を進める。

また、その一環として、県、日本赤十字社広島県支部及び広島県赤十字血液センターが共催し、献血功労者及び献血推進ポスター入賞者の表彰を行うなど献血意識の高揚に努める。（昭和47年度創設）

イ 広島県献血推進審議会の開催

昭和39年8月の閣議決定に基づき、昭和40年2月に献血推進協議会が設置された。平成26年4月1日からは県の附属機関設置条例に基づいた献血推進審議会として、翌年度の広島県献血推進計画の策定等を協議する。

ウ 献血推進担当者会議の開催

市町等の献血推進担当者を対象に会議を開催し、移動献血計画の策定及び関係団体との意見交換を積極的に行い、地域における献血推進運動の活性化を図る。（昭和61年度創設）

エ 若年層への普及啓発

若年層への普及啓発の一環として、献血への理解を促す啓発資材を作成し、教育委員会等と連携して県内の高校3年生に配付する。

また、献血の正しい知識の普及啓発を図るため、血液センター開催の「献血セミナー」への協力について依頼するとともに、献血への関心を高めるため県内の中学校・高等学校及び特別支援学校（中学部・高等部）の生徒を対象に、献血推進ポスターの図案を募集する。（平成12年度創設）

オ 複数回献血の推進

献血者に対して次回の献血を促す啓発資材の作成及び配布等を通じて、採血業者による複数回献血への呼びかけ等に協力する。

カ 献血推進組織の活動支援

各市町献血推進協議会と協力して、県内各地で開催されている行事と連動した献血のイベントを啓発資材の提供等を通じて支援するとともに、参加団体の拡大に向けた取組に協力する。



(2) 血液製剤使用適正化事業（予算額 262千円）

昭和61年度から行っているこの事業を発展させ、平成23年度から医療関係者、医療関係団体及び学識経験者からなる県合同輸血療法委員会を設置し、医療機関における輸血療法委員会相互の情報交換を図り県内輸血医療の標準化に取り組む。（昭和61年度創設）

6 温泉事業対策（予算額 268千円）

温泉指導事業（予算額 268千円）

(1) 温泉掘削等許可・監視指導

温泉の保護及びその利用の適正を図るため、掘削等の許可を行うとともに、監視指導を行う。（昭和23年度創設）

第20表 温泉掘削等許可・監視指導状況

(単位 施設, 件)

区 分		平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28年度	
源 泉	総 数	360	363	360	
	許 可 数	掘 削	3	6	6
		増 削	—	—	—
		動力装置	1	8	1
立入検査回数		5	12	10	
利 用 施 設	総 数	168	161	181	
	利 用 許 可 数	24	31	13	
	立入検査回数	186	215	214	

(2) 温泉分析機関の登録

温泉の分析機関の登録を行うとともに監視指導を行う。

平成30年度末現在の登録分析機関数は、2件である。（平成14年度創設）

7 シックハウス対策

(1) 保健所等におけるシックハウスに関する相談

県保健所・支所及び薬務課を窓口として、県民からのシックハウスに関する相談に応じ、健康被害の予防及び軽減を図る。（平成12年度創設）

(2) 広報啓発の推進

室内空気汚染による健康被害の予防及び軽減を図るため、県のホームページを活用し、広報啓発を推進する。（平成14年度創設）

第21表 相談受理件数

(単位 件)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
相 談	5	3	10

## 17 肝炎対策

### 〔現況及び施策の方向〕

肝炎ウイルス持続感染者（以下「キャリア」という。）はB型、C型合わせて国内に300万人から370万人程度存在すると推定され、長期間の経過の後に肝硬変や肝細胞がんに移行することが指摘されている。

しかし、自覚症状に乏しいことから、肝機能に異常が出てから医療機関を受診すると既に肝硬変・肝がんに移行しているケースが少なくなく、県民への正しい知識の普及啓発、検診受診率の向上、検査で要診療と診断された者への保健指導、専門医療機関の整備が必要となっている。

このため、広島県では肝疾患の専門医等で構成する肝炎対策協議会を設置し、広島県の現状と課題を整理し、肝炎対策の諸施策を推進する。

### 〔事業の内容〕

#### 1 肝炎対策事業（予算額 14,149千円）

肝炎対策協議会の設置、肝疾患診療支援ネットワーク体制の充実、肝疾患診療連携拠点病院の運営及び県民への普及啓発等、総合的な肝炎対策を推進する。（平成19年度創設）

区 分	内 容
総合的な推進体制の強化	治療・検査・普及啓発に係る総合的な肝炎対策を推進するため「肝炎対策協議会」を設置
肝疾患診療連携拠点病院の機能強化	○肝疾患診療連携拠点病院等連絡会の運営 ○肝疾患相談室の整備
普及啓発活動	○肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及啓発 ○肝炎ウイルス検査の受検促進

第1表 肝炎対策協議会の開催状況

区 分	開催回数	主 な 議 題
平成30年度	1	第3次広島県肝炎対策計画の進捗状況等について
平成29年度	2	第3次広島県肝炎対策計画の進捗状況等について
平成28年度	3	第3次広島県肝炎対策計画の策定について

第2表 肝疾患相談室における相談件数

(単位 件)

区 分	広島大学病院	福山市民病院	合計
平成30年度	1,568	944	2,512
平成29年度	2,074	1,153	3,227
平成28年度	1,844	1,157	3,001

#### 2 肝炎ウイルス検査・治療費助成事業（予算額 636,855千円）

- (1) 早期発見・早期治療体制を充実させるために、保健所で実施している検査に加え、医療機関に委託し肝炎ウイルス検査を実施する。（平成20年度創設）
- (2) B型・C型ウイルス性肝炎は、抗ウイルス治療（インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療）により、肝硬変及び肝がんへの進行を防ぐことが可能な疾

患であるが、治療費が高額となることから、治療費の一部を助成してアクセスを改善することにより、早期治療の促進を図る。(平成 20 年度創設)

- (3) B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の入院医療費の一部を助成して患者の負担軽減を図るとともに治療の研究促進を図る。(平成 30 年度創設)

区 分	内 容
制度に係る説明会	○肝炎治療費助成制度及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、各種関係機関に説明会を実施(対象:保健所・市町, 医療機関, 患者)
受給資格の審査・受給者証の発行	○当該制度の受給者認定に係る経費 ・認定協議会の開催 ・申請受付業務等
肝炎ウイルス検査の実施	○無料検査の実施 (実施場所:保健所(支所), 委託医療機関)
医療費助成等	○患者の所得階層に応じた一定の自己負担額の上限を超えた額の助成等

第 3 表 肝炎治療受給者証交付件数

(単位 件)

区 分	インターフェロン治療	インターフェロンフリー治療	核酸アナログ製剤治療	合計
平成 30 年度	11	536	3,263	3,810
平成 29 年度	5	797	3,186	3,988
平成 28 年度	16	1,082	3,084	4,182

第 4 表 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付件数

区 分	肝がん	非代償性肝硬変	肝がん・非代償性肝硬変併発	合計
平成 30 年度	4	0	1	5

第 5 表 肝炎ウイルス検査受検者数

(単位 人)

区 分	県保健所(支所)	県委託医療機関	合計
平成 30 年度	9	1,521	1,530
平成 29 年度	2	1,887	1,889
平成 28 年度	9	1,939	1,948

### 3 ウイルス性肝炎対策(予算額 11,457 千円)

- (1) 肝炎ウイルス検査の受検勧奨や陽性者に対する医療機関への受診勧奨を一層強化するため、市町の保健師、医療機関の看護師及び企業の健康管理担当者等を対象に肝炎に関する研修を実施し、肝炎患者等の適切な肝炎治療をコーディネートできる者を養成し、「肝疾患コーディネーター」として認定する。既に認定を受けた者に対しても継続的に研修を行い、最新の知見を習得させる。(平成 23 年度創設)
- (2) 「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」を活用した継続的な受診勧奨及び慢性肝炎患者等に対する定期検査費用等の助成及び肝炎重症化・肝がん移行を予防する。

平成 27 年度は定期検査費用の助成回数を年 1 回から 2 回に拡大し、平成 28 年度は所得制限を緩

和した。平成 29 年度は自己負担限度額を減額し，制度利用の促進を図った。（平成 26 年度創設）

区 分	内 容
肝疾患コーディネーターの養成・活用	○養成講座（2会場（広島，福山），各2日）200名養成 ○継続研修（2会場（広島，福山），各1日 広島会場は2回）
肝炎重症化・肝がん予防推進事業	○肝炎ウイルス陽性者のデータベース登録及び受診勧奨 ○慢性肝炎患者等に対する定期検査費用等を助成

第 6 表 肝疾患コーディネーター養成者数  
(単位 人)

区 分	養成者数
平成 30 年度	150
平成 29 年度	222
平成 28 年度	128

## 18 医療提供体制の確保

### 〔現況及び施策の方向〕

「広島県保健医療計画」及び「ひろしま高齢者プラン」に基づき、質が高く安心できる保健医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を一体的に推進し、医療及び介護の総合的な確保を促進していくとともに、健康寿命の延伸に向け「重症化予防、再発予防」や「介護予防」等の取組を進める。

### 〔事業の内容〕

#### 1 総合的な施策の企画・調整（予算額 19,407 千円）

##### (1) 保健医療計画の推進（予算額 17,939 千円）

医療及び介護の総合的な確保を推進するため、地域関係者による協議の場である地域医療構想調整会議を開催し、地域医療構想の実現に向けた協議・検討を行う。

また、7つの二次保健医療圏ごとに策定した広島県保健医療計画の地域計画の着実な推進に向け、各圏域に設置された圏域地域保健対策協議会において必要な調査及び事業を実施するとともに、圏域ごとの連携強化のための合同研修会を実施する。（昭和53年度創設）

##### (2) ひろしま高齢者プランの推進（予算額 1,468 千円）

「第7期ひろしま高齢者プラン」（平成30～令和2年度）に基づき、切れ目のない医療・介護提供体制の整備や高齢者を対象にした介護予防、要支援者等の自立支援を促すケアマネジメントの取組を着実に推進していくとともに、目標の達成状況に関する調査及び分析をし、実績の評価を行う。

#### 2 医療及び介護の総合的な確保の促進（予算額 738,458 千円）

##### (1) 医療介護総合確保促進法に基づく広島県計画の推進

地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するために県が策定する計画に基づく地域医療介護総合確保基金を活用した事業を実施する。（平成26年度創設）※毎年度策定

##### 【対象事業】

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 介護施設等の整備に関する事業
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
- ⑤ 介護従事者の確保に関する事業
- ⑥ その他の事業

##### (2) 療養病床転換支援事業

療養病床の再編成により、現に療養病床へ入院している人の行き場が失われることのないよう、患者の状態に配慮した受入施設の整備を促進する。（平成19年度創設）

事業名	事業内容
病床転換助成事業	医療療養病床等の転換支援（国 10/27，医療保険者 12/27，県 5/27） 医療療養病床等から，次の施設への転換整備に要する経費について，整備区分の配分基礎単価に応じ助成する。 ○配分基礎単価 創設：1,000 千円/床，改築：1,200 千円/床，改修：500 千円/床 ○転換対象施設 介護医療院，ケアハウス，介護老人保健施設，有料老人ホーム，特別養護老人ホーム，認知症高齢者グループホーム，小規模多機能型居宅介護事業所，生活支援ハウス，複合型サービス事業所，サービス付き高齢者向け住宅

(3) 医療情報連携の推進（予算額 100,146 千円）

医療機関の連携や機能分担を進め，効率的な医療連携体制を全県で構築するため，診療情報や画像情報などの医療情報を複数の医療機関で共有できるよう，基盤となる「ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）」を整備する。（平成 23 年度創設）

(4) 医療資源偏在解消の推進（予算額 8,516 千円）

地域医療の維持・確保に向けて，医療・介護の提供，受給状況等を把握することができる医療・介護・保健情報総合分析システムによるデータ把握・分析を行い，各種施策への活用を図る。（平成 23 年度創設）

(5) 病床機能分化・連携の促進（予算額 629,796 千円）

病床の機能を回復期へ転換するため，医療機関が実施する病床機能の転換に係る施設・設備整備や，病床機能の転換に関する医療機関からの相談対応や，具体的な取組を推進する研修会の開催に対する支援を実施する。（平成 29 年度創設）

### 3 救急医療の充実（予算額 624,709 千円）

救急医療の確保を図るため，AED（自動体外式除細動器）の普及，救急医療施設の体系的整備，救急医療情報ネットワークの運営などを計画的に推進する。

(1) 救急医療コントロール機能を担う広島市民病院の整備等（予算額 15,677 千円）

救急搬送患者の受入困難事案を解消するため，広島市民病院に救急医療コントロール機能を整備し，その運営費を助成するとともに，コントロール機能を支援する医療機関との円滑な連携を図るための情報システムを運営する。（平成 22 年度創設）

(2) 救命救急センターの運営支援（予算額 237,426 千円）

圏域の救急医療体制を維持・強化するため，厚生連広島総合病院及び厚生連尾道総合病院の地域救命救急センター及び独立行政法人国立病院機構呉医療センターの救命救急センターの運営を支援する。（平成 22 年度創設）

(3) 救急医療施設等の整備

ア 初期（一次）救急医療体制の確保

軽症の救急患者に対応する初期救急医療として，市町が設置する休日夜間救急センターや市郡地区医師会による在宅当番医制の充実を図り，休日・夜間における救急医療体制を確保する。

第1表 休日夜間急患センター整備状況

名 称	開設年月	診 療 科 目					診 療 体 制		
		内科	小児科	外科	眼科	歯科	休日	準夜	終夜
広島市医師会 千田町夜間急病センター	H21. 3	○		○	○		○ (12/31-1/3除く)	○	
安佐医師会可部夜間救急センター	H23. 3	○						○	
呉市医師会 休日急患センター (小児夜間救急センター 内科夜間救急センター)	S48. 9 (小児科夜間 H15. 10 内科夜間 H22. 4)	○	○	○			○	○ (外科除く)	
竹原市休日診療所	S49. 5 (H2. 12移転)	○	○				○		
三原市医師会 休日夜間急患診療所	S49. 3 (S57. 12移転)	○	○	○			○ (小児科除く)	○ (小児のみ)	○
尾道市立夜間救急診療所	S51. 10 (H26. 4 移転)	○		○				○	
福山夜間小児診療所	H12. 4		○					○	
福山夜間成人診療所	H25. 5	○		○				○	
三次市休日夜間急患センター	H26. 4	○		○			○	○	
庄原市休日診療センター	H25. 4	○					○		
大竹市休日診療所	H7. 10	○		○			○		
東広島市休日診療所	S50. 5 (H3. 4移転)	○	○			○	○		
廿日市市休日・夜間急患診療所	H14. 4	○		○			○	○	
高田地区休日夜間救急診療所	H7. 1	○		○			○		○
広島口腔保健センター	H2. 4 (H29. 1移転)					○	○		
呉口腔保健センター	S52. 7					○	○		
福山市歯科医師会 口腔保健センター	S55. 11					○	○		

第2表 救急告示医療機関 (平成31年4月1日現在)

保健所(支所), 市	施 設 数			保健所(支所), 市	施 設 数		
	病 院	診 療 所	計		病 院	診 療 所	計
広 島 市	43	13	56	福 山 市	24	5	29
呉 市	7	1	8	東 部	17	1	18
西 部	11	0	11	(うち福山支所)	(3)	(1)	(4)
(うち広島支所)	(7)	(0)	(7)	北 部	4	2	6
(うち 呉支所)	(2)	(0)	(2)				
西 部 東	11	1	12	計	117	23	140

イ 二次救急医療体制の確保

初期救急医療施設で対応することが困難な重症救急患者を受け入れ、治療することを主たる目的とする二次救急医療施設を、ブロックごとの病院群輪番制方式により確保する。

第3表 二次救急医療施設整備状況（平成30年10月1日現在）

区分	地区	担当病院名
病院群 輪番制病院	1 広島地区	広島市立舟入病院 荒木脳神経外科病院・一ノ瀬病院・慈恵会いまだ病院 太田川病院・加川整形外科病院・翠清会梶川病院 広島記念病院・広島市立広島市民病院・曙会シムラ病院 広島赤十字・原爆病院・中電(株)中電病院 あかね会土谷総合病院・おると会浜脇整形外科病院 J R広島病院・吉島病院 マツダ病院 五日市記念病院 安芸市民病院 広島厚生病院 藤井病院・一陽会原田病院 ヒロシマ平松病院 県立広島病院 斎整形外科 榎殿順記念病院・あずさ会森整形外科
	2 安佐・山県・高田地区	広島市立安佐市民病院 広島共立病院 野村病院・サカ緑井病院・日比野病院・長久堂野村病院 新谷整形外科医院・山口整形外科病院 高陽第一診療所 高陽ニュータウン病院 広島心臓血管クリニック・山崎整形外科内科クリニック
	3 佐伯・大竹地区	厚生連広島総合病院・国立病院機構広島西医療センター
	4 東広島地区	西条中央病院・本永病院・国立病院機構東広島医療センター 井野口病院 八本松病院
	5 呉地区	呉共済病院・済生会呉病院・中国労災病院
	6 竹原地区	県立安芸津病院・安田病院 馬場病院
	7 三原地区	興生総合病院・三原赤十字病院・三原城町病院
	8 尾道地区	尾道市立市民病院 厚生連尾道総合病院
	9 御調・世羅地区	公立みつぎ総合病院 世羅中央病院
	10 因島地区	日立造船因島総合病院
	11 福山地区	国立病院機構福山医療センター・神原病院・セントラル病院・大田記念病院 日本鋼管福山病院・中国中央病院 楠本病院・福山第一病院 寺岡整形外科病院 沼隈病院 山陽病院 藤井病院 三宅会グッドライフ病院 西福山病院・小島病院
	12 府中地区	寺岡記念病院 府中市民病院
	13 三次地区	市立三次中央病院
	14 庄原地区	庄原赤十字病院・庄原市立西城市民病院
小児救急医療 支援事業	1 庄原地区	庄原赤十字病院
	2 福山地区	国立病院機構福山医療センター・福山市民病院 中国中央病院・日本鋼管福山病院
	3 呉地区	国立病院機構呉医療センター・中国労災病院
	4 東広島地区	国立病院機構東広島医療センター
小児救急医療 拠点病院	広島市立舟入市民病院（H14.10）・厚生連尾道総合病院（H15.5）・市立三次中央病院（H16.7）	

〔 負担割合 小児救急医療支援事業 県2/3、市町1/3  
小児救急医療拠点病院 県10/10 〕

ウ 三次救急医療体制の確保

救急患者のうち、二次救急医療施設では対応が困難な重症及び複数の診療科領域にわたる重篤患者に対応する救急医療を確保する。



第4表 三次救急医療施設整備状況

区 分	病 院 名	運営開始年月
高度救命救急センター	広島大学病院	H17. 4
救命救急センター	広島市立広島市民病院	S52. 7
	国立病院機構呉医療センター	S54. 10
	県立広島病院	H8. 11
	福山市民病院	H17. 4
地域救命救急センター	厚生連広島総合病院	H23. 4
	厚生連尾道総合病院	H27. 4

(4) 救急医療情報ネットワークの運営（予算額 76,778千円）

救急患者をその症状に適した医療機関へ迅速に搬送するための情報提供を目的として、昭和55年度（平成4年度・平成9年度・平成13年度・平成18年度・平成26年度一部更新）から救急医療情報ネットワークを運営し、県民への医療機関情報の提供、災害時の医療支援等も行っている。

平成26年10月のシステム更新では、救急隊にタブレット端末を配付するなど、関係者全員で救急搬送に関する情報を共有することにより、搬送先の分散化や適正化を目指すなど、より迅速な救急医療体制の構築を図った。（昭和55年度創設）

(5) ドクターヘリ事業（予算額 270,879千円）

ドクターヘリの運航により、事故・災害現場等に医師等を搬送し、迅速に救命医療行為を開始することで、救命率の向上や後遺障害の軽減を図り、広域的な救急医療体制を強化する。（平成23年度創設）

(6) メディカルコントロール体制の強化（予算額 500千円）

救急救命士の特定行為に指示を行うメディカルコントロール（MC）指示医師、及び事後それを検証するMC検証医師を育成、再教育し、救急医療の向上を図る。（平成20年度創設）

(7) 救急搬送受入体制確保事業（予算額 23,449千円）

救急搬送時における受入困難事案患者を確実に受け入れる医療機関を確保することにより、円滑な救急搬送受入体制を構築する。（平成23年度創設）

4 災害医療体制の充実（予算額 17,520千円）

大規模災害等での医療救護体制の確立を図るため、災害拠点病院と他の関係機関との連携体制や広域搬送体制のあり方等について検討するための会議を開催するとともに、各種訓練を実施する。

第5表 災害医療救護体制整備の状況

（単位 千円）

年 度	予 算 額	事 業 内 容
令和元年度	17,520	災害時医療救護訓練の実施、災害拠点病院連絡会議、防災訓練への参加支援、DMAT連絡会議、DMAT、医療関係者及び保健師等への研修実施、災害派遣者の保険料
平成30年度	15,057	中国地区DMAT実働訓練・災害時医療救護訓練の実施、災害拠点病院連絡会議、防災訓練への参加支援、DMAT連絡会議、災害派遣者の保険料
平成29年度	3,091	災害時医療救護訓練の実施、災害拠点病院連絡会議、防災訓練への参加支援、DMAT連絡会議、災害派遣者の保険料

5 へき地・中山間地域医療対策の充実（予算額 69,423 千円）

「広島県保健医療計画」（第7次（平成30年3月））を踏まえた医療支援事業や医療資源に恵まれない中山間地域等における医療を確保するため、当該地域の市町が実施する医療確保事業に対する援助を行う。

へき地医療施設等の整備・運営費の助成

(1) へき地医療拠点病院の整備・運営費の助成（予算額 53,923 千円）

へき地医療支援機構の調整・指導の下で、所属する二次保健医療圏を越えて、へき地診療所等に対する代診医派遣、無医地区等への巡回診療等による診療支援等を実施する機関として11病院を指定（平成30年4月1日現在）し、その施設・設備整備費及び運営費を助成する。（平成14年度創設）

また、医療機器を搭載した移動診療車を5つのへき地医療拠点病院が共同利用し、無医地区等へ巡回診療等を実施する。（平成24年度創設）

第6表 へき地医療拠点病院の状況

病 院 名	二次保健医療圏	へき地医療活動	指 定
県立広島病院	広 島	代診医派遣 (随時)	平成14年
厚生連吉田総合病院	広 島	へき地診療所等医師派遣	平成14年
安芸太田病院	広 島	代診医派遣 (随時)	平成15年
広島市立安佐市民病院	広 島	へき地診療所等医師派遣	平成24年
国立病院機構広島西医療センター	広 島 西	代診医派遣 (随時)	平成14年
厚生連広島総合病院	広 島 西	へき地診療所等医師派遣	平成23年
神石高原町立病院	福山・府中	無医地区巡回診療 代診医派遣 (随時)	平成21年
府中市病院機構府中市市民病院	福山・府中	無医地区巡回診療	平成27年
市立三次中央病院	備 北	へき地診療所等医師派遣 代診医派遣 (随時)	平成14年
庄原赤十字病院	備 北	無医地区巡回診療 へき地診療所等医師派遣	平成14年
庄原市立西城市民病院	備 北	無医地区巡回診療	平成27年

第7表 へき地医療拠点病院助成実施・予定状況

(単位 か所)

年 度	整 備		運 営
	施 設	設 備	
令和元年度（予定）	—	0	9
平成30年度	—	3	9
平成29年度	—	0	8

〔負担割合 国1/2, 県1/2〕

(2) へき地医療拠点病院の維持・強化

へき地医療対策の中核を担うへき地医療拠点病院の維持・強化を図る支援体制を構築するため、へき地医療拠点病院を支援する「へき地医療支援病院指定制度」を創設し、1病院を指定。

第8表 へき地医療支援病院の状況

病院名	二次保健医療圏	へき地医療活動	指 定
福山市民病院	福山・府中	へき地医療拠点病院への医師派遣（月4回）	平成30年

(3) へき地診療所の整備・運営費の助成（予算額 10,000 千円）

無医地区等における地域住民の医療を確保するため、市町等が整備するへき地診療所に対し、その施設・設備整備費及び運営費を助成する。（昭和 31 年度創設）

第 9 表 へき地診療所の状況

(単位 か所)

二次保健医療圏	公立				公立以外	
	補助を受けて設置した診療所		国民健康保険直営診療所			
広島	1	安芸高田市川根診療所	2	北広島町雄鹿原診療所, 北広島町八幡診療所	3	似島診療所 佐々部診療所 津田医院
広島西	1	廿日市市吉和診療所	—		2	栗谷診療所, 阿多田診療所
広島中央	—		1	東広島市国保小田診療所	—	
尾三	—		—		2	佐木島診療所, 百島診療所
福山・府中	—		—		1	鈴木クリニック
備北	3	三次市作木診療所, 庄原市 口和診療所, 庄原市高野診 療所	3	三次市国保川西診療所, 庄原市国保総 領診療所, 三次市国保君田診療所	—	

第 10 表 へき地診療所助成実施・予定状況

(単位 か所)

年 度	整 備		運 営
	施 設	設 備	
令和元年度(予定)	0(0)	7(0)	1
平成 30 年度	0(0)	2(0)	1
平成 29 年度	0(0)	1(0)	1

(注) ( ) 内は、過疎地域特定診療所数(内数) [負担割合 整備：国 1/2, 事業者 1/2  
運営：(国庫補助事業) 国 2/3, 事業者 1/3 等]

(4) へき地患者輸送車(艇)の整備状況

市町が行う患者輸送事業に対して、その整備費を助成する等により、無医地区等における地域住民の受療機会を確保する。（昭和 38 年度創設）

第 11 表 へき地患者輸送車(艇)の状況

(単位 台, 艇)

二次保健医療圏	輸 送 車		輸 送 艇	
	台	台	艇	艇
広島	1	広島市	—	
広島中央	1	大崎上島町	1	大崎上島町
広島西	—		1	大竹市
尾三	—		1	三原市

(5) 離島巡回診療の実施（予算額 5,500 千円）

社会福祉法人恩賜財団済生会による離島巡回診療に対し、その運営費を助成する。（昭和 48 年度創設）

第 12 表 離島巡回診療実施状況

(単位 市町, 地区, 日, 千円)

年 度	市 町 数	地 区 数	日 数	県 費 補 助 額
平成 31 年度(予定)	5	19	58	5,500
平成 30 年度	5	19	56	5,500
平成 29 年度	5	19	56	5,500

(負担割合 県 10/10)

## 6 母子医療対策の充実（予算額 309,311 千円）

母体・胎児から新生児に至る周産期医療の総合的・体系的な体制の確保・充実を図るとともに、周産期医療を側面的に支援する周産期医療情報ネットワークを運営する。

〔※ 周産期：妊娠 22 週から出産後 7 日未満の期間で、この期間の母体、胎児及び新生児を総合的にケアする医療を周産期医療という。〕

### (1) 周産期医療システムの運営（予算額 1,714 千円）

県内の周産期医療体制の確保・充実に向け、関係者が協議や調整などを行う広島県周産期医療協議会を設置するとともに、医療現場での問題点等を協議、調査するため、総合周産期母子医療センター（県立広島病院）へ病院部会を設置する。また、周産期医療従事者（医師、看護師、助産師等）を対象とした研修を実施し、周産期医療にかかる知識・技能の向上を図る。（平成 11 年度創設）

〔※ 総合周産期母子医療センター：高度な医療設備をもち、合併症妊娠、妊娠高血圧症候群（旧重症妊娠中毒症）などリスクの高い妊娠に対する周産期医療を行うことのできる医療機関。〕

### (2) 周産期医療情報ネットワークの運営（予算額 4,582 千円）

県内の NICU（新生児集中治療室）保有病院を中心として、NICU 病床への受入れ可否、緊急母体搬送の受入可否などの情報提供・交換を行う周産期医療情報ネットワークを運営し、周産期医療体制を側面的に支援する。（平成 9 年度創設）

### (3) 周産期母子医療センター運営支援事業（予算額 104,480 千円）

ハイリスクの妊娠・出産に対し高度な医療を提供する、周産期母子医療センターに対して運営費を補助する。（平成 22 年度創設）

### (4) 小児救急医療体制の充実（予算額 198,535 千円）

在宅当番医や小児救急医療拠点病院の運営事業により一定の小児救急医療体制は確保されているが、患者の増加に伴う待ち時間の延引や勤務小児科医の労働過重などの課題に対応するため、小児救急医療体制の充実への支援を行う。

#### ア 小児救急医療支援事業（予算額 32,963 千円）

休日・夜間の当番日に小児科医が当直し、受け入れ体制を確保する医療機関に対して、その運営費を補助する。（平成 11 年度創設）

#### イ 小児救急医療拠点病院事業（予算額 118,338 千円）

365 日 24 時間体制で広域的に二次の小児救急患者を受け入れる小児救急医療拠点病院に対して運営費を補助する。（平成 14 年 10 月 1 日に広島市立舟入市民病院を指定、平成 15 年 5 月 1 日に厚生連尾道総合病院を指定、平成 16 年 7 月 1 日に市立三次中央病院を指定）（平成 14 年度創設）

#### ウ 小児救急医療電話相談事業（予算額 37,234 千円）

休日夜間の軽度小児救急患者の不安等を軽減するとともに、小児救急を受診する患者の減少と小児科医の負担の軽減を図ることを目的として、看護師等が電話で相談対応する小児救急医療電話相談事業（平成 24 年度から受付時間延長）を実施する。（平成 14 年度創設）

#### エ 県東部小児二次救急医療確保事業（予算額 10,000 千円）

広島県東部及び岡山県南西部における小児救急医療体制の確保と小児科医師の養成を図るため、本地域が一体となり岡山大学大学院医歯薬学総合研究科に小児救急に関する寄附講座を設置する。（平成 25 年度創設）

## 7 医療施設の整備・充実（予算額 959,526 千円）

医療施設における患者の療養環境，医療従事者の職場環境の改善，政策医療の実施等のための施設・設備整備費等に対する助成を行う。

### (1) 医療施設の整備・充実（予算額 959,526 千円）

医療施設の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ，患者の療養環境，医療従事者の職場環境，衛生環境等を改善するため，地域の病院等が行う施設・設備の整備に要する経費の一部を助成する。（平成5年度創設）

第13表 医療施設・設備整備費の助成状況

（単位 か所，千円）

年 度	施 設 数	補助額	摘 要
令和元年度（見込み）	37	959,526	医療施設等近代化施設整備 へき地診療所設備整備等
平成30年度	49	632,035	医療施設等耐震整備 へき地医療拠点病院設備整備
平成29年度	30	747,035	地球温暖化対策施設整備 へき地診療所設備整備等

### (2) 共同利用施設・設備

地域の医療機能の維持と連携，共同利用を促進するため，地域の病院等が行う施設・設備の整備に要する経費の一部を助成する。（平成26年度創設）

## 8 臓器移植・骨髄バンク事業等の啓発・推進（予算額 7,190 千円）

### (1) 臓器移植啓発活動の推進等（予算額 6,000 千円）

臓器の移植に関する法律（平成9年10月16日施行）に基づき，臓器提供意思表示カード配布等による普及啓発活動を推進するとともに，「公益社団法人日本臓器移植ネットワーク」及び「公益財団法人ひろしまドナーバンク」など関係機関の協力を得ながら，公正かつ公平な臓器移植体制の確立を図る。（平成9年度創設）

### (2) 骨髄バンク事業等の推進（予算額 700 千円）

骨髄移植に関する正しい知識の普及啓発及び骨髄ドナー登録者の確保を目的として，公益財団法人ひろしまドナーバンクが実施する骨髄バンク事業（医師や骨髄提供経験者が講師を務める出前講座等）に対し助成するとともに，経済界，ボランティア，医療関係者等による協議の場を確保し，県民運動としてのそれぞれの取組を強化する。（平成4年度創設）

第14表 骨髄ドナー登録者数

（単位 人）

年 度	広 島 県	全 国
平成30年度	9,020	509,263
平成29年度	8,356	483,879
平成28年度	8,159	470,270

### (3) 骨髄提供の着実な推進（予算額 490 千円）

骨髄提供の推進及びドナー登録者の増加を目的として，骨髄ドナーの休業等による経済的負担の軽減を図るために市町が行うドナーへの助成事業に対する支援を行う。（平成30年度創設）

## 9 心身障害者（児）及び休日の歯科医療の確保（予算額 21,940 千円）

心身障害者（児）及び休日の歯科医療を確保するため、（一社）広島県歯科医師会、広島市歯科医療福祉対策協議会、（一社）福山市歯科医師会、（一社）呉市歯科医師会、（一社）尾道市歯科医師会及び三次市歯科医師会が行う診療業務に対して助成する。（平成 17 年度創設）

※（一社）広島県歯科医師会分（15,712 千円）については健康対策課でも計上している。

## 10 心不全患者在宅支援体制構築事業（予算額 7,389 千円）

心不全患者の再発・再入院の防止や、新たな患者の発生抑制のため、概ね一次医療圏に患者を支援できる病院を確保し、各地域の診療所、薬局、訪問看護ステーションと連携しながら訪問リハ等を実施することで、在宅での患者支援体制を整備する。（平成 29 年度創設）

## 11 てんかん地域診療連携体制整備（予算額 2,500 千円）

「てんかん診療拠点機関」に広島大学病院を指定し、てんかんの専門的な知見を集積し、てんかん診療における地域連携体制モデルを構築する。（平成 27 年度創設）※平成 29 年度まではモデル事業

## 19 医療人材の確保・育成

### 〔現況及び施策の方向〕

「広島県保健医療計画」(第7次(平成30年3月))に基づき、質が高く効率的な地域医療体制を確保していくための事業を着実に推進する。

### 〔事業の内容〕

#### 1 医師確保対策の推進(予算額 514,600 千円)

利用者側の立場を重視したより安全で質の高い効率的な地域医療体制を確保するため、医師の確保対策を推進する。

##### (1) 広島県医師育成奨学金(予算額 321,600 千円)

###### ア 広島大学ふるさと枠, 岡山大学地域枠

国の緊急医師確保対策による大学医学部入学定員の増員として、地域医療を担う医師の育成を目的として設けられた広島大学ふるさと枠及び岡山大学地域枠について、各々の入学生を対象に奨学金を貸与し、中長期的な医師確保を図る。(平成21年度創設)

・奨学金額: 20万円/月, 予定人数: 117名

(令和元年度新規枠: 広島大学18名・岡山大学2名, 既存分: 広島大学90名・岡山大学7名)

###### イ 一般募集

将来、広島県内の公的医療機関等に従事する意向のある医学専攻の大学生, 大学院生, 後期研修医を対象に広く奨学生を募集し、奨学金を貸与する。(平成18年度創設, 平成20年度制度見直し)

・奨学金額: 20万円/月, 予定人数: 17名(令和元年度新規枠: 4名, 既存分: 13名)

##### (2) 【一部新】女性医師等就労環境整備(予算額 62,403 千円)

女性医師等の就労環境整備の一環として、医療機関が実施する女性医師等の短時間正規雇用制度やベビーシッター等保育サービス活用支援制度の導入, 女性医師等の宿直等への代替職員の活用, 復職研修の受入に対して助成する。また、育児支援を行うための人員確保や派遣調整を行う「保育サポーターバンク」の運営に対して助成する。(平成22年度創設, 一部令和元年度創設)

##### (3) 広島大学医学部寄附講座の設置(予算額 40,000 千円)

国立大学法人広島大学との協定に基づき設置した「地域医療システム学講座」において、地域医療体制の確保と地域医療に携わる医師の養成を図る。(平成22年度創設)

##### (4) 産科医等確保支援事業(予算額 81,469 千円)

過酷な勤務環境にある産科医等の処遇改善を図り、地域の産科等医療体制を確保するため、医療機関が支給する分娩手当や研修医手当, 新生児医療手当の一部を助成する。(平成21年度創設)

第1表 産科医等確保支援事業の概要

区分	①分娩手当・②研修医手当・③新生児医療手当
事業内容	① 産科医等に分娩手当を支給する医療機関に対し、手当の一部を助成。 ② 産科を選択する後期臨床研修医に手当を支給する医療機関に対し、手当の一部を助成。 ③ 新生児集中治療室の新生児担当医に新生児医療手当を支給する医療機関に対し、手当の一部を助成。
補助先 負担割合	○周産期母子医療センター 県 2/3 事業主 1/3 ○その他 県 1/2 市町・事業主 1/2 ※ 公立病院は、県 1/3, 事業主 2/3
手当額	①分娩手当 10,000 円/件 ②研修医手当 50,000 円/月 ③新生児医療手当 10,000 円/件

(5) 包括的過疎地域医師育成・活躍支援システム整備事業（予算額 9,128 千円）

中山間地域の勤務医を対象とした各種研修機会の提供や代診医派遣等を行う広域的ネットワークの構築を支援することで、中山間地域における医師の確保・定着を図る。（平成 26 年度創設）

2 広島県地域医療支援センター（公益財団法人広島県地域保健医療推進機構）による医師確保等の実施（予算額 119,604 千円）

医療法に基づき、広島県地域医療支援センターとして、県、市町、一般社団法人広島県医師会、国立大学法人広島大学等で構成する公益財団法人広島県地域保健医療推進機構において、県内の地域医療の確保に向けて、医師の地域偏在解消のための配置調整や医師確保、人材育成等に総合的かつ機動的に取り組む。

(1) 医師の養成と配置調整（予算額 3,679 千円）

ア 地域医療セミナー等の実施

地域医療を志す医学生等を対象にセミナーを実施し、中山間地域等の医療現場の体験を通じて地域医療に対する理解を深め、将来の広島県の地域医療を支える人材を育成する。（平成 23 年度創設）

イ 医師の配置調整

国立大学法人広島大学、一般社団法人広島県医師会、県、市町等で構成する会議での検討を通じ、自治医科大学及び広島大学ふるさと枠・岡山大学地域枠の卒業医師、並びに広島県医師育成奨学金貸与医師の県内医療機関等への派遣・配置の調整を行い、地域医療を担う医師の確保と定着を促進する。（平成 23 年度創設）

(2) 医師の誘致と県内定着（予算額 13,752 千円）

ア 無料職業紹介事業（求人・求職あっせん）

就業を希望する医師を対象に、無料職業紹介事業による求職登録医師と求人登録医療機関との個別調整を行い、県内就業を促進する。（女性医師、ベテラン医師の就業支援含む。）（平成 23 年度創設）

イ 県外医師の県内誘致・就業支援（UIJ ターン等の支援）

「ふるさとドクターネット広島」等を活用し、県外医師の招致活動を行い、県内就業を支援する。（平成 23 年度創設）

ウ 臨床研修病院の支援

臨床研修病院の魅力向上とネットワーク化を図るとともに、県内への研修医の招致活動支援を行うことにより、より多くの臨床研修医を確保する。（平成 23 年度創設）



(3) 医師の活躍支援（予算額 5,100 千円）

ア 子育て中の女性医師等の支援

女性医師の活躍のためには、結婚・子育てを理由とする離職が多い女性医師の保育支援、勤務環境の整備、復職支援等が重要である。

このため、女性医師の保育支援、就労環境改善により復職・就業継続の環境を整備するとともに、「ふるさとドクターネット広島」の活用、相談窓口など、幅広い女性医師サポートを行う。（平成 23 年度創設）

イ 若手医師等の支援

若手医師の資質向上及びキャリア形成と県内定着のため、基幹病院や大学病院の指導医等のグループが行う複数の医療機関の若手医師に対する研修会等の活動に対して支援を行う。（平成 23 年度創設）

(4) 広島県へき地医療支援機構の運営（予算額 420 千円）

へき地医療の確保に資するための「広島県へき地医療支援機構」事務局を運営し、「運営委員会」において、実施事業に関する協議、検討を行う。（平成 23 年度創設）

(5) 情報収集・情報発信（予算額 8,860 千円）

医療機関のニーズや医療情報の把握と魅力ある医療情報等を県内外に発信する。（平成 23 年度創設）

(6) センターの運営管理（予算額 87,793 千円）

3 看護職員等確保対策（予算額 852,905 千円）

(1) 看護職員養成の充実・強化（予算額 583,007 千円）

看護職員の養成を質、量ともに充実させるため、県立看護専門学校を運営するとともに、民間立の看護師等養成所に対し運営費を助成する。

また、看護職員の養成に当たって重要な役割を果たす看護教員と実習指導者を養成するため、看護教員養成講習会及び保健師助産師看護師実習指導者養成講習会を実施するとともに、看護職員養成力の向上を図るため、専任教員の成長段階（新人・一人前・中堅・熟達・教務主任）に応じた到達目標に基づき研修等を実施する。

更に、助産師養成施設の学生に対する修学資金の貸与（平成 21 年度創設）を行うとともに、コーディネーターによる施設間の出向希望調整を行う助産師出向支援導入事業（平成 28 年度創設）を実施する。

また、県内看護師等学校養成所の県内就業率を向上させるため、県内医療機関のインターンシップ情報を提供する情報誌作成や就職活動講座を実施する。（平成 26 年度創設）

第 2 表 看護教員養成講習会実施状況

(単位 人)

区 分	30 年度	29 年度	28 年度	27 年度	26 年度	25 年度
受講者数	26	33	26	33	36	30
修了者数	26	33	25	33	35	29

第 3 表 広島県保健師助産師看護師実習指導者養成講習会実施状況

(単位 人)

区 分	30 年度	29 年度	28 年度	27 年度	26 年度	25 年度
受講者数	41	52	52	49	51	51
修了者数	41	52	52	49	51	51

第4表 助産師確保対策事業実施状況

(単位 人)

区 分	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度
助産師修学資金貸与者数	8	5	8	10	10
助産師出向支援導入事業派遣者数	5	3	1	—	—

## (2) 離職防止対策 (予算額 204,841 千円)

看護職員のために保育施設を運営する事業者に対して助成する。(昭和49年度創設)

また、看護の質の向上及び早期離職防止を図るため、新人看護職員に基本的な臨床実践力を養うための研修体制を充実する。(平成22年度創設)

さらに、医療機関等における多様な勤務形態導入に向けた相談窓口の設置等、働きやすい職場環境づくりへの支援を行い、ワークライフバランスの推進に向けた取組を行う。

第5表 院内保育事業実施状況

(単位 施設)

区 分	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
A型特例	3	2	1	3	8	3
A型	17	17	22	18	14	16
B型	20	20	18	20	18	13
B型特例	2	4	4	1	1	1
計	42	43	45	42	41	33

第6表 新人看護職員研修事業実施状況

区 分	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度
新人看護職員研修事業(OJT)補助実績	73施設	67施設	70施設	70施設	68施設
集合研修受講者数 再掲(助産師集合研修修了者数)	延べ589人 再掲(111人)	延べ415人 再掲(120人)	延べ509人 再掲(110人)	延べ1,193人 再掲(146人)	延べ1,424人 再掲(138人)
研修責任者研修修了者数	53人	47人	48人	45人	51人
教育担当者研修修了者数	117人	113人	113人	106人	102人
実地指導者研修修了者数	122人	124人	121人	127人	158人

## (3) 未就業看護職員の再就業促進 (予算額 49,754 千円)

## ア 無料職業紹介事業

就業を希望する看護職員及び求人を希望する医療機関に対して、「広島県ナースセンター」のコンピュータシステムを活用して、迅速できめ細かな就業斡旋紹介を行う。(平成4年度創設)

## イ 離職者支援事業

離職した看護職員の潜在化防止のため、早期離職者対象のカフェの開催や市町へのナースセンター職員の出張相談を実施する。(平成27年度創設)

また、県東部の再就業希望者が相談しやすいように、ナースセンターサテライトを福山に設置する。(令和元年度創設)

## ウ 復職支援事業

病院等への就業を希望する未就業看護職員の復職を支援するため、病院等において就業に向けた実践的な研修を実施する。(平成20年度創設)

第7表 未就業看護職員の求職・求人・相談状況

(単位 件)

種別 年度 区分	保健師			助産師			看護師			准看護師			計		
	30	29	28	30	29	28	30	29	28	30	29	28	30	29	28
相談件数	176	160	203	57	63	111	4,446	3,794	3,749	623	532	621	5,302	4,549	4,684

第8表 未就業看護職員のナースセンター事業による再就職状況

(単位 人)

種別 年度 区分	保健師			助産師			看護師			准看護師			計		
	30	29	28	30	29	28	30	29	28	30	29	28	30	29	28
就業者数	33	30	24	7	16	5	724	707	676	54	49	51	818	802	756

(注) 平成27年度は種別不明者3名

(4) 専門医療等への対応 (予算額 15,303千円)

医療機関における看護の質の向上を図るため、中小病院等に対して、認定看護師教育機関派遣支援事業を行う。(平成24年度創設)

さらに、在宅医療等への移行に向けて、担い手となる高度かつ専門的な知識と技術を身につけた看護師の育成のため、看護師の特定行為研修受講に対する支援を行う。(平成30年度創設)

## 20 福祉・介護人材の確保・育成

### 〔現況及び施策の方向〕

超高齢社会を迎え、福祉・介護需要が今後さらに増大することが見込まれる中で、これらのサービスを担う人材の資質向上とともに、安定的な確保が求められている。

このため、「広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会」と連携しながら、①人材のマッチング、②職場改善・資質向上、③イメージ改善・理解促進等の施策を総合的に実施し、福祉・介護分野への幅広い人材の参入促進・育成・定着を推進している。

これらの取組については、高齢者等ができるだけ住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を進める観点からも、市町や関係団体等と連携し、県内全域でも展開していく。

### 〔事業の内容〕

#### 1 人材の確保・育成を推進する基盤づくり（予算額 14,017 千円）

##### (1) 総合支援協議会の運営（予算額 5,213 千円）（平成 24 年度創設）

「広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会」（経営者団体、職能団体、教育関係者、労働関係機関等 25 の団体等で構成）において、福祉・介護人材の育成、確保及び定着に向けた全県的な取組を計画、実施するとともに、年度ごとに評価・改善を行う。

※事務局：（社福）広島県社会福祉協議会

##### (2) 地域人材確保推進体制整備事業（予算額 8,804 千円）（平成 27 年度創設）

地域の実情に応じた人材確保策を図るため、市町ごとの「地域人材確保推進体制整備事業」を支援するとともに、二次保健医療圏単位での市町間連携や全体の底上げを視野に入れた情報共有を図る。

#### 2 福祉・介護人材の確保・イメージ改善（予算額 955,637 千円）

##### (1) 福祉人材育成センターの運営（予算額 14,953 千円）

福祉・介護業務に係る求人・求職のマッチングを支援するため、無料職業紹介や面談会、就職相談会等を実施する。（（社福）広島県社会福祉協議会へ委託、平成 5 年指定）

広島県社会福祉人材育成センター	
場 所	広島市南区比治山本町 12-2（広島県社会福祉会館内）
電話・ファクシミリ	tel (082) 256-4848 fax (082) 256-2228
U R L	http://www.hiroshima-fukushi.net
業務時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分（ただし 12 時～午後 1 時は閲覧のみ）
休 日	土曜日、日曜日、休・祝日、12 月 29 日～1 月 3 日

第 1 表 求人・求職等の状況

（単位 人、件）

区 分	新規求人・求職		有効求人・求職		就職	相談	
	求人 <sup>※1</sup>	求職者	求人 <sup>※2</sup>	求職者 <sup>※2</sup>	就職者 <sup>※3</sup>	求人相談	求職相談
平成 30 年度	2,378	500	17,133	2,648	73	190	285
平成 29 年度	2,763	618	20,880	3,353	102	843	605
平成 28 年度	2,644	570	19,499	1,923	137	877	492

※1 求人登録の有効期限が登録月の翌々月末までであり、求人が充足しない場合には、再度新規の求人として登録されるため、延べ数である。

※2 各年度 3 月末現在の数値である。

※3 広島県社会福祉人材育成センターにおいて把握している数値である。

(2) 人材確保の支援（予算額 6,645 千円）

無料職業紹介や、合同求人面談会や介護福祉士の再就職を支援するための研修・相談会を実施し、福祉・介護人材のマッチングを総合的に行う。（平成 24 年度創設）また、入門的研修を実施し、子育てや仕事が一段落した中高年層や女性等幅広い層からの人材参入を促進する（平成 31 年度創設）。

(3) 福祉・介護職の魅力発信（予算額 11,828 千円）

「介護の日」フェスタ in 広島で開催やメディアプロモーションを通じて、県民に福祉・介護職の魅力を発信し、イメージアップを図るとともに、介護技術を競う「ひろしまケアコンテスト」等を実施し、介護従事者のモチベーション向上にもつなげる。（平成 24 年度創設）

(4) 福祉・介護職の理解促進（予算額 14,380 千円）

将来、福祉・介護職へ就業する可能性のある者の進路決定に当たって、誤った情報や先入観による選択が行われないよう、小・中・高校生・大学生、保護者、教員等に対し、福祉・介護業務や就業環境等に関する情報提供・啓発を実施する。（平成 24 年度創設）

(5) 修学資金・再就職準備金の貸付（貸付原資 781,655 千円）

県内の介護福祉士・社会福祉士養成施設や実務者研修機関に在学する学生に対し修学資金を貸し付け、介護人材等の育成・質の向上を図る。また、離職した福祉・介護人材のうち一定の経験を有する者に対し、再就職する際の準備金を貸し付け、潜在介護人材等の呼び戻しを図る。

（（社福）広島県社会福祉協議会へ補助、修学資金：平成 21 年度～、再就職準備金：平成 28 年度～）

(6) 外国人介護人材の受入支援（予算額 4,878 千円）

外国人介護人材について、平成 31 年度から人材不足の解消を主目的とした特定技能 1 号制度が施行されたこと等に伴い、適切かつ円滑な受入を行うための情報共有やセミナー等を開催する。

また、介護福祉士養成施設が留学生に対し、カリキュラム外の日本語学習や日本文化の学習及び介護分野の専門的知識の習得のための取組を支援する（平成 31 年度創設）。

### 3 福祉・介護従事者の定着促進・資質向上（予算額 78,940 千円）

(1) 福祉・介護職場改善の促進（予算額 11,467 千円）

人材確保・定着に向けた事業者の改善点を明らかにする自己点検ツールを提供すること等により、個々の事業所の自己改革に向けた取組を支援する。また、一定の基準をクリアした法人を認証する「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」への登録を促進し、利用者や職員を大切にする法人の取組を広く県民に周知し、業界全体の底上げとイメージアップにつなげる。（自己点検ツール：平成 25 年度、魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度：平成 27 年度創設）

(2) 資質向上の支援（予算額 39,359 千円）

法人・事業所の経営者・管理職等を対象とした、職員育成・労務管理・業務改善等の経営マネジメントセミナーや研修を実施し、就業環境の改善に向けた取組を支援する。また、小規模事業所向けの階層別研修、県標準マニュアルを活用した技術向上研修、医療的ケア能力向上研修等を実施し、福祉・介護職員の資質向上やキャリアアップを支援する。（平成 24 年度創設）

(3) 介護ロボット導入支援（予算額 26,851 千円）

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化を図るため、事業所への介護ロボットの導入支援を行う。（平成 28 年度創設）

(4) 合同入職式の開催（予算額 1,263 千円）

県内で新たに福祉・介護職に従事する職員を激励し、研修を通じて資質の向上やモチベーションアップを図り、新人職員同士が絆を深めることにより、離職防止を図る。(平成 29 年度創設)

#### 4 介護職員研修指定等事業 (予算額 19,949 千円)

##### (1) 介護人材養成施設等指定事業

法(介護保険法等)の規定に基づき、介護職員等の初任者研修・生活援助従事者研修事業者、実務者養成施設等を指定する。(平成 11 年度創設、生活援助従事者研修は令和元年度開始)

なお、介護人材育成プロセスの見直しに伴い、平成 25 年度より訪問介護員養成研修 2 級課程が「介護職員初任者研修」に移行され、訪問介護員養成研修 1 級課程及び介護職員基礎研修が「実務者研修」に一本化された。(ただし、平成 25 年度未修了者への対応のため 1 年間の経過措置設定あり)。

第 2 表 初任者研修事業者等の指定状況

(単位 事業所, 件)

区 分	研修事業者数 (4月1日現在)	研修数 (4月1日現在)
平成 30 年度	22	52
平成 29 年度	21	49
平成 28 年度	24	60

第 3 表 実務者養成施設の指定状況

(単位 事業所, 件)

区 分	養成施設数 (4月1日現在)
平成 31 年度	58

第 4 表 介護員養成研修(初任者研修等)修了者の状況

(単位 人)

区 分	介護職員 初任者研修		介護職員 基礎研修課程		訪問介護員			
					1 級課程		2 級課程	
	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外
平成 29 年度	1,453	32	0	0	0	0	0	0
平成 28 年度	1,826	74	0	0	0	0	0	0
平成 27 年度	1,992	84	0	0	0	0	0	0
平成 26 年度	2,419	111	0	0	0	0	18	1
平成 25 年度	1,908	76	136	0	1	0	2,989	90
平成 24 年度	-	-	465	6	24	0	6,221	91
平成 23 年度まで	-	-	815	1	4,904	1,413	84,125	25,400
合 計	9,598	377	1,416	7	4,929	1,413	93,353	25,582

(注) 訪問介護員・基礎研修課程：19 年度から指定

##### (2) 喀痰吸引等(たんの吸引・経管栄養)従事者・事業者・研修機関登録事業

社会福祉士及び介護福祉士法等の規定に基づき、喀痰吸引等を行える介護職員等及び事業所並びに研修機関を登録する。(平成 24 年度創設)

第 5 表 喀痰吸引等の登録事業者・研修機関・従事者の実施状況(平成 31 年 4 月 1 日現在)

(単位 事業所, 件)

区 分	登録特定 行為事業者	登録研修機関			認定特定行為業務従事者認定件数			
		第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 1 号	第 2 号	第 3 号	経過措置
平成 31 年度	570	19	33	12	499	1,449	2,092	5,189

- (3) EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護職員研修支援事業（予算額 19,949 千円）  
 国の経済連携協定に基づく、インドネシア、フィリピン、ベトナムからの外国人介護福祉士候補者の受入施設に対し、日本語能力及び介護分野の専門知識習得の研修経費の一部を助成する。  
 （平成 22 年度創設，補助基準額：候補者 1 人当たり 235 千円以内等，負担割合：国 10/10）

第 6 表 EPA 介護福祉士候補者の受入状況  
 （平成 31 年 4 月 1 日現在）

受入年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	延 計	内訳				
													試験 合格者		不 合 格 帰 国 等	途 中 帰 国	候 補 者
													就 労 中	帰 国			
インドネシア	1	2			1		9	7	5	9	6	40	7	4	4	0	25
フィリピン		9					6	3	6	6	3	33	4	4	8	3	14
ベトナム							3	2	4	4	4	17	4	0	0	2	11
計	1	11	0	0	1	0	18	12	15	19	13	90	15	8	12	5	50

## 5 介護サービスの質の確保

介護支援専門員等への研修の実施や事業者の介護サービス情報の公表など，利用者の選択に資する情報提供体制等の整備を図り，介護サービスの質の確保・向上を図る。

ケアマネジメント機能強化事業（予算額 22,794 千円）

高齢者の状態に応じた適切なケアマネジメントを提供するため，介護支援専門員（ケアマネジャー）のスキルアップを図る。（平成 27 年度創設）

## 2 1 高齢者が活躍できる社会づくり

### 〔現況及び施策の方向〕

生涯現役として活躍し続けられるよう現役世代からの早めの準備を促すとともに、高齢期になっても生きがいをもって就業や地域活動ができる環境づくりを進める。

### 〔事業の内容〕

#### 1 高齢者が活躍できる社会づくり（予算額 72,012 千円）

##### (1) 高齢者の生きがい・健康づくり応援事業（予算額 34,216 千円）

「ゆとりある明るい長寿社会」構築のための意識啓発等、各種の事業を実施し、高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加を推進する。（平成2年度創設）

- 委託先 社会福祉法人広島県社会福祉協議会
- 委託期間 平成31年4月1日～令和2年3月31日
- 事業内容

事業	事業内容
全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣等	全国健康福祉祭(ねんりんピック)の派遣選手選考及び派遣 〔広島県シニア総合スポーツ大会(派遣選手選考)〕 【会場】H30 広島市・東広島市・三原市, H31 広島市・東広島市 〔全国健康福祉祭(ねんりんピック)(選手派遣)〕 【会場】H30 富山県, H31 和歌山県
広島県シルバー作品展	高齢者による作品(日本画, 洋画, 彫刻, 工芸, 書, 写真)の募集と優秀作品の展示等 ※次年度の全国健康福祉祭(ねんりんピック)美術展の選考を兼ねる。
シニア囲碁・将棋大会	高齢者を対象とする将棋及び囲碁の大会の開催 ※次年度の全国健康福祉祭(ねんりんピック)の予選会を兼ねる。

##### (2) 老人クラブ活動の推進（予算額 28,527 千円）

公益財団法人広島県老人クラブ連合会が行う地域支援活動の推進や地域づくり活動について支援する。

また、市町を単位とする研修、健康づくりなど、広域的な事業を展開する市町老人クラブ連合会に対し助成を行うとともに、県老人クラブ連合会に対して助成する。

第1表 老人クラブの状況

(単位 団体, 人)

区分	クラブ数	会員数
県 分	1,146	55,301
広島市・呉市・福山市分	1,230	72,924
計	2,376	128,225

(注) クラブ数、会員数は平成30年度末現在の適正クラブ数である。

##### (3) プラチナ世代の社会参画促進事業（予算額 9,269 千円）

高齢化が進展していく中で、地域の活力を維持向上させるためには、プラチナ世代（高齢になって年齢を重ねても、地域や社会の中で、自分のできる範囲で自分らしく活動し、輝いている方々）が長年培ってきた知識や経験、技能を十分発揮することが必要である。このため、平成21年4月に関係機



関・団体等で設立した「広島県プラチナ世代支援協議会」において、生涯現役社会の実現に向けた環境づくりを推進するとともに、「広島県高齢者健康福祉大学校（プラチナ大学）」を市町と連携して実施することにより、地域で活躍する人材を育成する。（平成 21 年度創設）

(単位 千円)

事業	事業内容	予算額
広島県プラチナ世代支援協議会の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県，（社福）広島県社会福祉協議会及び（公財）広島県老人クラブ連合会等 10 団体で構成</li> <li>・総会等の開催，情報発信等</li> </ul>	144
普及啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラチナ世代の定義変更や，新しいロゴマークを情報発信し，社会参画の必要性や意義とともに，プラチナ世代の認知度を更に高める。</li> </ul>	385
現役世代（企業等）への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前セミナーの実施</li> <li>・セミナー参加者と地域ニーズ・団体等とのマッチングによる社会参画の促進</li> </ul>	447
広島県高齢者健康福祉大学校（プラチナ大学）の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県社会福祉協議会に委託して実施</li> <li>・市町高齢者福祉計画・介護保険事業計画等で掲げる施策の課題解決に資するテーマやカリキュラムを設定し，市町と連携して実施</li> </ul>	8,293

## 2.2 地域支援対策

### 〔現況及び施策の方向〕

「高齢期になっても 健やかに 自分らしく輝き 住み慣れた地域で 安心して暮らし続けることができる 広島県づくり」を基本理念とし、県内 125 全ての日常生活圏域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスが包括的に提供される体制を強化させ、県民のニーズに応じた質の高いサービスを提供できる体制を整備していきます。

### 〔事業の内容〕

#### 1 地域包括ケアの推進

##### (1) 広島県地域包括ケアシステム強化推進事業（予算額 61,743 千円）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を強化するため、平成 24 年 6 月に設置した「広島県地域包括ケア推進センター」及び県において、適切な役割分担と連携のもと、専門職派遣等により関係団体や市町への支援、助言を行う。（平成 30 年度創設）

《広島県地域包括ケア推進センターの概要》

委託先	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構
実施場所	広島県医師会館（広島市東区二葉の里三丁目 2 番 3 号）
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅ケアの推進 地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議運営支援、地域リハビリテーションの推進、自立支援型ケアの促進など</li> <li>○専門相談 認知症介護・高齢者権利擁護に関する相談対応など</li> </ul>

#### 〈上記と関連した主な取組〉

##### ア 地域包括ケアシステムの構築

県内の日常生活圏域を類型化（大都市型、都市型、団地型、中山間地域型、島嶼・沿岸部型）し、平成 26 年度からは毎年度、日常生活圏域の中から集中支援を行う圏域を選定し、県地域包括ケア推進センター、県本庁及び県保健所が一体となって、専門職派遣等による集中支援を行った結果、平成 29 年度末に、県内 125 全ての日常生活圏域で地域包括ケアシステムが概ね構築された。

##### イ 地域包括ケアシステムの評価指標の活用

平成 26 年度に地域包括ケアシステムの評価指標の作成を試み、①医療、②介護、③保健・予防、④住まい・住まい方、⑤生活支援・見守り等、⑥専門職・関係機関のネットワーク、⑦住民参画（自助・互助）及び⑧行政の関与・連携の 8 つの分野を、「定量」と「定性」的な項目により評価を行う手法を開発した。（平成 28 年度には評価シートを一部改訂し【確定版】とした。）

また、平成 30 年度に、評価シートの「評価の視点」について、定量化・明確化することにより、評価者ごとに評価点のばらつきが生じないように、評価基準（試行版）を作成した。

今後も引き続き、評価指標を用いた地域の課題把握・支援や、市町における自己評価（PDCA サイクル）を実施していく。

#### ウ データ提供等の支援

地域包括ケアシステムの強化に向け、必要な助言や、広島県医療・介護・保健情報総合分析システムによるデータ提供等の支援を行う。

さらに、医療費、介護給付費及び要介護認定情報などを活用した、介護予防や保健活動の取組の効果検証ができる簡便な地域分析ツールを開発する。

#### (2) 在宅医療・介護連携の推進（予算額 1,868 千円）

医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地区医師会や地域の中核病院を拠点とし在宅医療の推進拠点を整備してきた（平成 25 年度及び平成 26 年度補助事業）。この取組などを基盤に、医療機関と介護サービス事業者などの多職種の連携が、円滑に図られるよう推進する。

また、県内で在宅医療に取り組む医療機関を増加させるため、新たに在宅医療に取り組む医師に対して、より実践的な同行研修を実施するための支援を行う。（在宅医療推進実践同行研修事業）

#### (3) 総合事業・生活支援体制整備の推進

ア 介護保険法改正により、要支援者に対する予防給付のうち訪問介護・通所介護については、市町が実施主体の地域支援事業（新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新しい総合事業」という。））へ移行した。新しい総合事業の法施行期日は平成 27 年度からであるが、各市町が条例で定めることにより平成 29 年 4 月まで実施を猶予できることとされていた。平成 29 年 4 月からは県内全市町で新しい総合事業を開始している。

市町が円滑かつ効果的・効率的に新しい総合事業を実施できるよう、実務的な研修会を実施する等の支援を行う。

イ 市町において生活支援サービスの体制整備を促進する事業を円滑に実施できるよう、生活支援コーディネーター指導者養成中央研修修了者等を市町に派遣するとともに、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の養成及び育成を支援する。

## 2 認知症対策の推進（予算額 30,306 千円）

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく暮らし続けることができるよう、「第 7 期ひろしま高齢者プラン」に掲げる「地域での生活を支援する医療サービス提供体制の充実」、「質の高い介護サービスの提供と基盤整備の推進」、「若年性認知症支援体制の構築」などの認知症施策に係る取組の方向性に沿い、認知症高齢者と家族を支える地域支援体制の構築と充実を促進するための総合的な認知症対策を推進する。

#### (1) 認知症にやさしい地域づくり支援事業（予算額 12,160 千円）

県民に対し、認知症の理解促進を図るため、世界アルツハイマーデー（9 月 21 日）からの一週間を「オレンジリング週間（認知症理解促進強化週間）」として位置付け、オレンジリング・イベント等を開催するとともに、認知症対策の総合的推進に資するため、有識者等から多角的・総合的見地から意見を聴取する「認知症地域支援体制推進会議」を開催する。

また、若年性認知症の人が、その状態に応じた適切な支援を受けられるよう、平成 29 年 10 月に設置した若年性認知症支援コーディネーターによる相談支援、若年性認知症自立支援ネットワークの構築、若年性認知症自立支援ネットワーク研修を実施する。（平成 19 年度創設）

(2) 認知症医療・介護研修事業（予算額 16,065 千円）

認知症の早期診断の推進と適切な医療の提供や、認知症ケアの質の確保と向上を図るため、病院の医療従事者や、介護保険施設等の認知症介護従事者等に対して、認知症に関する研修を実施するとともに、市町の地域支援事業（認知症総合支援事業）の従事者を養成するための研修を実施する。（平成13年度創設）

事業名	事業内容
認知症介護実践研修	認知症介護の基本知識等の修得を図る「実践者研修」、「実践リーダー研修」及び実践リーダー研修修了者等を対象とした「フォローアップ研修」
広島県認知症介護アドバイザー養成研修	認知症介護に関する地域での身近な相談役を養成するため、上記「実践リーダー研修」に認知症介護アドバイザー養成課程を追加して実施する研修
認知症介護指導者養成研修	認知症介護実践研修等の講師等の役割を担う認知症介護指導者を養成するための研修とその修了者を対象としたフォローアップ研修
地域密着型サービス指定要件研修	「認知症対応型サービス事業管理者研修」、「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」及び「認知症対応型サービス事業開設者研修」
認知症介護基礎研修	認知症介護に必要な基礎的な知識・技能の修得を図る新任の介護職員等を対象とした研修
認知症初期集中支援チーム員研修	認知症が疑われる時点で、訪問等による早期対応・支援を行う「認知症初期集中支援チーム」（市町事業）のチーム員を養成するための研修
認知症地域支援推進員研修	認知症患者やその家族への相談支援や関係機関へのつなぎ等を行う「認知症地域支援推進員」（市町事業）を養成するための研修
病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修	認知症ケアの原則や留意点等の修得、医療と介護の連携の重要性等への理解促進を図る一般病院等の医療従事者を対象とした研修
かかりつけ医認知症対応力向上研修	認知症診療に関する基本知識や、患者本人と家族を支える社会資源や方法等の修得を図る診療所等の主治医を対象とした研修
認知症対応力向上研修（歯科医師、薬剤師、看護職員）	認知症への適切な対応法の修得等を行う「歯科医師認知症対応力向上研修」、「薬剤師認知症対応力向上研修」、「看護職員認知症対応力向上研修」

(3) 認知症地域連携促進事業（予算額 2,081 千円）

認知症高齢者等に適切な医療とケアを提供できるよう、医療・介護の関係者が連携して認知症患者の情報を共有する地域連携パス「ひろしまオレンジパスポート」（ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）の活用を含む。）の利用促進及び拡大を図るための支援等を実施する。（平成24年度創設）

3 民生委員児童委員協議会活動への援助

広島県民生委員児童委員協議会及び各地区民生委員児童委員協議会に対し活動費を助成し、民生委員児童委員活動の充実強化に努める。（民生児童委員研修等事業費補助金：昭和52年度創設、民生委員協議会運営費県費負担金：昭和48年度創設）

第1表 民生委員・児童委員活動に対する補助等の状況

（単位 千円）

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度
県民児協補助	2,286	2,286	2,286
地区民協運営費補助	23,689	23,689	9,649

（民生委員・児童委員の報償費の支払いについては、平成17年度から順次市町へ権限移譲移譲事務交付金 民生委員・児童委員1人当たり年額59,000円 負担割合 県10/10  
呉市が平成28年4月1日付で中核市に移行）

第2表 民生委員・児童委員定数の推移

(単位 人)

区 分	県 分	広島市分	福山市分	呉市分	合 計	摘 要
令和元年12月1日	2,540 (203)	1,985 (202)	887 (69)	633 (52)	6,045 (526)	一斉改選
平成28年12月1日	2,539 (203)	1,971 (202)	887 (69)	633 (52)	6,030 (526)	一斉改選
平成28年4月1日	2,530 (203)	1,964 (200)	887 (69)	633 (52)	6,014 (524)	呉市が中核市に移行
平成25年12月1日	3,163 (255)	1,964 (200)	887 (69)	—	6,014 (524)	一斉改選
平成25年4月1日	3,144 (250)	1,964 (200)	887 (69)	—	5,995 (519)	古田地区2名増, 五日市南地区1名増
平成24年4月1日	3,144 (250)	1,961 (200)	887 (69)	—	5,992 (519)	安佐南区伴地区2名増, 安佐北区落合地区1名増, 口田地区1名増, 佐伯区五日市南地区1名増
平成23年4月1日	3,144 (250)	1,956 (200)	887 (69)	—	5,987 (519)	安佐南区安地区1名増, 安佐北区真亀地区1名増, 三入地区1名増, 安芸区瀬野地区1名増
平成22年12月1日	3,144 (250)	1,952 (200)	887 (69)	—	5,983 (519)	一斉改選
平成22年4月1日	3,142 (250)	1,952 (200)	887 (69)	—	5,981 (519)	東区牛田地区の区域2分割により主任児童委員2名増, 西区古田地区2名増, 安佐南区大町東地区1名増, 山本地区2名増, 安芸区矢野地区の区域2分割により2名増及び主任児童委員1名増, 佐伯区湯来地区の区域2分割により主任児童委員2名増
平成21年4月1日	3,142 (250)	1,940 (195)	887 (69)	—	5,969 (514)	安佐南区原地区1名増, 大塚・伴南地区1名増
平成20年4月1日	3,142 (250)	1,938 (195)	887 (69)	—	5,967 (514)	安芸区瀬野地区1名増, 矢野地区2名増
平成19年12月1日	3,142 (250)	1,935 (195)	887 (69)	—	5,964 (514)	一斉改選
平成19年4月1日	3,142 (257)	1,935 (195)	887 (69)	—	5,964 (521)	安佐南区沼田地区の区域3分割により主任児童委員4名増
平成18年3月1日	3,142 (257)	1,931 (191)	887 (69)	—	5,960 (517)	神辺町が福山市と合併, 主任児童委員4名増
平成17年4月25日	3,236 (260)	1,931 (191)	789 (62)	—	5,956 (513)	湯来町が広島市と合併
平成17年2月1日	3,267 (262)	1,900 (189)	789 (62)	—	5,956 (513)	沼隈町が福山市と合併
平成16年12月1日	3,302 (264)	1,900 (189)	754 (60)	—	5,956 (513)	一斉改選
平成15年4月1日	3,342 (281)	1,898 (187)	754 (60)	—	5,994 (528)	旧新市町の区域2分割により主任児童委員1名増
平成15年2月3日	3,342 (281)	1,898 (187)	753 (59)	—	5,993 (527)	内海町, 新市町が福山市と合併

(注) ( ) 内は, 主任児童委員数で内数である

第3表 民生委員・児童委員の活動状況

(単位 件, %)

区分		内容別相談・支援件数														計	
		在宅福祉	介護保険	健康・医療	子育て・保健	母子生活	地域生活	子どもの教育	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援		その他
平成30年度	件数	7,989	2,766	5,798	1,683	5,580	4,590	1,214	639	461	2,529	1,393	5,028	20,106	18,539	78,315	
	構成比	10.2	3.5	7.4	2.1	7.1	5.9	1.6	0.8	0.6	3.2	1.8	6.4	25.7	23.7	100.0	
平成29年度	件数	8,319	2,815	6,143	1,854	6,407	4,717	1,563	632	486	2,769	1,307	4,667	18,220	17,535	77,434	
	構成比	10.7	3.6	7.9	2.4	8.3	6.1	2	0.8	0.6	3.6	1.7	6	23.5	22.6	100.0	
区分		分野別相談・支援件数					その他活動件数						訪問回数		連絡調整回数		活動日数
		高齢者にと	障害者にと	子どもにと	その他	計	調査・実態把握	行事・事業・会議への参加協力	地域福祉活動	・自主活動	民・児協研運営修	証明書	発見の通告・仲介要保護児童の	訪問・連絡活動	その他	委員相互	
平成30年度	件数	46,621	3,418	13,522	14,754	78,315	55,946	72,464	119,226	71,901	3,424	480	535,362	185,342	113,603	85,602	397,117
	構成比	59.5	4.4	17.3	18.8	100.0											
平成29年度	件数	44,762	3,364	15,208	14,100	77,434	65,724	75,133	113,276	72,950	4,647	747	527,788	187,467	101,443	80,366	392,726
	構成比	57.8	4.3	19.6	18.2	100.0											

## 2 3 健康増進対策

### 〔現況及び施策の方向〕

近年、高齢化や生活習慣の変化により、広島県においても、疾病全体に占めるがん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加している。

このような状況に対応し、健康寿命の延伸を図るため、県民一人ひとりの主体的な健康づくりを基本とし、望ましい生活習慣の定着に向けた意識啓発や、情報提供・人材育成・市町や関係団体との連携により、県民が健康づくりに取り組みやすい環境整備を行う。

### 〔事業の内容〕

#### 1 健康ひろしま21推進事業（予算額 3,917千円）

平成29年度に中間評価及び中間見直しに伴う改定を行った健康ひろしま21（第2次）に基づく施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、健康ひろしま21推進協議会を開催し、計画の進捗管理や推進方策の協議を行う。

また、「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」と連携しながら、県民の主体的な健康づくりの取組を支援する

#### 2 健康づくりの体制整備

##### (1) 市町健康づくり推進協議会の組織育成

市町の実情に応じた健康づくり対策を推進するため、行政機関、保健医療団体、福祉関係団体及び住民組織等からなる健康づくり推進協議会の組織育成を促進する。（昭和53年度創設、市町地域保健対策協議会を活用）

第1表 市町健康づくり推進協議会（平成31年3月末現在）

保健所（支所）名	管轄市町数	設置市町数	保健所（支所）名	管轄市町数	設置市町数
西部	2	0	東部	3	0
西部（広島）	7	3	東部（福山）	2	0
西部（呉）	1	0	北部	2	0
西部東	3	1	計	20	4

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

##### (2) 市町健康増進計画推進支援

市町の策定する健康増進計画について、所管の県保健所を通じ、その推進を支援する。

〈参考 市町保健センターの設置状況（平成31年3月末現在）〉

保健所（支所）名	設置市町名	設置数	保健所（支所）名	設置市町名	設置数
西部	廿日市市	3	東部	三原市	1
	海田町			尾道市	1
西部（広島）	坂町	1	東部（福山）	世羅町	2
	江田島市			府中市	1
西部（呉）	3	北部	神石高原町	1	
			三次市	3	
西部東	東広島市	4	庄原市	3	
	竹原市		計	14市町	27
	大崎上島町				

（注）1 国庫補助金を受けて整備を行った施設のみ記載

2 広島市、呉市、福山市を除く。

### 3 普及啓発

#### (1) 健康増進普及啓発の推進

関係者の取組を県民一人ひとりの主体的な健康づくりに結びつけるため、全県的な機運醸成と環境整備を図る。(健康づくりの県民運動化)

また、「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」と連携しながら、県民の主体的な健康づくりの取組を支援する。

#### (2) 健康生活応援店制度の推進

望ましい生活習慣を広く県民に啓発するため、施設内禁煙や分煙の実施、栄養成分の表示、ヘルシーメニューの提供や運動等の実践支援により県民の健康づくりを支援する店舗を「健康生活応援店」として認証している。

平成 31 年 3 月末現在の認証店舗数は、重複を含んだ総数で 2,957 店舗となっている。(平成 14 年度創設) また、平成 27 年度から認証区分の追加変更を行っている。

第 2 表 健康生活応援店認証状況 (店舗数)

たばこ				栄養成分表示				ヘルシーメニュー			
禁煙	分煙	禁煙支援	小計	栄養成分表示	エネルギー表示	塩分表示	小計	野菜たっぷり	塩分控えめ	オーダーメニュー	小計
551	11	793	1,355	407	11	1	419	115	49	13	177
塩分控えめ 推進・応援	食事バランス			運動実践				その他	合 計 (H31.3.31 現在)		
	朝食摂取	食事バランスガイド	小計	正しい歩き方指導	ウォーキング 勸奨・応援	サークル 支援	小計	健康づくり 応援等			
44 (H27.12 新設)	5	31	36	19	130	7	156	770	2,957		

### 4 人材の育成・確保

#### 運動普及推進員の育成

地域住民に対して、運動の効用を啓発し、日常生活の中に健康づくりのための運動の普及・定着化を目指した活動を展開する運動普及推進員の育成を促進する。(平成元年度創設)

第 3 表 運動普及推進員研修会実施状況

(単位 市町, 回, 人)

区 分	研 修 会			
	市町数	推進員数	回数	延人員
平成 30 年度	9	1,600	83	3,070
平成 29 年度	8	1,586	84	3,041
平成 28 年度	8	1,602	94	3,293

### 5 健康増進事業等 (予算額 35,261 千円)

#### (1) 健康増進事業 (予算額 35,261 千円)

昭和 57 年度から平成 19 年度まで、老人保健法に基づく保健事業として、市町が実施主体となり、①健康手帳の交付②健康教育③健康相談④健康診査⑤機能訓練⑥訪問指導の 6 事業を実施してきた。

平成 20 年度から、これらの事業のうち、基本健康診査が、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、医療保険者の責任により実施される特定健康診査・特定保健指導に移行し、その他の保健事業



は、健康増進法に基づく健康増進事業として引き続き市町が実施しており、平成25年度からは総合的な保健推進事業が追加された。これら事業に要する費用の一部を負担する。(広島市を除く。)(平成20年度創設)

〔負担割合 国 1/3, 県 1/3, 市町 1/3  
肝炎ウイルス検診無料検診メニューの自己負担相当額分:国 10/10〕

事業名	内容
健康手帳	40歳以上の者であって、特定健診等の健診を受けた者、健康教育、健康相談、訪問指導及び健康増進法に基づく健診等を受けた者に利用を促す。 *平成29年度から交付方法が変更(原則として対象者による厚生労働省HPからのダウンロード)
健康教育	(集団)40歳以上65歳未満の者及びその家族(集団)に対して、健康増進等に関する教育を実施する。 (個別)40歳以上65歳未満の特定保健指導等の対象以外の者に対して、健康増進等に関する教育を実施する。
健康相談	40歳以上65歳未満の者に対し、医師、保健師等が健康に関する指導、助言を行い、必要に応じて血圧測定、検尿等を実施する。 (重点相談, 総合相談)
健康診査	(基本健康診査) 40歳以上で生活保護受給者等、特定健診の対象外の者を対象として健康診査を実施する。 (歯周疾患検診) 40, 50, 60, 70歳の者に実施する。 (骨粗鬆症検診) 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳の女性に実施する。 (肝炎ウイルス検診) 40歳の者及び41歳以上の者であって過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがなく、かつ、本検診の受診を希望する者に実施する。 ※ 肝炎ウイルス検診の個別勧奨メニューは、平成29年度から無料検診メニューに変更(40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者は、自己負担を伴わない受検が可能) 【負担割合:受診者負担相当額:国10/10, 検診費及び個別勧奨経費:国1/3, 県1/3, 市町1/3】
機能訓練	(平成29年度から廃止)
訪問指導	40歳以上65歳未満の者であって、特定保健指導の対象以外の者に対し、保健師等が家庭における療養方法、看護方法、機能訓練方法等の指導を訪問により実施する。
総合的な保健推進事業	健康増進法第19条の2に基づき市町が実施する各健診等の一体的実施及び追加の健診項目に係る企画・検討を実施する。【平成25年度~】

第4表 医療等以外の保健事業の実施状況

(平成31年3月末現在)

事業名		平成30年度	平成29年度	平成28年度
健康手帳の交付		—	—	11,737人
健康教育	集団	20市町 延1,208回	18市町 延1,368回	19市町 延1,953回
	個別	0市町 延0回	1市町 延1回	0市町 延0回
健康相談	総合	18市町 延426回	16市町 延516回	16市町 延669回
	重点	13市町 延537回	12市町 延543回	13市町 延611回
健康診査	基本健康診査	315人	264人	212人
機能訓練		—	—	2市町 2施設
訪問指導		14市町 3,756人	16市町 2,451人	14市町 2,217人

(注) 1 広島市を除く。

2 健康教育, 健康相談, 機能訓練, 訪問指導の4事業については、65歳以上は、平成18年度から地域支援事業(介護予防事業)に移行し、保健事業の対象外となっている。

(2) 特定健康診査・特定保健指導の推進

県民の健康の保持増進を図るため、特定健康診査・特定保健指導を推進する。

事業名	事業内容
特定健康診査	○40歳～74歳の対象者に対し健康診査を実施する。 【基本的な検査】 ・身体計測（身長，体重，腹囲等） ・血圧・血液検査（血糖，脂質等） ・尿検査（糖，蛋白）・診察 【詳細な検査：医師の判断で実施】 ・眼底検査，貧血，心電図，血清クレアチニン検査
特定保健指導	○特定健康診査の受診者のうち，腹囲，血圧，血糖，血中脂質検査等の結果により指導対象者を選定。 ○「動機付け支援」と「積極的支援」に対象者を分けて各指導を行う。 ・動機付け支援：原則1回の指導後6か月以上経過した後に生活習慣の改善状況を評価 ・積極的支援：3か月以上の継続した指導後6か月以上経過した後に評価

6 介護予防（予算額 17,677 千円 ※22 地域支援対策 1 地域包括ケアの推進 (1) 広島県地域包括ケアシステム強化推進事業の一部）

(1) 地域づくりによる介護予防推進支援事業（予算額 4,883 千円）

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく，人と人とのつながりを通じて住民が自ら運営する通いの場を立上げ，継続的に拡大していくような仕組みづくりを行うため，広島県アドバイザーを市町に派遣する等の支援を行う。（平成 26 年度創設）

(2) リハビリテーション専門職等人材育成調整事業（予算額 12,539 千円）

高齢者の生活改善や社会参加に必要な視点で助言できるリハビリテーション専門職が，市町介護予防事業・地域ケア会議や住民運営の通いの場において効果的な取組が実施できるよう派遣体制整備を図る。（平成 27 年度創設）

(3) 介護予防活動普及展開事業（予算額 255 千円）

生涯現役社会を実現するため，先進的な市町村等で取り組んでいる効果的な介護予防の仕組みを展開し，元気な高齢者を増やすことを目的とする。（平成 29 年度創設）

(4) 地域リハビリテーションの推進

地域リハビリテーション広域支援センター等の指定を通じ，地域における専門的な支援体制を確保するとともに，市町の介護予防の取組を支援する。（平成 16 年度創設）

第 5 表 地域リハビリテーション広域支援センター等活動実績

年度	事業回数	連絡調整等	専門職派遣延人数
平成 30 年度	2,866 回	1,166 回	3,521 人

7 【一部新】高齢者の健康づくり「通いの場」推進事業（予算額 19,313 千円 ※22 地域支援対策 1 地域包括ケアの推進 (1) 広島県地域包括ケアシステム強化推進事業の一部）

健康寿命の延伸に向けて，相関性が認められる要支援 1・2，要介護 1 の認定を受けている高齢者の割合を低減するため，介護予防の取組を充実・強化し，高齢者が通える範囲で定期的集まり，身近な人と関わりながら体操などを行い，運動機能や筋力の維持・向上を図る「通いの場」の設置を加速させる。

また，改善効果を「見える化」することで，高齢者の継続意欲を喚起させるとともに，効果検証を通じて，新たな「通いの場」の設置につなげる。（令和元年度創設）

(1) ネットワーク構築

各広域支援センターと市町等でネットワーク会議を設置して、各圏域の地域リハビリ体制に係る協議を行い、顔が見える関係を構築するとともに、各広域支援センターが「通いの場」の支援機関と協力して地域へ確実にリハビリテーション専門職を派遣する仕組みを構築する。

(2) 人材育成の加速

県が人材育成等調整会議を開催し、各職能団体から意見をもらって研修内容を検討し、より実践的な基礎研修・専門研修を実施するとともに、県アドバイザーの派遣を拡大し、「通いの場」の支援機関への助言等に併せて、地域のリハビリテーション専門職へのOJTを行う。

(3) 「通いの場」リーダー育成

優良事例の紹介等を通じて、リーダーのモチベーションの維持や「通いの場」のマンネリ化の防止を図る。

(4) 改善効果の「見える化」推進

改善効果を「見える化」し、高齢者の継続意欲を喚起させるとともに、効果検証を通じて、新たな「通いの場」の設置につなげる。

第6表 「通いの場」の達成目標

年 度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
設置数（個所）	1,355	1,600	2,250	2,950	3,700	4,500
参加者数（人）	30,236	32,000	45,000	59,000	74,000	90,000
高齢者人口に占める「通いの場」の参加者の割合（％）	3.7	3.9	5.4	7.1	8.9	10.8

## 2 4 食育推進対策

### 〔現況及び施策の方向〕

子どもたちが健全な心身と豊かな人間性を培い、全ての県民が生涯にわたって健全な食生活を実践するため、食育基本法及び広島県食育基本条例に基づき平成30年3月に策定した第3次広島県食育推進計画により、食育の普及啓発や推進体制の整備など、食育推進に関する総合的な施策の実施を図る。

### 〔事業の内容〕

#### 1 食育推進計画の推進（予算額 442千円）

広島県食育推進会議等の運営

第3次広島県食育推進計画に基づく施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、広島県食育推進会議を運営する。

また、食育に関する情報収集や市町食育推進計画の作成を支援するため、圏域連絡会議を開催する。  
(平成19年度創設)

- (1) 広島県食育推進会議の開催 年1回（委員20名）
- (2) 圏域連絡会議の開催 年1回

#### 2 普及啓発活動（予算額 1,000千円）

関係団体で組織するひろしま食育・健康づくり実行委員会を設置し、ひろしま食育の日（10月19日）及びひろしま食育ウィークを中心に、食育に関する普及啓発を実施する。（平成19年度創設）

令和元年度は引き続き、地域における食育の推進を図る食育活性化支援事業により、保健所（支所）を中心に食の関係者によるネットワークの構築を図る。

#### 3 食育功労者の表彰（予算額 53千円）

食育の推進に関する活動の一層の促進を図るため、食育の推進に特に功労のあった者を表彰する。  
(平成19年度創設)

#### 4 減塩推進事業

第3次広島県食育推進計画の重点目標の1つである「食塩摂取量の減少」に向け、広島県食育推進会議での提言を踏まえ、「健康生活応援店」の塩分に関する認証基準を平成27年度に見直ししたことに伴い、塩分控えめ等の「健康生活応援店」の募集の取組を「塩分カットばせ！応援店募集」として展開し、一層の塩分控えめの機運醸成を図る。

## 2.5 医療保険制度の安定的な運営

### 〔現況及び施策の方向〕

本県の国民健康保険事業は、県及び23市町並びに4組合の28保険者によって運営され、平成29年度末現在では県人口の22.0%にあたる約62万1千人が加入しており、地域住民の健康の増進に大きく貢献している。（平成20年4月から75歳以上の人を対象とした後期高齢者医療制度が開始されている。）

国民健康保険事業の実施に当たっては、保険料（税）の収納促進、診療報酬明細書等点検調査の充実による給付の適正化及び保健事業の推進に努め、国民健康保険制度の安定的な運営を図ることが必要である。

### 〔事業の内容〕

#### 1 国民健康保険事業

他の医療保険と比較して、高齢者や低所得者の構成割合が高く、経済状況の影響も受けやすい、ぜい弱な財政基盤に加え、多様化・高度化する医療需要の増大等もあり、保険財政は厳しいものとなっている。

各保険者は、国庫補助金、県による助成及び保険料（税）の適正賦課等によって、国民健康保険事業の安定化に努めている。（昭和33年度創設）

第1表 国民健康保険被保険者数等

（単位 人、円、%）

区 分	国民健康保険被保険者数 (年度末現在)	1人当たり 医 療 費	保 険 料 (税) 収 納 率
平成29年度	620,778	392,881	93.62
平成28年度	648,740	388,601	93.12
平成27年度	682,006	392,368	92.34

（注）1人当たり医療費について、市町分は3月～2月診療分により、組合分は4月～3月診療分により算出している。

第2表 国保事業決算の状況

（単位 千円、団体）

区 分	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差 引 額	左 の 内 訳			
				剰 余 (黒字)		不 足 (赤字)	
				保 険 者 数	金 額	保 険 者 数	金 額
平成29年度	349,381,174	340,343,073	9,038,101	27	9,038,101	0	0
平成28年度	360,063,102	352,609,836	7,453,266	27	7,453,266	0	0
平成27年度	375,395,139	371,214,116	4,181,023	27	4,181,023	0	0

#### (1) 被保険者の資格の適用

国民健康保険は、国民皆保険の下に市町及び国民健康保険組合が保険者となって、各種被用者保険に加入していない自営業者等を対象として必要な給付を行っている。（平成30年4月から県も保険者となっている。）

第3表 国民健康保険の適用状況

（単位 団体、世帯、人）

区 分	保 険 者 数			世 帯 数	被 保 険 者 数
	市 町	組 合	計		
平成29年度	23	4	27	393,755	620,778
平成28年度	23	4	27	406,047	648,740
平成27年度	23	4	27	420,102	682,006

（注）年度末現在の数値による。

(2) 保険給付

被保険者の疾病及び負傷に関して療養の給付(義務教育就学前8割,義務教育就学後70歳未満7割,70歳以上75歳未満9・8・7割〔昭和19年4月1日以前生まれの者9割,昭和19年4月2日以降生まれの者8割,現役並み所得者7割〕及び被保険者の出産,死亡等に関して出産育児一時金(404,000円〔産科医療保障制度加入時:420,000円〕),葬祭費(20,000円~50,000円)等を支給している。

第4表 保険給付の状況

(単位 千円, %)

区 分		平成29年度	平成28年度	平成27年度
療養諸費	療 養 の 給 付 費	245,237,671	258,804,726	272,102,515
	療 養 費	1,954,079	2,284,313	2,579,274
	小 計	247,191,750	261,089,039	274,681,789
	対 前 年 増 加 率	▲5.3	▲4.9	1.3
	負 担 区 分	保 険 者 負 担	180,978,024	190,737,634
	被 保 険 者 負 担	55,476,210	58,112,250	59,408,653
	そ の 他 の 負 担	10,737,516	12,239,154	14,067,429
高額療養費・高額介護合算療養費		23,534,650	25,176,925	25,115,150
そ保 の 他 給 の 付	出 産 育 児 一 時 金	937,679	1,052,771	1,176,583
	葬 祭 費	133,300	136,150	135,670
	傷 病 手 当 金 等	67,605	79,011	99,577
	小 計	1,138,584	1,267,932	1,411,830

(注) 広島市, 福山市を含む。

第5表 医療給付に関する諸率の状況

(単位 件, 日, 円)

区 分		受 診 率	1 件 当 たり 日 数	1 日 当 たり 費 用 額	1 人 当 たり 医 療 費
平成29年度	広島県	1,145.11	2.04	13,209	392,881
	全 国	1,046.95	1.92	13,513	348,893
平成28年度	広島県	1,141.69	2.07	12,926	388,601
	全 国	1,037.50	1.94	13,166	339,651
平成27年度	広島県	1,139.27	2.10	12,680	392,368
	全 国	1,029.29	1.97	12,894	337,296

(注) 1 受診率は、「療養の給付」の件数(薬剤支給の件数を除く。)を年間平均被保険者数で除し,100倍した数値であり,被保険者100人当たりの年間受診回数を表している。

2 市町村分は3月~2月診療分により,組合分は4月~3月診療分により算出している。

3 全国の数値は国民健康保険事業年報から引用。

(3) 保険料(税)の収納

保険者のうち市町では,保険料又は保険税のいずれかを選択(国民健康保険組合は保険料に限る。)することができ,本県では,広島市,呉市,尾道市,大竹市が保険料,その他の市町は保険税を採用している。

保険料(税)は,健全財政を確保するため,医療費に見合う額を賦課するよう指導しているが,被保険者に低所得者や無職者が多いため,医療費に見合う保険料(税)の確保は困難な状況がある。

賦課方式は,第6表のとおり,ほとんどの保険者が所得割,資産割,被保険者均等割及び世帯別平等割を賦課する方式を採用している。

平成29年度の1世帯当たり保険料(税)調定額は,第7表のとおり161,315円となっており,前年度に比べて283円,0.2%の増加となった。

なお,市町国保における低所得世帯に対しては,第8表のとおり保険料(税)の軽減の措置が講じられており,全世帯の57.4%が軽減対象世帯である。

第6表 賦課方法別市町数

(医療分・後期分・介護分)

(単位 市町)

区分	所得割・資産割 均等割・平等割	所得割 均等割・平等割	計
保険税	16	3	19
保険料	2	2	4
計	18	5	23
構成比(%)	78.3	21.7	100.0

(注) 平成29年4月1日現在の数値による。

第7表 保険料(税)の収納状況

(単位 千円, %, 円)

区分	保険料(税)額(現年度分)			1世帯当たり調定額			
	調定額	収納額	収納率 広島県(全国)	金額		対前年増加率	
				広島県	全国	広島県	全国
平成29年度	65,033,200	60,880,199	93.61(93.63)	161,315	167,398	0.2	0.1
平成28年度	67,143,733	62,522,894	93.12(93.11)	161,032	167,206	▲0.4	0.9
平成27年度	69,204,177	63,900,330	92.34(92.66)	161,619	165,687	▲1.5	▲1.9

(注) 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。

なお、全国の数値は国民健康保険事業年報から引用。

第8表 低所得世帯に対する保険料(税)軽減措置実施状況

(医療分)

(単位 世帯, %, 人, 千円)

区分	7割軽減				5割軽減				2割軽減			
	世帯数		被保険者数		世帯数		被保険者数		世帯数		被保険者数	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
平成30年度	107,926	28.8	139,623	24.0	59,671	15.9	104,810	18.0	47,553	12.7	84,782	14.6
平成29年度	110,148	28.5	143,491	23.6	59,219	15.3	105,688	17.4	48,754	12.6	88,136	14.5
平成28年度	112,830	28.2	148,547	23.2	59,624	14.9	108,357	16.9	49,998	12.5	92,274	14.4
区分	計				軽減額							
	実数	割合	実数	割合								
平成30年度	215,150	57.4	329,215	56.5	6,700,920 (6,647,612)							
平成29年度	218,121	56.5	337,315	55.4	6,840,023 (6,723,576)							
平成28年度	222,452	55.6	349,178	54.5	6,951,506 (6,747,369)							

(後期分)

(単位 世帯, %, 人, 千円)

区分	7割軽減				5割軽減				2割軽減			
	世帯数		被保険者数		世帯数		被保険者数		世帯数		被保険者数	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
平成30年度	107,926	28.8	139,623	24.0	59,671	15.9	104,810	18.0	47,553	12.7	84,782	14.6
平成29年度	110,148	28.5	143,491	23.6	59,219	15.3	105,688	17.4	48,754	12.6	88,136	14.5
平成28年度	112,830	28.2	148,547	23.2	59,624	14.9	108,357	16.9	49,998	12.5	92,274	14.4
区分	計				軽減額							
	実数	割合	実数	割合								
平成30年度	215,150	57.4	329,215	56.5	2,104,762 (2,088,145)							
平成29年度	218,121	56.5	337,315	55.4	2,071,534 (2,036,611)							
平成28年度	222,452	55.6	349,178	54.5	2,102,391 (2,041,434)							

(介護分)

(単位 世帯, %, 人, 千円)

区分	7割軽減				5割軽減				2割軽減			
	世帯数		被保険者数		世帯数		被保険者数		世帯数		被保険者数	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
平成30年度	42,274	28.8	45,802	26.7	20,367	13.9	24,460	14.2	16,062	10.9	19,433	11.3
平成29年度	42,998	27.9	46,538	25.6	21,139	13.7	25,580	14.1	17,192	11.1	20,958	11.5
平成28年度	44,197	26.9	48,065	24.5	22,461	13.7	27,437	14.0	18,489	11.3	22,844	11.7
区分	計				軽減額							
	実数	割合	実数	割合								
平成30年度	78,703	53.6	89,695	52.2	661,762 (644,216)							
平成29年度	81,329	52.7	93,076	51.2	693,441 (654,479)							
平成28年度	85,147	51.8	98,346	50.2	715,658 (648,440)							

(注) 1 市町国保(全被保険者分)のみの数値である。

2 軽減額の( )は、退職被保険者分を除いた数値である。

3 世帯数及び被保険者数は、4月1日現在の数値による。

(4) 国庫補助の状況

保険料（税）とともに国保財政の主な財源となっているのは国庫支出金であり、平成29年度歳入総額に対する割合は20.3%である。

第9表 国庫支出金の状況

(単位 千円)

区 分	平成29年度	平成28年度	平成27年度
事務費負担金	41,253	42,223	43,647
療養給付費等負担金	49,652,223	52,082,114	54,329,251
高額医療費共同事業負担金	1,825,764	2,118,229	1,817,460
特定健康診査等負担金	297,485	284,547	279,499
普通調整交付金	12,452,226	12,993,944	13,350,287
特別調整交付金	5,051,038	4,625,354	5,226,641
出産育児一時金等補助金	372,528	134,735	63,544
特別対策費補助金	0	3,133	0
計	69,692,517	72,284,279	75,110,329

(注) 広島市、福山市を含む。

(5) 保険者の実地指導等

国民健康保険事業の適正な運営を図るため、保険者の実地指導等を随時行い、事業運営の健全化に努める。(平成29年度においては、平成30年度からの国保県単位化に向けて、事務処理方法の統一に係る協議・検討に集中する観点で、実地指導の実施を見送った。また、平成30年度については、7月の豪雨災害の影響、保険者の負担軽減等を考慮し一般指導を6団体のみに実施した。)

第10表 保険者等の実地指導の状況

(単位 団体)

区 分	一 般 指 導	特 別 指 導
平成30年度	6	0
平成29年度	0	0
平成28年度	12	8

第11表 国民健康保険直営診療施設の決算状況

ア 病院

(単位 会計, 千円)

区 分	会計数	損 益 の 状 況				未処理 欠損金	不 良 債務額	未処理 利益 剰余金
		会計数	当年度 純利益	会計数	当年度 純損失			
平成29年度	8	4	175,732	4	210,244	1,952,049	0	1,998,687
平成28年度	8	5	263,246	3	270,058	1,600,929	0	1,937,382
平成27年度	8	8	638,198	0	0	1,631,981	0	1,629,396

イ 診療所

(単位 会計, 千円)

区 分	会 計 数	黒 字		赤 字	
		会 計 数	黒 字 額	会 計 数	赤 字 額
平成29年度	13	9	74,946	4	22,288
平成28年度	13	10	73,025	3	5,914
平成27年度	13	11	93,133	2	3,897

(6) 保険医療機関等の指導監査

各種医療保険における療養の給付を取扱う保険医療機関等について、保険診療の適正化を期するため、医療担当者を対象とした個別指導及び集団指導並びに保険医療機関等に対する指導監査を中国四国厚



生局と連携して実施する。

第 12 表 平成 30 年度保険医療機関等指導監査件数及び返還金処理状況

(単位 機関, 円)

区 分	機 関 数			返還金額	説 明
	監 査	個別指導	集団指導		
医 科	0	76	416	223,951,878	国民健康保険法, 高齢者の医療の確保に関する法律, 生活保護法の医療に関するものなど
歯 科	1	52	297	9,694,195	
薬 局	0	86	317	2,956,375	
訪 問 看 護	0	0	44	0	
柔 道 整 復	0	2	85	0	
計	1	216	1,159	236,602,448	

(7) 国保事業等の推進 (予算額 2,166 千円)

適正かつ安定的な国保事業等の運営が図られるよう, 保険者に対する助言・指導を行う。(昭和 63 年度創設)

(8) 国民健康保険事業状況データ作成 (予算額 2,726 千円)

事業状況等のデータ作成業務を広島県国民健康保険団体連合会に委託して実施する。(昭和 63 年度創設)

(9) 市町国保財政助成事業 (予算額 8,327,004 千円)

市町に対し, 保険基盤安定制度に対する助成を行う。(昭和 63 年度創設)

第 13 表 市町国保財政助成事業の状況

(単位 千円)

事 業 名	内 容		令和元年度 (予定)	平成 30 年度	平成 29 年度
保険基盤安定負担金	負担割合	(保険料(税)軽減分) 県 3/4, 市町 1/4 (保険者支援分) 国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4	8,327,004	8,321,130	8,371,525
高額医療費 共同事業負担金	負担割合	国 1/4, 県 1/4, 市町 1/2	—	—	1,498,660

(注) 広島市, 福山市を含む。

(10) 国民健康保険事業費特別会計繰入金事業 (予算額 14,656,393 千円)

平成 30 年度から, 県が国民健康保険の保険者として財政運営の責任主体となったことに伴い設置・運営している特別会計に対し, 一般会計から県が負担する費用分の繰入を行う。(平成 30 年度創設)

第 14 表 国民健康保険事業費特別会計繰入金事業の状況

(単位: 千円)

	内 容	負担割合	令和元年度 (予定)	平成 30 年度	平成 29 年度
高額医療費 負担金繰入金	市町国保のレセプト 1 件当たり 80 万円を超過する医療費の一定 割合を負担	国 : 1/4 県 : 1/4 市町 : 1/2	1,490,996	1,715,173	1,498,660
都道府県繰入金	市町国保給付費等の 9%を負担	国 : 41/100 県 : 9/100	12,808,695	12,201,380	12,283,231
特定健康診査等 負担金繰入金	市町国保が実施する特定健康診 査・特定保健指導に要する経費の 一部を負担	国 : 1/3 県 : 1/3 市町 : 1/3	350,200	269,207	284,911
その他繰入金	保険者事務に係る総務費, 運営協 議会費等の経費を負担	県 : 10/10	6,502	3,633	—

(注) 1 広島市, 福山市を含む。

2 平成 29 年度は市町に助成した実績。

(11) 広島県国民健康保険審査会の運営（予算額 243 千円）

市町等が行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う第三者機関として設置している広島県国民健康保険審査会を運営する。

第 15 表 審査請求の状況

(単位 件)

年 度	裁決件数	審 理 結 果
平成 30 年度	5	(一部認容) 1 件, (棄却) 3 件, (却下) 1 件
平成 29 年度	3	(棄却) 1 件, (却下) 2 件
平成 28 年度	0	—

(12) 国民健康保険事業費特別会計（予算額 244,258,286 千円）

平成 30 年度から、県が国民健康保険の保険者として財政運営の責任主体となったことに伴い、国民健康保険法第 10 条に基づき、特別会計を設置・運営する。(平成 30 年度創設)

2 後期高齢者医療制度

平成 20 年度から 75 歳以上の高齢者（65 歳～74 歳の一定程度の障害のある者を含む。）を対象とした新たな医療保険制度が開始された。

この制度は、全ての市町が参加する後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、保険料の決定、医療の給付等を行う。

(1) 後期高齢者医療に係る医療給付費の負担（予算額 33,985,861 千円）

高齢者の健康保持と適切な医療の確保を図るため、後期高齢者医療広域連合が実施する法による医療等に要する費用（一定以上所得者に係る医療等に要する費用を除く。）の一部（12 分の 1）を負担する。(平成 20 年度創設)

ア 対象者

75 歳以上の人及び 65 歳以上 75 歳未満で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けている人

イ 医療費の自己負担割合

一般の人は 1 割、現役並み所得者は 3 割

ウ 保険料

平成 30～31 年度の年間保険料は、均等割額（被保険者全員が均等に負担）45,500 円と所得割額（総所得金額等－基礎控除）×所得割率 8.76% の合計となる。

なお、所得の低い人は、世帯の所得に応じて均等割額が軽減される。

第 16 表 後期高齢者医療県負担金給付状況

(単位 人, 千円)

区 分	受 給 者 数 (A)	後 期 高 齢 者 医 療 給 付 費 (B)	(B) の うち 県 費 負 担 額	1 人 当 たり 給 付 費 (B) / (A) 円
令和元年度(予定)	421,190	431,012,921	33,985,861	1,023,322
平成 30 年度	409,585	394,402,823	31,437,266	962,933
平成 29 年度	399,410	386,818,463	31,426,400	968,475

(2) 後期高齢者医療助成事業（予算額 7,067,353 千円）

後期高齢者広域連合の財政安定化を図るため、第17表のとおり事業を実施する。（平成20年度創設）

第17表 後期高齢者医療助成状況

（単位 千円）

区 分	事 業 内 容	負担割合	令和元年度 (予定)	平成30年度	平成29年度
保険基盤安定負担金	低所得世帯等の保険料（均等割）の軽減措置分を補填	県 :3/4 市町:1/4	5,363,851	5,225,137	4,982,692
高額医療費負担金	高額な医療費による広域連合の財政リスクを緩和するため、レセプト1件当たり80万円を超過する医療費の一定割合を補填	国 :1/4 県 :1/4 広域連合:1/2	1,703,301	1,693,027	1,485,078
財政安定化基金繰入金	広域連合の財政不足等に対する貸付又は交付を行うため、県に「財政安定化基金」を設置	国 :1/3 県 :1/3 広域連合:1/3	201	800	440
財政安定化基金取崩	後期高齢者保険料の軽減を図るため、保険料収納額の減等による財源不足に対し、基金を取り崩し、広域連合に交付	県:10/10	0	0	0

(3) 後期高齢者医療財政安定化基金の運営（平成30年度末基金額 4,007,897 千円）

後期高齢者医療広域連合の財政の安定化を図るため、給付の見込み誤りや保険料の未納による財源不足等に対し、県に設置している後期高齢者医療財政安定化基金から、貸付又は交付を行う。（平成20年度創設）

第18表 後期高齢者医療財政安定化基金の運営状況

（単位 千円）

区 分	積立額	貸付・交付額	摘 要
平成30年度	800	0	負担割合 国1/3, 県1/3, 広域連合1/3 (平成30年度は運用益のみ)
平成29年度	440	0	
平成28年度	399	0	

(4) 広島県後期高齢者医療審査会の運営（予算額 242 千円）

広島県後期高齢者医療広域連合及び市町が行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う第三者機関として設置している広島県後期高齢者医療審査会を運営する。

第19表 審査請求の状況

（単位 件）

年 度	裁決件数	審 理 結 果
平成30年度	0	
平成29年度	2	(棄却) 2件
平成28年度	2	(棄却) 1件, (却下) 1件

3 医療費適正化の推進

本県における医療費の適正化を図るため、「第3期広島県医療費適正化計画」（計画期間：平成30年度～令和5年度）に基づき、「県民の健康づくりに向けた取組」及び「適正受診の推進」等の施策を計画的に推進する。

(1) 医療費適正化計画検討委員会の開催等（予算額 1,548 千円）

平成 29 年度に策定した「第 3 期広島県医療費適正化計画」（計画期間：平成 30 年度～令和 5 年度）について、施策の取組状況や目標値の進捗状況の検証など、計画の進行管理を行う。

(2) レセプト点検指導の実施（予算額 3,304 千円）

レセプト点検調査事務の充実に取り組むため、市町の実地指導を行う。また、市町のレセプト点検員等を対象とした研修会を実施する。

第 20 表 平成 30 年度国民健康保険レセプト点検の実施状況

区 分	内 容
実 地 指 導	10 市町

第 21 表 平成 30 年度研修会実施状況

区 分	内 容	回 数
レセプト点検員研修	レセプト点検の事例研究等について	3 回

(3) 【新】 後発医薬品使用促進事業（予算額 8,811 千円）

後発医薬品の使用促進が図られるよう、普及啓発活動を行う。（平成 30 年度創設）

## 2.6 介護保険制度の安定的な運営

### 〔現況及び施策の方向〕

施行後 18 年を経過した介護保険制度は、今後到来する超高齢社会における介護問題に対処するため、共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、高齢者を始めとする多くの県民に受け入れられ、サービス利用者数や利用量が増加しており、おおむね順調に定着してきたところである。

しかしながら、一方では、制度の持続可能性やサービスの質の問題など解決すべき課題も多く、なかでも介護給付適正化への取組が急務となっており、介護保険制度の円滑な実施に向けて取り組む必要がある。

第 1 表 介護保険第 1 号被保険者数等

(単位 人, 団体)

区 分	第 1 号 被保険者数	保 険 者 数			
		市町村	広域連合	一部事務組合	計
平成 30 年度	812,750	23	0	0	23
平成 29 年度	805,471	23	0	0	23
平成 28 年度	797,304	23	0	0	23

(注) 1 「第 1 号被保険者」とは、介護保険法第 9 条第 1 号にいう「市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者」である。

(注) 2 各年度 3 月 31 日現在の数値による。

第 2 表 要介護（要支援）認定者数

(単位 人, %)

区 分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
第 1 号被保険者	27,229	22,507	30,385	25,200	19,500	16,777	13,844	155,442
第 2 号被保険者	307	444	397	527	297	244	314	2,530
総 数	27,536	22,951	30,782	25,727	19,797	17,021	14,158	157,972
構 成 比	17.4%	14.5%	19.5%	16.3%	12.5%	10.8%	9.0%	100.0%

(注) 1 「第 2 号被保険者」とは、介護保険法第 9 条第 2 号にいう「市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者」である。

2 平成 31 年 3 月 31 日現在の数値による。

### 〔事業の内容〕

「第 7 期ひろしま高齢者プラン」(平成 30～32 年度)に基づき、高齢者の自立を支援し、住み慣れた地域で、できるだけ生活が継続できるよう、適正な介護サービスの提供を推進するとともに、介護サービスの質の確保・向上を促進する。

#### 1 介護保険給付費等の負担（予算額 37,818,576 千円）

介護保険法第 123 条の規定により、介護保険の保険者である市町の介護給付及び予防給付に要する費用の額の 12.5%又は 17.5%に相当する額を負担する。(平成 12 年度創設)

また、同規定により、市町が要介護状態等になるおそれの高い高齢者等を対象に介護予防等の取組を行う地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業, 包括的支援事業及び任意事業)に要する費用の額の 12.5%又は 19.25%に相当する額を負担する。(平成 18 年度創設)

さらに、低所得者が介護保険料を負担し続けることを可能にするため、介護保険法の改正により公費を投入して低所得者の第 1 号保険料の軽減を強化する。市町が軽減した介護保険料の 1/4 の額を負担する。(平成 27 年度創設)

第3-1表 市町の給付額及び県負担金の状況

(単位 千円, %)

区 分	市町給付額	県負担金	県負担割合
令和元年度(予定)	243,601,496	34,758,670	居宅 12.5%・施設等 17.5%
平成30年度(見込)	229,880,972	33,023,684	居宅 12.5%・施設等 17.5%
平成29年度	226,714,807	32,495,041	居宅 12.5%・施設等 17.5%

(注) 各年度の決算額(ただし、令和元年度は当初予算額)の金額である。

第3-2表 市町の地域支援事業に要する費用の額及び県負担金(交付金)の状況

(単位 千円, %)

区 分	市町の地域支援事業に要する費用の額	県負担金(交付金)	県負担割合
令和元年度(予定)	17,890,716	2,607,811	介護予防・日常生活支援総合事業 12.5% 包括的支援事業・任意事業 19.25%
平成30年度(見込)	15,702,480	2,310,264	介護予防・日常生活支援総合事業 12.5% 包括的支援事業・任意事業 19.25%
平成29年度	11,450,805	1,762,356	介護予防・日常生活支援総合事業 12.5% 包括的支援事業・任意事業 19.5%

(注) 各年度の決算額(ただし、令和元年度は当初予算額)の金額である。

第3-3表 低所得者介護保険料軽減強化事業に要する県負担金の状況

(単位 千円)

年 度	市町軽減額	県負担金	補助割合
令和元年度(予定)	1,808,380	452,095	国1/2, 県1/4, 市町1/4
平成30年度(見込)	467,448	116,862	国1/2, 県1/4, 市町1/4
平成29年度	457,110	114,278	国1/2, 県1/4, 市町1/4

(注) 令和元年度は当初予算額の金額である。

## 2 介護保険財政安定化基金の運営

市町の介護保険財政が、予想以上の給付費の増大や保険料の収納不足により財源不足を生じる場合、介護保険法第147条の規定により県に設置している財政安定化基金から、資金の貸付や交付を行う。

なお、平成15年度から基金への積立を一時休止している。(平成12年度創設)

第4表 介護保険財政安定化基金の積立状況

(単位 千円)

区 分	積立額	摘 要
令和元年度(予定)	284	貸付を受けた市町からの償還金及び運用収入の積立
平成30年度	787	
平成29年度	540	

(注) 各年度の決算額(ただし、令和元年度は当初予算額)の金額である。

## 3 低所得者等の利用者負担の軽減(予算額 11,176千円)

低所得者が介護サービスを利用する際の負担について、軽減措置を講じることにより、介護保険制度の円滑な実施を図る。(平成12年度創設)

### (1) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業

障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた低所得者について、訪問介護等に係る利用者負担を10%から0%に軽減する措置を行う市町に対して補助する。

第 5-1 表 障害者ホームヘルプサービス利用者支援措置事業の状況  
(単位 団体, 千円)

年 度	対 象 市 町 数	補 助 額
令和元年度(予定)	3	182
平成 30 年度	3	105
平成 29 年度	3	109

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値  
(ただし、令和元年度は当初予算時点の数値) [補助割合 国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4]

- (2) 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業  
低所得者が介護サービスを利用した際に、サービスの提供主体である社会福祉法人等が利用料の軽減を行った場合に支援を行う市町に対して補助する。

第 5-2 表 社会福祉法人等サービス利用者負担額軽減制度事業の状況  
(単位 団体, 千円)

年 度	対 象 市 町 数	補 助 額
令和元年度(予定)	21	10,649
平成 30 年度	21	10,379
平成 29 年度	20	9,688

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値  
(ただし、令和元年度は当初予算時点の数値) [補助割合 国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4]

- (3) 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業  
特別地域加算が行われる離島等地域において、訪問介護等を利用する低所得者の利用者負担を 10% から 9% に軽減する措置を行う市町に対して補助する。

第 5-3 表 離島等地域利用者負担額軽減措置事業の状況  
(単位 団体, 千円)

年 度	対 象 市 町 数	補 助 額
令和元年度(予定)	2	345
平成 30 年度	2	313
平成 29 年度	2	404

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値  
(ただし、令和元年度は当初予算時点の数値) [補助割合 国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4]

- (4) 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業  
小規模事業所加算が行われる中山間地域等の地域において、訪問介護等を利用する低所得者の利用者負担を 10% から 9% に軽減する措置を行う市町に対して補助する。

第 5-4 表 中山間地域等利用者負担額軽減措置事業の状況  
(単位 団体, 千円)

年 度	対 象 市 町 数	補 助 額
令和元年度(予定)	0	0
平成 30 年度	0	0
平成 29 年度	0	0

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値  
(ただし、令和元年度は当初予算時点の数値) [補助割合 国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4]

#### 4 広報

介護保険制度の内容及び県の取組について広く周知を図るため、県の広報媒体等を活用した広報事業を実施する。

#### 5 広島県介護保険審査会の運営（予算額 1,241 千円）

保険者である市町の行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う第三者機関として設置している広島県介護保険審査会を運営する。（平成 11 年度創設）

第 6 表 審査請求の状況

（単位 件）

年 度	裁決件数	審 理 結 果
平成 30 年度	7	裁決（棄却）6 件，（認容）1 件
平成 29 年度	4	裁決（棄却）4 件
平成 28 年度	2	裁決（棄却）1 件，（認容）1 件

#### 6 介護給付の適正化（予算額 24,655 千円）

高齢化の進展に伴い、介護給付費が増大する中で、「第 4 期広島県介護給付適正化計画」（平成 30～令和 2 年度）に基づき、県、市町及び広島県国民健康保険団体連合会が連携して介護給付の適正化に取り組むことにより、制度の安定的運営の維持を図る。

##### (1) 保険者（市町）の指導・支援（予算額 1,360 千円）

県・市町が十分な連携を図り、介護保険制度の適正な運営を推進するため、保険者である市町に対する指導・支援等を実施する。（平成 12 年度創設）

##### (2) 認定調査員等の研修（予算額 2,295 千円）

認定調査の標準化・適正化に向けて、認定調査員等に対する研修事業を実施する。

（単位 千円）

区 分	研 修 名	内 容	予 算 額
要介護認定	認定調査員新規研修	新規に認定調査に従事する者に対する認定調査の手法・調査の留意点等に関する研修（平成 11 年度創設）	939
	認定調査フォローアップ研修	現に認定調査に従事している認定調査員に対する事例検討等による調査の実施方法等に関する研修（平成 19 年度創設）	1,356
	介護認定審査会委員研修	要介護認定の仕組み・介護認定審査会の審査・判定の方法等に関する研修（平成 11 年度創設）	—
	認定審査会運営適正化研修	審査会事務局職員に対する認定審査の適正な運営のための知識・技能に関する研修（平成 20 年度創設）	—

（注）認定調査フォローアップ研修、介護認定審査会委員研修及び認定審査会運営適正化研修は、隔年実施である。

##### (3) 保険者機能強化支援事業（予算額 21,000 千円）

保険者である市町の意識改革を促し、保険者による介護費用等の分析、財政的インセンティブ評価指標の取組への支援やケアプラン点検研修の実施により、保険者機能の強化を図る。（平成 30 年度創設）



## 2 7 災害救助対策

### 〔現況及び施策の方向〕

我が国は、気象や地理的要因により自然災害を受けやすく、毎年のように風水害や地震等の災害が発生し、甚大な人的・物的被害が生じている。

このため、災害が発生した際には、災害救助法による救助、災害弔慰金、災害見舞金等の支給や災害援護資金の貸付等により、被災者の救助・支援を行うとともに、南海トラフ巨大地震を想定した応急救助物資の計画的な備蓄を行い、災害応急救助体制の確立を図る。

また、平成 23 年に発生した東日本大震災における被災者に対し、必要な支援を行う。

### 〔事業の内容〕

#### 1 災害救助法による救助（予算額 1,475,261 千円）

災害によって一定規模以上の被害が生じ、被災者が応急的救助を必要とする場合に、県は災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全のための措置を行う。（昭和 23 年度創設）

第 1 表 災害救助法の適用状況

区 分	期 日	適 用 市 町（適用災害）
平成 30 年度	7 月 5 日	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町（平成 30 年 7 月豪雨災害）
平成 26 年度	8 月 20 日	広島市（8.19 からの大雨災害）
平成 22 年度	7 月 14、16 日	呉市、庄原市、世羅町（7.12 からの大雨災害）
平成 16 年度	9 月 7 日	呉市、倉橋町（台風第 18 号）
平成 12 年度	3 月 24 日	広島市、呉市、三原市、下蒲刈町、蒲刈町、宮島町、河内町、川尻町、豊浜町、豊町、大崎町、東野町、木江町（平成 13 年芸予地震）
平成 11 年度	6 月 29 日	広島市、呉市（6.23～7.3 梅雨前線豪雨）

#### 〔参 考〕災害救助法による救助の適用基準

市 町 の 人 口		住 家 滅 失 世 帯 数
5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上	15,000 "	40 "
15,000 "	30,000 "	50 "
30,000 "	50,000 "	60 "
50,000 "	100,000 "	80 "
100,000 "	300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

（注）1 市町の人口規模に応じ、住家滅失世帯数が、この表の基準に達した場合、災害救助法による救助を実施できる。

2 県内で、住家滅失世帯数が 2,000 に達した場合は、市町ごとの住家滅失世帯数は、この基準の 2 分の 1 とする。

3 住家滅失世帯数の算定に当たっては、全壊（焼）を 1、半壊（焼）を 2 分の 1、床上浸水を 3 分の 1 として計算する。

#### 2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付（予算額 32,475 千円）

市町が、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき被災者等に対して次のような援護をする場合に必要な財源の助成を行うとともに、制度運営についての指導助言を行う。（昭和 48 年度創設）

被災者等に対する援護措置の概要

区 分	要 件	援 護 の 内 容	負 担 割 合
災害弔慰金の支給	法で定める一定規模以上の自然災害で死亡した場合	生計維持者の死亡 500万円 その他の者の死亡 250万円	国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4
災害障害見舞金の支給	法に定める一定規模以上の自然災害で所定の障害を受けた場合	生計維持者の障害 250万円 その他の者の障害 125万円	国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4
災害援護資金の貸付	県内で災害救助法が適用された災害で所定の被害を受けた場合	貸付限度額 150万円～350万円	国 2/3, 県 1/3 (広島市を除く。)

(注) 災害援護資金の貸付には、所得制限がある。

第2表 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

(単位 件, 千円)

区 分	弔 慰 金 ・ 障 害 見 舞 金 の 支 給		援 護 資 金 の 貸 付	
	件 数	支 給 額	件 数	貸 付 額
平成 30 年度	120	380,000	23	31,400
平成 29 年度	0	0	0	0
平成 28 年度	2	7,500	0	0

(注) 災害援護資金の貸付は、広島市分を除く。

3 広島県災害見舞金等の支給 (予算額 26,100 千円)

自然災害により死亡した人の遺族又は住家に被害を受けた世帯の世帯主に対して、次の見舞金等を支給する。(昭和 62 年度創設)

被災者等に対する援護措置の概要

区 分	要 件	援 護 の 内 容	負 担 割 合
災害弔慰金の支給	災害により死亡した場合	死亡者 1 人につき 50 万円	県 10/10
災害見舞金の支給	災害により住家の全壊又は半壊の被害があった場合	全壊 1 世帯当たり 30 万円 半壊 " 10 万円	県 10/10

第3表 広島県災害見舞金等の支給

(単位 件, 千円)

区 分	件 数	支 給 額
平成 30 年度	4,388	628,500
平成 29 年度	2	400
平成 28 年度	21	31,000

4 被災者生活再建支援制度 (予算額 2,500 千円)

(1) 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法 (平成 10 年法律第 66 号) に基づき、自然災害により住家が全壊等した被災者に対して、その生活再建のために支援金を支給する。(平成 11 年度創設)

(2) 広島県被災者生活再建支援制度 (予算額 2,500 千円)

被災者生活再建支援法が適用されることとなる災害について、被災者世帯数が被災者生活再建支援法の基準に満たない市町において、自然災害により住家が全壊等した被災者に対して、市町と共同し、その生活再建のための支援金を支給する。(平成 12 年度創設)

第4表 広島県被災者生活再建支援制度の実績

(単位 件, 千円)

区 分	件 数	支 給 額
平成23年度	3	3,000
平成22年度	3	2,062
平成16年度	4	1,896

被災者生活再建支援制度の概要

支給額は、次の2つの支援金の合計額（単数世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金〔基礎支援金〕

住宅の被害程度	全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯	大規模半壊
支給額	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金〔加算支援金〕

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅除く)
支給額	200万円	100万円	50万円

5 災害応急救助物資備蓄事業（予算額 35,171千円）

大規模な地震災害等に備え、「災害応急救助物資の備蓄・調達検討報告書」（平成29年1月）による備蓄計画に基づき、食料、生活必需品等を備蓄している。（平成10年度創設）

災害応急救助物資の備蓄

備蓄想定災害	南海トラフ巨大地震
備蓄品目	食料：乾パン（今後クラッカー等に変更）、高齢者用食、乳幼児食、粉ミルク 生活必需品：毛布、おむつ、生理用品、簡易トイレ （ほ乳びん：市町で備蓄） 救急医療セット
備蓄対象期間	2日分（食料は発災当日及び翌日の4食分）を県、市町で分担備蓄 （発災当日：市町、翌日：県）
備蓄方法	広島県防災拠点施設備蓄倉庫に備蓄するとともに、民間物流倉庫等の在庫を県の備蓄とみなす流通備蓄方式等を進める。 （救急医療セットは県立病院に備蓄）

6 東日本大震災被災者住生活支援事業（予算額 380千円）

東日本大震災の被災者の住生活を支援するため、公営住宅を提供する関係市等の求償事務を行う。（民間賃貸住宅の借り上げは平成28年度末で終了。）（平成23年度創設）

## 2 8 地域福祉活動の振興

### 〔現況及び施策の方向〕

団塊の世代の高齢化を契機として、高齢化が一層進行し、要介護者、認知症高齢者、単独・夫婦のみの世帯の高齢者が増加する一方で、現役世代人口は減少しているところです。今後も、県民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体、自治会など関係機関や関係者の協力と地域住民の協働により、地域の中で様々な支援を受けながら生活できるよう、地域福祉活動の振興に努める。

### 〔事業の内容〕

#### 1 組織の育成

##### (1) (社福) 広島県社会福祉協議会への指導援助

地域福祉の推進を図るため、地域福祉の推進を目的とする団体である社会福祉協議会、市町社会福祉協議会の指導、援助機関である(社福) 広島県社会福祉協議会に対する指導援助に努める。

第1表 広島県社会福祉協議会会費

(単位 千円)

区 分	令和元年度	平成30年度	平成29年度	負担割合
県 分 担 金	400	400	400	県 10/10

##### (2) (社福) 広島県共同募金会への指導援助

共同募金運動が県民の理解と支持のもとに、更に発展するよう(社福) 広島県共同募金会に対する指導援助に努める。(昭和22年度創設)

第2表 広島県共同募金運動の募金状況

(単位 千円)

区 分	平成30年度	平成29年度	平成28年度
目 標 額 総 数	360,000	380,000	400,000
実 績 額 総 数	320,775	329,382	334,685

(注) 平成21年度から、従来の「赤い羽根共同募金」運動期間終了後、「使途選択募金」運動を3か月間実施

#### 2 地域福祉活動推進基盤の整備(「ふれあい基金」の補助)(予算額 5,000千円)

(社福) 広島県社会福祉協議会が実施している交通遺児就学奨励金給付事業の原資として、「ふれあい基金」のうちの「交通遺児就学奨励基金」に補助する。(平成4年度創設)

第3表 ふれあい基金(交通遺児就学奨励基金)への補助状況

(単位 円)

区 分	補 助 額	摘 要
平成30年度	3,166,212	基金により次の事業を行う。 ・交通遺児就学奨励金給付事業 ・児童養護施設入所児童等就職奨励金給付事業 (平成25年度より)
平成29年度	3,183,564	
平成28年度	3,239,743	

### 3 地域福祉実践活動の振興

#### (1) 福祉サービス利用援助事業（予算額 108,393 千円）

認知症高齢者，知的障害者など，判断能力が不十分であることにより，様々な保健・福祉サービスを適切に利用することが困難な人に対して，適切な利用援助等を行い，地域で自立した生活ができるよう支援する体制を整備する。（平成 11 年度創設）

第 4 表 利 用 状 況

（単位 件）

区 分	相 談 件 数	契 約 締 結 件 数
平成 30 年度	70,636	195
平成 29 年度	77,291	223
平成 28 年度	72,163	221

（注）1 広島市を除く。

2 相談件数は，次により計上している。

- ・相談件数は，同一事案であっても相談 1 回当たり 1 件を計上している。
- ・平成 19 年度から当該事業に係る問合せについても相談件数に計上している。

補助額	（社福）広島県社会福祉協議会	23,065 千円
	基幹的社会福祉協議会	85,328 千円
負担割合	国 1/2，県 1/2	

#### (2) 福祉サービス苦情解決事業（予算額 8,639 千円）

福祉サービスに関する利用者からの苦情に適切に対応するため，助言，相談，調査若しくはあつせん又は県知事への通知を行うことにより，福祉サービスの適切な利用又は提供を支援するとともに，福祉サービスの利用者の権利を擁護する。（平成 12 年度創設）

第 5 表 相 談 状 況

（単位 件）

区 分	受 付 件 数	問 合 せ 件 数
平成 30 年度	42	66
平成 29 年度	97	84
平成 28 年度	80	74

補助額	（社福）広島県社会福祉協議会	8,639 千円
負担割合	国 1/2，県 1/2	

#### (3) 地域生活定着支援事業（予算額 23,369 千円）

高齢又は障害を有するため福祉的支援が必要な矯正施設退所予定者に対して，地域生活定着支援センターによる支援を行い，司法と福祉が連携して，社会復帰及び再犯防止を図る。（平成 22 年度創設）

#### (4) 広島県社会福祉協議会事業（予算額 36,714 千円）

（社福）市町社会福祉協議会と（社福）広島県社会福祉協議会が協働し実施する，小地域福祉活動の推進のための事業を支援し，地域における住民を主体とする福祉活動の推進を図る。（昭和 43 年度創設）

第 6 表 （社福）広島県社会福祉協議会に対する小地域福祉活動を支援する事業補助の状況

（単位 千円）

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	負 担 割 合
小地域福祉活動の支援に係る事業 （福祉活動指導員費，活動費等）	27,597	27,597	27,597	県 10/10
	6,688	6,688	6,688	県 1/2，国 1/2
計	34,285	34,285	34,285	

- (5) 広島県地域医療介護総合確保事業（予算額 20,052 千円）  
 地域において、在宅の高齢者を支える住民リーダー等の養成や認知症高齢者等を支える市民後見人の養成等を行う。（平成 27 年度創設）

第 7 表 補 助 状 況

（単位 千円）

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
助け合いによる生活支援の担い手養成事業	—	6,509	6,509
権利擁護人材の担い手養成・確保事業	18,371	17,059	10,289

#### 4 ボランティア活動の振興（予算額 6,190 千円）

（社福）広島県社会福祉協議会が設置している広島県ボランティアセンターが実施する福祉ボランティア活動の広域的推進機能の充実を図る。（平成 6 年度創設）

○ 負担割合 国 1/2, 県 1/2

##### (1) ボランティアセンター事業（予算額 4,181 千円）

県ボランティアセンターにボランティアコーディネーターを配置し、福祉ボランティアの相談、斡旋に努めるとともに、インターネットによる福祉ボランティア情報の発信・検索及び福祉ボランティアのための活動の場の提供を行う。（平成 9 年度創設）

##### (2) 災害時における被災者支援体制の構築事業（予算額 1,005 千円）

災害時の被災者への支援に備え、関係団体がネットワークを構築し、被災者生活サポートボランティア推進会議等を実施する。（平成 19 年度創設）

##### (3) 若い世代・企業との連携、担い手づくり・連携支援事業（予算額 1,004 千円）

県・市町社協と大学との連携会議、市町社協と学生ボランティア等との連携事業の実施

#### 5 老人保健福祉月間事業（予算額 98 千円）

県民の間に広く高齢者の福祉について関心と理解を深めるとともに、高齢者に自らの生活の向上に努める意欲を促すため、9 月を老人保健福祉月間と定め、市町及び関係団体と協力して、諸行事を実施する。（昭和 42 年度創設）

第 8 表 老人保健福祉月間事業の実施状況

事 業	事 業 内 容
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懸垂幕の掲示</li> <li>・県ホームページ等による広報</li> <li>・百歳長寿者への内閣総理大臣祝状・記念品伝達</li> <li>・関連事業の紹介</li> </ul>

#### 6 地域共生社会推進事業（予算額 203,575 千円）

高齢者、障害者、子ども・子育て家庭など、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が「丸ごと」つながる、「誰も置き去りにしない福祉のまちづくり」（地域共生社会）の実現を図る。（平成 30 年度創設）

##### (1) 被災者支援地域支え合いセンター運営事業（予算額 198,151 千円）

被災者に対する見守りや、日常生活上の相談支援等を行う。

(2) 小規模社会福祉法人等の地域貢献促進事業（予算額 2,219 千円）

小規模社会福祉法人等が協働して地域貢献に取り組むためのネットワークをモデル的に構築する。

(3) 地域福祉支援計画策定事業（予算額 3,205 千円）

地域住民等への中長期的な包括的支援体制の構築を進めていくための方策とロードマップを整理するため、地域福祉支援計画を策定する。

## 2 9 社会福祉法人等の指導援助

### 〔現況及び施策の方向〕

社会福祉法人に対してその適正な運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保及び社会福祉施設（事業）の適正な運営の確保を図るため、運営指導及び指導監査の充実を図る。

社会福祉法人が社会福祉施設を整備する場合に、法人の健全な運営を図るため、利子償還に要する経費を助成する。

### 〔事業の内容〕

#### 1 社会福祉法人等の運営指導（予算額 8,859 千円）

##### (1) 法人等指導監査強化事業（予算額 8,859 千円）

社会福祉法人は、地域における社会福祉事業の主たる担い手として高い公共性を有する団体であることから、その事業が確実、効率的かつ適正に実施されるよう、経営基盤の強化及び提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性を確保するため、運営指導及び指導監査の充実・強化を図る。

なお、会計経理及び労務管理に係る監査について、専門的知識を持つ公認会計士及び社会保険労務士を非常勤特別職に任命し、実地に指導監査を実施することにより、指導水準の向上を図る。

第1表 指導監査（実地）の実施状況

（単位 所，％）

区 分	法 人			施 設		
	対 象 数	実 施 数	実 施 率	対 象 数	実 施 数	実 施 率
平成 30 年度	60	22	36.7	292	92	31.5
平成 29 年度	59	21	35.6	286	122	42.7
平成 28 年度	58	22	37.9	279	134	48.0

#### 2 民間社会福祉施設の整備（予算額 455 千円）

独立行政法人福祉医療機構資金借入償還利子の助成

社会福祉法人が、社会福祉施設を整備するための事業資金として、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金に係る償還利子の4分の3以内の額（ただし、平成11年度以降実施事業については、借入利率1.15%を超える部分に相当する額以内の額）を助成し、法人の健全な施設経営を図る。（昭和36年度創設）

第2表 利子補助の状況

（単位 法人，千円）

区 分	補助対象法人数	借入金総額	償還利子額	補助額
令和元年度（予定）	18	1,580,600	3,013	455
平成 30 年度	21	1,647,600	4,359	669
平成 29 年度	22	1,788,800	5,846	975

（新規採択は平成15年度事業実施分で終了）

〔負担割合 県3/4〕

#### 3 民間社会福祉施設運営基盤の充実（予算額 783,181 千円）

民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業の助成

社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）に基づき、独立行政法人福祉医療機構が実施している退職手当共済事業について必要経費の3分の1を助成する。（昭和36年度創設）



第3表 独立行政法人福祉医療機構に対する補助の状況

(単位 所, 人, 円, 千円)

区 分	加入施設数	加入職員数	1人当たりの補助単価	補 助 額
平成30年度	1,489	14,454	42,360	612,271
平成29年度	1,498	14,827	40,890	606,276
平成28年度	1,475	15,415	45,300	698,300

(注) 広島市及び福山市を含む。

[負担割合 国1/3, 県1/3, 共済契約者1/3]

#### 4 高齢者福祉保健施設の整備 (予算額 2,444,117千円)

##### (1) 広域型介護保険施設等の整備 (予算額 205,000千円)

高齢者の個性やプライバシーを重視した「個人の自立を尊重したケア」を目指し、「第7期ひろしま高齢者プラン」に基づき、高齢者福祉保健施設の個室・ユニット化を進めるなど、生活環境の向上を推進する。

##### (2) 地域密着型介護保険施設等の整備 (予算額 1,563,644千円)

法人等が設置する小規模介護施設等の整備等に要する経費等を補助することにより、介護施設等の整備促進を図るとともに、介護施設入所者の安全・安心を確保する。(平成27年度創設)

※配分基礎単価 ( ) 内は令和元年10月1日から適用

事業名	事業内容																
地域密着型サービス等整備 助成事業	① 小規模介護施設等の整備に対する補助 (県10/10) 新たな小規模介護施設等を設置する経費に対して、施設種別の配分基礎単価に応じ補助する。補助形態 (県⇒市町⇒法人等)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 施 設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム, 併設ショートステイ</td> <td>4,390(4,480)千円×整備床数</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>32,900(33,600)千円/一施設</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所 [空き家活用]</td> <td>32,900(33,600)千円/一施設 8,740(8,910)千円/一施設</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>5,830(5,940)千円/一施設</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>32,900(33,600)千円/一施設</td> </tr> <tr> <td>認知症対応型デイサービスセンター</td> <td>11,700(11,900)千円/一施設</td> </tr> </tbody> </table>	対 象 施 設	配分基礎単価	地域密着型特別養護老人ホーム, 併設ショートステイ	4,390(4,480)千円×整備床数	認知症高齢者グループホーム	32,900(33,600)千円/一施設	小規模多機能型居宅介護事業所 [空き家活用]	32,900(33,600)千円/一施設 8,740(8,910)千円/一施設	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,830(5,940)千円/一施設	看護小規模多機能型居宅介護事業所	32,900(33,600)千円/一施設	認知症対応型デイサービスセンター	11,700(11,900)千円/一施設		
	対 象 施 設	配分基礎単価															
	地域密着型特別養護老人ホーム, 併設ショートステイ	4,390(4,480)千円×整備床数															
	認知症高齢者グループホーム	32,900(33,600)千円/一施設															
	小規模多機能型居宅介護事業所 [空き家活用]	32,900(33,600)千円/一施設 8,740(8,910)千円/一施設															
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,830(5,940)千円/一施設															
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	32,900(33,600)千円/一施設															
認知症対応型デイサービスセンター	11,700(11,900)千円/一施設																
介護施設等の施設開設準備 経費等支援事業	② 介護施設等の開設準備経費に対する補助 (県10/10) 新たな介護施設等を設置する場合等に、円滑な開設を図るため、開設準備に要する経費を、次の配分基礎単価により補助する。補助形態 (県⇒市町⇒法人等)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 施 設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> <td>823(839)千円×定員数</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>823(839)千円×定員数</td> </tr> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム, 併設ショートステイ</td> <td>823(839)千円×定員数</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>823(839)千円×定員数</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>823(839)千円×宿泊定員数</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>823(839)千円×宿泊定員数</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>13,700(14,000)千円/一施設</td> </tr> </tbody> </table>	対 象 施 設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム	823(839)千円×定員数	介護老人保健施設	823(839)千円×定員数	地域密着型特別養護老人ホーム, 併設ショートステイ	823(839)千円×定員数	認知症高齢者グループホーム	823(839)千円×定員数	小規模多機能型居宅介護事業所	823(839)千円×宿泊定員数	看護小規模多機能型居宅介護事業所	823(839)千円×宿泊定員数	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	13,700(14,000)千円/一施設
	対 象 施 設	配分基礎単価															
	特別養護老人ホーム	823(839)千円×定員数															
	介護老人保健施設	823(839)千円×定員数															
	地域密着型特別養護老人ホーム, 併設ショートステイ	823(839)千円×定員数															
	認知症高齢者グループホーム	823(839)千円×定員数															
	小規模多機能型居宅介護事業所	823(839)千円×宿泊定員数															
看護小規模多機能型居宅介護事業所	823(839)千円×宿泊定員数																
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	13,700(14,000)千円/一施設																
③ 介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換の際の開設準備経費に対する補助 (県10/10) 介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換の際に必要な開設準備経費を、次の配分基礎単価により補助する。補助形態 (県⇒市町⇒法人等)																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 施 設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護老人保健施設等</td> <td>214(219)千円×転換前床数</td> </tr> </tbody> </table>	対 象 施 設	配分基礎単価	介護老人保健施設等	214(219)千円×転換前床数													
対 象 施 設	配分基礎単価																
介護老人保健施設等	214(219)千円×転換前床数																

事業名	事業内容						
定期借地権設定のための一時金の支援事業	<p>④ 定期借地権設定のための一時金に対する補助（県1/2） 新たな介護施設等を設置する際、定期借地権を活用して用地確保をする場合に、次の基準により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ</td> <td rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配分基準 当該施設を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1</li> <li>・対象経費 定期借地権設定の際に授受される一時金</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基準等	地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配分基準 当該施設を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1</li> <li>・対象経費 定期借地権設定の際に授受される一時金</li> </ul>	認知症高齢者グループホーム	小規模多機能型居宅介護事業所
対象施設	配分基準等						
地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配分基準 当該施設を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1</li> <li>・対象経費 定期借地権設定の際に授受される一時金</li> </ul>						
認知症高齢者グループホーム							
小規模多機能型居宅介護事業所							
既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業	<p>⑤ 特別養護老人ホームのプライバシー保護のための改修に対する補助（県10/10） 既存の特別養護老人ホームの多床室をプライバシー保護のために改修に要する経費を、次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> <td>720(734)千円×整備床数</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム	720(734)千円×整備床数		
対象施設	配分基礎単価						
特別養護老人ホーム	720(734)千円×整備床数						
介護療養型医療施設等の転換整備支援事業	<p>⑥ 介護療養型医療施設等から転換して介護老人保健施設等を整備する事業に対する補助（県10/10） 既存の介護療養型医療施設等を改修して介護老人保健施設等に転換する場合に、次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護老人保健施設等</td> <td>1,095(1,115)千円×転換前床数</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	介護老人保健施設等	1,095(1,115)千円×転換前床数		
対象施設	配分基礎単価						
介護老人保健施設等	1,095(1,115)千円×転換前床数						

(3) 軽費老人ホームの運営（予算額 675,473千円）

60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下や高齢のため独立して生活するには不安がある人などを対象とした入所施設である軽費老人ホームについて、その運営費を助成する。

第4表 軽費老人ホーム運営費補助金の状況

(単位 人, 円)

施設種別	平成30年度		令和元年度	
	定員	決算額	定員	予算額
軽費老人ホーム	1,086	628,641,000	1,086	675,473,000

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。

第5表 高齢者福祉保健施設整備目標数

(単位 人)

区分	平成29年度末整備数	平成30-令和2年度整備予定数		平成30年度整備数	令和2年度末整備目標数
			療養病床からの転換を除く整備予定数		
養護老人ホーム	1,808	0	0	0	1,808
特別養護老人ホーム	13,296	826	826	17	14,122
軽費老人ホーム	2,343	0	0	0	2,343
介護老人保健施設	9,132	30	30	15	9,162
合計	26,579	856	856	32	27,435

(注) 広島市、呉市及び福山市分を含む。

5 高齢者虐待予防対策の推進

平成18年4月に高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が施行されたことに伴い、法の趣旨等を県民、事業者、関係団体、市町等に対し、普及啓発を図る。

また、虐待防止施策に反映させるため、県内の高齢者虐待の状況を把握するとともに、集計結果を公表する。

県内 23 市町が平成 26 年度末までに「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設置して虐待防止対策に組織的に取り組んでおり、引き続き、市町及び関係団体とも連携し、高齢者虐待の防止、養護者の支援に努める。

## 6 介護サービスの質の確保・向上（予算額 59,092 千円）

### (1) 介護支援専門員の登録（予算額 11,007 千円）

介護支援専門員の登録・管理及び介護支援専門員証の交付を行う。

第 6 表 介護支援専門員の養成状況

(単位 人, %)

区 分	試 験			実務研修修了者	登録者数 (平成31年4月末日)
	受験者	合格者	合格率		
平成 30 年度	1,118	126	11.3	147	19,034
平成 29 年度	2,967	651	21.9	609	
平成 28 年度	2,717	387	14.2	361	

(注) 実務研修修了者には、前年度からの繰越による修了者及び他都道府県からの受講地変更による修了者を含む。

### (2) 介護保険サービス適正利用推進事業（予算額 3,098 千円）

介護保険サービスに係る相談や苦情に対する市町の体制強化を図るため、市町の苦情処理担当者の研修等を実施して、介護サービスの適正利用を推進し、適切な介護サービスを確保する。(平成 23 年度創設)

### (3) 事業者の指定・指導（予算額 32,419 千円）

介護サービス、介護予防サービスを提供する事業者（施設）の指定・開設許可を行うとともに、指導監査を実施する。(平成 12 年度創設)

第 7 表 指定事業者数

サービス区分	指定件数
居宅サービス事業所	3,076
介護予防サービス事業所	1,673
介護保険施設	354
計	5,103

(注) 1 保険医療機関や保険薬局のみなし指定事業所については、「(介護予防)通所リハビリテーション」、「(介護予防)短期入所療養介護」以外は計上していない。

2 平成 31 年 4 月 1 日現在の数値による。

3 指定権限が移譲されている広島市、福山市、呉市、三次市に所在する事業所も含む。

4 居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービス及び総合事業のサービスを除く。

### (4) 介護サービス事業管理システム運営（予算額 7,532 千円）

介護保険事業者情報管理システム等を運営し、指定・指導等の事業者情報を一元的に管理するとともに、市町との情報ネットワークによる共有化により介護保険事業者の適正かつ効果的な指定・指導事務の体制を確保する。(平成 19 年度新規改編)

項 目	内 容
介護保険事業者の情報管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設者情報・事業所情報・報酬情報（加算情報）等の入力・管理，新規指定事業者の事業所番号付番</li> <li>・指導・監査情報等の管理</li> </ul>
関係システムへの情報連携	次の関係システムへ情報を提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険団体連合会システム</li> <li>・介護支援専門員管理システム</li> </ul>
市町オンラインネットワーク化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県と市町を情報ネットワークで結び事業者情報を共有化</li> </ul>

(5) 介護サービス情報公表制度事業（予算額 5,036 千円）

介護保険法に基づく制度の円滑な運営，介護サービス情報の利用促進及び介護サービスの質の向上を図るため，介護サービス事業者の介護サービス情報をインターネットで公表する。

また，必要に応じて，介護保険事業者に対して，公表に係る調査を実施する。（平成 18 年度創設）

### 30 生活援護

#### 〔現況及び施策の方向〕

県内の生活保護の動向は、被保護世帯数、被保護人員ともに昭和58年度をピークに減少し、平成5年度を底に、その後、微増傾向で推移してきた。平成10年度後半からは都市部を中心に顕著な増加傾向を示していたが、平成25年度より減少に転じた。

また、世帯類型別被保護世帯数の構成比については、傷病・障害者世帯と高齢者世帯の合計が総数の約8割を占めている。

今後とも、関係機関との連携を図り、被保護世帯の自立援助対策の推進に努める。

第1表 被保護世帯・人員・保護率（1か月平均）の状況

（単位 世帯、人、%）

区 分	世帯数	人 員	保 護 率								
			全国	県 分			広島市	呉市	福山市	県総計	
				市部	郡部	県計					
平成 29年度	県 分	5,939	7,984	16.8	8.45	—	8.45	21.31	16.45	14.03	15.47
	広島市分	19,042	25,547								
	呉市分	2,939	3,743								
	福山市分	4,886	6,503								
	計	32,806	43,777								
平成 28年度	県 分	5,971	8,155	16.9	8.57	—	8.57	22.23	17.33	14.52	15.98
	広島市分	19,364	26,408								
	呉市分	3,028	3,934								
	福山市分	4,956	6,692								
	計	33,319	45,189								
平成 27年度	県 分	9,149	12,445	17.0	10.49	—	10.49	23.02	—	15.40	16.53
	広島市分	19,653	27,290								
	福山市分	5,107	7,106								
	計	33,909	46,841								

（注）保護停止中を含む。平成26年度より、県が設置する「郡部福祉事務所」はない。

第2表 世帯類型別世帯数（1か月平均）の状況

(単位 世帯, %)

区 分		高齢者世帯	母子世帯	傷病 障害者世帯	その他の 世帯	計
平成 29年度	県 分	2,988 (50.8)	364 (6.2)	1,589 (27.0)	945 (16.1)	5,886 (100.0)
	広島市分	8,637 (45.5)	1,477 (7.8)	5,693 (30.0)	3,157 (16.6)	18,965 (100.0)
	呉市分	1,621 (55.6)	127 (4.3)	771 (26.4)	399 (13.7)	2,918 (100.0)
	福山市分	2,552 (52.3)	282 (5.8)	1,522 (31.2)	521 (10.7)	4,877 (100.0)
	計	15,798 (48.4)	2,249 (6.9)	9,576 (29.3)	5,022 (15.4)	32,645 (100.0)
平成 28年度	県 分	2,934 (49.6)	364 (6.2)	1,649 (27.9)	970 (16.4)	5,917 (100.0)
	広島市分	8,406 (43.6)	1,617 (8.4)	5,786 (30.0)	3,484 (18.1)	19,293 (100.0)
	呉市分	1,602 (53.6)	137 (4.6)	826 (27.6)	424 (14.2)	2,989 (100.0)
	福山市分	2,489 (50.3)	322 (6.5)	1,590 (32.2)	543 (11.0)	4,944 (100.0)
	計	15,431 (46.6)	2,440 (7.4)	9,851 (29.7)	5,421 (16.4)	33,143 (100.0)
平成 27年度	県 分	4,427 (49.0)	530 (5.9)	2,590 (28.7)	1,491 (16.5)	9,038 (100.0)
	広島市分	8,120 (41.5)	1,781 (9.1)	5,949 (30.4)	3,735 (19.1)	19,585 (100.0)
	福山市分	2,432 (47.8)	384 (7.5)	1,654 (32.5)	619 (12.2)	5,089 (100.0)
	計	14,979 (44.4)	2,695 (8.0)	10,193 (30.2)	5,845 (17.3)	33,712 (100.0)

(注) 1 保護停止中は含まない。

2 ( ) 内は、構成割合である。

## 〔業務の内容〕

## 1 生活保護事業の推進（予算額 388,891 千円）

## (1) 最低限度の生活の保障（予算額 366,466 千円）

## ア 公的扶助の実施

生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護（生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭扶助）を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立援助に努める。（昭和25年度創設）

第3表 扶助の状況

扶助別人員の状況 (1か月平均)

(単位 人, %)

区分	生活	教育	住宅	介護	医療	出産	生業	葬祭	被保護人員	
平成29年度	県分	7,014 (87.9)	521 (6.5)	5,952 (74.5)	1,171 (14.7)	6,909 (86.5)	2 (0.0)	202 (2.5)	8 (0.1)	7,984
	広島市分	22,423 (87.8)	1,950 (7.6)	23,059 (90.3)	3,233 (12.7)	18,513 (72.5)	6 (0.0)	708 (2.8)	50 (0.2)	25,546
	呉市分	3,308 (88.4)	183 (4.9)	2,930 (78.3)	517 (13.8)	3,268 (87.3)	1 (0.0)	91 (2.4)	9 (0.2)	3,744
	福山市分	5,792 (89.1)	408 (6.3)	5,793 (89.1)	1,184 (18.2)	5,370 (82.6)	0 (0.0)	139 (2.1)	3 (0.0)	6,503
	計	38,537 (88.0)	3,062 (7.0)	37,734 (86.2)	6,105 (13.9)	34,060 (77.8)	9 (0.0)	1,140 (2.6)	70 (0.2)	43,777
平成28年度	県分	7,255 (89.0)	563 (6.9)	6,134 (75.2)	1,174 (14.4)	7,137 (87.5)	2 (0.0)	202 (2.5)	10 (0.1)	8,155
	広島市分	23,371 (88.5)	2,126 (8.1)	23,953 (90.7)	3,084 (11.7)	18,922 (71.7)	6 (0.0)	750 (2.8)	43 (0.2)	26,408
	呉市分	3,456 (87.8)	215 (5.5)	3,040 (77.3)	504 (12.8)	3,402 (86.5)	1 (0.0)	97 (2.5)	7 (0.2)	3,934
	福山市分	5,980 (89.4)	451 (6.7)	5,931 (88.6)	1,137 (17.0)	5,483 (81.9)	1 (0.0)	157 (2.3)	4 (0.1)	6,692
	計	40,062 (88.7)	3,355 (7.4)	39,058 (86.4)	5,899 (13.1)	34,944 (77.3)	10 (0.0)	1,206 (2.7)	64 (0.1)	45,189
平成27年度	県分	11,054 (88.8)	847 (6.8)	9,480 (76.2)	1,622 (13.0)	10,851 (87.2)	3 (0.0)	347 (2.8)	15 (0.1)	12,445
	広島市分	24,225 (88.8)	2,328 (8.5)	24,791 (90.8)	2,933 (10.7)	19,343 (70.9)	7 (0.0)	830 (3.0)	47 (0.2)	27,290
	福山市分	6,375 (89.7)	548 (7.7)	6,275 (88.3)	1,100 (15.5)	5,749 (80.9)	1 (0.0)	173 (2.4)	3 (0.0)	7,106
	計	41,654 (88.9)	3,723 (7.9)	40,546 (86.6)	5,655 (12.1)	35,943 (76.7)	11 (0.0)	1,350 (2.9)	65 (0.1)	46,841

(注) 1 複数の扶助を受給している場合は、それぞれに計上している。  
 2 保護停止中を含む。  
 3 ( )内は、各扶助ごとの受給割合である。

扶助別扶助費の状況

(単位 千円, %)

区分	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭	合計	
平成29年度	県分	3,499,603 (28.1)	1,419,729 (11.4)	70,470 (0.6)	219,401 (1.8)	7,182,183 (57.7)	5,511 (0.0)	41,909 (0.3)	15,761 (0.1)	12,454,567 (100.0)
	広島市分	13,638,365 (32.6)	7,731,397 (18.5)	267,526 (0.6)	727,018 (1.7)	19,116,952 (45.8)	28,395 (0.1)	146,631 (0.4)	127,137 (0.3)	41,783,421 (100.0)
	呉市分	1,939,441 (29.9)	758,741 (11.7)	24,717 (0.4)	103,173 (1.6)	3,607,441 (55.7)	2,871 (0.0)	18,413 (0.3)	21,378 (0.3)	6,476,175 (100.0)
	福山市分	3,374,583 (33.0)	1,641,354 (16.1)	54,426 (0.5)	225,937 (2.2)	4,890,111 (47.8)	1,650 (0.0)	27,980 (0.3)	10,045 (0.1)	10,226,086 (100.0)
	計	22,451,992 (31.6)	11,551,221 (16.3)	417,139 (0.6)	1,275,529 (1.8)	34,796,687 (49.1)	38,427 (0.1)	234,933 (0.3)	174,321 (0.2)	70,940,249 (100.0)
平成28年度	県分	3,638,583 (29.2)	1,442,155 (11.6)	78,335 (0.6)	237,909 (1.9)	6,987,485 (56.1)	7,101 (0.1)	45,081 (0.4)	21,451 (0.2)	12,458,100 (100.0)
	広島市分	14,398,116 (33.5)	8,038,164 (18.7)	288,664 (0.7)	681,056 (1.6)	19,255,911 (44.8)	23,547 (0.1)	157,951 (0.4)	110,508 (0.3)	42,953,917 (100.0)
	呉市分	2,069,592 (31.5)	773,369 (11.8)	28,956 (0.4)	111,253 (1.7)	3,548,673 (54.0)	3,418 (0.1)	15,958 (0.2)	15,311 (0.2)	6,566,530 (100.0)
	福山市分	3,589,373 (33.7)	1,671,189 (15.7)	58,732 (0.6)	241,082 (2.3)	5,063,085 (47.5)	1,619 (0.0)	29,358 (0.3)	9,423 (0.1)	10,663,861 (100.0)
	計	23,695,664 (32.6)	11,924,877 (16.4)	454,687 (0.6)	1,271,300 (1.8)	34,855,154 (48.0)	35,685 (0.0)	248,348 (0.3)	156,693 (0.2)	72,642,408 (100.0)
平成27年度	県分	5,899,546 (29.7)	2,242,237 (11.3)	115,121 (0.6)	350,594 (1.8)	11,155,073 (56.1)	12,259 (0.1)	65,472 (0.3)	34,603 (0.2)	19,874,905 (100.0)
	広島市分	14,938,789 (33.7)	8,452,626 (19.1)	311,754 (0.7)	667,946 (1.5)	19,668,160 (44.3)	29,045 (0.1)	175,808 (0.4)	117,636 (0.3)	44,361,764 (100.0)
	福山市分	3,825,520 (33.9)	1,725,723 (15.3)	71,745 (0.6)	239,866 (2.1)	5,365,553 (47.6)	3,028 (0.0)	34,662 (0.3)	7,572 (0.1)	11,273,669 (100.0)
	計	24,663,855 (32.7)	12,420,586 (16.4)	498,620 (0.7)	1,258,406 (1.7)	36,188,786 (47.9)	44,332 (0.1)	275,942 (0.4)	159,811 (0.2)	75,510,338 (100.0)

(注) 1 数値は、年度内の累計額である。  
 2 ( )内は、各扶助ごとの構成割合である。 [負担割合 国3/4, 県1/4 (市1/4)]

イ 指定医療機関制度による医療の確保

生活保護患者の医療の確保を図るため、医療機関を指定して治療の委託を行っている。

第4表 指定医療機関の状況（平成31年4月1日現在）

（単位 所）

区 分		医 科	歯 科	調 剤	計
生 活 保 護 法 定 指 指	県 分	817	518	585	1,920
	広島市分	1,132	637	663	2,432
	呉市分	215	149	136	500
	福山市分	332	232	226	790
	計	2,496	1,536	1,610	5,642

ウ 指定介護機関制度による介護の確保

要介護状態等にある被保護者の介護の確保を図るため、介護機関を指定して介護サービス提供の委託を行っている。

第5表 指定介護機関の状況（平成31年4月1日現在）

（単位 所）

区 分		サービス別事業者数							計	
		居宅介護 支援	居宅 サービス	介護予防 サービス	介護予防 支 援	地域密着型 サービス	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設		介護療養型 医療施設
生 活 保 護 法 定 指 指	県 分	476	3,602	8	49	120	83	52	72	4,462
	広島市分	376	1,022	433	41	391	66	32	19	2,380
	呉市分	75	258	284	8	59	15	18	7	724
	福山市分	159	662	728	16	474	21	15	8	2,083
	計	1,086	5,544	1,453	114	1,044	185	117	106	9,649

（注）訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び居宅療養管理指導に係る「みなし指定」の事業所を除く。

エ 保護施設への入所

第6表 保護施設への入所状況（平成31年4月1日現在）

（単位 人）

区 分	施 設 名	定 員	入 所 人 員					計
			県 分	広島市分	呉市分	福山市分	県 外 分	
救 護 施 設	呉 広 風 園	55	9	6	37	0	1	53
	みつぎ清風園	100	60	6	0	33	1	100
	救 護 院	60	5	52	0	0	3	60
医 療 保 護 施 設	府中みくまり病院	317						
	済生会呉病院	150						

(2) 運営指導の充実（予算額 22,425千円）

ア 事務監査の実施

市町福祉事務所（広島市を除く。）の事務監査を行い、生活保護事業の適正、かつ、効率的な運営が確保されるよう努める。（昭和27年度創設）



第7表 福祉事務所監査の実施状況

(単位 所, %)

区 分	対象箇所	一般監査	実施率	特別監査	巡回指導	特別指導 監査
令和元年度(予定)	22	22	100.0	—	—	1
平成30年度	22	22	100.0	—	—	1
平成29年度	22	22	100.0	—	—	1

(注) 広島市を除く。

イ 指定医療、介護機関の指導

指定医療、介護機関を実地指導することによって、医療、介護扶助の適正な実施に努める。(昭和27年度創設)

2 生活困窮者の自立の促進(予算額 787千円)

(1) 生活困窮者への支援

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づき、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の措置を講じ、生活困窮者の自立の促進を図る。

第8表 任意事業の実施状況(令和元年度予定)

(単位 所)

区 分	就労準備支援事業	一時生活支援事業	家計改善支援事業	生活困窮世帯の 子どもに対する 学習支援事業	その他生活困窮者の 自立の促進を図る ために必要な事業
県 分	4	8	11	9	—
広島市分	1	1	1	1	1
呉市分	1	1	—	1	—
福山市分	—	—	—	1	—
計	6	10	12	12	1

(2) 生活困窮者就労訓練事業者の認定

雇用による就業を継続して行くことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供する事業者を認定する。

第9表 生活困窮者就労訓練事業者の認定状況

(単位 件)

区 分	件 数
県 分	10
広島市分	12
呉市分	4
福山市分	11

(注) 平成30年度末現在

3 行旅病人及び行旅死亡人の援護(予算額 824千円)

市町が、行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)に基づき引取者のない行旅死亡人等の援護を行った場合に、その費用を行旅病人、行旅死亡人等の援護及び取扱の費用弁償に関する規則(昭和33年広島県規則第11号)によって県が負担(広島市、呉市及び福山市を除く。)する。(昭和33年度創設)

第 10 表 行旅病人及び行旅死亡人の援護状況

(単位 件, 円)

区 分	件 数	費 用 負 担 額
令和元年度 (予定)	4	824,000
平成 30 年度	3	489,079
平成 29 年度	4	465,599

(注) 広島市, 呉市及び福山市を除く。

[負担割合 10/10]

4 自立更生のための資金援助 (予算額 26,956 千円)

(1) 生活福祉資金の貸付

低所得世帯, 障害者世帯, 高齢者世帯に対して, 経済的な自立, 生活環境の改善, 在宅福祉や社会参加の促進等を図るため生活福祉資金を貸し付け, 当該世帯の生活の安定を促進する。(昭和 30 年度創設)

- 実施主体 (社福) 広島県社会福祉協議会
- 貸付種別, 貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第 11 表 生活福祉資金の貸付状況

(単位 件, 千円)

資金の種類	平成 30 年度				平成 29 年度				平成 28 年度				
	貸付申込		貸付決定		貸付申込		貸付決定		貸付申込		貸付決定		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
総合支援資金	生活支援費	4	1,394	4	1,352	5	1,097	4	947	5	1,608	4	1,302
	住宅入居費	1	291	1	291	1	167	0	0	1	134	0	134
	一時生活再建費	1	189	1	189	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉資金	福祉費	48	11,172	45	9,066	48	12,156	48	11,929	75	29,425	68	26,053
	緊急小口資金	215	23,651	211	23,037	80	4,430	77	4,154	87	4,656	81	4,308
教育支援資金	教育支援費	21	28,672	18	19,178	21	22,232	18	17,110	13	5,576	12	5,279
	就学支度費	30	11,010	29	10,493	31	11,889	29	10,744	27	7,468	24	6,854
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	0	0	0	0	1	11,550	1	11,550	1	11,378	1	11,378
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	7	36,520	5	28,640	4	17,744	2	8,974	4	30,253	3	25,473
計		327	112,899	314	92,246	191	81,264	179	65,408	213	90,498	194	80,781

(注) 広島市, 福山市及び呉市を含む。

(2) 緊急生活安定資金の貸付

低所得世帯が緊急に必要なとする資金の貸付事業を実施する(社福)広島県社会福祉協議会(貸付償還業務は, 市区町社会福祉協議会で実施。)に対し貸付原資を貸し付け, 低所得世帯の生活の安定を図る。(昭和 53 年度創設)

- 貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第 12 表 緊急生活安定資金の貸付状況

(単位 件, 円)

区 分	貸 付 申 込		貸 付 決 定		原 資 総 額
	件 数	金 額	件 数	金 額	
平成 30 年度	41	1,470,343	40	1,440,343	50,000,000
平成 29 年度	81	3,009,800	81	3,009,800	50,000,000
平成 28 年度	126	3,788,810	125	3,758,810	50,000,000

(注) 広島市, 福山市及び呉市を含む。

(3) 臨時特例つなぎ資金の貸付

離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金等が交付されるまでの当面の生活費を貸し付け、自立の支援を図る。(平成 21 年度創設)

- 実施主体 (社福) 広島県社会福祉協議会
- 貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第 13 表 臨時特例つなぎ資金の貸付状況

(単位 件, 円)

区 分	貸 付 申 込		貸 付 決 定	
	件 数	金 額	件 数	金 額
平成 30 年度	0	0	0	0
平成 29 年度	0	0	0	0
平成 28 年度	0	0	0	0

(注) 1 広島市, 福山市及び呉市を含む。

2 平成 21 年 10 月 1 日受付開始。

### 3 1 戦傷病者戦没者遺族等援護

#### 〔現況及び施策の方向〕

援護行政は、戦後間もない時期は引揚援護業務が主であったが、現在では、軍人、軍属等の戦傷病者及び戦没者遺族等の援護を中心に、戦没者慰霊事業、中国残留邦人等の援護及び旧軍人等に係る恩給等の進達に関する業務などを行っている。

#### 〔事業の内容〕

#### 1 戦没者遺族等の援護（予算額 26,150 千円）

##### (1) 公務扶助料、遺族年金等の給付

戦没者遺族に対し、恩給法（昭和 28 年復活）、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和 31 年度創設）及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和 27 年度創設）に基づいて給付される公務扶助料及び遺族年金等に関する事務を処理する。

第 1 表 戦没者遺族等援護給付金の処理状況

(単位 件)

区 分	平成 30 年度処理数	平成 29 年度処理数	平成 28 年度までの処理数	摘 要
公務扶助料 (特例扶助料を含む。)	0	0	54,824	総務大臣裁定
遺族年金 (遺族一時金等を含む。)	1	1	59,987	厚生労働大臣裁定
遺族給与金 (遺族一時金等を含む。)	6	4	12,925	〃
弔 慰 金	5	4	75,695	〃

第 2 表 戦没者遺族等援護の概要

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

援護の種類		対象戦没者	死亡の原因	遺族要件	金額(年額)
恩給法等	公務扶助料 (昭和 28 年 8 月創設)	軍人, 準軍人, 軍属 (判任官以上)	○公務死亡	戦没者の死亡当時, 死亡者と同一戸籍にあった遺族 (配偶者, 子, 父母, 祖父母)	1,966,800 円
	増加非公死扶助料 (昭和 28 年 8 月創設)	〃	○増加恩給受給者の平病死亡	〃	1,573,500 円
	特例扶助料 (昭和 32 年 1 月創設)	〃	○昭和 16 年 12 月 8 日以後の内地等勤務関連死亡	〃	1,573,500 円
	傷病者遺族特別年金 (昭和 51 年 7 月創設)	〃	○傷病年金(1~4 款症), 特例傷病恩給(1 款症以上)受給者の平病死亡	〃	557,600 円
			○特例傷病恩給(2~5 款症)受給者の平病死亡	〃	456,400 円
戦傷病者戦没者遺族等援護法	遺族年金 (昭和 27 年 4 月創設)	軍人, 準軍人, 文官, 軍属	○公務死亡	戦没者の死亡当時, 死亡者と生計同一, 生計依存の関係にあった遺族(配偶者, 子, 父母, 孫, 祖父母等)	1,966,800 円
		〃	○勤務関連死亡	〃	1,573,500 円
		〃	○障害年金受給者(1 款症以上)の平病死亡	〃	1,573,500 円
		〃	○公務傷病併発疾病死亡等	〃	456,400 円
		〃	○勤務関連傷病併発疾病死亡等	〃	335,000 円
	障害者遺族特例年金 (昭和 51 年 7 月創設)	〃	○障害年金(2~5 款症), 特例障害年金(1 款症以上)受給者の平病死亡	〃	557,600 円
			○特例障害年金(2~5 款症)受給者の平病死亡	〃	456,400 円

援護の種類	対象戦没者	死亡の原因	遺族要件	金額(年額)	
戦傷病者戦没者遺族等援護法	遺族給与金 (昭和34年1月創設)	準軍属(被徴用者, 動員学徒, 国民義勇隊等)	○遺族年金に同じ	戦没者の死亡当時, 死亡者と生計同一, 生計依存の関係にあった遺族(配偶者, 子, 父母, 孫, 祖父母等)	遺族年金に同じ
	障害者遺族特例給与金 (昭和51年7月創設)	〃	○障害者遺族特例年金に同じ	〃	障害者遺族特例年金に同じ
	特設年金 (昭和52年11月創設)	遺族年金に同じ	○公務傷病併発疾病死亡等	〃	456,400円
	特設年金 (昭和56年1月創設)	〃	○勤務関連傷病併発疾病死亡等	〃	335,000円
	特設給与金 (昭和52年11月創設)	遺族給与金に同じ	○公務傷病併発疾病死亡等	〃	456,400円
	特設給与金 (昭和56年1月創設)	〃	○勤務関連傷病併発疾病死亡等	〃	335,000円
	弔慰金 (昭和27年4月創設)	軍人, 準軍人, 文官, 軍属, 準軍属	○公務死亡 ○勤務関連死亡	戦没者の遺族 (三親等内の親族)	50,000円 (一時金国債)

(注) 弔慰金は, 昭和12年7月7日以後の受傷り病で, 昭和16年12月8日以後の死亡に限る。

(2) 特別弔慰金, 特別給付金の給付

戦没者等の遺族に対し, 各支給法に基づいて給付(国債)される次の給付金等に関する事務を処理する。

第3表 特別弔慰金・特別給付金給付の処理状況

(単位 件)

区分	平成30年度処理数	平成29年度処理数	平成28年度までの処理数	
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	初回	0	0	26,053
	二・三回	0	0	38,334
	四回	0	0	43,897
	五回	0	0	3,209
	六回	0	0	48,386
	七回	0	0	2,863
	八回	0	0	45,800
	九回	0	0	2,103
	十回	1,025	7,958	27,497
	戦没者等の妻に対する特別給付金	初回	0	0
継続		0	0	17,207
再継続		0	0	15,262
再々継続		0	2	11,524
4回目継続		1	2	6,701
戦没者の父母等に対する特別給付金	5回目継続	1	17	2,039
	初回	0	0	938
	継続	0	0	775
	再継続	0	0	600
	再々継続	0	0	440
	4回目	0	0	249
	5回目	0	0	141
	6回目	0	0	54
	7回目	0	0	20
8回目	0	0	11	
9回目	0	0	4	

(3) 戦没者慰霊行事の実施(予算額 782千円)

ア 戦没者慰霊祭等への参列

市町等が行う戦没者慰霊祭(追悼式)に参列し, 慰霊の言葉をささげる。(昭和28年度創設)

イ 全国戦没者追悼式への参列

政府主催の全国戦没者追悼式へ戦没者等遺族が参列するに当たり, 引率業務を行う。

第4表 遺族代表参列人員

(単位 人)

区 分	令和元年度(予定)	平成30年度	平成29年度
参列人員	62	62	63

ウ 戦没者遺族の団体慰霊巡拝等

沖縄「ひろしまの塔」へ戦没者遺族の団体慰霊巡拝を実施する(一財)広島県遺族会に対し、経費の一部を助成する。

第5表 戦没者遺族の団体慰霊巡拝事業補助の状況

(単位 人, 千円)

年 度	遺族代表参列人員	県 費 補 助 額
令和元年度(予定)	30	220
平成30年度	30	220
平成29年度	26	220

なお、沖縄「ひろしまの塔」(昭和43年5月広島県戦没者沖縄慰霊塔建設委員会建立)には、広島県出身の南方地域戦没者34,635柱が合祀されており、毎年、県主催で追悼式を現地で実施している。(昭和43年度創設)

また、塔の維持管理は、(公財)沖縄県平和祈念財団に委託している。(昭和50年度創設)

エ 戦没者遺骨収集への参加

国が海外等で行う日本人戦没者の遺骨収集に、本県からも民間協力者が参加している。

2 未帰還者・留守家族・中国残留邦人等の援護(予算額 642千円)

(1) 未帰還者の調査

未帰還者の生死状況を調査し、生存者については、帰国意思の確認等の調査を行い援護の促進を図る。また、生死不明者については戦時死亡宣告・死亡認定のための事務を行う。

なお、これらの遺族には葬祭料(209,000円)が支給され(昭和28年度創設)、更に、戦時死亡宣告の場合には弔慰料(公務死20,000円、非公務死30,000円)が支給される。(昭和34年度創設)

第6表 未帰還者等の推移及び処理状況

(単位 人)

区 分	平成31年度	平成30年度	平成29年度	摘 要
未 帰 還 者 数	2	2	2	各年度の4月1日現在
増 新 把 握	—	0	0	当該年度中における異動 状況
減 帰 還	—	0	0	
戦時死亡宣告	—	0	0	
死 亡 認 定	—	0	0	

(2) 中国残留邦人等の援護(予算額 642千円)

中国等からの帰国者は、長期にわたって海外にあったため、言語、生活習慣等の相違から日本における社会生活に困難をきたしている現状にあり、その円滑な社会生活への適応と生活の安定を図るための事業を実施する。

ア 帰国旅費の支給(中国から定着地までの実費旅費)

イ 自立支度金の支給(1人164,000円, 18歳未満82,000円, 少人数世帯加算163,100円(1.0~2.0人)又は81,550円(2.5人~3.5人))(昭和62年度創設)

ウ 知事見舞金の支給

- エ 身元引受人のあっせん（昭和 60 年度創設）
- オ 支援給付金の支給（平成 20 年度創設）
- カ 地域における生活支援事業（平成 20 年度創設）

### 3 戦傷病者の援護

#### (1) 傷病恩給等の給付

旧軍人、軍属又は準軍属であった者で、公務又は勤務に関連して負傷（疾病）した者に対し、恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づいて給付される増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金等に関する事務を処理する。（恩給法関係昭和 28 年復活、援護法関係昭和 27 年度創設）

#### (2) 特別給付金の給付

戦傷病者の妻に対し、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法に基づいて支給される特別給付金に関する事務を処理する。（昭和 41 年度創設）

第 7 表 傷病恩給等の処理状況

（単位 件）

区 分	平成 30 年度処理数	平成 29 年度処理数	平成 28 年度までの処理数	摘 要
傷 病 恩 給	0	1	10,021	総 務 大 臣 裁 定
傷 病 賜 金	0	0	287	〃
特 例 傷 病 恩 給	0	0	110	〃
障 害 年 金	2	2	2,431	厚 生 労 働 大 臣 裁 定
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	14	95	17,216	知 事 裁 定

#### (3) 戦傷病者手帳の交付等

戦傷病者手帳の交付並びに次の各種援護を行う。（昭和 38 年度創設）

第 8 表 各種援護の処理状況

（単位 件, 千円）

援 護 の 種 類	令和元年度処理予定		平成 30 年度処理実績		摘 要 (平成 31 年度単価)
	件 数	決 定 額	件 数	決 定 額	
戦傷病者手帳交付（再交付含む。）	0	—	0	—	
療養給付、療養費の支給	70	5,000	70	4,648	
療養手当の支給	0	0	0	0	月額 30,700 円
葬祭費の支給	1	209	1	206	209,000 円
更生医療の給付	0	0	0	0	
補装具の交付・修理	1	500	1	484	
JR 無賃乗車（船）券引換証交付	300	—	312	—	

### 4 旧軍人・軍属の援護

#### (1) 恩給等の給付

旧軍人・軍属に対して支給される普通恩給、一時恩給又は一時金に関する事務を処理する。また、本人が死亡した場合、遺族に対して支給される普通扶助料、一時扶助料又は遺族一時金に関する事務を処理する。（昭和 28 年度復活）

第 9 表 恩給等の処理状況

（単位 件）

区 分	平成 30 年度処理数	平成 29 年度処理数	平成 28 年度までの処理数	摘 要
普通恩給（扶助料）	0	0	37,473	総 務 大 臣 裁 定
一時恩給（扶助料）	0	1	21,864	〃
加 算 年 算 入	0	0	29,245	〃
一 時 金 （ 遺 族 ）	0	0	3,773	〃

(2) 軍歴の証明

旧陸軍軍人・軍属の兵籍簿（約 30 万人分）を保管し、軍歴の各種公的年金通算や原爆被爆事実の立証等に当たり、所要事項の証明を行う。

- ・平成 30 年度処理件数 176 件
- ・平成 29 年度までの処理件数 86,756 件

5 援護制度の周知と失権防止（予算額 2,202 千円）

(1) 広報活動の強化（予算額 2,202 千円）

ア 制度の普及推進

恩給法、援護法等は毎年改正され、その内容は複雑多岐にわたっている。そこで、援護施策の普及や各種給付の漏給と失権防止を図るため、広報媒体を活用して制度改正の周知徹底に努めるとともに、受給権者の直接の窓口とされる市町職員を対象として、研修会等を実施する。

イ 戦没者遺族相談員、戦傷病者相談員の設置

戦没者遺族及び戦傷病者の援護、更生等の相談に応じ、必要な助言、指導を行うため、これらの相談員を各地域に設置している。

- ・戦没者遺族相談員 37 人（昭和 45 年 10 月 1 日設置）
- ・戦傷病者相談員 1 人（昭和 44 年 10 月 1 日設置）

第 10 表 戦没者遺族相談員の活動状況

(単位 件, 人)

年 度	戦傷病者遺族等年金等の受給	戦没者の援護法の受給	各種給付金等の受給	恩給法等の各種給付金の受給	そ の 他	計	相談指導延人員
平成 30 年度		17	144	59	102	322	322
平成 29 年度		13	150	8	100	271	271
平成 28 年度		28	244	9	117	398	401

第 11 表 戦傷病者相談員の活動状況

(単位 件, 人)

年 度	戦傷病者手帳	療養の給付	補装具	無賃乗車券	恩給法関係	援護法関係	更生援護施設	世帯更生資金	就業のあつせん	その他	計	相談指導延人員
平成 30 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成 29 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成 28 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ウ 団体活動の助成

一般財団法人広島県遺族会、一般財団法人広島県動員学徒等犠牲者の会が実施する援護相談、広報活動等の事業に対し助成する。

(2) 相談事業の推進

戦没者遺族、戦傷病者等の各種相談に応じるため、県職員による巡回相談を実施。平成 28 年度以降は、事業休止。



### 3 2 障害者福祉（「広島県障害者プラン」の推進）

#### 〔現況及び施策の方向〕

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものに対して、「障害者基本法」等の関係法令及び広島県障害者プラン等の各種計画に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

第 1 表 身体障害者（児）の数（平成 31 年 3 月 31 日現在）

（単位 人）

区 分		視覚障害	聴覚・平衡・音声言語・そしやく機能障害	肢体不自由	内部障害	計
18 歳未満	県 分	16	81	336	159	592
	広島市分	34	110	544	246	934
	呉 市	6	19	65	33	123
	福山市分	3	45	186	73	307
	計	59	255	1,131	511	1,956
18 歳以上	県 分	3,296	4,135	24,159	12,750	44,340
	広島市分	3,133	3,566	21,097	12,762	40,558
	呉 市	867	940	5,310	3,341	10,458
	福山市分	1,229	1,708	9,452	5,215	17,604
	計	8,525	10,349	60,018	34,068	112,960
合 計	県 分	3,312	4,216	24,495	12,909	44,932
	広島市分	3,167	3,676	21,641	13,008	41,492
	呉 市	873	959	5,375	3,374	10,581
	福山市分	1,232	1,753	9,638	5,288	17,911
	計	8,584	10,604	61,149	34,579	114,916

（注）身体障害者手帳交付台帳の登載数である。

第 2 表 知的障害者（児）の数（平成 31 年 3 月 31 日現在）

（単位 人）

区 分		最 重 度	重 度	中 度	軽 度	計
18 歳未満	県 分	301	596	620	1,662	3,179
	広島市分	235	559	492	1,519	2,805
	計	536	1,155	1,112	3,181	5,984
18 歳以上	県 分	1,356	4,404	3,473	3,030	12,263
	広島市分	685	1,957	1,608	1,914	6,164
	計	2,041	6,361	5,081	4,944	18,427
合 計	県 分	1,657	5,000	4,093	4,692	15,442
	広島市分	920	2,516	2,100	3,433	8,969
	計	2,577	7,516	6,193	8,125	24,411

（注）療育手帳交付台帳の登載数である。

第 3 表 精神障害者保健福祉手帳の所持者数（平成 30 年 3 月 31 日現在）（再掲）

（単位 人）

区 分	1 級	2 級	3 級	計
県 分	1,115	10,814	4,708	16,637
広島市分	1,317	9,869	3,800	14,986
計	2,432	20,683	8,508	31,623

（注）精神障害者保健福祉手帳交付台帳の登載数である。

第 4 表 特定医療費（指定難病）支給認定承認数（再掲）

（単位 件）

区 分	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
特定医療費（指定難病）支給認定事業承認数	20,685	21,638	22,191

## ＜「広島県障害者プラン」の推進＞

平成31年3月に策定した「広島県障害者プラン」に基づき、全ての県民が障害の有無にかかわらず、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思え、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、総合的かつ長期的な視点で障害者施策の計画的推進を図るとともに、平成30年3月に策定した「第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の整備に努める。

### 1 障害への理解と協働による共生（予算額 30,107千円）

#### (1) 障害に対する理解の促進（予算額 11,835千円）

##### 広報・啓発活動の展開

障害者（児）に対する社会の正しい理解と認識を深めるための福祉思想の普及啓発を図るため、「障害のある人びとの福祉」を作成し、ホームページに掲載する。

##### ア 心のバリアフリーの推進（予算額 4,869千円）

###### 心のバリアフリー推進員設置事業（予算額 4,869千円（再掲））

心のバリアフリーを推進するため、心のバリアフリー推進員を設置し「障害者差別解消法」（平成28年4月施行）に基づく相談窓口、あいサポート運動の推進、ヘルプマーク等障害者に関するマークの普及啓発等を実施する。（平成30年度創設）

###### ○ 相談窓口の設置

障害者支援課内に推進員を配置し、障害者及びその家族や事業者等からの相談に対応する。

###### ○ 普及啓発

講演、会議等により、県民、障害福祉団体、民間企業等に対して説明や情報提供を実施する。  
広報物の配布・掲示等によりヘルプマーク等障害者に関するマークの普及啓発等を実施する。

###### ○ 広島県障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別を解消するため、相談事例の共有や解決方策の検討、啓発活動等について協議を行う。

##### イ ふれ愛プラザの運営支援（予算額 6,966千円）

ノーマライゼーションの理念の推進と県民への福祉の啓発を図るため、紙屋町地下街福祉公共スペース「ふれ愛プラザ」の運営を支援する。（平成13年度創設）

###### ○ 運営主体 公益社団法人広島県就労振興センター

###### ○ 事業内容 障害者就労支援事業所等の製品の展示・販売、福祉情報の発信等

###### ○ 開業時間 10:00～20:00（平日・土曜日・日曜日・祝日とも）

###### ○ 場所（規模）紙屋町地下街南端部（約48㎡）

#### (2) あいサポートプロジェクトの推進（予算額 6,601千円）

様々な障害の特性や障害のある方が困っていることを知り、それぞれに必要な配慮を理解し実践することで、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指して、企業や関係団体等との協働による「あいサポートプロジェクト」を実施する。（平成23年度創設）

##### あいサポート運動の実施（予算額 6,601千円）

「あいサポーター」研修の出前講座等（平成31年3月末現在 あいサポーター数：203,095人、あいサポート企業・団体数：768企業・団体、あいサポートリーダー数：445人）

(3) 各種団体との協働の促進（予算額 1,930 千円）

身体障害者（児）・知的障害者（児）関係団体に対して運営費等を補助し、障害者（児）の福祉を向上させるための活動を促進する。

団体運営費の助成（予算額 1,730 千円）

第5表 身体障害者（児）関係団体に対する補助の状況

（単位 千円）

区 分	令和元年度	平成30年度	平成29年度
（一社）広島県身体障害者団体連合会	250	250	250
（社福）広島県肢体障害者連合会	140	140	140
（社福）広島県視覚障害者団体連合会	140	140	140
（一社）広島県ろうあ連盟	140	140	140
広島県難聴者・中途失聴者団体連合会	110	110	110
（特活）広島腎友会	110	110	110
恵声会	110	110	110
全国脊髄損傷者連合会広島県支部	100	100	100
計	1,100	1,100	1,100

〔負担割合 県10/10〕

第6表 知的障害者（児）関係団体に対する補助の状況

（単位 千円）

区 分	令和元年度	平成30年度	平成29年度
（一社）広島県手をつなぐ育成会	210	210	210
広島県知的障害者福祉協会	110	110	110
（特活）広島自閉症協会	100	100	100
広島県重症心身障害児（者）を守る会	100	100	100
広島県心身障害者父母の会連合会	110	110	110
計	630	630	630

〔負担割合 県10/10〕

イ 大会運営費の助成（予算額 200 千円）

- 全難聴中四国ブロック・全要研中国ブロック大会 in 広島

(4) 権利擁護の推進（予算額 9,741 千円）

障害者虐待の防止

障害者虐待防止・権利擁護推進事業（予算額 9,741 千円）

「障害者虐待防止法」に基づき、県障害者権利擁護センターの運営や人材の養成等により、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応及びその後の適切な支援の確保を図る。（平成23年度創設）

ア 障害者虐待防止ネットワーク推進会議

障害者虐待防止・権利擁護を適切に実施するための体制整備を行う。

イ 県障害者権利擁護センター運営費

使用者による障害者虐待に係る通報受付、障害者又は養護者からの相談への対応、その他虐待防止等のために必要な支援等を行う。（事業委託法人：社会福祉法人 広島県社会福祉協議会）

ウ 障害者虐待防止・権利擁護研修

市町、障害福祉事業所等を対象とした研修会を実施する。

エ 指導者養成研修

指導者養成のため、国が開催する研修に人員を派遣する。

第7表 障害者虐待防止・権利擁護推進事業実績（平成30年度）

事業内容		実績		
障害者虐待防止ネットワーク推進会議		実施回数	1回	
ワーキンググループ会議			0回	
県障害者権利擁護センター運営	相談援助	問合せ件数	37件	
		相談件数	身体障害者	4件
			知的障害者	6件
			精神障害者	13件
			不明・その他	4件
	合計	27件		
広報・啓発	パンフレット等 事業内容説明等	3件	20,213部 5回	
障害者虐待防止・権利擁護研修		実施回数	2回	
		出席者数	402人	
指導者養成研修		出席者数	4人	

〔負担割合 県障害者権利擁護センター運営 県10/10 その他 国1/2 県1/2〕

## 2 自立と社会参加の促進による共生（予算額 193,839千円）

### (1) 雇用・就労の促進（予算額 81,455千円）

#### ア 就業機会の拡充と雇用促進

障害者就業・生活支援センター運営事業（予算額 51,320千円）

#### (ア) 日常生活支援（予算額 48,560千円）

障害者就業・生活支援センターを設け、障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援等を行う。（平成14年度創設）

第8表 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）の実施状況

（単位 所）

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度
実施か所数	8	8	7

（注）実施か所数は各年度4月1日現在の数値としている。

#### (イ) 就労移行支援（予算額 2,760千円）

働く意欲のある障害者がある特性や能力を活かすことができる最も適切な「働く場」に円滑に移行することができるよう支援を行うとともに、その支援体制の構築を推進する。

#### (ウ) 障害者就労施設等の製品に対する優先的発注

障害者就労施設等の活性化を図り、障害者の経済的自立を支援するため、障害者就労施設等の製作した物品について優先的発注を行う。

#### イ 工賃向上のための取組

障害者の経済的自立支援事業（予算額 30,135千円）

障害者の経済的な自立を伴った地域生活への移行を推進するため、平成30年8月に策定した「広島県工賃向上に向けた取組（第3期）」をもとに、障害者施設における事業活動の充実及び工賃（利用者が得る事業活動の対価）の向上を図る取組を支援する。

平成30年11月、広島県障害者自立支援協議会が策定した一般社団法人「しあわせの庭」の経営破たんに係る検証報告書の提言を踏まえ、指定就労支援A型事業所の運営の適正化を図り、事業所破たんの再発防止を行う。

事業名	事業概要	負担割合
事業所職員スキルアップ事業	事業所職員向けに、工賃底上げのための研修を実施するとともに、事業所へ専門家を派遣し、課題分析や解決策に関する指導を行う。	国 1/2 県 1/2
専門家指導による技術・販売力向上事業	障害者サービス事業所で製造しているスイーツやスナックの品評会「ひろしまS-1サミット」を開催することで、広く県民に商品の浸透を図り、事業所の売上げ向上を支援する。	国 1/2 県 1/2
障害者就労支援事業所売上向上対策事業	障害者支援事業所製品の販売拠点である「ふれ愛プラザ」の運営強化を行い、販売、情報発信、交流の機能を向上させる。また、「共同受注窓口」により製品及び役務の受注・調整窓口を一本化し、情報提供体制の整備、企業等からの受発注マッチングを促進する。	国 10/10
農福連携による障害者の就労促進事業	農業分野への障害者の就労促進のため、農業の専門家派遣による技術指導を行うとともに、セミナーや販売イベントの開催等により販路開拓を行う。	国 10/10
事業所適正化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定、取消における審査体制の強化</li> <li>・ 指導、監査への助言（中小企業診断士等の立入検査同行）</li> <li>・ 事業所職員の資質向上のための研修 等</li> </ul>	県 10/10
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営改善のための研修（専門家によるセミナー）</li> <li>・ 収益力向上のための経営支援（経営コンサルタント派遣）</li> </ul>	国 1/2 県 1/2

(2) 情報の保障の強化（予算額 99,935 千円）

ア 情報バリアフリー化の推進（予算額 34,757 千円）

(ア) 障害者社会参加推進事業（情報支援）（予算額 31,199 千円（再掲））

- ・ 音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業
- ・ 点訳・音訳奉仕員養成事業
- ・ 要約筆記者養成事業
- ・ 要約筆記者派遣ネットワーク事業
- ・ 盲ろう者通訳・介助員養成・研修等事業
- ・ 盲ろう者通訳・介助員派遣事業
- ・ 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修
- ・ 失語症者向け意思疎通支援者養成事業
- ・ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

(イ) 障害者 IT サポートセンター設置事業（予算額 3,558 千円）

障害の特性に配慮したパソコン講習会の実施や在宅へのボランティア派遣などの IT に関する支援を委託により実施する。（平成 16 年度創設）

イ 意思疎通支援の充実（予算額 65,178 千円）

(ア) 県立視覚障害者情報センターの運営（予算額 41,783 千円）

県立視覚障害者情報センターは、点字刊行物、視覚障害者用の録音物の閲覧及び貸し出しをするとともに、点訳・朗読奉仕員の養成事業を行っている。（昭和 37 年度創設）

- 実施主体 社会福祉法人 広島県視覚障害者団体連合会（指定管理者）
- 住 所 広島市東区戸坂千足二丁目 1-5
- 電話番号 (082) 229-7878

第9表 視覚障害者情報センターの蔵書状況（平成31年3月31日現在）  
（単位 タイトル）

区 分	数
点 字 図 書	11,291
カセットテープ図書	11,979
デ イ ジ ー 図 書	9,692

(イ) 広島県聴覚障害者センターの運営（予算額 23,395千円（一部再掲））

手話や字幕入りビデオ・DVDの製作・貸出，意思疎通支援者の養成及び派遣，聴覚障害者への生活訓練，相談などの業務を行っている。（平成12年度創設）

- 実施主体 一般社団法人 広島聴覚障害者協会（指定管理者）
- 住 所 広島市南区皆実町一丁目6-29
- 電話番号 (082) 254-0085

第10表 広島県聴覚障害者センターの作品所蔵状況（平成31年3月31日現在）  
（単位 タイトル）

区 分	数
ビデオ	5,299
DVD	1,266

(3) スポーツ，文化芸術活動の推進（予算額 12,449千円）

文化芸術・余暇活動の充実

ア あいサポートアート展等の開催（予算額 3,510千円）

障害のある方のアート展等を開催して，県民の障害への理解と認識を深め，障害のある方の自立と社会参加の促進を図る。

イ 障害者芸術文化活動支援体制の整備（予算額 7,785千円）

普及啓発や情報発信，人材育成等により，障害者の芸術文化に係る創作活動基盤を強化するとともに，2020年東京パラリンピックに向けたパラムーブメントを推進し，機運醸成を図る。

ウ あいサポートふれあいコンサートの開催（予算額 1,154千円）

音楽，演劇，ダンス等，障害者自らが舞台上で表現者として発表できる芸術祭を開催し，県民の障害への理解と認識を深め，障害のある方の自立と社会参加の促進を図る。

3 保健，医療の充実（予算額 8,826,658千円）

(1) 保健・医療提供体制の充実

専門的な医療の提供

ア 自立支援医療（更生医療）（予算額 912,864千円）

心身の障害の軽減を図る自立支援医療のうち，障害の除去，又は軽減により日常生活を容易にすること等を目的とした医療に公費負担を行う市町に対し助成する。（昭和24年度創設・平成18年度自立支援医療に移行）

第 11 表 更生医療の給付状況

(単位 人, 千円)

区 分		平成 30 年度		平成 29 年度		平成 28 年度	
		給付人員	公費負担額	給付人員	公費負担額	給付人員	公費負担額
入院	視覚障害	0	0	0	0	0	0
	聴覚・平衡機能障害	3	90	0	0	0	0
	音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	0	0	0	0
	肢体不自由	9	688	18	1,227	21	2,153
	心臓機能障害	0	0	0	0	1	42
	じん臓機能障害	119	60043	178	90,575	144	99,904
	小腸機能障害	0	0	0	0	0	0
	肝機能障害	9	3244	3	2,329	5	600
	免疫機能障害	2	905	0	0	0	0
区 分		平成 30 年度		平成 29 年度		平成 28 年度	
		給付人員	公費負担額	給付人員	公費負担額	給付人員	公費負担額
入院外	視覚障害	0	0	1	4	0	0
	聴覚・平衡機能障害	4	182	0	0	1	6
	音声・言語・そしゃく機能障害	1	19	0	0	0	0
	肢体不自由	7	6	10	37	11	69
	心臓機能障害	0	0	0	0	0	0
	じん臓機能障害	835	503,961	831	505,713	703	494,634
	小腸機能障害	0	0	0	0	0	0
	肝機能障害	41	7,097	36	7,787	35	7,728
	免疫機能障害	66	21,414	58	18,898	56	21,483
	訪問看護	0	0	0	0	0	0
計		1,096	597,649	1,135	626,570	977	626,619

(注) 1 広島市、呉市及び福山市を除く。(平成 27 年度までは呉市を含む。)[負担割合 国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4]  
 2 小数点以下の四捨五入により合計値と合わない。

イ 自立支援医療(精神通院医療)(予算額 3,755,244 千円)

心身の障害の軽減を図る自立支援医療のうち、在宅精神障害者の医療の確保を容易にするために  
 行われる通院医療の医療費を公費負担する。(昭和 40 年度創設・平成 18 年度自立支援医療に移行)

第 12 表 精神通院医療の給付状況

(単位 人, 件)

区 分	通院公費負担	
	通院患者数	年間診療件数
平成 30 年度	27,754	439,032
平成 29 年度	26,842	426,267
平成 28 年度	25,715	405,519

(注) 1 広島市を除く。[負担割合 国 1/2, 県 1/2]  
 2 通院患者数については、各年度とも前年度 3 月から当年度 2 月分の累計である。

ウ 療養介護医療事業(予算額 141,099 千円)

医療的ケアを必要とする障害者のうち、常時介護を要する障害者を対象に、病院等における療養  
 介護のうち医療に要する費用を給付する。(平成 18 年度創設)

第 13 表 療養介護医療給付事業の状況

(単位 市町, 千円)

区 分	市 町 数	県費負担額
令和元年度(見込)	23	140,790
平成 30 年度	23	137,854
平成 29 年度	23	139,653

(注) 広島市、呉市及び福山市を含む。[負担割合 国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4]

エ 重度心身障害者医療の公費負担（予算額 4,011,663 千円）

重度心身障害者（児）の健康管理と保護者の経済的負担の解消を図るため、身体障害者手帳1級～3級又は療育手帳㊿（最重度知的障害者）、A（重度知的障害者）、㊿（中度知的障害者）の交付を受けている者（児）の医療費を負担する市町（広島市、呉市及び福山市を含む。）に対し助成する。（昭和48年度創設）ただし、次の場合は対象から除く。

- ・生活保護の適用を受けているとき。
- ・児童福祉施設（公費により医療費が支弁される施設に限る。）に入所しているとき。
- ・障害者又はその扶養義務者の所得が一定額を超えるととき。
- ・国民健康保険法の被保険者で、同法第116条の2に規定する施設への入所措置により、当該市（町）の区域内に住所を有することとなったとき。

第14表 重度心身障害者医療公費負担の状況

区 分	支給者数	助成件数 (A)	障害者医療助成額 (B)	(B)のうち県費補助額 (C)	1件当たり助成額 (B) / (A)
平成29年度	64,359人	1,980,682件	8,518,577千円	3,964,142千円	4,301円
平成28年度	64,762人	1,980,228件	8,246,194千円	3,842,405千円	4,164円
平成27年度	65,088人	1,975,036件	8,465,119千円	3,951,375千円	4,286円

〔負担割合 県1/2, 市町1/2, 広島市は県40/100〕

オ 広島県障害者介護給付費等不服審査会の運営（予算額 477 千円）

市町の行った介護給付費等に係る処分に対する審査請求の事案を調査審議するために設置している広島県障害者介護給付費等不服審査会を運営する。（平成18年度創設）

第15表 審査請求の状況

区 分	件 数	審 査 結 果
平成30年度	5	取下げ2件, 令和元年度へ繰越3件
平成29年度	4	取下げ1件, 平成30年度へ繰越3件
平成28年度	4	裁決(棄却)1件, 取下げ2件, 平成29年度へ繰越1件

(2) 医療的ケア児（者）支援体制の整備（予算額 5,311 千円）

ア 医療・福祉支援体制

(ア) 【新】医療型短期入所施設補助事業（予算額 3,092 千円）

医療的ケア児（者）の家族等介護者の病気・出産・学校行事等、介護が困難な期間やレスパイトを含めた在宅支援を推進し、地域で安心して暮らせる環境づくりを構築するため、病院の病床を活用した医療型短期入所事業を展開し、医療型短期入所施設補助事業を実施する市町に対し補助を行う。（令和元年度創設）

令和元年度は、尾三圏域及び備北圏域において実施する。

(イ) 医療的ケア児支援部会及び圏域ブロック会議（予算額 278 千円）

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、教育等関係機関が連携を図るために設置された広島県障害者自立支援協議会「医療的ケア児支援部会」及び7障害保健福祉圏域のブロック会議で、支援の課題や対応策について協議を行う。



イ 成人期移行に向けた支援体制

医療的ケア児等コーディネーター養成研修（予算額 1,941 千円）

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や重症心身障害児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成する。

4 地域生活の支援体制の構築（予算額 19,068,076 千円）

(1) 福祉サービス等の提供（予算額 18,956,979 千円）

ア 訪問系サービスの確保および日中活動の場の充実

(ア) 介護給付，訓練等給付事業（予算額 13,196,559 千円）

居宅介護，同行援護，短期入所，共同生活援助等の障害福祉サービス事業を実施する市町に対し負担する。（平成 18 年度創設）

第 16 表 介護給付，訓練等給付事業の状況

（単位 市町，千円）

区 分	市 町 数	県費負担額
令和元年度（見込）	23	13,196,559
平成 30 年度	23	12,329,876
平成 29 年度	23	11,629,441

（注）広島市，呉市及び福山市を含む。

〔負担割合 国 1/2，県 1/4，市町 1/4〕

第 17 表 指定障害福祉サービス等事業者数の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

サービス種別	県 分	その他市町分	合 計
居宅介護（ホームヘルプ）	14	563	577
重度訪問介護	13	532	545
行動援護	3	64	67
同行援護	7	141	148
療養介護	8	3	11
生活介護	120	139	259
短期入所（ショートステイ）	4	185	189
重度障害者等包括支援	0	1	1
施設入所支援（障害者支援施設）	36	28	64
自立訓練（機能訓練）	4	1	5
自立訓練（生活訓練）	10	13	23
自立訓練（宿泊型）	2	2	4
就労移行支援（資格取得型）	0	0	0
就労移行支援（一般型）	28	36	64
就労継続支援 A 型	24	60	84
就労継続支援 B 型	124	188	312
就労定着支援	3	16	19
自立生活援助	1	4	5
共同生活援助（グループホーム）	3	134	137
一般相談支援	0	101	101
特定相談支援	0	233	233

（注） 1 休止中・廃止の事業所は除く。

2 「施設入所支援（障害者支援施設）」は，児童福祉法に規定する福祉型障害児入所施設で，18 歳以上の入所者も利用させることとした障害者支援施設を除く。

(イ) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町支援事業（予算額 27,513 千円）

重度訪問介護サービス等に対する支給額が，国庫負担基準額超過の市町に対し，財政支援を行い，重度障害者等の地域生活を支援する。（平成 24 年度創設）

第 18 表 重度訪問介護等の利用促進に係る市町支援事業の状況

(単位 市町, 千円)

区 分	市 町 数	県費負担額
令和元年度 (当初予算)	20	27,397
平成 30 年度 (見込)	20	13,357
平成 29 年度 (実績)	20	21,686

(注) 広島市, 呉市及び福山市を含まない。 [負担割合 国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4]  
(平成 27 年度までは呉市を含む。)

(ウ) 障害児通所給付事業 (予算額 3,288,190 千円)

障害児に対し, 児童発達支援, 放課後等デイサービス, 保育所等訪問支援等の障害児通所支援事業を実施する市町に対し負担する。(平成 24 年度創設)

第 19 表 障害児通所給付事業の状況

(単位 市町, 千円)

区 分	市 町 数	県費負担額
令和元年度 (見込)	23	3,288,190
平成 30 年度 (見込)	23	3,038,001
平成 29 年度	23	2,644,148

(注) 広島市, 呉市及び福山市を含む。 [負担割合 国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4]

(エ) 障害児入所施設等への入所措置等 (予算額 797,172 千円)

障害のある児童が, 日常生活の指導や治療等を受けるために障害児入所施設等へ入所 (措置・契約) するための費用の一部又は全部を負担する。(昭和 22 年度創設)

児童福祉施設措置費 (予算額 440,995 千円)

障害児施設給付費 (予算額 356,177 千円)

(オ) 身体障害者 (児) 及び難病患者等の補装具の交付・修理 (予算額 184,616 千円)

身体障害者 (児) 及び難病患者等の身体的機能の障害を補い, 職業活動や日常生活を容易にするため, 義手, 義足, 車椅子, 補聴器, 盲人安全つえ等の補装具を交付・修理し, その社会復帰の促進を図る。

第 20 表 補装具の交付・修理の状況 (平成 30 年度)

(単位 件, 円)

種 目	種 別	交 付		修 理		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
義 肢	装 具	49	23,172,584	96	20,636,298	145	43,808,882
座 位 保 持 装 置		64	5,881,416	39	1,297,187	103	7,178,603
盲 人 安 全 つ え		76	34,586,589	120	14,336,703	196	48,923,292
義 眼		77	447,205	1	4,000	78	451,205
眼 鏡		13	1,100,400	0	0	13	1,100,400
補 聴 器		59	1,523,299	3	55,421	62	1,578,720
車 椅 子		236	16,733,767	150	3,743,093	386	20,476,860
電 動 車 椅 子		192	53,882,435	417	19,557,584	609	73,440,019
座 位 保 持 椅 子		29	22,176,899	157	12,860,807	186	35,037,706
起 立 保 持 具		17	1,738,106	10	344,223	27	2,082,329
歩 行 補 助 具		4	1,137,524	3	94,376	7	1,231,900
頭 部 保 持 具		21	1,560,716	6	278,819	27	1,839,535
排 便 補 助 具		15	111,600	0	0	15	111,600
歩 行 補 助 つ え		0	0	0	0	0	0
重 度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置		21	166,006	14	37,249	35	203,255
計		10	5,557,119	0	0	10	5,557,119
		883	169,775,665	1,016	73,245,760	1,899	243,021,425

(注) 広島市, 呉市及び福山市を除く。 [負担割合 国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4]

(カ) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業（予算額 3,444 千円）

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器の購入又は修理等に要する費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発達を支援し、福祉の増進を図る。（平成 25 年度創設）

(キ) 特別児童扶養手当の支給（予算額 32,268 千円：支給事務費）

特別児童扶養手当は、身体、知的又は精神に障害のある児童を家庭において監護している者に対し国が手当を支給して、その障害児の福祉の増進を図ることを目的としており、県及び市町が、これらの手当の認定、支給に関する諸事務を行う。（昭和 39 年度創設）

項目	内容
支給要件	重度若しくは中度の障害を有する 20 歳未満の児童を監護している父母等に支給。 ただし、次の場合は除く。 ○児童が施設等に入所しているとき。 ○児童が障害を支給事由とする年金を受けているとき。 ○受給者やその者の配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以上であるとき。
手当額	○1 級（重度）児童 1 人につき月額 52,200 円 ○2 級（中度）児童 1 人につき月額 34,770 円

第 21 表 特別児童扶養手当の認定及び支給状況

（単位 人）

平成 29 年度末 受給者数	平成 30 年度中の異動										平成 30 年度末 受給者数	
	新規認定	支給停止解除	他県から転入	資格喪失						支給停止		他県へ転出
				20 歳到達	児童死亡	障害が軽度	受給者死亡	その他	計			
4,245	540	60	47	204	13	81	2	121	421	73	61	4,337

（注）広島市を除く。

第 22 表 特別児童扶養手当の障害別受給児童数

（単位 人）

区分	受給児童数	障害別受給児童数					
		精神障害		身体障害		重複障害	
		重度	中度	重度	中度	重度	中度
平成 30 年度	4,871	748	3,567	260	266	11	19
平成 29 年度	4,696	748	3,322	275	304	44	3
平成 28 年度	4,484	749	3,043	314	335	43	0

（注）1 広島市を除く。

2 各年度末の人数である。

(ク) 心身障害者扶養共済制度（予算額 644,636 千円）

心身障害者（児）を扶養している保護者の死後、残された障害者（児）の生活の安定を図るため、心身障害者扶養共済制度を実施する。掛金の全額を納付することが困難と認められる加入者に対しては、掛金の減額を行う。（昭和 45 年度創設）

〔制度の概要〕

- 加入資格 心身障害者（児）の保護者で 65 歳未満のもの
- 掛金の額 保護者の加入時の年齢に応じて条例で定める額
- 年金の額 月額 20,000 円（口数追加加入者の場合 月額 40,000 円）

第 23 表 加入者及び年金受給者の状況

(単位 人, 口)

区 分		加 入 者	年 金 給 付	弔慰金給付
平成 30 年度	県 分	1,400	1,398	751
	広島市分	785	581	236
	計	2,185	1,979	987
平成 29 年度	県 分	1,456	1,372	738
	広島市分	790	573	235
	計	2,246	1,945	973
平成 28 年度	県 分	1,529	1,333	729
	広島市分	809	564	230
	計	2,338	1,897	959

(注) 1 県分に呉市及び福山市を含む。  
2 各年度末現在の数値である。

イ 地域生活を支えるサービス等

(ア) 障害者社会参加推進事業 (予算額 56,963 千円)

在宅の障害者に対し地域社会への参加を推進するため、次の事業を福祉団体に委託するなどして実施する。(昭和 39 年度創設)

第 24 表 障害者社会参加推進事業 (県実施事業) の状況

(単位 千円)

事業名	事業内容	令和元年度	平成30年度	平成29年度
社会参加支援員等育成				
●手話通訳者養成・研修事業 (平成 2 年度創設)	専門技能を有する手話通訳者及び手話奉仕員の養成に指導的役割を果たす手話通訳者を養成する。	3,027 【1,652】	3,004 【1,635】	3,004 【1,631】
○身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (平成 10 年度創設)	相談員の相談対応能力の向上を図るため研修を実施する。	374	373	371
○盲ろう者通訳・介助員養成・研修等事業 (平成 10 年度創設)	視覚及び聴覚に重複した障害がある盲ろう者とのコミュニケーション手段の技術等の指導を行って、通訳・介助員を養成する。	2,588 【1,412】	2,116 【1,409】	2,116 【1,406】
○身体障害者補助犬育成事業 (平成元年度創設)	就労等により社会活動への参加に効果があると認められる重度の身体障害者に身体障害者補助犬を貸与する。	6,497	6,384	6,384
○点訳・音訳奉仕員養成事業 (昭和 45 年度創設)	点訳または音訳に必要な技術等の指導を行って、これらに従事する点訳奉仕員・音訳奉仕員を養成する。	475	473	473
○要約筆記者養成事業 (平成 24 年度創設)	専門技能を有する要約筆記者及び要約筆記奉仕員の養成に指導的役割を果たす指導者を養成する。	2,400 【1,021】	2,388 【1,005】	2,388 【1,003】
視覚障害者移動支援従事者資質向上研修 (平成 20 年度創設)	視覚障害者移動支援従事者の資質向上を図るため、社会福祉法人日本盲人会連合が実施する「視覚障害者移動支援従事者資質向上研修」の参加者の旅費を負担する。	209	207	207
○失語症者向け意思疎通支援者養成事業 (平成 30 年度創設)	失語症者向けの意思疎通支援者の養成を行うとともに、これら支援者を指導する者の確保が必要であるため、支援者指導者の養成も併せて行う。	2,430 【1,622】	2,430 【1,579】	—

事業名	事業内容	令和元年度	平成30年度	平成29年度
社会参加支援サービス				
○障害者社会参加推進センター設置事業（平成2年度創設。平成10年度改組）	障害者の社会参加を推進する拠点として設置する障害者社会参加推進センターの運営に要する経費を助成する。	6,226	6,226	6,226
○生活訓練業（昭和47年度創設）	オストメイト（人工肛門，人工膀胱造設者）に対して，ストマ用装具や社会生活に関することについて講習等を実施する。	425	422	421
○音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業（昭和47年度創設）	疾病等により喉頭を摘出した音声機能喪失者に対して，発声訓練を行い，また，この発声訓練に携わる指導者を養成する。	328	326	309
○点字による即時情報ネットワーク事業（平成4年度創設）	重度の視覚障害者に対して，新聞等による最新の情報を点訳し，提供する。	1,763	1,744	1,744
※2 字幕入り映像ライブラリー等製作貸出事業（平成2年度創設）	字幕・手話を挿入したテレビ番組等のビデオ・DVD等の製作，貸し出しを行う。	584	584	584
●手話通訳者派遣ネットワーク事業（平成元年度創設）	手話通訳を必要とする者が，社会生活上必要と認められる外出をする場合，その目的地において必要となる手話通訳者を確保するためのネットワークを整備する。	1,803	1,803	1,803
○要約筆記者派遣ネットワーク事業（平成23年度創設）	要約筆記者を必要とする者が，社会生活上必要と認められる外出をする場合，その目的地において必要となる要約筆記者を確保するためのネットワークを整備する。	3,940	3,940	3,940
○盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（平成18年度創設）	盲ろう者の自立と社会参加を図るため，コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。	12,069 【1,838】	10,251 【7,435】	10,251 【7,852】
○失語症者向け意思疎通支援者派遣事業（令和元年度創設）	養成事業において養成した失語症者向け意思疎通支援者を派遣する。	6,760 【4,791】	—	—
○進行性筋萎縮症者（児）療養相談事業（昭和54年度創設）	進行性筋萎縮症を原疾患とする身体障害者（児）に対し，検診を行うとともに，療養方法，日常生活，更生援護に関する相談に応じ，必要な指導を行う。	196	196	196
心のバリアフリー推進員設置事業（平成30年度創設）	ヘルプマーク等障害者に関するマークの普及のための広報啓発や，障害者差別解消法の普及啓発・相談対応等により，県民の心のバリアフリーを推進する。	4,869	4,804	—

〔負担割合：国1/2・県1/2，【 】：広島市，福山市，呉市負担金〕

- (注) 1 ○の事業は，広島県障害者社会参加推進センターに一括委託し，総合的に実施している。  
2 ●の事業は，広島県聴覚障害者センターの指定管理業務として実施しており，※の事業は，字幕入りDVD等の製作を（社福）聴力障害者情報文化センターに委託し，貸出を広島県聴覚障害者センターで行っている。

(イ) 市町障害者地域生活支援事業（予算額 725,618千円）

障害者及び障害児等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，市町が実施する地域生活支援事業に対して補助する。

事業名		事業内容	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行う。	
	自発的活動支援事業	障害者等、その家族、地域住民等が、地域において自発的に行う活動に対する支援を行う。	
	相談支援事業	専門的職員を基幹相談支援センターに配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する。	
	基幹相談支援センター等機能強化事業		
	住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者等に対する入居支援及び関係機関によるサポート体制の調整を行う。	
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成する。	
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を行う法人等の活動を支援する。	
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する。	
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、障害者、難病患者等に対し介護・訓練支援用具、在宅療養等支援用具、排泄管理支援用具などを給付又は貸与する。	
	手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。	
	移動支援事業	個別支援型、グループ支援型などの方法により、障害者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための移動を支援する。	
地域活動支援センター機能強化事業	障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や、雇用・就労が困難な在宅障害者に対する機能訓練、社会適応訓練等を実施する。		
任意事業	日常生活支援	福祉ホームの運営	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者に低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。
		訪問入浴サービス	身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
		生活訓練等	日常生活に必要な訓練・指導等を行う。
		日中一時支援	日中、障害福祉サービス事業所や学校の空き教室などにおいて、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。
		地域移行のための安心生活支援	地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室の確保や地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置するなど、障害者の地域生活への移行や定着のための支援体制を整備する。
		巡回支援専門員整備	発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等への巡回等支援を実施し、施設等の職員や保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。
		相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保	相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制を確保するため、必須職員以外の職員を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。
	社会参加支援	協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援	市町村協議会において、社会的資源の開発に向けて、障害児者のニーズ調査等先進的な地域資源の開発・利用促進等に向けた取組を行う。
		レクリエーション活動等支援	各種レクリエーション教室や障害者スポーツ大会等を開催し、障害者スポーツに触れる機会等を提供する。
		芸術文化活動振興	障害者等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。
		点字・声の広報等発行	点訳、音声訳等により、広報、事業の紹介、生活情報等、必要度数の高い情報などを定期的に提供する。
		奉仕員養成研修	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成研修する。
		複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進	意思疎通支援事業について、単独での実施が困難等の理由により未実施となっている市町村等において、近隣市町村等との共同実施による効率的な事業実施の方法を検討する。
	就業・就労支援	家庭・教育・福祉連携推進事業	教育・福祉の連携施策を実施するため、関係者が一同に集う場の設置、合同研修、ハンドブックの作成、地域連携推進マネジャーの配置などの施策を実施する。
		盲人ホームの運営	あん摩師免許等を有する視覚障害者であって、雇用・就労が困難な者に対し、施設を利用させるとともに、必要な技術の指導を行う。(本県該当なし)
知的障害者職親委託	知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導や技能習得訓練等を行う。		
特別支援事業	必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実		
促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業	発達障害者の特性を踏まえた先進的な取組を行い、自治体の取組として実施可能な条件等を整理するためのモデル事業を実施し、全国への普及につなげることを目的とする。	
	障害者虐待防止対策支援	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る事業に要する費用を市町村に補助	
	成年後見制度普及啓発	成年後見制度利用促進のための普及啓発	
	発達障害児者及び家族支援事業	発達障害児者の家族同士の支援を推進する観点から、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を拡充	
	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	重度訪問介護の利用者が大学等に就学するにあたって必要な身体介護等を、大学等における支援体制が構築されるまでの間において提供する。	
特別促進事業	上記以外の事業であっても地域の特性等に応じて市町の判断で実施する重要な事業の支援		

(注) 広島市、呉市及び福山市を含む。

[負担割合 国 1/2 以内、県 1/4 以内、市町 1/4]

(ウ) 施設サービスの利用等

第 25 表 指定障害者支援施設数の状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

(単位 所)

種 別	県 分	広島市, 呉市及び福山市分	合 計
施設入所支援	36	28	64
生活介護	33	27	60
自立訓練 (機能訓練)	1	1	2
自立訓練 (生活訓練)	2	0	2
就労移行支援 (一般型)	1	0	1
就労移行支援 (資格取得型)	0	0	0
就労継続支援 B 型	5	1	6
就労定着支援	0	0	0
自立生活援助	0	0	0

(注) 児童福祉法に規定する福祉型障害児入所施設で、18 歳以上の入所者も利用させることとした障害者支援施設を除く。

第 26 表 指定障害者支援施設の定員及び利用人員の状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

(単位 所, 人, %)

区 分	施設数	定 員	利用人員	内 他 県	利用率
				利用人員	
施設入所支援	64	3,208	3,076	20	95.9
生活介護	60	2,964	3,005	101	101.4
自立訓練 (機能訓練)	2	87	55	2	63.2
自立訓練 (生活訓練)	3	24	18	0	75.0
就労移行支援 (一般型)	1	0	0	0	0.0
就労移行支援 (資格取得型)	0	0	0	0	-
就労継続支援 B 型	6	253	232	14	91.7
就労定着支援	0	0	0	0	-
自立生活援助	0	0	0	0	-

(注) 広島市, 呉市及び福山市を含む。

第 27 表 指定障害児入所施設等の定員及び利用人員の状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

(単位 所, 人, %)

区 分	施設数	定 員	利 用 人 員				利用率
			県 分	広島市分	他県分	計	
福祉型障害児入所施設	9	202	97	56	2	155	76.7
医療型障害児入所施設	8	502	291	155	5	451	89.8
指定発達支援医療機関 (重心)	2	220	102	72	26	200	90.9
指定発達支援医療機関 (肢体)	1	10	3	0	0	3	30.0
合計	20	934	493	283	33	809	86.6

(注) 1 県分に呉市及び福山市を含む。

[負担割合 県分 国 1/2, 県 1/2]

2 定員, 利用人員及び利用率は, 障害福祉サービス分を含む。

3 指定発達支援医療機関 (肢体) の定員については, 全体の定員 (120 人) から療養介護の定員 (110 人) を除いた数。

第 28 表 指定障害児通所支援事業の状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

(単位 所)

区 分	事業所数	支 援 の 種 類					
		児童発達支援 (センター)	児童発達支援 (センターを 除く。)	医療型児童 発達支援	放課後等デ イサービス	居宅訪問型 児童発達支援	保育所等 訪問支援
県 分	144	8	47	1	134	0	14
広島市分	203	5	56	2	184	0	6
呉 市 分	28	1	14	0	22	0	2
福山市分	93	4	31	1	85	0	15
計	468	18	148	4	425	0	37

(注) 休止中の事業所を除く。

[負担割合 国 2/4, 県 1/4, 市町 1/4]

(2) 相談支援体制の構築（予算額 100,490 千円）

ア 身近な地域における相談

(ア) 児童発達支援センター等機能強化事業（予算額 20,240 千円）

地域療育の拠点である児童発達支援センター等において、障害のある子供や疑いのある子供への支援内容を検討し、医療機関等への適切な支援につなぐコーディネート体制の確保や保育所等地域の子育て支援機関等に対し、障害特性に応じた支援技術等に関する研修等を実施する。

○ 実施施設 障害児施設、障害者施設

施設・事業種別	施設・事業所名	住所	法人名
福祉型児童発達支援センター	呉本庄つくし園	呉市焼山北	(社福) 呉福祉会
児童発達支援事業所	デイサービスひろば	竹原市中央	(社福) 中国新聞社会事業団
福祉型児童発達支援センター	あいあい	尾道市木ノ庄町	(社福) 尾道さつき会
福祉型児童発達支援センター	あづみ園	尾道市久保町	(社福) あづみの森
福祉型児童発達支援センター	「ゼノ」こぼと園	福山市沼隈町	(社福) 「ゼノ」少年牧場
福祉型障害児入所施設	福山六方学園地域療育支援センターあしすと	福山市卸町	(社福) 創樹会
福祉型児童発達支援センター	草笛学園	福山市加茂町	(社福) こぶしの村福祉会
	ひかり園	福山市草戸町	
医療型障害児入所施設	子鹿障害児等療育支援事業所	三次市栗屋町	(社福) ともえ会
医療型児童発達支援センター 医療型障害児入所施設	若草園	東広島市西条町	(社福) 広島県福祉事業団
福祉型児童発達支援センター	広島西こども発達支援センター くれよん	廿日市市四季が丘	(社福) くさのみ福祉会
福祉型児童発達支援センター	柏学園	安芸郡府中町	(社福) 柏学園

(注) 1 広島市を除く。

[負担割合 県10/10]

(イ) 障害福祉サービスの利用決定等に係る研修

障害福祉サービスの利用決定等を円滑に行うため、障害支援区分認定調査員、市町審査会委員の研修を実施する。

(平成30年度研修開催実績)

区分	障害支援区分認定調査員研修 (初任者研修)	障害支援区分認定調査員研修 (現任研修)	市町審査会委員研修
対象者	市町職員、相談支援事業所職員等 (新規従事者)	市町職員、相談支援事業所職員等 (初任者研修修了者)	市町審査会の委員
研修修了者数	99名	43名	45名

イ 専門的・広域的な相談支援

県立身体障害者更生相談所、こども家庭センター（児童相談所、知的障害者更生相談所）における相談指導

知的障害児、重症心身障害者（児）に対し、生活、教育、職業及び医療等の各種の相談に応じ、施設入所の委託等の必要な措置を行う。

また、身体障害者及び知的障害者について、同様の措置を行う市町を支援する。



第 29 表 障害児・知的障害者の相談・措置等の状況（県分）

（単位 件）

区 分		こども家庭センター		
			知的障害者更生相談所分	児童相談所分
平成 30 年度	相談指導	3,243	1,441	1,802
	施設給付費支給決定施設措置	90	—	90
平成 29 年度	相談指導	3,169	1,363	1,806
	施設給付費支給決定施設措置	92	—	92
平成 28 年度	相談指導	3,353	1,397	1,956
	施設給付費支給決定施設措置	91	—	91

（注）広島市を除く。

第 30 表 身体障害者の更生相談の状況

（単位 人，件）

区 分		相談等実人員	相談件数	判定件数
県立身体障害者 更生相談所	平成 30 年度	3,571	3,445	2,104
	平成 29 年度	3,632	3,547	2,108
	平成 28 年度	3,848	3,736	2,224

（注）広島市を除く。

ウ ろうあ者専門相談員の設置（予算額 20,740 千円）

次の機関に、ろうあ者専門相談員各 1 名（計 6 名）を設置し、手話によってろうあ者の相談に応じている。

障害者支援課・西部厚生環境事務所呉支所・東部厚生環境事務所（昭和 56 年度設置）、東部厚生環境事務所福山支所（昭和 47 年度設置）、北部厚生環境事務所（昭和 49 年度設置）、県立身体障害者更生相談所（昭和 45 年度設置）

第 31 表 ろうあ者専門相談員の活動状況

（単位 件，人）

区 分	家族関係	生活・生計	職業職場関係	住居	健康・医療	教育・育児	福祉サービス	日常生活用具 補装具・	年金・保険	各種制度	災 害	通 訳	そ の 他	計	相談指導実人員
30 年度	92	398	57	44	325	5	51	100	45	38	54	234	109	1,552	535
29 年度	69	341	95	57	261	38	45	61	29	39	9	230	81	1,355	609
28 年度	74	484	58	35	295	17	54	70	37	55	13	260	83	1,535	669

（注）平成 28 年度に集計方法の見直しを行っている。

エ 発達障害者支援センター運営事業（予算額 27,001 千円）

発達障害児（者）及びその家族等に対する支援体制の充実を図る。（平成 17 年度創設）

○ 実 施 主 体 県

○ 事業委託法人 社会福祉法人 つつじ（東広島市八本松米満）

○ 事 業 概 要 相談・療育・就労支援，普及啓発・研修，関係機関の連絡調整

第 32 表 発達障害者支援センター事業実績（平成 30 年度）

事業内容		実績			
相談支援・発達支援	実支援人数・延支援件数	実支援人数	317 人	延支援件数	1,869 件
	医学的診断, 心理学的判定	実診断人数	0 人	実判定人数	14 人
	夜間等の緊急時保護, 行動障害による一時保護	実支援人数	0 人	延支援件数	0 件
	相談支援・発達支援に伴う情報共有等(調整会議)	9 件			
	相談支援・発達支援に伴う関係機関職員への助言(機関コンサルテーション)	57 件			
相談支援・就労支援	実支援人数・延支援件数	実支援人数	65 人	延支援件数	494 件
	相談支援・就労支援に伴う情報共有等(調整会議)	8 件			
	相談支援・就労支援に伴う関係機関職員への助言(機関コンサルテーション)	2 件			
	職場拡大のための企業等への啓発活動	16 回			
地域住民に対する普及啓発	パンフレットの作成等	0 件			
	地域住民向け講演会の開催等	107 回			
関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修	センター主催又は共催で企画した研修	実施回数	30 回	延参加人数	1,590 人
	外部から講師依頼を受けた研修(講師派遣)		41 回		2,531 人
	(再掲)教育関係者との合同研修会		21 回		758 人
関係施設・関係機関等の連携	連絡協議会の開催状況	実施回数		2 回	
	障害者総合福祉法第 89 条協議会等への参加状況			5 回	
	他の協議会への参加状況			30 回	
職員の研修派遣状況	参加回数		10 回		
職員の支援等に関する専門性の確認状況	評価回数		3 回		

[負担割合 国 1/2, 県 1/2]

オ 発達障害地域支援体制推進事業（予算額 32,509 千円）

発達障害児（者）とその家族が、地域で安心して生活できる体制を整えるため、次の事業を行う。

(ア) 発達障害地域支援体制マネジメント事業

発達障害児とその家族にとって身近な市町、事業所、医療機関、学校等において、本人の障害特性に合わせた個別の支援が重層的に行われる体制づくりを推進するため、発達障害者支援センターに発達障害地域支援マネジャーを 2 名配置し、市町への巡回指導や助言を行うとともに、支援人材の養成研修などを実施する。

(イ) 支援者向け人材育成

- ・発達障害支援基礎研修
- ・発達障害支援スキルアップ研修
- ・発達障害教育支援スキルアップ研修
- ・医師対象研修

(ウ) 家族支援体制の整備

発達障害に係るペアレントメンター（発達障害の子育て経験のある親が、発達障害の診断を受けて間もない子どもの保護者などに対して、これまでの経験を活かして相談や助言を行う人）の養成や活用について体制整備するため、ペアレントメンター、ペアレントメンターコーディネーターを養成する。

- ・ペアレントメンター養成研修
- ・ペアレントメンターコーディネーター養成研修
- ・ペアレント・トレーニング実施者養成研修
- ・家族支援関係者連絡会議
- ・県民向け発達障害啓発事業

地域生活のあらゆる場面で、発達障害が理解され適切な配慮が受けられるよう、地域住民を対象としたセミナーやイベントを開催する。

(エ) 発達障害の医療ネットワーク構築事業

発達障害について適切な診療を確保するため、専門的医療機関を中心としたネットワークを構築し、高度な専門的医療機関を拠点医療機関と位置付け、発達障害医療コーディネーターを設置し発達障害の診療医を増やすための陪席研修や困難事例に対する相談支援を実施する。

(オ) 【新】発達障害診療円滑化支援事業

診療に必要なアセスメントや保護者等へのカウンセリングを支援機関で行い医療機関へつなぐことで診療の円滑化を図る。(令和元年度創設)

(3) サービスの質の向上等

相談支援従事者等研修事業（予算額 10,607 千円）

ア 相談支援従事者研修（初任者・現任）

相談支援従事者の養成・資質向上を図るため、研修を実施する。

(平成 30 年度研修開催実績)

区 分	初任者研修	現任研修
対 象 者	市町職員，相談支援事業所職員等 (新規従事者を対象)	同左の者で初任者研修の修了者 (実務経験概ね 5 年程度)
研修修了者数	599 名	203 名

イ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に係る研修（令和元年度改定研修）

利用者の状態に応じた適切な支援を行うための個別支援計画の策定等を行うサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修を実施する。

区 分	基礎研修	更新研修	専門別研修
対 象 者	市町職員，相談支援事業所職員等 (新規従事者を対象)	平成 30 年度以前にサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に係る研修を修了した者	基礎研修修了者のうち受講を希望する者
研修定員数	610 名	870 名	200 名

ウ ファシリテーター養成研修（平成 29 年度新規研修）

(平成 30 年度研修開催実績)

対 象 者	研修修了者数
研修の受講を希望する者 (原則として、県の企画する研修の演習ファシリテーターとして協力できる者)	65 名

エ 強度行動障害支援者養成研修

強度行動障害がある人に対して、障害福祉サービス事業所等において適切に支援を行うため、支援者（事業所従事者）に基礎的な知識と技術に関する情報を提供する。(平成 26 年度新規研修)

(平成 30 年度研修開催実績)

区 分	対 象 者	研修修了者数
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	事業所職員等	746 名
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	事業所職員等	408 名

オ その他（国相談支援従事者指導者養成研修等への派遣）

県が実施する相談支援従事者研修等に係る講師の養成を図るため、国が実施する相談支援従事者指導者養成研修及びサービス管理責任者等指導者養成研修へ人材を派遣する。

## 5 暮らしやすい社会づくり

バリアフリーの推進（福祉のまちづくりの推進）

「広島県福祉のまちづくり条例」（平成7年条例第4号）に基づき、福祉のまちづくりが円滑に推進されるよう県民意識の啓発・醸成を図るため、行政、事業者団体、当事者団体等で組織する「広島県福祉のまちづくり推進協議会」と連携して各種普及啓発事業を実施する。

## 6 社会福祉施設の整備等（予算額 932,541千円）

(1) 障害者施設等の整備（予算額 202,025千円）

障害者の地域生活移行，就労支援等を図るため，計画的な整備を推進する。

平成30年度の整備実績は，次表のとおりである。

第33表 平成30年度施設等の整備実績

施設種別	施設名	設置主体	整備区分	整備概要	定員	整備場所	備考
共同生活援助	そよ風	(社福)庄原さくら学園	創設	木造平屋建	3人	庄原市	
	梨羽の里	(社福)若菜	創設	木造2階建	7人	三原市	
	ひまわり	(社福)大崎福祉会	大規模 修繕	鉄骨造平屋建	10人	大崎上島町	

(注) 広島市，呉市及び福山市の所管分を除く。

[負担割合 補助基本額に対し，国2/3，県1/3]

(2) ブロック塀等の整備に係る支援（予算額 160,284千円【平成30年度2月補正】）

国の平成30年度補正予算を活用し，利用者が身近な地域で安心して支援等を受けられるよう，社会福祉法人等の安全対策等を推進する。

内容	負担割合
障害児通所支援の充実を図るため，施設整備等に必要な経費を補助する。	国1/2，県1/4，事業者1/4
倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等に必要な経費を補助する。	国1/2，県1/4，事業者1/4等
非常用自家発電設備の整備等に必要な経費を補助する。	国1/2，県1/4，事業者1/4

(3) 県立社会福祉施設の運営（予算額 490,396千円）

社会福祉施設を設置し，これらの施設を総合的かつ効率的に経営するため，平成17年度及び18年度から，指定管理者制度の導入により，運営の委託を行っている。

- 指定管理者 社会福祉法人 広島県福祉事業団
- 指定管理者 社会福祉法人 広島県視覚障害者団体連合会（視覚障害者情報センター）
- 指定管理者 一般社団法人 広島聴覚障害者協会

第 34 表 県立社会福祉施設の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

（単位 人）

施設名		定員	施設の目的
障害者リハビリテーションセンター	医療センター	病床数 160	障害者に対し医療を行うとともに、更生のために必要な相談及び指導を行う。
	若草園	入所 62 通所 10	肢体不自由児を入所又は通所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識、技能を与える。
	若草療育園	入所 53	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び18歳以上の者を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。
	あけぼの	入所 70 日中 80	障害者に対して施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練又は就労移行支援を行う。
	スポーツ交流センター	—	身体障害者に対して各種の相談に応じるとともに、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進、及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。
福山若草園	福山若草育成園	通所 20	肢体不自由児を通所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識、技能を与える。
	福山若草療育園	入所 54	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び18歳以上の者を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。
障害者療育支援センター	松陽寮	入所 148 日中 163	障害者に対して、施設入所支援を行うとともに、生活介護又は自立訓練を行う。
	わかば療育園	入所 50	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び18歳以上の者を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。
視覚障害者情報センター		—	点字刊行物、視覚障害者用の録音物の閲覧及び貸し出しをするとともに、点訳・朗読奉仕員の養成事業を行う。
聴覚障害者センター		—	手話や字幕入り DVD 等聴覚障害者用の録画物の閲覧及び貸し出しをするとともに、意思疎通支援者の養成・派遣、相談業務を行う。

(4) 県立医療型障害児入所施設整備事業（予算額 79,836 千円）

県立医療型障害児入所施設（わかば療育園、若草療育園、若草園）について、療育環境の改善、重症心身障害児（者）の在宅支援機能の強化及び医療体制の効率化による診療の充実を図るため、移転・改修等を行うこととし、必要な工事の実設計を行う。



# 参 考 資 料

## 目 次

1	県の主な健康・福祉指標	244
2	健康福祉局の計画・構想等	246
3	健康福祉局関係の各種相談員等一覧表	249
4	健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表	251
5	健康福祉局関係の基金一覧表	254
6	民間社会福祉施設整備助成（貸付）制度一覧表	255
7	保健医療圏の概要	256
8	障害保健福祉圏域図・老人福祉圏域図	259
9	社会福祉施設等の状況	260
	種類別施設数等	260
1	生活困窮者のための施設（一覧）	263
2	高齢者のための施設（一覧）	263
3	介護が必要な人のための介護サービス提供施設等 （老人保健福祉圏域別集計表）	278
4	指定障害者支援施設及び日中活動事業所（一覧）	280
5	障害のある人のための施設（障害者支援施設を除く）（一覧）	299
6	障害児のための施設（一覧）	299
7	児童のための施設等（一覧）	301
	保育所（市町別集計表）	309
	認定こども園（市町別集計表）	310
8	母子家庭及び寡婦のための施設（一覧）	311
9	婦人保護施設（一覧）	311
10	原爆被爆者のための施設（一覧）	311
11	その他の施設	
	国民健康保険直営診療施設（一覧）	312
	障害者職業能力開発校（一覧）	312
	特別支援学校（一覧）	313
10	人材養成施設の状況	315





## 1 県の主な健康・福祉指標

項目		広島県	全国	資料
人口 (H30.10.1)	男	1,367,000 (2.2%)	61,532,000	平成30年推計人口(総務省) (括弧内は全国に占める割合)
	女	1,450,000 (2.2%)	64,911,000	
	計	2,817,000 (2.2%)	126,443,000	
世帯数 (H27.10.1)		1,211,425	53,448,685	平成27年国勢調査(人口等基本集計)(総務省)
母子世帯数 (H27.10.1)		18,997	754,724	平成27年国勢調査(世帯構造等基本集計)(総務省)
父子世帯数 (H27.10.1)		2,125	84,003	
高齢者数(65歳以上) (H27.10.1)		774,440	33,465,441	平成27年国勢調査 (総務省)
高齢化率 (H27.10.1)		27.5%	26.5%	
合計特殊出生率 (H29)		1.56	1.43	厚生労働省「人口動態統計」
身体障害者手帳所持者数 (H30.3.31)		116,393	5,107,524	厚生労働省 「福祉行政報告例」
療育手帳所持者数 (H30.3.31)		23,897	1,079,938	
精神障害者保健福祉手帳所持者数 (H30.3.31)		48,798	1,045,199	厚生労働省 「衛生行政報告例」
社会福祉施設数 (H29.10.1)		1,627	72,887	厚生労働省 「社会福祉施設等調査」
社会福祉施設入所定員 (H29.10.1)		93,165	3,875,461	
社会福祉施設職員数 (H29.10.1)		21,982	1,007,414	
保育所等数 (H29.10.1)		662	27,137	
介護老人福祉施設数 (H29.10.1)		166	7,299	厚生労働省 「介護サービス施設・事業所調査」
介護老人福祉施設定員 (H29.10.1)		10,173	502,678	
保護率 (H30.3.31)		1.5%	1.7%	厚生労働省 「被保護者調査」
民生(児童)委員数 うち主任児童委員 (H30.3.31)		5,858 512	232,041 21,475	厚生労働省 「福祉行政報告例」

項目	広島県	全国
人口動態 (H29)		
(1) 出生数 (率・人口千対)	22,150人(7.9)	946,065人(7.6)
(2) 死亡数 (率・人口千対)	30,795人(11.0)	1,340,397人(10.8)
(3) 乳児死亡数 (率・出生千対)	41人(1.9)	1,761人(1.9)
(4) 死産数 (率・出産千対)	461人(20.4)	20,358人(21.1)
(5) 周産期死亡数 (率・出生千対)	77人(3.5)	3,308人(3.5)
(6) 低体重児出生数 (出生数に対する割合)	2,112人(9.5)	89,353人(9.4)
(7) 死因別死亡数 (率・人口10万対)		
1 悪性新生物	8,321人(298.4)	373,334人(299.5)
2 心疾患	5,060人(181.4)	204,837人(164.3)
3 老衰	2,388人(85.6)	101,396人(81.3)
4 脳血管疾患	2,366人(84.8)	109,880人(88.2)
平均寿命		
男	81.08歳(全国9位)	80.77歳
女	87.33歳(全国10位)	87.01歳
		(出典:平成27年都道府県別生命表:厚生労働省)
受療率 (H29.10)		
(1) 入院 (人口10万対)	1,170	1,036
(2) 外来 (人口10万対)	5,513	5,675
		(出典:患者調査:厚生労働省)
病院の平均在院日数 (H29)		
(1) 一般病院	25.5日	23.7日
(2) 精神病院	309.7日	301.8日
		(出典:病院報告:厚生労働省)
生活環境		
水道普及率 (H30.3.31)	94.5%	98.0%
		(厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課調べ)
医療施設 (H29.10.1)		
(1) 病院 (人口10万対)	242施設(8.6)	8,412施設(6.6)
(2) 一般診療所(人口10万対)	2,546施設(90.0)	101,471施設(80.1)
(3) 歯科診療所(人口10万対)	1,566施設(55.4)	68,609施設(54.1)
		(出典:医療施設(動態)調査:厚生労働省)
病床 (H29.10.1)		
病院(1) 一般病床(人口10万対)	20,912床(739.2)	890,865床(703.1)
(2) 療養病床(人口10万対)	9,936床(351.2)	325,228床(256.7)
(3) 精神病床(人口10万対)	8,927床(315.6)	331,700床(261.8)
(4) 感染症病床(人口10万対)	30床(1.1)	1,876床(1.5)
(5) 結核病床(人口10万対)	137床(4.8)	5,210床(4.1)
一般診療所 (人口10万対)	2,948床(104.2)	98,355床(77.6)
		(出典:医療施設(動態)調査:厚生労働省)
医療従事者数 (H28.12.31)		
(1) 医師(人口10万対)	7,534人(265.6)	319,480人(251.7)
(2) 歯科医師(人口10万対)	2,510人(88.5)	104,533人(82.4)
(3) 薬剤師(人口10万対)	7,021人(247.5)	301,323人(237.4)
		(出典:医師・歯科医師・薬剤師調査:厚生労働省)
(4) 就業保健師(人口10万対)	1,184人(41.7)	51,280人(40.4)
(5) 就業助産師(人口10万対)	654人(23.1)	35,774人(28.2)
(6) 就業看護師(人口10万対)	29,317人(1033.4)	1,149,397人(905.5)
(7) 就業准看護師(人口10万対)	11,749人(414.1)	323,111人(254.6)
		(出典:衛生行政報告例:厚生労働省)

## 2 健康福祉局の計画・構想等

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

計画・構想名〔策定年月〕	期 間	内 容	根拠法令
災害応急救助物資備蓄調査検討報告書 〔H9. 11, H20. 5 一部見直し〕	※期間は特に設定していない	【目的】広島県地域防災計画に基づく、被災者への迅速で円滑な災害応急救助物資供給体制の確立を図る。 【内容】県として必要な物資の備蓄（数量、品目等）・調達及び供給に関する基本的指針についての検討報告書	
ひろしまファミリー夢プラン 〔H27. 3〕	H27～R1 年度	【目的】『「家族で住むならこのまちで！」と選ばれるファミリーフレンドリーな魅力あふれる広島県』をめざす姿として、結婚を希望する人が出会い・結婚でき、子供を希望する人が安心して妊娠・出産でき、希望する時に安心して子供を預けて働くことができ、すべての県民が子供と子育てを支え、すべての子供たちが健やかに育つ地域・社会の形成を図る。 【内容】次世代育成支援の具体的な目標やその推進方策を定めた行動計画	次世代育成支援対策推進法第 9 条 児童福祉法第 56 条の 9
広島県家庭的養護推進計画 〔H27. 3〕	H27～R11 年度	【目的】社会的養護を必要とする子供に、できるだけ家庭に近い生活環境を提供し、心身ともに健やかに育成され、自立した日常生活ができるように支援するため、児童養護施設及び乳児院におけるケア単位の小規模化や家庭養護の推進を図る。 【内容】社会的養護体制の充実にかかる具体的推進計画	
広島県ひとり親家庭等自立促進計画 〔H27. 3〕	H27～R1 年度	【目的】ひとり親家庭等（母子家庭・父子家庭・寡婦）の自立支援等の総合的・計画的な施策の推進を図る。 【内容】子育て・生活・就業支援体制の充実等施策の基本目標	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条
広島県子どもの貧困対策計画 〔H27. 3〕	H27～R1 年度	【目的】国が策定した子供の貧困対策大綱に呼応した県の施策の総合的な推進を図る。 【内容】貧困の状況にある子供やその保護者に対する教育の支援、生活の支援、保護者の就労の支援、経済的支援の推進	子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条
広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第 3 次） 〔H28. 8〕	H28～R2 年度	【目的】配偶者からの暴力（DV）の防止及び被害者の保護に関する施策を定め、計画的に推進することにより、配偶者からの暴力におびえることなく心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現を目指す。 【内容】DV 対策の基本施策やその推進のための取組を定めた計画	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 第 2 条の 3 第 1 項
第 7 次広島県保健医療計画 〔H30. 3〕	H30～R5 年度	【目的】県内どこに住んでいても、生涯にわたっていきいきと暮らすことができるよう、質が高く安心できる保健医療提供体制を地域包括ケアシステムと一体的に構築する。 【内容】保健医療圏の設定、基準病床数の算定、保健医療の推進に関する具体的な方策、疾病・事業ごとの医療連携体制等	医療法第 30 条の 4 第 1 項
広島県がん対策推進計画 〔H30. 3〕	H30～R5 年度	【目的】「がん対策日本一」の実現に向けた総合的な施策の推進を図る。 【内容】がん対策の 3 つの柱（がんの予防・がん検診、がん医療、がんとの共生）による「がん対策日本一」の実現に向けた目標、具体的な取組、各主体の役割と行動計画	がん対策基本法第 12 条第 1 項
広島県医療費適正化計画 〔H30. 3〕	H30～R5 年度	【目的】県民の健康増進や医療の効率的な提供を通じた医療費の適正化を総合的かつ計画的に推進する。 【内容】医療費適正化の実現に向けた目標値の設定と施策の実施	高齢者の医療の確保に関する法律第 9 条
広島県感染症予防計画 〔H24. 4〕	※期間は特に設定していない	【目的】時代に即した感染症予防対策を推進する。 【内容】地域の実情に即した医療体制及び緊急時の国・市町との連携・連絡体制の確保、感染症に関する研究人材養成及び知識の普及の計画的な推進等、感染症発生の予防及びまん延の防止対策	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 10 条

計画・構想名〔策定年月〕	期 間	内 容	根拠法令
広島県結核予防推進プラン 〔H29.3〕	H29～R2年度	【目的】結核対策を総合的に推進することにより、近い将来、結核を公衆衛生上の課題から解消する。 【内容】まん延防止対策、適切な医療の提供を推進するとともに結核対策を行う人材の養成に努める。	
いのち支える広島プラン（第2次広島県自殺対策推進計画） 〔H31.3見直し〕	H31～R4年度	【目的】「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」との基本認識のもと、「誰も自殺に追い込まれることのない広島県」を目指す。 【内容】自殺死亡率の減少を総括目標とし、生きる支援に関する取組を、基本施策、重点施策、生きる支援関連施策に区分して包括的な自殺対策を推進する。	自殺対策基本法第13条
広島県アルコール健康障害対策推進計画 〔H29.3〕	H29～R3年度	【目的】不適切な飲酒の防止により、本人の健康問題及び重大な社会問題の発生を低減し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指す。 【内容】多量飲酒する人の割合の減少、アルコール健康障害に関する相談の増加、早期介入・専門医療機関への橋渡しを行うアルコール健康障害サポート医の養成、アルコール健康障害サポート医と専門医療機関の連携の推進を目標とする。	アルコール健康障害対策基本法第14条
健康ひろしま21（第2次） 〔H25.3（H30.3改定）〕	H25～R5年度	【目的】県民が一生を通して心身ともに健康であることを実感できるよう、県民の生活の質の向上と個人を取り巻く関係団体等の連携による社会環境の質の向上に取り組む。 【内容】健康寿命の延伸を総括目標とし、具体的な目標やその推進方策を定めた計画	健康増進法第8条第1項
第3次広島県食育推進計画 〔H30.3〕	H30～R5年度	【目的】食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、県民の心身の健康増進と豊かな人間形成を目指し、県民、関係団体及び事業者等の協働・連携により食育に関する施策を展開する。 【内容】食育推進施策の基本的な方針と目標値の設定	食育基本法第17条
広島県水道整備基本構想（第2次） 〔H14.3（H23.3改定）〕	H13～R2年度	【目的】「安全・安心」な水の「安定した」供給を持続するため、水道に関わる県及び県内水道関係者の役割を明確にし、県民への給水サービス向上の取組を一層進める。 【内容】目標実現のための施策及びその実現方策と県及び市町（水道事業者等及び行政担当部局）の役割	
広島県食品の安全に関する基本方針及び推進プラン 〔H27.3〕	H27～R1年度	【目的】食品の安全・安心を確保し、県民の健全な食生活の実現と健康の保護を図る。 【内容】 （基本方針）行政が取り組むべき施策、生産者、事業者の役割と消費者の取組の方向性を示した指針 （プラン）基本方針に基づき、施策体系を「衛生管理」、「食品表示」、「リスクコミュニケーション」、「危機管理」、「人材育成」の5つに整理し、生産から消費に至る各段階において、消費者、生産者、事業者及び行政の数値目標と取組を示す実施計画	
広島県食品衛生監視指導計画 〔H30.3〕	毎年度	【目的】「食品衛生法」及び「広島県食品の安全に関する基本方針」に基づき、重点的かつ効果的な立入検査及び食品の試験検査等を行い、食中毒や食品表示偽装等の未然防止を図る。 【内容】平成30年度に広島県が実施する食品衛生に関する監視指導の計画	食品衛生法第24条
広島県動物愛護管理推進計画 〔H20.3（H26.3改定）〕	H20～R5年度	【目的】人と動物との調和のとれた共生社会を実現するため、地域住民、動物飼養者、関係団体、市町、広島県等が協働して動物愛護管理の推進を図る。 【内容】動物の愛護管理に関わる様々な主体に共通の行動指針	動物の愛護及び管理に関する法律第6条

計画・構想名〔策定年月〕	期 間	内 容	根拠法令
広島県障害者プラン 〔H31.3〕	H31～R5年度	<p>【目的】「すべての県民が障害の有無にかかわらず、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思え、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」することを基本理念として、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本的な方向を定める。</p> <p>【内容】分野別施策の基本的方向とプラン関連成果目標等</p>	障害者基本法 第11条
広島県障害福祉計画・広島県障害児福祉計画 〔H30.3〕	H30～R2年度	<p>【目的】市町の障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害福祉サービス、相談支援及び障害児通所支援等の提供体制の確保について定める。</p> <p>【内容】成果目標と目標の達成に向けた取組、障害福祉サービス等の見込み量（広島県障害者プランの生活支援に関する実施計画）</p>	障害者総合支援法第89条 児童福祉法第33条の2
第7期ひろしま高齢者プラン（広島県老人福祉計画・介護保険事業支援計画・介護給付適正化計画） 〔H30.3〕	H30～R2年度	<p>【目的】切れ目のない医療・介護提供体制の整備や高齢者を対象にした介護予防、要支援者等の自立支援を促すケアマネジメントの取組により、令和7年になっても、高齢者がいきいきと暮らすことができる広島県を目指し、今後3年間で進める「地域包括ケアシステムの強化」の方向性を示す。</p> <p>【内容】市町老人福祉計画・介護保険事業計画の数値を基礎とし、これらの計画の達成を支援するための施策や、市町が行う介護給付等に要する費用の適正化への取組への支援策</p>	老人福祉法 第20条の9 介護保険法 第118条
第3次広島県肝炎対策計画 〔H29.3〕	H29～R3年度	<p>【目的】肝炎患者等を早期に発見し、安心して治療が受けられる社会を構築する。</p> <p>【内容】本県の肝炎対策の現状と課題を踏まえ、関係者が一体となって取り組むべき施策を示した実施計画</p>	肝炎対策基本法 第4条
第2次広島県歯と口腔の健康づくり推進計画 〔H30.3〕	H30～R5年度	<p>【目的】生涯を通じた県民の歯と口腔の健康づくりを支援するための施策の総合的かつ計画的な推進を図る。</p> <p>【内容】本県の歯科口腔保健対策の現状と課題を踏まえ、目指す姿や目標値、目標達成のための取組を示した実施計画</p>	歯科口腔保健の推進に関する法律 第13条
「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン 〔H29.2〕	H28～R2年度	<p>【目的】子どもが育つ環境に関らず、県内すべての乳幼児に、乳幼児期に育みたい力の育成に向けた家庭や園・所等における教育・保育が行われ、小学校以降の教育の基礎が培われるよう、「オール広島県」で取り組むための目指す乳幼児の姿と、本県の乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方を示す。</p> <p>【内容】今後概ね5年間の県の施策の方向性と取り組み内容を明らかにする。</p>	

(注) 主な中・長期の計画及び構想等を記載している。(順不同)

### 3 健康福祉局関係の各種相談員等一覧表

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

相談員等の名称 (設置根拠)	設置主体	設置目的	勤務形態及び 報酬月額	経費区分	設置人員 (人)
里親委託推進員 (要綱)	県	里親家族に対し、委託された子どもや里親自身に関する養育相談を実施し、委託された子どもの適切な養育の確保を図る。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(月額) 148,850 円～179,200 円	国 1/2 県 1/2	3
こども家庭支援員 (要綱)	県	児童福祉司の保護者支援等の活動を支援することによって、児童虐待問題への迅速な対応を図る。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(月額) 148,850 円～179,200 円	国 1/2 県 1/2	3
親子支援推進員 (要綱)	県	児童虐待に対する早期対応や虐待防止に向けた広報活動の実施、さらには被虐待児童等が入所している児童養護施設等に対する支援や児童虐待の発生予防に係る子育て家庭への支援の充実を図る。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(月額) 148,850 円～179,200 円	国 1/2 県 1/2	18
婦人相談員 (売春防止法)	県 (市)	要保護女子の早期発見や、配偶者からの暴力など社会生活を営む上で何らかの問題を抱えた女性に対して相談に応じ、必要な指導等を行う。	4 週間 116 時間 15 分以内 191,350 円～199,350 円 (市分については、各市が個別に決定する)	国 1/2 県 1/2 国 1/2 市 1/2	7
母子父子自立支援員 (母子及び父子並びに寡婦福祉法)	県 市・福祉事務所 設置町	母子家庭父子家庭及び寡婦の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び必要な指導を行う等によって福祉の増進を図る。	4 週間 116 時間 15 分以内 191,350 円～199,350 円 (市・設置町分については、各市町が個別に決定する)	県 10/10 市 10/10	1
休日・夜間 電話相談員 (要綱)	県	配偶者からの暴力被害者等の相談に応じ、問題解決に向け、適切な助言・指導等を行う。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(日額) 夜間 6,900 円 休日 12,800 円	国 1/2 県 1/2	3 (交替)
福祉債権 管理協力員 (要綱)	県	母子寡婦福祉資金等の償還指導を行い、福祉債権の適正な管理及び確保の推進を図る。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(日額) 9,000 円～6,250 円	県 10/10	4
保育士就業支援員	県	県内の保育施設で働く保育士等を確保するため、求人・求職情報の提供や求職者に対する相談等を行う。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(月額) 179,500 円	県 10/10	3
広島県医療安全支援センター相談員 (要綱)	県	広島県医療安全支援センター相談窓口において、患者・家族等からの相談に対応し、医療に関する患者・家族等と医療従事者・医療機関との信頼関係の構築の支援と患者のサービスの向上を図る。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(日額) 10,600 円	県 10/10	3 (交替)
国民健康保険 指導監査専門医 (要綱)	県	国民健康保険事業の給付について、保険医療機関等の指導監査に従事するとともに、保険者等からの照会に応じ業務の円滑な遂行を図る。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(日額) 16,700 円	県 10/10	1

相談員等の名称 (設置根拠)	設置主体	設置目的	勤務形態及び 報酬月額	経費区分	設置人員 (人)
国民健康保険 医療事務指導員 (要綱)	県	国民健康保険事業の給付について、保険医療機関等の指導監査に従事するとともに、被保険者等からの苦情の処理を迅速かつ的確に行い、業務の円滑な遂行を図る。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(月額) 12,900 円	県 10/10	1
不妊専門相談 センター相談員 (要綱)	県	広島県不妊専門相談センターにおいて、不妊に悩む夫婦等に不妊治療に関する相談指導や情報提供を行い、心身両面への支援を図る。	週 5 日 (火・水・木・金・土曜日) 2,600 円 (時給) × 勤務時間	国 1/2 県 1/2	6 (交替)
動物愛護相談員 (要綱)	県	動物愛護思想の普及啓発や飼育相談等に従事し、動物愛護センターにおける動物の愛護及び管理に関する業務の円滑な実施を図る。	月 20 日以内・1 ヶ月 116 時間 15 分以内・(月額) 216,000 円	県 10/10	3
民生委員・ 児童委員 (民生委員法) (児童福祉法)	国	常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供を行う等によって、福祉の増進を図るとともに関係機関の業務の円滑な遂行を図る。	随時・(年額) 59,000 円 (報償費)	県 10/10	6,030 (広島市 1,971) (福山市 887) (呉市 633)
戦傷病者相談員 (戦傷病者 特別援護法)	国	戦傷病者の更生等の相談に応じ、援護のための必要な指導を行う等によって福祉の増進を図る。	随時・(年額) 26,000 円	国 10/10	1
戦没者遺族相談員 (要綱)	国	戦没者遺族の援護の相談に応じ、必要な指導助言を行う等によって福祉の増進を図るとともに、関係機関の業務の円滑な遂行を図る。	随時・(年額) 26,000 円	国 10/10	37
ろうあ者 専門相談員 (要綱)	県	手話等によってろうあ者の相談に応じ、必要な助言を行うことで福祉の増進を図る。	月 20 日以内・月～金曜日・月 116 時間 15 分以内・(月額) 147,900 円～178,250 円	国 1/2 県 1/2	6
油症相談支援員 (要綱)	県	カネミ油症患者等に対する相談体制の充実を図る。	月 10 日以内・月～金曜日・6 時間/日・(月額) 9,700 円	国 10/10	1
毒ガス障害者 相談員 (要綱)	県	広島県毒ガス障害者相談室において、毒ガス障害者に対する健康管理、医療費等の支給手続等についての相談・助言等を行う。	週 2 日 (火・木曜) (月額) 9,500 円	国 10/10	1
心のバリアフリー 推進員 (要綱)	県	「あいサポート運動」や、障害者に関するマーク等の普及促進を図るとともに、障害を理由とする差別に関する相談に応じ、問題解決に向けた調整を図る。	月 20 日以内・1 ヶ月 116 時間 15 分以内 (月額) 178,250 円	国 1/2 県 1/2	1

(注) 1 勤務形態及び報酬月額については、設置主体によって異なることがある。

2 「人員」欄の ( ) 内の数字は市分の再掲である。

#### 4 健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表

##### (1) 生活福祉資金

資金の種類	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
総合支援資金	失業者等，日常生活全般に困難を抱えており，生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし，貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金				
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(単身世帯) 月額 15 万円以内 (2人以上の世帯) 月額 20 万円以内 ※最長 12 か月	最終貸付日から 3 か月以内	据置期間 経過後 10 年以内	連帯保証人 あり 無利子  連帯保証人 なし 年 1.5% (据置期間 経過後)
住宅入居費	敷金，礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40 万円以内	貸付日(生活支援費とあわせて貸付けている場合は，生活支援費の最終貸付日)から 3 か月以内		
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60 万円以内			
福祉資金	低所得世帯，障害者世帯又は高齢者世帯に対し，日常生活を送る上で，又は自立生活に資するために，一時的に必要であると見込まれる費用として貸し付ける資金				
福祉費	生業を営むために必要な経費	(460 万円)	貸付日(分割交付の場合は最終貸付日)から 6 か月以内	(20 年)	連帯保証人 あり 無利子  連帯保証人 なし 年 1.5% (据置期間 経過後)
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	〔技能を習得する期間が 6 か月程度 130 万円 1 年程度 220 万円 2 年程度 400 万円 3 年程度 580 万円〕		(8 年)	
	住宅の増改築，補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	(250 万円)		(7 年)	
	福祉用具等の購入に必要な経費	(170 万円)		(8 年)	
	障害者用自動車の購入に必要な経費	(250 万円)		(8 年)	
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6 万円)		(10 年)	
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	〔療養期間が 1 年を超えないときは 170 万円 ・1 年を超え 1 年 6 か月以内であって，世帯の自立に必要なときは 230 万円〕		(5 年)	



資金の種類	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利息
福祉費	介護サービス、障害福祉サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	・介護サービス等を受ける期間が1年を超えないときは170万円 ・1年を超え1年6か月以内であつて、世帯の自立に必要なときは230万円	貸付日(分割交付の場合は最終貸付日)から6か月以内	(5年)	連帯保証人あり 無利息  連帯保証人なし 年1.5% (据置期間経過後)
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	(150万円)		(7年)	
	冠婚葬祭に必要な経費	(50万円)		(3年)	
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	(50万円)		(3年)	
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	(50万円)		(3年)	
	その他日常生活上一時的に必要な経費	(50万円)		(3年)	
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	貸付日から2か月以内	最長12か月以内	無利息
教育支援資金	低所得世帯に対し、次に掲げる費用として貸し付ける資金				
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額3.5万円以内	卒業後 6か月以内	据置期間 経過後 20年以内	無利息
		(高等専門学校) 月額6万円以内			
		(短期大学) 月額6万円以内			
		(大学) 月額6.5万円以内			
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内			
不動産担保型生活資金					
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、居住用不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	土地評価額の7割を標準 月額30万円以内	契約の終了後 3か月以内	据置期間 終了時	毎年4月1日時点の長期プライムレート(上限3%)
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、居住用不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	土地建物評価額の7割を標準 (集合住宅は5割) 月額は貸付基本額の範囲内 (生活扶助額の1.5倍以内)			

(2) 緊急生活安定資金

資金の種類	貸付対象	貸付限度額	貸付利率	償還期間
生活資金 療養資金	低所得世帯	50,000円 〔特に必要と認められる〕 場合 150,000円	なし	6月以内 〔特に必要と認められる〕 場合 9月以内

(3) 臨時特例つなぎ資金

貸付対象	貸付限度額	貸付利率	償還期間
住居のない離職者で、離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されており、かつ当該給付等開始までの生活に困窮している者	100,000円	なし	申請中の給付等を受けたときから1月以内（これによりがたいときは月賦償還）

## 5 健康福祉局関係の基金一覧表

(単位 千円)

基金名	設置根拠	設置目的	平成30年度末 基金額	令和元年度予定		令和元年度末 基金額 (見込)
				積立額	取り崩し	
災害救助基金	災害救助法 (昭和22年法 第118号第37 条)	災害救助法に基づく 救助に要する費用の支 弁の財源に充てる。	1,641,001	110,113	38,199	1,712,915
大規模社会 福祉施設等 建設基金	昭和50年 広島県条例 第11号	大規模社会福祉施設 等の建設に要する経費 の財源に充てる。	7,254,884	1,799,004	1,410,634	7,643,254
介護保険 財政安定化 基金	平成12年 広島県条例 第16号	市町の介護保険の財 政の安定化を図ること を目的として、見込み を上回る給付費増など による財政不足に対す る貸付・交付に要する 経費の財源に充てる。	3,721,476	284	0	3,721,760
後期高齢者 医療財政 安定化基金	平成20年 広島県条例 第19号	後期高齢者医療広域 連合の財政の安定化及 び保険料率の増加抑制 のために要する経費の 財源に充てる。	4,007,098	241	0	4,007,339
安心こども 基金	平成21年 広島県条例 第3号	子どもを安心して育 てることのできる体制 を整備するため、保育 所等の整備等に要する 経費の財源に充てる。	1,829,693	113	1,692,706	137,100
地域医療介 護総合確保 基金	平成26年 広島県条例 第48号	地域における医療及 び介護の総合的な確保 を促進することを目的 として県が作成する地 域における医療及び介 護の総合的な確保の促 進に関する法律(平成 元年法律第64号)第4 条第1項の計画に基づ く事業の実施に必要な 経費の財源に充てる。	10,628,642	3,352,291	3,863,435	10,117,498
国民健康 保険財政 安定化基 金	平成28年 広島県条例 第4号	国民健康保険の財政 の安定化に資する事業 に必要な経費の財源に 充てる。	5,304,384	265	15,784	5,288,865

## 6 民間社会福祉施設整備助成（貸付）制度一覧表

補助団体名	対象事業の範囲	補助率	協議・要望の期限等
財団法人 JKA （旧日本自転車振興会 旧日本小型自動車振興会）	施設の設置，改築，拡充，福祉車両購入等 ただし，土地の取得，造成，外構工事及び造園に係る経費を除く。	3/4 以内	前年度の 9 月頃
日 本 財 団	① 福祉車両，機器の購入等 ② 災害復旧に係る施設の修繕等 ただし，土地購入費，土地造成費旧家屋撤去費を除く。	80%以内	協議・申請の時期は対象事業ごとに異なる。 ただし，②の場合は随時
中央競馬馬主社会福祉財団	① 施設の設置，拡充，改築 ② 備品類等の購入	3/4 以内 限度額 100 万円	7 月中旬
日本郵便株式会社 お年玉つき郵便に付加される寄附金	社会福祉の増進を目的とする事業 （活動，施設改修，機器購入，車両購入）	申請額により調整 限度額 500 万円	前年度の 9 月中旬～11 月中旬
独立行政法人福祉医療機構（貸付）	国，地方公共団体等の施設整備補助金，交付金の対象事業として採択された事業	融資率 80%，75%，70%（優遇措置有）	補助金内定後速やかに （着工前）
広島県共同募金会	① 高齢者，障害者，児童の福祉向上に直接的に関わり合いがある事業 ② 助成事業が広く社会に広報でき，住民が速やかに事業内容を理解できる事業 ③ 高齢者，障害児者，児童のために求められるサービスを提供する事業	3/4 以内	前年度の 11 月末

## 7 保健医療圏の概要

(平成 27 年 10 月 1 日現在)

圏域名	圏域内市町	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )
広島二次 (8市町)	広島市, 安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町	1,365,134	2,506.01
広島西二次 (2市)	大竹市, 廿日市市	142,771	568.14
呉二次 (2市)	呉市, 江田島市	252,891	453.54
広島中央二次 (3市町)	東広島市, 竹原市, 大崎上島町	227,325	796.5
尾三二次 (3市町)	三原市, 尾道市, 世羅町	251,157	1,034.77
福山・府中二次 (3市町)	福山市, 府中市, 神石高原町	514,097	1,095.78
備北二次 (2市)	三次市, 庄原市	90,615	2,024.68
計		2,843,990	8,479.42




資料：平成 27 年（2015）国勢調査

保健医療圏別主要指標

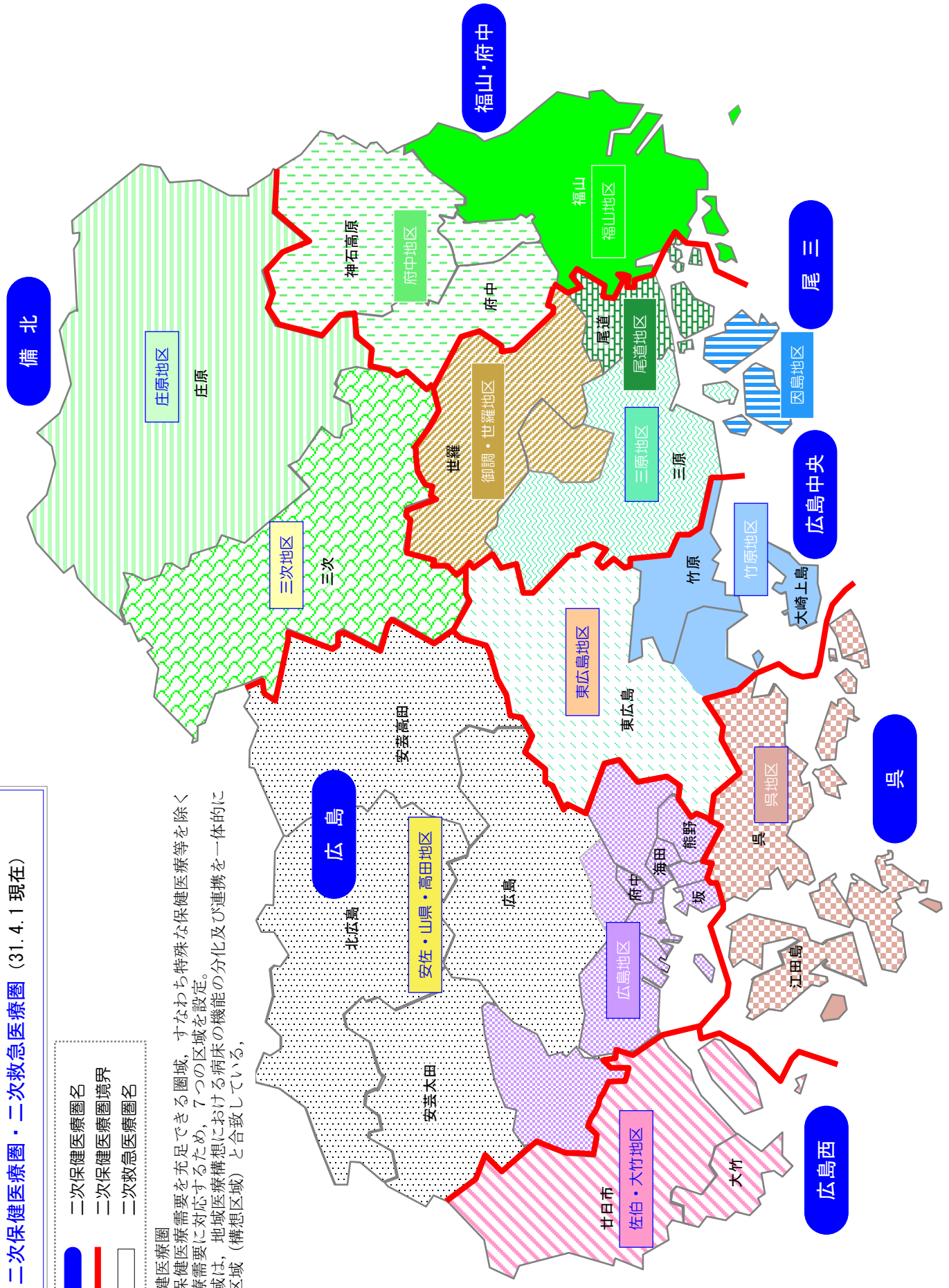
保健医療圏 (31.4.1)	人口 (27.10.1)	病院 (29.10.1)				一般診療所 (29.10.1)			歯科診療所 (29.10.1)		医師 (28.12.31)	歯科医師 (28.12.31)	看護師 (28.12.31)	准看護師 (28.12.31)	出生率 人口千対 (平成29年)	死亡率 人口千対 (平成29年)
		施設数		病床数		施設数	病床数	施設数								
		総数	うち一般	総数	うち一般				うち有床							
広島二次保健医療圏	1,365,134	97	85	16,837	8,738	1,332	93	801	3,844	1,381	13,946	4,841	8.6	9.2		
広島西二次保健医療圏	142,771	13	12	2,556	1,149	126	8	73	387	107	1,753	583	7.6	10.4		
呉二次保健医療圏	252,891	30	24	4,608	2,383	247	21	159	767	248	2,927	1,277	6.1	14.4		
広島中央二次保健医療圏	227,325	20	17	3,362	1,684	167	12	102	432	132	2,176	811	7.9	10.1		
尾三二次保健医療圏	251,157	24	21	4,329	2,514	203	17	128	550	174	2,927	1,408	5.8	14.8		
福山・府中二次保健医療圏	514,097	47	41	6,437	3,624	381	40	260	1,029	351	4,542	2,282	8.2	11.1		
備北二次保健医療圏	90,615	11	11	1,813	820	90	11	43	215	59	1,046	547	6.2	17.8		
合 計	2,843,990	242	211	39,942	20,912	2,546	202	1,566	7,224	2,452	29,317	11,749	—	—		

- (注) 1 人口は平成27年国勢調査(年齢不詳を除く日本人人口)  
2 施設数, 病床数は平成29年医療施設(動態)調査  
3 医師, 歯科医師数は平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査(県外に居住し, 県内で就業している者を含め, 県内に居住し, 県外で就業している者を除く。)  
4 看護師, 准看護師は就業者数  
5 出生率, 死亡率は人口動態統計調査

二次保健医療圏・二次救急医療圏 (31.4.1 現在)

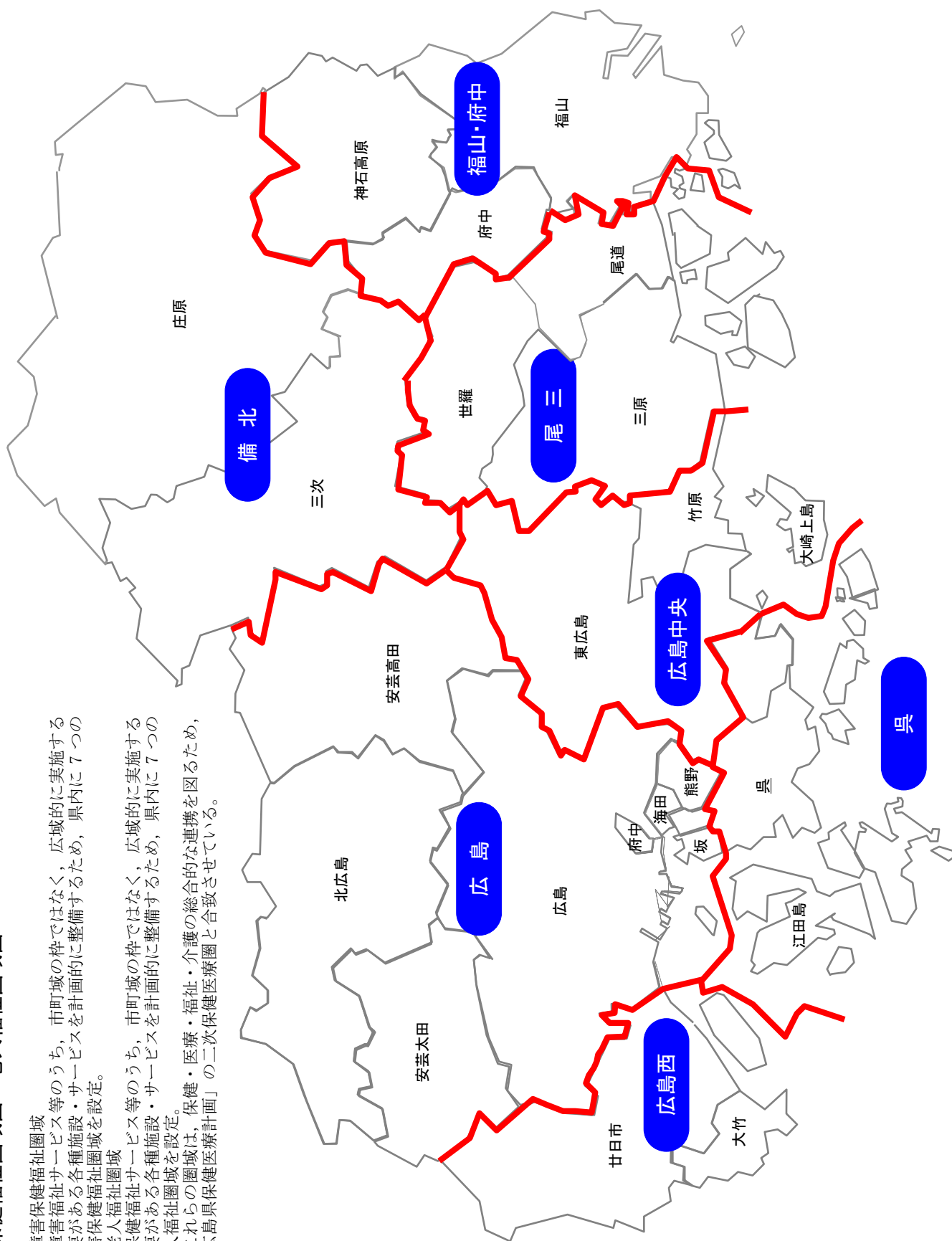
-  二次保健医療圏名
-  二次保健医療圏境界
-  二次救急医療圏名

○ 二次保健医療圏  
 通常の保健医療需要を充足できざる圏域、すなわち特殊な保健医療等を除く一般の医療需要に対応するため、7つの区域を設定。  
 この区域は、地域医療構想における病床の機能の分化及び連携を一体的に推進する区域（構想区域）と合致している。



## 8 障害保健福祉圏域図・老人福祉圏域図

- 障害保健福祉圏域  
障害福祉サービス等のうち、市町村の枠ではなく、広域的に実施する必要がある各種施設・サービスを計画的に整備するため、県内に7つの障害保健福祉圏域を設定。
- 老人福祉圏域  
保健福祉サービス等のうち、市町村の枠ではなく、広域的に実施する必要がある各種施設・サービスを計画的に整備するため、県内に7つの老人福祉圏域を設定。
- これらの圏域は、保健・医療・福祉・介護の総合的な連携を図るため、「広島県保健医療計画」の二次保健医療圏と合致させている。





## 9 社会福祉施設等の状況



種類別施設数等

1 生活困窮者のための施設

施設の種類	施設数			定員	施設の目的
	公立	私立	計		
救護施設	0	3	3	215	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う。
うち広島市所管分	0	1	1	60	
うち呉市所管分	0	1	1	55	
医療保護施設	0	2	2	467	医療を必要とする要保護者に対して医療の給付を行う。
授産施設	0	1	1	30	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の状況により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて自立助長を行う。
うち広島市所管分	0	1	1	30	
無料低額診療施設	0	1	1	—	生活困窮者のために無料又は低額な料金で診療を行う。

2 高齢者のための施設(介護保険施設以外)

施設の種類	施設数	定員	施設等の目的
地域包括支援センター	98	—	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

施設の種類	施設数			定員	施設の目的
	公立	私立	計		
養護老人ホーム	2	29	31	1,808	原則として65歳以上で、環境上の理由及び経済上の理由により居宅で生活することが困難な人が入所する。
うち広島市所管分	0	8	8	500	
うち呉市所管分	0	3	3	228	
うち福山市所管分	0	1	1	80	
軽費老人ホーム A型	0	4	4	200	60歳以上で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅で生活することが困難な人が利用する。
うち広島市所管分	0	1	1	50	
うち福山市所管分	0	1	1	50	
ケアハウス	1	61	62	2,143	60歳以上で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅で生活することが困難な人が利用する。
うち広島市所管分	0	9	9	512	
うち呉市所管分	0	7	7	185	
うち福山市所管分	0	11	11	430	
過疎地域小規模老人ホーム	4	0	4	25	原則として65歳以上で、病弱で気象条件や交通利便の問題により、ひとり暮らしが困難な人が利用する。
老人福祉センター 特A型	5	0	5	—	高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上やレクリエーションのための便宜を提供する。
うち福山市所管分	1	0	1	—	
A型	28	0	28	—	
うち広島市所管分	1	0	1	—	
うち呉市所管分	2	0	2	—	
うち福山市所管分	3	0	3	—	
B型	8	0	8	—	高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上やレクリエーションのための便宜を提供する。
うち広島市所管分	2	0	2	—	
うち呉市所管分	2	0	2	—	
うち福山市所管分	1	0	1	—	
生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	12	7	19	205	独立して生活することに不安のある高齢者に住居を提供するとともに、緊急時の対応や地域住民との交流などの各種サービスを提供する。
うち広島市所管分	0	1	1	6	
うち呉市所管分	3	0	3	32	
うち福山市所管分	1	4	5	70	
自立支援型グループホーム	4	2	6	61	概ね60歳以上で、特別養護老人ホームの退所者等、独立した生活が困難な人が利用する。
有料老人ホーム	0	156	156	6,432	本人と設置者との自由契約に基づく全額自己負担の施設で60歳以上の人が入所する。
うち広島市所管分	0	64	64	3,492	
うち呉市所管分	0	7	7	232	
うち福山市所管分	0	41	41	1,033	

3 介護が必要な人などのための介護サービス提供施設(介護保険施設等)

施設の種類	施設数	定員	施設等の目的
指定介護老人福祉施設	188	11,656	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
介護老人保健施設	115	9,147	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。
指定介護療養型医療施設	46	1,785	療養病床等を持つ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練等の必要な医療を行う。
介護医療院	5	577	長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。

施設の種類	施設数	定員	施設等の目的
指定居宅介護支援事業所	929	—	事業所の介護支援専門員が本人や家族の希望を取り入れた介護サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との調整や施設の紹介を行う。
指定居宅サービス事業所	3,076	—	介護サービス計画に基づき、心身の状況に応じて適切な居宅サービスの提供を行う。
指定介護予防支援事業所	99	—	事業所の保健師等が本人や家族の希望を取り入れた介護予防サービス計画を作成するとともに介護予防サービス事業者との調整を行う。
指定介護予防サービス事業所	1,673	—	介護予防サービス計画に基づき、心身の状況に応じて適切な介護予防サービスの提供を行う。

4 指定障害者支援施設及び日中活動事業所

施設等の種類	施設数			定員	施設等の目的
	公立	私立	計		
障害者支援施設	3	61	64	入所 3,205 日中 3,410	入所する障害者について、主として夜間において入浴、食事の介助等の便宜を供与するとともに、日中の活動の場を提供する。
うち広島市所管分	1	17	18	入所 822 日中 878	
うち呉市所管分	0	3	3	入所 137 日中 145	
うち福山市所管分	0	7	7	入所 370 日中 399	
日中活動事業所	4	695	699	13,722	
うち広島市所管分	1	232	233	4,772	障害者に対して、日中の活動の場を提供する。
うち呉市所管分	0	64	64	1,089	
うち福山市所管分	0	118	118	2,416	

5 障害のある人のための施設(障害者支援施設を除く。)

施設の種類	施設数			定員	施設の目的
	公立	私立	計		
障害者リハビリテーションセンター・医療センター	1	0	1	病床 160	身体障害者の医療及び更生のために必要な相談、診断、評価、治療及び訓練を行い、社会復帰の促進を図る。
視覚障害者情報提供施設	1	0	1	—	視覚障害者の求めに応じて点字刊行物や録音図書の閲覧貸出等を行う。
身体障害者福祉センターA型	2	0	2	—	地域の身体障害者の福祉の増進を図るため、次の事業を行い、又はそのための必要な便宜を提供する。 1 身体障害者に対するサービス ・更生相談 ・訓練等の実施 ・スポーツ、レクリエーションの指導 2 ボランティアの養成 3 関係職員の研修、その他
うち広島市所管分	1	0	1	—	
身体障害者福祉センターB型	3	0	3	—	地域の身体障害者の福祉の増進を図るため、次の事業を行い、又はそのための必要な便宜を提供する。 1 在宅障害者日帰り介護(デイサービス)事業 2 関係団体に対する便宜の供与
聴覚障害者情報提供施設	1	0	1	—	聴覚障害者の求めに応じて録画物等の閲覧貸出等を行う。

6 障害児のための施設等

施設の種類	施設数			定員	施設の目的
	公立	私立	計		
指定福祉型障害児入所施設	0	9	9	200	施設に入所する障害児に、保護、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識技能の付与を行う。
うち広島市所管分	0	4	4	101	
指定医療型障害児入所施設	4	4	8	497	施設に入所する障害児に、保護、日常生活の指導、自立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行う。
うち広島市所管分	0	1	1	100	
指定発達支援医療機関(重症心身障害児)	2	0	2	220	重症心身障害児を入所させて、治療及び日常生活指導を行う。
うち国所管分	2	0	2	220	
指定発達支援医療機関(肢体不自由児)	1	0	1	120	進行性筋萎縮児の入所を委託して治療・機能回復訓練を行う。
うち国所管分	1	0	1	120	
福祉型児童発達支援センター	4	13	17	560	未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。
うち広島市所管分	4	1	5	195	
医療型児童発達支援センター	4	0	4	90	肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行う。
うち広島市所管分	2	0	2	60	

7 児童のための施設等

施設の種類	施設数			定員	施設の目的
	公立	私立	計		
母子生活支援施設	1	9	10	世帯 202	配偶者のない女子等及びその人が監護すべき児童で入所を希望する母子を保護する。
うち広島市所管分	0	4	4	90	
うち呉市所管分	0	1	1	20	
うち福山市所管分	1	0	1	12	
乳児院	0	2	2	59	乳児を入院させてこれを養育する。
うち広島市所管分	0	1	1	29	
児童養護施設	0	13	13	761	保護者のない児童、環境上養護を要する児童等を入所させてこれを養護する。
うち広島市所管分	0	4	4	280	
児童自立支援施設	1	0	1	70	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させて、必要な指導を行い、その自立を支援する。
児童家庭支援センター	0	2	2	—	児童に関する家庭その他からの相談に応じ、必要な助言等を行う。
児童心理治療施設	1	1	2	入所 48	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせてその情緒障害を治す。
うち広島市所管分	1	0	1	通所 15	
				入所 28	
小規模住居型児童養育事業所	0	4	4	24	保護者のいない児童、環境上養護を要する児童等を家庭的な養育環境の下で養育する。
児童自立生活援助事業所	0	2	2	11	義務教育終了児童等を入所させて生活指導や就業の支援等を行い、社会的自立を促進する。
うち広島市所管分	0	2	2	11	
退所児童等アフターケア事業所	0	2	2	—	児童養護施設等を退所し、自立する児童等に対し、生活や就労に関する情報提供、研修、個別の相談等を行う。
児童厚生施設(児童館)	143	4	147	—	屋内施設を利用して、児童に健全な遊びを与え、健康を増進するとともにその情操を豊かにする。
うち広島市所管分	112	2	114	—	
児童厚生施設(児童遊園)	4	0	4	—	屋外施設を利用して、児童に健全な遊びを与え、健康を増進するとともにその情操を豊かにする。
保育所	306	269	575	59,677	保育に欠ける乳幼児を保育する。
うち広島市所管分	89	105	194	24,653	
うち呉市所管分	12	30	42	3,317	
うち福山市所管分	50	42	92	10,020	
認定こども園	14	97	111	16,154	教育・保育を一体的に行う機能と地域における子育て支援の機能を併せ持つ施設。

8 母子家庭及び寡婦のための施設

施設の種類	施設数			定員	施設の目的
	公立	私立	計		
母子福祉センター	1	0	1	—	母子家庭及び寡婦の福祉のための総合施設として、母子相談、技能習得、宿泊事業、会場の提供等を行う。

9 婦人保護施設

施設の種類	施設数			定員	施設の目的
	公立	私立	計		
婦人保護施設	0	1	1	30	要保護女子等を自立した生活を送るために生活訓練、職業訓練及び必要な助言指導を行う。

10 原爆被爆者のための施設

施設の種類	施設数			定員	施設の目的
	公立	私立	計		
原爆被爆者養護ホーム	4	0	4	一般 100 特別 500	身体上の理由等により、居宅において養護・介護を受けることが困難な人が入所する。

11 その他の施設

施設の種類	施設数			定員	施設の目的
	公立	私立	計		
国民健康保険直営診療施設	27	0	27	病床 1,397	国民健康保険の保険者が設置し、地域住民に医療を给付するとともに、健康の保持増進を図る。
病院	8	0	8	病床 1,349	
診療所	19	0	19	病床 48	
障害者職業能力開発校	1	0	1	140	義務教育を修了又はこれと同等以上の学力のある身体障害者に就業に必要な知識技能を与える。
特別支援学校(視覚障害)	1	0	1	—	障害のある幼児・児童・生徒に、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、あわせて自立や社会参加の基盤となる「生きる力」を培う。
特別支援学校(聴覚障害)	1	0	1	—	
特別支援学校(聴覚障害・知的障害)	3	0	3	—	
特別支援学校(知的障害・肢体不自由)	1	0	1	—	
特別支援学校(肢体不自由)	3	0	3	—	
特別支援学校(病弱)	1	0	1	—	
特別支援学校(知的障害)	12	0	12	—	
うち広島市所管分	1	0	1	—	

1 生活困窮者のための施設

施設の種類の	施設名	設置者	所在地	入所定員	設立年月日	電話番号
救護施設	呉 広 風 園	(社福) 呉 福 祉 会	〒737-0911 呉市焼山北三丁目21-2	55	H18.4.1	(0823) 33-7177
	み つ ぎ 清 風 園	(社福) 尾 道 さ つ き 会	〒722-0353 尾道市御調町高尾46	100	S34.4.23	(0848) 77-0030
	(小計) (2)			(155)		
	救 護 院	(社福) 三 篠 会	〒731-5143 広島市佐伯区三宅二丁目1-2	60	H16.4.1	(082) 921-1122
	(小計) (1)			(60)		
	合計 3			215		
医療保護施設	広 島 県 済 生 会 院	(社福) 恩 賜 財 団 広 島 県 済 生 会	〒737-0821 呉市三条二丁目1-13	150	H5.5.10	(0823) 21-1601
	府 中 み く ま り 病 院	(社福) 広 島 厚 生 事 業 協 会	〒735-0003 安芸郡府中町みくまり三丁目1-11	317	S27.5.17	(082) 281-2281
授産施設	宇 品 印 刷 授 産 場	(社福) 広 島 県 肢 体 障 害 者 連 合 会	〒734-0003 広島市南区宇品東六丁目2-20	30	S31.12.4	(082) 251-8201
無料低額診療施設	広 島 県 済 生 会 院	(社福) 恩 賜 財 団 広 島 県 済 生 会	〒731-4311 安芸郡坂町北新地二丁目3-10	-	S62.10.20	(082) 884-2566

2 高齢者のための施設

施設の種類の	施設名	設置者	所在地	電話番号 FAX番号
地域包括支援センター	広島市基町地域包括支援センター	(社福) 福 祉 広 医 会	〒730-0011 広島市中区基町19-2-425	(082)502-7955 (082)502-7966
	広島市鞆町地域包括支援センター	(社) 広 島 県 看 護 協 会	〒730-0004 広島市中区東白島町13-26	(082)222-6608 (082)222-6609
	広島市国泰寺地域包括支援センター	(医) 翠 清 会	〒730-0046 広島市中区昭和町1-5	(082)249-0600 (082)544-1456
	広島市吉島地域包括支援センター	(医) あ か ね 会	〒730-0825 広島市中区光南1-4-6	(082)545-1123 (082)545-1124
	広島市江波地域包括支援センター	(社福) 福 祉 広 医 会	〒730-0831 広島市中区江波西2-14-8	(082)296-4833 (082)296-4818
	広島市福木・温品地域包括支援センター	(医) た か ま さ 会	〒732-0032 広島市東区上温品1-24-9	(082)280-2330 (082)280-2357
	広島市戸坂地域包括支援センター	(社福) 藤 田 長 生 会	〒732-0003 広島市東区戸坂中町2-29	(082)516-0051 (082)516-0052
	広島市牛田・早稲田地域包括支援センター	(社福) 広 島 光 明 学 園	〒732-0066 広島市東区牛田本町4-2-1-102	(082)228-2033 (082)221-7675
	広島市二葉地域包括支援センター	(社福) 寿 老 園 老 人 ホ ー ム	〒732-0053 広島市東区若草町10-14 はらだビル2階	(082)263-3864 (082)263-3870
	広島市大洲地域包括支援センター	(社福) 三 篠 会	〒732-0803 広島市南区南蟹屋1-10-12	(082)581-6025 (082)581-6026
	広島市段原地域包括支援センター	(社福) 広 島 常 光 福 祉 会	〒732-0814 広島市南区段原南2-12-27	(082)261-8588 (082)261-8688
	広島市翠町地域包括支援センター	(社福) 光 清 学 園	〒734-0001 広島市南区出汐2-3-46	(082)252-5500 (082)252-5530
	広島市仁保・楠那地域包括支援センター	(医) 社 団 広 島 厚 生 会	〒734-0025 広島市南区東本浦町26-8たおビル2階	(082)286-6112 (082)286-6099
	広島市宇品・似島地域包括支援センター	(社福) 広 島 和 光 園	〒734-0015 広島市南区宇品御幸2-13-12	(082)252-6456 (082)252-6458
	広島市中広地域包括支援センター	(医) 厚 生 堂 長 崎 病 院	〒733-0003 広島市西区三篠町1-8-21 2階	(082)509-0288 (082)230-8190
	広島市観音地域包括支援センター	広 島 中 央 保 健 生 活 協 働 組 合	〒733-0031 広島市西区観音町16-19 3階	(082)292-3582 (082)292-3172
	広島市己斐・己斐上地域包括支援センター	(社福) は ば た き の 里	〒733-0812 広島市西区己斐本町2-12-3	(082)275-0087 (082)275-0070
	広島市古田地域包括支援センター	(社福) 広 島 県 同 胞 援 護 財 団	〒733-0872 広島市西区古江町5-3-104	(082)272-5173 (082)272-5186
	広島市庚午地域包括支援センター	(社福) 広 島 県 同 胞 援 護 財 団	〒733-0861 広島市西区草津東2-8-5	(082)507-1210 (082)271-3410
	広島市井口台・井口地域包括支援センター	(社福) 広 島 県 同 胞 援 護 財 団	〒733-0842 広島市西区井口2-5-19	(082)501-6681 (082)276-5541
	広島市城山北・城南地域包括支援センター	(社福) 楽 友 会	〒731-0102 広島市安佐南区川内5-16-10 B101	(082)831-1157 (082)876-1096
	広島市安佐・安佐南地域包括支援センター	広 島 医 療 生 活 協 働 組 合	〒731-0121 広島市安佐南区中須2-19-10-1	(082)879-1876 (082)879-7764
	広島市高取北・安西地域包括支援センター	(社福) 慈 光 会	〒731-0144 広島市安佐南区高取北1-17-41	(082)878-9401 (082)847-1475
	広島市東原・祇園東地域包括支援センター	(社福) 慈 光 会	〒731-0112 広島市安佐南区東原3-14-4	(082)850-2220 (082)850-1107
	広島市祇園・長東地域包括支援センター	(社福) 広 島 良 城 会	〒731-0138 広島市安佐南区祇園6-10-22	(082)875-0511 (082)875-0513
	広島市戸山・伴・大塚地域包括支援センター	(社福) 和 楽 会	〒731-3161 広島市安佐南区沼田町伴3510-6	(082)849-5860 (082)849-5861
	広島市白木地域包括支援センター	(社福) 三 篠 会	〒739-1301 広島市安佐北区白木町井原1244	(082)828-3361 (082)828-7188
	広島市高陽・亀崎・落合地域包括支援センター	(社福) 広 島 光 明 学 園	〒739-1751 広島市安佐北区深川6-3-26	(082)841-5533 (082)845-8811
	広島市口田地域包括支援センター	(医) 社 団 う す い 会	〒739-1733 広島市安佐北区口田南7-11-22	(082)842-8818 (082)842-8835
	広島市三入・可部地域包括支援センター	(社福) 広 島 県 同 胞 援 護 財 団	〒731-0221 広島市安佐北区可部6-10-22	(082)819-0770 (082)814-0500

施設の種類の	施設名	設置者	所在地	電話番号 FAX番号
地域包括支援センター	広島市亀山地域包括支援センター	(社福) 広島県同胞援護財団	〒731-0231 広島市安佐北区亀山4-2-23	(082)819-0771 (082)814-0501
	広島市清和・日浦地域包括支援センター	(社福) IGL 学園福祉会	〒731-3361 広島市安佐北区あさひが丘3-18-13-7-101	(082)810-4688 (082)810-4185
	広島市瀬野川東地域包括支援センター	(医) 社 団 長 寿 会	〒739-0323 広島市安芸区中野東6-3-36	(082)893-5555 (082)554-5021
	広島市瀬野川・船越地域包括支援センター	(社福) 慈 楽 福 祉 会	〒739-0321 広島市安芸区中野3-9-5	(082)893-1839 (082)893-1866
	広島市阿戸・矢野地域包括支援センター	(社福) あ と 会	〒736-0083 広島市安芸区矢野東6-23-15	(082)889-6605 (082)889-5666
	広島市湯来・砂谷地域包括支援センター	(社福) 芸 南 福 祉 会	〒738-0512 広島市佐伯区湯来町白砂82-4	(0829)86-1241 (0829)86-1242
	広島市五月が丘・美鈴が丘地域包括支援センター	(社福) 平 和 会	〒731-5114 広島市佐伯区美鈴が丘西1-3-9	(082)208-5017 (082)208-5018
	広島市三和地域包括支援センター	(社福) 慈 光 会	〒731-5102 広島市佐伯区五日市町石内6405-1	(082)926-0025 (082)929-0200
	広島市城山・五日市観音地域包括支援センター	(社福) 双 樹 会	〒731-5141 広島市佐伯区千同1-30-6	(082)924-7755 (082)924-7761
	広島市五日市地域包括支援センター	(社福) 三 篠 会	〒731-5128 広島市佐伯区五日市中央2-4-40	(082)924-0053 (082)924-2865
	広島市五日市南地域包括支援センター	(社福) 三 篠 会	〒731-5136 広島市佐伯区楽々園4-2-19-101	(082)924-8051 (082)924-8052
	呉市中央地域包括支援センター	(社) 呉 市 医 師 会	〒737-0032 呉市本町9-13	(0823)20-6307 (0823)21-7813
	呉市天応・吉浦地域包括支援センター	(社福) か る が 会	〒737-0861 呉市吉浦本町1-6-18	(0823)31-8390 (0823)31-8401
	呉市昭和地域包括支援センター	(社福) 白 寿 会	〒737-0903 呉市焼山西3-4-17	(0823)30-5666 (0823)33-0599
	呉市宮原・警固屋地域包括支援センター	(社福) 呉 同 濟 義 会	〒737-0014 呉市坪ノ内町10-1	(0823)32-1006 (0823)21-1662
	呉市東部地域包括支援センター	(社福) 三 篠 会	〒737-0112 呉市広古新開2-1-3	(0823)76-3333 (0823)76-3334
	呉市川尻・安浦地域包括支援センター	(医) 社 団 和 恒 会	〒737-2516 呉市安浦町中央1-3-17	(0823)70-6662 (0823)70-6663
	呉市安芸灘地域包括支援センター	(社福) 呉 市 社 会 協 議 会	〒737-0403 呉市蒲刈町田戸2234	(0823)66-1115 (0823)66-1117
	呉市音戸・倉橋地域包括支援センター	(社福) 呉 市 社 会 協 議 会	〒737-1215 呉市音戸町早瀬2-53-1	(0823)56-0665 (0823)56-0666
	竹原市地域包括支援センター	(社福) 竹 原 市 社 会 協 議 会	〒725-0026 竹原市中央3-13-5	(0846)22-5494 (0846)23-0084
	三原市東部地域包括支援センター どりいむ	(医) 大 慈 会	〒723-0003 三原市中之町6-31-1	(0848)61-4410 (0848)61-4420
	三原市南部地域包括支援センター 三恵苑	(医) 杏 仁 会	〒723-0014 三原市城町3-7-1	(0848)63-6775 (0848)63-1715
	三原市中央地域包括支援センター 三原市医師会	(社) 三 原 市 医 師 会	〒723-0051 三原市宮浦1-15-16	(0848)63-7100 (0848)67-9502
	三原市西部地域包括支援センター 大空	(医) 仁 康 会	〒723-0411 三原市下北方1-6-5	(0848)86-2450 (0848)86-2485
	三原市北部地域包括支援センター はーもにー	(社福) 三 原 市 社 会 協 議 会	〒722-1412 三原市久井町和草1906-1	(0847)32-5007 (0847)32-5017
	尾道市北部地域包括支援センター	尾 道 市 (公立みつぎ総合病院)	〒722-0311 尾道市御調町市107-1	(0848)76-2495 (0848)77-0033
	尾道市西部地域包括支援センター	(社福) 尾 道 市 社 会 協 議 会	〒722-0017 尾道市門田町22-5	(0848)21-1262 (0848)21-2131
	尾道市東部地域包括支援センター	(社福) 浦 崎 会	〒722-0051 尾道市東尾道9-5	(0848)56-0345 (0848)55-0100
	尾道市地域包括支援センター	尾 道 市	〒722-0045 尾道市久保1-15-1	(0848)38-9450 (0848)37-7260
	尾道市南部地域包括支援センター	(社) 因 島 市 医 師 会	〒722-2211 尾道市因島中庄町1955	(0845)24-1248 (0845)24-3057
	瀬戸田支所		〒722-2416 尾道市瀬戸田町林1288-7	(0845)27-3847 (0845)27-3847
	尾道市向島地域包括支援センター	(社福) 尾 道 さ つ き 会	〒722-0073 尾道市向島町5888-1	(0848)41-9240 (0848)20-6866
	福山市地域包括支援センター 三吉	(医) 健 応 会	〒720-0031 福山市三吉町1-8-36	(084)973-0155 (084)926-7371
	福山市地域包括支援センター 三吉町南	(社) 福 山 市 医 師 会	〒720-0032 福山市三吉町南2-11-22	(084)927-9039 (084)922-8767
	福山市地域包括支援センター 南本庄	(医) 社 団 宏 仁 会	〒720-0077 福山市南本庄3-1-52	(084)920-8161 (084)928-8167
	福山市地域包括支援センター 野上	(医) 辰 川 会	〒720-0815 福山市野上町1-7-8	(084)921-0210 (084)925-7924
	福山市地域包括支援センター 箕島	(社福) せ と う ち 会	〒721-0957 福山市箕島町5816-144	(084)981-1856 (084)981-1811
	福山市地域包括支援センター 赤坂	(社福) 啓 喜 会	〒720-0843 福山市赤坂町赤坂1279-8	(084)949-2170 (084)949-2178
	福山市地域包括支援センター 南蔵王	(NPO) 見 守 り ふ れ あ い セ ン タ ー	〒721-0973 福山市南蔵王町5-19-2	(084)940-1130 (084)940-1135
	福山市地域包括支援センター 引野	(医) 村 上 会	〒721-0942 福山市引野町5-9-21	(084)940-5090 (084)940-5090
	福山市地域包括支援センター 坪生	(社福) 東 光 会	〒721-0903 福山市坪生町黒坂606	(084)947-9090 (084)947-3999
	福山市地域包括支援センター 水呑	(医) 社 団 常 仁 会	〒720-0832 福山市水呑町3344-1	(084)956-2310 (084)956-2938
	サブセンター 鞆		〒720-0202 福山市鞆町後地1296-2	(084)982-3323 (084)982-3952



施設の種類	施設名	設置者	所在地	電話番号 FAX番号
地域包括支援センター	福山市西南部地域包括支援センター	(社) 松永沼限 地区医師会	〒729-0105 福山市南松永町2-8-12	(084)933-6272 (084)933-6273
	サブセンター柳津		〒720-0542 福山市柳津町98-1	(084)933-9898 (084)930-4363
	サブセンター今津		〒729-0111 福山市今津町3-9-8	(084)933-3399 (084)930-4700
	サブセンター内海		〒722-2632 福山市内海町口2827	(084)986-2400 (084)980-9601
	サブセンター沼隈		〒720-0311 福山市沼隈町草深1889-26	(084)987-0555 (084)980-7036
	サブセンター山南		〒720-0402 福山市沼隈町中山南469-3	(084)988-1611 (084)988-1119
	福山市北部地域包括支援センター	(社) 府中地区医師会	〒720-1132 福山市駅家町倉光451-15	(084)976-0071 (084)976-0084
	サブセンター芦田		〒720-1264 福山市芦田町福田189-1	(084)950-0071 (084)950-0084
	サブセンター駅家		〒720-1131 福山市駅家町万能倉96-1	(084)977-0071 (084)977-0225
福山市地域包括支援センター新市	(社福) 新市福祉会	〒729-3105 福山市新市町下安井3500	(0847)51-3222 (0847)51-5230	
福山市北部東地域包括支援センター	(社) 深安地区医師会	〒720-2125 福山市神辺町新徳田2-259	(084)962-2495 (084)962-2496	
		サブセンター加茂	〒720-2419 福山市加茂町上加茂224-1	(084)972-3124 (084)972-8576
福山市地域包括支援センターかんなべ	(社福) 安那福祉会	〒720-2124 福山市神辺町川南1406-1	(084)960-3890 (084)960-3892	
府中市地域包括支援センター	府中市	〒726-0011 府中市広谷町919-3	(0847)40-0223 (0847)45-5522	
地域包括支援センターみよし	(社) 地域包括支援センターみよし	〒728-0023 三次市東酒屋町531 市立三次中央病院内	(0824)65-1144 (0824)65-2299	
庄原市地域包括支援センター	庄原市	〒727-8501 庄原市中本町1-10-1	(0824)73-1165 (0824)75-0245	
庄原市地域包括支援センター西城支所	庄原市	〒729-5742 庄原市西城町中野1339	(0824)82-2202 (0824)82-2223	
庄原市地域包括支援センター東城支所	庄原市	〒729-5121 庄原市東城町川東1175	(08477)2-5131 (08477)2-5001	
庄原市地域包括支援センター口和支所	庄原市	〒728-0502 庄原市口和町向泉942	(0824)87-2114 (0824)87-2057	
庄原市地域包括支援センター高野支所	庄原市	〒727-0402 庄原市高野町新市1171-1	(0824)86-2114 (0824)86-2062	
庄原市地域包括支援センター比和支所	庄原市	〒727-0301 庄原市比和町比和1119-1	(0824)85-3002 (0824)85-2139	
庄原市地域包括支援センター総領支所	庄原市	〒729-3703 庄原市総領町下領家280-1	(0824)88-3110 (0824)88-2978	
大竹市地域包括支援センター	(社福) 大竹市社会福祉協議会	〒739-0603 大竹市西栄2-4-1	(0827)53-1165 (0827)54-2526	
東広島市地域包括支援センター	東広島市	〒739-8601 東広島市西条栄町8-29	(082)430-5330 (082)426-3117	
東広島市黒瀬地域包括支援センター	東広島市	〒739-2692 東広島市黒瀬町丸山1333	(0823)82-0203 (0823)82-7574	
東広島市北部地域包括支援センター	東広島市	〒739-2303 東広島市福富町久芳1545-1	(082)435-2240 (082)435-2030	
東広島市安芸津地域包括支援センター	東広島市	〒739-2492 東広島市安芸津町三津4398	(0846)45-1653 (0846)45-6055	
廿日市市地域包括支援センターはつかいち	廿日市市	〒738-8501 廿日市市下平良1-11-1	(0829)30-9158 (0829)31-1999	
廿日市市地域包括支援センターおおの	廿日市市	〒739-0492 廿日市市大野1-1-1	(0829)50-0251 (0829)55-1307	
廿日市市地域包括支援センターさいき	廿日市市	〒738-0292 廿日市市津田1989	(0829)72-2828 (0829)72-0415	
安芸高田市高齢者支援センター	安芸高田市	〒731-0521 安芸高田市吉田町吉田761	(0826)47-1281 (0826)47-1282	
江田島市地域包括支援センター	江田島市	〒737-2295 江田島市大柿町大原505	(0823)40-3571 (0823)40-3573	
府中町地域包括支援センター	(社福) 府中町社会福祉協議会	〒735-0023 安芸郡府中町浜田本町5-25ふれあい福祉センター内	(082)285-7290 (082)287-3467	
海田町地域包括支援センター	海田町	〒736-0066 安芸郡海田町中店8-33	(082)821-3210 (082)824-0291	
熊野町地域包括支援センター	熊野町	〒731-4292 安芸郡熊野町中溝1-1-1	(082)820-5615 (082)855-0155	
坂町地域包括支援センター	(社福) 恩賜財団済生会	〒731-4311 安芸郡坂町北新地2-3-10	(082)885-3701 (082)885-3660	
安芸太田町地域包括支援センター	安芸太田町	〒731-3622 山県郡安芸太田町下殿河内236	(0826)22-2031 (0826)22-0686	
北広島町地域包括支援センター	北広島町	〒731-1595 山県郡北広島町有田1234	(050)5812-1853 (0826)72-5242	
大崎上島町地域包括支援センター	(社福) 大崎上島町社会福祉協議会	〒725-0401 豊田郡大崎上島町5-9木江保健福祉センター	(0846)67-0022 (0846)62-0816	
世羅町地域包括支援センター	世羅町	〒722-1192 世羅郡世羅町大字本郷947	(0847)25-0294 (0847)25-0070	
神石高原町地域包括支援センター	神石高原町	〒720-1522 神石郡神石高原町小島1701	(0847)89-3377 (0847)85-3541	
合計				
	地域包括支援センター	98		
	サブセンター	16		



施設の種類	施設名	設置者	所在地	入所定員	設立年月日	電話番号	
養護老人ホーム	竹原市黒滝ホーム	竹原市	〒729-2316 竹原市忠海中町三丁目13-1	50	S36.9.1	(0846) 26-0928	
	白滝園	(社福) 広島聖光学園	〒729-2361 三原市小泉町116-1	65	S41.7.13	(0848) 66-3214	
	三原慶雲寮	(社福) 三原福祉会	〒723-0131 三原市小坂町1563	50	S49.5.23	(0848) 66-2630	
	亀甲園	(社福) 亀甲会	〒722-1304 三原市久井町江木161-1	70	S40.4.1	(0847) 32-6050	
	ひかり苑	(社福) 原田ヒカリ会	〒722-0202 尾道市原田町大字梶山田3609	65	H13.4.1	(0848) 38-0345	
	寿楽園	(社福) 新生福祉会	〒722-2432 尾道市因島原町1076-1	50	S29.6.1	(0845) 28-0029	
	府中静和寮	(社福) 静和会	〒726-0021 府中市土生町1636-1	50	S21.10.1	(0847) 41-2375	
	水明園	(社福) 水明会	〒728-0017 三次市南畑敷町441	50	S34.12.1	(0824) 62-2841	
	慈照園	(社福) 慈照会	〒728-0001 三次市山家町597	60	S49.10.8	(0824) 62-2631	
	喜楽園	(社福) 美和会	〒729-6612 三次市三和町下板木685	50	S43.10.1	(0824) 52-2346	
	寿園	(社福) 相扶会	〒729-6143 庄原市尾引町263-2	50	S40.10.1	(0824) 74-0530	
	東寿園	(社福) 東城有栖会	〒729-5125 庄原市東城町川西947-2	50	S48.6.25	(08477) 2-2215	
	大竹市養護老人ホームゆうあいの里	大竹市	〒739-0651 大竹市玖波四丁目7-1	50	S35.7.1	(0827) 57-5118	
	造賀福祉園	(社福) 広島福祉会	〒739-2101 東広島市高屋町造賀708	50	S49.4.1	(082) 436-0009	
	さいきせせらぎ園	(社福) 佐伯さつき会	〒738-0222 廿日市市津田854	60	H9.4.1	(0829) 72-2700	
	高美園	(社福) 高宮美土里福祉会	〒739-1805 安芸高田市高宮町原田381-2	30	H14.8.1	(0826) 57-1586	
	チェリーロード	(社福) エフアイジ福祉会	〒735-0014 安芸郡府中町柳ヶ丘20-2	50	H4.3.27	(082) 508-0222	
	和楽園	(社福) 成城会	〒731-4215 安芸郡熊野町城之堀2-28-1	50	S41.1.11	(082) 854-0253	
	仁愛園	北広島町	〒731-1502 山県郡北広島町蔵迫1398	50	H17.2.1	(0826) 72-3014	
	(小計) (19)				(1,000)		
	(以下広島市所管分)						
	喜生園	(社福) 三篠会	〒731-5143 広島市佐伯区三宅二丁目1-2	100	H16.4.1	(082) 921-1122	
	寿老園	(社福) 寿老園老人ホーム	〒732-0048 広島市東区山根町38-23	50	S29.5.1	(082) 263-3841	
	広島平和養老館	(社福) 広島平和養老館	〒734-0017 広島市南区似島町東大谷3073-5	50	S40.11.29	(082) 259-2709	
	千歳園	(社福) 広島県同胞援護財団	〒733-0853 広島市西区山田新町二丁目7-2	50	S31.1.31	(082) 272-5181	
	上安慈光園	(社福) 慈光会	〒731-0154 広島市安佐南区上安二丁目20-33	60	S30.8.15	(082) 878-8005	
	緑ヶ丘静養園	(社福) 広島県同胞援護財団	〒731-0221 広島市安佐北区可部六丁目9-14	60	S31.4.1	(082) 812-2411	
	三篠園	(社福) 三篠会	〒739-1301 広島市安佐北区白木町井原1244	80	S44.4.1	(082) 828-1205	
	瀬野川老人ホーム	(社福) 慈楽福祉会	〒739-0323 広島市安芸区中野東二丁目34-1	50	S50.6.5	(082) 893-1888	
	(小計) (8)				(500)		
	(以下呉市所管分)						
呉清光園	(社福) 呉同済義会	〒737-0012 呉市警固屋一丁目17-15	100	S32.8.13	(0823) 28-0901		
呉保生院	(社福) 呉同済義会	〒737-0012 呉市警固屋九丁目1-38	78	S46.3.25	(0823) 20-2066		
あすらや荘	(社福) 三篠会	〒737-0161 呉市郷原町2380	50	S51.6.30	(0823) 77-0949		
(小計) (3)				(228)			
(以下福山市所管分)							
光寿園	(社福) サンフェニックス	〒720-0837 福山市瀬戸町地頭分2722-1	80	S21.4.30	(084) 951-5520		
(小計) (1)				(80)			
合計 31				1,808			

施設の種類	施設名	設置者	所在地	定員	設置年月日	電話番号	
軽費老人ホーム A型	コーポま と ぼ	(社福) 的 場 会	〒725-0024 竹原市港町四丁目5-1	50	S56.6.10	(0846) 22-8017	
	コーポみよし	(社福)く る み 会	〒728-0025 三次市栗屋町1718-2	50	S51.7.24	(0824) 63-4126	
	(小計)(2)			(100)			
	(以下広島市所管分)						
	いこいの園	(社福)はばたきの里	〒733-0815 広島市西区己斐上五丁目930-1	50	S58.6.30	(082) 271-4029	
	(小計)(1)			(50)			
	(以下福山市所管分)						
	コーポしんいち	(社福)大 滝 会	〒729-3104 福山市新市町宮内1316-1	50	S52.10.1	(084) 752-5599	
	(小計)(1)			(50)			
	合計 4			200			
軽費老人ホーム ケアハウス	宗 越 苑	(社福)宗 越 福 社 会	〒725-0013 竹原市吉名町宗越793	30	H8.3.29	(0846) 25-1698	
	サンライズ大池	(社福)泰 清 会	〒723-0001 三原市深町583	19	H11.12.2	(0848) 60-0630	
	サンライズ港町	(社福)泰 清 会	〒723-0017 三原市港町一丁目3-22	56	H16.11.1	(0848) 61-5788	
	星 の 里	(社福)尾 道 さ つ き 会	〒722-0042 尾道市久保町1786	15	H8.7.1	(0848) 37-7272	
	歌 の 浦	(社福)華 野 福 社 会	〒722-0062 尾道市向東町12255-1	15	H10.11.1	(0848) 20-6320	
	公立みつぎ総合病院 ケアハウス「さつき」	尾 道 市	〒722-0353 尾道市御調町高尾1348-6	30	H5.6.30	(0848) 76-3060	
	向島ケアハウス	(社福)む つ み 会	〒722-0073 尾道市向島町15644	57	H6.10.7	(0848) 44-8282	
	楽 生 苑	(社福)新 生 福 社 会	〒722-2416 尾道市瀬戸田町林1288-6	15	H11.7.23	(0845) 27-2943	
	菩 提 樹	(社福)慈 照 会	〒728-0001 三次市山家町620-1	50	H5.8.1	(0824) 64-0321	
	若 美 苑	(社福)甲 奴 福 社 会	〒729-4101 三次市甲奴町本郷1674	15	H6.11.1	(0847) 67-2188	
	吉 舎	(社福)優 輝 福 社 会	〒729-4211 三次市吉舎町吉舎606	30	H17.10.1	(0824) 43-3110	
	ハビネスヒル	(社福)長 寿 会	〒727-0026 庄原市掛田町542-1	24	H9.4.1	(0824) 72-9500	
	東 寿 園	(社福)東 城 有 栖 会	〒729-5125 庄原市東城町川西947-2	20	H14.12.1	(08477) 2-2215	
	永 楽 荘	(社福)口 和 福 社 会	〒727-0114 庄原市口和町永田413	30	H7.2.1	(0824) 89-2700	
	み ず ほ	(社福)み ず ほ 会	〒739-0262 東広島市志和町志和東六日市810-1	50	H4.5.1	(082) 433-5721	
	桜が丘保養園	(社福)石 川 福 社 会	〒739-0041 東広島市西条町寺家5976	25	H8.3.29	(082) 423-2595	
	あ す な ろ	(社福)萌 生 会	〒739-0002 東広島市西条町吉行1456	30	H14.9.1	(082) 493-8300	
	豊 邑	(社福)興 仁 会	〒739-2318 東広島市豊栄町能良413	15	H10.1.16	(082) 432-2250	
	大 仙	(社福)入 野 福 社 会	〒739-2208 東広島市河内町入野鶴巣1893-25	30	H9.4.1	(082) 437-1631	
	あ き ま ろ 園	(社福)白 寿 会	〒739-2403 東広島市安芸津町風早印内497-5	15	H9.12.1	(0846) 45-5600	
	赤崎さざなみ荘	(社福)木 谷 会	〒739-2401 東広島市安芸津町木谷5533-1	30	H14.10.1	(0846) 45-0088	
	インマヌエルホーム	(社福)光 の 園	〒738-0042 廿日市市地御前299-3	30	H4.4.21	(0829) 39-1841	
	さ さ え	(社福)西中国キリスト教 社会事業団	〒738-0054 廿日市市阿品四丁目51-32	32	H7.3.2	(0829) 36-2552	
	さいきせせらぎ園	(社福)佐 伯 さ つ き 会	〒738-0222 廿日市市津田854	15	H9.4.1	(0829) 72-2700	
	まごころ半明原	(社福)廿日市福祉会	〒738-0031 廿日市市原字半明原481-1	30	H15.11.1	(0829) 39-1113	
	甲 田	(社福)三 篠 会	〒739-1103 安芸高田市甲田町下小原京免3363	15	H12.1.25	(0826) 45-7777	
	こよの里親和園	(社福)か つ ぎ 会	〒737-2121 江田島市江田島町小用三丁目28-1	56	H5.12.1	(0823) 42-5111	
	江 能	(社福)江 能 福 社 会	〒737-2101 江田島市大柿町飛渡瀬4027-2	17	H6.11.1	(0823) 57-7100	
	チェリーゴード	(社福)エフアイジイ福祉会	〒735-0014 安芸郡府中町柳ヶ丘20-32	30	H10.2.1	(082) 508-0224	
	エバーグリーンホーム	(社福)メインストリーム	〒736-0013 安芸郡海田町東二丁目8-6	18	H11.4.1	(082) 821-0015	
	安 芸	(社福)恩賜財団済生会 支部広島県済生会	〒731-4311 安芸郡坂町北新地二丁目3-10	50	H6.10.1	(082) 885-3636	

施設の種類	施設名	設置者	所在地	定員	設置年月日	電話番号	
軽費老人ホーム ケアハウス	明 星	(社福) みぶ福祉会	〒731-1515 山県郡北広島町壬生901	27	H12.2.28	(0826) 72-7700	
	ゆりかご	(社福) 山県東中部福祉会	〒731-1222 山県郡北広島町阿坂4606-2	30	H4.4.9	(0826) 84-1125	
	ふじの里	(社福) くるみ会	〒722-1701 世羅郡世羅町小国10889-23	30	H7.10.27	(0847) 37-2537	
	星降る高原	(社福) 紅輝会	〒720-1522 神石郡神石高原町小島1510-1	35	H10.9.1	(08478) 9-3131	
	(小計)(35)			(1,016)			
	(以下広島市所管分)						
	ラポーレ東千田	(社福) 広島常光福祉会	〒730-0053 広島市中区東千田町一丁目1-48	100	H28.10.1	(082) 240-8818	
	ケアハウス東山	(社福) 古家真会	〒732-0043 広島市東区東山町1-9	60	H9.6.1	(082) 264-6888	
	ラポーレひろしま	(社福) 広島常光福祉会	〒732-0029 広島市東区福田一丁目753	50	H13.4.1	(082) 899-0888	
	ふれ愛	(社福) IGL学園福祉会	〒731-0154 広島市安佐南区上安6-31-1	100	H8.4.15	(082) 830-3334	
	なごみの郷	(社福) 正仁会	〒739-1732 広島市安佐北区落合南町196-1	15	H14.2.1	(082) 841-1331	
	かんべ村	(社福) フェニックス	〒731-0221 広島市安佐北区可部七丁目13-15-1-7号	72	H17.10.1	(082) 812-3588	
	安芸中野	(社福) 慈楽福祉会	〒739-0321 広島市安芸区中野三丁目9-5	50	H11.2.1	(082) 893-3360	
	鈴が峰	(社福) 三篠会	〒731-5122 広島市佐伯区五日市町皆賀104-27	15	H13.6.1	(082) 943-8888	
	五日市グリーンヒルホーム	(社福) 広島博愛会	〒731-5152 広島市佐伯区五日市町下河内591-1	50	H15.3.17	(082) 926-1131	
	(小計)(9)			(512)			
	(以下呉市所管分)						
	ケアハウスコスモス園	(社福) 白寿会	〒737-0911 呉市焼山北三丁目21-5	15	H13.7.1	(0823) 33-8000	
	ケアハウス成寿園	(社福) 成寿会	〒737-0115 呉市広町白石免田13010	46	H6.6.1	(0823) 71-8500	
	ケアハウス「郷原の里」	(社福) 朋輝福祉会	〒737-0161 呉市郷原町鶴畑1882-12	30	H7.11.12	(0823) 77-1558	
	呉ベタニアホーム	(社福) 呉ハレルヤ会	〒737-0045 呉市本通四丁目3-21	34	H10.10.9	(0823) 25-1140	
	ケアハウス花みずき	(社福) 愛栄会	〒737-0001 呉市阿賀北三丁目4-11	30	H18.5.1	(0823) 76-5710	
	ケアハウス恵の海	(社福) 福祉の森	〒737-2603 呉市川尻町西六丁目10-1	15	H9.9.1	(0823) 87-5220	
	ケアハウス「あかさき園」	(社福) 白寿会	〒737-1211 呉市音戸町畑一丁目2-51	15	H8.3.29	(0823) 56-2555	
	(小計)(7)			(185)			
	(以下福山市所管分)						
	サンフェニックス	(社福) サンフェニックス	〒720-0837 福山市瀬戸町地頭分2721	30	H7.10.16	(084) 951-3663	
	エクセル軒の浦	(社福) 春海会	〒720-0203 福山市田尻町4115	30	H8.11.1	(084) 983-5888	
	明翠園	(社福) 明翠会	〒729-0014 福山市柳津町東486	15	H9.12.1	(084) 935-9901	
	丘の上	(社福) サンフェニックス	〒721-0971 福山市蔵王町3442-1	105	H11.1.1	(084) 940-3331	
	ケアハウス福山	(社福) 備後の里	〒720-1131 福山市駅家町万能倉96-1	30	H11.12.1	(084) 976-6530	
	ケアハウスハーモニー	(社福) 英寿会	〒729-0044 福山市笠岡町1-25	50	H14.4.1	(084) 928-5527	
	おおさ	(社福) 新市福祉会	〒729-3105 福山市新市町下安井3500	15	H8.2.1	(084) 751-3211	
	飛鳥苑	(社福) 飛鳥	〒720-1264 福山市芦田町福田189-1	50	H15.3.1	(084) 950-0766	
	プレジール箕島	(社福) せとうち	〒721-0957 福山市箕島町504-3	15	H15.4.1	(084) 920-2560	
サンサンホーム	(社福) 安那福祉会	〒720-2102 福山市神辺町東中条610-16	20	H10.1.1	(084) 967-1033		
エクセル福山	(社福) 春海会	〒720-0832 福山市水呑町4433	70	H24.5.1	(084) 982-8666		
(小計)(11)			(430)				
合計 62			2,143				

施設の種類	施設名	設置者	所在地	定員	設置年月日	電話番号
過疎地域 小規模 老人ホーム	むつみ荘	三次市	〒728-0401 三次市君田町東入君12-1	6	S59.4.1	(0824) 53-2910
	有栖川荘	庄原市	〒729-5125 庄原市東城町川西943	6	S55.7.1	(08477) 2-2215
	清楽荘	北広島町	〒731-1222 山県郡北広島町阿坂4582	7	S58.4.1	-
	ユニバーサルホーム信愛荘	安芸太田町	〒731-3812 安芸太田町大字遊谷360-1	6	S56.11.1	-
	合計 4			25		

施設の種類	施設名	設置者	所在地	設立年月日	電話番号	
老人福祉センター 特A型	みわ総合福祉センター	三 次 市	〒729-6702 三次市三和町敷名1460-2	H4.4.1	(0824)52-3143	
	府中町老人福祉センター 福 寿 館	府 中 町	〒735-0023 安芸郡府中町浜田本町5-25	S57.4.1	(082)285-7223	
	熊野町老人福祉センター	熊 野 町	〒731-4214 安芸郡熊野町中溝一丁目11-2	S60.4.1	(082)854-3111	
	尾道市瀬戸田 老人福祉センター	尾 道 市	〒722-2411 尾道市瀬戸田町瀬戸田535-1	S61.4.1	(0845)27-1878	
	神石高原町神石 老人福祉センター	神 石 高 原 町	〒729-3515 神石郡神石高原町福永1609-1	H1.7.5	(0847)87-0125	
	(小計)(5)					
	(以下福山市所管分)					
	福 山 市 瀬 戸 田 老人福祉センター	福 山 市	〒720-0836 福山市瀬戸田町長和1315-2	H2.12.1	(084)951-1374	
	(小計)(1)					
	合計 6					
	老人福祉センター A型	三原市大和保健福祉センター	三 原 市	〒729-1321 三原市大和町和木1538-1	H4.10.1	(0847)34-0960
三原市久井老人福祉センター		三 原 市	〒722-1303 三原市久井町下津1497-3	S54.1.8	(0847)32-7123	
尾道市総合福祉センター		尾 道 市	〒722-0017 尾道市門田町22-5	S58.6.10	(0848)22-8343	
尾道ふれあいの里		尾 道 市	〒722-0353 尾道市御調町高尾1369	H16.4.1	(0848)77-0177	
府中市上下老人福祉センター (上下町民会館)		府 中 市	〒729-3431 府中市上下町上下861-3	S61.11.1	(0847)62-3139	
吉舎老人福祉センター		三 次 市	〒729-4211 三次市吉舎町吉舎718-1	S50.5.1	(0824)43-3301	
作木老人福祉センター 「せせらぎの里」		三 次 市	〒728-0124 三次市作木町下作木1503	H3.7.1	(0824)55-2119	
庄原市保健福祉センター		庄 原 市	〒727-0013 庄原市西本町四丁目3-1	H25.4.1	(0824)73-1155	
庄原市口和老人福祉センター		庄 原 市	〒727-0114 庄原市口和町永田415-4	S61.4.1	(0824)89-2320	
大竹市老人福祉センター		大 竹 市	〒739-0605 大竹市立戸一丁目6-1	S56.5.11	(0827)53-6677	
東広島市総合福祉センター		東 広 島 市	〒739-0003 東広島市西条町土与丸1108	S61.4.15	(082)423-2800	
安芸津文化福祉センター		東 広 島 市	〒739-2402 東広島市安芸津町三津4398	S62.6.1	(0846)45-0201	
大野福祉保健センター		廿 日 市 市	〒739-0463 廿日市市大野4124	H2.8.1	(0829)55-2299	
安芸高田市 吉田老人福祉センター		安 芸 高 田 市	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田1324-1	S58.5.6	(0826)47-1311	
安芸高田市高宮老人福祉 センター福寿荘		安 芸 高 田 市	〒739-1805 安芸高田市高宮町原田1779-1	S50.6.1	(0826)57-1004	
大柿老人福祉センター		江 田 島 市	〒737-2213 江田島市大柿町大原1068-6	S62.4.1	(0823)57-3900	
海田町福祉センター		海 田 町	〒736-0035 安芸郡海田町日の出町2-35	S54.8.1	(082)823-7500	
安芸太田町筒賀 福祉センター		安 芸 太 田 町	〒731-3702 山県郡 安芸太田町大字中筒賀2802番地5	S56.5.1	(0826)32-2226	
大崎上島町老人福祉センター		大 崎 上 島 町	〒725-0301 豊田郡大崎上島町中野4098-3	S58.6.1	(08466)4-4178	
世羅町せらにし 老人福祉センター		世 羅 町	〒729-6714 世羅郡世羅町上津田10099番地28	S51.7.1	(0847)37-1095	
神石高原町豊松 老人福祉センター		神 石 高 原 町	〒720-1704 神石郡神石高原町下豊松866-1	S60.4.1	(0847)84-2259	
神石高原町三和 老人福祉センター		神 石 高 原 町	〒720-1522 神石郡神石高原町小島2025	S59.6.1	(0847)89-3335	
(小計)(22)						
(以下広島市所管分)						
広島市中央老人福祉センター		広 島 市	〒730-0005 広島市中区西白島町24-36	S53.9.15	(082)222-6000	
(小計)(1)						

施設の種類	施設名	設置者	所在地	設立年月日	電話番号	
老人福祉センター A型	(以下呉市所管分)					
	呉市老人福祉センター みはらし荘	呉市	〒737-0012 呉市警固屋八丁目17-1	S50.4.1	(0823)28-3137	
	呉市老人福祉センター 安浦内海会館	呉市	〒737-2515 呉市安浦町中央北二丁目6-32	S57.7.15	(0823)84-7866	
	(小計)(2)					
	(以下福山市所管分)					
	福山市老人福祉センター 紫雲荘	福山市	〒720-2415 福山市加茂町北山226	S49.9.1	(084)972-3009	
	福山市新市老人福祉センター	福山市	〒729-3103 福山市新市町新市820-3	S54.5.1	(0847)52-5547	
	福山市神辺老人福祉センター	福山市	〒720-2121 福山市神辺町湯野53-4	S54.4.16	(084)963-2611	
	(小計)(3)					
	合計 28					
	老人福祉センター B型	尾道ふくしむら 老人福祉センター	尾道市	〒722-0042 尾道市久保町1701-1	H12.4.1	(0848)37-0300
		東広島市津江 老人福祉センター	東広島市	〒739-2732 東広島市黒瀬町津江20575-2	S54.11.1	(0823)82-0220
		大串老人福祉センター	大崎上島町	〒725-0303 豊田郡大崎上島町大串1893-1	S60.4.1	-
		(小計)(3)				
		(以下広島市所管分)				
広島市南観音 老人福祉センター		広島市	〒733-0035 広島市西区南観音七丁目5-8	S58.5.1	(082)295-0598	
広島市東雲 老人福祉センター		広島市	〒734-0022 広島市南区東雲三丁目16-32	S63.5.1	(082)286-7655	
(小計)(2)						
(以下呉市所管分)						
呉市老人福祉センター 広西集会所		呉市	〒737-0113 呉市広横路四丁目1-47	S57.4.1	-	
呉市老人福祉センター 昭和中央集会所		呉市	〒737-0935 呉市焼山中央四丁目4-18	S58.4.1	-	
(小計)(2)						
(以下福山市所管分)						
福山市春日 老人福祉センター		福山市	〒721-0902 福山市春日町浦上2187	S54.4.1	(084)947-5319	
(小計)(1)						
合計 8						

施設の種類	施設名	設置者	所在地	定員	設置年月日	電話番号
生活支援ハウス	生活支援ハウス「バラ苑」	(医)吉原胃腸科外科	〒722-0062 尾道市向東町字鍵屋谷2830	10	H16.10.1	(0848) 20-6009
	君田生活支援ハウス 伯園	(社福)備北福祉会	〒728-0401 三次市君田町東入君235-1	11	H13.4.1	(0824) 53-2178
	布野保健福祉センター	三 次 市	〒728-0201 三次市布野町上布野1093-1	10	H6.11.1	(0824) 54-2880
	庄原市高野高齢者 生活福祉センター	庄 原 市	〒727-0402 庄原市高野町新市1150-1	10	H13.4.1	(0824) 86-2744
	筒賀高齢者生活福祉 センターひまわり	安 芸 太 田 町	〒731-3702 山県郡安芸太田町大字中筒賀1634	7	H6.5.10	(0826) 32-2111
	安芸太田町サポート センターふれあい	安 芸 太 田 町	〒731-3810 山県郡安芸太田町大字戸河内800-1	14	H22.4.1	(0826) 28-1750
	芸北ホリスティック センター	北 広 島 町	〒731-2431 山県郡北広島町荒神原200	7	H6.7.1	(0826) 35-0230
	芸北高齢者生活 福祉センター仙水園	北 広 島 町	〒731-2322 山県郡北広島町細見161	8	H4.6.1	(0826) 35-0975
	神石高原町高齢者生活 福祉センター陽光の里	神 石 高 原 町	〒720-1704 神石郡神石高原町下豊松534-1	10	H5.3.1	(0847) 84-2160
	神石高原町高齢者生活 福祉センターメルシーさんわ	神 石 高 原 町	〒720-1522 神石郡神石高原町小島1530-1	10	H4.4.1	(0847) 85-4004
	(小計)(10)			(97)		
	(以下広島市所管分)					
	生活支援ハウス 山まゆ	(社福)可部大文字会	〒731-0202 広島市安佐北区大林町162-2	6	H14.6.1	(082) 818-6011
	(小計)(1)			(6)		
	(以下呉市所管分)					
	蒲刈町高齢者 生活福祉センター	呉 市	〒737-0403 呉市蒲刈町田戸2308-1	12	H10.3.17	(0823) 66-1165
	生活支援ハウス豊浜	呉 市	〒734-0101 呉市豊浜町大字豊島3082-28	10	H4.4.1	(0823) 68-4800
	豊生活支援ハウス	呉 市	〒734-0301 呉市豊町大長6005-1	10	H3.8.1	(0823) 66-2244
	(小計)(3)			(32)		
	(以下福山市所管分)					
高齢者生活福祉 センターサンフェニックス	(社福)サンフェニックス	〒720-0837 福山市瀬戸町地頭分2721	20	H12.4.1	(084) 951-3663	
生活支援ハウス 南光荘	(社福)東光会	〒721-0903 福山市坪生町7612	20	H12.4.1	(084) 947-3501	
高齢者生活福祉 センター幸楽園	(社福)宏喜会	〒721-0971 福山市蔵王町159-14	10	H13.4.14	(084) 947-3106	
福山市内海生活支援 ハウス	福 山 市	〒722-2632 福山市内海町口2827	10	H15.12.1	(084) 986-3398	
沼隈生活支援ハウス	(社福)沼隈社会福祉協会	〒720-0311 福山市沼隈町草深1889-10	10	H14.8.1	(084) 987-0924	
(小計)(5)			(70)			
合計 19			205			
自立支援型 グループホーム	十日市慈照園	(社福)慈照会	〒728-0014 三次市十日市南四丁目5-5	9	H14.5.1	(0824) 62-5566
	庄原市口和自立支援型 グループホーム(永田ハイ)	庄 原 市	〒727-0114 庄原市口和町永田496-1	9	H15.7.1	(0824) 89-2052
	桜が丘保養園	(社福)石川福祉会	〒739-0041 東広島市西条町寺家5976	6	H13.3.14	(082) 423-2595
	ひだまりの家 グループハウス	東 広 島 市	〒739-2402 東広島市安芸津町三津3618	9	H13.6.1	(0846) 45-5768
	コスモス苑	神 石 高 原 町	〒729-3515 神石郡神石高原町福永1503-1	13	H15.6.1	(0847) 87-0178
	ファミリーさんわ	神 石 高 原 町	〒720-1522 神石郡神石高原町小島1894	15	H15.6.1	(0847) 85-3477
	合計 6			61		
有料老人ホーム	あすなろ苑 (住宅型)	(株)ケアハート	〒723-0054 三原市頼兼二丁目9-10	50	H20.8.1	(0848) 61-0071
	隣ご縁皆実 (住宅型)	(株)CKKサポート	〒723-0052 三原市皆実六丁目7-31	24	H25.12.1	(0848) 38-2250
	住宅型有料老人ホーム あけぼの1号館 (住宅型)	(有)上 西	〒722-0344 尾道市御調町丸門田450番1	40	H15.5.1	(0848) 76-0135
	住宅型有料老人ホーム あけぼの2号館 (住宅型)	(有)上 西	〒722-0344 尾道市御調町丸門田447-3	19	H21.10.1	(0848) 77-0277
	高齢者総合福祉施設花園 (介護付)	因 島 汽 船 (株)	〒722-2323 尾道市因島土生町1460-4	25	H15.11.1	(0845) 22-2525
	ふあみ〜る木梨 (住宅型)	(有)ト ツ ツ	〒722-0234 尾道市木ノ庄町木梨892-4	19	H18.10.1	(0848) 48-0293



施設の種類	施設名	設置者	所在地	定員	設置年月日	電話番号
有料老人ホーム	サンライフ藤井川 24時間サービス (介護付)	㈱ サンライフ	〒722-0212 尾道市美ノ郷町本郷1054-1	45	H18.10.1	(0848) 48-2723
	宅老所びんごの家 (住宅型)	㈱ ブレイクスルー	〒722-2322 尾道市因島三庄町3472	6	H20.4.1	(0845) 26-6177
	きららラポール尾道 (介護付)	㈱ 誠 和	〒722-0047 尾道市十四日町59-8	80	H20.4.1	(0848) 24-2641
	ヒューマソン (住宅型)	借 楽 総 合 ケ ア ㈱	〒722-0215 尾道市美ノ郷町三成2790-1	45	H20.12.1	(0848) 20-5366
	ほほえみ高須 (住宅型)	㈱ シンシアー	〒729-0141 尾道市高須町字西新涯5570	25	H25.10.1	(0848) 38-7333
	有料老人ホーム 陽だまりの家 (住宅型)	㈱ M T S	〒729-0141 尾道市高須町4787-1	26	H25.11.15	(0848) 38-1236
	住宅型有料老人ホーム コミュニティほほえみ (住宅型)	㈱ シンシアー	〒722-2211 尾道市因島中庄町字前新開3318番地1	23	H29.4.1	(0845) 24-2081
	コミュニティホーム ゆうゆう永井 (住宅型)	介護福祉サービス㈱	〒726-0005 府中市府中町171-6	8	H20.10.1	(0847) 43-3300
	府中ふれあいホームうかい (介護付)	㈱ アドバンス	〒726-0002 府中市鞆町681-1	44	H25.11.18	(0847) 54-2166
	介護付有料老人ホーム セイフティー信和 (介護付)	(社福) 広谷福祉会	〒726-0011 府中市広谷町391	26	H28.4.1	(0847) 45-6200
	ケアホームディア・レスト三次 (介護付)	㈱ ディア・レスト	〒728-0012 三次市十日市中三丁目6-6	66	H17.12.1	(0824) 65-1122
	有料老人ホーム チアフル東館 (住宅型)	㈱ チアフル	〒729-4101 三次市甲奴町本郷2555	7	H24.8.1	(0847) 67-5101
	コミュニティ楽居 (住宅型)	㈱ ブレイクスルー	〒728-0017 三次市南畑敷町488-3	10	H24.11.20	(0824) 65-2540
	有料老人ホーム チアフル西館 (住宅型)	㈱ チアフル	〒729-4101 三次市甲奴町本郷2531-1	10	H27.11.8	(0847) 67-5101
	秀東館若竹 (介護付)	㈱ 龍 星	〒739-0616 大竹市木野二丁目7-38	61	H20.3.1	(0827) 52-6000
	希望の社さかえ (住宅型)	㈱ 救急レッカーサービス	〒739-0604 大竹市北栄3-21	23	H28.3.1	(0827) 35-6652
	ハートリンク広島大竹 (住宅型)	㈱ ハートリンクケア	〒739-0602 大竹市南栄二丁目7-10	17	H29.3.1	(0827) 54-1820
	ふくとみ (住宅型)	NPO 法人 敬愛会	〒739-2303 東広島市福富町久芳892-11	5	H14.12.1	(082) 435-2275
	ドエル東志和 (介護付)	㈱ ドエル	〒739-0262 東広島市志和町志和東1201-1	49	H15.9.1	(082) 433-0777
	ライフィン西条 (介護付)	㈱ 西条イン	〒739-0011 東広島市西条本町二丁目7	43	H16.5.1	(082) 422-2277
	故郷一本松 (介護付)	㈱ S e i w a	〒739-0151 東広島市八本松町原11264-2	50	H17.4.1	(082) 420-9330
	ふれあいの里 (介護付)	医療法人好縁会	〒739-0041 東広島市西条町寺家7429-3	62	H20.10.1	(082) 493-7757
	明日への風 (住宅型)	特定非営利活動法人地域福祉 活動支援協会人間大好き	〒739-0146 東広島市八本松飯田八丁目4-55-5	8	H23.4.1	(082) 428-1222
	高屋の大地成寿会 (介護付)	(社福) 成寿会	〒739-2104 東広島市高屋町大字大島145-1	44	H26.5.1	(082) 430-7000
	多機能ケアホーム ぺんぎん村 (住宅型)	㈱ ゆめばーさる	〒739-2201 東広島市河内町中河内1399-2	9	H23.10.1	(082) 437-2630
	グループリビングしろくま (住宅型)	㈱ ゆめばーさる	〒739-2613 東広島市黒瀬町檜原字澄明平948	12	H25.6.1	(0823) 83-1535
	リビングたまぼこ (住宅型)	㈱ ウッドベア	〒739-2201 東広島市河内町中河内1375-1	18	H26.11.1	(082) 437-2277
	ヴァイラみずほ (介護付)	㈱ しらかば	〒738-0054 廿日市市阿品四丁目51-26	83	H15.10.1	(0829) 36-1660
	望海(のぞみ)の里 (介護付)	㈱ A-corporation	〒739-0414 廿日市市宮島口東二丁目13-15	48	H17.12.1	(0829) 56-4580
	カーサミーア (介護付)	医療法人ハートフル	〒738-0060 廿日市市陽光台三丁目1-3	29	H23.9.1	(0829) 37-1133
	介護付有料老人ホーム メリイハウス八千代 (介護付)	富士メディカル㈱	〒731-0302 安芸高田市八千代町勝田459	248	H19.11.1	(0826) 52-7878
	住宅型有料老人ホーム メリイハウス八千代 (住宅型)	富士メディカル㈱	〒731-0302 安芸高田市八千代町勝田459	72	H27.12.1	(0826) 52-7878
ヴァイラ・せいしんえん (住宅型)	(社福) 誠心福祉会	〒737-2124 江田島市江田島町宮ノ原三丁目20-1	23	H29.1.16	(0823) 42-0505	
チェリーゴード (介護付)	(社福) エフアイジ福祉会	〒735-0014 安芸郡府中町柳ヶ丘40-12	51	H17.5.1	(082) 508-0267	



施設の種類	施設名	設置者	所在地	定員	設置年月日	電話番号
有料老人ホーム	アヴィラージュ広島府中 (住宅型)	(株)はれコーポレーション	〒735-0008 安芸郡府中町鶴江二丁目2-6	41	H20.4.16	(082) 289-6555
	ソーシャルハウス灯台 (住宅型)	(有) 開 花	〒736-0041 安芸郡海田町大正町7番22-11	22	H24.7.1	(082) 288-6251
	ふぁみ～る世羅 (住宅型)	(有) ト ッ ツ	〒722-1112 世羅郡世羅町本郷965-1	9	H17.4.1	(0847) 25-5095
	悠々 (介護付)	(株) 悠々	〒722-1115 世羅郡世羅町西神崎806	50	H23.3.1	(0847) 22-2000
	(小計)(44)			(1,675)		
	(以下広島市所管分)					
	エネルギーケア平和公園 (介護付)	(株)エネルギー介護サービス	〒730-0051 広島市中区大手町三丁目11-20	60	H16.5.28	(082) 544-4830
	広島萬象園 (介護付)	(株) 広島厚生会	〒730-0814 広島市中区羽衣町1-26	42	H17.3.1	(082) 246-3260
	ほほえみ有料老人ホーム エクセレント[介護付] (介護付)	ほほえみ(株)	〒730-0024 広島市中区西平塚町4-15	85	H19.2.1	(082) 541-2525
	ほほえみ有料老人ホーム エクセレント[住宅型] (住宅型)	ほほえみ(株)	〒730-0024 広島市中区西平塚町4-15	142	H20.10.1	(082) 541-2525
	ソレイユ南竹屋 (介護付)	(医社) 絆	〒730-0049 広島市中区南竹屋町5-8	10	H20.6.1	(082) 244-4116
	SOMPOケアラヴィーレ 舟入 (介護付)	SOMPO ケア(株)	〒730-0847 広島市中区舟入南四丁目1-3	100	H24.2.1	(082) 297-6541
	アルファリビング 広島吉島通り (住宅型)	穴吹興産(株)	〒730-0825 広島市中区光南一丁目2-23	41	H24.6.1	(0120) 165-286
	ベストライフ広島中区 (介護付)	(株) ベストライフ	〒730-0823 広島市中区吉島西一丁目20-7	56	H30.4.1	(082) 546-2800
	SOMPOケアラヴィーレ 広島光が丘 (介護付)	SOMPO ケア(株)	〒732-0051 広島市東区光が丘2-40	80	H18.2.1	(082) 506-1165
	あいらの杜広島戸坂 (介護付)	(株)はれコーポレーション	〒732-0014 広島市東区戸坂大上三丁目2-22	56	H21.8.1	(082) 229-7545
	ライフパートナー戸坂 (住宅型)	(有) ネクストライフ	〒732-0008 広島市東区戸坂ぐるめ木一丁目1-48	31	H26.11.1	(082) 229-3510
	介護付有料老人ホーム メイプル馬木	医療法人たかまさ会	〒732-0031 広島市東区馬木七丁目1994-1	36	H29.10.1	(082) 899-5858
	高齢者専用賃貸住宅 うし (住宅型)	医療法人社団聖愛会	〒732-0066 広島市東区牛田本町三丁目6-4	40	H29.12.28	(082) 222-2450
	メゾン東本浦 (休止中)(介護付)	(有) メゾン東本浦	〒734-0025 広島市南区東本浦町10-27	24	H15.11.1	(082) 285-1165
	あかしあ大河 (介護付)	(株) あかしあ	〒734-0043 広島市南区大河町12-1	84	H24.12.1	(082) 250-3230
	介護付有料老人ホーム せせらぎ (介護付)	(有) せせらぎ	〒734-0034 広島市南区丹那町10-19	88	H23.3.1	(082) 250-3750
	広島八景園 (介護付)	(医社) 広島厚生会	〒734-0026 広島市南区仁保一丁目1番20号	75	H23.5.1	(082) 581-8884
	サザンリーフ宇品海岸 (介護付)	(医社) ひがしの会	〒734-0011 広島市南区宇品海岸一丁目12-43	72	H23.8.1	(082) 250-7255
	ほほえみ有料老人ホーム ゆき (住宅型)	ほほえみ(株)	〒734-0015 広島市南区宇品御幸一丁目15-7	38	H25.1.1	(082) 541-2525
	でじま・くにくさ (介護付)	(社福) あと会	〒734-0013 広島市南区出島一丁目18-17	40	H24.4.1	(082) 256-9293
	アルファリビング広島段原 (住宅型)	あなぶきメディカルケア株式 会社	〒732-0818 広島市南区段原日出二丁目7-5	37	H25.3.1	(082) 890-3055
	百楽の郷 (住宅型)	有限会社百樹	〒734-0053 広島市南区青崎二丁目16-15	18	H30.3.1	(082) 281-3393
	哲学堂古江 (介護付)	(株) シニア・ハウス	〒733-0874 広島市西区古江西町21-1-26	50	H1.4.29	(082) 271-8811
	ほのぼの苑己斐 (介護付)	(株) 富山学園	〒733-0815 広島市西区己斐上三丁目42-22	34	H15.5.1	(082) 527-2800
	ラウンドコスモス大宮 (介護付)	(有) 松本	〒733-0007 広島市西区大宮一丁目15-5	52	H15.5.1	(082) 238-5009
	ベストライフ広島 (介護付)	(株) ベストライフ	〒733-0841 広島市西区井口明神一丁目14-21	72	H18.5.1	(082) 270-2360
	アヴィラージュ広島南観音 (住宅型)	(株)はれコーポレーション	〒733-0035 広島市西区南観音五丁目6-32	48	H22.2.1	(082) 231-5899
	西広島あかり苑 (介護付)	医療法人和同会	〒733-0851 広島市西区田方二丁目16番45号	100	H23.4.1	(082) 271-6511
	ふじの家観音 (介護付)	(株) 不二ビルサービス	〒733-0035 広島市西区南観音八丁目11-29	39	H24.1.1	(082) 295-5608
	アルファリビング 広島中広 (介護付)	あなぶきメディカルケア(株)	〒733-0012 広島市西区中広町二丁目1-7	36	H23.11.1	(082) 503-3455

施設の種類	施設名	設置者	所在地	定員	設置年月日	電話番号	
有料老人ホーム	ありらん (住宅型)	南 ナ ッ ク ユ ノ	〒733-0024 広島市西区福島町二丁目4-9	10	H24.10.1	(082) 208-5880	
	宅老所ハウス和み (住宅型)	有限会社美泉	〒733-0872 広島市西区古江東町1-28	10	H16.7.1	(082) 507-3222	
	多機能総合ケアセンター みつばち (住宅型)	株式会社ハニービー	〒733-0821 広島市西区庚午北四丁目6-25	25	H23.11.1	(082) 533-8200	
	ほほえみ有料老人ホーム 井口 (住宅型)	ほほえみ(株)	〒733-0842 広島市西区井口一丁目9-17	24	H19.6.1	(082) 541-2525	
	ワーズハウス (住宅型)	(同) S O A R	〒733-0813 広島市西区己斐中一丁目3-18-3	20	H28.11.1	(082) 272-7722	
	介護付有料老人ホーム ブレザンメゾン西広島 (介護付)	株式会社ケア21	〒733-0025 広島市西区小河内町二丁目13-19	50	H30.4.1	(082) 297-6621	
	ひろき苑高齢者住宅広島西 (住宅型)	株式会社河村福祉サービス	〒733-0853 広島市西区山田新町一丁目23-22	29	H30.12.1	(082) 207-0508	
	ほのぼの苑西原 (介護付)	㈱富山学園	〒731-0113 広島市安佐南区西原六丁目14-10	25	H13.8.1	(082) 850-1201	
	ドエル祇園 (介護付)	㈱ドエル	〒731-0138 広島市安佐南区祇園二丁目5-18	50	H18.2.1	(082) 832-2828	
	ファミリーユ祇園 (住宅型)	㈱ドエル	〒731-0138 広島市安佐南区祇園二丁目5-15	45	H21.9.1	(082) 846-0088	
	ヴィーヴル祇園 (介護付)	㈱ヴィーヴル	〒731-0138 広島市安佐南区祇園四丁目8-7	30	H16.5.1	(082) 874-2227	
	メリィハウス西風新都 (介護付)	富士メディカル(株)	〒731-3167 広島市安佐南区大塚西三丁目2-9	384	H23.3.1	(082) 849-2750	
	住宅型有料老人ホーム メリィハウス西風新都 (住宅型)	富士メディカル(株)	〒731-3167 広島市安佐南区大塚西三丁目2-9	88	H27.11.1	(082) 849-2750	
	ふじの家川内 (介護付)	㈱不二ビルサービス	〒731-0102 広島市安佐南区川内一丁目15-24	66	H17.10.1	(082) 831-8908	
	緑井ガーデンハウス (介護付)	南サカコーポレーション	〒731-0103 広島市安佐南区緑井六丁目28-1	100	H19.5.1	(082) 831-2020	
	アヴィラージュ広島長束 (住宅型)	㈱はれコーポレーション	〒731-0135 広島市安佐南区長束六丁目1-10	47	H22.4.1	(082) 962-2136	
	ライフパートナー伴東 (住宅型)	有限会社ネクストライフ	〒731-3164 広島市安佐南区伴東一丁目4-8	53	H29.5.1	(082) 848-8600	
	高齢者有料賃貸住宅古の市 (住宅型)	株式会社広の島	〒731-3164 広島市安佐南区古市三丁目5-2	24	H23.11.1	(082) 876-3903	
	サニーコート広島 (介護付)	広島県住宅供給公社	〒739-1742 広島市安佐北区亀崎四丁目6-5	190	H5.3.1	(082) 843-0082	
	ケアホームディアレスト可部 (介護付)	㈱M&Cコラボレイション	〒731-0231 広島市安佐北区亀山一丁目17-16	86	H16.4.1	(082) 819-3800	
	おだやかな園 (介護付)	㈱アトラス	〒739-1754 広島市安佐北区小河原町1130-21	48	H16.12.1	(082) 840-1122	
	ケアホーム・ソフィア (介護付)	南ソフィア	〒731-0211 広島市安佐北区三入六丁目1-2	34	H17.9.1	(082) 810-5208	
	ハウスあい (住宅型)	南 2 1	〒731-1142 広島市安佐北区安佐町飯室1451	13	H19.11.11	(082) 835-3758	
	梅の里有料老人ホーム (住宅型)	広島リハビリテーション福祉 会株式会社	〒731-0214 広島市安佐北区可部町大字桐原1048	12	H28.3.1	(082) 818-8633	
	有料老人ホーム シニアホームいずみ (住宅型)	有限会社サイトウ	〒739-1734 広島市安佐北区口田三丁目29-6	20	H29.10.1	(082) 516-5963	
	ホームみいり (住宅型)	有限会社幸房	〒731-0211 広島市安佐北区三入六丁目18-7	4	H30.4.1	(082) 555-4664	
	ほほえみ有料老人ホーム 矢野 (介護付)	ほほえみ(株)	〒736-0085 広島市安芸区矢野西七丁目24-13	72	H16.6.1	(082) 889-6078	
	ほほえみ有料老人ホーム 安芸路[住宅型] (住宅型)	ほほえみ(株)	〒736-0083 広島市安芸区矢野東五丁目7-23	40	H19.1.1	(082) 888-3232	
	ジョイフル・ファミリー観音台 (介護付)	ジョイフル・ファミリー(株)	〒731-5157 広島市佐伯区観音台三丁目5-1	49	H15.3.1	(082) 943-6303	
	ドリームウエル (介護付)	㈱ウエル	〒731-5127 広島市佐伯区五日市七丁目8-41	34	H16.5.1	(082) 943-1165	
	グランホームあさひ (介護付)	㈱あさひメディコ	〒731-5133 広島市佐伯区旭園9-31	60	H18.1.1	(082) 943-7773	
	ほほえみ有料老人ホーム 広島西[住宅型] (住宅型)	ほほえみ(株)	〒731-5115 広島市佐伯区八幡東四丁目26-5	32	H19.4.1	(082) 927-6600	
	ホスピスホームみなみ (住宅型)	一般社団法人広島市佐伯 区医師会	〒731-5135 広島市佐伯区海老園一丁目5-40	12	H29.4.17	(082) 921-4800	
	住宅型有料老人ホーム あい・のぞみPath(道) (住宅型)	あい・のぞみ株式会社	〒731-5115 広島市佐伯区八幡東一丁目29-41-8	20	H23.6.1	(082) 299-8882	
	(小計(64))				(3,492)		
	(以下呉市所管分)						
	ほほえみ有料老人ホーム 広国際通り[介護型] (介護付)	ほほえみ(株)	〒737-0112 呉市広古新開八丁目25-6	36	H17.9.1	(0823) 71-4100	
	ほほえみ有料老人ホーム つばき[住宅型] (住宅型)	ほほえみ(株)	〒737-0051 呉市中央五丁目11-27	18	H17.7.1	(0823) 25-6690	
	ほほえみ有料老人ホーム 呉蔵本通り[住宅型] (住宅型)	ほほえみ(株)	〒737-0051 呉市中央三丁目11-18	58	H18.4.1	(0823) 21-8080	

施設の種類	施設名	設置者	所在地	定員	設置年月日	電話番号	
有料老人ホーム	有料老人ホーム たちばな苑 (住宅型)	(社福)たちばな福祉会	〒737-1377 呉市倉橋町14649	12	H19.4.1	(0823) 54-1515	
	(医社)たつき会菅田医院介護 付き有料老人ホームつつじ (介護付)	(医社)たつき会菅田医院	〒737-2518 呉市安浦町内海北六丁目3-20	29	H26.3.1	(0823) 70-6678	
	ケアメッド向日葵 (住宅型)	(医社)向日葵会	〒737-1214 呉市音戸町藤脇二丁目19-3	33	H26.8.1	(0823) 50-1585	
	ルネッサンス音戸 (混合型特定施設) (介護付)	(医社)林医院	〒737-1211 呉市音戸町畑三丁目20-34	46	H27.4.1	(0823) 56-0055	
	(小計)(7)			(232)			
	(以下福山市所管分)						
	ハウスカ青葉 (介護付)	医療法人K.F会	〒721-0911 福山市青葉台一丁目10-20	36	H24.4.1	(084) 983-1465	
	ハウスカ青葉 (住宅型)	医療法人K.F会	〒721-0911 福山市青葉台一丁目10-20	18	H24.4.1	(084) 983-1465	
	里の家あけぼの (介護付)	㈸すまいる日興	〒721-0952 福山市曙町四丁目8-10	18	H18.7.1	(084) 957-4822	
	コミュニティーハウス 愛の郷 (住宅型)	NPO 法人 エルダーサポート協会	〒721-0952 福山市曙町五丁目5-4	9	H20.10.1	(084) 981-5521	
	ゆみシルバーハウス (住宅型)	㈸ユー・アンド・ミー	〒722-2632 福山市内海町口2552	20	H17.10.1	(084) 980-9166	
	ケアホームディアレスト福山 (介護付)	㈸ディアレスト福山	〒720-1132 福山市駅家町倉光148	56	H18.4.1	(084) 977-0880	
	えんじゅ王子 (介護付)	㈸ライフアシスト	〒721-0965 福山市王子町二丁目7-16	50	H16.10.1	(084) 973-8440	
	愛燦燦おうじ (住宅型)	有限会社愛サポートセン ター	〒721-0965 福山市王子町二丁目19番18号	12	H30.3.1	(084) 932-7150	
	スマイル加茂 (住宅型)	㈸シンライフ	〒720-2416 福山市加茂町栗根606-1	9	H23.3.1	(084) 970-2117	
	コスタ・デル・ソル (住宅型)	(医社)文理会	〒720-2412 福山市加茂町下加茂202	13	H26.11.1	(084) 961-3022	
	はなみずき (住宅型)	㈸愛・ライフコミュニ ン	〒720-0822 福山市川口町二丁目10-43	13	H19.4.1	(084) 981-3831	
	白ゆり新湯野 (住宅型)	㈸白ゆり	〒720-2122 福山市神辺町新湯野67-6	10	H22.1.1	(084) 962-5559	
	白ゆり川南 (住宅型)	㈸白ゆり	〒720-2124 福山市神辺町大字川南3178-1	15	H25.4.1	(084) 962-4848	
	コミュニティーハウス 愛の郷 道上 (住宅型)	NPO 法人 エルダーサポート協会	〒720-2104 福山市神辺町道上1126-1	9	H19.7.1	(084) 960-3257	
	ピースフル憩 (住宅型)	㈸アサヒライフ コーポレーション	〒720-0082 福山市木之庄町五丁目18-22	9	H18.4.1	(084) 924-2133	
	コミュニティーホーム ゆうゆう神谷川せせらぎ (住宅型)	ゆうゆう(株)	〒729-3103 福山市新市町新市258-1	16	H29.4.1	(0847) 54-1857	
	白ゆり新市西 (住宅型)	㈸白ゆり	〒729-3103 福山市新市町大字新市659-1	17	H26.4.1	(0847) 51-9908	
	コミュニティーホーム ゆうゆう新市 (住宅型)	介護福祉サービス(株)	〒729-3103 福山市新市町大字新市888	8	H22.4.1	(0847) 51-3300	
	白ゆり新市 (住宅型)	㈸白ゆり	〒729-3104 福山市新市町宮内634-2	13	H23.4.1	(0847) 51-8613	
	ひまわり新市 (住宅型)	府中ツキ板(株)	〒729-3105 福山市新市町下安井739	14	H19.6.1	(0847) 40-3026	
	コミュニティーハウス 愛の郷 手 (住宅型)	NPO 法人 エルダーサポート協会	〒729-3101 福山市新市町戸手2094-1	9	H21.10.1	(0847) 54-1235	
	アイリス港南 (住宅型)	医療法人信英会	〒721-0955 福山市新漕町二丁目6-14	42	H27.9.1	(084) 981-4530	
	あかつき苑 (住宅型)	医療法人あかつき会	〒721-0926 福山市大門町野々浜866-1	32	H19.11.1	(084) 940-5522	
	アルファリビング福山多治米 (住宅型)	あなぶきメディカルケア(株)	〒720-0824 福山市多治米二丁目22-10	55	H24.4.1	(084) 981-5226	
	グランドホーム エクセル瀬の浦 (介護付)	(社福)春海会	〒720-0203 福山市田尻町4115	36	H17.4.1	(084) 983-5888	
	ベストライフ福山 (介護付)	㈸ベストライフ	〒721-0942 福山市引野町五丁目22-17	70	H17.4.1	(084) 945-8770	
コミュニティーハウス 愛の郷 引野 (住宅型)	NPO 法人 エルダーサポート協会	〒721-0941 福山市引野町北五丁目22-11	5	H19.5.1	(084) 946-6616		
生活リハビリ施設ゆーとびあ (介護付)	㈸松永メデ イコ	〒729-0104 福山市松永町五丁目23-30	32	H18.4.1	(084) 930-0730		
そんぼの家福山城東 (介護付)	SOMPOMESSAGE(株)	〒721-0973 福山市南蔵王三丁目3-31	42	H14.12.15	(084) 973-2820		

施設の種類	施設名	設置者	所在地	定員	設置年月日	電話番号
有料老人ホーム	そんぼの家南蔵王 (介護付)	SOMPOメッセージ(株)	〒721-0973 福山市南蔵王五丁目20-10	44	H12.10.1	(084) 940-6630
	みんなの家 (住宅型)	広島県シルバー 福祉生活協同組合	〒720-0077 福山市南本庄五丁目5-5	9	H22.7.20	(084) 926-8350
	グランドステイツ エクスセル福山 (住宅型)	(社福)春海会	〒720-0832 福山市水呑町4433	84	H24.5.1	(084) 982-8666
	コミュニティ水呑 (住宅型)	前田海苔株式会社	〒720-0832 福山市水呑町3733-1	5	H30.4.1	(084) 920-5001
	はびね福山 (介護付)	グリーンライフ(株)	〒720-0031 福山市三吉町三丁目2-6	36	H16.3.1	(084) 923-1018
	介護付有料老人ホーム 並木 (介護付)	(株)プロケア	〒721-0975 福山市西深津町六丁目6-10	52	H15.5.1	(084) 973-2575
	アモーレかぎぐるま (住宅型)	(株)リブネット	〒720-0001 福山市御幸町上岩成907-1	26	H24.10.1	(084) 959-2100
	白ゆり神辺 (住宅型)	(株)白ゆり	〒720-2122 福山市神辺町新湯野38-1	22	H8.4.1	(084) 960-3775
	シェアハウス桜 (住宅型)	社会医療法人定和会	〒720-0843 福山市赤坂町大字赤坂1313番地	12	H29.8.1	(084) 951-1007
	サンシティ赤坂 (住宅型)	社会福祉法人明翠会	〒720-0843 福山市赤坂町大字赤坂7267-95	20	H30.4.1	(084) 951-0112
	あいる三吉 (住宅型)	株式会社かもめいと	〒720-0031 福山市三吉町五丁目3-5	21	H30.8.1	(084) 922-6355
	いいね神辺 (住宅型)	オックス・リバー株式会社	〒720-2117 福山市神辺町下御領1348番地10	14	2019.4.1	(084) 965-6073
	(小計)(41)			(1,033)		
	合計 156			6,432		

3 介護が必要な人のための介護サービス提供施設等

(1)介護保険施設数

平成31年4月1日現在

老人保健 福祉圏域	指定介護老人福祉施設		介護老人保健施設		指定介護療養型医療施設		介護医療院		合計	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
広島	83	5,338	39	3,246	16	813	4	537	142	9,934
広島西	8	482	5	496	3	187	0	0	16	1,165
広島中央	15	867	10	781	2	76	1	40	28	1,764
呉	17	1,294	19	1,342	6	195	0	0	42	2,831
尾三	19	1,180	16	1,303	7	181	0	0	42	2,664
福山・府中	30	1,700	19	1,484	10	245	0	0	59	3,429
備北	16	795	7	495	2	88	0	0	25	1,378
合計	188	11,656	115	9,147	46	1,785	5	577	354	23,165

(2) 居宅サービス事業者等数

平成31年4月1日現在

サービス	広島圏域										広島西圏域			呉圏域		広島中央圏域			尾三圏域			福山・府中圏域			備北圏域			合計					
	安芸高田市		安芸郡		安芸郡		安芸郡		安芸郡		大竹市		廿日市市		呉市		広島市		竹原市		三原市		三原市		福山市		福山市		三原市		三原市		
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数		割合	数	割合	数	割合
サービス																																	
居宅介護支援																																	
訪問介護	378	12	10	5	8	3	5	7	428	6	41	47	75	9	84	13	50	3	66	27	52	9	88	145	20	4	169	28	19	47	929		
訪問入浴介護	349	8	10	9	4	4	1	5	390	5	25	30	63	7	70	10	35	2	47	30	37	5	72	90	10	4	104	15	11	26	739		
訪問看護	146	2	1	0	0	0	0	0	14	1	1	2	6	0	6	0	2	0	2	2	2	1	5	5	1	0	6	1	2	3	38		
訪問リハビリテーション	7	0	0	0	0	0	0	0	7	1	1	2	18	4	22	6	19	1	26	10	14	1	25	39	4	1	44	5	5	10	298		
居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
通所介護	235	12	9	7	4	2	2	4	275	6	19	25	39	4	43	6	28	1	35	25	37	6	68	104	10	3	117	17	11	28	591		
通所リハビリテーション	101	4	2	2	1	1	1	4	116	2	11	13	25	3	28	5	19	1	25	10	16	1	27	51	5	1	57	8	5	13	279		
短期入所生活介護	155	9	7	3	4	4	5	9	196	3	13	16	43	8	51	6	26	4	36	16	26	6	48	86	18	5	109	23	21	44	500		
短期入所療養介護	59	2	1	2	1	1	1	2	69	2	5	7	20	2	22	5	10	1	16	7	13	1	21	26	3	1	30	4	4	8	173		
特定施設入居者生活介護	50	2	1	0	1	0	0	0	54	3	3	6	8	1	9	0	11	0	11	4	5	1	10	21	2	0	23	8	3	11	124		
福祉用具貸与	52	3	0	2	0	1	1	1	60	1	4	5	12	2	14	1	9	1	11	6	7	1	14	32	4	1	37	10	5	15	156		
特定福祉用具販売	47	3	0	1	0	1	1	1	54	1	4	5	14	3	17	1	9	1	11	7	9	2	18	31	4	1	36	9	4	13	154		
計	1,214	45	31	29	16	15	13	27	1,390	29	98	127	249	34	283	40	169	12	221	117	169	25	311	489	62	17	568	103	73	176	3,076		
介護予防支援	41	1	1	1	1	1	1	1	48	2	3	5	8	1	9	1	4	1	6	5	6	1	12	15	1	1	17	1	1	2	99		
介護予防訪問入浴介護	10	0	0	1	0	0	0	0	11	1	1	2	6	0	6	0	2	0	2	1	2	0	3	5	1	0	6	1	2	3	33		
介護予防訪問看護	145	1	1	2	1	1	1	1	153	4	12	16	18	4	22	6	19	1	26	10	14	1	25	38	4	1	43	5	5	10	295		
介護予防訪問リハビリテーション	7	0	0	0	0	0	0	0	7	1	1	2	1	0	1	0	1	0	1	0	3	0	3	4	1	0	5	3	2	5	24		
介護予防在宅療養指導	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
介護予防通所リハビリテーション	101	4	1	2	1	1	1	4	115	2	11	13	25	3	28	5	19	1	25	9	16	1	26	50	5	1	56	8	5	13	276		
介護予防短期入所生活介護	142	9	5	3	4	4	5	9	181	2	11	13	39	5	44	5	23	4	32	13	24	3	40	79	18	5	102	21	20	41	453		
介護予防短期入所療養介護	56	2	0	2	1	1	1	2	65	2	5	7	18	2	20	5	10	1	16	7	12	1	20	26	3	1	30	4	3	7	165		
介護予防特定施設入居者生活介護	49	2	1	0	1	0	0	0	53	3	2	5	8	1	9	0	11	0	11	2	5	1	8	21	2	0	23	8	3	11	120		
介護予防福祉用具貸与	50	3	0	2	0	1	1	1	58	1	4	5	11	2	13	1	9	1	11	6	7	1	14	32	4	1	37	10	5	15	153		
特定介護予防福祉用具販売	47	3	0	1	0	1	1	1	54	1	4	5	14	3	17	1	9	1	11	7	9	2	18	31	4	1	36	9	4	13	154		
計	607	24	8	13	8	9	10	18	697	17	51	68	140	20	160	23	103	9	135	55	92	10	157	286	42	10	338	69	49	118	1,673		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	17	0	1	0	0	0	0	1	19	1	1	2	1	2	3	1	2	0	3	2	4	0	6	8	2	1	11	2	0	2	46		
夜間対応型訪問介護	6	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8		
地域密着型通所介護	145	3	6	1	1	0	0	4	160	2	18	20	14	4	18	4	26	1	31	11	17	2	30	84	5	2	91	14	8	22	372		
地域小規模対応型通所介護	23	0	1	0	0	0	0	0	24	1	4	5	2	7	2	2	1	5	3	10	0	13	16	2	1	19	1	3	4	77			
認知症対応型通所介護	43	3	2	1	3	0	2	3	57	3	4	7	9	2	11	1	8	0	9	12	17	1	30	85	4	1	90	8	6	14	218		
認知症対応型共同生活介護	154	4	4	2	2	1	1	4	172	4	9	13	26	3	29	2	12	2	16	6	24	2	32	72	3	4	79	9	8	17	358		
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	6	1	3	1	0	1	0	1	13	1	2	3	4	2	6	0	4	0	4	3	5	1	9	24	2	1	27	2	2	4	66		
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20		
計	399	11	16	6	6	2	3	13	456	12	39	51	59	15	74	10	58	4	72	38	79	6	123	298	19	10	327	36	27	63	1,166		
介護予防認知症対応型通所介護	22	0	0	0	0	0	0	0	22	1	4	5	5	2	7	2	2	1	5	2	10	0	12	13	2	1	16	1	2	3	70		
介護予防小規模多機能型居宅介護	41	3	2	1	3	0	0	3	53	3	4	7	9	2	11	1	8	0	9	10	17	1	28	85	4	1	90	7	6	13	211		
介護予防認知症対応型共同生活介護	153	4	4	2	2	1	1	4	171	4	9	13	25	3	28	2	12	2	16	6	24	2	32	72	3	4	79	9	4	13	352		
計	216	7	6	3	5	1	1	7	246	8	17	25	39	7	46	5	22	3	30	18	51	3	72	170	9	6	185	17	12	29	633		
合計	2,855	100	72	57	44	31	33	73	3,265	74	249	323	570	86	656	92	406	32	530	260	449	54	763	1,403	153	48	1,604	254	181	435	7,576		
介護老人福祉施設	66	6	1	1	1	1	1	3	83	1	7	8	15	2	17	3	10	2	15	6	11	2	19	23	5	2	30	8	8	16	188		
介護老人保健施設	32	1	1	1	1	1	1	1	39	1	4	5	18	1	19	3	6	1	10	6	9	1	16	15	3	1	19	4	3	7	115		
介護療養型医療施設	14	0	0	1	0	0	0	1	18	1	2	3	5	1	6	0	2	0	2	3	4	0	7	10	0	0	10	1	1	2	46		
介護医療院	3	1	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5		
計	115	8	2	3	2	2	4	6	142	3	13	16	38	4	42	7	18	3	28	15	24	3	42	48	8	3	59	13	12	25	354		
総計	2,970	108	74	60	46	33	37	79	3,407	77	262	339	608	90	698	99	424	35	558	275	473	57	805	1,451	161	51	1,663	267	193	460	7,930		

※休止を含む。

※保険医療機関または保険業局の「みなし指定」の事業所については、「通所リハビリテーション」「介護予防通所リハビリテーション」「短期入所療養介護」「介護予防短期入所療養介護」以外は含まない。

4 指定障害者支援施設及び日中活動事業所

(1) 指定障害者支援施設

施設名等	設置者	所在地	サービス種類	定員	指定年月日	電話番号
指定障害者支援施設ライフサポートホーム聖恵	社会福祉法人聖恵会	広島県竹原市忠海中町三丁目16番1号	生活介護	60	H22.2.1	0846-26-1002
指定障害者支援施設ライフサポートホーム聖恵	社会福祉法人聖恵会	広島県竹原市忠海中町三丁目16番1号	施設入所支援	60	H22.2.1	0846-26-1002
指定障害者支援施設ワークホーム聖恵	社会福祉法人聖恵会	広島県竹原市忠海中町三丁目16番1号	施設入所支援	30	H22.2.1	0846-26-1002
指定障害者支援施設ワークホーム聖恵	社会福祉法人聖恵会	広島県竹原市忠海中町三丁目16番1号	就労継続支援(B型)	40	H22.2.1	0846-26-1002
中国芸南学園第一成人部	社会福祉法人中国新聞社会事業団	広島県竹原市忠海東町二丁目10番1号	生活介護	60	H22.4.1	0846-26-0310
中国芸南学園第一成人部	社会福祉法人中国新聞社会事業団	広島県竹原市忠海東町二丁目10番1号	施設入所支援	60	H22.4.1	0846-26-0310
中国芸南学園第二成人部	社会福祉法人中国新聞社会事業団	広島県竹原市忠海東町二丁目10番1号	生活介護	40	H21.4.1	0846-26-0310
中国芸南学園第二成人部	社会福祉法人中国新聞社会事業団	広島県竹原市忠海東町二丁目10番1号	施設入所支援	40	H21.4.1	0846-26-0310
障害者支援施設泉の里	社会福祉法人三原のぞみの会	広島県三原市小泉町1044番地	施設入所支援	30	H31.4.1	0848-66-3456
障害者支援施設泉の里	社会福祉法人三原のぞみの会	広島県三原市小泉町1044番地	生活介護	30	H31.4.1	0848-66-3456
寿波苑	社会福祉法人松友福祉会	広島県三原市須波ハイツ四丁目15-1	生活介護	60	H20.4.1	0848-69-0568
寿波苑	社会福祉法人松友福祉会	広島県三原市須波ハイツ四丁目15-1	施設入所支援	60	H20.4.1	0848-69-0568
大和学園	社会福祉法人みどりの町	広島県三原市大和町箱川1470番地2	生活介護	50	H21.4.1	0847-34-0169
大和学園	社会福祉法人みどりの町	広島県三原市大和町箱川1470番地2	施設入所支援	40	H21.4.1	0847-34-0169
大和農園	社会福祉法人みどりの町	広島県三原市大和町箱川1470番地2	生活介護	40	H23.4.1	0847-34-1322
大和農園	社会福祉法人みどりの町	広島県三原市大和町箱川1470番地2	施設入所支援	40	H23.4.1	0847-34-1010
尾道サンホーム	社会福祉法人尾道さつき会	広島県尾道市木ノ庄町畑530番地	生活介護	40	H23.4.1	0848-48-4070
尾道サンホーム	社会福祉法人尾道さつき会	広島県尾道市木ノ庄町畑530番地	施設入所支援	30	H23.4.1	0848-48-4070
障害者支援施設大日学園	社会福祉法人静和会	広島県府中市篠根町100番地	生活介護	40	H21.4.1	0847-41-4009
障害者支援施設大日学園	社会福祉法人静和会	広島県府中市篠根町100番地	施設入所支援	60	H21.4.1	0847-41-4009
梅の木園	社会福祉法人静和会	広島県府中市篠根町71番地	生活介護	30	H20.4.1	0847-41-4016
梅の木園	社会福祉法人静和会	広島県府中市篠根町71番地	施設入所支援	30	H20.4.1	0847-41-4016
障がい者支援施設ニューライフ君田	社会福祉法人備北福祉会	広島県三次市君田町東入君357番地の1	生活介護	60	H22.4.1	0824-53-2080
障がい者支援施設ニューライフ君田	社会福祉法人備北福祉会	広島県三次市君田町東入君357番地の1	施設入所支援	52	H22.4.1	0824-53-2080
ともえ学園	社会福祉法人ともえ会	広島県三次市西河内町10250番地	生活介護	70	H22.4.1	0824-62-5130
ともえ学園	社会福祉法人ともえ会	広島県三次市西河内町10250番地	施設入所支援	70	H22.4.1	0824-62-5130
障害者支援施設庄原第2もみじ園	社会福祉法人庄原さくら学園	広島県庄原市戸郷町字下組44番地2	生活介護	40	H28.4.1	0824-74-6001
障害者支援施設庄原第2もみじ園	社会福祉法人庄原さくら学園	広島県庄原市戸郷町字下組44番地2	施設入所支援	40	H28.4.1	0824-74-6001
庄原もみじ園	社会福祉法人庄原さくら学園	広島県庄原市三日市町甲17の9	生活介護	60	H23.10.1	0824-72-2962
庄原もみじ園	社会福祉法人庄原さくら学園	広島県庄原市三日市町甲17の9	施設入所支援	63	H23.10.1	0824-72-2962
障害者支援施設ともいきの里	社会福祉法人優輝福祉会	広島県庄原市総領町稲草77番地	生活介護	33	H20.4.1	0824-88-3123
障害者支援施設ともいきの里	社会福祉法人優輝福祉会	広島県庄原市総領町稲草77番地	施設入所支援	31	H20.4.1	0824-88-3123
西の池学園	社会福祉法人平成会	広島県東広島市高屋町小谷5001-5	生活介護	60	H21.4.1	082-434-0405
西の池学園	社会福祉法人平成会	広島県東広島市高屋町小谷5001-5	施設入所支援	60	H21.4.1	082-434-0405
西志和農園	社会福祉法人広島県同胞援護財団	広島県東広島市志和町別府184-29	生活介護	70	H21.4.1	082-433-2220
西志和農園	社会福祉法人広島県同胞援護財団	広島県東広島市志和町別府184-29	施設入所支援	60	H21.4.1	082-433-2220
西志和農園	社会福祉法人広島県同胞援護財団	広島県東広島市志和町別府184-29	就労継続支援(B型)	10	H27.4.1	082-433-2220
広賀園	社会福祉法人広賀会	広島県東広島市西条町寺家4205番地	生活介護	30	H22.10.1	082-422-2543
広賀園	社会福祉法人広賀会	広島県東広島市西条町寺家4205番地	施設入所支援	30	H22.10.1	082-422-2543
松籟園	社会福祉法人広賀会	広島県東広島市西条町寺家4205番地	生活介護	30	H22.10.1	082-422-2543
松籟園	社会福祉法人広賀会	広島県東広島市西条町寺家4205番地	施設入所支援	30	H22.10.1	082-422-2543
広島県立障害者リハビリテーションセンターあけぼの	広島県	広島県東広島市西条町田口295-3	生活介護	35	H19.4.1	082-425-1455
広島県立障害者リハビリテーションセンターあけぼの	広島県	広島県東広島市西条町田口295-3	施設入所支援	70	H19.4.1	082-425-1455
広島県立障害者リハビリテーションセンターあけぼの	広島県	広島県東広島市西条町田口295-3	自立訓練(機能訓練)	27	H19.4.1	082-425-1455



施設名等	設置者	所在地	サービス種類	定員	指定年月日	電話番号
広島県立障害者リハビリテーションセンターあけぼの	広島県	広島県東広島市西条町田口295-3	自立訓練(生活訓練)	12	H19.4.1	082-425-1455
広島県立障害者リハビリテーションセンターあけぼの	広島県	広島県東広島市西条町田口295-3	就労移行支援(一般型)	6	H19.4.1	082-425-1455
六方学園成人部	社会福祉法人六方学園	広島県東広島市西条町田口391番地3	生活介護	67	H24.4.1	082-425-1015
六方学園成人部	社会福祉法人六方学園	広島県東広島市西条町田口391番地3	施設入所支援	60	H24.4.1	082-425-1015
障害者支援施設ときわ台ホーム	社会福祉法人広島県リハビリテーション協会	広島県東広島市八本松町原5946-7	生活介護	130	H21.4.1	082-420-9200
障害者支援施設ときわ台ホーム	社会福祉法人広島県リハビリテーション協会	広島県東広島市八本松町原5946-7	施設入所支援	120	H21.4.1	082-420-9200
広島県立障害者療育支援センター松陽寮	広島県	広島県東広島市八本松町米満198-1	生活介護	163	H19.4.1	082-428-6671
広島県立障害者療育支援センター松陽寮	広島県	広島県東広島市八本松町米満198-1	施設入所支援	148	H19.4.1	082-428-6671
広島県立障害者療育支援センター松陽寮	広島県	広島県東広島市八本松町米満198-1	自立訓練(生活訓練)	6	H19.4.1	082-428-6671
広島ひかり園まごころ	社会福祉法人ひかり会	広島県廿日市市永原字戸屋野山5番地1	生活介護	40	H22.4.1	0829-74-0057
広島ひかり園まごころ	社会福祉法人ひかり会	広島県廿日市市永原字戸屋野山5番地1	施設入所支援	40	H22.4.1	0829-74-0057
広島ひかり園やすらぎ	社会福祉法人ひかり会	広島県廿日市市永原字戸屋野山5番地1	生活介護	40	H22.4.1	0829-74-0057
広島ひかり園やすらぎ	社会福祉法人ひかり会	広島県廿日市市永原字戸屋野山5番地1	施設入所支援	40	H22.4.1	0829-74-0057
障害者支援施設原	社会福祉法人三篠会	広島県廿日市市原926-1	生活介護	60	H23.4.1	0829-38-3333
障害者支援施設原	社会福祉法人三篠会	広島県廿日市市原926-1	施設入所支援	40	H23.4.1	0829-38-3333
友和の里入所部	社会福祉法人友和の里	広島県廿日市市友和218番地38	生活介護	40	H23.12.1	0829-74-2157
友和の里入所部	社会福祉法人友和の里	広島県廿日市市友和218番地38	施設入所支援	32	H23.12.1	0829-74-2157
清風会サンプリエ	社会福祉法人清風会	広島県安芸高田市吉田町竹原157番地	施設入所支援	50	H24.3.1	0826-47-2056
清風会サンプリエ	社会福祉法人清風会	広島県安芸高田市吉田町竹原157番地	就労継続支援(B型)	50	H24.3.1	0826-47-2056
清風会吉田清風荘	社会福祉法人清風会	広島県安芸高田市吉田町竹原1759番地1	生活介護	80	H24.4.1	0826-43-1026
清風会吉田清風荘	社会福祉法人清風会	広島県安芸高田市吉田町竹原1759番地1	施設入所支援	80	H24.4.1	0826-43-1026
清風会サンサンホーム	社会福祉法人清風会	広島県安芸高田市吉田町竹原189番地	生活介護	50	H24.4.1	0826-47-0255
清風会サンサンホーム	社会福祉法人清風会	広島県安芸高田市吉田町竹原189番地	施設入所支援	50	H24.4.1	0826-47-0255
清風会ワークセンター	社会福祉法人清風会	広島県安芸高田市吉田町竹原967番地	施設入所支援	80	H23.3.1	0826-43-0611
清風会ワークセンター	社会福祉法人清風会	広島県安芸高田市吉田町竹原967番地	就労継続支援(B型)	80	H23.3.1	0826-43-0611
共同ホームひとは・ひとは作業所	社会福祉法人ひとは福祉会	広島県安芸高田市向原町長田1841番地1	生活介護	30	H21.4.1	0826-46-2960
共同ホームひとは・ひとは作業所	社会福祉法人ひとは福祉会	広島県安芸高田市向原町長田1841番地1	施設入所支援	30	H21.4.1	0826-46-2960
障害者支援施設エバグリーンホーム	社会福祉法人メインストリーム	広島県安芸郡海田町東二丁目8番6号	生活介護	40	H24.4.1	082-821-0055
障害者支援施設エバグリーンホーム	社会福祉法人メインストリーム	広島県安芸郡海田町東二丁目8番6号	施設入所支援	40	H24.4.1	082-821-0055
戸河内あすなろ園	社会福祉法人親心会	広島県山県郡安芸太田町大字土居578番地	生活介護	40	H24.4.1	0826-28-2945
戸河内あすなろ園	社会福祉法人親心会	広島県山県郡安芸太田町大字土居578番地	施設入所支援	50	H24.4.1	0826-28-2945
戸河内あすなろ園	社会福祉法人親心会	広島県山県郡安芸太田町大字土居578番地	就労継続支援(B型)	15	H24.4.1	0826-28-2945
太田川学園豊平グリーンハイツ	社会福祉法人三矢会	広島県山県郡北広島町都志見字須頭谷12629-6	生活介護	30	H27.4.1	0826-84-1512
太田川学園豊平グリーンハイツ	社会福祉法人三矢会	広島県山県郡北広島町都志見字須頭谷12629-6	施設入所支援	30	H27.4.1	0826-84-1512
県所管分小計(うち公立)	36(2)		施設入所支援 日中活動事業所	1,876 1,994		
どんぐり学園(入所)	社会福祉法人希望の丘	広島県広島市安佐南区大塚西三丁目8番1号	生活介護	30	H21.4.1	082-848-1036
どんぐり学園(入所)	社会福祉法人希望の丘	広島県広島市安佐南区大塚西三丁目8番1号	施設入所支援	30	H21.4.1	082-848-1036
時計台	社会福祉法人共助会	広島県広島市安芸区中野東六丁目3番8-1号	生活介護	30	H23.4.1	082-554-4780
時計台	社会福祉法人共助会	広島県広島市安芸区中野東六丁目3番8-1号	施設入所支援	30	H23.4.1	082-554-4780
障害者支援施設光清学園成人部	社会福祉法人光清学園	広島県広島市南区出汐二丁目3番46号	生活介護	38	H21.4.1	082-254-0901
障害者支援施設光清学園成人部	社会福祉法人光清学園	広島県広島市南区出汐二丁目3番46号	施設入所支援	38	H21.4.1	082-254-0901
障害者支援施設セブ字品	社会福祉法人広島県肢体障害者連合会	広島県広島市南区字品東六丁目2番20号	生活介護	12	H24.4.1	082-253-2082
障害者支援施設セブ字品	社会福祉法人広島県肢体障害者連合会	広島県広島市南区字品東六丁目2番20号	施設入所支援	50	H24.4.1	082-253-2082
障害者支援施設セブ字品	社会福祉法人広島県肢体障害者連合会	広島県広島市南区字品東六丁目2番20号	就労継続支援(B型)	58	H24.4.1	082-253-2082
愛命園	社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会	広島県広島市佐伯区湯来町大字和田113番地の2	生活介護	60	H19.4.1	0829-83-1111
愛命園	社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会	広島県広島市佐伯区湯来町大字和田113番地の2	施設入所支援	60	H19.4.1	0829-83-1111



施設名等	設置者	所在地	サービス種類	定員	指定年月日	電話番号
障害者支援施設いくせい	社会福祉法人広島市手をつなぐ育成会	広島県広島市西区打越町17番27号	生活介護	50	H22.4.1	082-537-1771
障害者支援施設いくせい	社会福祉法人広島市手をつなぐ育成会	広島県広島市西区打越町17番27号	施設入所支援	50	H22.4.1	082-537-1771
指定障害者支援施設白木の郷	社会福祉法人三篠会	広島県広島市安佐北区白木町大字小越230番地	生活介護	100	H19.4.1	082-828-0123
指定障害者支援施設白木の郷	社会福祉法人三篠会	広島県広島市安佐北区白木町大字小越230番地	施設入所支援	80	H21.4.1	082-828-0123
太田川学園高陽寮	社会福祉法人三矢会	広島県広島市安佐北区落合南町201番地の1	生活介護	52	H19.4.1	082-843-3731
太田川学園高陽寮	社会福祉法人三矢会	広島県広島市安佐北区落合南町201番地の1	施設入所支援	52	H19.4.1	082-843-3731
太田川学園第1成人部	社会福祉法人三矢会	広島県広島市安佐南区沼田町大字伴9483番地の1	生活介護	67	H19.4.1	082-848-0130
太田川学園第1成人部	社会福祉法人三矢会	広島県広島市安佐南区沼田町大字伴9483番地の1	施設入所支援	67	H19.4.1	082-848-0130
太田川学園第2成人部	社会福祉法人三矢会	広島県広島市安佐南区沼田町大字伴9483番地の1	生活介護	30	H19.4.1	082-848-0130
太田川学園第2成人部	社会福祉法人三矢会	広島県広島市安佐南区沼田町大字伴9483番地の1	施設入所支援	30	H19.4.1	082-848-0130
太田川学園第3成人部	社会福祉法人三矢会	広島県広島市安佐南区沼田町大字伴9483番地の1	生活介護	30	H21.6.1	082-848-0130
太田川学園第3成人部	社会福祉法人三矢会	広島県広島市安佐南区沼田町大字伴9483番地の1	施設入所支援	30	H21.6.1	082-848-0130
太田川学園第4成人部	社会福祉法人三矢会	広島県広島市安佐南区伴東三丁目16番1号	生活介護	15	H29.4.1	082-848-0130
太田川学園第4成人部	社会福祉法人三矢会	広島県広島市安佐南区伴東三丁目16番1号	施設入所支援	15	H29.4.1	082-848-0130
見真学園成人部	社会福祉法人順源会	広島県広島市佐伯区五日市町石内1920	生活介護	60	H28.8.1	082-928-0815
見真学園成人部	社会福祉法人順源会	広島県広島市佐伯区五日市町石内1920	施設入所支援	60	H28.8.1	082-928-0815
自然の村	社会福祉法人順源会	広島県広島市佐伯区五日市町大字石内1920番地	生活介護	70	H24.4.1	082-928-0815
自然の村	社会福祉法人順源会	広島県広島市佐伯区五日市町大字石内1920番地	施設入所支援	70	H24.4.1	082-928-0815
安芸柏の実苑	社会福祉法人柏学園	広島県広島市安芸区上瀬野南一丁目338番3号	生活介護	20	H23.4.1	082-894-8958
安芸柏の実苑	社会福祉法人柏学園	広島県広島市安芸区上瀬野南一丁目338番3号	施設入所支援	20	H23.4.1	082-894-8958
瀬野柏の実苑	社会福祉法人柏学園	広島県広島市安芸区上瀬野南一丁目338番地の3	生活介護	40	H21.4.1	082-894-8958
瀬野柏の実苑	社会福祉法人柏学園	広島県広島市安芸区上瀬野南一丁目338番地の3	施設入所支援	40	H21.4.1	082-894-8958
障害者支援施設あとの郷	社会福祉法人無漏福祉会	広島県広島市安芸区阿戸町1599番地の1	生活介護	50	H24.4.1	082-856-1150
障害者支援施設あとの郷	社会福祉法人無漏福祉会	広島県広島市安芸区阿戸町1599番地の1	施設入所支援	50	H24.4.1	082-856-1150
広島市立自立訓練施設	地方独立行政法人広島市立病院機構	広島県広島市安佐南区伴南一丁目39番1号	施設入所支援	50	H26.4.1	082-849-2868
広島市立自立訓練施設	地方独立行政法人広島市立病院機構	広島県広島市安佐南区伴南一丁目39番1号	自立訓練(機能訓練)	60	H26.4.1	082-849-2868
広島市立自立訓練施設	地方独立行政法人広島市立病院機構	広島県広島市安佐南区伴南一丁目39番1号	自立訓練(生活訓練)	6	H30.6.1	082-849-2868
広島市所管分 小計 (うち公立)	18 (1)		施設入所支援	822		
			日中活動事業所	878		
障害者支援施設野呂山学園	社会福祉法人広島岳心会	広島県呉市郷原町2380番地181	生活介護	55	H24.1.1	0823-77-0111
障害者支援施設野呂山学園	社会福祉法人広島岳心会	広島県呉市郷原町2380番地181	施設入所支援	55	H24.1.1	0823-77-0111
倉橋の里	社会福祉法人江能福祉会	広島県呉市倉橋町5364番地の2	生活介護	30	H23.4.1	0823-53-2700
倉橋の里	社会福祉法人江能福祉会	広島県呉市倉橋町5364番地の2	施設入所支援	30	H23.4.1	0823-53-2700
障害者支援施設仁方	社会福祉法人三篠会	広島県呉市仁方町戸田4407番地	生活介護	60	H24.4.1	0823-70-2222
障害者支援施設仁方	社会福祉法人三篠会	広島県呉市仁方町戸田4407番地	施設入所支援	52	H24.4.1	0823-70-2222
呉市所管分 小計 (うち公立)	3 (0)		施設入所支援	137		
			日中活動事業所	145		
春日寮	社会福祉法人一れつ会	広島県福山市青葉台一丁目20番1号	生活介護	50	H22.4.1	084-947-1266
春日寮	社会福祉法人一れつ会	広島県福山市青葉台一丁目20番1号	施設入所支援	50	H22.4.1	084-947-1266
障害者支援施設ローズ東村	社会福祉法人天和会	広島県福山市東村町130番地5	生活介護	60	H21.4.1	084-936-0231
障害者支援施設ローズ東村	社会福祉法人天和会	広島県福山市東村町130番地5	施設入所支援	60	H21.4.1	084-936-0231
障害者支援施設神辺ホーム	社会福祉法人備後福祉会	広島県福山市神辺町字西中条1288番地	生活介護	90	H22.4.1	084-962-3000
障害者支援施設神辺ホーム	社会福祉法人備後福祉会	広島県福山市神辺町字西中条1288番地	施設入所支援	80	H22.4.1	084-962-3000
「ゼノ」やまびこ学園成人部	社会福祉法人「ゼノ」少年牧場	広島県福山市沼隈町大字草深1212番地	生活介護	55	H20.4.1	084-987-0357
「ゼノ」やまびこ学園成人部	社会福祉法人「ゼノ」少年牧場	広島県福山市沼隈町大字草深1212番地	施設入所支援	40	H20.4.1	084-987-0357
指定障害者支援施設「ゼノ」なごみの家	社会福祉法人「ゼノ」少年牧場	広島県福山市沼隈町大字草深1106番地1	施設入所支援	30	H19.10.1	084-987-4711
指定障害者福祉サービス生活介護事業所「ゼノ」なごみの家	社会福祉法人「ゼノ」少年牧場	広島県福山市沼隈町大字草深1106番地1	生活介護	40	H19.10.1	084-987-4711

施設名等	設置者	所在地	サービス種類	定員	指定年月日	電話番号
いこいの家	社会福祉法人一れつ会	広島県福山市加茂町字上加茂816番地1	生活介護	50	H19.10.1	084-972-5544
いこいの家	社会福祉法人一れつ会	広島県福山市加茂町字上加茂816番地1	施設入所支援	50	H19.10.1	084-972-5544
あゆみ苑成人寮	社会福祉法人創樹会	広島県福山市水呑町187番地	生活介護	54	H19.4.1	084-956-0255
あゆみ苑成人寮	社会福祉法人創樹会	広島県福山市水呑町187番地	施設入所支援	60	H19.4.1	084-956-0255
福山市所管分 小計 (うち公立)	7 (0)		施設入所支援	370		
			日中活動事業所	399		
計 (うち公立)	64 (3)		施設入所支援	3,205		
			日中活動事業所	3,416		

(2) 日中活動事業所

施設名等	設置者	所在地	サービス種類	定員	指定年月日	電話番号
虹工房	医療法人社団恵宣会	広島県竹原市下野町2402-1	就労継続支援(B型)	20	H19.4.1	0846-22-2227
多機能型事業所あさひ	社会福祉法人平成会	広島県竹原市下野町字大応3356-1	生活介護	20	H25.4.1	0846-24-6012
多機能型事業所あさひ	社会福祉法人平成会	広島県竹原市下野町字大応3356-1	就労移行支援(一般型)	6	H25.4.1	0846-24-6012
多機能型事業所あさひ	社会福祉法人平成会	広島県竹原市下野町字大応3356-1	就労継続支援(B型)	24	H19.4.1	0846-24-6012
作業所 ゆうあい	特定非営利活動法人作業所 ゆうあい	広島県竹原市港町三丁目2番地1 竹原流通センター内	就労継続支援(B型)	20	H24.4.1	0846-22-2254
ちゅうげい	社会福祉法人中国新聞社会事業団	広島県竹原市忠海東町二丁目10番1号	就労継続支援(B型)	40	H20.4.1	0846-26-0310
障害福祉サービス事業所若竹	社会福祉法人若竹会	広島県竹原市田ノ浦三丁目2番6号	就労継続支援(B型)	30	H19.4.1	0846-22-4440
障害福祉サービス事業所若竹	社会福祉法人若竹会	広島県竹原市田ノ浦三丁目2番6号	生活介護	10	H29.5.1	0846-22-4440
ゆいまる	特定非営利活動法人けんけん・ぼ	広島県三原市円一町3丁目10番3号	生活介護	10	H24.2.1	0848-61-5538
スワンパークリー三原店	有限会社わくわく	広島県三原市皆実2丁目2番1号	就労継続支援(B型)	10	H23.6.1	0848-61-4547
本町ごはん はらのすけ	有限会社わくわく	広島県三原市皆実2丁目2番1号	就労移行支援(一般型)	10	H28.1.1	0848-61-4547
指定障害福祉サービス事業所 ひまわりの家	特定非営利活動法人 ひまわりの家	広島県三原市皆実一丁目7番22号	就労継続支援(B型)	20	H26.11.1	0848-67-8217
アクアファームプラス	株式会社アクアファームプラス	広島県三原市久井町坂井原字弓場1547-41	就労継続支援(A型)	20	H25.6.1	0848-60-6553
障害者就労継続支援B型事業所 里山ネイチャー楽校	特定非営利活動法人森のようちえんネイチャー楽校	広島県三原市久井町山中野1412-2	就労継続支援(B型)	20	H27.7.1	080-5625-4751
あゆみ作業所	社会福祉法人みどりの町	広島県三原市久井町和草306番地	就労継続支援(B型)	10	H26.4.1	0847-32-8428
あゆみ作業所	社会福祉法人みどりの町	広島県三原市久井町和草306番地	生活介護	10	H30.4.1	0847-32-8428
指定障害福祉サービス事業所 PianoPiano	特定非営利活動法人Piano Piano	広島県三原市宮浦三丁目6-2	生活介護	20	H22.7.1	0848-67-1528
ワークハウスさくら草	医療法人仁康会	広島県三原市小泉町4234-1番地	就労継続支援(B型)	39	H19.4.1	0848-66-0802
障害福祉サービス事業所「創造」	社会福祉法人創造	広島県三原市沼田東町末光453番地1	生活介護	6	H23.10.1	0848-66-4531
障害福祉サービス事業所「創造」	社会福祉法人創造	広島県三原市沼田東町末光453番地1	就労継続支援(B型)	34	H23.10.1	0848-66-4531
多機能型事業所 WISH	株式会社WISH	広島県三原市城町1丁目15-1 旭ビル201	就労移行支援(一般型)	10	H25.11.1	0848-38-9555
多機能型事業所 WISH	株式会社WISH	広島県三原市城町1丁目15-1 旭ビル201	就労継続支援(B型)	10	H25.11.1	0848-38-9555
ピッコロ	社会福祉法人ささえ愛	広島県三原市深町480-1	就労継続支援(B型)	14	H23.3.1	0848-63-7007
もりの輝舎	社会福祉法人みどりの町	広島県三原市大和町箱川1470番地2	就労継続支援(B型)	30	H21.4.1	0847-34-1010
もりの輝舎	社会福祉法人みどりの町	広島県三原市大和町箱川1470番地2	生活介護	10	H30.4.1	0847-34-1010
やっさ工房	社会福祉法人和来原会	広島県三原市中之町5丁目3番7号	就労継続支援(B型)	20	H20.4.1	0848-67-7101
あいあい寮	医療法人大慈会	広島県三原市中之町9丁目25番地14号	宿泊型自立訓練	20	H24.4.1	0848-63-1566
あいあい寮	医療法人大慈会	広島県三原市中之町9丁目25番地14号	自立訓練(生活訓練)	20	H24.4.1	0848-63-1566
わいわい工房	医療法人大慈会	広島県三原市中之町9丁目25番地18号	就労移行支援(一般型)	12	H23.4.1	0848-63-1588
わいわい工房	医療法人大慈会	広島県三原市中之町9丁目25番地18号	就労継続支援(B型)	24	H23.4.1	0848-63-1588
北方の里	社会福祉法人若菜	広島県三原市本郷町上北方1021	生活介護	14	H28.4.1	0848-86-6565
北方の里	社会福祉法人若菜	広島県三原市本郷町上北方1021	就労移行支援(一般型)	6	H28.4.1	0848-86-6565
とよの郷	社会福祉法人みどりの町	広島県三原市本郷北三丁目4-5	就労移行支援(一般型)	6	H25.4.1	0848-86-2227
とよの郷	社会福祉法人みどりの町	広島県三原市本郷北三丁目4-5	就労継続支援(B型)	20	H24.6.1	0848-86-2227
きぼうホーム	社会福祉法人三原のぞみの会	広島県三原市明神1丁目18番1号	共同生活介護	23	H18.10.1	0848-63-4563
三原きぼう作業所	社会福祉法人三原のぞみの会	広島県三原市明神一丁目18番1号	生活介護	20	H21.4.1	0848-63-4563
三原きぼう作業所	社会福祉法人三原のぞみの会	広島県三原市明神一丁目18番1号	就労継続支援(B型)	10	H21.4.1	0848-63-4563

施設名等	設置者	所在地	サービス種類	定員	指定年月日	電話番号
障害福祉サービス事業所 ぴーす	社会福祉法人三原のぞみの会	広島県三原市明神三丁目16番20号	生活介護	6	H28.4.1	0848-64-7407
障害福祉サービス事業所 ぴーす	社会福祉法人三原のぞみの会	広島県三原市明神三丁目16番20号	就労継続支援(B型)	14	H28.4.1	0848-64-7407
チューリップ	社会福祉法人三原のぞみの会	広島県三原市明神三丁目457番	就労継続支援(B型)	20	H19.4.1	0848-64-7407
みのり作業所	社会福祉法人三原のぞみの会	広島県三原市宮浦1丁目16番29号	生活介護	15	H31.4.1	0848-67-7355
みのり作業所	社会福祉法人三原のぞみの会	広島県三原市宮浦1丁目16番29号	就労継続支援(B型)	15	H31.4.1	0848-67-7355
ドリームズ	社会福祉法人若葉	広島県尾道市因島重井町59番地1	就労継続支援(B型)	20	H22.4.1	0845-24-3965
すきっぷ	社会福祉法人若葉	広島県尾道市因島重井町992-1番地	就労継続支援(B型)	20	H24.10.1	0845-25-1111
多機能型事業所 ヴィータ	社会福祉法人尾道のぞみ会	広島県尾道市因島重井町鬼岩5276-17	自立訓練(生活訓練)	6	H27.9.1	0845-26-2580
多機能型事業所 ヴィータ	社会福祉法人尾道のぞみ会	広島県尾道市因島重井町鬼岩5276-17	就労継続支援(B型)	14	H27.9.1	0845-26-2580
因島であいの家	社会福祉法人若葉	広島県尾道市因島大浜町427番地9	生活介護	40	H20.4.1	0845-24-1000
にじ	社会福祉法人若葉	広島県尾道市因島中庄町宇屋新開4804	生活介護	20	H19.4.1	0845-26-2146
オレンジ作業所	特定非営利活動法人さざなみ	広島県尾道市因島田熊町3922番地2	就労継続支援(B型)	20	H18.10.1	0845-22-6856
尾道市デイサービスセンター	社会福祉法人浦崎会	広島県尾道市浦崎町3593番地1	生活介護	3	H19.4.1	0848-73-3144
ワークス尾道	社会福祉法人尾道さつき会	広島県尾道市木ノ庄町木門田360-2	就労継続支援(A型)	10	H30.4.1	0848-48-5422
尾道さつき作業所	社会福祉法人尾道さつき会	広島県尾道市久山田町101番地	生活介護	25	H24.3.1	0848-23-8004
尾道さつき作業所	社会福祉法人尾道さつき会	広島県尾道市久山田町101番地	就労継続支援(B型)	15	H24.3.1	0848-23-8004
生活訓練事業所瑠璃寮	社会福祉法人尾道のぞみ会	広島県尾道市久保町1714-1	宿泊型自立訓練	20	H23.12.1	0848-20-7676
生活訓練事業所瑠璃寮	社会福祉法人尾道のぞみ会	広島県尾道市久保町1714-1	自立訓練(生活訓練)	14	H23.12.1	0848-20-7676
障害者生活支援センターあおぎり	社会福祉法人あづみの森	広島県尾道市久保町1811番地	生活介護	20	H19.4.1	0848-20-7551
瑠璃の屋形	社会福祉法人尾道のぞみ会	広島県尾道市久保町92番地2	就労移行支援(一般型)	6	H19.4.1	0848-37-6040
瑠璃の屋形	社会福祉法人尾道のぞみ会	広島県尾道市久保町92番地2	就労継続支援(B型)	24	H19.4.1	0848-37-6040
多機能型事業所 COR	特定非営利活動法人COR	広島県尾道市栗原町1-1 新尾道ビル2階	就労移行支援(一般型)	10	H26.9.1	0848-23-7787
多機能型事業所 COR	特定非営利活動法人COR	広島県尾道市栗原町1-1 新尾道ビル2階	就労継続支援(B型)	10	H26.9.1	0848-23-7787
ばすばーと	社会福祉法人萌え木の里	広島県尾道市栗原町1268-1	就労移行支援(一般型)	6	H23.4.1	0848-22-8360
ばすばーと	社会福祉法人萌え木の里	広島県尾道市栗原町1268-1	就労継続支援(B型)	14	H23.4.1	0848-22-8360
株式会社 チャレンジドパーソン	株式会社 チャレンジドパーソン	広島県尾道市栗原東1丁目6番29号	就労継続支援(A型)	20	H26.4.1	0848-21-4510
キッチンファーム	株式会社 チャレンジドパーソン	広島県尾道市栗原町9880-2	就労継続支援(B型)	20	H30.2.1	0848-21-4510
デイサービスセンター ひかり苑	社会福祉法人原田ヒカリ会	広島県尾道市原田町梶山田3609番地	生活介護	3	H19.4.1	0848-38-0477
あやめの里	社会福祉法人若葉	広島県尾道市御調町綾目935番地5	生活介護	20	H24.3.1	0848-77-0877
ボナベティ みつぎ事業所	株式会社ラトリエ・ドゥ・ボナベティ	広島県尾道市御調町綾目1248番地	就労移行支援(一般型)	10	H30.4.1	0848-38-1270
すだちの家	社会福祉法人尾道さつき会	広島県尾道市御調町植野528番地3	生活介護	15	H22.4.1	0848-77-1122
すだちの家	社会福祉法人尾道さつき会	広島県尾道市御調町植野528番地3	就労継続支援(B型)	19	H20.10.1	0848-77-1122
やまと	社会福祉法人尾道のぞみ会	広島県尾道市御調町大山田1139-2	就労継続支援(B型)	20	H21.4.1	0848-76-2356
カイト御調	一般社団法人チャレンジド尾道	広島県尾道市御調町大田796番地	就労継続支援(B型)	20	H26.11.1	0848-76-3701
すが野の里	社会福祉法人若葉	広島県尾道市御調町大塔494番地	生活介護	20	H23.3.1	0848-77-0307
むかいしま作業所	社会福祉法人尾道さつき会	広島県尾道市向島町6419番地	生活介護	15	H24.3.1	0848-44-6460
むかいしま作業所	社会福祉法人尾道さつき会	広島県尾道市向島町6419番地	就労継続支援(B型)	15	H26.3.1	0848-44-6460
就労支援センター あおぎり	社会福祉法人あづみの森	広島県尾道市向島町7948番地	生活介護	6	H25.10.1	0848-20-7551
就労支援センター あおぎり	社会福祉法人あづみの森	広島県尾道市向島町7948番地	就労継続支援(B型)	14	H25.10.1	0848-20-7551
夢空間こころびあ	医療法人社団はっぴねす	広島県尾道市高須町4754番地5	就労継続支援(B型)	20	H20.12.1	0848-29-5150
クレール	メルシー株式会社	広島県尾道市高須町4778-18	就労継続支援(A型)	20	H28.6.1	084-838-2907
ウェルカム	特定非営利活動法人花と夢	広島県尾道市山波町3067番地40	就労継続支援(B型)	20	H26.7.1	0848-38-2343
ワークアップ	社会福祉法人萌え木の里	広島県尾道市新高山二丁目2631番7	就労継続支援(B型)	20	H23.4.1	0848-46-1320
しまなみ瀬戸田夢工房	特定非営利活動法人ローズマリー	広島県尾道市瀬戸田町福田864番地4	就労継続支援(B型)	20	H18.10.1	0845-27-2270
デイサービスセンター 楽生苑	社会福祉法人新幸福社会	広島県尾道市瀬戸田町林1288番地6	生活介護	3	H19.4.1	0845-27-2943
ボナベティ 尾道事業所	株式会社ラトリエ・ドゥ・ボナベティ	広島県尾道市西藤町1602番地	就労継続支援(A型)	20	H27.4.1	0848-38-1270

施設名等	設置者	所在地	サービス種類	定員	指定年月日	電話番号
潮かぜの里	社会福祉法人若菜	広島県尾道市東尾道6-16	生活介護	20	H26.4.1	0848-29-8866
さざなみの里	社会福祉法人若菜	広島県尾道市東尾道6-21	就労継続支援(B型)	24	H20.4.1	0848-56-0056
カイト尾道	一般社団法人チャレンジド尾道	広島県尾道市美ノ郷町三成3111	就労移行支援(一般型)	6	H28.1.1	0848-76-3701
カイト尾道	一般社団法人チャレンジド尾道	広島県尾道市美ノ郷町三成3111	就労継続支援(B型)	14	H28.1.1	0848-76-3701
ワークスさつき	社会福祉法人尾道さつき会	広島県尾道市美ノ郷町本郷字新本郷1番142	就労移行支援(一般型)	6	H19.4.1	0848-48-5900
ワークスさつき	社会福祉法人尾道さつき会	広島県尾道市美ノ郷町本郷字新本郷1番142	就労継続支援(B型)	36	H21.4.1	0848-48-5900
キッチンファーム	株式会社チャレンジドパーソン	広島県尾道市栗原町9880-2	就労移行支援(一般型)	8	H30.10.1	0848-21-4510
ボナパティ みつぎ事業所	株式会社ラトリエ・ドゥ・ボナパティ	広島県尾道市御調町綾目1248番地	就労継続支援(B型)	10	H30.12.1	0848-38-1270
尾道市社会福祉協議会ふれあいデイサービスセンター	社会福祉法人尾道市社会福祉協議会	広島県尾道市門田町22番5号	生活介護	8	H19.4.1	0848-21-1265
障害福祉サービス事業大きなかぶ	社会福祉法人静和会	広島県府中市鶴飼町555番地31	生活介護	20	H23.11.1	0847-45-1644
福祉サービスセンター 夢のひかり	特定非営利活動法人夢をつむいで	広島県府中市鶴飼町607	生活介護	10	H22.8.1	0847-45-8936
福祉サービスセンター 夢のひかり	特定非営利活動法人夢をつむいで	広島県府中市鶴飼町607	就労移行支援(一般型)	10	H22.8.1	0847-45-8936
福祉サービスセンター 夢のひかり	特定非営利活動法人夢をつむいで	広島県府中市鶴飼町607	就労継続支援(B型)	20	H24.8.1	0847-44-6767
あじさいの里	社会福祉法人若菜	広島県府中市栗柄町3107-5	生活介護	14	H27.4.1	0847-54-2284
あじさいの里	社会福祉法人若菜	広島県府中市栗柄町3107-5	就労移行支援(一般型)	6	H27.4.1	0847-54-2284
指定障害福祉サービス事業所 ぼぼろ元町	社会福祉法人静和会	広島県府中市元町320番地	生活介護	20	H21.4.1	0847-41-6718
障害福祉サービス事業所 わかば	社会福祉法人すばる	広島県府中市広谷町919-3	就労継続支援(B型)	14	H19.4.1	0847-45-3370
障害福祉サービス事業所わかば 本山作業所	社会福祉法人すばる	広島県府中市広谷町919-3	自立訓練(生活訓練)	6	H30.4.1	090-4659-5605
府中市社会福祉協議会指定生活介護事業所オリオリ	社会福祉法人広島県府中市社会福祉協議会	広島県府中市広谷町919-3	生活介護	20	H25.4.1	0847-45-3888
おおむらさき	社会福祉法人静和会	広島県府中市広谷町919番地3	生活介護	20	H19.10.1	0847-47-1032
おおむらさき	社会福祉法人静和会	広島県府中市広谷町919番地3	就労継続支援(B型)	20	H19.10.1	0847-47-1032
発達障害サポートセンター 未来図	社会福祉法人静和会	広島県府中市広谷町959番地1	生活介護	20	H22.8.1	0847-45-0102
発達障害サポートセンター 未来図	社会福祉法人静和会	広島県府中市広谷町959番地1	就労継続支援(B型)	10	H22.8.1	0847-45-0102
ワークショップ・コンパス	社会福祉法人静和会	広島県府中市広谷町959番地5	就労移行支援(一般型)	20	H23.6.1	0847-44-6605
ワークショップ なび	社会福祉法人静和会	広島県府中市篠根町82番地	就労継続支援(A型)	10	H26.5.1	0847-41-4009
さざんか	宮本印刷有限会社	広島県府中市目崎町196番地	就労継続支援(B型)	20	H29.10.1	0847-41-2931
羽高「湖畔の家」	社会福祉法人静和会	広島県府中市諸毛町12944番地1	生活介護	10	H28.2.1	0847-49-0085
羽高「湖畔の家」	社会福祉法人静和会	広島県府中市諸毛町12944番地1	就労継続支援(B型)	10	H28.2.1	0847-49-0085
あすなろ作業所	社会福祉法人静和会	広島県府中市上下町水永69番2	生活介護	10	H22.12.1	0847-62-3300
あすなろ作業所	社会福祉法人静和会	広島県府中市上下町水永69番2	就労継続支援(B型)	10	H22.12.1	0847-62-3300
療養通所介護慧	株式会社FUKUDA	広島県府中市中須町313-2	生活介護	5	H26.9.1	0847-52-2511
やわらか食工房	社会福祉法人静和会	広島県府中市府中町557	就労継続支援(A型)	10	H29.4.1	0847-45-1644
障害福祉サービス事業 大きなかぶ 東町作業所	社会福祉法人静和会	広島県府中市府中町565番地	就労継続支援(B型)	20	H25.11.1	0847-54-2380
共生型デイサービスゆうゆう高木	介護福祉サービス株式会社	広島県府中市高木町20番地1	生活介護	70	H30.11.1	0847-40-0100
つながりB	株式会社ひまわり	広島県府中市中須町字清原888-1	就労移行支援(一般型)	6	H31.4.1	0847-44-9988
つながりB	株式会社ひまわり	広島県府中市中須町字清原888-1	就労継続支援(B型)	14	H30.5.1	0847-44-9988
子鹿医療療育センター	社会福祉法人ともえ会	広島県三次市栗屋町柳迫1664番地	療養介護	80	H24.4.1	0824-62-1210
障害児(者)通所事業所 ウイズワン	社会福祉法人ともえ会	広島県三次市栗屋町柳迫1664番地	生活介護	6	H24.4.1	0824-63-1151
ケアハウス君田	社会福祉法人備北福祉会	広島県三次市君田町東入君238番地1	共同生活介護	4	H20.8.1	0824-53-2080
障がい者社会就労センター君田	社会福祉法人備北福祉会	広島県三次市君田町東入君238番地の1	就労継続支援(B型)	40	H22.4.1	0824-53-2080
夢工房ねむの木	社会福祉法人あらくさ	広島県三次市甲奴町本郷1215番地1	就労継続支援(B型)	40	H25.1.1	0847-67-5051
あらくさ	社会福祉法人あらくさ	広島県三次市甲奴町本郷1584	生活介護	20	H22.1.1	0847-67-3410
障がい者社会就労センター三次	社会福祉法人備北福祉会	広島県三次市十日市東五丁目7番35号	就労継続支援(A型)	20	H19.7.1	0824-65-6860
障がい者社会就労センター三次	社会福祉法人備北福祉会	広島県三次市十日市東五丁目7番35号	就労継続支援(B型)	20	H27.2.1	0824-65-6860
生活介護事業所 スマイル みよし	株式会社Smile	広島県三次市西酒屋町30-3	生活介護	20	H30.4.1	0824-53-1213
就労継続支援B型事業所コージーガーデン	社会福祉法人優輝福祉会	広島県三次市大田幸町大伴266番地4	就労継続支援(B型)	20	H24.1.1	0824-66-3555



施設名等	設置者	所在地	サービス種類	定員	指定年月日	電話番号
三次共同作業所	社会福祉法人育芽会	広島県三次市南畑敷町342-3	就労継続支援(B型)	20	H21.3.1	0824-63-2963
障害者多機能型事業所ゆうしゃいん三次	社会福祉法人優輝福祉会	広島県三次市島敷町238番1	就労移行支援(一般型)	6	H21.2.1	0824-68-0344
障害者多機能型事業所ゆうしゃいん三次	社会福祉法人優輝福祉会	広島県三次市島敷町238番1	就労継続支援(B型)	24	H22.4.1	0824-68-0344
就労支援事業所 晴ればれ	医療法人新和会	広島県三次市栗屋町1731番地	就労継続支援(B型)	20	H31.3.1	0824-62-1086
障害者多機能型事業所コージーガーデン	社会福祉法人優輝福祉会	広島県三次市大田幸町大伴10266番地4	生活介護	30	H30.11.1	0824-66-3555
未来ファーム	未来コンサルタント株式会社	広島県三次市三次町346-3	就労継続支援(A型)	10	H30.3.1	0824-69-0600
障害者多機能型事業所みとう温泉	社会福祉法人優輝福祉会	広島県庄原市宮内町美湯1353番地	生活介護	10	H18.10.1	0824-75-0310
障害者多機能型事業所みとう温泉	社会福祉法人優輝福祉会	広島県庄原市宮内町美湯1353番地	就労継続支援(B型)	30	H20.4.1	0824-75-0310
ふれあい共同作業所くちわ	社会福祉法人八国見	広島県庄原市口和町永田5008番地5	就労継続支援(B型)	20	H23.4.1	0824-87-2556
かわせみの家	社会福祉法人翠庄会	広島県庄原市高町1246番地	生活介護	22	H21.1.1	0824-72-4584
かわせみの家	社会福祉法人翠庄会	広島県庄原市高町1246番地	就労継続支援(B型)	18	H21.1.1	0824-72-4584
庄原市社協通所介護事業所たかの	社会福祉法人庄原市社会福祉協議会	広島県庄原市高野町新市1150番地1	生活介護	10	H19.12.15	0824-86-3044
障害者多機能型事業所 里山福業	社会福祉法人優輝福祉会	広島県庄原市三日市町293番地4	就労継続支援(A型)	10	H28.6.1	0824-72-1233
障害者多機能型事業所 里山福業	社会福祉法人優輝福祉会	広島県庄原市三日市町293番地4	就労継続支援(B型)	10	H28.6.1	0824-72-1233
青空	社会福祉法人庄原さくら学園	広島県庄原市水越町808番地2	生活介護	17	H23.10.1	0824-75-2822
青空	社会福祉法人庄原さくら学園	広島県庄原市水越町808番地2	就労継続支援(B型)	20	H25.10.1	0824-75-2822
デイサービス さくら	社会福祉法人東城有栖会	広島県庄原市東城町川西1332-5	生活介護	18	H28.7.1	08477-2-3745
東寿園福祉作業所	社会福祉法人東城有栖会	広島県庄原市東城町川西947番地2	就労継続支援(B型)	20	H21.1.1	08477-2-2215
庄原市デイサービスセンター相扶園	社会福祉法人相扶会	広島県庄原市尾引町263番地2号	生活介護	10	H18.10.1	0824-74-0530
庄原市デイサービスセンター相扶園	社会福祉法人相扶会	広島県庄原市尾引町263番地2号	自立訓練(機能訓練)	10	H18.10.1	0824-74-0530
庄原市デイサービスセンター相扶園	社会福祉法人相扶会	広島県庄原市尾引町263番地2号	自立訓練(生活訓練)	0	H18.10.1	0824-74-0530
独立行政法人国立病院機構広島西医療センター	独立行政法人国立病院機構広島西医療センター	広島県大竹市玖波4丁目1-1	療養介護	120	H24.4.1	0827-57-7151
独立行政法人国立病院機構広島西医療センター	独立行政法人国立病院機構広島西医療センター	広島県大竹市玖波四丁目1-1	療養介護	110	H18.10.1	0827-57-7151
大竹さつき作業所	社会福祉法人大竹市社会福祉協議会	広島県大竹市港町一丁目1番14号	就労継続支援(B型)	35	H29.4.1	0827-57-3935
多機能型事業所 レオーネ大竹	株式会社Smile	広島県大竹市小方1丁目12-6	生活介護	10	H30.4.1	0827-35-5536
多機能型事業所 レオーネ大竹	株式会社Smile	広島県大竹市小方1丁目12-6	就労継続支援(B型)	10	H30.4.1	0827-35-5536
自立支援センター つばさ	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会	広島県東広島市安芸津町三津4398	生活介護	7	H19.4.1	0846-45-0201
自立支援センター つばさ	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会	広島県東広島市安芸津町風早薬師丸586-3	就労継続支援(B型)	23	H19.4.1	0846-45-0201
サポートセンターあゆみ	一般社団法人東広島自立支援センターあゆみ	広島県東広島市高屋台2丁目1番12号	就労継続支援(A型)	20	H25.4.1	082-434-5790
郷の駅 塩町	株式会社自然とともに	広島県東広島市高屋町郷158番地1	就労継続支援(A型)	10	H24.8.1	082-426-3210
あおぞら工房	社会福祉法人平成会	広島県東広島市高屋町小谷5001番地5	就労移行支援(一般型)	6	H21.4.1	082-434-0405
あおぞら工房	社会福祉法人平成会	広島県東広島市高屋町小谷5001番地5	就労継続支援(B型)	24	H21.4.1	082-434-0405
デイセンターこだま	社会福祉法人平成会	広島県東広島市高屋町小谷2921番地1	生活介護	20	H21.4.1	082-434-0405
ともがき	社会福祉法人みどりの町	広島県東広島市高屋町造賀2829-7	就労継続支援(A型)	20	H19.3.1	082-430-2021
ワークセンターなかよし	社会福祉法人しらとり会	広島県東広島市高屋町檜山267番1	自立訓練(生活訓練)	6	H23.4.1	082-493-8750
ワークセンターなかよし	社会福祉法人しらとり会	広島県東広島市高屋町檜山267番1	就労継続支援(B型)	30	H19.4.1	082-493-8750
宮領デイセンター	社会福祉法人平成会	広島県東広島市高屋町宮領172-4	生活介護	20	H30.4.1	082-426-6440
ありんこBジョブ	社会福祉法人倫	広島県東広島市黒瀬町丸山1420-1	就労継続支援(B型)	20	H27.4.1	0823-83-1880
黒瀬ありんこ	社会福祉法人倫	広島県東広島市黒瀬町丸山18番地35	生活介護	40	H21.4.1	0823-83-1046
独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター	独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター	広島県東広島市黒瀬町南方92番地	療養介護	100	H24.4.1	082-382-3000
太陽の町共同体	社会福祉法人太陽の町	広島県東広島市黒瀬町乃美尾367番地の6	就労継続支援(B型)	20	H22.3.1	0823-82-2187
就労サポートありんこ	社会福祉法人倫	広島県東広島市黒瀬町原東1丁目11-5	就労継続支援(B型)	20	H23.4.1	0823-83-0301
安芸柏の実苑通所部	社会福祉法人柏学園	広島県東広島市志和町志和堀字下十日市山337	生活介護	20	H23.4.1	082-433-5690
きのこ村	株式会社きこの村	広島県東広島市西条下見7丁目2番30号	就労継続支援(A型)	18	H24.12.1	082-426-5170
指定就労継続支援B型事業所 すみれ	株式会社Future Create	広島県東広島市西条昭和町4-3	就労継続支援(B型)	20	H29.5.1	082-421-4711
障害者支援事業所「松賀苑」	社会福祉法人爽裕会	広島県東広島市西条町御園宇5894番地1	就労移行支援(一般型)	6	H19.4.1	082-493-8558

施設名等	設置者	所在地	サービス種類	定員	指定年月日	電話番号
障害者支援事業所「松賀苑」	社会福祉法人爽裕会	広島県東広島市西条町御園宇5894番地1	就労継続支援(B型)	34	H19.4.1	082-493-8558
指定就労継続支援A型事業所あざれあ	株式会社Future Create	広島県東広島市西条町御園宇635番地34	就労継続支援(A型)	20	H26.4.1	082-431-4711
ふくろう	特定非営利活動法人やまびこ福祉会	広島県東広島市西条町御園宇6088番地1	生活介護	10	H30.3.1	082-426-5996
ふくろう	特定非営利活動法人やまびこ福祉会	広島県東広島市西条町御園宇6088番地1	就労継続支援(B型)	20	H29.5.1	082-426-5996
指定障害福祉サービス事業所Bee-Works	株式会社Bee-Hive	広島県東広島市西条町寺家6642-7	就労継続支援(B型)	20	H25.12.1	082-495-1182
コスモス	社会福祉法人つつじ	広島県東広島市西条町西条50-1	生活介護	27	H19.4.1	082-424-1711
QUEST	社会福祉法人つつじ	広島県東広島市西条町西条414番地31	就労移行支援(一般型)	10	H29.10.1	082-490-3211
指定障害福祉サービス事業所Bee-Hive	株式会社Bee-Hive	広島県東広島市西条町西条東848番地1	生活介護	10	H23.5.1	082-490-4499
指定障害福祉サービス事業所Bee-Hive	株式会社Bee-Hive	広島県東広島市西条町西条東848番地1	就労移行支援(一般型)	10	H23.5.1	082-490-4499
若草療育園	広島県	広島県東広島市西条町田口295-3	療養介護	53	H24.4.1	082-425-1455
若草園	社会福祉法人広島県福祉事業団	広島県東広島市西条町田口295-3	療養介護	62	H24.4.1	082-425-1455
多機能型事業所きずな	特定非営利活動法人きずな	広島県東広島市西条町馬木391-2	生活介護	20	H25.3.1	0824-25-1303
多機能型事業所きずな	特定非営利活動法人きずな	広島県東広島市西条町馬木391-2	就労継続支援(B型)	14	H25.3.1	0824-25-1303
多機能型事業所きずな	特定非営利活動法人きずな	広島県東広島市西条町馬木391-2	就労移行支援(一般型)	6	H29.7.1	082-425-1303
エミリオプラス	テラスプランニング株式会社	広島県東広島市西条土与丸五丁目4番35号 慶応ビル3F	就労継続支援(B型)	20	H28.12.1	082-437-3062
わかば療育園	広島県	広島県東広島市八本松町米満198-1	療養介護	50	H24.4.1	082-428-6672
わかば療育園 きらら	社会福祉法人広島県福祉事業団	広島県東広島市八本松町米満198-1	生活介護	5	H24.4.1	082-428-6672
ケアホームたいよう・ひまわり	社会福祉法人広島県福祉事業団	広島県東広島市八本松町米満449番地1	共同生活介護	8	H20.4.1	082-428-6671
ウイング	社会福祉法人つつじ	広島県東広島市八本松町米満461	生活介護	30	H19.4.1	082-427-1155
ウイング	社会福祉法人つつじ	広島県東広島市八本松町米満461	就労移行支援(一般型)	6	H19.4.1	082-427-1155
つつじ	社会福祉法人つつじ	広島県東広島市八本松町米満461番地	生活介護	35	H19.4.1	082-427-1155
しゃくなげファーム	特定非営利活動法人地域福祉活動支援協会人間大好き	広島県東広島市福富町下竹仁1299番地	就労継続支援(B型)	19	H24.2.29	080-6309-3223
野菜や くろせ	アソシエイト・ファーム株式会社	広島県東広島市黒瀬町宗近柳園972番地の1	就労継続支援(B型)	20	H30.7.1	0823-27-3000
Hanaと花舎	特定非営利活動法人廿日市市障害者福祉協会	広島県廿日市市塩屋1丁目1553-8	就労継続支援(B型)	20	H27.9.1	0829-30-2023
くさのみ作業所	社会福祉法人くさのみ福祉会	広島県廿日市市串戸5丁目3番22号	生活介護	40	H22.3.1	0829-31-2800
就労継続支援事業所 原	社会福祉法人三篠会	広島県廿日市市原73-1	就労継続支援(A型)	10	H24.4.1	0829-38-3333
就労継続支援事業所 原	社会福祉法人三篠会	広島県廿日市市原73-1	就労継続支援(B型)	20	H24.4.1	0829-38-3333
原 重症心身障害児・者福祉医療センター	社会福祉法人三篠会	広島県廿日市市原926番地の1	療養介護	53	H24.4.1	0829-38-3333
ハートフルあまの	医療法人ハートフル	広島県廿日市市新宮1丁目13番1号 廿日市市総合健康福祉センターあいプラザ3階	生活介護	20	H29.4.1	0829-20-1624
あうるワークスペース	有限会社安寿香	広島県廿日市市宮内2239番地3	生活介護	6	H30.4.1	090-1014-9121
あうるワークスペース	有限会社安寿香	広島県廿日市市宮内2239番地3	就労継続支援(B型)	14	H30.4.1	090-1014-9121
大野ふれあい生活介護事業所	社会福祉法人いもせ聚楽会	広島県廿日市市大野4124番地	生活介護	20	H19.4.1	0829-55-2299
ばすてる	一般社団法人希望会	広島県廿日市市大野679	生活介護	20	H25.5.1	082-258-2634
清風会みやじま	社会福祉法人清風会	広島県廿日市市大野原一丁目2-33	就労継続支援(A型)	10	H30.4.1	0826-43-0611
ばすてる大野原	一般社団法人希望会	広島県廿日市市大野原2丁目12-12	就労継続支援(B型)	20	H26.5.1	0829-20-5542
あいあい作業所	特定非営利活動法人あいあいの会	広島県廿日市市大野中央2丁目6番9号	就労継続支援(B型)	20	H25.4.1	0829-54-1535
アダージョ	社会福祉法人おおの福祉会	広島県廿日市市大野二丁目3番18号	生活介護	55	H19.7.1	0829-50-0234
アダージョ	社会福祉法人おおの福祉会	広島県廿日市市大野二丁目3番18号	就労継続支援(B型)	10	H19.7.1	0829-50-0234
さくら作業所	社会福祉法人桜虹会	広島県廿日市市平良一丁目2-44	就労継続支援(B型)	40	H20.10.1	0829-31-5009
ピクトハウス	社会福祉法人くさのみ福祉会	広島県廿日市市平良二丁目5番28号	生活介護	25	H19.4.1	0829-34-0070
ピクトハウス	社会福祉法人くさのみ福祉会	広島県廿日市市平良二丁目5番28号	就労継続支援(B型)	15	H19.4.1	0829-34-0070
にじのえき	社会福祉法人桜虹会	広島県廿日市市友田799-1	就労継続支援(B型)	20	H23.4.1	0829-74-3030
友和の里通所部	社会福祉法人友和の里	広島県廿日市市友田字原山1218番地38	生活介護	50	H19.4.1	0829-74-2157
リパティーフつかいち	株式会社オアシスコーポレーション	広島県廿日市市阿品三丁目1番1号ナタリ	就労継続支援(B型)	20	H31.1.1	0829-36-3141
あおぞら	特定非営利活動法人あいら	広島県廿日市市峠935番地1	生活介護	10	H30.11.1	0829-74-0150
あおぞら	特定非営利活動法人あいら	広島県廿日市市峠935番地1	就労継続支援(B型)	10	H30.11.2	0829-74-0150

施設名等	設置者	所在地	サービス種類	定員	指定年月日	電話番号
清風会ニューワーク	社会福祉法人清風会	広島県安芸高田市吉田町吉田竹原964番地	就労継続支援(B型)	30	H24.4.1	0826-43-0611
清風会みつや工場	社会福祉法人清風会	広島県安芸高田市吉田町竹原140番地	就労継続支援(A型)	70	H18.10.1	0826-43-0611
清風会サンホーム	社会福祉法人清風会	広島県安芸高田市吉田町竹原149番地1	就労継続支援(B型)	40	H20.6.1	0826-43-0611
清風会サンライフ	社会福祉法人清風会	広島県安芸高田市吉田町竹原152番地1	就労継続支援(A型)	30	H18.10.1	0826-43-0611
清風会 ほのか	社会福祉法人清風会	広島県安芸高田市吉田町竹原920番地	生活介護	10	H21.4.1	0826-43-0611
清風会 つばさ	社会福祉法人清風会	広島県安芸高田市吉田町竹原950番地1	就労移行支援(一般型)	6	H27.3.1	0826-43-0611
清風会 つばさ	社会福祉法人清風会	広島県安芸高田市吉田町竹原950番地1	就労継続支援(B型)	24	H25.11.1	0826-43-0611
清風会みやび	社会福祉法人清風会	広島県安芸高田市吉田町竹原959番地1	就労継続支援(B型)	30	H24.3.1	0826-43-2626
清風会吉田工場	社会福祉法人清風会	広島県安芸高田市吉田町竹原967番地	就労継続支援(A型)	40	H18.10.1	0826-43-0611
ひとは工房	社会福祉法人ひとは福祉会	広島県安芸高田市向原町長田1579-4	生活介護	20	H21.4.1	0826-46-3757
ひとは工房	社会福祉法人ひとは福祉会	広島県安芸高田市向原町長田1579-4	就労継続支援(B型)	15	H21.4.1	0826-46-3757
就労センターあつぷ	社会福祉法人ひとは福祉会	広島県安芸高田市甲田町下小原222-2	生活介護	10	H21.4.1	0826-45-7171
就労センターあつぷ	社会福祉法人ひとは福祉会	広島県安芸高田市甲田町下小原222-2	就労継続支援(B型)	20	H21.4.1	0826-45-7171
ふれあいの家 たんぼぼ	社会福祉法人たんぼぼ	広島県安芸高田市美土里町横田2320番地1	就労継続支援(B型)	20	H20.4.1	0826-54-0368
タマシゲ就労支援サービス	株式会社タマシゲ・デンソー	広島県安芸高田市吉田町川本1192番地2	就労継続支援(B型)	20	H30.6.1	0826-47-1181
福祉サービス事業所 りんりん	株式会社凜	広島県江田島市大柿町大君1442-1	就労継続支援(B型)	20	H27.11.1	0823-36-7885
ワークセンターおおきみ	社会福祉法人江能福祉会	広島県江田島市大柿町大君字泉2396番地3	生活介護	10	H22.4.1	0823-57-5110
ワークセンターおおきみ	社会福祉法人江能福祉会	広島県江田島市大柿町大君字泉2396番地3	就労継続支援(B型)	10	H22.4.1	0823-57-5110
自立支援センターあおぞら	社会福祉法人江田島市社会福祉協議会	広島県江田島市大柿町大原字浜之内535番地1	生活介護	9	H25.4.1	0823-40-3501
自立支援センターあおぞら	社会福祉法人江田島市社会福祉協議会	広島県江田島市大柿町大原字浜之内535番地1	就労移行支援(一般型)	6	H28.4.1	0823-40-3501
自立支援センターあおぞら	社会福祉法人江田島市社会福祉協議会	広島県江田島市大柿町大原字浜之内535番地1	就労継続支援(B型)	20	H20.4.1	0823-40-3501
SELPI江能	社会福祉法人江能福祉会	広島県江田島市能美町鹿川4312番地1	生活介護	20	H22.4.1	0823-45-5588
SELPI江能	社会福祉法人江能福祉会	広島県江田島市能美町鹿川4312番地1	就労継続支援(B型)	20	H22.4.1	0823-45-5588
就労継続支援A型事業所 ひまわりらぶ 江田島	ゴールズ株式会社	広島県江田島市能美町高田3355番1	就労継続支援(A型)	20	H29.10.1	0823-30-3045
柏の実苑	社会福祉法人柏学園	広島県安芸郡府中町青崎東7番12号	生活介護	40	H20.4.1	082-282-6500
なないろ作業所	社会福祉法人福祉の郷	広島県安芸郡府中町浜田三丁目9番1号	生活介護	20	H23.4.1	082-236-3417
なないろ作業所	社会福祉法人福祉の郷	広島県安芸郡府中町浜田三丁目9番1号	就労継続支援(B型)	20	H23.4.1	082-236-3417
府中町生活介護事業所ふれあい	社会福祉法人府中町社会福祉協議会	広島県安芸郡府中町浜田本町5番25号	生活介護	20	H27.8.1	082-285-2017
WINDえのみや	特定非営利活動法人WINDえのみや	広島県安芸郡府中町本町三丁目11番9号 祭会館	就労継続支援(B型)	20	H24.4.1	082-286-5551
清風会海田工場	社会福祉法人清風会	広島県安芸郡海田町月見町8番33号	就労継続支援(A型)	10	H24.6.1	082-821-3150
清風会海田工場	社会福祉法人清風会	広島県安芸郡海田町月見町8番33号	就労継続支援(B型)	20	H24.6.1	082-821-3150
ひよこの家	有限会社英光工業	広島県安芸郡海田町西浜5-30	就労継続支援(B型)	20	H28.2.1	082-516-6070
ユキ園	社会福祉法人ユキ福祉会	広島県安芸郡海田町浜角2番23号	就労継続支援(B型)	20	H20.4.1	082-822-7222
スペースぶなの森	医療法人あさだ会	広島県安芸郡熊野町貴船2番20号	就労継続支援(B型)	20	H20.4.1	082-854-0650
LEAF	一般社団法人LEAF	広島県安芸郡熊野町呉地四丁目11番5号	就労継続支援(B型)	20	H27.5.1	082-562-2129
障害者活動センターあゆみ	社会福祉法人あゆみ会	広島県安芸郡熊野町平谷五丁目260-1	生活介護	20	H19.4.1	082-855-2150
安芸太田町社協就労継続支援事業所「クローバータウン」	社会福祉法人安芸太田町社会福祉協議会	広島県山県郡安芸太田町下筒賀366-1	生活介護	6	H26.4.1	0826-22-2190
安芸太田町社協就労継続支援事業所「クローバータウン」	社会福祉法人安芸太田町社会福祉協議会	広島県山県郡安芸太田町下筒賀366-1	就労継続支援(B型)	14	H19.4.1	0826-22-2190
寿光園デイサービスセンター通所介護事業所	社会福祉法人芸北福祉会	広島県山県郡安芸太田町下筒賀821番地	生活介護	7	H19.4.1	0826-22-1075
寿光園デイサービスセンター通所介護事業所	社会福祉法人芸北福祉会	広島県山県郡安芸太田町下筒賀821番地	自立訓練(機能訓練)	7	H19.4.1	0826-22-1075
寿光園デイサービスセンター通所介護事業所	社会福祉法人芸北福祉会	広島県山県郡安芸太田町下筒賀821番地	自立訓練(生活訓練)	7	H19.4.1	0826-22-1075
JOCA×3	公益社団法人青年海外協力協会	広島県山県郡安芸太田町大字中筒賀字大平研842番地4	就労継続支援(A型)	20	H30.4.1	0826-25-0052
安芸太田町社協通所介護事業所「ふれあい」	社会福祉法人安芸太田町社会福祉協議会	広島県山県郡安芸太田町戸河内780番地15	生活介護	7	H19.4.1	0826-22-1075
安芸太田町社協通所介護事業所「ふれあい」	社会福祉法人安芸太田町社会福祉協議会	広島県山県郡安芸太田町戸河内780番地15	自立訓練(機能訓練)	7	H19.4.1	0826-22-1075
安芸太田町社協通所介護事業所「ふれあい」	社会福祉法人安芸太田町社会福祉協議会	広島県山県郡安芸太田町戸河内780番地15	自立訓練(生活訓練)	7	H19.4.1	0826-22-1075
太田川学園豊平作業所	社会福祉法人三矢会	広島県山県郡北広島町阿坂字坤東2330-1	就労継続支援(B型)	35	H19.4.1	0826-85-1130

施設名等	設置者	所在地	サービス種類	定員	指定年月日	電話番号
株式会社ハートランドひろしま	株式会社ハートランドひろしま	広島県山県郡北広島町川戸3413-2	就労継続支援(A型)	20	H23.4.1	0826-72-8911
障害者支援センターさあくる	社会福祉法人北広島町社会福祉協議会	広島県山県郡北広島町川小田75	生活介護	6	H20.4.1	0826-35-0733
障害者支援センターさあくる	社会福祉法人北広島町社会福祉協議会	広島県山県郡北広島町川小田75	就労継続支援(B型)	19	H20.4.1	0826-35-0733
びいばふ	社会福祉法人みぶ福祉会	広島県山県郡北広島町川西7番地1	生活介護	15	H25.3.1	050-5812-6358
びいばふ	社会福祉法人みぶ福祉会	広島県山県郡北広島町川西7番地1	就労継続支援(B型)	20	H25.3.1	050-5812-6358
ふれあい工房	社会福祉法人大崎福祉会	広島県豊田郡大崎上島町大串3032番地2	生活介護	10	H21.7.1	0846-67-5666
ふれあい工房	社会福祉法人大崎福祉会	広島県豊田郡大崎上島町大串3032番地2	就労継続支援(B型)	15	H18.12.1	0846-67-5666
第2 ふれあい工房	社会福祉法人大崎福祉会	広島県豊田郡大崎上島町中野5522番地36	就労継続支援(B型)	20	H24.5.1	0846-67-5666
障害福祉サービス事業所 せらの風	社会福祉法人みつば会	広島県世羅郡世羅町大字寺町1568番地2	生活介護	18	H21.10.1	0847-22-2715
障害福祉サービス事業所 せらの風	社会福祉法人みつば会	広島県世羅郡世羅町大字寺町1568番地2	就労移行支援(一般型)	6	H27.4.1	0847-22-2715
障害福祉サービス事業所 せらの風	社会福祉法人みつば会	広島県世羅郡世羅町大字寺町1568番地2	就労継続支援(B型)	10	H21.10.1	0847-22-2715
紅輝会 指定通所介護事業所 陽光の里	社会福祉法人紅輝会	広島県神石郡神石高原町下豊松534-1	生活介護	20	H18.10.1	0847-84-2160
シルビア油木デイサービスセンター	社会福祉法人東城有栖会	広島県神石郡神石高原町油木甲5071番地1	生活介護	30	H18.10.1	0847-82-2124
ゆき作業所	社会福祉法人神石よつば会	広島県神石郡神石高原町油木甲5071番地1	就労継続支援(B型)	40	H22.4.1	0847-82-2788
県所管分 小計 (うち公立)	281 (3)			5,445		
広島市東部障害者デイサービスセンター	社会福祉法人広島市手をつなぐ育成会	広島県広島市安芸区船越南三丁目2番16号	生活介護	40	H18.10.1	082-824-1036
就労支援日々生	特定非営利活動法人安芸ソーシャルサポートの会	広島県広島市安芸区船越南3丁目27番27号	就労継続支援(B型)	20	H30.4.1	082-821-0345
ノイエ	医療法人せのがわ	広島県広島市安芸区中野東四丁目11番13号	就労移行支援(一般型)	10	H22.4.1	082-892-0442
ノイエ	医療法人せのがわ	広島県広島市安芸区中野東四丁目11番13号	就労継続支援(B型)	10	H22.4.1	082-892-0442
ジョブサポートげんき矢野	株式会社元貴	広島県広島市安芸区矢野西四丁目1番19号 SUGビル202号	就労継続支援(A型)	20	H27.10.1	082-889-5432
障害福祉サービス事業所森の工房あやめ	社会福祉法人安芸の郷	広島県広島市安芸区矢野東二丁目4番24号	就労継続支援(B型)	20	H24.4.1	082-888-8822
障害福祉サービス事業所森の工房みみずく	社会福祉法人安芸の郷	広島県広島市安芸区矢野東二丁目4番24号	生活介護	25	H24.4.1	082-888-8822
障害福祉サービス事業所森の工房みみずく	社会福祉法人安芸の郷	広島県広島市安芸区矢野東二丁目4番24号	就労継続支援(B型)	15	H24.4.1	082-888-8822
障害福祉サービス事業所 森の工房やの	社会福祉法人安芸の郷	広島県広島市安芸区矢野東二丁目4番26号	生活介護	40	H24.8.1	082-888-8820
障害福祉サービス事業所 森の工房やの	社会福祉法人安芸の郷	広島県広島市安芸区矢野東二丁目4番26号	就労継続支援(B型)	20	H24.8.1	082-888-8820
ソーシャルケア ポケット	株式会社EARTH	広島県広島市安佐南区祇園三丁目21番30号	生活介護	20	H28.11.1	082-846-6120
ソーシャルケア ポケット	株式会社EARTH	広島県広島市安佐南区祇園三丁目21番30号	就労継続支援(B型)	20	H26.1.1	082-846-6145
おりづる	一般社団法人おりづる福祉会	広島県広島市安佐南区祇園三丁目13番21-4号	就労継続支援(A型)	20	H29.7.1	082-874-3175
あさ作業所	社会福祉法人あさみなみ	広島県広島市安佐南区祇園六丁目30番5号	生活介護	20	H20.4.1	082-875-8801
あさ作業所	社会福祉法人あさみなみ	広島県広島市安佐南区祇園六丁目30番5号	就労継続支援(B型)	30	H20.4.1	082-875-8801
アンダンテ	社会福祉法人あさみなみ	広島県広島市安佐南区祇園六丁目30番5号	就労継続支援(B型)	20	H23.4.1	082-875-8801
多機能型事業所古の市	株式会社広の島	広島県広島市安佐南区古市三丁目4番6号	就労移行支援(一般型)	6	H26.3.1	082-876-5040
多機能型事業所古の市	株式会社広の島	広島県広島市安佐南区古市三丁目4番6号	就労継続支援(B型)	10	H28.3.1	082-876-5040
デリカ・シャンテ	一般社団法人レインボー	広島県広島市安佐南区高取南一丁目6番18号	就労継続支援(B型)	20	H25.5.1	090-5691-0810
太田川学園生活介護事業所	社会福祉法人三矢会	広島県広島市安佐南区沼田町大字伴9483番地の1	生活介護	60	H19.4.1	082-848-0130
クラブハウス・シェイキングハンズ	特定非営利活動法人高次脳機能障害サポートネットひろしま	広島県広島市安佐南区上安二丁目30番15号	就労移行支援(一般型)	10	H23.4.1	082-847-0031
クラブハウス・シェイキングハンズ	特定非営利活動法人高次脳機能障害サポートネットひろしま	広島県広島市安佐南区上安二丁目30番15号	就労継続支援(B型)	10	H23.4.1	082-847-0031
育成会上安作業所	社会福祉法人広島市手をつなぐ育成会	広島県広島市安佐南区上安二丁目38-9	就労継続支援(B型)	20	H21.4.1	082-878-8875
就労支援センターウィークスリー	一般社団法人共支会広島総合福祉サービス	広島県広島市安佐南区西原四丁目33番41号 第2森下ビル201号	就労継続支援(B型)	30	H28.3.1	082-874-6650
就労支援センターリックリグ	一般社団法人広島市西部福祉センター	広島県広島市安佐南区西原二丁目9番30号 森下ビル102号	就労継続支援(A型)	20	H28.3.1	082-846-6810
ゆう香くらぶ	株式会社フードコーポレーション	広島県広島市安佐南区川内二丁目13番18号	就労継続支援(B型)	20	H24.6.1	082-557-2935
あかね作業所 相田事業所	特定非営利活動法人あかね福祉会	広島県広島市安佐南区相田一丁目10番13号	就労継続支援(B型)	20	H24.4.1	082-872-5070
ふなき福祉園	社会福祉法人智恵の光会	広島県広島市安佐南区相田一丁目10番24-8-4号	生活介護	10	H24.4.1	082-872-6611
ふなき福祉園	社会福祉法人智恵の光会	広島県広島市安佐南区相田一丁目10番24-8-4号	就労継続支援(B型)	10	H24.4.1	082-872-6611
ワークハウスクローバー	特定非営利活動法人ボラーノ	広島県広島市安佐南区相田一丁目6番26号	就労継続支援(B型)	18	H26.5.1	082-225-7127



施設名等	設置者	所在地	サービス種類	定員	指定年月日	電話番号
かろかろ	社会福祉法人あさみなみ	広島県広島市安佐南区大町東一丁目12番4号	生活介護	35	H18.10.1	082-876-3681
どんぐり学園(通所)	社会福祉法人希望の丘	広島県広島市安佐南区大塚西三丁目8番1号	生活介護	20	H24.4.1	082-848-1036
広島どんぐり作業所	社会福祉法人希望の丘	広島県広島市安佐南区大塚西三丁目8番1号	生活介護	50	H24.4.1	082-848-1036
広島どんぐり作業所	社会福祉法人希望の丘	広島県広島市安佐南区大塚西三丁目8番1号	就労継続支援(B型)	10	H27.9.1	082-848-1036
就労継続支援A型事業所あざみ	株式会社ワードコーポレーション	広島県広島市安佐南区中筋二丁目7番8号 中筋ヤマダビル202号室	就労継続支援(A型)	20	H26.2.1	082-557-2935
じゃがいも農園	株式会社やさい畑	広島県広島市安佐南区長楽寺一丁目13番3号	就労継続支援(B型)	20	H27.12.1	082-554-0821
つむぎあふ	株式会社トミヒロ	広島県広島市安佐南区長楽寺一丁目16番16号	就労継続支援(B型)	20	H29.5.1	082-832-8555
生活介護クローバー	株式会社DAYS	広島県広島市安佐南区長楽寺三丁目3番65号	生活介護	20	H29.3.1	082-836-7000
工房とも	社会福祉法人あさみなみ	広島県広島市安佐南区伴中央四丁目21番36号	就労継続支援(B型)	20	H28.4.1	082-836-4301
あざみ緑井事業所	株式会社ワードコーポレーション	広島県広島市安佐南区緑井五丁目29番6号	就労継続支援(A型)	20	H27.11.1	082-557-2935
自立支援共同作業所みどり菜園	特定非営利活動法人みどり福祉会	広島県広島市安佐南区緑井三丁目37番31号	就労継続支援(B型)	20	H24.4.1	082-879-6748
ステップ十日市	株式会社志	広島県広島市安佐北区安佐町大字毛木字総田原80番地5号	就労継続支援(A型)	20	H28.4.1	082-291-0013
つなげよう。農ある暮らしとICT。	一般社団法人百人邑	広島県広島市安佐北区安佐町飯室2126番地	就労継続支援(A型)	10	H28.9.1	082-218-2253
つなげよう。農ある暮らしとICT。	一般社団法人百人邑	広島県広島市安佐北区安佐町飯室2126番地	自立訓練(生活訓練)	10	H30.1.1	082-218-2253
サポートセンターりーぶる&さら	株式会社ウェブ・エージェンシー	広島県広島市安佐北区可部一丁目1番32号	就労継続支援(B型)	10	H26.12.1	082-847-2299
つくし工房	特定非営利活動法人つくし工房可部	広島県広島市安佐北区可部四丁目23番30号	就労継続支援(B型)	35	H22.4.1	082-815-1474
憩	特定非営利活動法人憩	広島県広島市安佐北区可部町勝木1248番地の56	生活介護	10	H21.10.1	082-298-6609
憩	特定非営利活動法人憩	広島県広島市安佐北区可部町勝木1248番地の56	就労継続支援(B型)	10	H21.10.1	082-298-6609
広島市北部障害者デイサービスセンター	社会福祉法人広島市社会福祉事業団	広島県広島市安佐北区可部南五丁目8番70号	生活介護	37	H18.10.1	082-815-0510
スキップ	特定非営利活動法人 まなび	広島県広島市安佐北区亀山九丁目13番1号	就労継続支援(B型)	20	H24.10.1	082-832-0825
ワークショップウイング	特定非営利活動法人ウイングかべ	広島県広島市安佐北区亀山三丁目15-3	就労継続支援(B型)	20	H20.12.1	082-815-0405
八木園	社会福祉法人やぎ	広島県広島市安佐北区亀山南三丁目15番28号	就労継続支援(B型)	40	H19.4.1	082-516-7173
亀山さくら園	社会福祉法人やぎ	広島県広島市安佐北区亀山南三丁目15番28号	生活介護	20	H30.4.1	082-516-7173
就労支援センターグリーンガーデン	一般社団法人サント	広島県広島市安佐北区口田一丁目8番20号	就労継続支援(B型)	20	H29.7.1	082-847-3077
FUN	株式会社FUN	広島県広島市安佐北区口田三丁目3番2号	就労継続支援(B型)	20	H27.11.1	082-847-2700
夢ハウス	特定非営利活動法人夢ハウス高陽	広島県広島市安佐北区口田南一丁目11番12号	就労継続支援(B型)	20	H26.6.1	082-845-5545
サポートセンターとらいあんぐる	株式会社トラスティサポート	広島県広島市安佐北区口田南八丁目36番17号	就労継続支援(B型)	20	H29.7.1	082-843-0111
可部つつくれの家	社会福祉法人清流	広島県広島市安佐北区三入南二丁目33番21号	生活介護	15	H26.11.1	082-818-6759
可部つつくれの家	社会福祉法人清流	広島県広島市安佐北区三入南二丁目33番21号	就労継続支援(B型)	30	H21.4.1	082-818-6759
まごころの家 高陽	株式会社アイオライト	広島県広島市安佐北区深川四丁目20番26号	就労継続支援(B型)	20	H27.9.1	082-516-5669
就労継続支援B型MIRAIMA	株式会社ジーインクリース	広島県広島市安佐北区深川七丁目12番6号	就労継続支援(B型)	20	H28.12.1	082-843-8700
ラビラスリ	株式会社スキヤット	広島県広島市安佐北区白木町三田中柳原8924番地2	生活介護	20	H26.7.1	082-829-1134
指定就労継続支援事業所 白木の郷	社会福祉法人三篠会	広島県広島市安佐北区白木町小越宇門崎740番地1	就労継続支援(A型)	20	H24.12.1	082-828-0123
みんなでスクラム	特定非営利活動法人みんなでスクラム生活支援センター	広島県広島市安佐北区落合一丁目13番18号	生活介護	20	H29.4.1	082-845-1380
みんなでスクラム	特定非営利活動法人みんなでスクラム生活支援センター	広島県広島市安佐北区落合一丁目13番18号	就労継続支援(B型)	55	H27.4.1	082-845-1380
オレンジハウス	特定非営利活動法人オレンジハウス	広島県広島市安佐北区落合南三丁目12番24号2F	就労継続支援(B型)	20	H29.6.1	082-845-7818
ふたつかの里	社会福祉法人ふたつか会	広島県広島市安佐北区落合南町字金川201番地2	生活介護	6	H21.8.1	082-845-3232
ふたつかの里	社会福祉法人ふたつか会	広島県広島市安佐北区落合南町字金川201番地2	就労継続支援(B型)	24	H19.4.1	082-845-3232
ジョブサポートげんき 五日市	株式会社元貴	広島県広島市佐伯区旭園3番35 IBビル3階	就労継続支援(A型)	20	H27.7.1	082-961-4530
就労支援センターこんばす	株式会社コンバス	広島県広島市佐伯区旭園4番39号	就労継続支援(B型)	20	H29.9.1	082-254-0801
広島市皆賀園(就労移行支援・就労継続支援B型)	社会福祉法人広島市社会福祉事業団	広島県広島市佐伯区皆賀二丁目10番11号	就労移行支援(一般型)	12	H24.4.1	082-921-0813
広島市皆賀園(就労移行支援・就労継続支援B型)	社会福祉法人広島市社会福祉事業団	広島県広島市佐伯区皆賀二丁目10番11号	就労継続支援(B型)	60	H24.4.1	082-921-0813
広島市皆賀園(生活介護事業所)	社会福祉法人広島市社会福祉事業団	広島県広島市佐伯区皆賀二丁目10番11号	生活介護	54	H24.4.1	082-921-0813
ファニー	株式会社障がい者ライフサポート	広島県広島市佐伯区五日市一丁目7番18号	生活介護	10	H24.7.1	082-533-8985
ファニー	株式会社障がい者ライフサポート	広島県広島市佐伯区五日市一丁目7番18号	就労継続支援(B型)	10	H24.7.1	082-533-8985
ワーキングパートナーズ いつかいち	医療法人翠和会	広島県広島市佐伯区五日市一丁目5番26-14号	就労継続支援(B型)	20	H29.8.1	082-533-6672

施設名等	設置者	所在地	サービス種類	定員	指定年月日	電話番号
ひといき作業所	株式会社障がい者ライフサポート	広島県広島市佐伯区五日市一丁目7番18号	生活介護	10	H29.5.1	082-533-8985
self-A・広島 海	あさみやフーズ株式会社	広島県広島市佐伯区五日市駅前二丁目15番2号	就労継続支援(A型)	20	H29.4.1	090-7133-9506
中央・幸工房	特定非営利活動法人中央・幸工房	広島県広島市佐伯区五日市中央四丁目15番49号1	就労継続支援(B型)	20	H24.4.1	082-923-6226
広島自立支援センターともに 原田橋事業所	特定非営利活動法人広島自立支援センターともに	広島県広島市佐伯区五日市町下小深川字中村129	就労継続支援(A型)	20	H24.9.1	080-1907-6798
重症児・者福祉医療施設 鈴が峰	社会福祉法人三篠会	広島県広島市佐伯区五日市町皆賀104番27	療養介護	100	H24.4.1	082-943-8888
重症児・者福祉医療施設 鈴が峰	社会福祉法人三篠会	広島県広島市佐伯区五日市町皆賀104番27	生活介護	15	H24.4.1	082-943-8888
広島自立支援センターともに	特定非営利活動法人広島自立支援センターともに	広島県広島市佐伯区五日市町上河内白ヶ瀬1544番地	就労継続支援(A型)	15	H21.6.1	082-929-0185
広島自立支援センターともに 石内事業所	特定非営利活動法人広島自立支援センターともに	広島県広島市佐伯区五日市町石内2014番地の7	就労継続支援(A型)	20	H23.9.1	082-927-7899
就労継続支援B型施設いしうちの郷	社会福祉法人それいゆの会	広島県広島市佐伯区五日市町石内字有井3993番地	就労継続支援(B型)	20	H27.4.1	082-942-1144
いしうちの森	社会福祉法人それいゆの会	広島県広島市佐伯区五日市町大字石内3912番地	就労継続支援(B型)	40	H19.7.2	082-927-1139
多機能型事業所りらくす	有限会社リラックス	広島県広島市佐伯区新宮苑8番17号	生活介護	6	H26.7.1	082-208-2856
多機能型事業所りらくす	有限会社リラックス	広島県広島市佐伯区新宮苑8番17号	就労継続支援(B型)	14	H26.7.1	082-208-2856
ケアホーム しんぐうえん	社会福祉法人広島市手をつなぐ育成会	広島県広島市佐伯区新宮苑9-2-201・202	共同生活介護	5	H20.4.1	082-922-3323
淳昭園	社会福祉法人順源会	広島県広島市佐伯区八幡一丁目5番20号	生活介護	40	H24.4.1	082-928-0602
支援センターあいる	株式会社あいる	広島県広島市佐伯区八幡五丁目8番9号	生活介護	10	H27.2.1	082-533-7742
支援センターあいる	株式会社あいる	広島県広島市佐伯区八幡五丁目8番9号	就労継続支援(B型)	10	H27.2.1	082-533-7742
いつがいちむぎの家作業所	特定非営利活動法人むぎの家	広島県広島市佐伯区利松二丁目3番8号	就労継続支援(B型)	20	H24.4.1	082-928-1672
多機能型事業所エール	合同会社祥英	広島県広島市佐伯区千同二丁目14番7号	生活介護	10	H30.4.1	082-533-6444
多機能型事業所エール	合同会社祥英	広島県広島市佐伯区千同二丁目14番7号	就労継続支援(B型)	10	H30.4.1	082-533-6444
サポートセンターめばえ	一般社団法人東広島自立支援センターあゆみ	広島県広島市西区井口五丁目13番19号1階	就労継続支援(A型)	20	H26.3.1	082-278-5373
SAORI hands 広島	特定非営利活動法人さをりひろば	広島県広島市西区横川新町6番8号	生活介護	6	H24.12.1	082-532-1170
SAORI hands 広島	特定非営利活動法人さをりひろば	広島県広島市西区横川新町6番8号	就労継続支援(B型)	14	H24.12.1	082-532-1170
ボレボレファクトリー	有限会社ランニングメイトサービス	広島県広島市西区横川新町6番1号	就労継続支援(B型)	20	H29.6.1	082-208-3885
LITALICOワークス広島横川	株式会社LITALICO	広島県広島市西区横川町三丁目12番10号 村上ビル3F	就労移行支援(一般型)	20	H26.7.1	082-297-7871
多機能型事業所よこがわ	社会福祉法人広島市手をつなぐ育成会	広島県広島市西区横川町三丁目2番46号	生活介護	20	H23.4.1	082-537-2021
多機能型事業所よこがわ	社会福祉法人広島市手をつなぐ育成会	広島県広島市西区横川町三丁目2番46号	就労継続支援(B型)	50	H23.1.1	082-537-1772
にこにこセンター	一般社団法人にこにこセンター	広島県広島市西区横川町二丁目6番14-201号	就労継続支援(A型)	20	H24.4.1	082-296-1072
みらいく横川	株式会社カドルアップ	広島県広島市西区横川町二丁目9番1号 マツモトビル601号室	就労継続支援(A型)	20	H27.11.1	082-234-5265
第三もみじ作業所	社会福祉法人もみじ福祉会	広島県広島市西区観音新町三丁目9番3号	就労継続支援(B型)	25	H23.4.1	082-291-1121
生活介護事業所オリーブ	社会福祉法人おりづる	広島県広島市西区観音新町三丁目9番51-6号	生活介護	20	H28.4.1	082-235-2280
生活介護事業所 おりづる作業所	社会福祉法人おりづる	広島県広島市西区観音新町三丁目9番6号	生活介護	35	H24.4.1	082-235-2029
ピース作業所	合同会社未来	広島県広島市西区古江東町5番23号	就労継続支援(B型)	20	H27.11.1	082-274-0307
ドリーム作業所	合同会社未来	広島県広島市西区庚午中一丁目2番41号	就労継続支援(B型)	30	H29.2.1	082-278-6563
ふれあい作業所	特定非営利活動法人ひまわり	広島県広島市西区庚午南一丁目31番6号	就労継続支援(B型)	20	H26.4.1	082-273-5668
就労継続支援B型事業所ふたば	特定非営利活動法人ふたば	広島県広島市西区庚午南一丁目32番19号	就労継続支援(B型)	20	H25.9.1	082-533-7460
ジョブサポートげんき	株式会社元貴	広島県広島市西区三篠町一丁目9番17号 辻マンション201号	就労継続支援(A型)	20	H26.9.1	082-836-4510
キュアシス	株式会社ミッションワーク	広島県広島市西区三篠町三丁目6番5号102号室	就労継続支援(A型)	10	H29.2.1	082-237-0909
キュアシス	株式会社ミッションワーク	広島県広島市西区三篠町三丁目6番5号102号室	就労移行支援(一般型)	10	H29.8.1	082-237-0909
広島市西部障害者デイサービスセンター	社会福祉法人広島市手をつなぐ育成会	広島県広島市西区商工センター八丁目3番12号	生活介護	40	H18.10.1	082-279-6075
広島作業所	社会福祉法人広島市手をつなぐ育成会	広島県広島市西区商工センター八丁目3番35号	生活介護	10	H28.3.1	082-277-4361
広島作業所	社会福祉法人広島市手をつなぐ育成会	広島県広島市西区商工センター八丁目3番35号	就労継続支援(A型)	18	H23.1.1	082-277-4361
広島作業所	社会福祉法人広島市手をつなぐ育成会	広島県広島市西区商工センター八丁目3番35号	就労継続支援(B型)	48	H21.4.1	082-277-4361
かざぐるま舎	特定非営利活動法人ひまわり	広島県広島市西区上天満町4番2-101号	就労継続支援(B型)	20	H26.4.1	082-295-5449
ゆう香くらぶ 天満町事業所	株式会社ワードコーポレーション	広島県広島市西区上天満町8番14号	就労継続支援(B型)	20	H26.9.1	082-557-2935
ワークネクスト	医療法人社団更生会	広島県広島市西区草津新町二丁目26番1号 アルパーク横丁	就労継続支援(B型)	12	H23.10.1	082-533-6767
ワークネクスト	医療法人社団更生会	広島県広島市西区草津梅が台10番1号	就労移行支援(一般型)	22	H23.10.1	082-277-1279

施設名等	設置者	所在地	サービス種類	定員	指定年月日	電話番号
自立訓練(生活訓練)事業所 梅の里	医療法人社団更生会	広島県広島市西区草津梅が台10番1号	宿泊型自立訓練	17	H24.1.1	082-279-5004
自立訓練(生活訓練)事業所 梅の里	医療法人社団更生会	広島県広島市西区草津梅が台10番1号	自立訓練(生活訓練)	30	H24.1.1	082-279-5004
ワークサポート広島光町	一般社団法人青少年ワークサポートセンター広島	広島県広島市西区打越町11番1号社ビルII 201号室	就労継続支援(B型)	20	H28.11.1	082-239-5055
広島障害者雇用支援センター	社会福祉法人広島市手をつなぐ育成会	広島県広島市西区打越町17番27号	就労移行支援(一般型)	20	H29.4.1	082-537-1088
あいの木	社会福祉法人希望の丘	広島県広島市西区田方三丁目722番地の43	就労継続支援(B型)	10	H23.3.28	082-527-0214
あみ作業所	株式会社com-mate	広島県広島市西区東観音町17番3号	就労継続支援(B型)	20	H27.11.1	082-231-4756
生活介護事業所あべに〜る南観音	株式会社アベニール	広島県広島市西区南観音二丁目8番26号 第2田中ビル1F	生活介護	20	H27.4.1	082-275-6566
株式会社オンザライズ	株式会社オンザライズ	広島県広島市西区楠木町二丁目5番18号新光ビル102号室	就労継続支援(A型)	10	H26.9.1	082-962-7390
第一もみじ作業所	社会福祉法人もみじ福祉会	広島県広島市中区吉島西二丁目1-24	生活介護	40	H21.3.1	082-243-0331
第二もみじ作業所	社会福祉法人もみじ福祉会	広島県広島市中区吉島西二丁目1番24号	生活介護	20	H19.7.1	082-243-0331
アイラブ作業所	社会福祉法人広島聴覚障害者福祉会	広島県広島市中区吉島西二丁目3番22号	生活介護	20	H30.4.1	082-248-0336
アイラブ作業所	社会福祉法人広島聴覚障害者福祉会	広島県広島市中区吉島西二丁目3番22号	就労継続支援(B型)	25	H30.4.1	082-248-0336
一般社団法人福祉キャリアセンター	一般社団法人福祉キャリアセンター	広島県広島市中区吉島東1丁目22番2号	就労継続支援(A型)	10	H27.9.1	082-247-7345
カーブクラブ	特定非営利活動法人カーブクラブ	広島県広島市中区江波二本松二丁目5番18号	就労継続支援(B型)	20	H26.4.1	082-294-8294
プレイハウスあゆむ	株式会社拓未	広島県広島市中区江波本町4番19号コーポサントピア1F	生活介護	10	H29.4.1	082-235-3080
指定就労継続支援A型事業所 あじさい	株式会社FCコミュニケーションズ	広島県広島市中区舟入幸町21番23-101号	就労継続支援(A型)	20	H27.2.1	082-208-3810
ワークチャレンジ365	株式会社ニューロード	広島県広島市中区舟入中町7番1号 藤和舟入中町ハイタウン1F	就労継続支援(B型)	20	H27.4.1	082-503-7722
生活介護事業所あべに〜る十日市	株式会社アベニール	広島県広島市中区十日市町一丁目5番18号 十日市レスト1F	生活介護	20	H27.4.1	082-503-6611
就労継続支援B型事業所 Libra	特定非営利活動法人Azure Leben	広島県広島市中区広瀬町6番地12大一ビル201号室	就労継続支援(B型)	20	H29.8.1	080-3884-1430
生活介護事業所わいず	特定非営利活動法人Y's	広島県広島市中区国泰寺町1丁目10番6号	生活介護	20	H29.7.1	082-569-9390
多機能型事業所はーとふる	株式会社シーセブンアソシエイツ	広島県広島市中区小町6番11号1階	就労継続支援(B型)	20	H26.9.1	082-249-5877
作業所わくわく	特定非営利活動法人わくわく	広島県広島市中区小網町2番4号	就労継続支援(B型)	20	H28.4.1	082-233-4418
ウェルビー広島駅前センター	ウェルビー株式会社	広島県広島市中区上鞆町7番3号 コンフォートビル5階	就労移行支援(一般型)	20	H27.12.1	082-555-8828
みらいく大手町	株式会社カドルアップ	広島県広島市中区大手町一丁目1番20号 相生橋ビル5F-A	就労継続支援(A型)	20	H27.6.1	082-541-7565
すまいるスタジオ	公益社団法人広島県就労振興センター	広島県広島市中区大手町一丁目4番16号	就労移行支援(一般型)	6	H25.5.1	082-240-9400
すまいるスタジオ	公益社団法人広島県就労振興センター	広島県広島市中区大手町一丁目4番16号	就労継続支援(B型)	14	H25.5.1	082-240-9400
就職支援センター みらいく	株式会社カドルアップ	広島県広島市中区大手町三丁目1-3 IT大手町ビル8-B	就労移行支援(一般型)	20	H29.9.1	082-249-2262
LICクリエイト 市役所前	株式会社LIC	広島県広島市中区大手町五丁目1番1号 大手町ファーストビル8階	就労継続支援(A型)	20	H27.7.1	090-5659-6342
みんなの働く場 いっぱ	特定非営利活動法人エス・アイ・エヌ	広島県広島市中区大手町五丁目3番4-102号	就労継続支援(B型)	20	H27.8.1	082-247-0058
まなびキャンパスひろしま	特定非営利活動法人まなびや	広島県広島市中区大手町五丁目8番7号 やしきビル	自立訓練(生活訓練)	20	H27.4.1	082-567-5155
RING	社会福祉法人みどり会	広島県広島市中区大手町五丁目5番10号	就労移行支援(一般型)	10	H29.7.1	082-504-9333
RING	社会福祉法人みどり会	広島県広島市中区大手町五丁目5番10号	就労継続支援(B型)	10	H29.7.1	082-504-9333
ワークらぼし	特定非営利活動法人まなびや	広島県広島市中区大手町五丁目8番20号	就労継続支援(B型)	20	H30.4.1	082-567-5155
ひまわり本通	株式会社Esperance	広島県広島市中区大手町二丁目1番6号 大手町高橋ビル3-B	就労継続支援(A型)	20	H28.1.1	082-569-7793
isai大手町センター	株式会社isai	広島県広島市中区大手町二丁目7番7号小松ビル8F	就労継続支援(A型)	20	H29.7.1	082-259-3322
協働カンパニーステップ	特定非営利活動法人エス・アイ・エヌ	広島県広島市中区鶴見町12番25号	就労継続支援(B型)	20	H26.5.1	082-247-4022
就労継続支援B型HAP-B	一般社団法人HAP	広島県広島市中区鶴見町13番1号	就労継続支援(B型)	18	H29.4.1	082-236-6482
グリーンズ十日市	株式会社エヴァーグリーン	広島県広島市中区猫屋町3番9号	就労継続支援(A型)	20	H27.5.1	090-6973-3028
グリーンズ八丁堀	株式会社エヴァーグリーン	広島県広島市中区八丁堀12番2号 日経ビル八丁堀5階	就労継続支援(A型)	20	H27.3.1	082-555-8339
シーズン広島センター	株式会社シーズンモチベーション	広島県広島市中区富士見町16番22号	就労移行支援(一般型)	10	H27.4.1	082-545-6131
シーズン広島センター	株式会社シーズンモチベーション	広島県広島市中区富士見町16番22号	就労継続支援(A型)	10	H29.4.1	082-545-6131
セルフヘルプ宝町	一般社団法人エンパワメント	広島県広島市中区宝町7番22-101号	就労継続支援(B型)	20	H28.2.1	082-246-7852
LITALICOワークス広島紙屋町	株式会社LITALICO	広島県広島市中区立町1番20号 NREG広島立町ビル3階E	就労移行支援(一般型)	20	H23.10.1	082-546-2213
株式会社チャレンジド・アソウ 広島事業所	株式会社チャレンジド・アソウ	広島県広島市中区立町2番23号 野村不動産広島ビル7階	就労移行支援(一般型)	20	H25.3.1	082-545-3560
つなぐ立町	呉原プランニング株式会社	広島県広島市中区立町6番12号 立町ビル402	就労継続支援(A型)	20	H27.6.1	082-245-1577
エヴァー 八丁堀	株式会社エヴァーグリーン	広島県広島市中区鞆町14番11号 ウイング八丁堀ビル7F-B	就労継続支援(A型)	20	H27.2.1	082-836-3622



施設名等	設置者	所在地	サービス種類	定員	指定年月日	電話番号
就労支援センター FLaT	一般社団法人 FLaT	広島県広島市中区鞆町3番57号 中特会館ビル4階	自立訓練(生活訓練)	10	H27.4.1	082-221-6417
とまとの木	株式会社さいさい	広島県広島市中区白島中町14番8号白島コーポ1F	就労継続支援(B型)	20	H29.7.1	082-836-6292
ワークプラザひがし	社会福祉法人はぐみの里	広島県広島市東区温品町字森垣内510番地の1	就労移行支援(一般型)	6	H24.4.1	082-289-6088
ワークプラザひがし	社会福祉法人はぐみの里	広島県広島市東区温品町字森垣内510番地の1	就労継続支援(B型)	30	H24.4.1	082-289-6088
就労支援ステーション ハートリンク	一般社団法人広島ブレイルセンター	広島県広島市東区戸坂千足一丁目1番25-102号	就労継続支援(B型)	20	H25.4.1	082-516-8412
こもれび	一般社団法人ライフセルフサポート大樹	広島県広島市東区戸坂千足二丁目6番15号	就労継続支援(B型)	20	H30.1.1	082-220-0551
うぐいす共同作業所	社会福祉法人交響	広島県広島市東区戸坂南一丁目26番1号	生活介護	20	H20.4.1	082-229-7005
第一きつつき共同作業所	社会福祉法人交響	広島県広島市東区戸坂南一丁目27番2号	生活介護	20	H23.4.1	082-229-7005
第一きつつき共同作業所	社会福祉法人交響	広島県広島市東区戸坂南一丁目27番2号	就労継続支援(B型)	10	H23.4.1	082-229-7005
第二きつつき共同作業所	社会福祉法人交響	広島県広島市東区戸坂南一丁目27番2号	生活介護	20	H21.4.1	082-229-7005
特定非営利活動法人つくしんぼ作業所	特定非営利活動法人つくしんぼ作業所	広島県広島市東区戸坂くろめ木二丁目12番15号	生活介護	20	H30.1.1	082-220-2330
LITALICOワークス広島	株式会社LITALICO	広島県広島市東区光町一丁目10番19号 日本生命広島光町ビル1階	就労移行支援(一般型)	20	H24.9.1	082-568-2355
広島市心身障害者福祉センター	社会福祉法人広島市社会福祉事業団	広島県広島市東区光町二丁目1番5号	生活介護	34	H18.10.1	082-261-4853
ワークサポート広島東	一般社団法人青少年ワークサポートセンター広島	広島県広島市東区光町二丁目9番30-204、302、608号	自立訓練(生活訓練)	20	H26.6.1	082-569-5252
ほーぶデイサービスセンター	特定非営利活動法人ふりーす	広島県広島市東区光町二丁目9番30-205号	生活介護	20	H30.2.1	082-567-6603
SOARつつじ	社会福祉法人つつじ	広島県広島市東区若草町15-20	自立訓練(生活訓練)	6	H25.7.1	082-236-6590
SOARつつじ	社会福祉法人つつじ	広島県広島市東区若草町15-20	就労移行支援(一般型)	20	H25.7.1	082-236-6590
SOARきつつき	社会福祉法人交響	広島県広島市東区若草町15-20	就労継続支援(B型)	25	H25.7.1	082-236-7380
まごころの家 若草	株式会社アイオライト	広島県広島市東区若草町3番3号	就労継続支援(B型)	20	H29.10.1	082-846-5795
ひまわり	株式会社Esperance	広島県広島市東区東蟹屋町5番10号 宏和22 2階	就労継続支援(A型)	20	H25.7.1	082-569-7793
抹茶の大福	株式会社大福	広島県広島市東区二葉の里一丁目1番23号	就労継続支援(A型)	20	H27.5.1	082-569-4888
就労支援センター みらいえ	株式会社タウンサービス	広島県広島市東区曙五丁目3番5号	就労継続支援(B型)	20	H29.10.1	090-7373-6041
KOKO	有限会社コスモケア・サポート	広島県広島市東区中山二丁目5番17号	生活介護	5	H29.6.1	082-516-6656
生活介護あおぞら	株式会社ヴァルマ・ローコ	広島県広島市南区旭一丁目2番18号	生活介護	20	H27.10.1	082-258-4077
福祉作業所メロディ	有限会社アルティマ	広島県広島市南区宇品海岸三丁目10番35号	就労継続支援(B型)	20	H25.2.1	082-567-5266
シリウス	株式会社アステリ	広島県広島市南区皆実町一丁目11番12号2F	就労継続支援(B型)	20	H28.8.1	050-5587-3697
ジョブサポート げんき 京橋	株式会社元貴	広島県広島市南区京橋町8番18号	就労継続支援(A型)	20	H27.2.1	082-258-2106
ワークセンター光清学園	社会福祉法人光清学園	広島県広島市南区出汐二丁目3番52号	就労継続支援(B型)	20	H24.4.1	082-250-5668
才能発掘アカデミー	株式会社忍者style	広島県広島市南区稲荷町3番13号3シテイ稲荷町ビジネスサイド	就労継続支援(B型)	20	H29.10.1	080-3546-3352
ワークサポート広島南	一般社団法人 青少年ワークサポートセンター広島	広島県広島市南区出島一丁目7番14号	就労移行支援(一般型)	20	H24.8.1	082-569-5252
就労継続支援B型ふるーる	特定非営利活動法人SOURIRE	広島県広島市南区仁保新町一丁目3番1-101号 102号 201号	就労継続支援(B型)	10	H26.5.1	082-288-7936
広島南作業所	社会福祉法人天友会	広島県広島市南区西蟹屋一丁目1番48号	就労継続支援(B型)	40	H24.4.1	082-262-9818
ICOテラス	合同会社AUGUST	広島県広島市南区青崎一丁目1番21号 ファンコート青崎2F	就労継続支援(A型)	20	H26.11.1	082-569-8144
広島南第二作業所	社会福祉法人天友会	広島県広島市南区大州一丁目11番14号	就労継続支援(B型)	40	H26.4.1	082-567-5723
多機能型事業所LOVE ART	株式会社K・D・S	広島県広島市南区大州三丁目7番10号301号室	就労継続支援(B型)	10	H29.4.1	082-207-2139
障がい者通所事業所 ワークハウススマイル	株式会社Smile	広島県広島市南区段原三丁目21番7号 3F	就労継続支援(B型)	20	H30.4.1	082-258-2701
生活介護事業所 レオーネ段原	株式会社Smile	広島県広島市南区段原南一丁目1番6号	生活介護	20	H30.4.1	082-298-3435
生活介護さんらいふ	株式会社サンライフ	広島県広島市南区段原山崎三丁目2番28号	生活介護	20	H28.5.1	082-890-1115
トムハウス	特定非営利活動法人トムハウス	広島県広島市南区東雲一丁目10番14号	就労継続支援(B型)	20	H26.4.1	082-285-8303
パンプキン	有限会社開花	広島県広島市南区東雲本町一丁目1番26号	就労継続支援(B型)	20	H29.6.1	082-288-6251
サンライズ	ファースシティ株式会社	広島県広島市南区東雲本町二丁目7番6号 K1ハイム東雲201	就労継続支援(B型)	20	H26.5.1	082-569-8140
ウエルビジョブ 広島南	サンキ・ウエルビ株式会社	広島県広島市南区比治山本町16番35号	就労移行支援(一般型)	20	H26.2.1	082-258-1589
デイサービス「みんなの家」	医療法人社団いでした内科・神経内科	広島県広島市安佐北区口田南八丁目15番	生活介護	35	H30.11.1	082-841-3722
時計台デイサービスセンター	医療法人社団長寿会	広島県広島市安芸区中野東六丁目3番36	生活介護	30	H30.12.1	082-554-4785
you-縁	一般社団法人 you-縁	広島県広島市安佐南区伴西五丁目1342	就労継続支援(B型)	20	H30.7.1	082-848-4875
就労支援センターBスマイル	一般社団法人キラ	広島県広島市安佐南区大町東三丁目8番4	就労継続支援(B型)	20	H30.5.1	082-836-3850

施設名等	設置者	所在地	サービス種類	定員	指定年月日	電話番号
就労支援センター ウィークスリー	一般社団法人共支会広島福祉総合サ	広島県広島市佐伯区旭園4番33号	就労継続支援(B型)	30	H30.11.1	082-943-7850
ひろしま観光振興協会	一般社団法人広島観光振興協会	広島県広島市中区十日市町二丁目5番17	就労移行支援(一般型)	10	H30.11.1	082-208-5830
ひろしま観光振興協会	一般社団法人広島観光振興協会	広島県広島市中区十日市町二丁目5番17	就労継続支援(A型)	10	H30.11.1	082-208-5830
みんなの作業所 絆	一般社団法人広島障害者応援協会	広島県広島市中区本川町三丁目4番21号	就労継続支援(B型)	20	H31.2.1	082-208-2800
リワークセンター横川	株式会社Rodina	広島県広島市西区打越町12番6号101号	自立訓練(生活訓練)	20	H30.7.1	082-554-2400
リワークセンター広島駅前	株式会社Rodina	広島県広島市南区の場町一丁目4番8号館	自立訓練(生活訓練)	20	H31.2.1	082-554-9444
リワークセンター大手町	株式会社Rodina	広島県広島市中区大手町2-5-11-40	自立訓練(生活訓練)	20	H30.7.1	082-207-3380
ニックスデイサービスセンター五	株式会社ニックス	広島県広島市佐伯区三筋一丁目3番15号	生活介護	40	H31.4.1	082-568-6166
ベジモファームBひろしま	株式会社プロパーベジモ	広島県広島市安佐北区安佐町久地1238-	就労継続支援(B型)	20	H31.4.1	082-831-2608
ファニー	株式会社障がい者ライフサポート	広島県広島市佐伯区五日市一丁目7番18	就労継続支援(A型)	10	H31.4.1	082-533-8985
Gifted	株式会社忍者style	広島県広島市安佐南区長楽寺三丁目28番	就労継続支援(B型)	20	H30.8.1	082-555-3004
いしうちの森就労継続支援B型事	社会福祉法人それいゆの会	広島県広島市佐伯区五日市町大字石内39	生活介護	20	H30.7.1	082-927-1139
悠悠タウン基町デイサービスセン	社会福祉法人広医会	広島県広島市中区基町19番2-515号	生活介護	25	H31.4.1	082-223-7566
生活介護事業所かりん	社会福祉法人西中国キリスト教社会事業	広島県広島市西区小河内町一丁目13番3	生活介護	32	H30.11.1	082-232-4274
広島市自立訓練施設	地方独立行政法人広島市立病院機構	広島県広島市安佐南区伴南一丁目39番1	自立訓練(生活訓練)	6	H30.6.1	082-849-2868
ジョブース ガーベラ	特定非営利活動法人ボラーノ	広島県広島市中区南吉島一丁目2番37号	就労継続支援(A型)	20	H31.4.1	082-545-6368
多機能型事業所りらっくす	有限会社リラックス	広島県広島市中区広瀬北町3-14	生活介護	10	H30.10.1	082-299-5903
多機能型事業所りらっくす	有限会社リラックス	広島県広島市中区広瀬北町3-14	就労継続支援(B型)	10	H30.10.1	082-299-5903
パンプキン	有限会社開花	広島県広島市南区東雲本町一丁目1番26	生活介護	6	H31.3.1	082-288-6251
広島市所管分 小 計 (うち公立)	233 (1)			4,772		
デイサービスセンタータック阿賀	株式会社大之木ダイモ	広島県呉市阿賀中央七丁目6番15号	生活介護	1	H18.10.1	0823-76-6800
障がい者総合支援センターすだち	株式会社巣だち	広島県呉市阿賀北6丁目3番10号マウント九嶺103	生活介護	6	H28.11.1	0823-27-6321
障がい者総合支援センターすだち	株式会社巣だち	広島県呉市阿賀北6丁目3番10号マウント九嶺103	就労継続支援(B型)	20	H28.11.1	0823-27-6321
障がい者総合支援センターすだち	株式会社巣だち	広島県呉市阿賀北6丁目3番10号マウント九嶺103	就労移行支援(一般型)	6	H30.1.1	0823-27-6321
ジョバンニ	特定非営利活動法人地域ネットくれんど	広島県呉市安浦町安登西一丁目4番10号	生活介護	20	H19.4.1	0823-84-3731
ジョバンニ	特定非営利活動法人地域ネットくれんど	広島県呉市安浦町安登西一丁目4番10号	就労継続支援(B型)	20	H19.4.1	0823-84-3731
カンパネラ	特定非営利法人地域ネットくれんど	広島県呉市安浦町水尻一丁目3番1号	生活介護	20	H29.4.1	0823-84-3731
カンパネラ	特定非営利法人地域ネットくれんど	広島県呉市安浦町水尻一丁目3番1号	就労移行支援(一般型)	6	H29.4.1	0823-84-3731
カンパネラ	特定非営利法人地域ネットくれんど	広島県呉市安浦町水尻一丁目3番1号	就労継続支援(B型)	20	H29.4.1	0823-84-3731
やすらぎ作業所	特定非営利活動法人やすらぎ	広島県呉市安浦町中央3丁目3番19号	就労継続支援(B型)	20	H24.4.1	0823-84-0493
ときわ呉通園	社会福祉法人広島県リハビリテーション協会	広島県呉市宮原13-2-12	生活介護	15	H24.4.1	0823-32-3777
就労支援センターあいあい作業所	一般社団法人あさがお	広島県呉市宮原十一丁目3番12号	就労継続支援(B型)	20	H28.7.1	0823-27-5646
ときわ呉	社会福祉法人広島県リハビリテーション協会	広島県呉市宮原十三丁目2-12	療養介護	50	H24.4.1	0823-32-3777
デイセンターのろさん	社会福祉法人広島岳心会	広島県呉市郷原町2380-181	生活介護	12	H19.4.1	0823-77-0111
デイセンターのろさん	社会福祉法人広島岳心会	広島県呉市郷原町2380-181	就労移行支援(一般型)	6	H19.4.1	0823-77-0111
デイセンターのろさん	社会福祉法人広島岳心会	広島県呉市郷原町2380-181	就労継続支援(B型)	12	H19.4.1	0823-77-0111
障害者活動センターたまご	社会福祉法人たまご会	広島県呉市郷原町笹原1943番地	生活介護	30	H24.1.1	0823-70-3737
障害者活動センターたまご	社会福祉法人たまご会	広島県呉市郷原町笹原1943番地	就労継続支援(B型)	10	H24.1.1	0823-70-3737
生活介護センターたまご	社会福祉法人たまご会	広島県呉市郷原町笹原1943番地	生活介護	20	H19.4.1	0823-70-3737
株式会社 巣だち 呉事業所	株式会社巣だち	広島県呉市光町7-4	自立訓練(生活訓練)	6	H25.9.1	0823-32-1233
株式会社 巣だち 呉事業所	株式会社巣だち	広島県呉市光町7-4	就労移行支援(一般型)	6	H25.9.1	0823-32-1233
株式会社 巣だち 呉事業所	株式会社巣だち	広島県呉市光町7-4	就労継続支援(A型)	10	H26.4.1	0823-32-1233
株式会社 巣だち 呉事業所	株式会社巣だち	広島県呉市光町7-4	就労継続支援(B型)	18	H25.9.1	0823-32-1233
(株)あすなろ	株式会社あすなろ	広島県呉市広塩焼二丁目1番51号	就労継続支援(A型)	20	H27.12.1	0823-71-3113
どりーむ	特定非営利活動法人どりーむ	広島県呉市広古新開3丁目3番11号	就労継続支援(B型)	20	H19.4.1	0823-74-3180

施設名等	設置者	所在地	サービス種類	定員	指定年月日	電話番号
アーチ	株式会社歩歩	広島県呉市広古新開5丁目5番26号	生活介護	10	H28.6.1	0823-36-2202
株式会社 巣だち	株式会社巣だち	広島県呉市広名田一丁目6番35号 東洋運輸ビル3階	自立訓練(生活訓練)	6	H20.4.1	0823-73-3658
株式会社 巣だち	株式会社巣だち	広島県呉市広名田一丁目6番35号 東洋運輸ビル3階	就労移行支援(一般型)	6	H19.4.1	0823-73-3658
株式会社 巣だち	株式会社巣だち	広島県呉市広名田一丁目6番35号 東洋運輸ビル3階	就労継続支援(B型)	28	H20.4.1	0823-73-3658
ライフサポート希望の家	社会福祉法人きぼう	広島県呉市焼山中央五丁目11番28号	生活介護	30	H18.10.1	0823-33-9556
トライフサポート希望の家	社会福祉法人きぼう	広島県呉市焼山中央四丁目4番20号	自立訓練(生活訓練)	6	H29.4.1	0823-33-9556
ワークサポート希望の家	社会福祉法人きぼう	広島県呉市焼山中央四丁目4番20号	就労継続支援(B型)	14	H29.4.1	0823-33-9556
就労継続支援A型事業所 ひまわりくらぶ	ゴールズ株式会社	広島県呉市焼山中央二丁目7番10-101号	就労継続支援(A型)	20	H25.10.1	0823-30-3045
呉本庄作業所	社会福祉法人呉福祉会	広島県呉市焼山北三丁目21番1号	生活介護	30	H24.4.1	0823-33-5553
呉本庄作業所	社会福祉法人呉福祉会	広島県呉市焼山北三丁目21番1号	就労継続支援(B型)	22	H24.4.1	0823-33-5553
コスモス園デイサービスセンター	社会福祉法人白寿会	広島県呉市焼山北三丁目21番5号	生活介護	1	H18.10.1	0823-33-8000
クッキー	有限会社あいこ	広島県呉市上長迫町6-21	就労継続支援(B型)	20	H27.5.1	0823-27-5610
つばき	社会福祉法人かしの木	広島県呉市上二河町5-12	就労移行支援(一般型)	6	H27.4.1	0823-29-3030
つばき	社会福祉法人かしの木	広島県呉市上二河町5-12	就労継続支援(B型)	14	H24.4.1	0823-29-3030
みのり	社会福祉法人かしの木	広島県呉市上二河町5番12号	生活介護	20	H24.4.1	0823-29-3030
みのり	社会福祉法人かしの木	広島県呉市上二河町5番12号	就労継続支援(B型)	20	H24.4.1	0823-29-3030
すてっぷ ぼこ・あ・ぼこ	特定非営利活動法人ぼでーる	広島県呉市仁方棧橋通10-3	就労継続支援(B型)	12	H19.4.1	0823-79-5119
ほっぷ ぼこ・あ・ぼこ	特定非営利活動法人ぼでーる	広島県呉市仁方棧橋通10-3	生活介護	20	H19.4.1	0823-79-5119
らびんぐるつく	株式会社ライフハック	広島県呉市仁方棧橋通1493-197	就労継続支援(A型)	20	H23.5.1	0823-79-6910
ジョブサポート ぼかぼか	特定非営利活動法人ぼかぼか	広島県呉市川尻町西五丁目13番9号	就労継続支援(B型)	14	H22.12.1	0823-72-7817
障害者支援センターたまご	社会福祉法人たまご会	広島県呉市中央三丁目12番17号	生活介護	10	H28.6.1	0823-60-9008
花うさぎ工房	株式会社LTA	広島県呉市中央三丁目8番地2	就労継続支援(B型)	20	H28.3.1	090-1339-2036
ひかり作業所	社会福祉法人ふれんず	広島県呉市中通1丁目2-31	就労移行支援(一般型)	6	H27.3.1	0823-23-8676
ひかり作業所	社会福祉法人ふれんず	広島県呉市中通1丁目2-31	就労継続支援(B型)	54	H19.4.1	0823-23-8676
紙ふうせん	特定非営利活動法人びびえ	広島県呉市朝日町19番7 101号	就労継続支援(B型)	20	H21.4.1	0823-21-2855
ライフサポートてんのう	社会福祉法人広島岳心会	広島県呉市天応南町15番35号	生活介護	10	H26.6.1	0823-30-0212
ライフサポートてんのう	社会福祉法人広島岳心会	広島県呉市天応南町15番35号	就労継続支援(B型)	10	H25.4.1	0823-30-0212
やまと	社会福祉法人かしの木	広島県呉市東片山町12番19号	生活介護	20	H24.4.1	0823-21-0101
やまと	社会福祉法人かしの木	広島県呉市東片山町12番19号	就労継続支援(B型)	20	H24.4.1	0823-21-0101
就労継続支援施設元きの子の里	特定非営利活動法人呉自立支援センターホープ	広島県呉市苗代町1002番地	就労継続支援(A型)	40	H23.1.1	0823-33-6181
株式会社 アイエスエフネットライフ呉 呉事業所	株式会社アイエスエフネットライフ呉	広島県呉市宝町1番20号 呉駅西共同ビル4階	就労継続支援(B型)	20	H26.10.1	0823-27-6605
若葉作業所	社会福祉法人豊寿会	広島県呉市豊町大長6007番地1	就労継続支援(B型)	20	H24.4.1	0823-66-3050
就労継続支援B型ばたん	合同会社Botan	広島県呉市本通四丁目7番16号	就労継続支援(B型)	20	H30.2.1	0823-27-6523
障害福祉サービス事業所 青虫の会	特定非営利活動法人青虫の会	広島県呉市本通四丁目9番6号	就労継続支援(B型)	20	H22.3.1	0823-24-9477
ワークハウスおおたに	医療法人正雄会	広島県呉市阿賀北一丁目16番6号	就労継続支援(B型)	20	H30.5.1	0823-72-5554
SPEQ呉事業所	一般社団法人SPEQ	広島県呉市中央二丁目5番2号NSビル1-1	就労継続支援(B型)	20	H30.12.1	0823-32-3171
歩歩	株式会社歩歩	広島県呉市音戸町渡子二丁目16番20号	生活介護	20	H30.5.1	0823-36-6613
ライフサポート希望の家四丁目	社会福祉法人きぼう	広島県呉市焼山中央四丁目4番20号	生活介護	20	H30.9.1	0823-33-9556
ライフケアぼかぼか	特定非営利活動法人ぼかぼか	広島県呉市広中開二丁目4番25号	生活介護	6	H31.4.1	0823-72-7817
呉市所管分 小計 (うち公立)	64 (0)			1,089		
ひまわり洗車場	特定非営利活動法人 ひまわり洗車場	広島県福山市一文字町14番14号 日東製網株式会社内	就労継続支援(B型)	20	H23.4.1	084-954-7537
サポートワークス東福山	株式会社ディライトウィズ	広島県福山市引野町649番地11	就労継続支援(A型)	40	H26.9.1	084-943-6220
ワークス福山	社会福祉法人尾道さつき会	広島県福山市引野町一丁目27番15号	就労継続支援(A型)	10	H29.5.1	084-999-0077
ジョイ・ジョイ・ワーク引野	社会福祉法人アンダンテ	広島県福山市引野町南一丁目6番11号	生活介護	14	H27.3.1	084-971-8600
ジョイ・ジョイ・ワーク引野	社会福祉法人アンダンテ	広島県福山市引野町南一丁目6番11号	就労継続支援(B型)	24	H19.10.1	084-971-8600

施設名等	設置者	所在地	サービス種類	定員	指定年月日	電話番号
就労支援センターはっとりオーガニック	就労支援センターはっとりオーガニック株式会社	広島県福山市駅家町大字服部本郷1266番地	就労継続支援(A型)	20	H27.2.1	084-978-0801
C's Inc.(シーズ インク)	社会福祉法人桜樹会	広島県福山市駅家町大字万能倉1048番地9	就労継続支援(B型)	25	H29.10.1	084-976-0556
障害福祉サービス事業所 ゆうあい	医療法人絃友会	広島県福山市沖野上町四丁目11番26号	就労継続支援(B型)	20	H27.2.1	084-983-1400
さくら	社会福祉法人創樹会	広島県福山市卸町11番3号	生活介護	10	H24.7.1	084-953-8848
さくら	社会福祉法人創樹会	広島県福山市卸町11番3号	就労継続支援(B型)	25	H24.7.1	084-953-8848
ウイズ	社会福祉法人一れつ会	広島県福山市加茂町字上加茂805番地1	就労継続支援(A型)	20	H19.4.1	084-972-5544
せんだんの家	社会福祉法人一れつ会	広島県福山市加茂町字上加茂811番地	生活介護	26	H19.4.1	084-972-5544
せんだんの家	社会福祉法人一れつ会	広島県福山市加茂町字上加茂811番地	就労継続支援(B型)	24	H19.4.1	084-972-5544
ほほえみ	社会福祉法人一れつ会	広島県福山市加茂町上加茂805番地1	生活介護	30	H18.10.1	084-972-5544
遠行工房	特定非営利活動法人玄森会	広島県福山市加茂町大字下加茂669番地1	就労継続支援(B型)	20	H21.4.1	084-970-2350
さをりひろば工房まち	特定非営利活動法人 さをりひろばふくやま	広島県福山市笠岡町1番7号	就労継続支援(B型)	20	H24.6.1	084-928-3220
久松共働センター	社会福祉法人共働福祉会	広島県福山市久松台三丁目1番39号	生活介護	20	H23.4.1	084-928-8665
久松共働センター	社会福祉法人共働福祉会	広島県福山市久松台三丁目1番39号	就労継続支援(B型)	20	H23.4.1	084-928-8665
障がい者就労継続支援B型ファーストステップ	株式会社ファーストステップ	広島県福山市久松台二丁目30番10号	就労継続支援(B型)	20	H27.5.1	084-923-0087
みゆき広場	社会福祉法人歓びの園	広島県福山市御幸町大字下岩成248番地1	生活介護	30	H21.11.1	084-955-2081
福山共働センター	社会福祉法人共働福祉会	広島県福山市御幸町大字上岩成731番地	生活介護	10	H23.4.1	084-972-7129
福山共働センター	社会福祉法人共働福祉会	広島県福山市御幸町大字上岩成731番地	就労継続支援(B型)	20	H23.4.1	084-972-7129
あんずの家	社会福祉法人白鷺	広島県福山市御幸町大字上岩成845番地1	生活介護	20	H20.10.1	084-972-7666
多機能型事業所 遊	特定非営利活動法人遊の会	広島県福山市御幸町大字中津原1750番地6	生活介護	5	H28.3.1	084-982-7266
ホットスペース・ダンク(暖家)	特定非営利活動法人ホットスペース・ダンク(暖家)	広島県福山市御門町二丁目8番22号	就労継続支援(B型)	20	H26.7.1	084-983-2016
ジョイジョイワークたかにし	社会福祉法人虹の会	広島県福山市高西町四丁目3番69号	生活介護	40	H20.4.1	084-933-0927
遊心工房	合同会社自由館	広島県福山市今町1番18号天尚堂ビル	就労継続支援(B型)	20	H22.11.1	084-923-2024
指定障害福祉サービス事業所はちどり	特定非営利活動法人びいあらいふ	広島県福山市今町3番4号	就労継続支援(B型)	20	H27.4.1	084-928-2980
障害福祉サービス事業所 Mixsim	特定非営利活動法人Mixsim	広島県福山市今津町72番地1	就労移行支援(一般型)	10	H26.7.1	084-939-5580
障害福祉サービス事業所 Mixsim	特定非営利活動法人Mixsim	広島県福山市今津町72番地1	就労継続支援(A型)	10	H26.7.1	084-939-5580
障害福祉サービス事業所 Mixsim	特定非営利活動法人Mixsim	広島県福山市今津町72番地1	就労継続支援(B型)	20	H26.7.1	084-939-5580
けやき工房	特定非営利活動法人どりのむわあくす	広島県福山市今津町六丁目6番10号	就労継続支援(B型)	40	H24.4.1	084-933-6623
しんふおにい	社会福祉法人一れつ会	広島県福山市三吉町五丁目1番45号	生活介護	26	H19.4.1	084-926-1754
しんふおにい	社会福祉法人一れつ会	広島県福山市三吉町五丁目1番45号	就労継続支援(B型)	14	H24.1.1	084-926-1754
すみれ工房	社会福祉法人まどか	広島県福山市三吉町南一丁目13番26号	就労移行支援(一般型)	6	H20.4.1	084-928-1643
すみれ工房	社会福祉法人まどか	広島県福山市三吉町南一丁目13番26号	就労継続支援(B型)	14	H20.4.1	084-928-1643
ふくやまクリーンメイト	特定非営利活動法人福山手をつなぐ育成会	広島県福山市三吉町南二丁目13番27号	就労継続支援(A型)	15	H19.4.1	084-922-1138
未来コンサルタント	未来コンサルタント株式会社	広島県福山市三之丸町8番18号福山三之丸アークビル2F	就労継続支援(A型)	20	H28.3.1	084-983-0099
清風会福山工場	社会福祉法人清風会	広島県福山市山手町五丁目26番51号	就労継続支援(A型)	22	H25.4.1	084-949-2465
清風会福山工場	社会福祉法人清風会	広島県福山市山手町五丁目26番51号	就労継続支援(B型)	12	H25.4.1	084-949-2465
いずみ	社会福祉法人一れつ会	広島県福山市山手町七丁目14番54号	共同生活介護	52	H20.4.1	084-972-5544
能力開発アカデミー	特定非営利活動法人ウイズ	広島県福山市春日町七丁目5番28号	就労継続支援(B型)	20	H23.4.1	084-943-3749
ジョイ・ジョイ・ワークかりん	社会福祉法人アンダンテ	広島県福山市曙町三丁目14番25号	就労継続支援(B型)	20	H24.4.1	084-983-3531
ジョイ・ジョイ・ワークあけぼの	特定非営利活動法人アウロラ	広島県福山市曙町四丁目8番12号	就労継続支援(B型)	20	H21.4.1	084-981-3155
ツクルクルITワークス	特定非営利活動法人ひとまちスタジオ	広島県福山市霞町一丁目6番15号 福山中央ビル2F	就労継続支援(B型)	20	H30.4.1	084-917-4127
集いの広場 すまいる・びんご	特定非営利活動法人びんご聴覚障害者福祉協会	広島県福山市松永町一丁目2番地	就労継続支援(B型)	20	H26.10.1	084-939-6780
Smile Base まつなが	一般社団法人Smile Base	広島県福山市南松永町二丁目3番48号	就労継続支援(B型)	10	H29.11.1	084-939-9422
松永作業所	社会福祉法人芙蓉の家	広島県福山市松永町六丁目13番3号	就労継続支援(B型)	40	H23.4.1	084-934-2567
徳島作業所	社会福祉法人芙蓉の家	広島県福山市松永町六丁目14番2号	就労継続支援(B型)	20	H26.1.1	084-934-0870
ゆめの木・わかば	社会福祉法人「ゼノ」少年牧場	広島県福山市沼隈町大字草深1694番地1	生活介護	20	H20.10.1	084-987-5810
ゆめの木・わかば	社会福祉法人「ゼノ」少年牧場	広島県福山市沼隈町大字草深1694番地1	就労移行支援(一般型)	6	H20.10.1	084-987-5810



施設名等	設置者	所在地	サービス種類	定員	指定年月日	電話番号
ゆめの木・わかば	社会福祉法人「ゼノ」少年牧場	広島県福山市沼隈町大字草深1694番地1	就労継続支援(B型)	33	H20.10.1	084-987-5810
障害者自立支援センター「ぼべの木」作業所	社会福祉法人沼隈社会福祉協会	広島県福山市沼隈町大字草深1887番地5	就労継続支援(B型)	20	H25.4.1	084-987-0924
JOBプラスはんど	社会福祉法人「ゼノ」少年牧場	広島県福山市沼隈町大字草深2133番地1	生活介護	17	H24.4.1	084-980-7002
JOBプラスはんど	社会福祉法人「ゼノ」少年牧場	広島県福山市沼隈町大字草深2133番地1	就労継続支援(B型)	13	H26.4.1	084-980-7002
指定障害福祉サービス事業所 ほとはうす のぼら	特定非営利活動法人びい あらいぶ	広島県福山市城見町一丁目4番29号	就労継続支援(B型)	20	H22.8.1	084-926-7591
手をつなぐ福山作業所	特定非営利活動法人手をつなぐ福祉会	広島県福山市新涯町一丁目12番21号	就労継続支援(B型)	20	H23.12.1	084-954-7462
ステップアップ絆・福山校	社会福祉法人恵泉福祉会	広島県福山市新涯町二丁目3番15号	就労継続支援(B型)	20	H29.3.1	084-959-5123
らんらん作業所	社会福祉法人みんなが地域で生きるためのがまのほ	広島県福山市新市町大字戸手1000番地1	就労継続支援(B型)	20	H24.4.1	0847-52-4744
指定障害福祉サービス事業所 じんぐり	社会福祉法人鐘の鳴る丘	広島県福山市新市町大字常1064番地4	就労継続支援(B型)	20	H19.4.1	0847-40-4111
就労継続支援B型事業所ガーデンテラス	社会福祉法人新市福祉会	広島県福山市新市町大字新市56番地2	就労継続支援(B型)	20	H26.4.1	0847-54-2220
がまのほ	社会福祉法人みんなが地域で生きるためのがまのほ	広島県福山市新市町大字相方1172番地1	生活介護	15	H19.4.1	0847-52-4130
にこにこ会	社会福祉法人にこにこ福祉会	広島県福山市神辺町字西中条1099番地4	就労継続支援(A型)	20	H19.4.1	084-960-2020
にこてらす	社会福祉法人にこにこ福祉会	広島県福山市神辺町字西中条2313番地1	生活介護	20	H24.4.1	084-960-2230
ゆめサポート・バク	社会福祉法人「ゼノ」少年牧場	広島県福山市神辺町字東中条301番地6	生活介護	20	H25.4.1	084-960-2256
ゆめサポート・バク	社会福祉法人「ゼノ」少年牧場	広島県福山市神辺町字東中条301番地6	就労継続支援(B型)	14	H25.4.1	084-960-2256
作業所 あいあい広場	特定非営利活動法人あいあい広場	広島県福山市神辺町字徳田1848番	生活介護	25	H22.4.1	084-962-3452
作業所 あいあい広場	特定非営利活動法人あいあい広場	広島県福山市神辺町字徳田1848番	就労継続支援(B型)	10	H22.4.1	084-962-3452
多機能型事業所ココサボ福山	陽気株式会社	広島県福山市神辺町大字新徳田519番地	就労移行支援(一般型)	10	H28.5.1	084-963-6112
多機能型事業所ココサボ福山	陽気株式会社	広島県福山市神辺町大字新徳田519番地	就労継続支援(B型)	10	H28.5.1	084-963-6112
きずなの里	社会福祉法人若菜	広島県福山市神辺町大字川北997番地1	生活介護	10	H23.3.1	084-965-6812
きずなの里	社会福祉法人若菜	広島県福山市神辺町大字川北997番地1	就労移行支援(一般型)	6	H23.3.1	084-965-6812
きずなの里	社会福祉法人若菜	広島県福山市神辺町大字川北997番地1	就労継続支援(B型)	40	H25.3.1	084-965-6812
あかつき	社会福祉法人「ゼノ」少年牧場	広島県福山市神辺町大字八尋951番地4	生活介護	20	H20.4.1	084-965-0735
あかつき	社会福祉法人「ゼノ」少年牧場	広島県福山市神辺町大字八尋951番地4	就労継続支援(B型)	20	H20.4.1	084-965-0735
さわらび	社会福祉法人創樹会	広島県福山市水呑町141地1	生活介護	40	H19.4.1	084-968-0195
瀬戸の里	社会福祉法人若菜	広島県福山市水呑町178番地16	生活介護	20	H26.4.1	084-959-3535
広島県立福山若草園生活介護事業所	社会福祉法人広島県福祉事業団	広島県福山市水呑町4357番地水呑三新田42-1	生活介護	10	H24.4.1	084-968-0230
広島県立福山若草園福山若草療育園療養介護事業所	社会福祉法人広島県福祉事業団	広島県福山市水呑町4357番地水呑三新田42-1	療養介護	54	H24.4.1	084-968-0230
なの花作業所	特定非営利活動法人なの花会	広島県福山市水呑町4727番地6	生活介護	20	H25.5.1	084-956-7787
なの花作業所	特定非営利活動法人なの花会	広島県福山市水呑町4727番地6	就労継続支援(B型)	20	H19.4.1	084-956-7787
宿泊型自立訓練施設 友愛の丘	医療法人絃友会	広島県福山市水呑町7700番地	宿泊型自立訓練	22	H24.4.1	084-920-5885
青葉	社会福祉法人一れつ会	広島県福山市青葉台一丁目20番1号	生活介護	28	H19.4.1	084-947-1266
青葉	社会福祉法人一れつ会	広島県福山市青葉台一丁目20番1号	就労継続支援(B型)	20	H19.4.1	084-947-1266
立進工房	特定非営利活動法人ゆにばーさる	広島県福山市千代田町一丁目14番24号	就労継続支援(A型)	20	H24.3.1	084-981-5501
リボン	特定非営利活動法人ハートイヤ	広島県福山市千代田町一丁目7番55号	就労継続支援(B型)	20	H26.6.1	084-961-4321
ふくでん継続B型	合資会社ふくでん	広島県福山市千代田町三丁目4番22号	就労継続支援(B型)	20	H24.1.1	084-982-6449
障害福祉サービス事業所 風	社会福祉法人まほろば学園	広島県福山市千代田町二丁目15番25号	生活介護	20	H21.4.1	084-982-8585
指定障害福祉サービス事業所 はみんぐ	特定非営利活動法人びいあらいぶ	広島県福山市大黒町1番37号	就労継続支援(B型)	20	H22.7.1	084-922-1109
希望の広場	社会福祉法人福山愛生会	広島県福山市大門町六丁目15番13号	生活介護	10	H21.11.1	084-943-9777
希望の広場	社会福祉法人福山愛生会	広島県福山市大門町六丁目15番13号	就労継続支援(B型)	10	H21.11.1	084-943-9777
シエル	デイズ株式会社	広島県福山市津之郷町加屋80番地	就労継続支援(A型)	20	H26.6.1	084-952-4317
ワンダーセンス	株式会社ワンズゴール	広島県福山市東桜町1番41号 エムシー福山ビル7F	就労継続支援(A型)	20	H25.12.1	084-959-3030
生活介護事業所 ローズ東村	社会福祉法人天和会	広島県福山市東村町132番地	生活介護	20	H28.9.1	084-936-0231
生活介護ゆうゆう奈良津	介護福祉サービス株式会社	広島県福山市奈良津町一丁目2番13号	生活介護	20	H27.4.1	084-983-0046
障がい者サポートセンターあまぎ	天城開発有限公司	広島県福山市奈良津町一丁目3番27号	就労継続支援(B型)	20	H26.1.1	084-932-7177
Smile Base まつなが	一般社団法人Smile Base	広島県福山市南松永町二丁目3番48号	生活介護	10	H29.3.1	084-939-9422



施設名等	設置者	所在地	サービス種類	定員	指定年月日	電話番号
ASAHI	特定非営利活動法人りべらる	広島県福山市南本庄二丁目4番1-104号	就労継続支援(B型)	20	H24.7.1	084-925-6364
エール	デイジー株式会社	広島県福山市入船町二丁目8番11号	就労継続支援(A型)	20	H25.6.1	084-961-4567
エフピコ愛バック株式会社 福山選別センター	エフピコ愛バック株式会社	広島県福山市箕沖町127番地1	就労継続支援(A型)	30	H21.11.1	084-981-4966
エフピコ愛バック株式会社福山工場	エフピコ愛バック株式会社	広島県福山市箕島町456番地36	就労継続支援(A型)	17	H19.5.7	084-953-8288
たちき	株式会社with	広島県福山市明神町一丁目11番13号	就労継続支援(A型)	20	H27.9.1	084-925-5342
さんさん作業所	特定非営利活動法人希望のいりぐち	広島県福山市明神町二丁目16番17号	就労継続支援(B型)	20	H24.11.1	084-923-0086
らぼーろ	特定非営利活動法人ティファール	広島県福山市木之庄町五丁目10番13号	就労継続支援(B型)	20	H24.10.1	084-925-3710
モアー工房	特定非営利活動法人DSモアー	広島県福山市緑陽町二丁目22番15号	就労継続支援(B型)	20	H28.2.1	084-982-6431
リハビリセンターゆうゆう戸手	介護福祉サービス株式会社	広島県福山市新市町大字戸手102番地1	生活介護	80	H30.11.1	0847-54-0150
ひとときの家	株式会社ひととき	広島県福山市引野町二丁目8番10号	生活介護	5	H31.1.1	084-983-3850
生活介護事業所ライブパス	株式会社ライブパス	広島県福山市沼隈町大字草深1711番地5	生活介護	20	H30.10.1	084-967-5000
就労サポートセンター すたーと	結絆福祉会合同会社	広島県福山市東桜町7番11号	就労移行支援(一般型)	6	H30.9.1	084-923-5031
就労サポートセンター すたーと	結絆福祉会合同会社	広島県福山市東桜町7番11号	就労継続支援(B型)	14	H30.9.1	084-923-5031
重度心身障がい(児)者 多機能型	合同会社 友貴和会	広島県福山市山手町六丁目25番39号	生活介護	5	H30.6.1	084-999-0875
りひと	社会福祉法人 にこにこ福祉会	広島県福山市市神辺町字西中条2290番地1	就労継続支援(B型)	20	H31.4.1	084-960-2230
ジョイジョイワークすばる	社会福祉法人 虹の会	広島県福山市今津町三丁目2番30-5号	生活介護	20	H30.6.1	084-939-5361
C's Inc.(シーズ インク)	社会福祉法人桜樹会	広島県福山市駅家町大字万能倉1048番地1	就労移行支援(一般型)	6	H30.8.1	084-976-0556
デイサービスフロンティア	社会福祉法人桜樹会	広島県福山市駅家町大字万能倉1048番地1	生活介護	70	H30.7.1	084-977-1511
さんさん作業所	特定非営利活動法人 希望のいりぐち	広島県福山市明神町二丁目16番17号	生活介護	6	H30.11.1	084-923-0086
アスリー	特定非営利活動法人 謙伸	広島県福山市三吉町五丁目1番7号2階	就労継続支援(A型)	20	H30.12.1	084-982-8829
紙ふうせん	特定非営利活動法人紙ふうせん	広島県福山市昭和町6番24号	就労継続支援(B型)	20	H31.2.1	084-983-3733
福山市所管分 小計	118			2,416		
(うち公立)	(0)					
計	696			13,722		
(うち公立)	(4)					

5 障害のある人のための施設(障害者支援施設を除く。)

施設の種別	施設名等	設置者	所在地	入所等定員	指定年月日	電話番号
病院	広島県立障害者リハビリテーションセンター(医療センター)	県	〒739-0036 東広島市西条町田口295-3	病床 160	S53.4.1	(082) 425-1455
視覚障害者情報提供施設	広島県立視覚障害者情報センター	県	〒732-0009 広島市東区戸坂千足二丁目1-5	-	S37.8.1	(082) 229-7878
身体障害者福祉センター(A型)	広島県立障害者リハビリテーションセンター(スポーツ交流センター)	県	〒739-0036 東広島市西条町田口295-3	-	H8.8.1	(082) 425-6800
身体障害者福祉センター(B型)	呉市身体障害者福祉センター	呉市	〒737-0051 呉市中央六丁目2-9	-	S59.5.1	(0823) 25-3415
	尾道市身体障害者福祉センター	尾道市	〒722-0017 尾道市門田町22-5	-	S58.6.10	(0848) 22-8343
	東広島市身体障害者福祉センター	東広島市	〒739-0003 東広島市西条町土与丸1108	-	S61.4.1	(082) 423-2800
聴覚障害者情報提供施設	広島県聴覚障害者センター	県	〒734-0007 広島市南区皆実町一丁目6-29 健康福祉センター2F	-	H29.1.5	(082) 254-0085
小計(6)						(病床 160)
(以下広島市所管分)						
福祉身体障害者福祉センター(A型)	広島市心身障害者福祉センター	広島市	〒732-0052 広島市東区光町二丁目1-5	-	S58.11.1	(082) 261-2333
(小計 1)						
合計 7				病床 160		

6 障害児のための施設

施設の種別	施設名	設置者	所在地	入所定員	設立年月日	電話番号
指定福祉障害児入所施設	中国芸南学園児童部	(社福)中国新聞社会事業団	〒729-2317 竹原市忠海東町二丁目10-1	10	S43.3.1	(0846) 26-0310
	福山六方学園	(社福)創樹会	〒720-0832 福山市水呑町187	20	S34.10.1	(084) 956-0255
	「ゼノ」やまびこ学園児童部	(社福)「ゼノ」少年牧場	〒720-0311 福山市沼隈町草深1212	21	S37.5.1	(084) 987-0357
	庄原さくら学園	(社福)庄原さくら学園	〒727-0021 庄原市三日月町5017-6	18	S37.4.1	(0824) 72-0884
	六方学園	(社福)六方学園	〒739-0036 東広島市西条町田口391-3	30	S23.4.1	(082) 425-1015
	小計(5)				(99)	
(以下広島市所管分)						
似島学園高等養護部	(社福)似島学園	〒734-0017 広島市南区似島町長谷1487	40	S41.5.1	(082) 259-2165	
太田川学園児童部	(社福)三矢会	〒731-3164 広島市安佐南区伴東三丁目16-1	21	S43.4.1	(082) 848-0130	
瀬野川学園	(社福)柏学園	〒739-0303 広島市安芸区上瀬野南一丁目338-3	20	S44.4.1	(082) 894-8958	
見真学園児童部	(社福)順源会	〒731-5102 広島市佐伯区五日市町石内1920	20	S42.1.1	(082) 928-0815	
(小計 4)				(101)		
合計 9				200		
指定医療障害児入所施設	ときわ 呉	(社福)広島県リハビリテーション協会	〒737-0024 呉市宮原十三丁目2-12	50	H24.2.1	(0823) 32-3777
	広島県立福山若草園	県	〒720-0832 福山市水呑町4357, 水呑三新田42-1	54	S59.4.1	(084) 968-0230
	子鹿医療療育センター	(社福)ともえ会	〒728-0025 三次市栗屋町柳迫1664	80	S49.6.1	(0824) 63-1151
	広島県立障害者療育支援センターわかば療育園	県	〒739-0133 東広島市八本松町米満198-1	50	S58.4.1	(082) 428-6672
	広島県立障害者リハビリテーションセンター若草園(入所)	県	〒739-0036 東広島市西条町田口295-3	62	S28.4.1	(082) 425-1455
	広島県立障害者リハビリテーションセンター若草療育園	県	〒739-0036 東広島市西条町田口295-3	53	H4.5.1	(082) 425-1455
	重症児・者福祉医療施設	(社福)三篠会	〒738-0031 廿日市市原926-1	48	H19.4.1	(0829) 38-3333
	(小計 7)				(397)	

施設の種別	施設名	設置者	所在地	入所定員	設立年月日	電話番号	
指定医療型障害児入所施設	(以下広島市所管分)						
	重症児・者福祉医療施設 鈴が	(社福)三 篠 会	〒731-5122 広島市佐伯区五日市町皆賀104-27	100	H12.4.1	(082) 943-8888	
	(小計 1)			(100)			
	合計 8			497			
指定発達支援医療機関 (重症心身障害児)	広島西医療センター 重症心身障害児病棟	独立行政法人 国立病院機構	〒739-0696 大竹市玖波四丁目1-1	120	H17.7.1	(0827) 57-7151	
	賀茂精神医療センター 重症心身障害児病棟	独立行政法人 国立病院機構	〒739-2693 東広島市黒瀬町南方92	100	S50.4.1	(0823) 82-3000	
	合計 2			220			
指定発達支援医療機関 (肢体不自由児)	広島西医療センター 進行性筋萎縮症児病棟	独立行政法人 国立病院機構	〒739-0696 大竹市玖波四丁目1-1	120	H17.7.1	(0827) 57-7151	
	合計 1			120			
福祉型児童発達支援センター	呉本庄つくし園	(社福)呉福祉会	〒737-0911 呉市焼山北三丁目21-1	通所 30	S57.4.1	(0823) 33-8020	
	こども発達支援センター のぞみ	(社福)三原のぞみの会	〒723-0046 三原市明神三丁目16-16	通所 20	H24.4.1	(0848) 29-7800	
	尾道発達相談・療育 支援センターあづみ園	(社福)あづみの森	〒722-0042 尾道市久保町1811	通所 40	H12.10.1	(0848) 20-7887	
	児童発達支援センターあいあい	(社福)尾道さつき会	〒722-0215 尾道市美ノ郷町三成1612-1	通所 30	H24.4.1	(0848) 40-0073	
	草笛学園	(社福)こぶしの村 福祉会	〒720-2412 福山市加茂町下加茂909	通所 40	S48.4.1	(084) 972-3950	
	児童発達支援センター ひかり園	(社福)こぶしの村 福祉会	〒720-0831 福山市草戸町四丁目14-2	通所 40	H16.4.1	(084) 973-8671	
	「ゼノ」こぼと園	(社福)「ゼノ」少年牧場	〒720-0311 福山市沼隈町草深1852-1	通所 30	S53.5.1	(084) 987-3386	
	ぐるんぱ	(社福)つ つ じ	〒739-0133 東広島市八本松町米満字下田地原462-9	通所 20	H22.10.1	(082) 427-1175	
	児童発達支援センター 柏学園	(社福)柏学園	〒735-0015 安芸郡府中町青崎東7-12	通所 40	S41.11.4	(082) 282-6500	
	広島西こども発達支援センター くれよん	(社福)くさのみ福祉会	〒738-0036 廿日市市四季が丘十一丁目23番	通所 40	H28.4.1	(0829) 31-2800	
	児童発達支援センター パン	(社福)ともえ会	〒728-0025 三次市栗屋町1604-1	通所 20	H29.4.1	(0824) 62-1211	
	児童発達支援センター おひさま	(医)ハートフル	〒738-0060 廿日市市陽光台三丁目1-3	通所 15	H29.4.1	(0829) 37-1166	
	(小計 12)			(365)			
	(以下広島市所管分)						
	広島市こども療育センター 育成園	広島市	〒732-0052 広島市東区光町二丁目15-55	通所 30	S42.4.1	(082) 263-0683	
	広島市こども療育センター 山彦園	広島市	〒732-0052 広島市東区光町二丁目15-55	通所 30	S51.11.1	(082) 263-0683	
	広島市北部こども療育センター くすのき園	広島市	〒731-0223 広島市安佐北区可部南五丁目8-70	通所 30	H5.4.1	(082) 814-5801	
	広島市西部こども療育センター なぎさ園	広島市	〒731-5138 広島市佐伯区海老山南二丁目2-18	通所 80	H16.4.1	(082) 943-6831	
	こども発達支援センター ひゅーるぼん	(NPO)コミュニティー ダーひゅーるぼん	〒731-0102 広島市安佐南区川内六丁目28-15	通所 25	H25.4.1	(082) 831-6888	
	(小計 5)			(195)			
合計 17			560				
医療型児童発達支援センター	広島県立障害者 リハビリテーションセンター 若草園(通所)	県	〒739-0036 東広島市西条町田口295-3	通所 10	S28.4.1	(082) 425-1455	
	広島県立福山若草園 福山若草育成園	県	〒720-0832 福山市水呑町4357, 水呑三新田42-1	通所 20	S37.6.1	(084) 968-0230	
	(小計 2)			(30)			
(以下広島市所管分)							
広島市こども療育 センター二葉園	広島市	〒732-0052 広島市東区光町二丁目15-55	通所 40	S50.1.1	(082) 263-0683		
広島市北部こども療育 センターわかば園	広島市	〒731-0223 広島市安佐北区可部南五丁目8-70	通所 20	H5.4.1	(082) 814-5801		
(小計 2)			(60)				
合計 4			90				

## 7 児童のための施設等

(平成31年4月1日現在)

施設等の種類	施設名	設置者	所在地	入所定員	設立年月日	電話番号	
母子生活支援施設	サン・ロータス皆実	(社福)三誓会	〒723-0052 三原市皆実四丁目9-5	世帯 20	H27.7.1	(0848) 38-2245	
	いもせハイツ	(社福)さくら福祉会	〒739-0442 廿日市市梅原二丁目14-39	世帯 20	H25.4.1	(0829) 55-2008	
	尾道母子生活支援センター「エスポワール」	(社福)尾道厚生会	〒722-0042 尾道市久保町1733	世帯 20	S25.4.1	(0848) 20-7171	
	府中むつみ園	(社福)静和会	〒726-0021 府中市土生町1519-1	世帯 20	S26.4.20	(0847) 41-2249	
	(小計)(4)			(80)			
	(以下広島市所管分)						
	メゾンクオーレ	(社福)広島県同胞援護財団	〒732-0819 広島市南区段原山崎1丁目4-23	世帯 20	H26.4.1	(082) 209-2633	
	広島和光園	(社福)広島和光園	〒734-0003 広島市南区宇品東三丁目6-26	世帯 20	S23.4.1	(082) 254-0480	
	さくら苑	(社福)広島県同胞援護財団	〒733-0861 広島市西区草津東二丁目20-19	世帯 30	S23.4.1	(082) 271-4391	
	高松ハイツ	(社福)広島県同胞援護財団	〒731-0231 広島市安佐北区亀山五丁目45-24	世帯 20	S23.4.1	(082) 812-2045	
	(小計)(4)			(90)			
	(以下呉市所管分)						
	嶺南荘	(社福)呉同済義会	〒737-0072 呉市東畑二丁目2-18	世帯 20	S23.4.1	(0823) 21-3197	
	(小計)(1)			(20)			
	(以下福山市所管分)						
	福山市久松寮	福山市	〒720-0822 福山市川口町三丁目15-24	世帯 12	S23.4.1	(084) 953-1960	
	(小計)(1)			(12)			
	合計 10			202			
	乳児院	福山乳児院	(社福)愛恵会	〒720-0837 福山市瀬戸町地頭分2504-2	30	S28.3.1	(084) 951-8459
		(小計)(1)			(30)		
(以下広島市所管分)							
広島乳児院		(社福)広島修道院	〒732-0047 広島市東区尾長西二丁目8-1	29	S24.4.1	(082) 261-1356	
(小計)(1)				(29)			
合計 2			59				
児童養護施設	救世軍豊浜学寮	(社福)救世軍社会団	〒734-0101 呉市豊浜町豊島3082-5	小規模 6	S30.4.1	(0823) 68-2029	
	仁風園	(社福)呉同済義会	〒737-0145 呉市仁方西神町35-11	70	S40.12.1	(0823) 79-5553	
	救世軍愛光園	(社福)救世軍社会団	〒737-0862 呉市狩留賀町3-5	30	S28.8.1	(0823) 27-5361	
	子供の家三美園	(社福)広島県同胞援護財団	〒722-0215 尾道市美ノ郷町三成20372番5	小規模 6	S25.10.1	(0848) 48-0045	
	広島新生学園	(社福)広島新生学園	〒739-0036 東広島市西条町田口391-2	45	S23.4.1	(082) 425-1378	
	光の園摂理の家	(社福)光の園	〒738-0042 廿日市市地御前1895	42	S23.4.1	(0829) 39-1405	
	丸石こどもの家	(社福)さくら福祉会	〒739-0452 廿日市市丸石1丁目1-12	30	S36.8.1	(0829) 54-2111	
	福山ルンビニ園	(社福)龍華福祉会	〒720-2415 福山市加茂町北山176-12	36	H21.4.1	(084) 972-8004	
	こぶしヶ丘学園	(社福)こぶしの村会	〒720-2412 福山市加茂町下加茂899	小規模 12	S55.4.1	(084) 972-5811	
	(小計)(9)			(429)			

(平成31年4月1日現在)

施設等の種類	施設名	設置者	所在地	入所定員	設立年月日	電話番号
児童養護施設	(以下広島市所管分)					
	似島学園	(社福)似島学園	〒734-0017 広島市南区似島町長谷1487	114 6 小規模	S23.4.1	(082) 259-2456
	広島修道院	(社福)広島修道院	〒732-0047 広島市東区尾長西二丁目8-1	80	S23.4.1	(082) 261-1356
	広島修道院 きずなの家	(社福)広島修道院	〒732-0047 広島市東区尾長西二丁目8-1	20	H26.4.1	(082) 261-1356
	八幡学園	(社福)順源会	〒731-5116 広島市佐伯区八幡一丁目5-20	60	S25.8.1	(082) 928-0602
	(小計)(4)			(280)		
	合計 13			709		
児童自立 支援施設	広島県立広島学園	県	〒739-0151 東広島市八本松町原10844	入所 通所 70 —	S23.4.1	(082) 429-0351
児童家庭 支援センター	(以下呉市所管分)					
	明日葉	(社福)救世軍社会 事業団	〒737-0862 呉市狩留賀町3-5	—	H28.7.8	(0823) 27-5371
	(以下尾道市所管分)					
	まごころ	(社福)広島県 同胞援護財団	〒722-0022 尾道市栗原町1268-1	—	H23.4.1	(0848) 24-0556
	(以下廿日市市所管分)					
	コスモス	(社福)さくら福祉会	〒739-0452 廿日市市丸石1丁目1-12	—	H31.4.1	(0829) 54-2112
	児童心理 治療施設	子供の家三美園	(社福)広島県 同胞援護財団	〒722-0215 尾道市美ノ郷町三成20372番5	入所 通所 20 —	H24.10.1
広島新生学園		(社福)広島新生学園	〒739-0036 東広島市西条町田口391-2	入所 通所 28 —	H30.4.1	(082) 425-1378
(小計)(2)				入所 (48) 通所 —		
(以下広島市所管分)						
広島市こども療育 センター「愛育園」		広島市	〒732-0052 広島市東区光町二丁目15-55	入所 通所 28 15	S50.9.1	(082) 263-0683
(小計)(1)				入所 (28) 通所 (15)		
合計 3				入所 (76) 通所 (15)		
小規模住居型 児童養育事業所	稲垣ファミリーホーム	稲垣りつ子	〒737-0051 呉市中央五丁目9-7	6	H22.2.1	(0823) 22-2288
	折田ファミリーホーム	折田亘一郎	〒739-0146 東広島市八本松飯田七丁目1-42	6	H25.8.1	(082) 428-4904
	ファミリーホームのぞみ	(NPO)とりで	〒739-0605 大竹市立戸1丁目9-8	6	H31.4.1	(0827) 28-4635
	(小計)(3)			(18)		
	(以下広島市所管分)					
	ファミリーホーム吉田 〜母譜〜	(NPO)母譜	〒733-0834 広島市西区草津新町一丁目10-5	6	H24.6.1	(082) 218-0408
	ファミリーホーム母譜	(NPO)母譜	〒733-0037 広島市西区南観音二丁目8-26 第2田中ビル201号室	6	H26.4.1	(082) 208-5004
(小計)(2)			(12)			
合計 4			30			
児童自立生活 援助事業所	ゆめじ	(NPO)とりで	〒739-0651 大竹市玖波4丁目11-67	6	H30.4.1	(0827) 28-6761
	こごみ	(NPO)みのり	〒739-0001 東広島市西条町西条被東802番地HYビル5階	6	H30.7.1	(082) 424-0222
	(小計)(2)			(6)		
	(以下広島市所管分)					
	子どもシェルター 「ピピオの家」	(NPO)ピピオ子ども センター	〒730-0014(事務局) 広島市中区上鞆町2-36 S・ウイングビル505号	5	H24.4.1	(082) 221-9563
	はばたけ荘	(NPO)ピピオ子ども センター	〒730-0821(施設) 広島市西区庚午北一丁目8-3 (事務局)広島市中区上鞆町2-36 S・ウイングビル505号	6	H26.9.1	(施設)(082) 275-6558 (事務局)221-9563
	(小計)(2)			(11)		
合計 3			17			

(平成31年4月1日現在)

施設等の種類	施設名	設置者	所在地	入所定員	設立年月日	電話番号
退所児童等アフターケア事業所	カモミール	(NPO) どりいむスイッチ	〒720-0815 福山市野上町二丁目6-6 SATOビル12 711号	—	H28.2.1	(084) 959-3278
	(以下広島市所管分)					
	児童アフターケアひかり	(社福) 広島修道院	〒732-0052 広島市東区光町二丁目8-8	—	H26.10.1	(082) 261-1124
	合計 2			—		

施設の種類	施設名	設置者	所在地	設立年月日	電話番号	備考	
児童館 (公立)	(以下広島市を除く各市町所管分)						
	呉市宮原児童館	呉市	〒737-0024 呉市宮原七丁目4-20	S41.5.9	(0823)21-0505		
	呉市二川児童館	呉市	〒737-0821 呉市三條一丁目14-9	S44.4.1	(0823)21-2205		
	呉市大坪谷児童館	呉市	〒737-0001 呉市阿賀北三丁目1-3	S49.5.1	(0823)73-0223		
	呉市豊児童館	呉市	〒734-0301 呉市豊町大長字堂の尻5915-5	S54.4.1	(0823)66-2872		
	竹原市中央児童館	竹原市	〒725-0026 竹原市中央五丁目5-17	S41.5.25	(0846)22-0420		
	三原市児童館	三原市	〒723-0014 三原市城町一丁目18-1	H10.4.1	(0848)67-1123		
	尾道市北久保児童館	尾道市	〒722-0041 尾道市防地町26-24	S48.9.1	(0848)20-7192		
	尾道市児童センター	尾道市	〒722-0017 尾道市門田町22-5	S58.6.1	(0848)22-8385	(児童センター)	
	福山市児童館	福山市	〒720-0843 福山市赤坂町赤坂545	H1.5.3	(084)952-1177	(児童センター)	
	府中市こどもの国	府中市	〒726-0021 府中市土生町1581-7	S42.4.1	(0847)41-4145	(児童センター)	
	八次児童館	三次市	〒728-0006 三次市島敷町1722-1	H3.4.1	(0824)64-0167	休館中	
	吉舎児童館	三次市	〒729-4211 三次市吉舎町吉舎744-4	S40.4.1	(0824)43-2219	休館中	
	大竹市栗谷児童館	大竹市	〒739-0645 大竹市栗谷町小栗林720	S45.6.1	(0827)56-0261	休館中	
	黒瀬児童館	東広島市	〒739-2612 東広島市黒瀬町丸山1450-1	H11.4.1	(0823)70-4371	(児童センター)	
	安芸津児童館子どもの家	東広島市	〒739-2403 東広島市安芸津町風早3092-1	H8.4.1	(0846)45-3689		
	友和児童館	廿日市市	〒738-0203 廿日市市友田30-1	H8.4.1	(0829)74-3386		
	津田児童館	廿日市市	〒738-0222 廿日市市津田4109	H11.4.1	(0829)72-2391		
	平良児童館	廿日市市	〒738-0060 廿日市市陽光台一丁目4-1	H15.4.1	(0829)38-6671		
	大野東児童館	廿日市市	〒739-0488 廿日市市大野840-6	H5.4.1	(0829)54-2958		
	大野西児童館	廿日市市	〒739-0441 廿日市市大野原四丁目3-11	H5.4.1	(0829)54-2957		
	津久茂児童館	江田島市	〒737-2126 江田島市江田島町津久茂3-1-23	S58.4.1	(0823)42-1962		
	中町児童館	江田島市	〒737-2301 江田島市能美町中町4972-1	H16.4.1	(0823)45-0021		
	柿浦児童館	江田島市	〒737-2211 江田島市大柿町柿浦2579-4	S57.4.1	(0823)57-4858		
	府中北交流センター 児童センター	府中町	〒735-0006 安芸郡府中町本町五丁目3-8	H29.4.1	(082)510-5202	(児童センター)	
	府中南交流センター 児童センター	府中町	〒735-0025 安芸郡府中町鹿籠一丁目21-3	H21.11.1	(082)286-3212	(児童センター)	
	(小計)(25)						
	(以下県所管分)						
	海田児童館	海田町	〒736-0026 安芸郡海田町幸町5-7	S44.7.1	(082)822-2216		
	海田東児童館	海田町	〒736-0011 安芸郡海田町寺迫一丁目1-29	H4.4.1	(082)822-9946		
	安芸太田町筒賀児童センター	安芸太田町	〒731-3702 山県郡安芸太田町中筒賀401	H16.4.1	(0826)32-7100	(児童センター)	
	(小計)(3)						
	(以下広島市所管分)						
	広島市白島児童館	広島市	〒730-0005 広島市中区西白島町26-30	S54.5.1	(082)223-2703	(児童センター)	
	基町	広島市	〒730-0011 広島市中区基町19-7	S50.4.1	(082)227-3872		
	幟町	広島市	〒730-0016 広島市中区幟町3-49	H11.6.1	(082)228-7495	(児童センター)	
	袋町	広島市	〒730-0036 広島市中区袋町6-36	S59.10.1	(082)244-4029	(児童センター)	
	竹屋	広島市	〒730-0048 広島市中区鶴見町8-54	S41.2.1	(082)241-3912		
	千田	広島市	〒730-0053 広島市中区東千田町二丁目1-23	H12.5.1	(082)244-8030	(児童センター)	
	中島	広島市	〒730-0812 広島市中区加古町10-43	H29.5.1	(082)545-5788	(児童センター)	
	吉島東	広島市	〒730-0822 広島市中区吉島東三丁目2-7	S53.11.1	(082)249-8145		
	吉島	広島市	〒730-0823 広島市中区吉島西三丁目4-25	S47.4.1	(082)244-7957		
	広瀬	広島市	〒730-0804 広島市中区広瀬町2-17	H30.5.1	(082)235-2522		



施設の種類	施設名	設置者	所在地	設立年月日	電話番号	備考
児童館 (公立)	本川	広島市	〒730-0802 広島市中区本川町一丁目5-24	S49.9.1	(082)293-1373	
	舟入	広島市	〒730-0844 広島市中区舟入幸町14-16	S46.4.1	(082)291-3314	
	江波	広島市	〒730-0832 広島市中区江波東二丁目2-2	S48.5.1	(082)292-8167	
	福木	広島市	〒732-0031 広島市東区馬木九丁目1-1	S59.5.1	(082)899-4611	(児童センター)
	上温品	広島市	〒732-0032 広島市東区上温品三丁目4-1	S63.5.1	(082)280-3024	(児童センター)
	温品	広島市	〒732-0033 広島市東区温品八丁目8-25	H25.5.1	(082)508-4151	(児童センター)
	戸坂	広島市	〒732-0016 広島市東区戸坂出江二丁目1-1	S56.5.1	(082)229-3313	(児童センター)
	戸坂城山	広島市	〒732-0015 広島市東区戸坂城山町1-2	S60.5.1	(082)229-6380	(児童センター)
	東浄	広島市	〒732-0012 広島市東区戸坂新町三丁目1-4	H9.5.1	(082)229-6182	(児童センター)
	中山	広島市	〒732-0023 広島市東区中山東一丁目2-1	S51.8.1	(082)289-6970	
	牛田新町	広島市	〒732-0068 広島市東区牛田新町一丁目15-1	S55.5.1	(082)228-2566	(児童センター)
	牛田	広島市	〒732-0067 広島市東区牛田旭一丁目14-44	H16.5.1	(082)228-3184	(児童センター)
	尾長	広島市	〒732-0048 広島市東区山根町21-10	S50.5.1	(082)263-0825	(児童センター)
	矢賀	広島市	〒732-0042 広島市東区矢賀二丁目10-31	H5.5.1	(082)286-0543	(児童センター)
	大州	広島市	〒732-0802 広島市南区大州五丁目10-12	S51.7.15	(082)283-6130	
	青崎	広島市	〒734-0053 広島市南区青崎一丁目12-7	S57.5.1	(082)285-2965	(児童センター)
	向洋新町	広島市	〒734-0055 広島市南区向洋新町一丁目6-2	H9.5.1	(082)288-2682	(児童センター)
	段原	広島市	〒732-0824 広島市南区の場町二丁目6-13	H22.2.1	(082)568-7830	
	東雲	広島市	〒734-0023 広島市南区東雲本町二丁目11-2	S42.3.1	(082)282-7013	
	皆実	広島市	〒734-0007 広島市南区皆実町一丁目15-2	S45.8.1	(082)253-9416	
	翠町	広島市	〒734-0005 広島市南区翠四丁目10-2	H15.5.1	(082)256-1803	(児童センター)
	大河	広島市	〒734-0036 広島市南区旭一丁目5-25	H26.11.1	(082)250-4565	(児童センター)
	黄金山	広島市	〒734-0042 広島市南区北大河町35-2	H14.5.1	(082)284-7884	(児童センター)
	仁保	広島市	〒734-0024 広島市南区仁保新町二丁目8-12	S50.8.1	(082)281-5034	
	楠那	広島市	〒734-0032 広島市南区楠那町5-24	H11.5.1	(082)255-3926	(児童センター)
	宇品東	広島市	〒734-0003 広島市南区宇品東七丁目11-8	S44.4.1	(082)253-4501	
	宇品	広島市	〒734-0015 広島市南区宇品御幸四丁目5-32	S47.5.1	(082)254-3424	
	似島	広島市	〒734-0017 広島市南区似島町字大黃2403-1	H14.4.1	(082)259-2237	
	大芝	広島市	〒733-0001 広島市西区大芝一丁目25-17	H27.5.1	(082)509-2050	(児童センター)
	三篠	広島市	〒733-0005 広島市西区三篠町18-13	S55.7.1	(082)238-7201	
	天満	広島市	〒733-0022 広島市西区天満町1-27	S50.5.1	(082)293-1085	
	観音	広島市	〒733-0033 広島市西区観音本町二丁目1-74	S50.8.1	(082)293-7461	
	南観音	広島市	〒733-0035 広島市西区南観音六丁目5-15	S48.6.1	(082)292-5591	
	己斐	広島市	〒733-0815 広島市西区己斐上二丁目1-2	S59.5.1	(082)271-9950	(児童センター)
	己斐上	広島市	〒733-0815 広島市西区己斐上六丁目456	H2.7.1	(082)273-9296	(児童センター)
	己斐東	広島市	〒733-0811 広島市西区己斐東二丁目30-3	S52.5.1	(082)272-0984	
	山田	広島市	〒733-0853 広島市西区山田新町一丁目17-4	H8.5.1	(082)272-1769	(児童センター)
	古田	広島市	〒733-0874 広島市西区古江西町19-15	S63.5.1	(082)274-0905	(児童センター)
	高須	広島市	〒733-0871 広島市西区高須四丁目16-1	H9.5.1	(082)273-4863	(児童センター)
	庚午	広島市	〒733-0822 広島市西区庚午中一丁目15-2	H24.5.1	(082)507-1533	(児童センター)
	草津	広島市	〒733-0861 広島市西区草津東二丁目20-1	S44.4.1	(082)271-8573	
	鈴が峰	広島市	〒733-0852 広島市西区鈴が峰町36-3	H1.5.1	(082)279-8993	(児童センター)
井口台	広島市	〒733-0844 広島市西区井口台三丁目5-1	H9.5.1	(082)279-5423	(児童センター)	
井口	広島市	〒733-0842 広島市西区井口二丁目13-1	S58.5.1	(082)277-5283	(児童センター)	
井口明神	広島市	〒733-0841 広島市西区井口明神一丁目13-2	H4.5.1	(082)276-0482	(児童センター)	



施設の種別	施設名	設置者	所在地	設立年月日	電話番号	備考
児童館 (公立)	八木	広島市	〒731-0101 広島市安佐南区八木九丁目20-19	S59.5.1	(082)873-6444	(児童センター)
	川内	広島市	〒731-0102 広島市安佐南区川内五丁目39-32	H28.5.1	(082)877-6715	(児童センター)
	緑井	広島市	〒731-0103 広島市安佐南区緑井四丁目31-3	H29.11.1	(082)870-0853	(児童センター)
	中筋	広島市	〒731-0122 広島市安佐南区中筋二丁目15-16	H7.5.1	(082)870-0852	(児童センター)
	古市	広島市	〒731-0194 広島市安佐南区中須一丁目38-13	H20.7.22	(082)831-5020	(児童センター)
	大町	広島市	〒731-0125 広島市安佐南区大町西一丁目16-12	H21.5.1	(082)831-1135	(児童センター)
	毘沙門台	広島市	〒731-0152 広島市安佐南区毘沙門台三丁目1-1	S61.5.1	(082)877-7482	(児童センター)
	安東	広島市	〒731-0153 広島市安佐南区安東三丁目1-1	H1.5.1	(082)878-6929	(児童センター)
	上安	広島市	〒731-0154 広島市安佐南区上安五丁目7-21	H3.5.1	(082)872-7183	(児童センター)
	安北	広島市	〒731-0144 広島市安佐南区高取北二丁目30-1	S61.5.1	(082)872-4109	(児童センター)
	安西	広島市	〒731-0142 広島市安佐南区高取南二丁目18-1	S57.5.1	(082)872-2188	(児童センター)
	祇園	広島市	〒731-0138 広島市安佐南区祇園三丁目1-22	H3.5.1	(082)875-7096	(児童センター)
	長束	広島市	〒731-0135 広島市安佐南区長束四丁目15-1	S58.5.1	(082)238-6179	(児童センター)
	長東西	広島市	〒731-0136 広島市安佐南区長東西一丁目26-3	S60.5.1	(082)237-4998	(児童センター)
	山本	広島市	〒731-0137 広島市安佐南区山本三丁目13-2	H12.5.1	(082)871-1952	(児童センター)
	伴南	広島市	〒731-3168 広島市安佐南区伴南一丁目21-1	H26.10.1	(082)849-6060	(児童センター)
	大塚	広島市	〒731-3167 広島市安佐南区大塚西六丁目1-2	H10.5.1	(082)848-4410	(児童センター)
	伴	広島市	〒731-3165 広島市安佐南区伴中央一丁目7-2	S62.5.1	(082)848-0094	(児童センター)
	伴東	広島市	〒731-3164 広島市安佐南区伴東七丁目11-1	H15.10.3	(082)848-4001	
	狩小川	広島市	〒739-1752 広島市安佐北区上深川町1315-4	H6.5.1	(082)844-1684	(児童センター)
	深川	広島市	〒739-1751 広島市安佐北区深川五丁目12-2	H7.5.1	(082)842-9771	(児童センター)
	亀崎	広島市	〒739-1742 広島市安佐北区亀崎四丁目2-2	H2.5.1	(082)842-0494	(児童センター)
	真亀	広島市	〒739-1741 広島市安佐北区真亀一丁目3-27	S62.5.1	(082)843-1883	(児童センター)
	倉掛	広島市	〒739-1743 広島市安佐北区倉掛一丁目12-1	H2.5.1	(082)842-0549	(児童センター)
	落合東	広島市	〒739-1731 広島市安佐北区落合四丁目13-2	S60.5.1	(082)843-4554	(児童センター)
	落合	広島市	〒739-1732 広島市安佐北区落合南二丁目13-3	H8.5.1	(082)842-3084	(児童センター)
	口田東	広島市	〒739-1734 広島市安佐北区口田二丁目1-3	H8.5.1	(082)842-2822	(児童センター)
	口田	広島市	〒739-1733 広島市安佐北区口田南二丁目7-3	H23.5.1	(082)841-5855	(児童センター)
	三入	広島市	〒731-0211 広島市安佐北区三入五丁目15-9	S61.5.1	(082)818-1170	(児童センター)
	三入東	広島市	〒731-0212 広島市安佐北区三入東一丁目10-5	H4.5.1	(082)818-6741	(児童センター)
	可部	広島市	〒731-0221 広島市安佐北区可部四丁目9-2	S57.5.1	(082)815-1766	(児童センター)
	可部南	広島市	〒731-0223 広島市安佐北区可部南二丁目11-2	H10.5.1	(082)815-6321	(児童センター)
	亀山	広島市	〒731-0231 広島市安佐北区亀山七丁目4-10	H6.5.1	(082)815-3894	(児童センター)
	亀山南	広島市	〒731-0232 広島市安佐北区亀山南三丁目28-3	S56.5.1	(082)815-5422	(児童センター)
	鈴張	広島市	〒731-1141 広島市安佐北区安佐町大字鈴張1915	H10.5.1	(082)835-0824	(児童センター)
	久地南	広島市	〒731-3363 広島市安佐北区安佐町大字くすの木台52-1	H5.5.12	(082)837-0908	(児童センター)
	日浦	広島市	〒731-3361 広島市安佐北区あさひが丘三丁目21-1	H3.5.1	(082)838-0454	(児童センター)
	瀬野	広島市	〒739-0311 広島市安芸区瀬野一丁目36-13	S58.5.1	(082)894-1242	(児童センター)
	中野	広島市	〒739-0321 広島市安芸区中野四丁目21-2	S60.4.1	(082)893-2713	(児童センター)
	中野東	広島市	〒739-0321 広島市安芸区中野五丁目11-1	H3.5.1	(082)892-2814	(児童センター)
	畑賀	広島市	〒736-0088 広島市安芸区畑賀三丁目23-12	H13.5.1	(082)827-1509	(児童センター)
	阿戸	広島市	〒731-4231 広島市安芸区阿戸町6175-2	H7.5.1	(082)856-0799	(児童センター)
船越	広島市	〒736-0081 広島市安芸区船越四丁目28-3	S61.4.1	(082)822-7828		
矢野西	広島市	〒736-0085 広島市安芸区矢野西四丁目5-1	S62.5.1	(082)889-3112	(児童センター)	
矢野	広島市	〒736-0085 広島市安芸区矢野西六丁目11-1	S56.5.1	(082)888-0726	(児童センター)	

施設の種類	施設名	設置者	所在地	設立年月日	電話番号	備考
児童館 (公立)	矢野南	広島市	〒736-0086 広島市安芸区矢野南四丁目9-22	H11.5.1	(082)888-3933	(児童センター)
	河内	広島市	〒731-5151 広島市佐伯区五日市町大字上河内1601-2	H6.5.1	(082)927-9129	(児童センター)
	五月が丘	広島市	〒731-5101 広島市佐伯区五月が丘二丁目22-2	H1.5.1	(082)941-1552	(児童センター)
	藤の木	広島市	〒731-5103 広島市佐伯区藤の木二丁目2-2	H4.5.1	(082)927-6287	(児童センター)
	彩が丘	広島市	〒731-5153 広島市佐伯区河内南二丁目10-2	H8.5.1	(082)927-6681	(児童センター)
	美鈴が丘	広島市	〒731-5114 広島市佐伯区美鈴が丘西一丁目8-2	S63.5.1	(082)927-2904	(児童センター)
	利松	広島市	〒731-5106 広島市佐伯区利松一丁目10-7	S59.4.1	(082)927-0621	
	八幡	広島市	〒731-5116 広島市佐伯区八幡二丁目3-1	H7.5.1	(082)927-4673	(児童センター)
	坪井	広島市	〒731-5142 広島市佐伯区坪井一丁目32-9	S40.4.1	(082)921-2394	
	五日市観音西	広島市	〒731-5142 広島市佐伯区坪井三丁目877	H6.5.1	(082)923-9441	(児童センター)
	五日市中央	広島市	〒731-5128 広島市佐伯区五日市中央三丁目12-2	H5.5.1	(082)922-6099	(児童センター)
	五日市	広島市	〒731-5127 広島市佐伯区五日市三丁目1-1	S48.4.1	(082)922-6337	
	五日市東	広島市	〒731-5124 広島市佐伯区皆賀二丁目3-2	H4.5.1	(082)923-3827	(児童センター)
	五日市南	広島市	〒731-5135 広島市佐伯区海老園三丁目18-2	H5.5.1	(082)922-5261	(児童センター)
	楽々園	広島市	〒731-5136 広島市佐伯区楽々園六丁目8-2	H2.5.1	(082)923-8710	(児童センター)
		(小計) (115)				
	合計143					

施設の種類	施設名	設置者	所在地	設立年月日	電話番号	備考
児童館 (私立)	(以下広島市を除く各市町所管分)					
	チャーチスクール	日本キリスト教団 尾道吉和伝道所	〒722-0006 尾道市沖側町13-50	S46.8.10	(0848)22-9867	休園中
	(小計)(1)					
	(以下広島市所管分)					
	打越愛児園	安田 栄	〒733-0004 広島市西区三篠町一丁目7-11	S31.6.1	(082)237-1967	
	いずみ園	森 重 一 成	〒731-1142 広島市安佐北区安佐町飯室1479	S33.9.1	(082)835-0026	
	(小計)(2)					
	合計 3					

児童遊園

市町村名	施設数
尾道市	1 (休止)
東広島市	1
坂町	1
計	3

(尾道市所管分)

(東広島市所管分)

(県所管分)

保育所

(平成31.4.1現在)

厚生環境事務所	区分	公立		私立		合計	
		施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
	市 町						
西部部	大 竹 市	4	350	2	115	6	465
	廿 日 市	17	2,290	15	990	32	3,280
	府 中 町	0	0	5	830	5	830
	海 田 町	1	147	6	468	7	615
	熊 野 町	1	180	3	270	4	450
	坂 町	0	0	2	200	2	200
	江 田 島 市	6	455	0	0	6	455
	安 芸 高 田 市	5	387	4	250	9	637
	安 芸 太 田 町	4	156	0	0	4	156
	北 広 島 町	5	180	2	50	7	230
	計	43	4,145	39	3,173	82	7,318
西部東	竹 原 市	5	365	0	0	5	365
	東 広 島 市	27	2,237	23	2,699	50	4,936
	大 崎 上 島 町	0	0	0	0	0	0
	計	32	2,602	23	2,699	55	5,301
東部	三 原 市	9	720	3	302	12	1,022
	尾 道 市	11	1,050	13	820	24	1,870
	世 羅 町	3	150	0	0	3	150
	府 中 市	6	645	6	680	12	1,325
	神 石 高 原 町	5	270	0	0	5	270
	計	34	2,835	22	1,802	56	4,637
北部	三 次 市	20	1,686	3	271	23	1,957
	庄 原 市	15	1,226	1	20	16	1,246
	計	35	2,912	4	291	39	3,203
県 計		144	12,494	88	7,965	232	20,459
広島市		89	11,203	112	13,615	201	24,818
呉市		12	980	27	2,113	39	3,093
福山市		46	4,745	31	3,341	77	8,086
合計		291	29,422	258	27,034	549	56,456

区分 市町	幼保連携型				保育所型				幼稚園型		地方裁量型		合計	
	公立		私立		公立		私立		私立		私立			
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
広島市			25	5,519	1	60	10	1,384	2	343			38	7,306
呉市			18	1,586			2	140	2	110			20	1,726
福山市	1	216	36	5,436					3	484			37	5,652
竹原市			5	353									5	353
三原市	2	231	8	801					1	270			10	1,032
尾道市	1	120	8	1,136	1	100	2	320					12	1,676
三次市							1	120					1	120
庄原市			1	63									1	63
大竹市			1	165									1	165
東広島市			7	984	3	177	3	667					13	1,828
廿日市市			1	111									1	111
安芸高田市			2	225	3	201							5	426
江田島市					3	380							3	380
府中町			1	350									1	350
熊野町									1	111			0	0
坂町			2	250									2	250
安芸太田町					2	120							2	120
北広島町			6	365									6	365
大崎上島町			1	90									1	90
世羅町			3	356									3	356
合計	4	567	125	17,790	13	1,038	18	2,631	9	1,318	0	0	162	22,369

## 8 母子家庭及び寡婦のための施設

施設の種類	施設名	設置者	所在地	入所定員	設立年月日	電話番号
母子・父子福祉センター	尾道市総合福祉センター	尾道市	〒722-0017 尾道市門田町22-5	—	S58.6.10	(0848) 22-8343

## 9 婦人保護施設

施設の種類	施設名	設置者	所在地	入所定員	設立年月日	電話番号
婦人保護施設	シャロン・ハウス	(社福) 呉慈愛会		30	S33.3.1	

## 10 原爆被爆者のための施設

施設名	設置者	管理運営委託先	所在地	入所定員	設立年月日	電話番号
広島原爆養護ホーム	広島県・ 広島市	(公益財団法人) 広島原爆被爆者援護事業団	(舟入むつみ園) 広島市中区舟入幸町14-11	一般養護 100	S45.4.15	(082) 291-1555
			(神田山やすらぎ園) 広島市東区牛田新町一丁目18-2	特別養護 100	S57.6.1	(082) 223-1390
			(倉掛のぞみ園) 広島市安佐北区倉掛三丁目50-1	特別養護 300	H4.7.1	(082) 845-5025
	広島市	(社会福祉法人) 広島常光福祉会	(矢野おりづる園) 広島市安芸区矢野東二丁目4-25	特別養護 100	H19.4.1	(082) 822-1228

11 その他の施設

国民健康保険直営診療施設

(平成31年4月1日現在)

施設の種類	施設名	開設者	所在地	許可病床数	設立年月日	電話番号
国民健康保険直営診療施設(病院)	公立下蒲刈病院	呉市	〒737-0303 呉市下蒲刈町下島2120-4	49	S27.3.1	(0823) 65-3100
	公立みつぎ総合病院	尾道市	〒722-0393 尾道市御調町市124	240 (療養 95)	S31.1.10	(0848) 76-1111
	府中市立湯が丘病院	府中市	〒729-3423 府中市上下町矢野100	248 (精神 248)	S36.7.1	(0847) 62-2238
	市立三次中央病院	三次市	〒728-8502 三次市東酒屋町10531	350	H16.4.1	(0824) 65-0101
	庄原市立西城市民病院	庄原市	〒729-5742 庄原市西城町中野1339	54	S27.1.24	(0824) 82-2611
	安芸太田病院	安芸太田町	〒731-3622 山県郡安芸太田町下殿河内236	149 (療養 52) (精神 44)	S31.7.1	(0826) 22-2299
	公立世羅中央病院	世羅中央病院企業団	〒722-1112 世羅郡世羅町本郷918-3	155 (療養 20)	S28.2.10	(0847) 22-1127
(診療所)	公立下蒲刈病院附属大地蔵診療所	呉市	〒737-0302 呉市下蒲刈町下島3397-2	-	S28.2.10	(0823) 65-2067
	呉市国民健康保険音戸診療所	呉市	〒737-1206 呉市音戸町高須三丁目7-15	10	H12.4.1	(0823) 50-0622
	蒲刈診療所	呉市	〒737-0403 呉市蒲刈町田戸2308-1	-	H8.5.15	(0823) 66-1234
	呉市国民健康保険安浦診療所	呉市	〒737-2512 呉市安浦町安登西六丁目1-39	19	S25.10.1	(0823) 84-3034
	大和診療所	三原市	〒729-1321 三原市大和町和木1538-1	-	S28.4.1	(0847) 34-0034
	公立みつぎ総合病院保健福祉総合施設附属リハビリテーションセンター	尾道市	〒722-0353 尾道市御調町高尾1348-6	19	H12.4.1	(0848) 76-2737
	三次市国民健康保険川西診療所	三次市	〒728-0621 三次市三若町2655-4	-	S20.6.1	(0824) 69-2009
	三次市国民健康保険甲奴診療所	三次市	〒729-4101 三次市甲奴町本郷645-1	-	S23.4.1	(0847) 67-2101
	三次市国民健康保険君田診療所	三次市	〒728-0401 三次市君田町東入君718-6	-	S30.6.1	(0824) 53-2020
	庄原市国民健康保険総領診療所	庄原市	〒729-3703 庄原市総領町下領家71	-	H17.3.31	(0824) 88-2611
	東広島市国民健康保険小田診療所	東広島市	〒739-2207 東広島市河内町小田2182	-	S31.5.15	(082) 438-0539
	安芸太田戸河内診療所	安芸太田町	〒731-3810 山県郡安芸太田町戸河内800-1	-	H20.4.1	(0826) 28-2221
	北広島町豊平診療所	北広島町	〒731-1222 山県郡北広島町阿坂4705	-	S26.12.12	(0826) 84-1155
	北広島町八幡診療所	北広島町	〒731-2552 山県郡北広島町西八幡原1453-13	-	H17.2.1	(0826) 37-0301
	北広島町雄鹿原診療所	北広島町	〒731-2431 山県郡北広島町荒神原200	-	H17.2.1	(0826) 35-0119
	北広島市芸北歯科診療所	北広島町	〒731-2431 山県郡北広島町荒神原200	-	H17.2.1	(0826) 35-0749
	公立くい診療所	世羅中央病院企業団	〒722-1304 三原市久井町江木50-1	-	H23.10.1	(0847) 32-6111
計 24施設				病院 1,245 診療所 48		

(注) 許可病床数欄の括弧内は、一般病床を除く病床数で内数である。

障害者職業能力開発校

学校名	設置者	所在地	設立年月日	電話番号	備考
広島障害者職業能力開発校	国	〒734-0003 広島市南区宇品東四丁目1-23	S28.2.1	(082) 254-1766	県が受託

特別支援学校

平成31年4月1日現在

障害種別	学校名	設置者	所在地	設立年月日	電話番号
視覚障害	広島中央特別支援学校 幼稚園部 小中高等部 専攻科	県	〒732-0009 広島市東区戸坂千足 二丁目1-4	T3.9.1	(082) 229-4134
聴覚障害	広島南特別支援学校 幼稚園部 小中高等部	県	〒730-0822 広島市中区吉島東 二丁目10-33	T3.9.1	(082) 244-0421
聴覚障害 ・ 知的障害	尾道特別支援学校 (聴覚障害)幼稚園部 ----- (知的障害)小中高等部	県	〒722-0022 尾道市栗原町1524	S30.4.1	(0848) 22-5248
	尾道特別支援学校しまなみ分校 (知的障害)小中高等部	県	〒722-2101 尾道市因島大浜町 1517-1	S55.4.1	(0845) 24-1822
	呉南特別支援学校 (聴覚障害)幼稚園部 ----- (知的障害)小中高等部	県	〒737-0003 呉市阿賀中央五丁目 13-71	S27.4.1	(0823) 71-8263
知的障害 ・ 肢体不自由	広島特別支援学校 小中高等部	県	〒739-1743 広島市安佐北区倉掛 二丁目47-1	S38.4.1	(082) 843-1811
肢体不自由	福山特別支援学校 小中高等部	県	〒720-0841 福山市津之郷町津之郷 280-3	S42.4.1	(084) 951-1513
	西条特別支援学校 小中高等部	県	〒739-0036 東広島市西条町田口 314	S38.4.1	(082) 425-1377
	西条特別支援学校八本松分級 小中高等部	県	〒739-0133 東広島市八本松町 米満10198-1	S58.4.1	(082) 428-4028
病弱	広島西特別支援学校 小中高等部	県	〒739-0651 大竹市玖波四丁目 6-10	S38.4.1	(0827) 57-1000
知的障害	廿日市特別支援学校 小中高等部	県	〒738-0034 廿日市市宮内877-2	S49.4.1	(0829) 39-1995
	福山北特別支援学校 小中高等部	県	〒720-2412 福山市加茂町下加茂 7006	S51.4.1	(084) 972-3040
	三原特別支援学校 小中高等部	県	〒729-2361 三原市小泉町199-2	S53.4.1	(0848) 66-3030
	三原特別支援学校大崎分教室 小中高等部	県	〒725-0301 豊田郡大崎上島町 中野2078	S57.4.1	(0846) 64-4046
	呉特別支援学校 小中高等部	県	〒737-0911 呉市焼山北三丁目22-1	S54.4.1	(0823) 33-0300
	呉特別支援学校江能分級 小中高等部	県	〒737-2302 江田島市能美町 鹿川3406-3	S55.4.1	(0823) 45-5120



障害種別	学校名	設置者	所在地	設立年月日	電話番号
知的障害	庄原特別支援学校 小学部 中学部 高等部	県	〒727-0021 庄原市三日市町5004-44	S54.4.1	(0824) 72-5111
	広島北特別支援学校 小学部 中学部 高等部	県	〒731-0212 広島市安佐北区 三入東一丁目25-1	S63.4.1	(082) 818-1201
	沼隈特別支援学校 小学部 中学部 高等部	県	〒720-0401 福山市沼隈町 上山南736-3	S63.4.1	(084) 988-0888
	黒瀬特別支援学校 小学部 中学部 高等部	県	〒739-2622 東広島市黒瀬町 乃美尾25-1	S63.4.1	(0823) 82-6733
	黒瀬特別支援学校安浦分校 高等部	県	〒737-2501 呉市安浦町女子畑 133-3	S63.4.1	(0823) 84-6038
	広島市立広島特別支援学校 小学部 中学部 高等部	広島市	〒734-0013 広島市南区出島 四丁目1-1	S58.4.1	(082) 250-7101



## 10 人材養成施設の状況



1 社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士養成施設

施設の種別	施設名	設置者	所在地	1学年定員	コース	電話番号	
社会福祉士	福山平成大学	学校法人 福山大学	〒720-0001 福山市御幸町上岩成正戸117-1	40	4年	084-972-5001	
	穴吹医療福祉専門学校	学校法人 穴吹学園	〒720-0052 福山市東町二丁目3-6	10	3年	084-931-3325	
	県立広島大学	公立学校法人 県立広島大学	〒723-0053 三原市学園町1-1	40	4年	0848-60-1120	
	広島文教大学	学校法人 武田学園	〒731-0295 広島市安佐北区可部東一丁目2-1	80	4年	082-814-3191	
	専門学校西広島教育福祉学院	学校法人 学田	〒731-3166 広島市安佐南区大塚東三丁目6-1	通信 100人	1年半	082-848-8451	
	広島福祉専門学校	学校法人 中川学園	〒736-0041 安芸郡海田町大正町2-27	78 通信 150	1年 1年半	082-823-0110	
	広島文化学園大学	学校法人 広島文化学園	〒731-4312 安芸郡坂町平成ヶ浜三丁目3-20	60	4年	082-884-1001	
	ヒューマンウェルフェア広島専門学校	学校法人 借楽総合学園	〒732-0068 広島市東区牛田新町三丁目15-38	通信 80	1年9月	082-224-2240	
	広島医療保健専門学校	学校法人 古沢学園	〒731-3166 広島市安佐南区大塚東三丁目2-1	通信 80	1年9月	082-849-6883	
	広島国際学院大学	学校法人 広島国際学院	〒739-0302 広島市安芸区中野6-20-1	20	4年	082-820-2345	
	広島国際大学	学校法人 常翔学園	〒739-2695 東広島市黒瀬学園台555-36	100	4年	0823-70-4510	
	専門学校福祉リソースカレッジ広島	学校法人 古沢学園	〒735-0007 安芸郡府中町石井城一丁目10-15	50	1年 6月	082-288-8804	
	介護福祉士	広島福祉専門学校	学校法人 中川学園	〒736-0041 安芸郡海田町大正町2-27	76 36	2年 3年	082-823-0110
		広島県立世羅高等学校	広島県 世羅郡世羅町本郷870	〒722-1112	40	3年	0847-22-1118
専門学校西広島福祉学院		学校法人 学田	〒731-3166 広島市安佐南区大塚東三丁目6-1	40	2年	082-848-8451	
IGL健康福祉専門学校		学校法人 I G L 学園	〒731-3398 広島市安佐北区安佐町後山2415-6	80	2年	082-838-3331	
福山福祉専門学校		学校法人 英数館	〒720-0072 福山市吉津町12-27	60	2年	084-922-3691	
専門学校福祉リソースカレッジ広島		学校法人 古沢学園	〒735-0007 安芸郡府中町石井城一丁目10-15	40	2年	082-288-8804	
ヒューマンウェルフェア広島専門学校		学校法人 借楽総合学園	〒732-0068 広島市東区牛田新町三丁目15-38	40	2年	082-224-2240	
尾道福祉専門学校		社会福祉法人 尾道さつき会	〒722-0042 尾道市久保町1760-1	40	2年	0848-37-2222	
トリニティカレッジ広島医療福祉専門学校		学校法人 木村学園	〒730-0014 広島市中区上幟町8-18	80	2年	082-223-1164	
IWAD環境福祉専門学校		学校法人 平田学園	〒732-0816 広島市南区比治山本町14-22	30	2年	082-254-9000	
広島文教女子大学		学校法人 武田学園	〒731-0295 広島市安佐北区可部東一丁目2-1	20	4年	082-814-3191	
福山平成大学		学校法人 福山大学	〒720-0001 福山市御幸町上岩成正戸117-1	20	4年	084-972-5001	
広島県立黒瀬高等学校		広島県 東広島市黒瀬町乃美尾1	〒739-2622	40	3年	0823-82-2525	
広島国際大学		学校法人 常翔学園	〒739-2695 東広島市黒瀬学園台555-36	20	4年	0823-70-4510	
精神保健福祉士		専門学校福祉リソースカレッジ広島	学校法人 古沢学園	〒735-0007 安芸郡府中町石井城一丁目10-15	一般昼間 35 一般通信 50 短期通信 50	1年 1年半 9月	082-288-8804
		広島福祉専門学校	学校法人 中川学園	〒736-0041 安芸郡海田町大正町2-27	短期通信 40	9月	082-823-0110

2 看護師等養成施設

区分	施設名	設置者	所在地	1学年定員	修業年限	総定員	指定年月日
助産師	県立広島大学助産学専攻科	公立大学法人 県立広島大学	〒723-0053 三原市学園町1-1	10	1年	10	H21.1.30
	広島国際大学助産学専攻科	学校法人 常翔学園	〒737-0112 呉市古新開五丁目1-1	10	1年	10	H23.4.1
	福山平成大学助産学専攻科	学校法人 福山平成大学	〒720-0001 福山市御幸町上岩成正戸117-1	10	1年	10	H23.4.1
	小計			30		30	

区分	施設名	設置者	所在地	1学年定員	修業年限	総定員	指定年月日
看護師 保健師 看護大学 ※広島大学、日赤広島看護大学では、選択により、助産師資格取得が可能	広島大学医学部保健学科看護学専攻	国立大学法人	〒734-8553 広島市南区霞一丁目2-3	60	4年	240	H4.4.1
	広島国際大学看護学部看護学科	学校法人 常翔学園	〒737-0112 呉市広古新開五丁目1-1	120	4年	480	H9.12.19
	広島文化学園大学看護学部看護学科	学校法人 広島文化学園	〒737-0004 呉市阿賀南二丁目10-3	130	4年	520	H10.12.22
	県立広島大学保健福祉学部看護学科	公立大学法人 県立広島大学	〒723-0053 三原市学園町1-1	60	4年	240	H16.9.30
	日本赤十字広島看護大学看護学部看護学科	学校法人 日本赤十字学園	〒738-0052 廿日市市阿品台東1-2	125	4年	500	H11.12.22
	福山平成大学看護学部看護学科	学校法人 福山平成大学	〒720-0001 福山市御幸町上岩成正戸117-1	80	4年	320	H18.11.30
	広島都市学園大学健康科学部看護学科	学校法人 古沢学園	〒734-0014 広島市南区宇品西五丁目13-18	100	4年	400	H20.10.31
	安田女子大学看護学部看護学科	学校法人 安田学園	〒731-0153 広島市安佐南区安東6丁目13-1	120	4年	360	H26.1.31
	小計			795		3,060	
看護師 養成所 (3年課程)	広島県立三次看護専門学校第一看護学科	広島県	〒728-0023 三次市東酒屋町10518-1	60	3年	180	S54.2.21
	独立行政法人国立病院機構 呉医療センター附属呉看護学校	独立行政法人 国立病院機構	〒737-0023 呉市青山町3-1	80	3年	240	S38.4.1
	広島市立看護専門学校第一看護学科	広島市	〒730-0043 広島市中区富士見町11-27	80	3年	240	H4.12.15
	広島県厚生連尾道看護専門学校	広島県厚生農業 協同組合連合会	〒722-0002 尾道市古浜町7-19	40	3年	120	H4.12.15
	国家公務員共済組合連合会 呉共済病院看護専門学校	国家公務員 共済組合連合会	〒737-0811 呉市西中央三丁目2-4	35	3年	105	S25.3.25
	尾道市医師会看護専門学校	尾道市医師会	〒722-0025 尾道市栗原東二丁目4-33	40	4年	160 (定時制)	S51.2.13
	福山市医師会看護専門学校 第一看護学科	福山市医師会	〒720-0032 福山市三吉町南二丁目11-25	60	3年	180	H22.12.24
	呉市医師会看護専門学校 医療専門課程看護科	呉市医師会	〒737-0056 呉市朝日町15-24	40	4年	160 (定時制)	H28.12.27
	福山医療専門学校 看護学科	学校法人 福山医療学園	〒721-0945 福山市引野町南1-6-45	40	3年	120	H29.12.21
	小計			475		1,505	
	看護師 養成所 (2年課程)	広島県立三次看護専門学校第二看護学科	広島県	〒728-0023 三次市東酒屋町10518-1	20	2年	40
広島市立看護専門学校第二看護学科		広島市	〒730-0043 広島市中区富士見町11-27	40	3年	120 (定時制)	S54.2.21
広島市医師会看護専門学校 医療専門課程		広島市医師会	〒733-8548 広島市西区観音本町一丁目1-1	40	3年	120 (定時制)	S39.9.1
福山市医師会看護専門学校 第二看護学科		福山市医師会	〒720-0032 福山市三吉町南二丁目11-25	40	3年	120 (定時制)	S47.12.27
三原看護専門学校		財団法人三原 看護師養成事業団	〒723-0015 三原市円一町四丁目1-23	40	3年	120 (定時制)	H4.12.15
山陽看護専門学校		学校法人山陽 女子学園	〒738-8504 廿日市市佐方本町1-1	40	2年	80	H1.2.2
小計				220		600	
看護師 5年一貫		広島県立広島皆実高等学校 衛生看護科・専攻科	広島県	〒734-0001 広島市南区出汐二丁目4-76	40	5年	200
	清水ヶ丘高等学校 看護科・看護専攻科	学校法人 清水ヶ丘学園	〒737-0023 呉市青山町2-1	40	5年	200	H29.3.31
	小計			80		400	
准看護師 養成所	広島市医師会看護専門学校 医療高等課程	広島市医師会	〒733-8548 広島市西区観音本町一丁目1-1	240	2年	480	S27.9.8
	呉市医師会看護専門学校 医療高等課程准看護科	呉市医師会	〒737-0056 呉市朝日町15-24	40	2年	80	S29.12.10
	江能准看護学院	江能医師会 連合会	〒737-2131 江田島市江田島町秋月二丁目48-2	25	2年	50	S44.3.31
	三原看護高等専修学校	三原市医師会	〒723-0015 三原市円一町四丁目1-21	40	2年	80	S27.4.8
	尾道准看護学院	尾道市医師会	〒722-0025 尾道市栗原東二丁目4-33	50	2年	100	S27.9.8
	福山市医師会看護専門学校 高等課程准看護科	福山市医師会	〒720-0032 福山市三吉町南二丁目11-25	40	2年	80	S27.9.8
	府中地区医師会准看護学院	府中地区 医師会	〒726-0002 府中市鶴飼町496-1	50	2年	100	S27.9.8
	安佐准看護学院	安佐医師会	〒731-0138 広島市安佐南区祇園二丁目48-7	45	2年	90	S55.1.19
	小計			530		1,060	
計			2,130		6,655		

3 その他の医療従事者養成施設

区分	施設名	設置者	所在地	修業期間	1学年定員	総定員	指定年月日
歯科衛生士	広島大学歯学部口腔健康科学科	国立大学法人 広島大学	〒734-8553 広島市南区霞一丁目2-3	4	20	80	H17.4.1
	広島高等歯科衛生士専門学校	広島県歯科医師会	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2-4	3	50	150	S53.2.28
	専門学校福山歯科衛生士学校	福山市歯科医師会	〒721-0973 福山市南蔵王町六丁目19-34	3	50	150	S47.2.8
	IGL医療福祉専門学校	学校法人 IGL学園	〒731-3164 広島市安佐南区伴東一丁目12-18	3	50	150	H19.4.1
	広島デンタルアカデミー専門学校	学校法人 三宅学園	〒732-0821 広島市南区大須賀町19-11	3	60	180	H19.4.1
	計				230	710	
歯科技工士	広島大学歯学部口腔健康科学科	国立大学法人 広島大学	〒734-8553 広島市南区霞一丁目2-3	4	20	80	H17.4.1
	広島歯科技術専門学校	学校法人 山陽女学園	〒738-0003 廿日市市佐方本町1-1	2	35	70	S47.3.4
	計				55	150	
あん摩マッサーシ指圧師はり師きゅう師	県立広島中央特別支援学校	広島県	〒732-0009 広島市東区戸坂千足二丁目1-4	あん摩 3	8	24	H2.4.1
				あん摩 3	8	24	
				あん摩, はりきゅう 3	8	24	
	IGL医療福祉専門学校	学校法人 IGL学園	〒731-3164 広島市安佐南区伴東一丁目12-18	はり, きゅう 3	30	90	H13.4.1
	朝日医療専門学校広島校	学校法人 朝日医療学園	〒733-0812 広島市西区己斐本町一丁目25-15	はり, きゅう 3	昼 30 夜 30	90 90	H20.3.11
計					114	342	
臨床検査技師	山陽女子短期大学臨床検査学科	学校法人 山陽女学園	〒738-8504 廿日市市佐方本町1-1	3	40	120	H19.4.1
	広島国際大学保健医療学部医療技術学科	学校法人 常翔学園	〒739-2695 東広島市黒瀬学園台555-36	4	40	160	H23.4.1
	計				80	280	
理学療法士 作業療法士	広島大学医学部保健学科	国立大学法人 広島大学	〒734-8553 広島市南区霞一丁目2-3	理学 4	30	120	H4.4.1
				作業 4	30	120	
	県立広島大学保健福祉学部理学療法学科・作業療法学科	公立大学法人 県立広島大学	〒723-0053 三原市学園町1-1	理学 4	30	120	H16.9.30
				作業 4	30	120	
	広島国際大学総合リハビリテーション学部リハビリテーション学科	学校法人 常翔学園	〒739-2695 東広島市黒瀬学園台555-36	理学 4	60	240	H18.4.1
				作業 4	40	160	H23.4.1
	広島医療保健専門学校	学校法人 古沢学園	〒731-3166 広島市安佐南区大塚東三丁目2-1	理学 4	35	140	H12.4.1
	福山医療専門学校	学校法人 福山医療学園	〒721-0945 福山市引野町南一丁目6-45	理学 4	昼 40 夜 40	160 160	H14.4.1
				作業 4	昼 40	160	
	広島都市学園大学健康科学部リハビリテーション学科理学療法専攻・作業療法専攻	学校法人 古沢学園	〒731-3166 広島市安佐南区大塚東三丁目2-1	理学 4	60	240	H25.4.1
作業 4				40	160		
IWAD環境福祉リハビリ専門学校	学校法人 ひらた学園	〒732-0816 広島市南区比治山本町15-16	理学 3	35	105	H29.3.1	
			作業 3	35	105		
計				理学 作業	330 215	1,285 825	
柔道整復師	IGL医療福祉専門学校	学校法人 IGL学園	〒731-3164 広島市安佐南区伴東一丁目12-18	3	30	90	H13.4.1
	MSH医療専門学校	学校法人 MSH医療学園	〒733-0022 広島市西区天満町6-5	3	30	90	H20.2.21
	朝日医療専門学校広島校	学校法人 朝日医療学園	〒733-0812 広島市西区己斐本町一丁目25-15	3	昼 30 夜 30	90 90	H20.3.11
	計				120	360	
診療放射線技師	広島国際大学保健医療学部診療放射線学科	学校法人 常翔学園	〒739-2695 東広島市黒瀬学園台555-36	4	70	280	H10.4.1
	計				70	280	

区分	施設名	設置者	所在地	修業期間	1学年定員	総定員	指定年月日
臨床工学者 技師	トリニティカレッジ広島医療福祉専門学校	学校法人 木村学園	〒730-0014 広島市中区上幟町8-18	3	40	120	H9.4.1
	広島工業大学生命学部生体医工学科	学校法人 鶴学園	〒731-5193 広島市佐伯区三宅二丁目1-1	4	60	240	H24.4.1
	計				100	360	
義肢装具士	広島国際大学総合リハビリテーション学部リハビリテーション支援学科	学校法人 常翔学園	〒739-2695 東広島市黒瀬学園台555-36	4	30	120	H25.4.1
	計				30	120	
言語聴覚士	県立広島大学保健福祉学部コミュニケーション障害学科	公立大学法人 県立広島大学	〒723-0053 三原市学園町1-1	4	30	120	H16.9.30
	広島国際大学総合リハビリテーション学部リハビリテーション学科	学校法人 常翔学園	〒739-2695 東広島市黒瀬学園台555-36	4	30	120	H25.4.1
	広島都市学園大学言語聴覚専攻科	学校法人 古沢学園	〒731-3166 広島市安佐南区大塚東三丁目2-1	2	40	80	H29.10.31
	計				100	320	



4 管理栄養士及び栄養士養成施設

施設名	設置者	所在地	修業期間	1学年定員	総定員	指定年月日
県立広島大学人間文化学部健康科学科 ※1	公立大学法人 県立広島大学	〒734-8558 広島市南区宇品東一丁目1-71	4	35	140	H17.4.1
広島女学院大学生活科学部管理栄養学科 ※1	学校法人 広島女学院	〒732-0063 広島市東区牛田東四丁目13-1	4	70	280	H14.4.1
広島文教大学人間科学部人間栄養学科 ※1	学校法人 武田学園	〒731-0295 広島市安佐北区可部東一丁目2-1	4	70	280	H14.4.1
安田女子大学家政学部管理栄養学科 ※1	学校法人 安田学園	〒731-0153 広島市安佐南区安東六丁目13-1	4	120	480	H16.4.1
広島文化学園短期大学食物栄養学科	学校法人 広島文化学園	〒731-0136 広島市安佐南区長東西三丁目5-1	2	50	100	S42.3.15
広島文化学園短期大学専攻科栄養専攻 ※3	学校法人 広島文化学園	〒731-0136 広島市安佐南区長東西三丁目5-1	※2	2	5	H11.4.1
山陽女子短期大学食物栄養学科(栄養管理コース)	学校法人 山陽女学園	〒738-8504 廿日市市佐方本町1-1	2	40	80	S41.3.2
福山大学生命工学部生命栄養科学科 ※1	学校法人 福山大学	〒729-0292 福山市学園町1番地三蔵	4	50	200	H20.4.1
比治山大学健康栄養学部管理栄養学科 ※1	学校法人 比治山学園	〒732-8509 広島市東区牛田新町四丁目1-1	4	70	280	H26.4.1
広島国際大学国際栄養学部医療栄養学科 ※1	学校法人 常翔学園	〒737-0112 呉市広古新開五丁目1番1号	4	60	240	H26.4.1
広島修道大学健康科学部健康栄養学科 ※1	学校法人 修道学園	〒731-3195 広島市安佐南区大塚東一丁目1-1	4	80	320	H29.4.1
計				650	2,410	

※1 管理栄養士養成施設 ※2 専攻科は、短大で栄養士養成課程を修めた者を対象とする。 ※3 学位授与機構認定専攻科

5 調理師養成施設

施設名	設置者	所在地	課程名	1学年定員	総定員	指定年月日
広島酔心調理製菓専門学校	学校法人 原田学園	〒733-0024 広島市西区福島町二丁目4-1	昼間1年課程	80	320	S46.12.24
			昼間2年課程	120		
穴吹調理製菓専門学校	学校法人 穴吹学園	〒720-0052 福山市東町二丁目2-24	昼間1年課程	30	110	S48.3.9
			昼間2年課程	40		
広島県立総合技術高等学校食デザイン科	広島県	〒729-0417 三原市本郷南5-25-1	昼間(3年)	40	120	H17.3.25
山陽女子短期大学食物栄養学科栄養調理コース	学校法人 山陽女学園	〒738-8504 廿日市市佐方本町1-1	昼間(2年)	20	40	H17.11.28
進徳女子高等学校食育デザイン科	学校法人 進徳学園	〒734-0007 広島市南区皆実町一丁目1-58	昼間(3年)	70	210	H19.3.5
計				400	800	

(注)課程名の( )は、修業期間である。

6 理・美容師養成施設

施設名	設置者	所在地	理容師		美容師		指定年月日
			課程別	入学定員	課程別	入学定員	
広島県理容美容専門学校	学校法人 広島理容美容学園	〒730-0042 広島市中区国泰寺町1-8-24	昼間	40	昼間	80	H10.4.1
			通信	40	通信	80	
			理容師修得	10	美容師修得	10	H30.3.23
広島県東部美容専門学校	一般社団法人 広島県東部美容協会	〒720-0067 福山市西町二丁目16番15号			昼間	80	H10.4.1
					通信	40	
					美容師修得	5	H30.8.21
専門学校 マインドビューティーカレッジ	学校法人 翠学園	〒730-0051 広島市中区大手町三丁目8番11号			昼間	120	H10.4.1
				通信	40		
広島美容専門学校(美容師科)	学校法人 上野学園	〒730-0052 広島市中区千田町三丁目15番1号			昼間	160	H13.3.29
広島美容専門学校(トータルビューティー科)					昼間	40	H25.1.25
穴吹ビューティ専門学校	学校法人 穴吹学園	〒720-0801 福山市入船町2-2-3			昼間	40	H15.3.20
広島ビューティーアンドブライダル専門学校	学校法人 三幸学園	〒732-0821 広島市南区大須賀町15番24号			昼間	40	H30.5.1
					通信	40	H30.5.1
計			昼間	40	昼間	560	
			通信	40	通信	200	
			理容師修得	10	美容師修得	15	

(注)修業期間は、昼間2年以上、通信3年以上、修得1年以上。

7 製菓衛生師養成施設

施設名	設置者	所在地	課程名	修業期間	入学定員	指定年月日
広島製菓専門学校	学校法人 古沢学園	〒730-0812 広島市中区加古町1-19	洋菓子科	昼間2年	70	H11.12.21
広島ビジネス専門学校	学校法人 上野学園	〒730-0042 広島市中区国泰寺町二丁目5-23	製菓衛生学科	昼間2年	30	H12.8.18
広島酔心調理製菓専門学校	学校法人 原田学園	〒733-0024 広島市西区福島町二丁目4-1	製菓衛生師科	昼間2年	40	H19.3.2
			通信課程 製菓衛生師科	1年	80	H25.4.11
穴吹調理製菓専門学校	学校法人 穴吹学園	〒720-0052 福山市東町二丁目2-24	パティシエ・ベーカリー学科	昼間2年	30	H20.3.12
			製菓学科	昼間1年	30	
			通信課程 製菓通信学科	2年	90	H28.2.9
計					370	

8 食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設

施設名	設置者	所在地	修業期間	指定年月日
広島大学生物生産学部生物生産学科 食品衛生監視員及び食品衛生管理者養成課程	国立大学法人広島大学	〒739-0046 東広島市鏡山1-3-2	4年	S55.11.7
福山大学生命工学部生命栄養科学科食品衛生コース	学校法人福山大学	〒729-0292 福山市東村町字三蔵985番地の1	4年	H7.12.21
福山大学生命工学部海洋生物科学科食品衛生コース	学校法人福山大学	〒729-0292 福山市東村町字三蔵985番地の1	4年	H25.3.11
福山大学生命工学部生物工科学科食品衛生コース	学校法人福山大学	〒729-0292 福山市東村町字三蔵985番地の1	4年	H25.3.11
広島女学院大学人間生活学部管理栄養学科 食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成課程	学校法人広島女学院	〒732-0063 広島市東区牛田東4-13-1	4年	H15.12.24
安田女子大学家政学部管理栄養学科 食品衛生管理者・食品衛生監視員コース	学校法人安田学園	〒731-0153 広島市安佐南区安東6-13-1	4年	H15.12.25
県立広島大学生命環境学部生命科学科 食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格取得コース	公立大学法人 県立広島大学	〒727-0023 庄原市七塚町5562	4年	H16.11.26
県立広島大学生命環境学部環境科学科 食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格取得コース	公立大学法人 県立広島大学	〒727-0023 庄原市七塚町5562	4年	H16.11.26
県立広島大学人間文化学部健康科学科	公立大学法人 県立広島大学	〒734-8558 広島市南区宇品東1-1-71	4年	H25.3.11
近畿大学工学部化学生命工科学科食品衛生管理者・ 食品衛生監視員課程	学校法人近畿大学	〒739-2116 東広島市高屋うめの辺1番地	4年	H21.2.6
広島工業大学生命学部食品生命科学科	学校法人鶴学園	〒731-5193 広島市佐伯区三宅2-1-1	4年	H24.3.13
広島国際学院大学工学部生産工科学科バイオ生産コース	学校法人広島国際学院	〒739-0321 広島市安芸区中野6-20-1	4年	H25.3.11
広島国際大学医療栄養学部医療栄養学科	学校法人常翔学園	〒737-0112 呉市広古新開5-1-1	4年	H28.2.24
広島修道大学健康科学部健康栄養学科 食品衛生管理者・食品衛生監視員課程	学校法人修道学園	〒731-3195 広島市安佐南区大塚東1-1-1	4年	H29.3.9

9 医師、歯科医師、薬剤師養成施設

区分	施設名	設置者	所在地	1学年定員	修業年限	総定員
医師	広島大学医学部医学科	国立大学法人 広島大学	〒734-0037 広島市南区霞一丁目2-3	120	6年	720
	小計			120		720
歯科医師	広島大学歯学部歯学科	国立大学法人 広島大学	〒734-0037 広島市南区霞一丁目2-3	53	6年	318
	小計			53		318
薬剤師	広島大学薬学部	国立大学法人 広島大学	〒734-8551 広島市南区霞一丁目2-3	38	6年	228
	広島国際大学薬学部	学校法人 大阪工大摂南大学	〒737-0112 呉市広古新開五丁目1-1	120	6年	800
	福山大学薬学部	学校法人 福山大学	〒729-0292 福山市学園町1	150	6年	1,150
	安田女子大学薬学部	学校法人 安田学園	〒731-0153 広島市安佐南区安東六丁目13-1	120	6年	760
	小計			468		3,098

(※薬学部の修業年限6年は平成18年度から)

10 保育士養成施設【H28.3.31まで厚生労働省指定 H28.4.1から広島県指定】

H30.4.1現在

施設名	設置者	所在地	修業期間	1学年定員	総定員	指定年月日
福山平成大学 健康福祉学部こども学科	学校法人 福山大学	〒720-0001 福山市御幸町上岩成正戸117-1	4	50	200	H14.3.28
福山平成大学 健康福祉学部福祉学科	学校法人 福山大学	〒720-0001 福山市御幸町上岩成正戸117-1	4	40	160	H26.2.20
福山市立大学 教育学部児童教育学科保育コース	福山市	〒721-0964 福山市港町2-19-1	4	50	200	H23.3.18
穴吹医療福祉専門学校 こども保育学科	学校法人 穴吹学園	〒720-0052 福山市東町2-3-6	2	20	40	H26.2.20
広島文化学園短期大学 保育学科	学校法人 広島文化学園	〒731-0136 広島市安佐南区長東西3-5-1	2	100	200	H9.2.25
広島文化学園大学 学芸学部子ども学科	学校法人 広島文化学園	〒731-0136 広島市安佐南区長東西3-5-1	4	80	320	H22.3.24
安田女子短期大学 保育科	学校法人 安田学園	〒731-0153 広島市安佐南区安東6-13-1	2	150	300	S38.2.15
安田女子大学教 教育学部児童教育学科	学校法人 安田学園	〒731-0153 広島市安佐南区安東6-13-1	4	150	620	H14.3.25
広島文教女子大学 人間科学部初等教育学科幼児教育コース	学校法人 武田学園	〒731-0295 広島市安佐北区可部東1-2-1	4	60	240	H12.12.27
広島文教女子大学 人間福祉学科社会福祉コース保育専修	学校法人 武田学園	〒731-0295 広島市安佐北区可部東1-2-1	4	50	200	H12.12.27
広島女学院大学 人間生活学部幼児教育心理学科	学校法人 広島女学院	〒732-0063 広島市東区牛田東4-13-1	4	90	360	H19.3.30
比治山大学短期大学部 幼児教育科	学校法人 比治山学園	〒732-8509 広島市東区牛田新町4-1-1	2	100	200	S53.3.9
比治山大学 現代文化学部子ども発達教育学科	学校法人 比治山学園	〒732-8509 広島市東区牛田新町4-1-1	4	70	280	H21.3.27
広島国際大学 医療福祉学部医療福祉学科保育学専攻	学校法人 常翔学園	〒739-2695 東広島市黒瀬学園台555-36	4	30	120	H25.3.21
広島都市学園大学 子ども教育学部子ども教育学科	学校法人 古沢学園	〒730-0811 広島市中区中島町9-11	4	78	312	H26.3.24
広島修道大学 人文学部教育学科	学校法人 修道学園	〒731-3611 広島市安佐南区大塚東1-1-1	4	50	200	H28.3.25
IWAD環境福祉リハビリ専門学校 人間総合福祉学科こども保育コース	学校法人 ひらた学園	〒732-0816 広島市南区比治山本町14-22	2	30	60	H29.3.7
広島医療秘書こども専門学校 保育科	学校法人 三幸学園	〒732-0012 広島県広島市中区上八丁堀7-15	2	72	144	H30.3.16
総合学園ヒューマンアカデミー広島校 チャイルドケアカレッジこども保育専攻	株式会社	〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町8-18	2	50	100	H31.3.27